328ミリのおしえ

―昭和61年８月 台風10号による災害記録―

栃木県茂木町

328ミリのおしえ

―昭和61年８月 台風10号による災害記録―

栃木県茂木町

はじめに

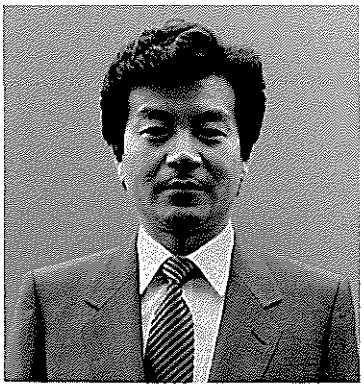

このたび、多くの皆様がたをはじめ、関係機関のご協力により、昨年本町を襲った台風10号の生の姿を記録にまとめ、ここに「災害記録誌」を発刊する運びとなりました。

振り返ってみますと、ちょうど1年前の8月4日から5日未明にかけて、有史以来の328.5ミリという豪雨に見舞われ、各地の河川は氾濫、崖崩れ、幹線道路の寸断と本町は完全に陸の孤島と化してしまいました。なかでも市街地は、逆川の大洪水によって見るも無惨なガレキのまちに変わってしまったのです。そして尊い3人の生命を奪い、被害総額も約110億円に達する未曽有の大災害となりました。改めて、亡くなられたかたがたに心からごめい福をお祈り申し上げます。

特に、今こそ我が郷土を過疎の町から脱却させ、自立した生活基盤をもって生きがいと誇りある町づくりを目指そうとした矢先であり、それを思うとかえすがえすも無念でなりません。しかしながら、これまでにない厳しい試練に遭いながらも黙々と泥と汗にまみれながら復旧作業に取り組んでいる町民の姿を見たとき、なんとしてもその気持ちに報いなくては、と心に誓ったのです。幸い、全町民がこの苦境に屈することなく一丸となって努力を続けた結果、また、県内はもとより全国各地からお寄せいただいた心温まるご厚志によりほとんど傷あとも分からないくらい町並みも整ってまいりました。

そこで私どもは今回の貴重な体験を教訓として、再びこのような災害に遭わぬよう強い町、安全な町づくりを目標に新たなスタートを切ったのです。まず、町づくりの基本は治山、 治水であることを改めて知らされました。 普段何げなく空気のように享受している「安全」というものが、これらの努力の上に成り立っているのです。

そのためにも、ただいま行われつつある河川の大改修を何としても町民の皆様の協力のもとに完成させなくてはなりません。町民の生命と財産を守るとともに、遠大なるテーマを掲げ、強い精神力をもって必ずや近い将来りっぱな町をつくり、全国のお世話になったかたがたへ恩返しをしたいと考えております。

この「災害記録誌」が、少しでも皆様のお役に立ち、また、次代を担う子、孫たちに生きた資料として受け継がれていったならどんなにか有り難いことと思います。

終わりに、本町の復旧に対しご援助、ご奉仕いただいた多くの皆様がたに心から感謝を申し上げますとともに、本書の刊行に各方面から寄せられましたご協力に深くお礼を申し上げます。

昭和 62 年 8 月

茂木町長　阿　部　武　史

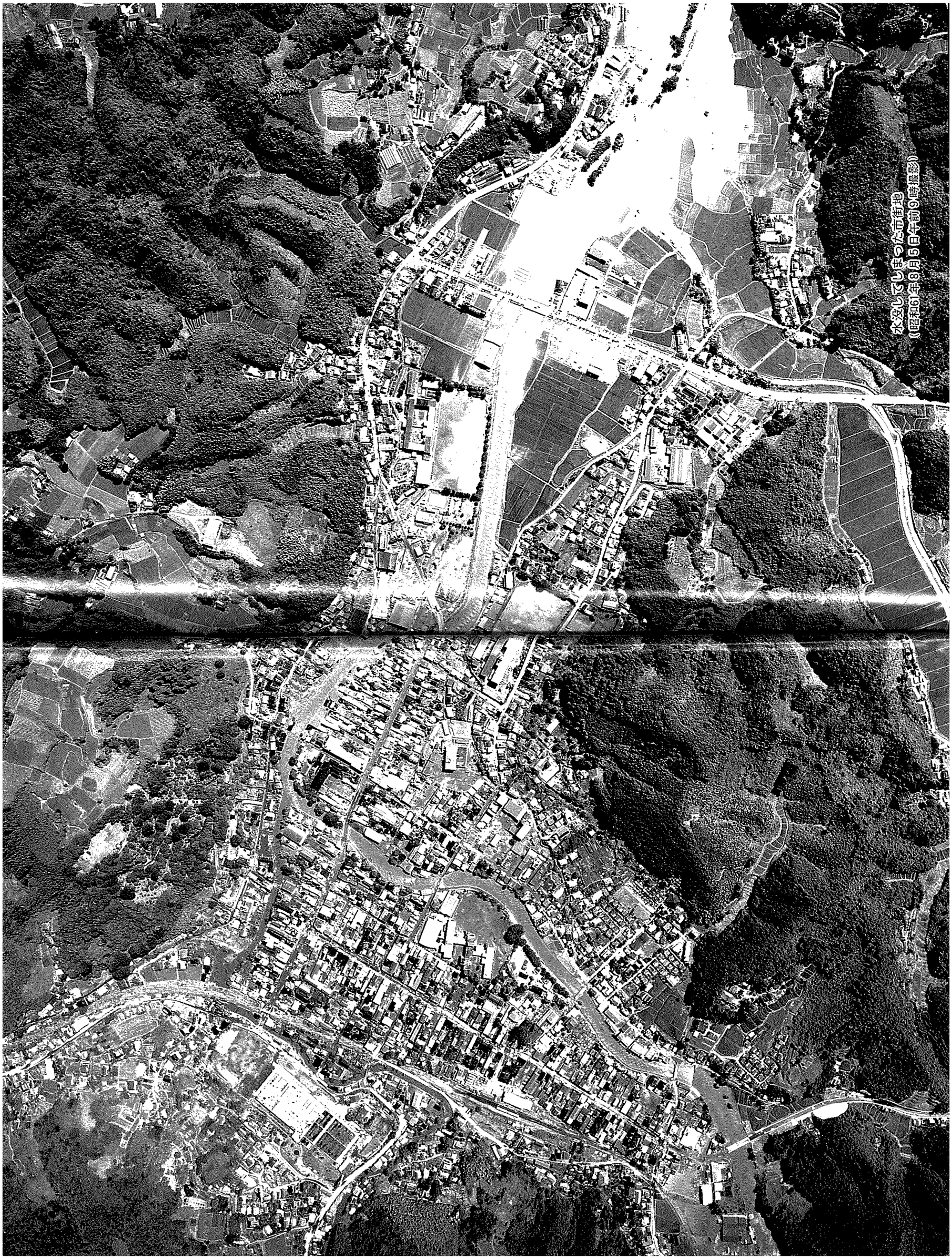

水没してしまった市街地
（昭和61年8月5日午前9時撮影）

▲泥水につかった下砂田地内

▲激流となった国道123号線　榎本地内

▲軒下まで泥水が押し寄せた国道294号線上横町地内

▲ 泥水が腰まできた町民センター前

▲泥沼と化した飯野東地区

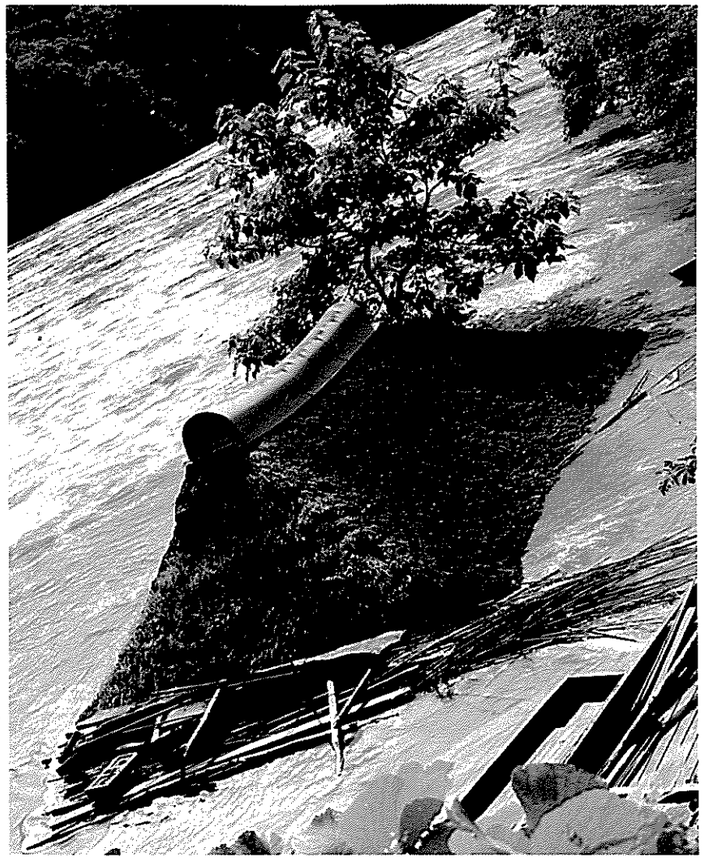

▶那珂川の氾濫で流される
生井地内の住宅

▲那珂川の氾濫で水没した大瀬のヤナとふるさとセンター

▲水田も冠水し逆川の護岸も崩れた木幡大橋付近

▲ゴミがたまり流れの障害となった仲橋

▲欄干も流れてしまった桔梗橋

▲山崩れで車も押し流され通行止となった山内元古沢地区

▲山からの鉄砲水によって県道も寸断された深沢下乙地区

▲たたきつける激流にたえる榎本橋

▲水に浸った家財道具を整理する下砂田の皆さん

▲ガレキの山となった下横町地内

▲泥と汗にまみれながらガレキを片づける下郭内の皆さん

災害対策本部解散までの

主な動き

月日	事　項　等
8月4日	• 大雨・洪水注意報（午後１時10分）
	• 大雨・洪水警報、強風注意報（午後８時30分）
	• 真岡土木事務所から20時現在で逆川の警戒水位（1.8メートル）突破の通報（午後９時45分）
	• 町災害対策本部設置（午後10時）
	• 避難命令発令（午後11時45分）
5日	• 電気一部停電（午前３時）
	• 自衛隊の出動要請（午前３時45分）
	• 電話一部不通（午前４時）
	• 最高水位測定（午前４時）
	• 上水道、簡易水道断水（午前４時）
	• 町田地区で土砂崩れにより２人死亡確認（午前４時20分）
	• 災害救助法が適用（午前10時）
	• 自衛隊の給水車の派遣要請
	• 上の町で水死者確認(午後２時47分)
	• 県防災行政無線が不通
	• 日本赤十字社栃木支部医療班、診療開始
	• 緊急物資到着
	• 送電開始（午後５時）
	• 上水道60％復旧（午後６時）
	• 渡辺栃木県知事災害視察
6日	• 防疫薬剤散布開始
	• 町議会全員協議会（災害対策について）（午前９時）
	• 町内ガレキの除去作業開始
	• し尿くみ取り開始
	• 上水道95％復旧
	• 町の義援金受け付け開始
	• 渡辺栃木県知事災害視察

月日	事　項　等
8月7日	• 町内の交通規制開始
	• 商工業者の災害状況調査
	• 防疫薬剤散布、クレゾールの配布終了
	• 全壊、半壊等被害家屋調査（町）
	• 罹災証明発行開始
8日	• 緊急議員全員協議会（議会としての対応）（午前10時）
	• 北高岡地内根本マサ宅避難命令（午後６時）
	• 簡易水道95％復旧
9日	• 藤尾文部大臣災害状況調査
	• 綿貫国土庁長官を団長とする政府調査団災害状況調査
	• 町内の災害状況調査（県の応援）
	• 水道100％復旧
	• 緊急議員全員協議会（議会としての対応）（午前10時）
10日	• 救援物資支給
11日	• 天野建設大臣災害視察
	• 衆議院災害対策特別委員会調査団災害視察
	• 自民党本部災害対策委員長災害視察
	• 稲村環境庁長官災害視察
	• 町議会全員協議会（調査団の対応と今後の対策）
	• 町内の医療機関診療開始
	• 救援物資、町民センター、茂木小学校体育館 満ぱい

月日	事　項　等
8月12日	• 消防団、町の清掃
13日	• 日赤医療班診療終了（午前９時） • 電話の復旧完了（午後０時） • 交通規制解除（午後５時） • 町内の区長会（救援物資について） • し尿くみ取り終了 • スーパー開店
15日	• 県総務部長、土木部長災害視察 • 商工業者の災害状況調査終了
16日	• 町民税納期延長決定
17日	• ごみ焼却開始
19日	• 参議院災害対策特別委員会調査団災害視察 • 救援物資各家庭へ配布 • 町議会全員協議会（災害の対応）（午後１時）
20日	• 町長県庁へ災害復旧の要望 • ごみ収集大作戦開始（２回目） • 救援物資各区長宅へ配布
21日	• 町長各省庁へ災害復旧の要望
22日	• 被災者災害見舞金配分委員会
23日	• ごみ収集終了
28日	• 建物共済水害見舞金配布
30日	• 町議会全員協議会（陳情について）（午前11時50分）

月日	事　項　等
9月2日	• 町長各省庁へ陳情
5日	• 町長、町議会議員各省庁へ陳情 • 町内小中学校からの義援金を児童生徒に配分
7日	• クリーン大作戦
9日	• 逆川河川改修説明会始まる
25日	• ごみの焼却完了
26日	• 局地激甚災害適用（閣議決定）
30日	• 局地激甚災害適用（政令公布）
10月1日	• 逆川河川改修事務所開設
2日	• 町長各省庁へ災害復旧の要望
3日	• 町長知事へ災害復旧の要望
10日	• 並松ごみ焼却場覆土終了
11日	• 北高岡地内 根本マサ宅避難命令解除
14日	• 町議会全員協議会（災害復興計画等）（午前９時）
24日	• 災害対策本部解散

目　　次

はじめに …… 1
写　　真 …… 2
災害対策本部解散までの主な動き …… 12

第１章　気象の記録 …… 17
第１節　概　　要 …… 19
1　気象の経過 …… 19
2　地上の天気図 …… 20
3　降雨の状況 …… 21
第２節　気象通報 …… 22
1　注意報・警報・情報の発表 …… 22
2　発表内容 …… 22

第２章　災害時の対応 …… 25
第１節　町の防災体制と対応 …… 27
1　注意体制と警戒体制 …… 27
2　災害対策本部の設置と対応 …… 28
3　消防団の対応 …… 29
4　防災協力隊の対応 …… 30
第２節　県内官公署等の体制および対応 …… 31
1　栃木県の対応 …… 31
2　警察の対応 …… 32
3　陸上自衛隊の対応 …… 33
4　消防茂木分署の対応 …… 34
5　東京電力栃木支店茂木営業所の対応 …… 35
6　NTT茂木電報電話局の対応 …… 36
7　日本国有鉄道(現JR東日本㈱)の対応 …… 37

第３章　被害の状況 …… 39
第１節　被害の概況 …… 41
第２節　被害の状況 …… 44
1　人的被害および家屋の被害 …… 44
2　交通および通信設備の被害 …… 45
3　電気、水道およびLPガス施設の被害 …… 47
4　土木関係の被害 …… 50
5　農林水産業の被害 …… 57
6　商工業関係の被害 …… 62
7　医療関係施設等の被害 …… 63
8　文教関係の被害 …… 64
9　役場および公共施設・金融機関の被害 …… 65

第４章　応急的な復旧 …… 69
第１節　概　　要 …… 71
第２節　生活関連緊急対策 …… 72
1 生活用水 …… 72
2 電　　気 …… 74
3 電　　話 …… 75
4 ＬＰガス …… 79
5 医療活動 …… 80
6 防疫活動 …… 81
7 廃棄物処理 …… 83
8 緊急食品の確保 …… 84
9 緊急輸送路の確保 …… 85
10 緊急物価調査 …… 86
第３節　幹線道路および鉄道の応急復旧 …… 87
1 幹線道路 …… 87
2 交　　通 …… 88
3 交通規制 …… 89
第４節　その他の応急対策 …… 91
1 保健衛生関係 …… 91
2 建設関係 …… 92
3 農林関係 …… 93
4 文教関係 …… 94
5 広報活動 …… 95
6 罹災証明の発行 …… 96
7 義 援 金 …… 97
8 救援物資 …… 98

第５章　その後の本格的な復旧 …… 99
第１節　災害復旧 …… 101
1 災害復旧の概要 …… 101
2 生活関連の復旧 …… 102
3 交通および通信設備の復旧 …… 103
第２節　復旧のための融資制度等 …… 104
1 商工業者への融資 …… 104
2 農林業の補助および融資制度 …… 106
3 税金、水道料金の減免 …… 107
4 福祉制度 …… 110
第３節　町の中の動き …… 112
1 クリーン作戦 …… 112
2 フラワーボックス …… 113
3 各種ボランティアの活動 …… 114

第６章　防災措置 …… 115
第１節　災害視察・陳情・激甚災害指定 …… 117
第２節　防災対策 …… 120
1　河川改修 …… 120
2　逆川河川改修激特事業 …… 121
3　移転者対策 …… 124
4　誇れる町づくり …… 125
第３節　防災計画 …… 126
1　防災措置 …… 126
2　防災体制 …… 129
3　啓　も　う …… 130

第７章　まとめ …… 137

〈災害体験記〉 …… 141

〈災害関係町報・新聞記事等〉 …… 155

―資　　料― …… 223

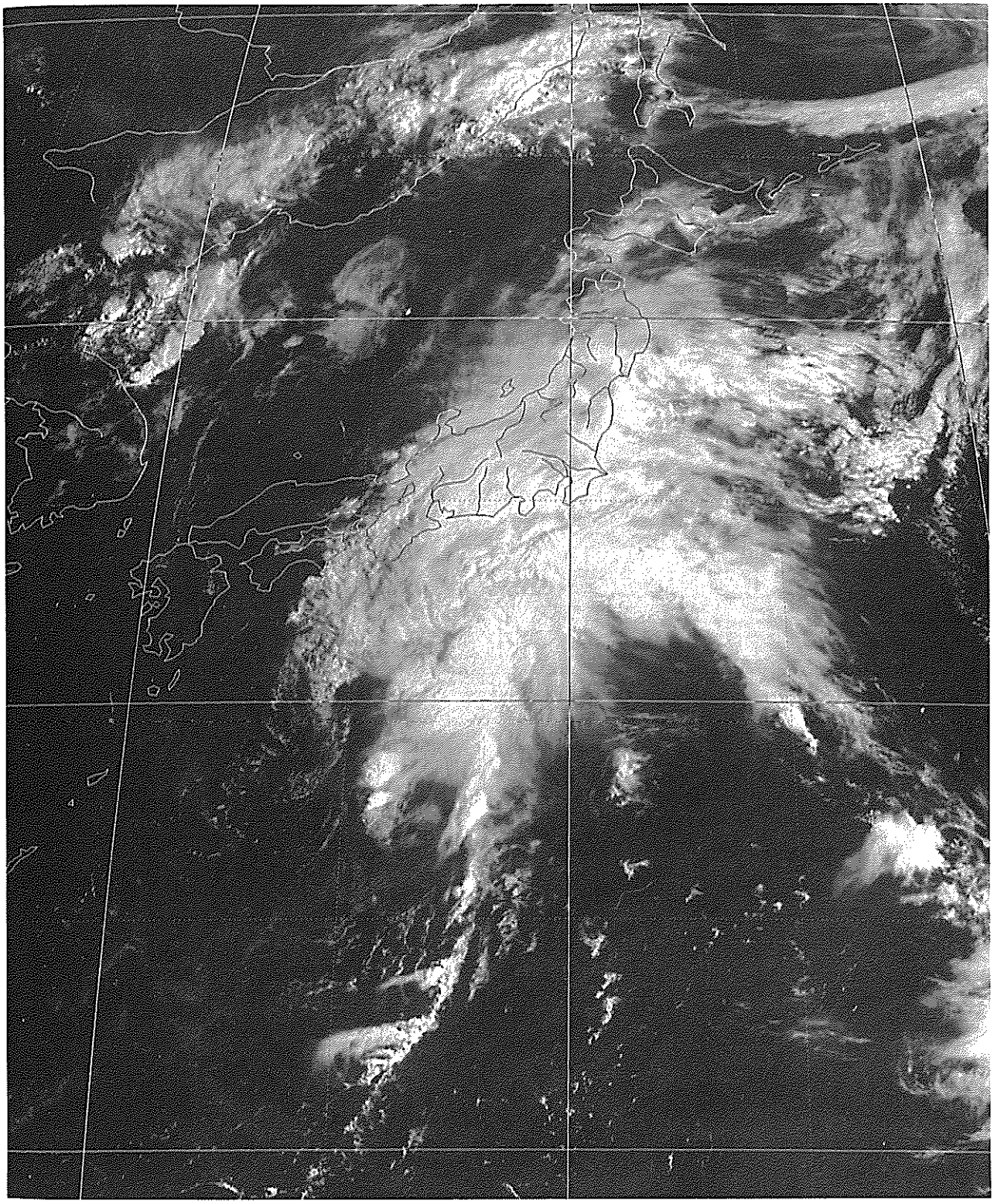

▲気象衛星「ひまわり」から撮影した台風10号（昭和61年８月４日午前９時）可視画像

第１章　気象の記録

第1節　概　　要

1．気象の経過

7月29日午後9時、フィリピン東方海上に発生した弱い熱帯低気圧が8月1日午前3時、ルソン島の東で台風10号となった。その後、台風は北東に進み沖縄沖大東島の南を通り、中心気圧985ミリバールの勢力を保ちながら速度を速め4日には本州の南方海上に達した。

一方、千島付近に中心をもつ高気圧があって、北日本に張り出していた。この状況下で、台風は、4日午後9時、静岡県石廊崎の南約120キロの海上で中心気圧980ミリバールの温帯低気圧に変わり、5日未明にかけて房総半島を縦断した。その後、進行速度がきわめて遅くなり、5日早朝には福島県沖を通過して、さらに6日朝には三陸沖でほとんど停滞状態となった。

本町では台風がもたらした高温多湿な気流によって、低気圧に伴う前線が活発化したことと、温帯低気圧の移動が遅くなったことが重なって、風が強まり豪雨となって5日午前6時ごろまで降り続き、その後天気は回復し暑い一日となった。

2．地上の天気図

(1)　台風10号の経路図

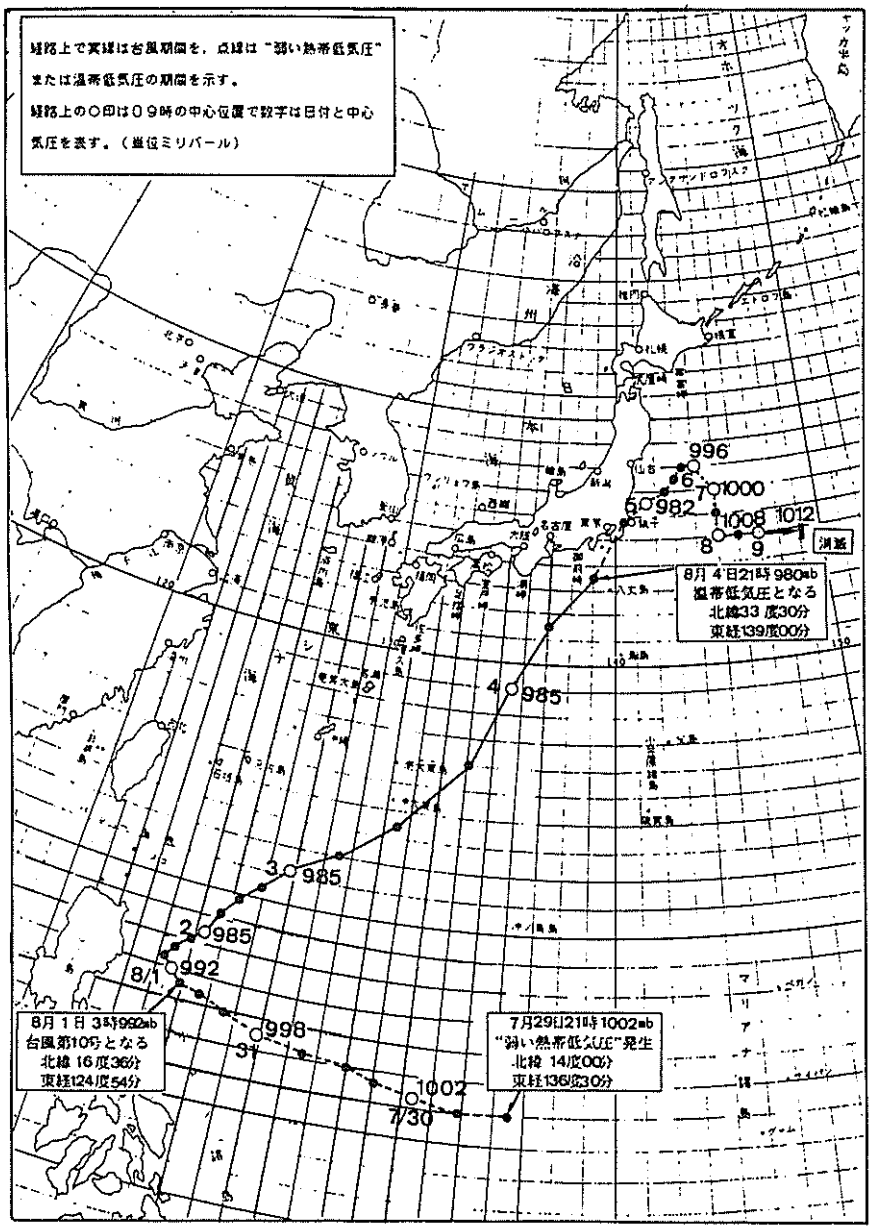

(2)　4日午前9時の天気図

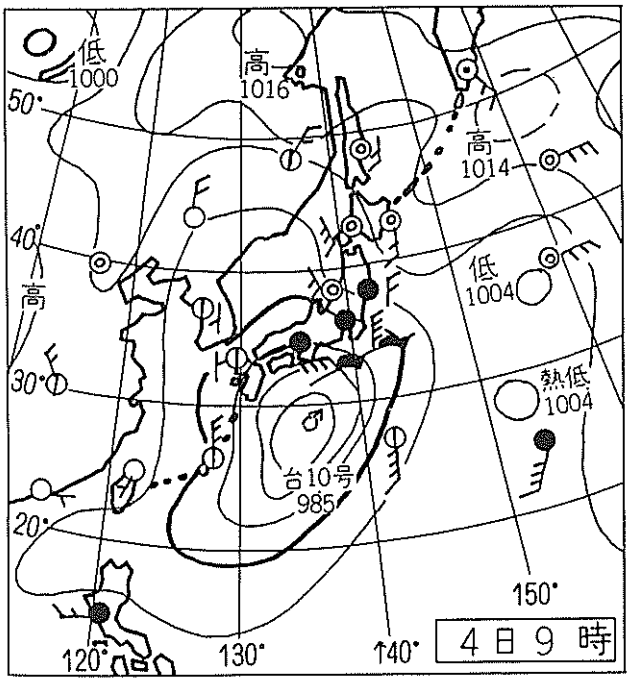

(3)　5日午前9時の天気図

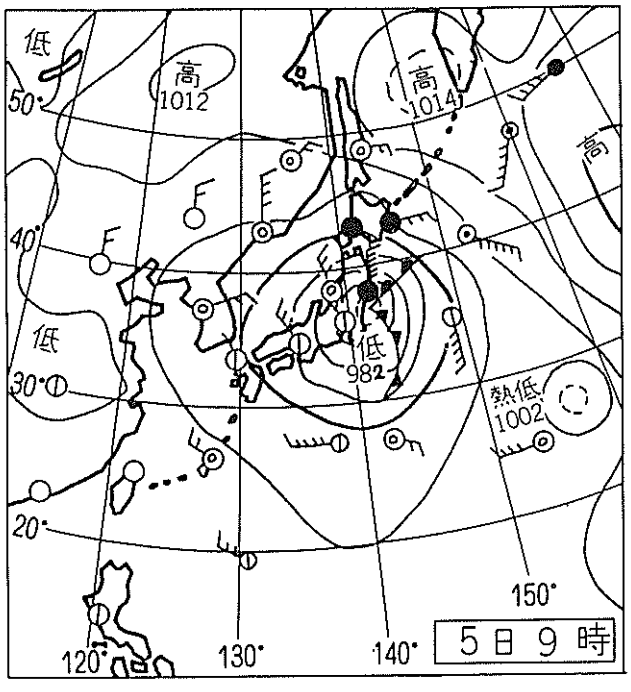

3. 降雨の状況

本町の降雨は、台風10号の北上に伴い4日午前4時ごろから降り始めた。役場の雨量計では、4日午前4時から5日午前6時までの26時間の総雨量は328.5ミリに達した。郡内および隣接する市町村の降雨量を調べてみると二宮町の360.4ミリに次ぐ降雨があった。

郡内および隣接する市町村の雨量

(単位ミリ)

市町村名	茂木町	市貝町	益子町	芳賀町	真岡市	二宮町	笠間市	七会村	御前山村	烏山町
雨　量	328.5	318.5	297.1	311.4	327.0	360.4	180.0	291.0	236.0	292.5

時間別の雨量(表参照)を見ると4日午前4時から降り続いた雨は、特に5日午前1時から2時にかけては、56ミリを記録した。

茂木町の雨量は、年間およそ1,400ミリとなっているが、この二日間で、年平均の5分の1にも達し、降雨のすさまじさを物語っている。

時間別雨量

(単位ミリ)

時　間	4日 4時～12時	12時～16時	16時～20時	5日 20時～2時	2時～4時	4時～ 6時	総　雨　量
雨　量	17	27	51	180.5	44	9	328.5

※1時間当たり最大雨量　8月5日1時～2時　56ミリ

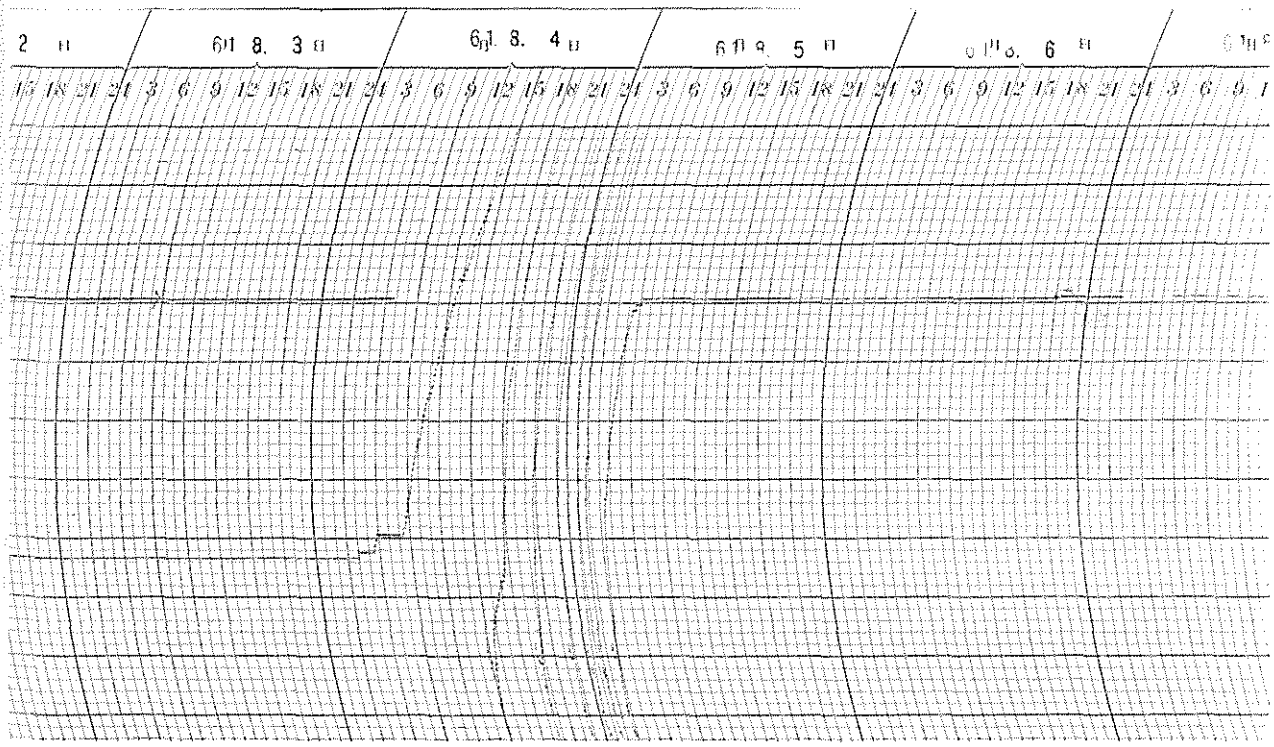

▲雨量を記録したオシログラフ

第2節　気象通報

1．注意報・警報・情報の発表

(1)　注意報・警報の発表状況

地　　域	種　　類	発　表　時　間
栃　木　県	大雨・洪水注意報	4日　午後1時10分
	大雨・洪水警報、強風注意報	4日　午後8時30分
	洪水警報	5日　午前6時15分
	洪水・強風注意報	5日　午後2時50分
	洪水注意報	5日　午後5時20分
	解　　除	6日　午前11時30分

(2)　台風と低気圧に関する気象情報発表状況

地　　域	種　　類		発　表　時　間
栃　木　県	第1号	大雨と台風10号に関する情報	4日　午後6時50分
	第2号	大雨と低気圧に関する情報	4日　午後10時30分
	第3号	〃	5日　午前0時30分
	第4号	〃	5日　午前2時30分
	第5号	〃	5日　午前4時20分

2．発表内容

(1)　注意報・警報

◎　4日　午後1時10分発表　大雨・洪水注意報

「台風10号が接近し、これから明日昼ごろにかけて大雨となり、今後の雨量は多い所で1時間に30ミリ前後、総雨量は、平野部で70～100ミリ、山沿いでは100～150ミリの見込みです。河川の増水、氾濫、低地の浸水、崖崩れに注意してください。」

◎　4日　午後8時30分発表　大雨・洪水警報　強風注意報

警告文　台風の接近でさらに100ミリ前後の雨が降り総雨量は200ミリを超える見込み

「大型で並の台風10号が今夜半すぎから、明早朝にかけ、当地方をかなり接近して通過する見込みです。県内では今朝から既に100ミリ前後の雨が降っており明朝までにさらに100ミリぐらいの雨が降り、総雨量が平野部でも200ミリを超えるところがある見込みです。河川の氾濫、浸水、山崩れ、崖崩れ等災害の起こる恐れがありますので、厳重に警戒してください。また北よりの風、最大風速は15メートル前後となりますのであわせて注意してください。」

◎　5日　午前6時15分発表　洪水警報

「引き続き、河川が増水・氾濫、低地の浸水に厳重に警戒、大雨の恐れがなくなりましたが、今までの雨で河川が増水、氾濫、低地の浸水に厳重な警戒を要します。」

◎　5日　午後2時50分発表　洪水・強風注意報

「洪水警報を解除し、洪水注意報・強風注意報に切り替えます。県内の河川の水位はピークを過ぎ、減少に向かっていますが、まだ、警戒水位を越えている所がありますので、なお、注意を続けてください。また、台風崩れの低気圧に吹き込む北西の風が強まって、最大風速が12メートルに達する所がある見込みですので、あわせて注意してください。」

◎　5日　午後5時20分発表　洪水注意報（県南部）

「県内の河川の水位は減少していますが、南部ではまだ警戒水位を超えている所がありますので、なお注意を続けてください。強風注意報は解除します。」

◎　6日　午前11時30分発表　洪水注意報解除

(2)　台風と低気圧に関する気象情報

◎　4日　午後6時50分発表　大雨と台風10号に関する情報（第1号）

「大型で並の台風10号は、4日夜半すぎ県内に最も接近して通過する見込みです。

台風10号の中心は、4日18時現在、静岡県御前崎の南230キロ、北緯32度40分、東経137度50分にあって1時間に55キロの速さで北北東に進んでいます。中心気圧は980ミリバール、中心付近の最大風速は25メートル以上の暴風雨となっており、中心から東側600キロ、西側400キロ以内では、15メートル以上の強い風が吹いています。台風は今後、5日朝6時には北緯138度、東経140度、半径は160キロ内に達する見込みです。

今後の雨量は、平地で50～80ミリ、山地で80～120ミリの見込みです。また、明日の朝までの総雨量は平地で120～150ミリ、山地で150～200ミリで多いところで250ミリに達する見込みです。河川の増水、氾濫、低地の浸水、崖崩れ、山崩れなどじゅうぶん注意してください。

早朝の降り始めから4日午後6時までの雨量は、八方が原69ミリ、日光85ミリ、方塞山87ミリ、宇都宮53ミリ、その他も50～60ミリとなっています。」

◎　4日　午後10時30分発表　大雨と低気圧に関する情報（第2号）

「現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号は4日21時に温帯低気圧に変わりましたが、まだ強い雨が断続的に続きますので、厳重な警戒を要します。河川の増水・氾濫、低地の浸水、崖崩れ、山崩れなど大きな災害の起こる恐れがあります。

4日降り始めてから22時までの雨量は、那須126ミリ、五十里91ミリ、八方ガ原142ミリ、黒磯105ミリ、八溝山102ミリ、土呂部119ミリ、大田原110ミリ、日光139ミリ、今市113ミリ、塩谷98ミリ、足尾93ミリ、方塞山139ミリ、高根沢108ミリ、烏山108ミリ、鹿沼111ミ

リ、宇都宮118ミリ、葛生116ミリ、真岡120ミリ、足利106ミリ、佐野115ミリ、栃木115ミリ、小山118ミリとなっています。」

◎　5日　午前0時30分発表　大雨と低気圧に関する情報（第3号）

「現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変わった低気圧が関東南部を北東に進んでいます。なお、大雨が降り続いており厳重な警戒を要します。河川の増水、氾濫、低地の浸水、崖崩れ、山崩れなど大きな災害の起こる恐れがあります。

4日降り始めてから5日午前0時までの雨量は、那須169ミリ、五十里132ミリ、八方が原202ミリ、黒磯128ミリ、八溝山131ミリ、土呂部167ミリ、大田原146ミリ、日光184ミリ、今市160ミリ、塩谷138ミリ、足尾132ミリ、方塞山190ミリ、高根沢155ミリ、烏山157ミリ、鹿沼148ミリ、宇都宮153ミリ、葛生150ミリ、真岡170ミリ、足利147ミリ、佐野157ミリ、栃木140ミリ、小山158ミリとなっています。」

◎　5日　午前2時30分発表　大雨と低気圧に関する情報（第4号）

「現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変わった低気圧が房総半島沖にあって、北北東に進んでいます。なお、大雨が降り続いており、厳重な警戒を要します。河川の増水・氾濫、低地の浸水、崖崩れ、山崩れなど大きな災害の起こる恐れがあります。

4日降り始めてから5日午前2時までの雨量は、那須230ミリ、五十里176ミリ、八方が原262ミリ、黒磯186ミリ、八溝山179ミリ、土呂部217ミリ、大田原215ミリ、日光204ミリ、今市202ミリ、塩谷192ミリ、足尾139ミリ、方塞山205ミリ、高根沢239ミリ、烏山252ミリ、鹿沼193ミリ、宇都宮227ミリ、葛生168ミリ、真岡234ミリ、足利154ミリ、佐野175ミリ、栃木159ミリ、小山177ミリとなっています。

なお、5日午前2時までの最大風速は、宇都宮北の風10メートル、日光東北東の風7メートルです。最大瞬間風速は、宇都宮北の風20.2メートル、日光東北東の風18.4メートルです。」

◎　5日　午前4時20分発表　大雨と低気圧に関する情報（第5号）

「現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変わった低気圧が、茨城県南部にあって北北東に進んでいます。なお、県の東部を中心に大雨が降り続いており、厳重な警戒が必要です。今後の雨量は、50～80ミリ、所によっては、100ミリに達する見込みです。河川の増水、氾濫、低地の浸水、崖崩れ、山崩れなど大きな災害の起こる恐れがあります。

4日降り始めから5日午前4時までの雨量は、那須265ミリ、五十里189ミリ、八方が原293ミリ、黒磯230ミリ、八溝山204ミリ、土呂部230ミリ、大田原260ミリ、日光216ミリ、今市207ミリ、塩谷209ミリ、足尾150ミリ、方塞山217ミリ、高根沢322ミリ、烏山287ミリ、鹿沼204ミリ、宇都宮240ミリ、葛生170ミリ、真岡306ミリ、足利157ミリ、佐野179ミリ、栃木171ミリ、小山188ミリとなっています。」

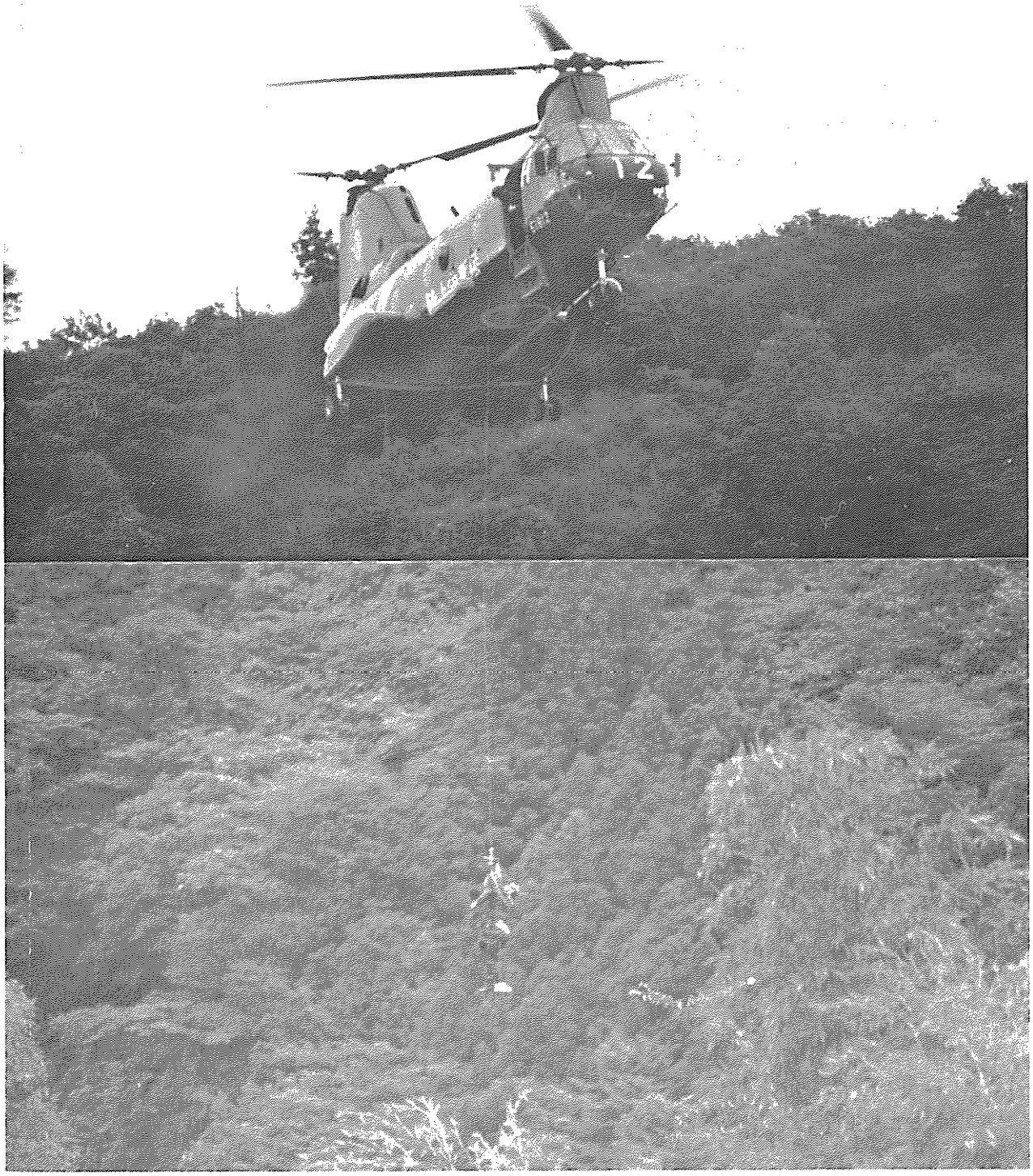

▲林橋付近で流された人を助け出す自衛隊のヘリコプター

第２章　災害時の対応

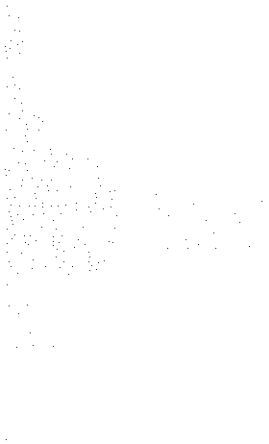

第１節　町の防災体制と対応

１．注意体制と警戒体制

(1)　注意体制

４日午後１時10分、宇都宮地方気象台から大雨・洪水注意報が発表されたため、消防茂木分署は、有線テレビ放送（CATV）の「FM 緊急放送施設」を通して、町、消防団員、防災協力隊員および消防茂木分署員に気象情報を伝達し注意を促した。

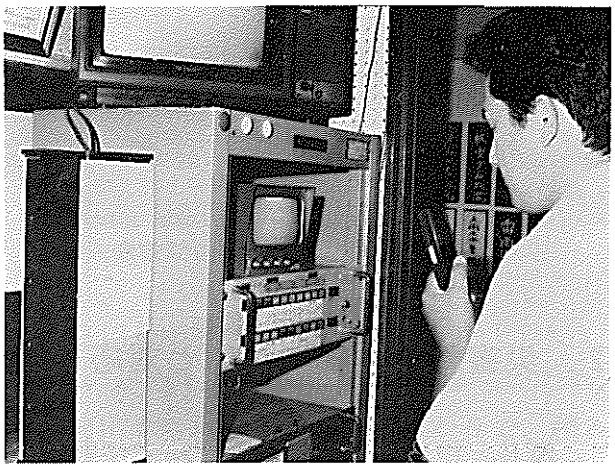

▶消防茂木分署に設置してある「ＦＭ緊急放送施設」ここから各消防団員、消防署員、防災協力隊員に通報がある

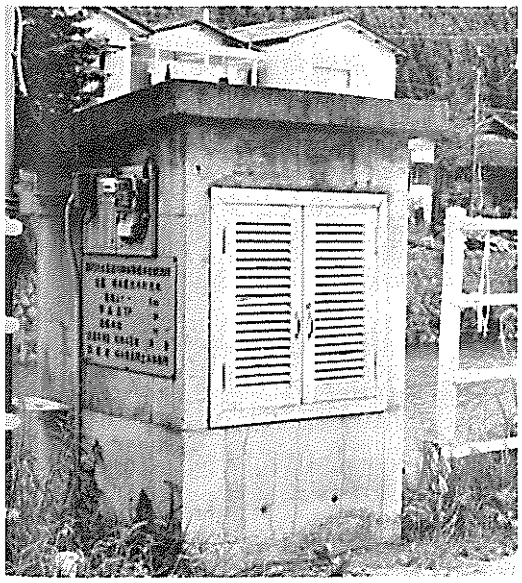

▲茂木小学校東側に設置してある水位計

(2)　警戒体制

４日午後８時30分、大雨・洪水警報が発令され、更に午後９時45分、建設課長宅に栃木県真岡土木事務所企画調査課から「20時現在、逆川は警戒水位（1.8メートル）を突破した」という電話連絡があった。建設課長は、消防・水防担当の厚生課消防交通係長に連絡した。これを受けて消防交通係長は、町長、助役が公務出張で不在のため、厚生課長、消防団長、消防茂木分署長に連絡をした。茂木分署からただちに全消防団員と町職員30人で構成している「防災協力隊」に CATV の「FM 緊急放送施設」でただちに役場に集合するよう通報した。防災協力隊員９人、建設課職員２人、税務課職員１人、総務課職員１人が集合した。水道課職員は、５日午前０時、事務所に４人、後郷浄水場に２人が集合し警戒体制にあたった。警戒体制中、町民から土砂崩れ、橋りょう流出、死亡、行方不明等の電話連絡を受けたがすでに庁舎周りが１メートル以上の増水のため対応できなかった。役場に集合した町職員および防災協力隊員は、特に重要な書類である戸籍簿等55冊とその他書類を２階へ搬出した。

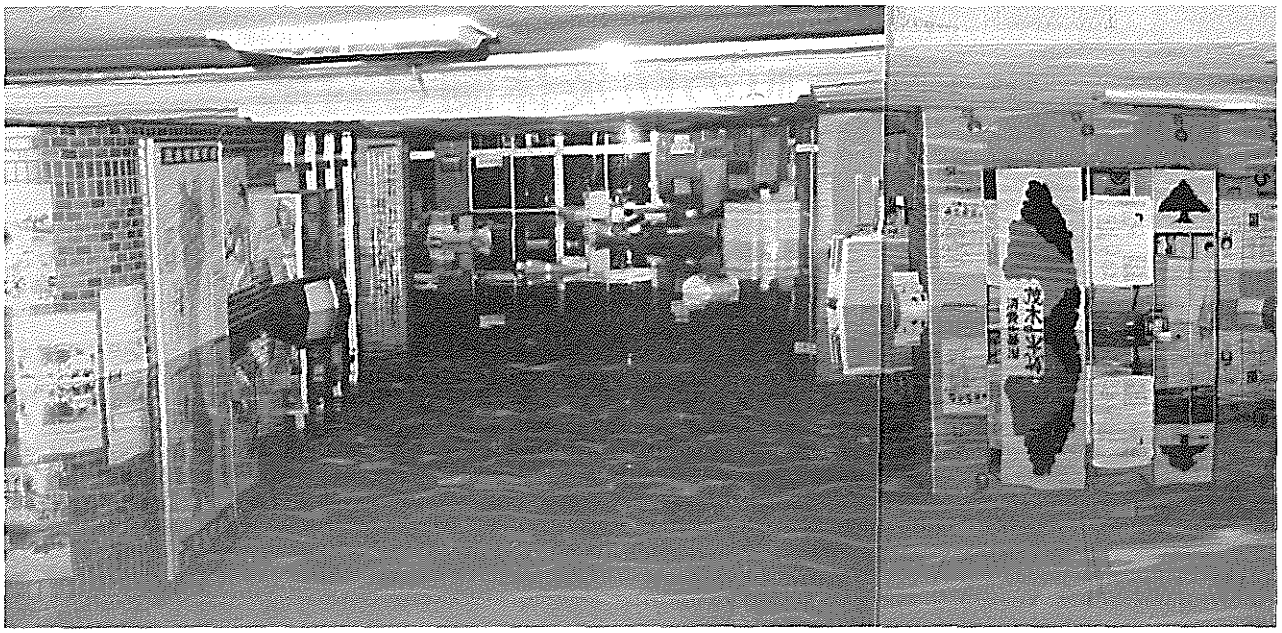

▲浸水した役場　1階

2．災害対策本部の設置と対応

町長と総務課長は町議会総務常任委員会の研修で秋田県、助役は東京へ公務出張中であったため、建設課長、厚生課長、消防茂木分署長、茂木町消防団の正、副団長および茂木地区消防分団長で協議し、４日午後10時茂木町災害対策本部を１階厚生課内に設置し、町内各地での被害情報把握等の調査を開始した。

対策本部では、逆川の越水の恐れが出てきたため町民に対する避難命令の発令を検討し、川西地区の住民を茂木小体育館、川東地区の住民を町民センターに避難させることとした。午後11時45分、市街部町民（約1,400世帯、5,700人）に対し、サイレンの吹鳴および有線テレビ、消防自動車により、避難勧告を実施した。しかし、避難者が20人と少なかったため、再度５日午前１時13分サイレンの吹鳴を行い、また、消防自動車３台でサイレン、拡声器により避難を呼びかけた。

午前２時ごろ、消防交通係長は町長に災害対策本部設置、公用車および一般車の流出等役場周辺の状況を報告した。これを受け町長および町議会総務常任委員会一行はただちに帰庁態勢をとった。

午前３時ごろ庁舎１階浸水のため、災害対策本部を２階会議室へ移動した。このとき「栃木県防災行政無線電話」と「茂木町防災行政無線電話（移動系）」が浸水のため使用不能となると同時に、全館が停電になった。自衛隊出動要請を検討していたところ午前３時40分に町長から「出発する」という電話連絡があったので、災害対策本部は、町長の許可を得て午前３時50分県庁消防防災課長に対し正式に自衛隊の出動を要請した。

午前４時電話が不通となり、災害対策本部は完全に孤立してしまった。

3．消防団の対応

消防団長は、大雨・洪水警報発令以前の午後7時30分に市街部の団員（4部84人）を召集し、各部内の危険地域の警戒およびパトロールを実施するように指示した。

栃木県真岡土木事務所から、午後8時現在で逆川の警戒水位（1.8メートル）を突破している通報が入ったため、以前から河川調査で把握している河川に隣接してなお低地である危険地域住宅の十石地区の4世帯13人について消防団員が個別訪問を行い現在の状況を知らせた。

十石地区は、市街部を流れる逆川上流地区のため第1分団第1部の団員20人を配備し警戒につかせるとともに非常の際に備えて避難するよう呼びかけた。

▲人命救助にあたる消防団員（駅前で）

豪雨は降りやまず雨足は強まるばかりで、逆川の増水は早く越水となり午後9時十石地区4世帯（13人）、上郭内地区で1世帯（5人）、桔梗町地区で5世帯（19人）、林地区で2世帯（8人）の4カ所で住宅の浸水が始まったため、土のう積み作業（4カ所で約2,200袋）を開始するが河川の増水は激しくなるばかりで、積み上げる土のうはすぐに押し流されてしまう状況であった。

このため災害対策本部は、避難命令を発令し、サイレンの吹鳴および有線テレビによる広報を実施したが、豪雨のためサイレンの音が消され、また、深夜のため就寝中の世帯が多く身に迫る危険が分からず避難者が20人と少なかった。

豪雨と増水は激しさを増すばかりで、道路冠水、役場正門前が約0.2メートルとなり危険の度合いはいっそう増してきたため団員84人により一軒一軒戸別訪問し就寝中の世帯を起こしての避難誘導を実施した。これにより避難者は茂木小体育館に約200人、町民センターに約200人となり、消防団員の必死の避難誘導が実を結び死傷者を最小限度に止めることができた。

その後、町を縦断する国道123号線は水深1.5～2.5メートルの濁流となり、一般家庭で使用しているプロパンガスのボンベが多数流れ出した。中にはガスを吹き出し引火して火災を起こし住宅を焦がすこともあった。これらに対して消防団員が泳いで現場に行き鎮火させた。また団員を各所に配置し竹ざお等で流れるガスボンベを回収して栓を締める作業を行った。

市街部の団員84人の約90％は自宅が床上浸水の被害を受けているにも帰宅できない状況となった。

また、町内の避難誘導等を実施しているなかで、市街部から14キロ離れた菖蒲田地区で土砂崩れが発生し家屋が押しつぶされ、家人2人が土砂に埋ってるので地元消防団から救助のための人員応援要請があった。しかしその時点では、洪水と道路寸断のため、町が孤立してしまい現場へ行くことができなかった。

4．防災協力隊の対応

災害対策本部から「ＦＭ緊急放送施設」で召集を受けた町職員30人で構成されている「防災協力隊」および一般職員は、ただちに役場内災害対策本部に集合し指示を待った。４日午後11時45分、災害対策本部の避難命令発令と同時に、市街部の行政区に出向き老人世帯、母子世帯等を重点に避難誘導にあたった。

また、その間市街部の増水状況の様子を対策本部に知らせる情報伝達の任務を行った。

◀町職員三十人で構成されている「防災協力隊」

第２節　県内官公署等の体制および対応

１．栃木県の対応

消防防災課では、地域防災計画の定めにより注意体制を敷き、水防業務を開始するとともに市町村等へ気象情報を伝達し注意を促した。午後８時30分、大雨・洪水警報が発令されたため、警戒体制に突入し市町村等へ気象情報を伝達し警戒を促す一方被害状況の報告を求めた。また、水位の上昇している逆川に対し、午後８時45分、水防警報を発令し更に警戒を促した。

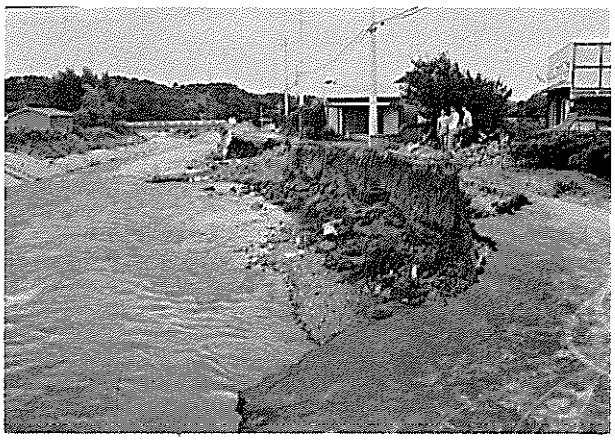

▲木幡・野沢商店前の道路流失現場

真岡土木事務所では、大雨・洪水警報が発令されたために６班で形成されている防災班を非常召集し、４日午後８時ごろから管内のパトロールを開始した。茂木町には２組（８人）が現場パトロールに入り、河川、道路等の状況調査報告をした。

１組は北高岡地内の地滑り、木幡地内野沢商店前および深沢地内石沢交差点付近の道路流出現場の通行止の処置と福手地内藤谷津橋付近の土砂崩れ現場の土砂排除作業にあたった。

▲深沢・石沢交差点の道路流失現場

別組は、小井戸地内山崩れ現場の通行止の処置をした。その後、鮎田川林地区左岸決壊現場へ急行し土のう袋の手配をしたあと県道牧野大沢線方面のパトロールに行ったが異状はなかったので茂木町中心部の榎本橋へ向かった。５日午前１時榎本橋付近が越水し始めたので現場を離れ、事務所へ戻ろうとしたが、橋はすでに水没し、道路が寸断されてしまったため、戻れず道路状況を報告した。また、自衛隊が茂木に入るという連絡を自動車無線で受け、県道茂木宇都宮線の土砂排除をし進入路の確保にあたった。

午前６時、消防防災課長は、多くの市町村で被害が更に拡大すると判断し、総務部長と協議の上、災害対策本部の設置について知事に具申した。午前10時10分「栃木県台風10号災害対策本部」を設置すると同時に芳賀庁舎内に芳賀支部を設置した。

2．警察の対応

警察本部は、４日午後９時「災害警備連絡室」を設置し、各警察署に対して被害情報の収集、出動体制の確立等を指示した。５日午前３時災害警備連絡室を「県警災害警備本部」に切り替え、県機動隊、管区機動隊、交通機動隊、機動通信隊等を出動させ、被災者の救出救護、行方不明者の捜索、交通整理、通信の確保等の災害警備活動を行った。

茂木警察署では、４日午後９時55分主要地方道那須・黒羽・茂木線小井戸地内山崩れの消防通報を受け、当直者２人が出動し片側通行の措置をした。午後10時10分署員に「非常召集」をかけ署長以下15人が集合。３駐在所については待機の発令をした。午後10時45分ごろ十石地区、午後11時15分ごろ馬門地区、更に午後11時45分災害対策本部から避難命令が発令されると同時に砂田、郭内地内の住民の避難誘導にあたった。午後11時５分茂木警察署に「災害警備本部」を設置した。

５日午前１時10分通行人から国道123号線馬門地内山崩れのため通行不能との通報、署員２人が出動し通行止の処置をした。午前２時２分増井林橋付近で救助を求めているという通報、次長以下４人が出動したが確認できなかった。午前３時15分町田菖蒲田地内土砂崩れで２人の生き埋めの通報、刑事係長以下４人が出動したが、増水、土砂崩れのため引き返した（午前４時20分女性１人、男児１人死亡確認の消防通報）。午前５時10分飯野地区で家族６人が増水のため家にとり残されているとの通報、飯野駐在所員が出動し、地元の協力を得て午前６時37分全員救出した。午前７時36分機動隊が茂木クラリオン付近に到着し、ボートで町に入る。午前７時42分役場付近で女性２人がとり残されているのを機動隊が発見し、午前８時７分無事救出する。午前８時４分県警ヘリコプター「なんたい」が茂木警察署に到着する。茂木警察署長外３人が搭乗して空から機動隊の誘動と被害の実態調査を行う。午前10時20分対策本部からひとり暮らしである茂木町大字茂木1605番地川俣カノさん(65歳)が行方不明になっているという連絡を受け、機動隊19人が出動して付近を捜索する。午後２時47分自宅付近のところで死体で発見される。

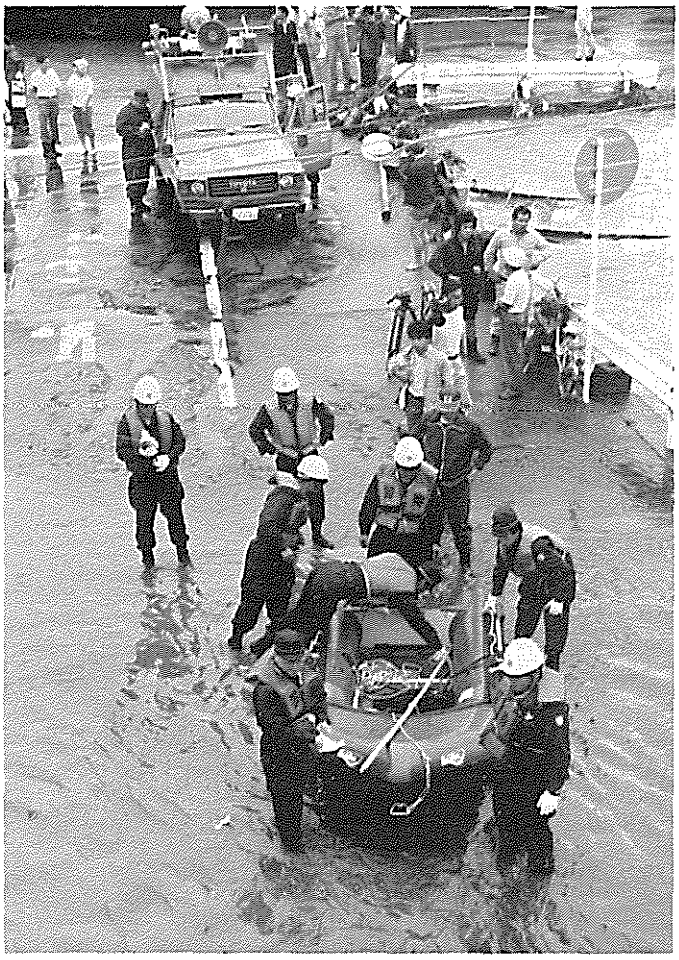

▲上横町ガード付近からボートで町に入る機動隊

▲寺町橋の障害物を撤去する自衛隊員

3．陸上自衛隊の対応

陸上自衛隊は台風10号の接近に伴い、気象情報の収集に努めた。５日午前４時５分、知事から災害派遣の要請があり、ただちに宇都宮駐屯地全部隊に対し非常呼集を行い災害派遣部隊を編成し、出動準備に入った。午前４時50分、第12特科連隊から人員24人、車両３両を派遣、現地までの接近経路を偵察しつつ前進した。午前５時55分、第４施設群から人員24人、車両５両、ボート６隻を、午前７時37分、第12特科連隊の第２次派遣部隊として人員45人、車両７両を茂木町に派遣した。

4．消防茂木分署の対応

4日午後8時、降雨量が消防茂木分署測定で123.9ミリに達していたため、分署では、那珂川および逆川の巡視に出かけた。この時点で、逆川の茂木小学校東の水位は警戒水位(1.8メートル）を0.25メートル越え2.05メートルに達していた。午後8時30分、宇都宮地方気象台から、大雨・洪水警報並びに強風注意報が発表され、引き続き河川の危険箇所の巡回および水位の測定を行った。午後11時、逆川の榎本橋付近が越水まで0.4メートルとなり越水の恐れが出てきたため非番職員を召集した。

午後11時45分、逆川下砂田地内で越水し、また雨も激しく降り続いていたため、茂木町役場内に設置された災害対策本部は、町内危険区域の住民に避難するための通報を分署に依頼した。これを受けた分署では、一斉指令機（FM緊急放送施設）で「逆川増水のため町内危険区域のかたは、町民センター、茂木小体育館へ避難してください」と放送し、また有線テレビ（CATV）で同文のテロップを放送するとともに、サイレン吹鳴（6回）を行った。5日午前1時13分、災害対策本部から第2回目の避難命令が無線であったため、再度サイレン吹鳴（6回）を行った。しかし、深夜で熟睡者があり、加えて雨音も激しく、避難命令のサイレンが聞こえない家もあると思われたので、1分隊非番員は、逆川増水で最も危険と思われる区域の家を優先し、順次避難するよう各家に呼びかけ、または起こし避難をさせた。避難に遅れた人もあったので、ロープ・はしご等を使用し救助した（男16人、女13人)。午前3時30分、消防自動車が増井地内で道路に水があふれ走行できず、安全地帯である増井団地に移動した。一方、救助にあたった非番職員も下新町塩沢油店付近で増水のため救助活動ができず水の引くのを待って帰署した。

5．東京電力栃木支店茂木営業所の対応

東京電力栃木支店は、４日午後５時20分気象庁発表の情報に基づき、県内各営業所および事務所に対し、警戒体制に入るよう指示し関連工事会社に対しても出動の要請をした。

茂木営業所の当直者２人は、大雨・洪水警報が発令されたため、茂木営業所長と電話で対応策について協議した。５日午前１時30分、茂木営業所事務室に浸水が始まり、午前２時10分水深約１メートルに達したため、茂木営業所長は、真岡営業所長に電話で茂木地区の水害状況報告をするとともに、応援班派遣の要請をした。午前３時30分、真岡営業所は復旧要員を召集する一方、県内各営業所へ応援班派遣の依頼をした。午前７時35分、県内６営業所30人の応援班が到着した。

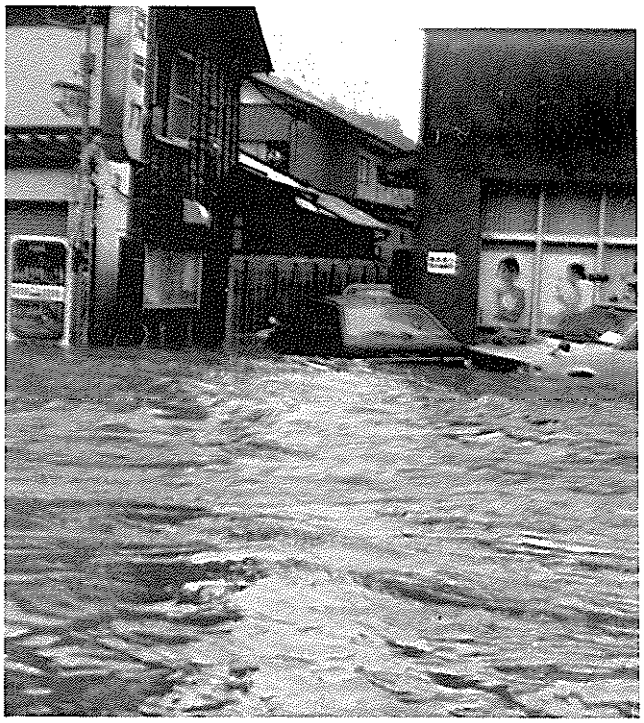

▲東京電力茂木営業所付近の浸水

6．ＮＴＴ茂木電報電話局の対応

４日午後４時30分、栃木支社は管内各現場機関長に、今後の気象・河川情報の収集および電気通信設備の現状把握の事前準備警戒体制を発動し、災害時に備えて災害対策機器の点検、社員の呼び出し体制および情報連絡体制の確立等を指示し、午後５時に各現場機関に情報連絡室を設置した。

一方、栃木支社は、午後４時30分に情報連絡室を設置し、現場機関、関東総支社および県消防防災課との情報連絡体制を確立するとともに、宇都宮地方気象台からの気象情報を収集するため、２人の待機体制をとり、逐次情報の交換を行った。

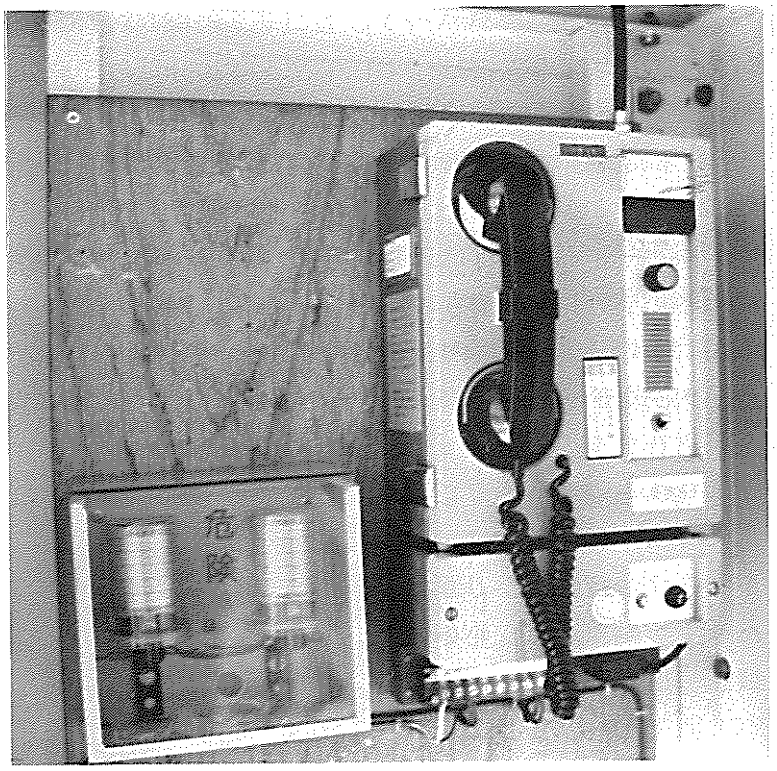

▲唯一の通信手段となった孤立防止用無線機

５日午前２時45分、茂木局長から栃木支社情報連絡室へ「事務庁舎の床下に浸水が始まる」という第１報。午前２時50分、栃木支社は真岡局へ「孤立防止用無線機の携帯、土のう、排水ポンプの積み込み、増水を考慮し荷台の高い車両の使用、パトロール中の情報交換の実施」という内容のパトロール出動の指示をした。真岡局は指示事項を準備し出発したが、道路は寸断され増水のため現地に到着できなかった。午前２時55分、栃木支社は関東総支社へ茂木町の状況を連絡した。午前３時20分真岡局、３時30分栃木支社、３時48分関東総支社は、おのおの情報連絡室から災害対策本部へ切り替えた。午前３時55分、栃木支社は、宇都宮局へ非常用移動電話局装置、可搬無線車を、関東総支社災害対策本部へ大容量可搬形電話局装置、衛星車載局を、小山局に可搬無線車の出動準備をそれぞれ指示した。午前４時20分、栃木支社応援班が真岡へ出発。４時43分、茂木電報電話局の交換機室が床上0.5メートル程度浸水し、交換機能の停止により約4,300加入の市内外発着信が不能となった。茂木局長は、唯一の通信手段である孤立防止用無線機を濁流の中、町民センターに運び茂木の通信網の孤立を救った。

▲茂木駅付近の浸水

7．日本国有鉄道（現ＪＲ東日本㈱）の対応

水戸鉄道管理局は、４日午後７時50分、管理局に災害対策本部を設置するとともに復旧体制を確立した。

真岡線は、４日午後10時２分茂木駅到着の最終列車まで運転をした（真岡線設置の雨量計により１時間当たり25ミリ以上および連続100ミリ以上で運転中止となる）。茂木駅の当直者２人は、午後11時ごろから駅前通りおよび線路内を水が流れ出したため駅の周りの点検を始め、また切符等の書類を整理し床上浸水に備えた。幸い駅の敷地が高かったため、近隣住居者の避難場所となり、駅を解放し住民の安全を確保した。

▲被害がいちばんひどかった桔梗町付近

第３章　被害の状況

第１節　被害の概況

未曽有の災害をもたらした台風10号は、過去に何回か発生した災害（水害）をはるかにしのぐものであった。

人的被害は死者３人、重軽傷者58人であった。家屋の被害は全壊23棟、半壊76棟、一部破損11棟、床上浸水735棟、床下浸水163棟であり、罹災世帯は788戸、罹災者数は2,880人に上った。被害は町全域にわたり、耕地、道路、河川、橋りょう等広範囲に発生した。

▲激流と化した国道を、自動車等が流されていく　下砂田付近

住家の密集している市街部は、逆川と坂井川が急速に増水し、４日午後11時ごろから越水し始め、５日午前４時ごろには市街部の約80％が水没してしまった。

このため電気、水道、ガス、電話等に壊滅的な被害を受けた。市街部の道路は激流と化し生活用品、商品、自動車等が押し流されて行った。

河川沿いの住民は警察官、消防署員、消防団員、防災協力隊員によって避難誘導されたが、濁流により逃げ遅れた人は、住家２階、屋根の上、屋根裏、押し入れなどで、暗やみの中、不安におびえながら水位の下るのを待った。

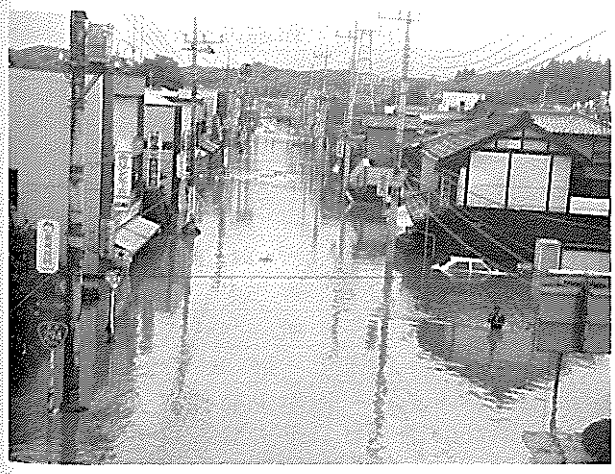

▲上横町ガードの上から見た市街地

▲桔梗橋付近の増水

災害対策本部が設置された役場は、１階が約１メートル浸水し重要書類や防災無線が冠水してしまった。

このように予想もしなかった豪雨災害により一夜にして町そのものの機能を失い、ゴミと泥水の町となった。

この災害による被害状況は次のとおりである。

災　害　確　定　報　告

市町村名	茂　木　町
災害名	台風10号及びその後の低気圧による災害
確定年月日	9月9日　確定
報告者名	大　塚　令　二　郎

区分			被害
人的被害	死者	人	3
	行方不明者	人	0
	負傷者 重傷	人	4
	負傷者 軽傷	人	54
住家被害	全壊	棟	23
		世帯	23
		人	74
	半壊	棟	76
		世帯	71
		人	263
	一部破損	棟	11
		世帯	11
		人	28
	床上浸水	棟	735
		世帯	694
		人	2,543
	床下浸水	棟	163
		世帯	138
		人	525
非住家	公共建物	棟	—
	その他	棟	17

区分			被害
その他	田 流失・埋没	ha	25
	田 冠水	ha	815
	畑 流失・埋没	ha	20
	畑 冠水	ha	283
	文教施設	カ所	12
	病院	カ所	5
	道路	カ所	357
	橋りょう	カ所	3
	河川	カ所	148
	港湾	カ所	—
	砂防	カ所	—
	清掃施設	カ所	—
	崖崩れ	カ所	154
	鉄道不通	カ所	5
	被害船舶	隻	—
	水道	戸	3,677
	電話	回線	4,200
	電気	戸	4,913
	ガス	戸	—
	ブロック塀等	カ所	—
罹災世帯数		世帯	788
罹災者数		人	2,880
火災発生	建物	件	—
	危険物	件	—
	その他	件	—

区分		被害
公立文教施設	千円	28,275
農林水産業施設	千円	1,011,000
公立土木施設	千円	2,509,215
その他の公共施設	千円	220,042
小計	千円	3,768,532
その他 農産被害	千円	615,767
その他 林産被害	千円	20,000
その他 畜産被害	千円	—
その他 水産被害	千円	—
その他 商工被害	千円	6,546,000
その他 その他	千円	—
被害総額	千円	10,950,299

市町村災害対策本部		
名称	茂木町災害対策本部	
設置場所	茂木町役場	
設置	8月4日	22時
解散	10月24日	12時

※解散日時は、この報告書作成後のため、後でつけ加えた。

消防職員出動延人員	人	182
消防団員出動延人員	人	430

備考

災害発生場所　茂木町一円
災害発生年月日　昭和61年8月5日
災害の概況　昭和61年8月4日夜半から8月5日未明にかけて本町を通過した台風10号により町の中心部が床上浸水し被害を受けた。雨量は、8月4日午前4時から8月5日午前6時までに328.5ミリを記録した（1時間当たり最大雨量8月5日午前1時から2時まで56ミリ）。

㊟ 罹災世帯数、罹災者数は、住宅被害のうち全壊・半壊・床上浸水の合計である。

第２節　被害の状況

１．人的被害および家屋の被害

(1)　人的被害

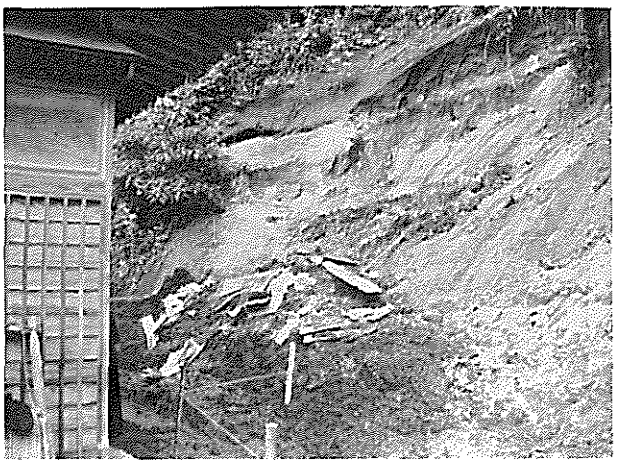

▲２人の命を奪った、土砂崩れ現場

死者および負傷者は栃木県全体で72人であった。その内84％にあたる61人が茂木町民である。内訳は死者３人、重傷者４人、軽傷者54人である。死者について原因別にみると、水死者1人（市街部）、崖崩れにより住家の中で生き埋めとなり死亡したもの２人（農村部）となっている。人口が密集している市街部の大部分が水没したのにもかかわらず犠牲者が少なかったのは、暗やみと豪雨と濁流のため人の動きがなかったこと、避難命令が的確に行われたことによるものと思われる。人的被害状況は次のとおりである。

（単位・人）

区　分	死　者		負　傷　者		計
		うち水死	重　傷　者	軽　傷　者	
茂　木　町	3	1	4	54	61
栃木県合計	6	2	7	59	72

(2)　家屋の被害

河川の氾濫、山崩れ、崖崩れによる町内全域の被害状況は次のとおりである。

区　分	棟　数	世　帯　数	人　数
全　壊	23 棟	23 戸	74 人
半　壊	76	71	263
一部破損	11	11	28
床上浸水	735	694	2,543
床下浸水	163	138	525
合　計	1,008	937	3,433

（注）非住家は含まない

2．交通および通信設備の被害

(1) 交通の被害

ア．真岡線……茂木町地内では、茂木駅構内の線路敷が２カ所土砂流失、番の前地内の線路敷の土砂流失、十石地内の線路肩が土砂崩れで不通となつた。

イ．国鉄バス・東野バス・茨城交通……土砂崩れ、道路の流失により全面不通

ウ．町営バス……坂井川の越水で車庫が浸水しバスの乗降口のステップまで冠水したが、車庫車両とも大きな被害はなかった。被害額は15万8,000円でその内訳は、修理代　８万2,000円、流出したスペアータイヤ購入代　７万6,000円であった。

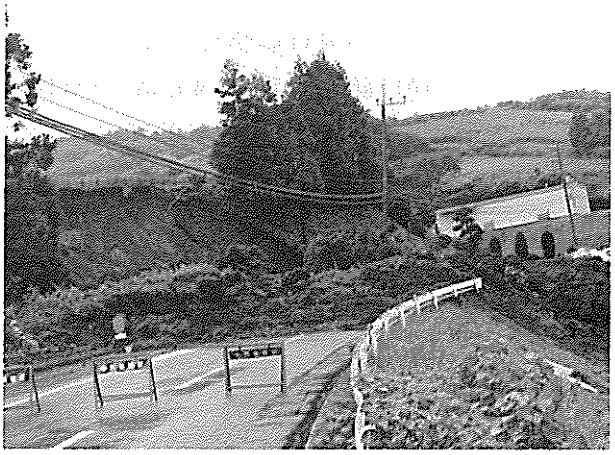

▲赤石地内の土砂崩れ現場

エ．タクシー…２社あるタクシー会社のうち市街部逆川の上流にある茂木合同タクシーは比較的被害は少なく５日に営業できた。通信手段のない報道関係者のフィルムや記事の運搬に走り回った。道路にはクギなどが散乱していて車のパンクが頻繁に発生した。

柏タクシーは逆川の下流に位置していたので、濁流により車庫を壊され、営業車４台が流失し大きな被害を受けた。

◀流され折り重なったタクシー（金沢医院前）

(2) 通信設備の被害

ア　県防災行政無線電話および町防災行政無線電話（移動系）

県防災行政無線電話および町防災行政無線電話（移動系）は、消防交通係のある１階厚生課に設置してあった。役場内が約１メートルの床上浸水となり５日午前４時ごろ不通となった。

災害のための防災行政無線電話が、予想もしない災害を受けその使命を果たせず、泥の付着した無惨な姿となった。被害状況は次のとおりである。（冠水により使用不能）

○（県）防災行政無線電話機（親機）主制御装置および（子機）遠隔制御機　合計４台

○（町）防災行政無線電話機（親機）主制御装置および（子機）遠隔制御機　合計４台

○（町）防災行政無線電話機（車載携帯型）厚生課 建設課 農林課 水道課

合計９台

▲豪雨や濁流によってかたむいた電柱

イ　日本電信電話株式会社通信設備の被害

逆川の越水で茂木局の交換機室は床上50センチ浸水し、５日午前４時43分には交換機の機能が停止し、約4,300加入電話の市内外発着信が不能となった。

また、茂木局で市外回線を中継している逆川局および茂木北局は午前５時43分に市外発着信が不能となった。

茂木局長は1.5メートルの濁流の中、必死の覚悟で孤立防止用無線機（ＴＺ-60）を町民センターに運び出した。これにより茂木局の通信孤立を救った。

なお、茂木局の直接的被害額は１億６千万円を超えた。

電　気　通　信　設　備　の　被　害　状　況

区　　分	発　生　日　時	件　　数
市内外通話不能	５日　午前４時43分	茂木局　4,271加入
市外通話のみ不能	５日　午前５時43分	茂木北局　561加入，逆川局　715加入
被災害電話機等	－	電話機　600個，公衆電話機　80個
被害専用回路	－	27回線（警察，消防，貯金局，銀行等）
電　　柱	－	電柱傾斜　24本，下部支線（抜け）14本
ケーブル等	－	ケーブル切断11カ所

ウ　日本ビジョンサービス(株)の被害（有線テレビ）

地元の話題、町のお知らせ、消防団の非常召集、災害情報の提供などで住民と密着している日本ビジョンサービス株式会社（有線テレビ）は、スタジオが市街部の中心に位置していたが、放送施設は、すべて２階に設置してあったので被害がなく、停電した時間だけ放送不能になった。

エ　新茂木テレビ共聴組合の被害

茂木町全域に張りめぐらしてある幹線ケーブルや電柱に被害をうけた。被害状況は次のとおりである。

放送機器（ヘッドエンド）１基、幹線ケーブル約10キロメートル、電柱　50本、増幅機　13台

被害総額は1,700万円にも上がった。復旧作業の結果、５日午後５時には、約60％、10日99％、11日には全域復旧した。

3．電気．水道およびＬＰガス施設の被害

(1)　電気施設の被害

東京電力株式会社栃木支店の営業区域では、配電線路19回線が被害を受け、延べ16,225戸が停電し、茂木町を含む芳賀郡市で、停電戸数が7,528戸と全体の46％を占めた。

今回の被害の特徴は、逆川等の中小河川の氾濫が各所で起こったため、支持物（電柱）の流失・折損・倒壊・傾斜が52基にも達し、家屋の流出・倒壊により取引用計器（メーター）109個が流失・破損し、他に引込線29カ所に断混線が発生した。

また、山崩れが発生したために、茂木町を中心とした地域で、送電線鉄塔周辺14カ所に土砂の流失があった。

電気施設の被害状況　　(単位千円)

設　備	被　害　の　概　要	復旧費
送電線	供給支障事故は発生しなかったが、烏山町と茂木町を通過している送電線鉄塔14基の周辺部に土砂の流出が見られたので土留め対策を実施した。	22,000
配電線	真岡営業所管内で、電柱52基、取引用計器(メーター)109個、引込線29カ所、その他19件、合計209件の被害を受けた。	46,500
その他	逆川の氾濫により、茂木営業所の建物をはじめ通信設備、測定用機器・工具類・オンライン端末機などに被害を受けた。	37,000
合　計		105,500

(注)復旧費は栃木県全体の額

(2)　水道施設の被害

水道施設は、上水道・飯野地区簡易水道・須藤地区簡易水道の３施設で、3,065戸が半日から５日間の断水となった（須藤地区の一部、約300戸は断水しなかった）。

飯野地区簡易水道の取水・浄水場は、逆川の氾濫により完全に水没し、水位は1.7メートルに達し、さらに、流木が場内と建物の内部に流れ込んだために壊滅的な被害を受けた。また、上水道の取水場も約50セ

▲流木が押し寄せた飯野地区簡易水道の取水浄水場

ンチ冠水、ブロック積の一部が崩壊し、フェンスも倒壊した。被害は少なかったが、須藤地区簡易水道の取水場も約30センチ冠水した。上水道、須藤地区は、那珂川の水位がもう少し高かったら被害は莫大な額に上がったと思う。

配管の関係では、３施設で、橋りょうに添架している管の流失が３カ所、破損が５カ所（伏越１カ所）、埋設してある管の破損７カ所、露出した管が22カ所、給水管の破損105カ所と甚大であった。

また、家屋の流失等により、量水器８個が行方不明となり、蛇口、ボイラー等の被害も174件に達した。

家を流出した人や井戸水を使用できなくなった人達も多く、８、９月の２カ月間の量水器の開閉栓は96件となり、通常の３倍の届け出となった。後日行われた国道・県道・町道等の災害復旧工事のために、配水管２カ所、給水管５カ所の布設替工事を行った。

水道の被害状況

（単位 千円）

区　分	上　水　道	飯野地区簡易水道	須藤地区簡易水道	被害額
取水場の被害	○冠水0.5m　盛土一部流失 ○ブロック積崩壊（２カ所） l＝38.8m　86.0㎡ ○フェンス及び門扉倒壊 ネットフェンス83.7m 大型引戸１基	○水没1.7m　盛土流失 ○テレメーター盤、電気計装盤、モーター、送水ポンプ、ブロアー、滅菌機、残塩計水没、引込電柱、引込電源盤倒伏損壊 ○浄水池まわりの配管破損、浄化槽流失 ○ネットフェンス及び門扉倒壊 ネットフェンス125.0m、大型引戸１基	冠水0.3m　盛土一部流失 ○取水井溢水	24,930
橋りょう添架部及び伏越部の流失・破損	○林橋添架部（SGP80A）流失 ○観光橋　〃　（　〃　50A）　〃 ○滑川橋　〃　（　〃　80A）破損 ○弾正橋　〃　（　〃　100A）　〃 ○桔梗橋　〃　（　〃　80A）　〃 ○砂田橋　〃　（　〃　100A）　〃 ○十石橋伏越（　〃　80A）　〃	○牛越橋添架部（SGP80A）流失		21,110
配水管の破損	○下新町地内（ACPφ100） ○上砂田地内（VPφ50） ○　林　地内（ACPφ75） ○馬門西地内（VPφ50） ○大　藤地内（ACPφ75） ※国道294号線坂井下地内（ACPφ75） ○※県道下伊勢畑・増井線林地内（ACPφ75）		○下菅又地内（VP（PR）φ100） ○坂井中地内（VP（PR）φ100）	5,020
配水管の露出	○上新二区、北高岡(2)、桔梗町(2)、中小井戸、榎本町、河井水源道路 DIP（A）、ACP、VP（PR）管 φ250～φ50　計８カ所	○栗生(2)、本郷、所草、渕田(3)、尾軽、烏生田、下菅又下、坂井申、九石 DIP（A）、VP（PR）管 φ200～φ75　計12カ所	○飯野北、東地内 DIP（A）、VP管 φ100～φ50　計２カ所	3,000
連合給水管の破損及び露出	○下砂田地区　外　10カ所		○黒田西地区　外　８カ所	2,000
量水器の破損及び流失	６個		２個	
計	25,390　千円	26,170　千円	4,500　千円	56,060

水道加入者の被害状況

区　分	給水管 (件)	蛇　口 (件)	ボイラー、温水器湯沸器等 (件)	メーターまわり (件)	その他 (件)	計 (件)	被害額 (千円)
屋　内	22	23	38	2	19	104	2,546
屋　外	65	13	53	11	15	157	4,221
計	87	36	91	13	34	261	6,767

(3)　ＬＰガス施設の被害

ＬＰガス施設は、一般消費者家庭で、家屋の流出・倒壊・浸水によって、ＬＰガス容器の流出、配管の折損、ガス施設の冠水など、736戸、1,908件の被害があった。また、ＬＰガス販売所の被害も大きく、事務所内への浸水により、台帳等の水没等で後まで影響する被害が６件あった。ＬＰガス容器の被害は242本で、うち168本が回収されたものの74本がいまだに不明である（その後、回収が進み、昭和62年６月末では53本不明である）。

ＬＰガス販売所および消費者の被害状況　　昭和61年８月31日現在

販売所					消費先										
床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	車両 (台)		台帳 (戸)	被害戸数 (戸)				被害件数 (件)						被害金額 (千円)
		使用不能	修理後使用可		流出全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	コンロ湯沸器等	風呂釜	ガス漏れ警報器	配管折損等	メーター交換	調整器交換	
6	1	4	23	6	21	43	642	30	547	67	423	137	339	401	8,349

ＬＰガス容器の被害状況　　昭和61年８月31日現在

区　分	流出（埋土を含む）					回収					未回収				
容器の種類(kg)	50	20	10	他	計	50	20	10	他	計	50	20	10	他	計
販売所	13	74	62	1	150	6	55	33	0	94	7	19	29	1	56
消費先	8	29	55	0	92	5	24	45	0	74	3	5	10	0	18
計	21	103	117	1	242	11	79	78	0	168	10	24	39	1	74

4．土木関係の被害

(1) 概　要

被害は町内全域にわたり大きな被害をもたらした。

本町の年間の降水量は1,400ミリ程度だがこの台風10号で降雨量300ミリ以上を記録し年間降雨量の５分の１が４日・５日の両日で降ってしまった。このため広範囲にわたり激甚な被害が発生した。

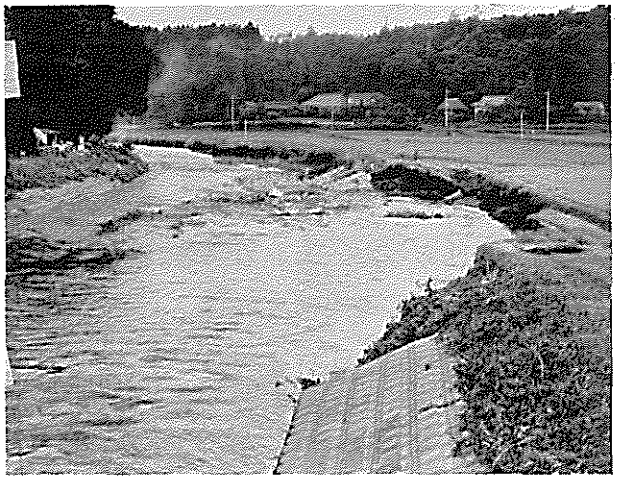

▲各所で決壊した逆川

(2) 河川の被害

河川の被害は243カ所で32億6,715万6,000円である。

河川の管理別にみると、県管理河川103カ所26億7,750万9,000円（82%）町管理河川５カ所1,588万4,000円（0.5%）、その他の河川135カ所５億7,376万3,000円（17．５%）であった。

河川の被害状況　（単位千円）

区　分	箇所数	河川数	被害額
県管理河川	103	10	2,677,509
町管理河川	5	1	15,884
その他の河川	135	44	573,763
計	243	55	3,267,156

県管理河川の被害状況　（単位千円）

河川名	箇所数	被　害　額	河川名	箇所数	被　害　額
逆　川	56	2,221,527	鮎田川	6	24,524
塩田川	4	31,677	高田川	5	27,487
坂井川	7	25,212	神井川	1	5,589
深沢川	11	289,657	菅又川	2	2,182
木須川	7	39,685	八反田川	4	9,969
			計	103	2,677,509

町管理河川の被害状況

（単位千円）

河川名	箇所数	被害額	摘要
菅又川	5	15,884	準用河川

その他の河川の被害状況

（単位千円）

河川名	箇所数	被害額	河川名	箇所数	被害額	河川名	箇所数	被害額
生井川	6	75,212	所草川	1	6,394	塩田川	2	7,420
大沢川	4	19,779	鳥生田川	2	58,624	上小井戸川	1	2,352
平沢川	2	6,457	桜川	3	4,313	行田川	6	16,021
桧山川	9	41,481	坂井川	2	2,748	関根川	4	12,352
竹原川	10	29,405	菅又川	4	4,689	菖蒲沢川	2	4,207
割石川	1	3,996	元古沢川	1	1,374	鐙石川	3	22,485
高田川	5	12,728	山中川	2	5,720	篠田川	1	2,919
神井川	3	21,463	百目鬼川	5	6,743	四ツ川	1	5,051
余洲川	8	15,691	門庭川	2	2,631	入山沢川	1	7,465
根本川	5	10,995	後沢川	2	5,481	西入沢川	1	783
三枚坂川	1	3,861	牧川	2	9,373	大和田川	1	6,745
梨沢川	1	4,604	原川	1	4,619	深沢川	2	33,489
鮎田川	3	30,192	おおしま川	3	9,205	宿川	3	9,254
八溝川	2	7,106	床ノ沢川	5	13,521	吹田川	4	11,503
赤坂川	4	3,252	根古屋川	4	10,060	計	135	573,763

砂防指定の被害は、鮎田川１カ所520万8,000円であった。

(3) 道路の被害および橋りょうの被害

道路の被害は420カ所で９億7,089万6,000円である。

道路の種類別にみると国道15カ所、3,896万8,000円、県道44カ所、１億4,540万7,000円、町道361カ所、７億8,652万1,000円、である。橋りょうの被害は６カ所6,291万9,000円であった。

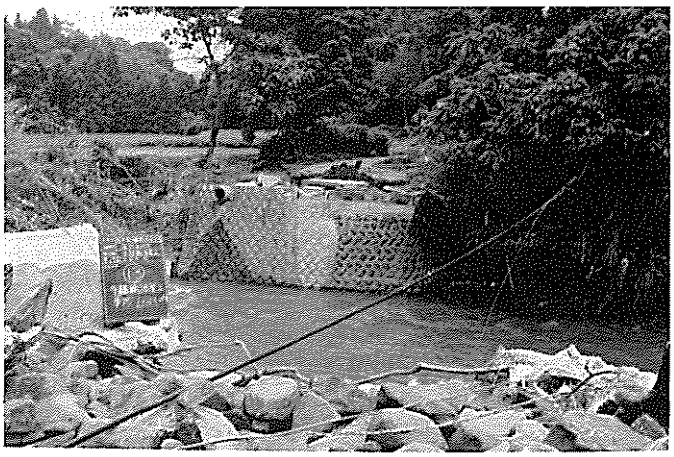

▲流失した飯野・牛越橋

道路および橋りょうの被害状況

（単位 千円）

道路				橋りょう			
区　分	箇所数	被害額	路線数	区　分	箇所数	被害額	橋りょう数
国　道	15	38,968	2	県道橋	2	920	2
県　道	44	145,407	12	町道橋	4	61,999	4
町　道	361	786,521	173				
計	420	970,896	187	計	6	62,919	6

国道の被害状況

（単位 千円）

路線名	箇所数	被　害　額
国道123号線	5	10,959
国道294号線	10	28,009
計	15	38,968

県道の被害状況

（単位 千円）

路線名	箇所数	被　害　額	路線名	箇所数	被　害　額
宇都宮笠間線	4	12,393	上宿桜田線	8	49,085
那須黒羽茂木線	3	12,269	中飯岩瀬線	4	18,104
水戸茂木線	5	7,924	山内大藤線	3	12,565
御前山芳賀線	5	6,870	赤沢茂木線	2	6,986
黒田市塙真岡線	1	4,517	牧野大沢線	2	3,658
下平上境線	4	6,109	下伊勢畑増井線	3	4,927
			計	44	145,407

町道の被害状況

（単位 千円）

路線名	箇所数	被　害　額	路線名	箇所数	被　害　額
菖蒲田烏生田線	5	7,183	坂井平線	3	10,727
田野辺刈生田線	3	6,833	神井木幡線	1	2,824
茂木九石線	3	8,502	高岡小宅線	2	5,255
中郷光福線	3	5,937	飯野河井線	1	4,178
北滝中郷線	6	9,142	大瀬小井戸線	5	15,744
馬門河井線	1	1,629	桔梗中郷線	2	2,200
立石生井線	1	1,421	坂井天矢場線	1	3,207
烏生田竹原線	3	6,157	久保桧山沢線	1	3,397
赤石刈生田線	4	8,166	馬門十三曲線	3	5,669
尾軽渕田線	2	3,772	広見田田野辺線	1	2,033
千本平線	4	5,666	天子柳沢線	2	1,946
千本上菅又線	2	1,414	木幡天子線	3	13,374

（単位 千円）

路線名	箇所数	被害額	路線名	箇所数	被害額
下菅又上菅又線	2	3,881	篠田土地越線	9	25,782
持乃倉小井戸線	5	16,774	木幡大平線	1	1,172
神井鮎田線	1	1,136	千本刈生田線	2	2,873
大帷子線	1	3,865	山根麦久保線	3	16,796
河井小深線	2	5,171	大門尾軽線	2	3,480
高畑線	1	2,024	尾軽立石線	5	16,392
烏生田大畑線	2	6,653	渕田所草線	3	10,238
下り松吹上線	2	7,131	立石所草線	2	2,380
戸崎中郷線	1	3,126	堂久保本郷線	3	20,053
塩前烏生田線	3	4,802	中根石末線	2	8,330
竹原生井線	6	10,653	西の内新田線	1	2,483
古内線	3	7,708	布沢線	1	3,552
下菅又狐穴線	2	4,361	中根増井線	1	924
田谷松本線	2	13,584	上神井線	3	3,737
田谷中線	2	1,660	花田銭神道線	1	4,369
前山板戸線	1	1,563	神井森作線	2	4,617
天矢場下菅又線	2	1,135	木幡前久保線	2	3,831
三田内線	1	1,278	茂木上神井線	2	7,076
上菅又広見田線	2	2,983	精進揚一の鐸線	2	2,735
狐穴上菅又線	1	2,593	天子斧久保線	2	8,972
涌井長久保線	1	4,137	仏相線	1	1,763
町田芋渕線	1	8,952	清水山口線	1	2,699
馬場四ツ川線	2	2,237	林石沢線	7	23,241
四ツ川線	2	5,709	山口奈良駄線	4	10,598
山口線	1	1,440	三坂十文字林線	2	2,998
山口入線	1	781	神井鮎田線	1	1,459
深沢岩の入線	1	603	青梅鮎田線	6	19,332
高岡小宅線	1	3,998	三沢線	4	9,625
引内河原線	1	2,619	上鮎田余渕線	6	10,671
中町田線	1	1,705	根本新福寺線	8	15,021
田谷並松線	1	1,425	福手並柳線	5	5,966
坂井下郷線	1	1,207	鐙石線	2	7,153
深沢大羽線	1	506	久根下山神線	1	2,951
上新砂田線	1	1,748	並柳焼森線	1	497
茂木上神井線	1	3,398	八溝三枚坂線	2	2,202
桧木茂木線	1	3,110	一本杉河原内線	1	5,151
下神井線	3	7,494	青木前小掴線	1	1,705

（単位 千円）

路線名	箇所数	被害額	路線名	箇所数	被害額
三坂北山口線	3	4,959	横手橋石河原線	3	6,979
高野坂桜線	1	3,872	谷津前栄田線	2	3,480
吉ケ入線	2	2,970	桜栄田線	1	817
堀の内加納谷津線	2	3,410	河原一ツ橋線	1	781
藤谷津橋線	1	1,953	ヒサゴイ山下線	2	1,305
堂下水名原線	2	1,775	石沢線	2	1,859
正神場明通線	2	4,866	鉾田篠田線	5	4,174
硯石新福寺線	1	1,634	練藤線	1	1,030
小山原線	3	13,912	田中前台の前線	1	1,363
吉添今宮線	3	8,624	出口前星の宮線	2	2,744
寺下今宮線	1	9,260	横手桜木線	2	6,782
飯島二松田線	3	7,343	対面場旅願橋線	2	1,318
二松田境の内線	2	1,736	笊内線	1	2,593
花立戸線	1	2,095	倉本台の前線	2	1,613
境松線	2	1,374	細内タンガン線	1	621
柿木田線	1	3,443	寺所北線	1	2,051
倉本岩の入線	1	2,383	水の木庚申塚線	2	2,383
吹田北線	1	558	門庭圷線	1	1,089
吹田長坂線	1	2,877	片倉堀の内線	1	568
小深河又線	5	8,089	宿長倉線	2	1,065
入郷河又線	2	1,076	牛河辺線	1	2,735
小原沢入郷線	3	4,538	義明線	1	1,133
甲大子線	1	761	後郷東線	2	1,468
山崎元古沢線	1	699	滝の脇天神坂線	1	1,513
後郷小井戸線	3	1,419	塩田桐ケ久保線	2	2,544
城山公園線	2	3,232	田谷中線	2	5,070
榎本八幡線	1	1,364	梅沢並松線	2	5,862
茂木福手線	2	1,434	岩崎天矢場線	1	1,278
黒田長芝線	1	1,705	岩崎梅沢線	1	1,900
黒田生井線	3	9,467	小井戸八幡線	2	3,081
天矢場谷口線	2	2,635	光福館線	1	1,882
三条目寺内線	1	578	戸崎中郷線	1	1,811
道木橋線	5	3,024	寺山入郷線	1	497
烏生田大瀬線	1	2,664	根岸川面線	1	557
九石立石線	5	11,164	十石橋線	1	1,971
後谷線	2	3,226	三条目東角線	2	2,767
馬舟谷口線	2	3,440	三坂中線	1	2,984
赤沼大橋線	1	944	計	361	786,521

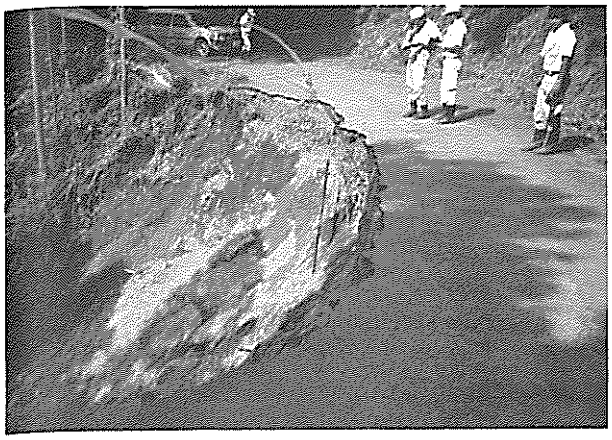

▲路肩決壊の町道堂久保本郷線（町田地内）

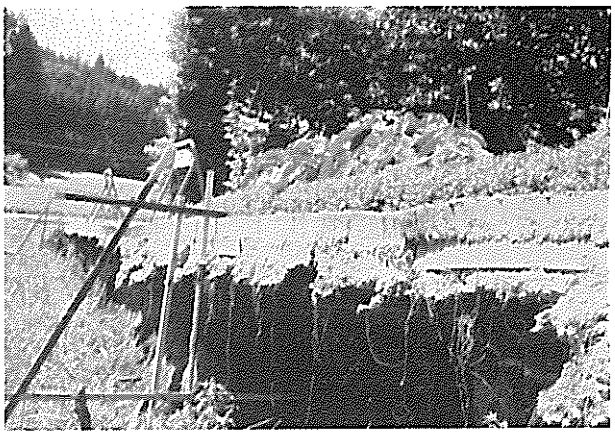

▲路肩決壊の町道天子斧久保線（天子甲地内）

橋りょうの被害

（単位 千円）

橋りょう名	被害額	摘要	橋りょう名	被害額	摘要
牛越橋	59,509	流出	弾正橋	380	一部損壊
滑川橋	460	一部損壊	林　橋	920	林下橋を含む一部損壊
観光橋	1,650	流出	計	62,919	流出3橋一部損壊3橋

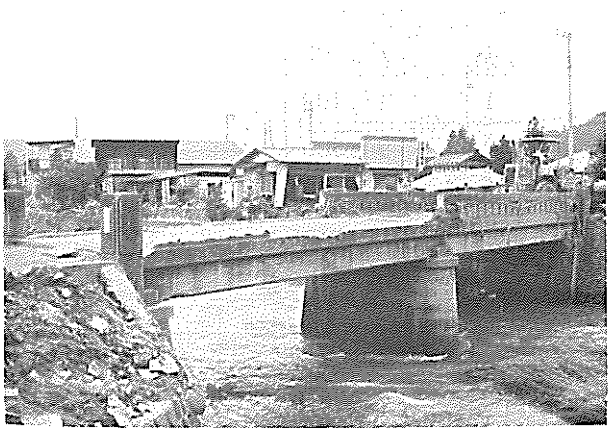

▲欄干が一部流された弾正橋

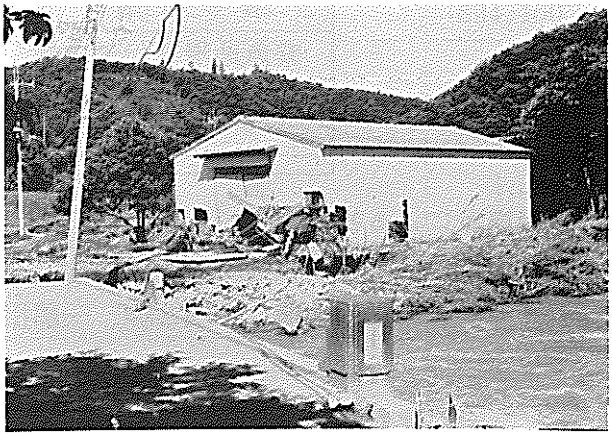

▲欄干が流されてしまった林橋

(4)　公園の被害

公園の被害は榎本児童公園93万円、並松運動公園1,373万円であった。

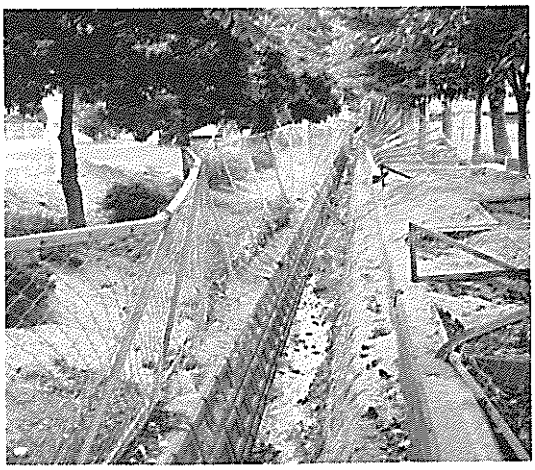

◀水の力で押し曲げられた榎本児童公園のフェンス

(5) 住宅の被害

住宅の修理対象戸数、半壊は71戸、一部破損11戸であった。

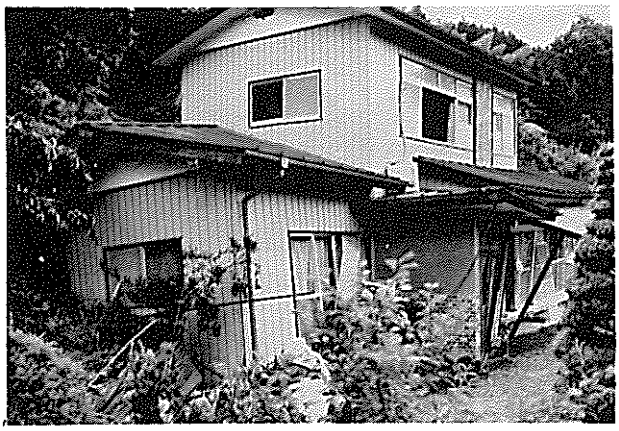

▲土砂崩れによる被害（立石地内）

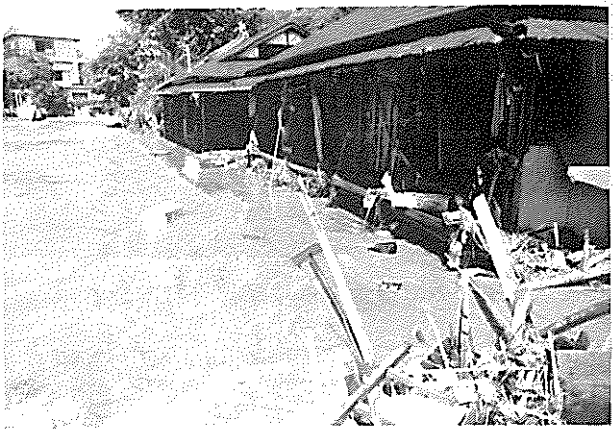

▲洪水による被害（桔梗町地内）

(6) その他の被害

その他の被害は地滑りおよび急傾斜地の被害として9,450万円である。

（単位 千円）

事　　業　　名	箇所数	被害額
緊急地滑り対策事業	1	77,100
緊急急傾斜地崩壊対策事業	1	17,400
計	2	94,500

崖崩れによる被害

崖崩れによる被害箇所は、8カ所で人的被害は２人となっている。家屋の被害は８カ所でその内訳は全壊３棟、半壊３棟、一部損壊２棟であった。

5．農林水産業の被害

(1) 概　要

農林水産業の被害は20億3,664万8,000円で、その内訳は農業被害は10億2,766万6,000円(50.5%)、林業被害は、9億8,355万7,000円(48.3%)、水産物被害は2,542万5,000円(1.2%)である。

農業関係の被害は農地、農業用施設が222カ所、2億1,858万1,000円、農作物の被害は1,141.7ヘクタール6億3,026万円、畜産物の被害は、267万5,000円である。

林業関係の被害は、治山の被害154カ所、8億9,410万円、林道等の被害37路線6,970万7,000円、山林、林産物等の被害　1,975万円である。

水産物関係は、魚類、養魚施設の被害で2,542万5,000円である。

(2) 農林水産業の被害

(単位　千円)

区分		概要	被害額
農業	農地 農業用施設	田畑流出埋没等、22.83ヘクタール、水路損壊39カ所道路損壊48カ所、頭首工損壊10カ所、揚水機損壊2カ所、橋りょう流出6カ所	218,581
	農作物等	農作物の被害、1141.7ヘクタール(水稲、陸稲、野菜、果樹、飼料作物、工芸作物、桑等)養蚕、農協倉庫保管物被害、ビニールハウス、納屋	806,410
	畜産物等	家畜、家きん、畜産物(生乳)畜舎等	2,675
	小計		1,027,666
林業	治山 崩壊地	荒廃渓流及び山腹崩壊地154カ所(12.13ヘクタール)	894,100
	林道等	林道9路線、作業道28路線	69,707
	山林	人口林5.87ヘクタール　天然林6.26ヘクタール	16,430
	林産物	シイタケほだ木、4,300本	3,320
	小計		983,557
水産業	水産物等	魚類、養魚施設	25,425
	小計		25,425
合計			2,036,648

(3) 農業の被害

農業の被害は農地及び農業用施設が2億1,858万1,000円、農作物が6億3,026万円、養蚕が25万2,000円、共同利用施設が608万4,000円、非共同利用施設が2,689万円、農協倉庫保管物が1億4,292万4,000円である。

農地および農業用地施設の被害

区分		数量 件数	数量 面積(ha)	被害額(千円)
農地		117	22.83	88,793
農業用施設	水路損壊	39	—	42,789
	道路損壊	48	—	48,365
	頭首工損壊	10	—	15,907
	揚水機損壊	2	—	11,212
	橋りょう流出	6	—	11,515
合計		222	22.83	218,581

◀えぐり取られたコンニャク畑

(4) 農作物の被害

区　分	被害面積(ha)	損害量 (t)	被害額(千円)	備　　考
水　稲	815	748	231,282	
陸　稲	13	0.8	232	
野　菜	6.2	19.8	5,266	トマト、キュウリ、ナス、インゲン
飼料作物	6.5	97.8	1,481	デントコーン
果　樹	0.1	50本	215	ユズ
工芸作物	273.4	748.4	387,122	コンニャク、タバコ
桑	1.5	0.7	1,260	
その他	26	105.8	3,402	
計	1,141.7	1,721.3 50本	630,260	

養蚕の被害

(単位 千円)

区　分	数　量	被　害　額
蚕	3.5箱	252

(5) 共同利用施設の被害

米麦低温倉庫の被害

(単位 千円)

区　　分	被害額
動　力　盤	300
低温パッケージ	427
低温倉庫	1,932
計	2,659

コンニャク処理加工施設の被害

(単位 千円)

区　　分	被　害　額
コンニャク乾燥機	542
地下、既設タンク	2,883
計	3,425

(6) 非共同利用施設の被害

(単位 千円)

施　設　名	小　破		中　破		大　破		全　壊		計	
	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額
ビニールハウス	−	−	1棟 1,500m²	4,500	−	−			1棟150m²	4,500
パイプハウス	−	−	−	−	−	−	1棟 33m²	50	1棟33m²	50
育苗ハウス	−	−	−	−	−	−	1棟 33m²	50	1棟33m²	50
飼料タンク	−	−	−	−	−	−	1基	80	1基	80
バルククーラー	−	−	1基	650	−	−	−	−	1基	650
納　　屋	−	−	18棟 360m²	16,200	−	−	4棟 120m²	5,360	22棟 480m²	21,560
計			1基19棟 1,860m²	21,350	−	−	1基6棟 186m²	5,540	2基25棟 2,046m²	26,890

(7) 農協倉庫保管物被害

(単位 千円)

区分	数量(俵)	被害額
米	(30kg)13,660	121,091
麦	(60kg) 504	5,649
肥　料		1,193
飼　料		30
農　薬		416
コンニャク荒粉		11,050
その他	生活資材等	3,495
計		142,924

(8) 畜産の被害

畜産の被害は、家畜の死亡等、畜舎の損壊、また畜産物においても道路の決壊により生乳を廃棄する等の被害を受けた。

家畜の被害

(単位 千円)

区分	被害頭数		被害額
	死　亡	行方不明	
乳用牛	1頭	—	500
豚	1頭	—	45
猪　豚	—	2頭	600
計	2頭	2頭	1,145

畜産物の被害

(単位 千円)

区　分	数　量	被　害　額
生　乳	8 *t*	800

畜舎の被害は牛舎で73万円である。

(9) 林業関係の被害

林業関係の被害は、降雨量300ミリ以上の集中豪雨のため山腹崩壊、林道、作業道の路肩決壊、路面洗掘等、スギ、ヒノキの造木材の倒伏、埋没等、また林産物の埋没等、大きな被害を受けた。

(単位千円)

区　分		数　量	被害額
治　山	崩壊地	荒廃渓流、山腹崩壊154カ所(12.13ha)	894,100
林　道	路線数	9路線 (25カ所)	52,057
作業道	路線数	28路線 (76カ所)	17,650
山　林	人口林	5.87ha	10,859
	天然林	6.26ha	5,571
林産物	特用林産物	シイタケほだ木4,300本	3,320
計			983,557

(10) 治山の被害状況

区分	カ所数	数量	被害額	区分	カ所数	数量	被害額	区分	カ所数	数量	被害額
		ha	千円			ha	千円			ha	千円
北高岡	15	1.13	88,400	桧山	3	1.26	63,600	飯野	4	0.40	28,000
飯	10	1.33	111,900	深沢	7	0.51	23,700	馬門	3	0.26	16,000
福手	8	0.76	19,500	下菅又	1	0.03	2,000	牧野	3	0.40	83,000
小山	2	0.04	4,200	河又	1	0.01	1,200	生井	3	0.18	13,000
茂木	1	0.03	5,000	千本	5	0.16	11,000	烏生田	6	0.16	12,200
小貫	12	1.58	124,800	入郷	4	0.29	24,500	大瀬	2	0.11	5,500
鮎田	17	0.59	49,900	坂井	2	0.11	10,000	町田	10	0.62	47,500
青梅	1	0.01	400	山内	8	0.55	50,000	小井戸	3	0.34	23,700
上菅又	4	0.62	26,000	神井	6	0.28	13,900	上後郷	3	0.05	4,000
黒田	2	0.05	11,500	木幡	3	0.11	10,000	計	カ所 154	ha 12.13	千円 894,100
竹原	3	0.05	3,700	林	2	0.11	6,000				

▲渕田地内の山崩れ

(11) 林道の被害状況

(単位 千円)

路線名	箇所数	被害数	路線名	箇所数	被害額
放桧山線	5	7,830	赤 堂 線	4	6,172
辰 沢 線	5	16,902	牧野小原沢線	1	2,225
小貫深沢線	5	10,002	大瀬平高津戸線	1	4,401
台の前線	1	1,305	高田新田並柳線	1	1,058
大瀬栗生線	2	2,162	計	25	52,057

◀辰沢線の法(のり)面崩壊

⑿ 作業道の被害状況

（単位千円）

路線名	箇所数	被害額	路線数	箇所数	被害額	路線名	箇所数	被害額
黒田下ノ内線	4	3,500	五 蔵 線	2	200	中 山 線	2	100
竹原後田線	2	1,000	池ノ入線	3	500	小貫２号線	2	700
梨ノ木沢線	7	850	小貫4号線	2	300	神井中山線	2	100
大 峯 線	6	500	神井南谷津線	6	300	鮎田割石線	2	500
菖蒲沢南線	2	200	長崎入線	3	1,500	雨巻笹原線	1	500
ウグイス線	2	500	小貫１号線	6	1,900	鮎田上線	2	700
下菅又狐穴線	2	700	小井戸３号線	1	300	河井大沢線	1	100
小井戸１号線	2	200	郷南1号線	3	200	松ケ峯線	1	200
小井戸２号線	1	100	小貫5号線	1	400	計	76	17,650
鐙 石 線	2	100	小貫3号線	6	1,500			

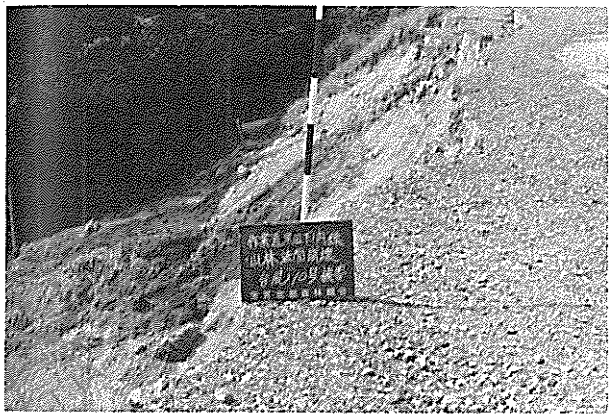

▲路肩が決壊した黒田下ノ内線（黒田西地内）

▲道路が流出してしまったウグイス線（鮎田下地内）

⒀ 水産物の被害

水産物の被害は、２カ所で2,542万5,000円である。

水産物の被害状況

区 分	数 量	被害額	備 考
魚 類	12,400 kg	19,425 千円	鯉200kg、鮎8,000kg マス4,200kg
養魚施設	2 カ所	6,000	管理棟、電気設備、井戸 モーター冷凍冷蔵庫、池等
計		25,425	

6．商工業関係の被害

(1) 商工業災害の状況

商工業関係では、町中心部の市街部が大きい被害を受けているが、これは、逆川・坂井川が氾濫し、あふれた水が鉄砲水となって押し寄せたためで、町内は一夜にして、ヘドロやガレキの山と化し、工場や商店街も甚大な損害を受けた。被害額は、総額65億円余に達した。

▲泥だらけになった商店内

被害を受けた事業所および被害額

（単位 千円）

業種	事業所数	被害額
工業	35	1,000,000
卸小売業	220	3,446,000
飲食業	38	2,100,000
その他	140	
合計	433	6,546,000

今回の災害により、激甚災害の指定を受けるため、中小企業庁の指導により、県において被害に関する実態調査を緊急に実施することとし、茂木町の被害の状況を８月19日～21日までの３日間、商工労働部経営指導課が中心となり調査を実施した。その結果をもとにして９月26日の閣議で茂木町が激甚災害に指定され、９月30日施行となった。

7．医療関係施設等の被害

茂木町の医療施設は、そのほとんどが町内に集中しているため水害に遭い医療機関の機能が停止した。炎暑の中で伝染病の発生が心配されたが、いちはやく芳賀赤十字病院の救護班が役場に置かれ応急処置にあたった。

また、保健所（真岡、佐野、足利）の応援を得て防疫薬剤散布を実施したため伝染病等の患者は発生しなかった。

施設の種類	施設数	被害施設数	被害の状況
病　　院	1	1	床上浸水
医　　院	6	4	床上浸水
歯科医院	4	3	床上浸水
接　骨　院	5	4	床上(下)浸水
マッサージ	8	7	床上浸水
計	24	19	

8．文教関係の被害

文教関係の被害は、集中豪雨により逆川が氾濫したため、逆川流域の学校施設が土砂崩れ、浸水等の被害を受けた。特に浸水のひどかった給食センターは調理機器が泥水につかり給食機能をマヒした。また、町民センターは別館ホール、倉庫が浸水にあったが、そのほとんどを救援物資配布所として使用した。町営プールは、夏休みの利用期間中であるにもかかわらず休業した。

今回の被害は、たまたま夏休みということもあって、児童、生徒や授業等に直接被害がなかったことが幸いであった。

文教関係の被害額は、公立学校施設関係被害3,004万4,000円、社会教育体育関係被害2,197万8,000円となっており、被害総額は5,202万2,000円。

公立学校関係被害状況

施設名	施設数	被害施設数	被害金額	被害状況
小学校	13	4	17,935（千円）	土砂崩れ等
中学校	4	2	4,915	〃
高等学校	1	0	0	
給食センター	1	1	7,194	床上浸水
計	19	7	30,044	

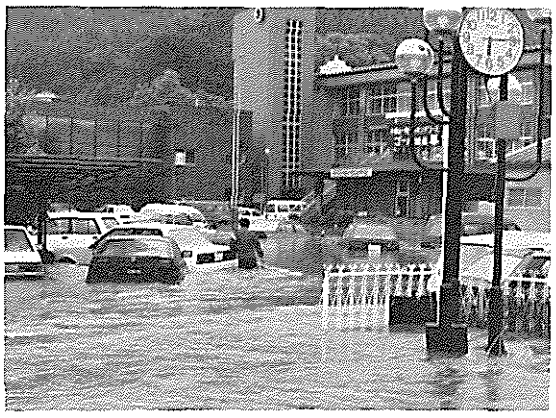

▲町民センター付近の浸水

▲水没した茂木中学校校庭

社会教育　社会体育施設等の被害状況

施設名	施設数	被害施設数	被害金額	被害状況
公民館	1	1	7,980（千円）	床下浸水
地域公民館	73	2	228	床上浸水
運動公園	1	1	13,730	法面崩壊
町営プール	1	1	40	泥流入
計	76	5	21,978	

9．役場および公共施設・金融機関の被害

(1)　庁舎内の被害

庁舎内の浸水状況は、周りの水位の上昇につれて、しだいにその高さを増し、やがて庁舎南側のサッシ戸が音を立てて破れ、泥水がせきをきったように流れ込み、一瞬のうちに80～100センチの泥水の海となった。

この高さの書類、事務機器は、消防交通係などによって２階に運び上げた戸籍簿の一部を除いては、すべて泥水に浸った。同時に県と町の防災無線の親機も泥水に浸り使用不能となった。

泥水の引いた庁舎内は、あたり一面ヘドロと倒れた机、カウンター、散乱した書類でさんたんたる状況となった。

庁舎内の被害状況は、冷暖房機が水没したのをはじめとして、コンピューター、ワープロ、複写機、印刷機などのＯＡ機器、事務用品なども水に浸った。特に被害がひどかったのは住民課の戸籍簿や税務課の土地台帳等で、住民課では、戸籍簿を元の状態にするのに４～５年の歳月を要すると考えられる。また一階にある各課でも重要な書類や台帳などが水に浸りダメージは大きかった。

被害額は、冷暖房機の修理や、庁舎の床の張替え、事務机や備品の購入、書類や台帳の修復のための費用などで4,100万円以上に達した。

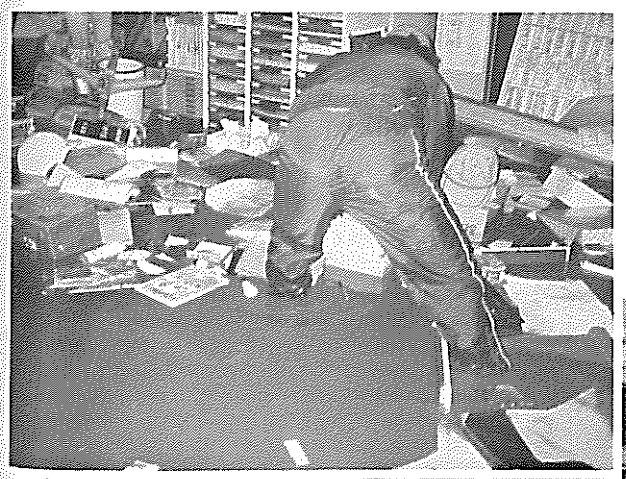

▲水没した水道課の被害 ▶

冠水による庁舎内の被害状況

課　名	書類関係の被害	その他の被害
総　務		機械室水没(冷房機・暖房機故障) 宿直室破損、電気室浸水 床（リノリウムの張替） ファクシミリ１台 ワープロ　２台　　テレビ　２台 写真現像室破損、コピー機　１台 ロビーのイス一式　印刷機　１台 シュレッター１台
住　民	戸籍簿　37冊 除籍簿　22冊 改製原戸籍簿　21冊 戸籍・除籍見出簿２冊 電算関係書類、戸籍住民関係綴等、住民課関係書類 窓口関係用紙類 住民移動関係書類 有償バス関係書類 国民年金手帳（全住民） 国民年金関係書類 外人登録関係書類	住民情報処理用コンピュータ（タスク80) 戸籍謄抄本発行用コピー機 印鑑証明書発行用コピー機 タイプライター２台 認証器１台 除籍謄本発行用リーダープリンター 戸籍簿保管庫２基 机・イス、10組
保健衛生	保健衛生関係書類 医療記録レセプト個人台帳 保健指導用ビデオ・スライド等　１式	薬剤収納小屋破損 自動血圧計　１台 動力噴霧機　１台 机・イス、14組
厚　生	生活保護者台帳 消防団員名簿 消防団基金に関する文書 戦没者遺族援護に関する文書 引揚者援護に関する文書 厚生課関係書類	防災無線機　８台 防災無線親局　１局 机・イス　８組
建　設	道路台帳、工事関係綴 設計図面、用地測量図 用地契約書類、道路占用台帳 登記嘱託書綴 都市計画関係書類 建築関係書類 都市公園関係書類	トランシット　１台、カメラ　２台 机・イス　14組 測量器具一式
農　林	農林業関係綴 農業振興地域計画図 水田再編野帳 森林簿 土地改良関係書類 用地契約書類 用地測量図 登記嘱託書類	パソコン１式（農林事務処理用） レベル トランシット シュミットハンマー コンパス カメラ （各１台） 机・イス　14組

課　名	書類関係の被害	その他の被害
農業委員会	農家台帳　60冊 農地銀行台帳 農業者年金被保険者カード（270枚） 農地移動関係受付簿 S．40～61	机・イス　4組
農業共済	農作共済関係書類100冊 蚕繭　〃　20冊 家畜　〃　40冊 園芸　〃　15冊 建物　〃　50冊 業務　〃　20冊	机・イス　7組 カメラ　1台
税務	農家台帳　5,000枚 課税基本台帳　5,000枚 納税申告書　6,000枚 納税者一覧表　7冊 土地台帳　80冊 課税台帳　17冊 名寄台帳　17冊 公図　2,285枚 計算書　205冊	机・イス　13組 計算機　5台
出納室	60年度出納証書（全部） 定期証書	金庫カギ・扉の耐火材とりかえ ワープロ　1台 机・イス　5組 電話器　1台 応接セット一式
商工観光	契約書関係書類 商工関係・観光関係・消費者関係 金融関係・中小企業関係・雇用対策協議会関係の台帳・書類 陶土工場・大瀬キャンプ場・観光物産会館・牧野運動公園等の施設関係の書類 写真および写真のネガ　1,000枚 パンフレット類　30,000部	ビデオカメラ　1台 ビデオ　多数 カメラ　1台 机・イス　5組
水道	道路・河川占用書類 各種契約書 水道事業認可関係書類 水道完成図書 給水工事受付台帳 給水台帳 オフコン用帳票（1年分） 施設管理簿 量水器台帳	水道料金計算用コンピューター一式、貯蔵品倉庫水没 カメラ　3台 漏水探知器　1台、発電気　1台 自記録水圧測定器　1台 ハンマードリル　1台 計算機　10台 机・イス　10組、木製ロッカー　2個 冷房機・暖房機　各1台

(2) 庁舎外の被害

庁舎外の水位は１～1.5メートルに達した。駐車場は濁流の通路となり、自動車や生活用品、ドラム缶などが押し流されていった。

車庫の公用車、警戒のため出勤した職員の車、消防団員の車、出張中の職員の車などがすべて泥水につかり、押し流された。100メートルも下流に流された公用車もあった。

▲水が引いた直後の役場前庭

濁流が去った駐車場はヘドロと土砂が厚くたまり、すべりやすく異様な臭いとともに、自動車や流れてきた粗大ゴミがあちこちに散乱していた。

公用車、車庫等の被害は次のとおりである

公用車……自動車　41台（内４台廃車）、バイク　５台（内１台廃車）、自転車　３台（廃棄）

車　庫……シャッターの破損　　２カ所

駐車場……舗装の損傷　ヘドロの流入

門　扉……破損３カ所、フェンス　損傷１

倉　庫……２カ所（上郭内）

(3) その他公共施設の被害

施設名	被害の状況
消防	水防小屋１棟、消防自動車３台、指令車１台、協力隊車１台
茂木郵便局	貯金保険端末機、事務機器、軽四輪１台、オートバイ16台、ポスト９本 床上浸水95センチ、郵便、貯金業務６日　保険業務13日開始
ふるさとセンター	１階浸水、営業不能　９月10日開業　　被害額1,049千円
商工会館	床上浸水60センチ、事務機器
陶土精製所	進入道路土砂崩れ　　被害額　　１万2,000円
大瀬キャンプ場	バーベキュー棟横土砂崩れ、第２ファイヤー広場上土砂崩れ 被害額　121万4,000円
大瀬無料休けい所	せせらぎ休けい所流出、公衆便所、駐車場浸水、被害額380万円 橋１カ所流出、道路、階段破損、被害額185万円

(4) 金融機関の被害

施設名	被害の状況
足利銀行	端末機、ＡＴ機、ＣＤ機、事務機器 床上浸水150センチ、６日９時開店（コンピューター稼動）
宇都宮信用金庫	同　　上 床上浸水150センチ、６日開店（７日コンピューター稼動）
栃木相互銀行	同　　上 床上浸水150センチ、６日開店
茂木町農業協同組合	茂木支所のコンピューター端末機、自動支払機 床上浸水10センチ、６日より稼動

▲街頭でのゴミ撤去作業

第４章　応急的な復旧

第１節　概　　要

町は、災害対策本部を設置し、人命の救助を第一に考え、自衛隊の派遣を要請するとともに、災害状況の調査および把握を早急に行い、災害応急対策を実施し、被災住民の生活の安定と生活環境等の緊急的な復旧に努めた。

▲ガレキ等の撤去作業をしている皆さん

第２節　生活関連緊急対策

１．生活用水

水道施設・設備の被害は、この激流の中で、どのくらいであるかは、確かめることは非常に困難であった。

このような状況のもと、上水道については、5日午前4時に、配水池のバルブを閉じた。その後、水没している地域の水が引くのを待って調査点検を開始した。これにより、各箇所の被害状況を調べ、安全とされる区域への給水は、午後から開始した。

しかし、橋りょうに添架されている水道管の被害が大きかったため、前後のバルブを閉じておいた。

須藤地区簡易水道については、大瀬にある取水場が30センチ浸水したほか、渕田系統に漏水が確認されたため、5日午前8時に渕田配水場のバルブを閉じた。高畑系統、千本系統に断水した世帯がなかったことは幸いであった。

飯野地区簡易水道については、取水場が完全に水没してしまい、当初は手のつけようがなかった。この取水場の復旧は6日～8日まで徹夜作業などの懸命な努力により、牛越橋が流出して給水ができない飯野牛越地区を残して8日には送水を開始することができた。 6日～8日までの生活用水の確保として町は、給水車および給水タンク車を自衛隊・宇都宮市などの関係機関の協力を得て、地理に明るい町職員が同乗し、給水活動を行った。

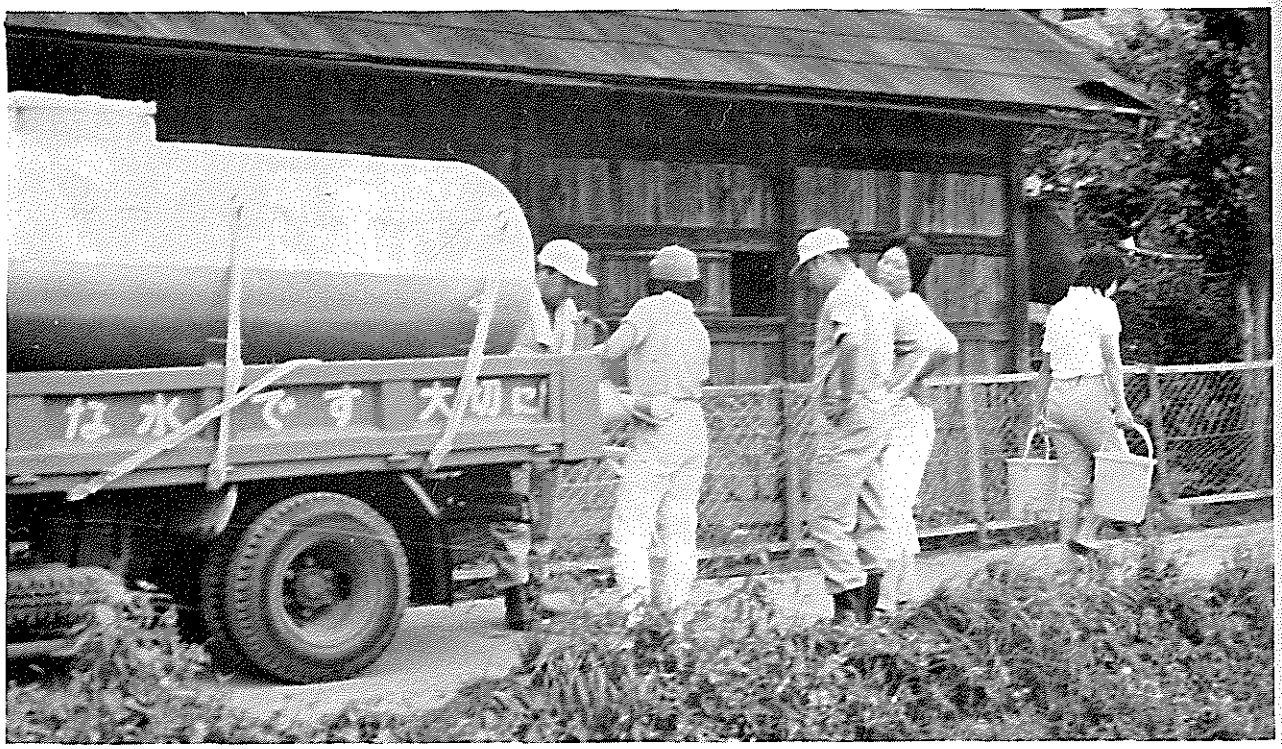

▲県内市町から応援にかけつけた給水車による給水活動

生活用水の応急給水状況

支援市町村等名	給水機器対応車(トン車)	5日	6日	7日	8日	9日	合計
自衛隊	4.0	3台	3台				6台
	2.0	1台	1台				2台
宇都宮市	4.0	1台	1台				2台
	2.0		1台	1台	1台		3台
鹿沼市	2.0	1台	1台				2台
今市市	1.0		1台				1台
小山市	2.0	1台					1台
国分寺町	2.0		1台				1台
氏家町	2.0			1台			1台

2. 電　　気

電気は、日常生活において、欠かすことのできないものであるため、供給の停止による町民への影響は非常に大きいものであった。電気の応急対策も、今回の災害発生時の重要なものの一つであった。

このため、東京電力株式会社栃木支社は、水害状況報告のもと、各営業所からの応援をはじめ、関電工、栃電工、関東電気保安協会などから延べ584人の出動により、被害の復旧にあたった。この電気の復旧に出動した車両は延べ357台であった。

区　　分	復旧出動人員（単位：人）								復旧出動車両（単位：台）							
月　　日	8/5	6	7	8	9	10	11	合計	8/5	6	7	8	9	10	11	合計
東　　電	91	33	29	23	13	6	12	207	28	16	14	25	19	8	11	121
関　電　工	106	33	22	20	12	6	4	203	46	18	13	17	11	5	4	114
栃　電　工	27	13	21	17	8	8	6	100	12	6	8	7	4	4	4	45
保安協会	7							7	8							8
営配サービス	12	2						14		2						2
電気工事店組合	11							11	11			18	12		5	46
東電電気通信課	10	8	8	8		8	42	5	4	4	4			4	4	21
合　　計	264	89	80	68	33	20	30	584	110	46	39	71	46	17	28	357

また、床上浸水の家屋1,168軒については、5日～9日までに、屋内の配線設備の調査を実施した。この作業には、社員のほか、関電工、関東電気保安協会および栃木県電気工事業工業組合が加わり延べ124人が点検調査にあたった。

○調査内訳　茂木営業所付近一帯　937軒
　　北高岡　付近一帯　186軒
　　大瀬・林　付近一帯　45軒
　　} このうちさらに再調査313軒実施

○調査結果　良好　998軒　85.4%
　　不良　170軒　14.6%　※不良170軒については不良箇所を切り離して一部送電を行った。
　　計　1,168軒　100.0%

参　考　（単位：軒）

区　　分	良　好	不　良	計
一次調査	824	344	1,168
再　調　査	174	139	313

3. 電　　話

ＮＴＴ栃木支社および真岡局の現地災害対策本部は一体となり、災害対策機器および復旧要員を栃木支社管内をはじめ、関東および全国へ出動要請、緊急復旧の体制を確立した。

この緊急事態に復旧作業員は、いち早く駆けつけ、台風一過真夏の炎天下、堆積した流出物および泥水の中という悪条件にもかかわらず、不眠不休で復旧にあたり、8日午後7時45分に災害対策機器ＫＤ20大容量可搬形電話装置がサービスを開始した。このときには、全員から自然に大きな拍手が沸きあがった。

電気通信設備の緊急復旧については、次のとおりである。

(1)　特設公衆電話の設置

浸水から10時間後の5日午前11時30分に水が引き茂木地区に入れるようになって、4時間後の午後３時には他局収容の6カ所に８個の公衆電話が設置された。その開通状況は次のとおりである。

特設公衆電話設置状況

設置場所	収容局	設置台数	運用開始時分	使用機器
茂木局	真岡	24	5日午後 3時08分	ＴＺ－403
〃	塩子	2	5日午後 6時00分	ケーブル
茂木北局	緒川	3	5日午後 3時00分	ケーブル
逆川局	笠間	3	5日午後 6時45分	ケーブル
茂木小学校　他	大阪	40	6日午前 1時35分	衛星（新潟）車載局
茂木中学校　他	広島	39	6日午前 1時30分	衛星（名古屋）車載局

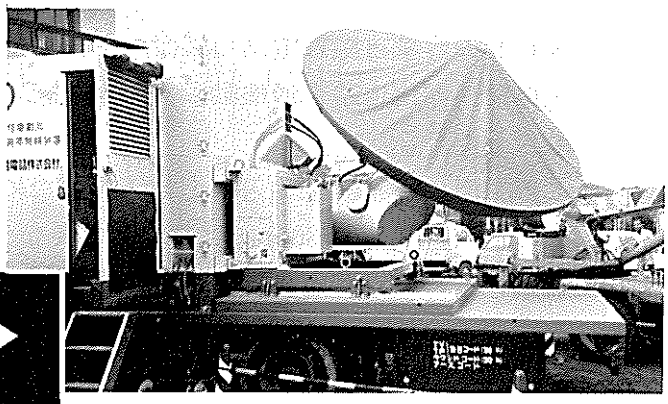

▲茂木中学校に設置された衛星車載局

▼町民センターに仮設された
「特設公衆電話」を利用する皆さん

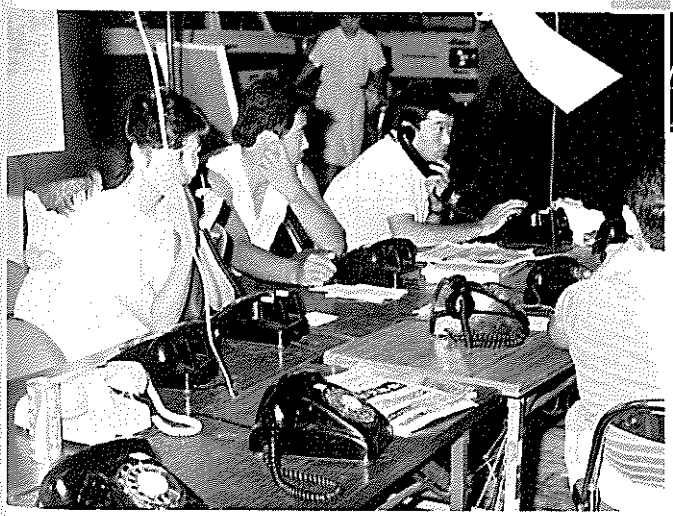

(2) 伝言取次ぎサービス

伝言取次ぎサービスは、電話が不通となっている地域へ着信系通信を補うもので、このシステムは宇都宮電報電話局で伝言を受け付け、茂木町民センターへファックス送信し、あて名ごとに配達したもので、新聞、テレビに報道され、全国から安否を気づかう人々から2,046件の利用があり、町民より大変喜ばれ好評であった。

伝言サービス受付数および配達件数は次のとおりである。

月　日	受付件数		配達件数		残件数
	当　日	累　計	当　日	累　計	
5日	395	395	71	71	324
6日	986	1,381	593	664	717
7日	457	1,838	995	1,659	179
8日	156	1,994	335	1,994	0
9日	40	2,034	40	2,034	0
10日	10	2,044	10	2,044	0
11日	1	2,045	1	2,045	0
12日	1	2,046	1	2,046	0

(3) C23K非常用移動電話局装置による加入者救済

加入者の通信を確保するために、C23K非常用移動電話局を設置し、KD20大容量可搬形電話局装置による全加入者救済までに、663加入を救済し、通信の確保を行った。

(4) KD20大容量可搬形電話局装置の輸送と設置

KD20大容量可搬形電話局装置のトレーラー輸送にあたっては、東京総支社烏山局から埼玉県警、高速道路交通機動隊、栃木県警の協力のもとに、パトカーの先導を依頼し茂木へ搬入した。

この装置により、全加入者を救済するため、大量加入者データ、局データの原票を至急作成し、7日午後2時30分にはこれら必要なデータファイルなどが現地へ到着した。

復旧作業の諸準備とともに、加入者宅の巡回、呼出試験、加入者回線試験および回線開通等の復旧のために大量の動員を実施し、8日午後7時45分には切り替えが完了した。

台風１０号に伴う茂木局電気通信設備故障復旧工事線表

凡例　－－－－－ 作業期間
　　―――― 運用サービス期間

項目			出動先	8／5（火）	8／6（水）	8／7（木）	8／8（金）	8／9（土）	8／10（日）	8／11（月）	8／12（火）	8／13（水）	備考
体制	災害発生（茂木局）			4:43			19:45回復						り障数 ◦加入電話 茂木局 4,271 茂木北局 561 逆川局 715 ◦公衆電話 83回線（41個） ◦公衆線 288回線 ◦専用線 27回線
体制	関東総支社			3:48	災害対策室					20:00緊急支援本部		12:00解散	
体制	栃木支社		8/4準備警戒体制 16:30	3:30	災害対策室						20:00	情報連絡室	
体制	真岡電報電話局		8/4準備警戒体制 17:00	3:20	災害対策室								
孤立防止無線（TZ－60）			常時設置	6:40 3箇所									町民センター・茂木町農協・逆川保育所に設置
一次措置	特設公衆電話	ケーブル（他局収容）	笠間局，塩子局，緒川局	10:25 15:00 6箇所		電話機（8）台	16:30						茂木（塩子局2台），逆川（笠間局3台），茂木北（緒川局3台）
一次措置	特設公衆電話	TZ－403（一対向）	宇都宮局	11:35 15:08 2箇所		電話機（24）台						10:30	茂木局前・町民センター設置
一次措置	特設公衆電話	衛星車載局	群馬藤岡（名古屋）	22:30	01:30	3箇所	電話機（43）台			16:00			茂木中学校設置
一次措置	特設公衆電話	衛星車載局	新潟（新潟）	22:30	01:35	3箇所	電話機（40）台			16:00			茂木小学校設置
一次措置	伝言取次サービス		支社，宇都宮局，小山局等応援	395 17:30	986/1,381	457/1,838	156/1,994	40/2,034	10/2,044	1/2,045	1/2,046	9:00	町民センター設置
二次措置	優先加入者	C23－K	宇都宮局	16:00	6:00Ⓢ	663加入	19:45						茂木局設置
二次措置	優先加入者	宅内（電話機）		17:00	109台	11:30							PBからDPに取替（109）
二次措置	公衆線	TZ-403	土浦局，小山局	21:15		20回線		14:00					茂木北局～真岡局救済
二次措置	公衆線	PCM	り障回線 268	16:00	12:00								
二次措置	専用線	PCM	茂木局のPCM装置を修理	16:00	3:50				27回線				茂木局～真岡局間のPCM回線を修復
三次措置	一般加入者	KD－20	烏山局（東京総支社管内）		0:05 12:00		19:45	Ⓢ		4271加入			茂木局設置
三次措置	一般加入者	宅内（電話機）			搬入 DP加入者のPBマルチ化（109台）		不出加入者等のローラ作戦（3,823加入）				20:00		公衆電話 76回線回復（家屋流失2，BOX損失5）
三次措置	公衆線	PCM	烏山局，宇都宮局	16:00	6:25				252回線				PCM24～PCM24B化
稼働数（直営）				366	373/739	359/1,098	437/1,535	282/1,817	160/1,977	200/2,177	157/2,334	94/2,428	合計 3,012名
〃（請負）				33	141/174	148/322	138/460	33/493	39/532	28/560	12/572	12/584	

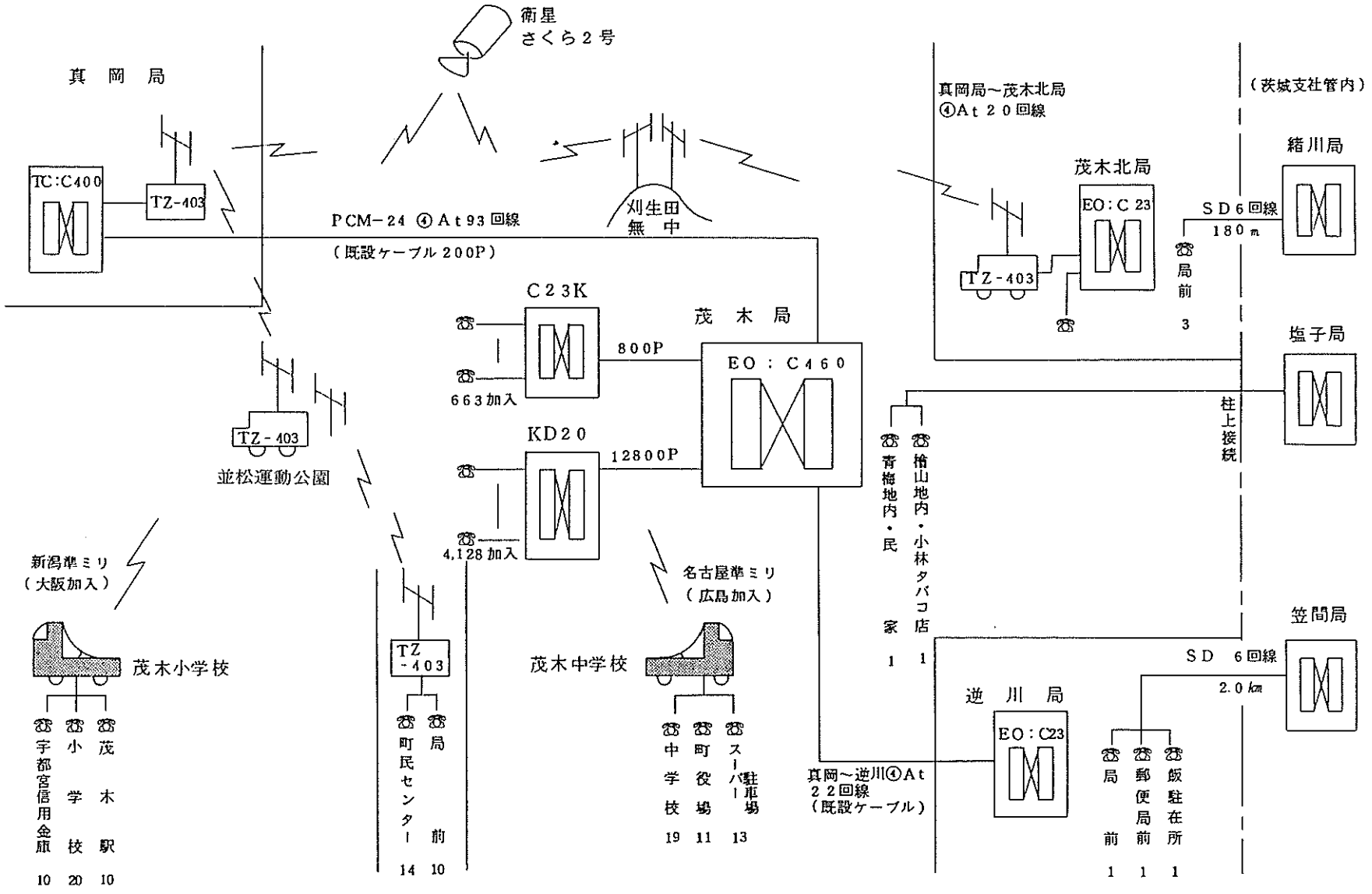
衛星
さくら２号
真　岡　局
TC:C400
TZ-403
PCM−24 ④At93回線
（既設ケーブル200P）
刈生田
無　中
真岡局～茂木北局
④At２０回線
茂木北局
EO:C 23
TZ-403
（茨城支社管内）
SD6回線
180m
緒川局
局前
3
C23K
663加入
茂　木　局
800P
EO：C460
KD20
12800P
4,128加入
塩子局
柱上接続
TZ-403
並松運動公園
青梅地内・民家
1
1
楢山地内・小林タバコ店
新潟準ミリ
（大阪加入）
名古屋準ミリ
（広島加入）
笠間局
SD　6回線
2.0km
茂木小学校
茂木中学校
逆　川　局
EO:C23
真岡～逆川④At
２２回線
（既設ケーブル）
TZ
-403
宇都宮信用金庫
10
小学校
20
茂木駅
10
町民センター
14
局前
10
中学校
19
町役場
11
スーパー駐車場
13
局前
1
郵便局前
1
駐在所
1

応　急　復　旧　概　要　図

4．ＬＰガス

ＬＰガスの販売店は応急の対策として、激流にのみ込まれた家を主に、(社)栃木県高圧ガス保安協会芳賀支部および（協）芳賀ＬＰガス保安センターの応援を受け、各消費者宅を回り、調査・点検などを開始した。

まず、最初にしたことは、各家の倒れたボンベを起こすことから始まった。しかしながら、販売店自身も被害に遭った中での、調査・点検は容易ではない作業であった。

50キロ4本立用集合装置の立ち上がり配管接続部より破損し、ボンベともども流出した家や、ボンベが外壁に固定されているところでは、ボンベと配管ごと流出した家などがほとんどであった。

これらの応急的なガス供給設備の復旧に努力し、災害後、3日間で約50%、10日目には95%の家庭での供給が可能となった。

また二次災害が生じなかったのは、ガス漏れはしていたが停電および軒下まできた水のおかげで点火源がなかったことも、不幸中の幸いであった。

応急措置を行っていて思ったことがある。それは、ＬＰガス50キロボンベが充塡してある状態でも、その比重は水より低いのである。つまり、水に浮いてしまうということは分かっていても、それを前提として、ガスの設備はしていないのが現状であった。しかし、心の救いは、被害のひどい場所にもかかわらず、転倒防止チェーンをプロテクターをとおしてかけたものや、供給管と圧力調整器の間のホースが金具付のものを使用していた設備は安全であったことである。やはり安全設備はなくてはならないものであった。激流の中で、ボンベのバルブが開いたまま、プロパンガスが液状で噴出しながら流れていくのを見たときは、どうなることかと思ったが、関係機関の協力のもと、流出したＬＰガス容器の回収も12日に実施した。なお流出したボンベによる二次災害の危険の防止に対しても、安全措置対策の実施をした。

ＬＰガス設備の調査・点検の実施状況

月　日	8／5	6	7	8	9	10～16	17～23	24～31	小　計	未実施	合　計
戸　数	343	341	322	279	258	494	330	277	2,644	56	2,700

ＬＰガス設備の復旧状況

月　日	8／5	6	7	8	9	10～16	17～23	24～31	小　計	未復旧	合　計
戸　数	112	177	160	182	118	145	34	8	936	※ 14	950

※　未復旧は家屋流出、倒壊により不能となったもの

5. 医療活動

町内の医療機関が全面的に診療不能となったことから、日本赤十字社栃木県支部が芳賀赤十字病院から、救護班を派遣し、役場敷地内に救護所を設置し、救護活動を開始した。

被災を受けた町民に救護所の開設を知らせることは、町所有車が水害により全滅したため、日赤車、警察の広報車により広報した。

予想したより、茂木の被害状況がひどいため、役場2階公室を仮眠所として使用し、24時間の医療活動を執った。

開業医の診療不能や各家庭の救急薬品等の流出により、この救護所の活動は町民にとって、医療活動の拠点となり、一時は、救急カットバンでさえ不足気味となり、一人当たり数枚しか与えられない状況であった。

この医療活動は、町内の開業医が一部診療を開始した13日までの9日間にわたって、芳賀、足利、大田原の日赤3病院からの救護班8班60人にて診療にあたり、取り扱い患者も1,542人にもおよんだ。

救護班医療活動状況

班名	医療活動日	診療患者数	病院名	班名	医療活動日	診療患者数	病院名
1班	5～6日	121	芳賀赤十字病院	5班	9～10日	202	足利赤十字病院
2班	6～7日	229	〃	6班	10～11日	180	大田原赤十字病院
3班	7～8日	319	〃	7班	11～12日	125	足利赤十字病院
4班	8～9日	263	大田原赤十字病院	8班	12～13日	103	芳賀赤十字病院
				計	9日間	1,542	

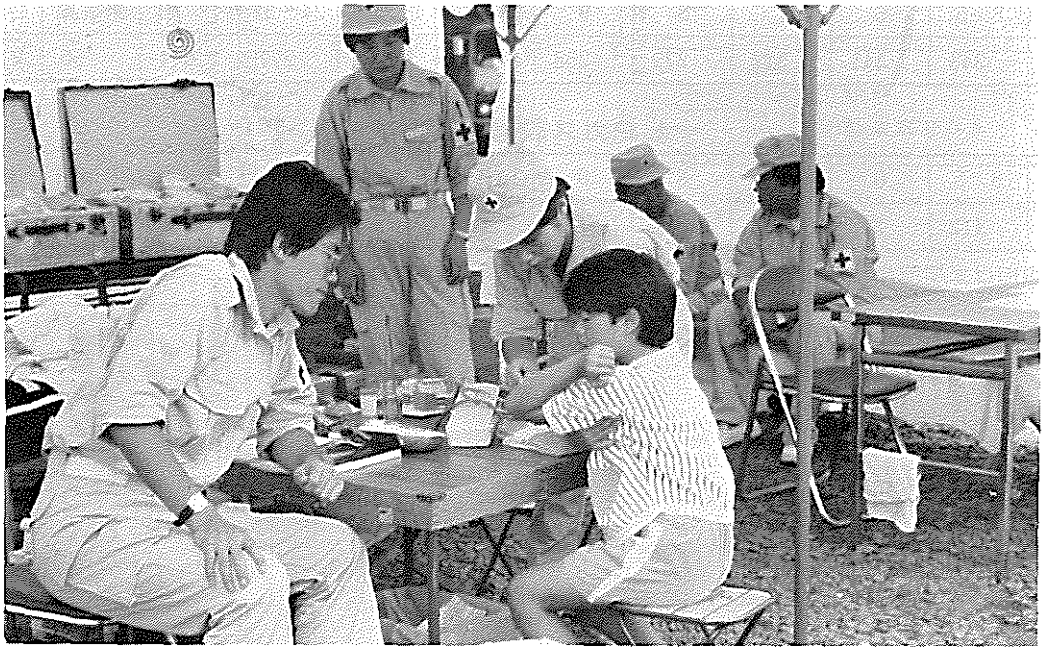

▲役場敷地内に設置された日赤の救護班

6. 防疫活動

町はその機能がほとんど壊滅状態となったため、県に防疫活動の依頼をした。これを受け県は、管轄の真岡保健所の職員を中心に、県庁、各保健所の職員により実施した。

(1) 実施体制

5日、真岡保健所長以下職員3人が現地を調査し、その結果、伝染病の発生の予防を最大の眼目とし、消毒班、保健班、資材調達の3班を設置をした。

消毒は、2人1組で20組編成を目途として、夏の暑い時期でもあるため、短期集中的に実施した。また、あわせて、町民に対する広報および保健婦による健康チェック、生活指導を巡回により行った。

(2) 消毒作業

作業にあたっては、一部の町村の支援や民間業者による消毒作業の自主的な応援もあった。

○日程　6日　伝染病発生防止のため、町内の20行政区へ薬剤を配付
　　62人による消毒作業（午前10時～午後7時）
　　7日　44人　〃　（午前7時～午後7時）
　　8日　12人　〃　（午前9時～午後7時）
　　※　役場玄関前にクレゾール、消石灰を置いて随時配布した。

○噴霧器　33台

○薬　剤　クレゾール　3,400本（各戸配布2，200本を含む）
　　次亜塩素酸ナトリウム　3,100本（井戸消毒用）
　　消石灰　46ｔ

▲防疫活動に従事する県職員

(3) 検病調査

真岡保健所の保健婦を中心に、県庁から医師1人が派遣されて実施した。

○日程等　6日　医師1人　保健婦6人による各戸巡回

7日　〃　〃

8日　保健婦2人による各戸巡回

(4) 広報活動

町の広報網を最大限に利用しながら、真岡保健所の広報車やチラシにより、伝染病や食中毒の予防についての周知を行った。

以上のように、今回の被害が極めて大きかったにもかかわらず、伝染病の発生が1件もなかったことは、防疫活動がいかに徹底されたかが評価されるものであった。

7. 廃棄物処理

浸水世帯の多い町内は、ほぼ便所の機能が停止してしまったため、6日から七井のクリーンセンター、宇都宮市、佐野市からそれぞれ応援を得て、茂木中学校に大型バキューム車を配置し、小型バキューム車で各家庭のし尿を、2分の1くむという処理方法をとった。7日、各自治体および、民間業者から、17台の支援により、被災世帯の収集率は40%に達した。8日、道案内のため、町職員がバキューム車に同乗し収集に当たり、ほぼ100%終了した。町外についても、7日から申し込み順に実施、逆川地区2台、中川地区2台、須藤地区1台にそれぞれ町職員が同乗し収集した。この間にくみ取りした世帯数は、870戸、くみ取り収集したし尿は、263.7キロリットルにおよび、芳賀地区広域行政事務組合の衛生センターで処理した。

また、災害の大きかった市街地のゴミは、莫大な量に上り、町のゴミ処理場では、処理が不可能であるため、並松運動公園の駐車場建設予定地に搬入することとし、建設業者38社の協力により、延べダンプ343台、ペイローダ124台、ブルドーザ27台、バックホー28台、運転手502人、普通作業人497人、および、民間団体等の協力を得て、6日～11日までの6日間と、20日～24日まで5日間の2回、11日間にわたり行われた。当初は、多くの障害物により交通渋滞を起こし、作業は困難を窮めた。この間並松運動公園駐車場建設予定地に排除された土砂、流木、家財等のゴミは、45,000立方メートルに上り、悪臭を放つため、39日の日数を要して焼却処分し、その後70センチ平均で覆土した。

▶並松に集められたゴミの山

8．緊急食品の確保

町災害対策本部は、自炊不可能な人に対する食料品の確保として、災害救助法の適用により７日、レトルト食品3,200食、パン2,000食、牛乳500本、８日、レトルト食品1,000食、パン1,300食、牛乳400本、ジュース1,020缶を県に要請した。ただし、食料品等の配付を受ける人の数は１日（7日だけ）5,700人にも上ったため、不足分は、民間からの善意で届けられた食料品によって補った。

５日、昼間より、民間から届けられた食料品は、一時町民センターに預かり、１日３回の割で配付した。自炊が可能となった12日まで行われ、この間、民間から届けられた緊急食料品は、73団体に上り、10,030人余りの人が、食料を確保できた。

▲町民センターに食料品等を取りに来た災害を受けた皆さん

9. 緊急輸送路の確保

5日午前8時、救援、災害復旧用の交通網を確保するため、町職員で組織している防災協力隊員が、幹線道路の災害状況および流出物の堆積等による交通不能箇所の調査をした。

特に、大きな被害を受けた町の中心部（上新～下砂田）の道路状況については詳細に調査し、災害対策本部へ報告した。なお、通行不能な主要幹線道路は、国道123号線、国道294号線、県道上宿桜田線、県道中飯岩瀬線であった。

県警本部では、交通規制担当係員、隣接警察署員を茂木警察署に派遣し、交通実態の調査および茂木町への車両乗入れの規制を行った。

6日～13日までの8日間は、茂木警察署員、他の所属署員および防災協力隊員等で緊急物資輸送車両、応急災害復旧用車両等の通行を確保するため、国道123号線、国道294号線の交通規制をした。交通規制にあたった警察官延べ224人、防災協力隊員等延べ240人であった。

なお、緊急物資輸送車両には㊫の標章を公安委員会、県知事が交付した。

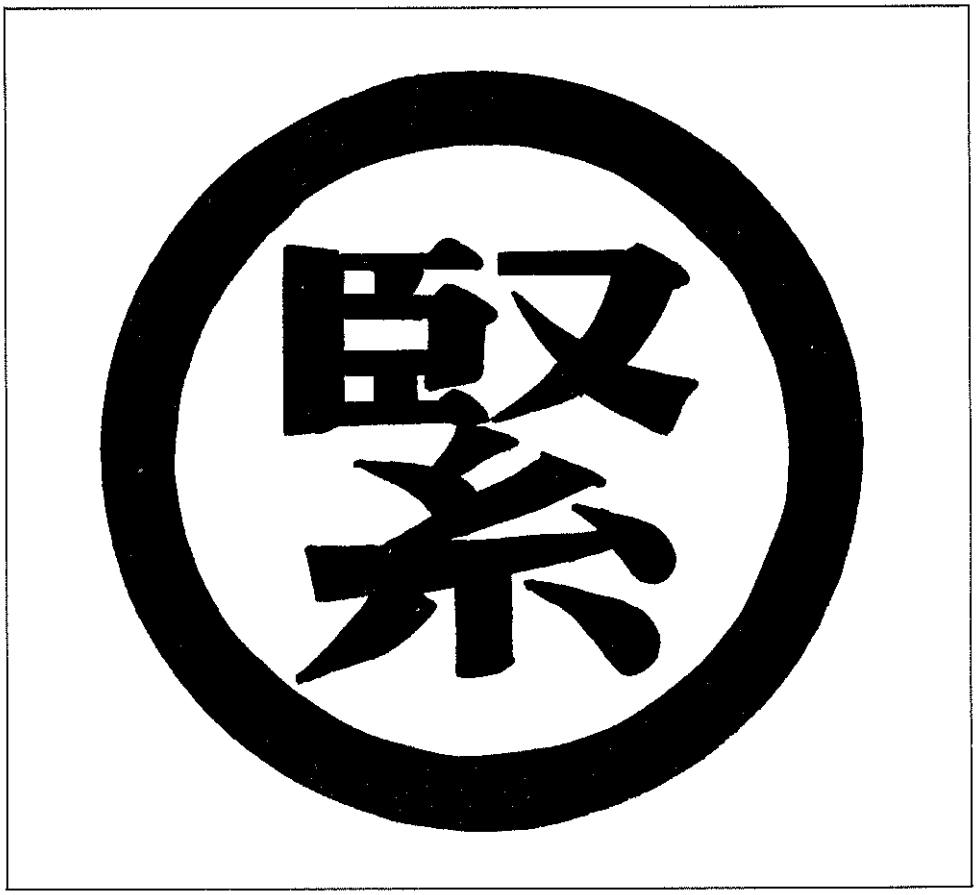

▲緊急車両にはられたステッカー

10. 緊急物価調査

県では、災害による生活関連物資の供給減または供給とだえから生ずる価格高騰を抑制するため、被害規模の最も大きかった本町を対象に価格調査を実施した。

市街地のほとんどの家庭が被災したため、日常生活を営む状態でなかったので、購買活動も少なかった。

食生活については、救援物資等で困ることは少なかった。

一般小売店は、復旧に時間を要した。廃業した店舗もあった。

緊急物価調査の結果

(単位：円、カッコ内は%を示す)

調査品名		8月分県平均	調査日	
			8月13日	8月26日
食料品	食パン (1袋)	155	150(96.8)	150(96.8)
	即席めん (100g)	73	66(90.4)	68(93.2)
	まぐろ (赤身100g)	337	325(96.4)	398(118.1)
	鶏卵 (Mサイズ10個)	201	183(91.0)	178(88.6)
	キャベツ (1kg)	105	85(81.0)	91(86.7)
	きゅうり (1kg)	265	257(97.0)	336(126.8)
	ピーマン (1kg)	447	495(110.7)	653(146.1)
	レタス (1kg)	287	236(82.2)	329(114.6)
	豆腐 (100g)	21	17(81.0)	17(81.0)
	牛乳 (1ℓ)	223	215(96.4)	198(88.8)
石油製品	ガソリン(レギュラー1ℓ)	120	—	120(100.0)
	LPガス (5m³)	2,725	—	2,500(91.7)
	灯油 (店頭1ℓ)	58	—	60(103.4)
日用・雑貨品	テイッシュペーパー (400枚)	142	80(56.3)	130(91.5)
	トイレットペーパー (4ロール)	253	—	178(70.4)
	洗たく用洗剤 (2.65kg)	886	910(102.7)	910(102.7)
	台所用洗剤 (600mℓ)	303	210(69.3)	220(72.6)
	ラップ	186	183(98.4)	198(106.5)
	ポリ袋(65×70cm10枚)	174	123(70.7)	150(86.2)

第３節　幹線道路および鉄道の応急復旧

1. 幹線道路

道路、橋りょうの被害状況を調査し、緊急を要する箇所については、応急工事を実施した。なお、小規模な災害箇所については、地元建設業者の協力を得て、土砂の除去、運搬、陥没箇所の埋め戻し等を実施し、交通の確保に努めた。

主な応急工事箇所

○町管理道路　（単位メートル）

路線名	箇所	延長	備考	路線名	箇所	延長	備考
河井小深線	河井	22		桔梗中郷線	中小井戸	11	
飯野河井線	河井	41		久保桧山沢線	飯野桧山沢	79	
馬門十三曲線	登谷	228		渕田所草線	所草	13	
涌井長久保線	飯野床の沢	58.5		茂木上神井線	上神井	22	
中根増井線	馬門中根	14		天子斧久保線	天子甲	108.5	
涌井放線	飯野	44.5	牛越橋仮設	四ツ川線	深沢	62	
赤石刈生田線	赤石	29					

○県管理道路（一般国道、主要地方道、一般県道）　（単位メートル）

路線名	箇所	延長	備考	路線名	箇所	延長	備考
国道123号線	馬門	70	土砂崩落	国道294号線	坂井	100	
国道294号線	町田	300		那須黒羽茂木線	塩谷	100	
宇都宮笠間線	益子町との境	11	土砂取片付	黒田市塙真岡線	黒田	30	
上宿桜田線	木幡	65	道路決壊	上宿桜田線	小山横手橋付近	124	路肩決壊
中飯岩瀬線	深沢	30		〃	北高岡	140	
御前山芳賀線	市貝町との境	30		中飯岩瀬線	石沢	60	
下平上境線	山内甲	12		上宿桜田線	十石	60	土砂崩落
下伊勢畑増井線	増井	180		〃	十石	20	地滑り

2. 交　　通

鉄道

真岡線は日夜の復旧作業により段階的に復旧し、10日に全線復旧した。

5日、6日　2日間不通

7日（午後3時44分）　下館→真岡間　開通する。

9日（午後6時）　益子→市塙間　開通する。

10日（午後7時）　市塙→茂木間　開通する。

※　不通区間はバス代行で旅客輸送をした。

国鉄バス……茂木→烏山間の国鉄バスは国道294号線の土砂崩れにより5日～9日までの5日間運休となった。復旧作業により10日午後6時30分に開通した。

東野バス……真岡←→茂木間　5日運休　6日開通した。

茂木←→河井間　5日運休　6日開通した。

茂木←→大瀬間土砂崩れ等の被害箇所が多く、復旧するのに16日間を要し、21日に開通した。

茨城交通……茂木←→笠間間、バス路線の道路が大規模な流失、土砂崩れにより復旧が遅れた。5日運休、木幡地内の道路の流失により6日～14日まで、東ノ宮ＣＣ入口で折り返し運転を行い、15日開通した。

茂木←→御前山間、この路線には被害はなかったが茂木市街部に進入できず、5日～8日まで不通となり、9日開通した。

茂木←→石塚間、被害はなかったが5日だけ不通となり6日開通した。

町営バス……坂井川の越水で車庫が浸水しバスの乗降口のステップまで冠水したが、車庫、車両とも大きな被害はなかった。5日は運休し、6日から平常運転した。

被害額は15万8,000円でその内訳は、修理代8万2,000円、スペアータイヤ購入代7万6,000円であった。

▲線路が浸水した真岡線

3. 交通規制

(1) 道路管理者による交通規制

道路、橋りょうの被災および市街地の災害復旧による交通規制箇所について、道路管理者は、次のような応急対策を実施した。

ア、う回路の標示

規制標識、案内看板の設置

イ、被害箇所の安全確保

バリケード、赤色灯、トラロープ、テープ、ポール等設置。

ウ、主な路線の交通規制状況

各路線の交通規制状況

No.	道路種別	路線名	規制箇所	被災状況及び規制内容	規制時間	解除時間	摘要
1	主	那須—黒羽—茂木	茂木町 塩田	土砂崩落により 片止	8/4 20：00	8/5 23：00	
2	一	上 宿—桜 田	〃 木幡	路肩欠損により 全止	8/5 0：00	10/28 17：00	
3	主	那須—黒羽—茂木	茂木町 御前山～烏山町境	雨量規制により 全止	8/5 2：00	8/5 23：00	
4	一	御前山—芳 賀	茂木町 山内～茂木町牧野	〃 全止	8/5 2：00	8/5 23：00	
5	一	牧 野—大 沢	茂木町 小深～烏山町小木須	土砂崩落により 全止	8/5 2：00	8/7 16：00	
6	一	下 平—上 境	茂木町 山内～茂木町河又	雨量規制により 全止	8/5 2：00	8/6 18：00	
7	一	赤 沢—茂 木	茂木町 飯野	〃 全止	8/5 2：00	8/6 20：00	
8	国	123号	茂木町 馬門	〃 全止	8/5 2：00	8/5 11：15	
9	国	294号	茂木町 町田	土砂崩落により 全止	8/5 3：00	8/13 10：00	
10	一	中 飯—岩 瀬	茂木町 深沢	〃 全止	8/5 4：30	8/20 20：00	
11	一	御前山—芳 賀	茂木町 中根	土砂崩落により 全止	8/5 4：30	8/5 23：00	茂木町と市貝町の境
12	一	黒田—市塙—真岡	茂木町 黒田	土砂崩落により 全止	8/5 6：00	8/13 10：00	
13	国	294号	茂木町 坂井	〃 全止	8/5 6：00	8/15 13：45	
14	国	123号	茂木町 茂木	路面冠水により 全止	8/5 5：00	8/5 23：00	
15	一	上 宿—桜 田	茂木町 小山	〃 全止	8/5 8：00	10/25 6：00	横手橋付近
16	一	上 宿—桜 田	茂木町 北高岡	〃 全止	8/5 8：00	8/8 10：30	
17	一	中 飯—岩 瀬	茂木町 石沢	〃 全止	8/5 8：00	10/16 6：00	
18	一	下 平—上 境	茂木町 甲	路肩欠損により 全止	8/5 7：00	9/20 9：00	
19	一	上 宿—桜 田	茂木町 十石	土砂崩落により 全止	8/5 10：00	8/6 17：00	
21	一	下伊勢畑—増井	茂木町 林橋	落橋により 全止	8/5 10：00	8/7 18：00	逆川
21	一	上 宿—桜 田	茂木町 十石	地すべりにより 全止	8/8 18：30	62年5月末予定	

※国……国道、主……主要地方道、一……一般県道

(2) 警察による交通規制

県警災害警備本部は、5日交通部課員をもって県内の交通障害等の状況を把握した。

ア、本町の障害発生状況

道路決壊	5
道路冠水	3
河川増水	5
土砂崩れ	8
橋りょう流出	1
計	22

イ、本町の交通規制

5日茂木警察署に、交通機動隊員、隣接警察署員等30人と白バイ9台、パトカー6台が派遣され、道路交通法に基づく交通規制が実施された。

6日～13日までの8日間に、延べ交通機動隊員等224人、白バイ143台、パトカー73台で、災害対策基本法に基づく、交通の制限が次の区間で行われた。

○国道123号線

茂木町大字増井1,042番地先（増井T字路）～茂木町大字坂井342番地先（天矢場T字路）までの4.4キロの区間

○国道294号線

茂木町大字茂木1,796番地先（山田屋前T字路）～茂木町大字千本267番地先（千本T字路）までの5.5キロの区間

第４節　その他の応急対策

1. 保健衛生関係

飲食店等許可業種の営業再開に当たって、安全確保のため、真岡保健所食品衛生監視員2人、宇都宮保健所食品衛生機動班員2人、食品衛生専門監視指導班環境衛生課員2人により11、12日にわたり、111業種への監視指導を行った。

許可業種営業再開に対する監視指導の状況

期日	施設数	許可業種																		
		乳処理業	乳製品製造業	乳酸菌飲料製造業	めん製造業	清涼飲料水製造業	飲食店	魚介類販売業	食肉販売業	豆腐製造業	菓子製造業	みそ製造業	酒類製造業	アイスクリーム製造業	乳類販売業	豆腐販売業	しょう油製造業	喫茶店	食肉処理業	計
8月11日実施	12	1	1	1		1	10	4	1						1	1				21
8月12日実施	67	1	1	1	1	1	41	10	6	4	11	1	1	1	5	3	1	1		90
計	79	2	2	2	1	2	51	14	7	4	11	1	1	1	6	4	1	1		111

2．建設関係

(1)　道路側溝の排土および清掃対策

市街地の道路側溝は、河川の越水による土砂およびゴミの堆積、埋没の被害を受けたため、排土および清掃を実施した。12日に、消防団第2、3、4分団の消防自動車9台、広域の消防自動車2台、110人が出動して、路面および側溝に放水し、清掃にあたった。

被害箇所　国道123号線等177カ所（延長1,900メートル）

応急的な処理場所を並松運動公園駐車場建設予定地とした。

(2)　地滑り対策

6日午後5時ごろ、十石地内の地盤がゆるみ、地滑りが発生した。県道上宿桜田線の路面に隆起現象が起き、山地崩落の危険が生じたので、交通規制を行うとともに、付近の住宅に対し8日午後6時避難命令を出し、次のとおり応急対策工事を行った。

盛土工事（延長38.6メートル）　235万円　擁壁工事（延長18.0メートル）　237万円

調査費用　374万円　　計846万円

(3)　急傾斜地崩壊対策

台風10号による集中豪雨によって、茂木町地内154カ所で、崖崩れが発生し、住宅倒壊および崩落土砂で交通不能となったため、排土作業を実施した。

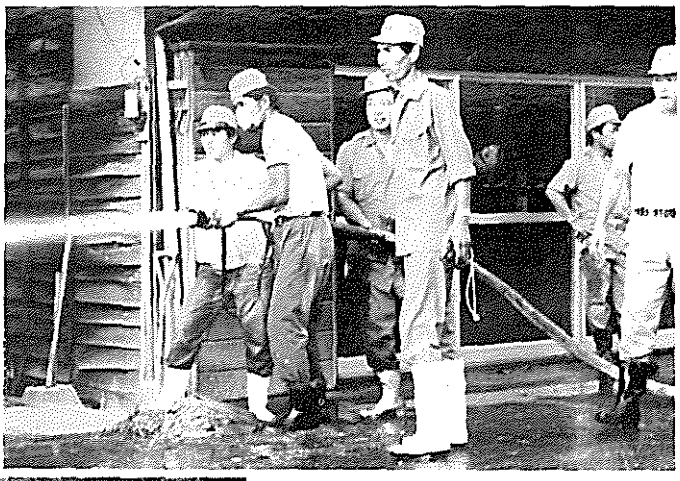

▶路面に放水する消防団の皆さん

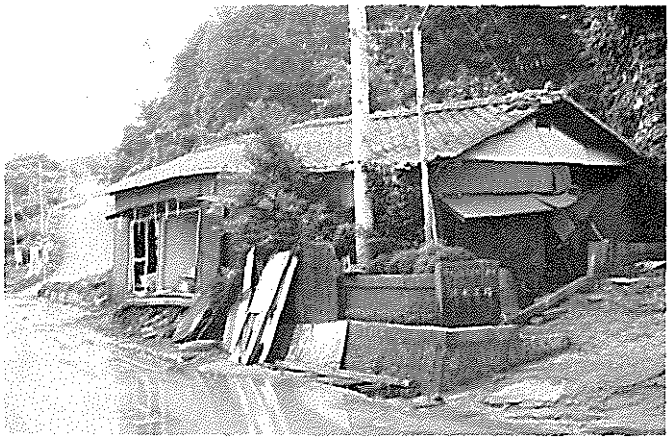

◀土砂崩れによる住宅被害（十石地内）

3. 農林関係

(1) 治山対策

住宅等の裏側に堆積した崩落土砂について、二次災害を防止するため、地域住民の協力のもとに緊急排土を行った。

(2) 林道対策

付近に住宅があり、地域住民の利用する連絡林道を中心に被害区域の安全の確保および通行の確保のため、崩落土砂の排除、路面整備等を行った。

(3) 作業道対策

被害を受けた作業道のうち、生活関連作業道について、通行の確保を図るため、地域住民の協力のもとに崩落土砂を排除した。

(4) 観光施設の応急対策

観光施設利用者の安全を確保するため、危険区域の立ち入りを禁止した。水害を受けたふるさとセンターには、５人の宿泊者があったが、安全な場所へ移動させた。

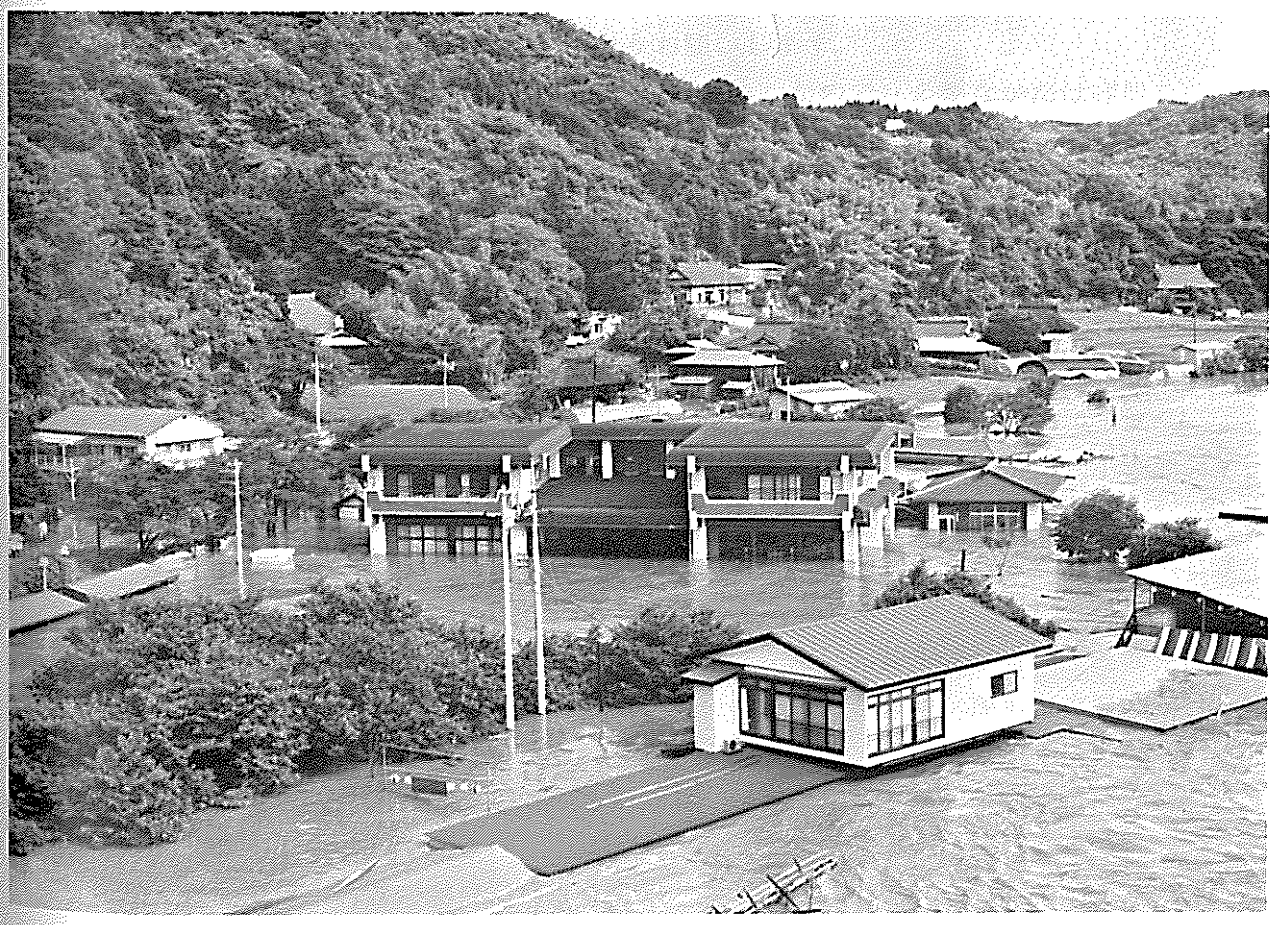

▲浸水したふるさとセンター

4．文教関係

災害救助法の適用により茂木町の小中学校被災児童生徒に対しては、教科書、文房具等学用品の無償給付を行った。小、中学校別の被害状況は次のとおりである。

区分		人数（人）	単価（円）	金額（円）
小学校児童	教科書	103	1,386	142,821
	文房具等	193	3,283	633,620
中学校生徒	教科書	56	10,933	612,266
	文房具等	125	3,594	449,280
合計		477	19,196	1,837,987

5．広報活動

災害時の広報活動は、非常に重要であった。各被災家庭への連絡は通信網の機能が停止してしまったため、広報車による巡回広報がとられた。

本町の広報車は、水没して使用不能であったため、茂木警察署、市貝町、真岡市、栃木県の応援を得て広報活動を行った。

広報回数、内容は、救援物資（食料品、野菜等）の配付、廃棄物の処理、薬剤の配付、電気製品の修理相談開設、災害緊急融資相談開設等で日増しに多くなっていた。15日発行の町報「もてぎ」8月号で災害状況速報を、20日には、災害特集号として、町報「もてぎ」を発行し、写真入りで被災の様子や災害復旧に要する費用に対する融資制度、流失や紛失した年金証書、保険証等の再発行手続きのお知らせをした。

○広報車による広報活動の主な内容

1　水害状況調査のため、係員が被災者の皆さんのお宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

2　救援物資の野菜が届きましたので、必要なかたは道路まで出てきてください。

3　水害の後片付けのため、水道の使用量が多く断水の恐れがありますので、節水にご協力ください。

4　ゴミ収集を一時打ち切りますので、ゴミを歩道に置かないで、路上に出すようにしてください。

5　水害で教科書や学用品などが、水に浸ったり、流されたりした茂木小学校の児童の皆さん8月9日（土）午前8時までに登校するようお願いします。

6　救援物資の朝食および日用品配布の準備ができましたので、必要なかたは容器を持参のうえ、町民センターまでおいでください。

7　消毒用の薬剤を配布しますので、必要なかたは役場までおいでください。なお伝染病が発生しているという噂が流れていますが、そのようなことはありませんのでご安心ください。

8　救援物資のゴザが届きましたので、必要なかたは町民センターまでおいでください。

9　商工業関係災害緊急融資の相談を、8月12日（火）午前10時から当分の間、商工会館で開きますのでお気軽にご相談ください。

10　水に浸ったテレビや冷蔵庫などの修理の相談を、電気商のかたがたが茂木小で開いています。ご相談ください。

11　このたびの水害で床上浸水以上の被害を受けた世帯に、郵便はがきを無料で交付しますので8月10日（日）午前11時から午後6時まで、町民センターへおいでください。

12　水害により紛失した運転免許証の再交付を受けるかたにお知らせします。運転免許センターでは、受付を午前10時まで延長して、当日交付をしています。茂木警察署に手続きをしますと3日ぐらいで交付になります。

13　ただいま、ゴミの排除作業をしています。ゴミ収集は、皆さんの家庭の清掃が終わるまで実施しますのでご安心ください。

その他、役場では、各課の窓口業務等を町報「もてぎ」、「お知らせ版」で知らせた。

6. 罹災証明書の発行

被災後の緊急融資制度および各種多方面にわたる減免、軽減制度が設けられたためその制度を活用するにあたり、罹災証明書（厚生課発行1,023通）、罹災確認書(商工観光課発行472通）を被災住民に発行した。

7. 義援金

◀義援金を受け取る阿部町長

(1) 義援金の受付

茂木町の被害状況がテレビ、ラジオ、新聞等で報じられた後、6日から県内はもとより、全国各地から義援金が届けられた。

なかには、義援金といっしょに励ましの手紙を添えて送られてきたものもあった。

このように、各方面からの善意に対応するため、災害対策本部と教育委員会が窓口となり義援金の受け付けを行った。

(2) 義援金の状況

義援金は、災害対策本部が受け付けしたものが、616件で1億2,284万2,311円また、教育委員会で受け付けしたものが、107件の505万8,633円であった。

(3) 義援金の配分

台風10号被災者災害見舞金配分委員会を設置(構成員37人)し、8月22日に委員会を開催、被害状況等勘案し、一世帯当たりの基準を、住宅全壊（流出）20万円、住宅半壊10万円、床上浸水5万円、床下浸水1万円、住宅一部損壊2万円、非住家損壊（半壊以上）2万円、事務所（床上浸水以上）3万円、行政区協力費1戸当たり500円とした。27日役場において配分基準に基づき区長を通じ配分した。

水害見舞金支給内訳　　（単位　円）

被災区分	戸数	1戸当り単価	金額
全壊	20	200,000	4,000,000
流失	5	200,000	1,000,000
半壊	58	100,000	5,800,000
床上	692	50,000	34,600,000
床下	173	10,000	1,730,000
一部損壊	24	20,000	480,000
非住家損壊(半壊以上)	17	20,000	340,000
事業所(床上以上)	48	30,000	1,440,000
行政区協力費	4,854	500	2,427,000
計			51,817,000

8. 救援物資

▲救援物資の山となった茂木小学校体育館

▼救援物資を配達する
ボランティアの皆さん

(1) 救援物資の受付

県内各地はもとより、全国から数多くの救援物資が寄せられた。

このように、町に寄せられた救援物資の受け付けは、茂木町民センターを中心に行った。

救援物資の状況

被災後における救援物資は、主に、おにぎり、インスタント食品、パンなどの食料品であり、県内の団体中心に援助を受けた。なかには、同じ茂木町の町民でも、市街地のあまりにもひどい状況を見て、食料などの援助をしてくれたかたがたもあった。

災害報道により、全国から寄せられた救援物資は、次第に多くなり、茂木町民センターでは対応することができず、その受け付け、保管場所を茂木小学校体育館、茂木中学校体育館へと拡大していった。その救援物資は、タオル、衣類、ゴザ、畳、野菜、乾物など、生活に必要なあらゆる物資が寄せられてきた。そのほとんどが、個人や各種団体からの善意のものであった。

(2) 救援物資の配分

救援物資の配分は、茂木町民センターにて行った。当初は特に被災者のかたがたへの食事や日用品を中心に、朝・昼・夕の3回、広報車を出してその配布の周知徹底をした。

その後、町議会議員を主力とした被災者への救援物資の宅配なども実施された。

数多く寄せられた救援物資を被災者に均等に配布するため、被災者台帳を基にして、各種婦人会、ボランティア、中学校生徒などにより行政区ごとの区分けをし、19日一斉に、議会議員、町職員、各種婦人団体、ボランティアの協力により、トラックにて各行政区長に配布した。

▲小山地内県道の災害復旧

第５章　その後の本格的な復旧

第1節　災害復旧

1．災害復旧の概要

農地、農業用施設等の復旧のうちで国庫補助対象事業は昭和62年6月1日現在で100％完了したが町単補助は期限が10月16日までになっているので、今後復旧箇所はさらに増える見込みである。また河川、道路、その他の復旧は次の表のとおりで、学校、公園等の被害は学校6カ所公園2カ所で6月1日までに全面復旧した。また家屋の被害でいちばん大きかった町内も災害の約2週間後には膨大なゴミの山もかたづき、1カ月後にはほとんどの商店に商品も並び工場もほぼ9割操業を開始し、街の中の人の顔にも少しずつ活気と明るさをとり戻してきたが、これからが本格的な復旧であり、町民の総力をあげて魅力ある町づくりが今後町民に与えられた課題である。

災　害　復　旧　概　要

昭和62年6月1日現在

区分		被害数	復旧数	復旧金額 (千円)	復旧率 (%)	摘要
河川	一級河川	103	53	221,882	51.5	
	準用河川	5	5	12,794	100.0	
	その他の河川	135	1	4,500	0.7	
道路	国道	15	15	38,968	100.0	
	県道	44	44	145,407	100.0	
	町道	361	344	689,212	100.0	17ヵ所は別工事
その他	橋りょう	6	5	62,919	83.3	
	砂防	1	0	0	0	
	学校	6	6	30,043	100.0	
	公園	2	2	14,660	100.0	
農地および農業用施設	農地	117	117	88,793	100.0	面積 22.83 ha
	水路損壊	39	39	42,789	100.0	
	道路損壊	48	48	48,365	100.0	
	頭首工損壊	10	10	15,907	100.0	
	揚水機損壊	2	2	11,212	100.0	
	橋りょう流出	6	6	11,515	100.0	

2．生活関連の復旧

(1) ゴミ処理

水害で生じたゴミの集積場所となった並松運動公園駐車場建設予定地へのゴミの搬入は、25日までとした。その後も、ゴミの不法投棄があったが、災害のゴミの収集はこの日で終了したことになる。

集められた膨大なゴミ（搬入量45,000立方メートル）は、下流域への流失による汚染、および蚊・ハエなどの害虫の発生を防ぐために、３回にわたって消毒、殺虫を行った。

ゴミは、たっぷりと水分を含んでいるため、燃やすには困難を要したが、約１カ月かけて、重機（ブルドーザー・バックホー）を借り上げ、重油を使って、ゴミ（可燃物）全体の95％を焼却することができた。次に、10トンダンプで 1,000 台分の土で、約70センチ覆土を行い整地した。ゴミの山だった８月のころとは見違えるように10月10日には復旧した。

なお、ゴミの中には、有害物質が含まれている恐れがあるので、今後、浸出水の水質検査を行うなどして、環境汚染を監視していくことになっている。

消毒費　　約30万円
ゴミ焼却費　約300万円
覆土・整地費　約2,000万円

▲町の被災地から集められたゴミの山（８月）

▲ゴミ焼却・覆土・整地した後（10月）

(2) 水　道

水道の復旧は、上水道、須藤地区簡易水道は全箇所終了（62年３月31日現在）し、飯野地区簡易水道は流失した牛越橋の架け替えと同時に施工する箇所（62年８月完了予定）を除き終了した。

3．通信設備の復旧

(1) 電　気

5日のうちに幹線以外のところは復旧し、9日に被害世帯の調査を完了した。

(2) 電　話

過去に例のない早さで、電話・通信を確保した今回の茂木町の災害復旧作業は、延べ約3,000人を動員し、復旧総額約1億4,000万円をかけて日夜復旧作業に当たった結果であった。

昭和62年1月23日、午前0時には、ＫＤ20大容量可搬形電話局装置から従来の交換機へ切り替えを実施した。

第２節　復旧のための融資制度等

１．商工業者への融資

(1)　国の融資制度

中小企業の融資等について、茂木町が局地激甚災害として指定を受けた。これは、商工業者への融資上の特別措置で、国民金融公庫と中小企業金融公庫から災害貸付を受けた場合に限り融資利率年6.4%が、年3.0%になるが、３年目以降については確定していない。なお、限度額は1,500万円である。

国民金融公庫の融資を受けたのは25事業体であった。

また、中小企業金融公庫の融資を受けたのは２事業体であった。

(2)　県の融資制度

県の融資制度としては、「台風10号商工災害緊急対策資金」がある。限度額は2,000 万円で、年4.5%以内の利率で、融資期間は10年以内である。この融資を受けた事業体は81事業体であり、融資額は９億3,900万円であった。

(3)　町の融資制度

茂木町では「茂木町災害融資利子補助」を行った。

ア．融資使途　　罹災による商品、原材料購入等の運転資金および店舗や住宅等の修繕資金

イ．融資限度額　300万円

ウ．融資利率　　年5.5%

エ．利子補助率　年2.75%

この実績としては、409件で、貸付額は10億9,150万円で、利子補助額は3,800万円である。なお、これには農林災害についても適用された。

(4)　住宅金融公庫

住宅に被害を受けた人に対し、次のように災害復興住宅の建設資金、家屋購入資金、または補修資金の融資を行った。

○建設の場合……５割以上の被害を受けた人

融資限度額	木造で300万円以下
利率	年5.05%
償還期間	木造で25年以内

床　面　積　　13㎡以上　120㎡以下

なお、この実績は６件で4,540万円であった。

○購入の場所……５割以上の被害を受けた人

融資限度額　　木造新築家屋で1,300万円以下

利　率　　年5.05％

償還期間　　木造新築家屋で25年以内

床　面　積　　40㎡以上　120㎡以下

○補修の場合……補修に要する額が10万円以上の被害を受けた人

融資限度額　　10万円以上　400万円以下

利　率　　年5.05％

償還期間　　10年以内

なお、この実績は１件で400万円であった。

(5)　崖近接等に住んでいる人に対する補助制度について

崖地の崩壊、土石流、地滑り、出水等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を、安全な場所に移転を促進するため、補助する制度がある。

2．農林業の補助および融資制度

(1) 町単独補助

農業に対する災害復旧の国庫補助は、30万円以上の災害でないと該当しないため、町議会および、農業委員会の要望により、町は10月の議会で農林災害復旧事業補助条例を制定した。1カ所の工事費が10万円以上30万円未満の農地または、農業用施設で、農家が実施した農林災害復旧事業に対し交付される。農業用施設には、その事業費の35%(自己負担65%)、農地には、事業費の30%（自己負担70%）の補助をすることにした。農業用施設被害24件、被害額715万6,000円、農地被害54件、被害額1,732万4,000円のうち489万8,000円の補助金の交付をした(昭和62年6月1日現在)。昭和62年10月16日まで災害補助の受け付けをし、交付をするので今後増える見込みである。

(2) 融資制度

ア、融　資

農業関係の災害復旧のための資金融資制度の利用をＰＲをした。茂木町農協による災害資金融資は、農家に対し66件1億5,760万円の融資となった。また、世帯更生資金の農業に対する援助資金貸付は、3件160万円であった。

イ、災害に対する共済制度

茂木町農業共済事業では、昭和61年度の水・陸稲の支払共済金は6,416万円となり、台風10号による被害として、水稲で1,538万円が早期に支払いされた。60年度の支払共済金と比べると5.7倍となった。

3．税金・水道料金の減免

(1) 税の減免

町では被災者の経済的な負担をいくらかでも軽くしようと、町税の軽減や免除をする「昭和61年８月の台風10号に伴う豪雨による被災納税者に対する町税の減免に関する条例」を８月30日に制定し、これにより税金の減免を実施した。

減免の対象になる税金

災害を受けた日（８月５日）以降に納期が来る税金が対象となった。ただし昭和61年度分のみ。

町民税……２～４期分
固定資産税…３～４期分
国民健康保険税２～４期分

〈町民税〉

ア、本人が死亡したり、障害者等になった人

理　　由	軽減または免除の割合
●死亡した場合	全　　部
●生活保護法の規定により生活扶助を受けることになった場合	全　　部
●障害者となった場合	9／10

イ、本人または扶養親族が所有する、住宅または家財の損害額がその価格の10分の３以上で、前年中の所得金額が600万円以下の人

損害の程度／所得金額	3/10以上5/10未満のとき	5/10以下のとき
●300万円以下であるとき	1／2	全　部
●450万円以下であるとき	1／4	1／2
●600万円以下であるとき	1／8	1／4

ウ、農作物に被害を受けた人で、減収による損失額が平年の農作物の収入の10分の３以上で前年中の所得金額が600万円以下の人

所　得　金　額	軽減又は免除の場合
●180万円以下であるとき	全　部
●240万円　〃	8／10
●330万円　〃	6／10
●450万円　〃	4／10
●600万円　〃	2／10

〈固定資産税〉

ア、本人所有の宅地および農地、山林等に損害を受けた人

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が該当する土地の面積の	
●8/10以上であるとき	全部
●6/10以上8/10未満であるとき	8／10
●4/10以上6/10未満であるとき	6／10
●2/10以上4/10未満であるとき	4／10

イ、本人所有の家屋および償却資産に損害を受けた人

損害の程度	軽減または免除の割合
●全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
●主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の損害を受けたとき	8／10
●屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の損害を受けたとき	6／10
●下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の2/10以上4/10未満の損害を受けたとき	4／10

〈国民健康保険税〉

ア、障害者になった場合は、税額の10分の9を減額した。

イ、本人または被保険者の所有する住宅または家財の損害額がその価格の10分の3以上で前年中の所得額が600万円以下の人。

損害の程度／所得金額	軽減または免除の割合	
	3/10以上5/10未満のとき	5/10以上のとき
●300万円以下であるとき	1／2	全部
●450万円 〃	1／4	1／2
●600万円 〃	1／8	1／4

ウ、農作物に被害を受けた人で、農作物の減収による損害額が平年の農作物の10分の3以上である人で、前年中の所得金額が600万円以下の人

所得金額	軽減または免除の割合
●180万円以下であるとき	全部
●240万円 〃	8／10
●330万円 〃	6／10
●450万円 〃	4／10
●600万円 〃	2／10

税金の減免実績

昭和61年における災害被災者に対する地方税の減免措置の実施状況

(単位：人・円)

税目／区分	個人住民税				軽自動車税		固定資産税		国民健康保険税		合計	
	減免対象納税者数	減免額			減免対象納税者数	減免額	減免対象納税者数	減免額	減免対象納税者数	減免額	減免対象納税者数	減免額
		道府県民税	市町村民税	計								
昭和61月8月台風および低気圧による災害に係る分	526	9,322,180	17,323,280	26,645,460	0	0	447	2,968,690	288	21,779,350	1,261	51,393,500

(2) 水道料金の減免

ア．対　象

全壊、半壊、流失……８月分、９月分は全額免除した。

床上、床下浸水……８月分、９月分に限り去年同月分の使用水量を超える分だけ免除した。

イ．実　績

(単位円)

区分	全額免除		一部免除		8月分計		全額免除		一部免除		9月分計		全額免除		一部免除		総額	
	8月分		8月分				9月分		9月分				計		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
上水	70	213,320	13	36,110	83	249,430	50	243,710	620	3,391,280	670	3,634,990	120	457,030	633	3,427,390	753	3,884,420
簡水	5	10,380	－	－	5	10,380	3	6,430	24	56,920	27	63,350	8	16,810	24	56,920	32	73,730
計	75	223,700	13	36,110	88	259,810	53	250,140	644	3,448,200	697	3,698,340	128	473,840	657	3,484,310	785	3,958,150

4．福　祉　制　度

(1)　災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく貸付制度の対象となる人で、台風10号災害で被災し、生活の早期立て直しのために資金を必要とする人に対し、次の要領で資金の貸し付けを行った。

区　　分	内　　容
資金の使途	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	180万円以内
利　　息	年３％
据置期間	３　年
償還方法	据置期間を含み10年以内、年賦または半年賦

災　害　援　護　資　金　貸　付　状　況

（単位千円）

区分／貸付種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
世帯主の負傷による貸付	—	—	—	—
住居の全壊等による貸付	2	3,000	2	3,000
住居の半壊による貸付	2	1,600	2	1,600
家財の損害による貸付	12	7,100	12	7,100
合　　計	16	11,700	16	11,700

(2)　世帯更生資金の貸付

世帯更生資金貸付制度要綱(昭36.4.6 厚生事務次官通知）に基づく貸付制度の対象となる低所得者等で、台風10号災害で被災し、住宅の補修等の資金を必要とする人に対し、次の要領で資金の貸し付けを行った。

区分＼資金種別	更生資金	住宅資金	災害援護資金
資金の使途	生業を営むのに必要な資金	住宅を改築、補修しまたは保全するのに必要な資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	89万円	100万円	60万円
利　　息	年３％	年３％	年３％
据置期間	１年以内	６カ月以内	１年以内
償還方法	７年以内	６年以内	７年以内

世帯更生資金貸付状況

(単位千円)

区分 / 資金種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
更生資金	2	1,890	2	1,890
住宅資金	6	7,000	6	7,000
災害援護資金	8	4,500	8	4,500
合計	16	13,390	16	13,390

(3) 寡婦福祉資金の貸付

母子および寡婦福祉法に基づく貸付制度の対象となる寡婦世帯で、台風10号災害で被災し、住居の補修について資金を必要とする人に対し、次の要領で資金の貸し付けを行った。

区分 / 資金種別	住宅資金
資金使途	建物の主要構造部分を補修するに必要な資金
貸付限度	150万円以内
利息	年 3 %
据置期間	2年以内
償還方法	据置期間経過後6年以内、年賦または半年賦

寡婦福祉資金貸付状況

(単位千円)

区分 / 資金種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金	5	5,000	5	5,000

第３節　町の中の動き

１．クリーン作戦

９月７日、茂木町商工会青年部30人と消防団300人が道路のヘドロを排除するため「クリーン作戦」と名付け、上新町から榎本町にかけて消防用ホースにより順次散水を実施した。ゴミ処理作業とかちあわないように早朝より暑い日ざしの中行われた。

クリーンアップ大作戦

９月７日（日）　午前７時～１２時（雨天決行）

対象地域：　茂木町内

目　　的：道路の清掃　（玄関先より車道まで）

突然ですが、路上の清掃を実施したいと思います。
みんなで一致協力、未来に向けて若さあふれる私たちの茂木町をつくってゆきましょう。
（茂木町商工会青年部）

――次のことにもご協力下さい――

1．消火栓より放水しますので7日（日）の節水になにとぞご協力下さい。
2．上新町より榎本町にかけて順次散水してゆきます。
3．ゴミの収集ではありません。絶対に路上に出さないで下さい。
4．警察の協力も得ておりますので、指示にしたがって下さい。
5．道路の清掃の際には車に注意してください。

協賛　茂木町．茂木町商工会
茂木町商工会婦人部
茂木町消防団

2．フラワーボックス

『うるおいのある町を』をキャッチフレーズに、商工会では100万円の経費をかけて８月29日から翌年の３月まで「フラワーボックス」を300箱、町内の国道両側、上・下郭内の一部、および茂木小学校前歩道に設置した。商店の人が「フラワーボックス」の水かけなどの管理を行い、百日草、ベコニア、アスターのかれんな花を咲かせ、商店街復興の一役を担った。現在「フラワーボックス」の管理は、町内の子ども会に引きつがれ、四季折々の花を咲かせている。

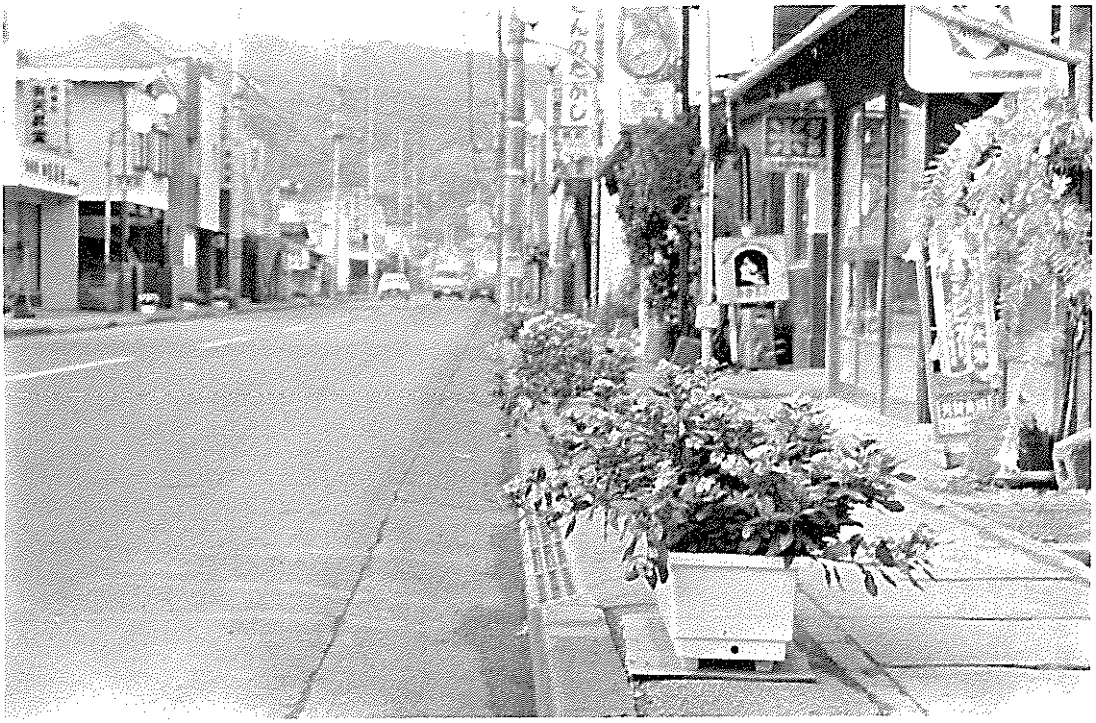

▲商店街に設置されたフラワーボックス

3．各種ボランティアの活動

茂木町連合青年会（涌井卓志会長、会員144人）は、６日早朝より町内のゴミ集めを始め、集めたゴミは午後８時ごろ、会員たちが乗ってきたトラックで並松運動公園駐車場建設予定地に運んだ。また町民センターにおいて、救援物資の受け入れや配布の作業にあたった。

７日には、天理教の45人が、ひとり暮らしの老人宅の後片づけ、土砂の排除作業などを、益子町七井教会に宿泊して12日まで行った。

９日には、県内および茨城県の一部の支店から募った足利銀行員172人が、大型バス２台、マイカーに同乗して茂木に入り、学校や駅などの公共施設の復旧作業に携わるほか、被災した家庭や工場などの後片づけの手伝いをした。その他各種団体、民間による多数のボランティアのかたがたの心温まる行為は、不眠不休で作業におわれていた被災町民の大きな手助けとなり町復興への力となった。

名　称	作業内容	名　称	作業内容	名　称	作業内容
茂木町連合青年会	ゴミ収集、救援物資の受入れ、配布等	赤帽組合	米の配布、ゴミ収集	益子町青年団	救援物資の整理、配布
天理教	土砂排除、片づけ作業	市貝町役場職員	救援物資の受け付け配布	野木町青年団	救援物資の整理、配布
足利銀行	ゴミ等の後片づけ	創価学会	ゴミ収集、片づけ作業	都賀町青年団	救援物資の整理、配布
婦人防火クラブ	救援物資の整理、配布、町民センター椅子洗い、古文書の整理	立正佼正会	ゴミ収集、片づけ作業	真岡市青年教室	救援物資の整理、配布
婦人ボランティア	田中家古文書の整理	茂木高校生徒	町営プール、児童公園の清掃	真岡青年会議所	ゴミ収集
連合婦人会	救援物資の整理、配布	茂木町教職員	救援物資の整理	栃木県連合青年団	救援物資の整理、配布
婦人ドライバーズクラブ	救援物資の受け付け、配布	茂木町の中学生	救援物資の整理	町議会議員	米の配布、ゴミ収集、救援物資配布
茂木保育園	救援物資の受け付け配布	市貝町青年団	救援物資の整理、配布		

※ボランティアについては、受け付けした団体のみ掲載した

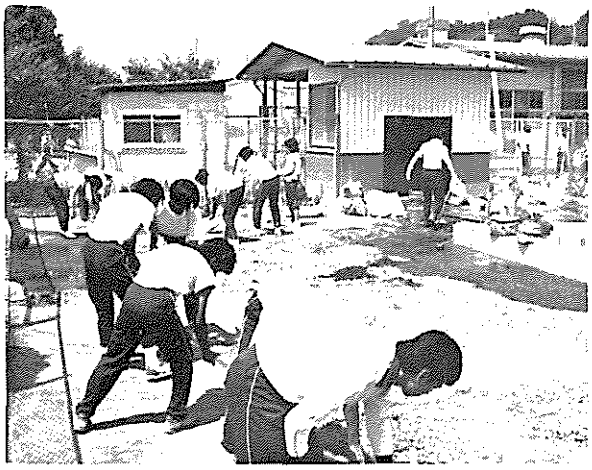

▲茂木高校生が町営プールの清掃

▲連合青年会と赤帽組合の皆さんがゴミの収集

▲昭和62年８月５日に行われた防災訓練

第６章　防災措置

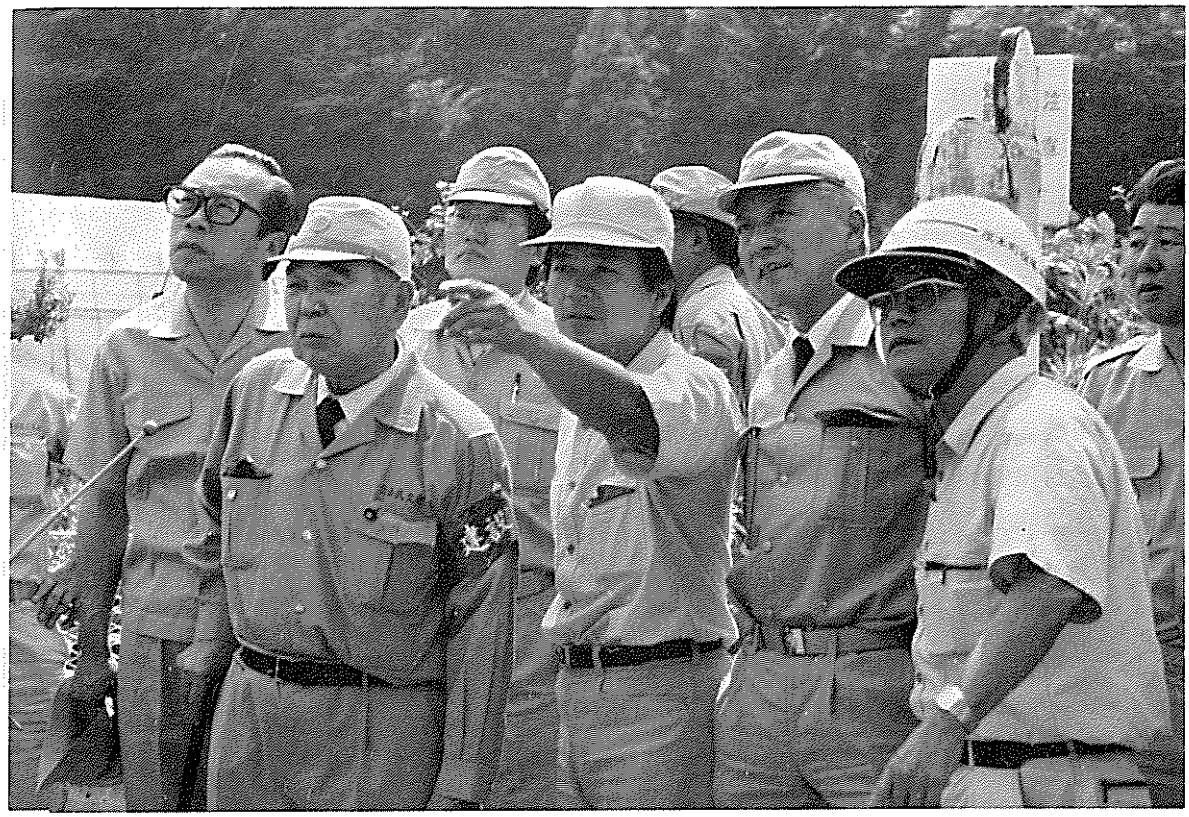

◀8月11日　天野建設大臣が茂木町を視察

第１節　災害視察・陳情・激甚災害指定

災害発生後の国・県の対応を中心にして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚である災害の指定までの動きを追ってみた。

８月５日

午前10時10分、渡辺知事を本部長とする栃木県台風10号災害対策本部を設置、茂木町と益子町への災害救助法の発動を決定。

夕、板橋一好県議会議長、知事に対し救済対策を文書で要請。

民社党県連、共産党県委員会も被害者救済対策を申し入れる。

６日

町議会全員協議会で、激甚災害指定申請を決定。

自民党北関東三県幹事長、政調会長会議で、政府と自民党本部に迅速な救援、復旧策を文書で申し入れる。

７日

県、激甚災害法を本県に適用するよう国に要望することを決定。

民社党台風10号災害現地調査団（団長小沢貞孝、国会議員ら６人）が、茂木町を現地調査。

8日

渡辺知事、国土・建設・農水・自治・大蔵・厚生省を回って、激甚災害法の適用と災害復旧での国の支援を要請、「台風10号に伴う豪雨による災害復旧対策に関する要望書」を提出。

渡辺知事、県議会代表との懇談の中で、今秋本県の防災体制を総点検することを明言。

参議院災害対策特別委員会で、台風10号による災害対策が取り上げられ、上野雄文委員は、激甚災害の指定、農業共済金の早期支払いなど、被災地に対する救済を急ぐよう政府に要請。

▲8月9日　綿貫国土庁長官が茂木町を視察

9日

午前10時30分、藤尾文部大臣、茂木町を視察。給食センターが被害を受けていることに対して「8月27日の2学期始業式までに復旧するように」文部省に電話で指示。

▲8月9日　藤尾文部大臣が茂木町を視察

午前11時40分、台風10号被害政府調査団（団長綿貫国土庁長官、一行15人）茂木町を視察。渡辺知事と阿部町長は、同長官に対して、①激甚災害法の指定、②幹線道路の復旧、③傷んだ橋の架け替え、④仮設住宅の確保、⑤河川改修を陳情。

11日

天野建設大臣、茂木町を視察。渡辺知事と阿部町長は、国土庁長官に対してと同様な陳情をする。このほか、稲村環境庁長官と衆議院災害対策特別委員会（伊藤宗一郎委員長ら23人）、自民党本部災害対策委員会(井上孝委員長ら4人)がそれぞれ茂木町を視察。阿部町長は、①激甚災害法の適用、②逆川を中心とした河川の抜本的改修を陳情。

県議会では、県選出国会議員と関係者に対し、「台風10号に伴う豪雨による災害復旧対策に関する要望書」を提出。大蔵・厚生・農水・建設・自治各大臣、事務次官、関係局長に、①財政援助措置、②激甚災害の指定、③県内中小河川の改修、治水事業の促進、④特別交付税配分への配慮など。

19日

参議院災害対策特別委員会（久保亘委員長ら22人）茂木町を視察。

30日

町議会臨時議会、災害に係る補正予算

9月25日

事務次官会議で、栃木県の激甚災害法適用と茂木町の局地激甚災害に指定することを決定。

26日

閣議決定。

「昭和六十一年八月四日から六日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（昭和61年9月30日）では、栃木県が指定になり、農林関係、土地改良、共同施設の災害復旧で国庫補助のかさ上げ、天災融資法に基づく被災農業者への融資の貸付額増額が適用。茂木町として局地激甚災害の指定を受け、中小企業者一人につき1,000万円まで国の低利融資の適用。

参議院災害対策特別委員会で、上野雄文委員は、茂木町の災害に対して「過疎地での災害であり、このために過疎化が進むことがないよう特段の行政的配慮をしてほしい」と要望。

建設省近藤徹治水課長は、逆川の改修について、「今回、河川激甚災害対策特別事業に採択されたので、5カ年計画で改修を進める」と、答弁。

農水省青木敏也審議官は、農業共済の支払いについて、「全損的被害地域については仮払いの形で支払いを進めており、収穫後早い時期に支払いができるよう指導している」と、答弁。

▲渡辺知事と阿部町長、本県選出国会議員が視察団に状況説明

自治省山本重三防災局長は、激甚の指定で公共土木施設関係が対象外になったことについて、「査定見込み額が基準に達しなかったため、個別市町村での被害が甚大であれば局地激甚災害の指定もあり、査定が終わり次第、年度末にも指定する考えだ」と、答弁。

第2節　防災対策

1．河川改修

災害後ただちに町、県は国に対し河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受けるべく要望した。県においては、逆川河川改修対策班を編成、当町に事務所を開設した。町の対応としても逆川改修対策プロジェクトチーム班を編成、河川改修に伴う関係者と県河川改修班との間に入ってお手伝い役を務めることになった。町の中心部、商店街も壊滅的な被害を受けてしまったので町と商工会が中心となり商店街復興計画作成委員会を発足、21世紀へ向けての商店街をいかにすべきか勉強会も同時に始まった。

現河川の市街地許容流量は毎秒190トンであり、このたびの大雨は毎秒流量390トンにも達し氾濫することになった。市街地の河川改修状況を見ると昭和7年ごろから災害復旧事業、災害防除施設工事など応急的な工事を実施し、27～29年にかけて長さ800メートルの河川局部改良工事を実施30年代に現河川の形となった。なぜ、そのときに改修工事を継続しなかったのか。市街地のため河川沿いに人家が密集しており、河川幅を広げることが困難であり、現実的には抜本的な改修は不可能であった。

今日、大災害が起きて初めて現実的な問題となってきた。百年もこのような大災害のない時点に逆川河川改修の話をしても実現は、無理であったかも知れない。

しかし、今回は改修工事をやらなければならないときがきた。二度と災害の起こらない河川造りをしなければならない。

そのために、いろいろな方法が検討された。例えば上流に河川バイパス、ダム、遊水池やトンネル、または新しい河川造りなど。しかし現実問題として短い期間（5カ年間）に再度災害が起こらないうちに、経済性、技術的なこと、町の活性につながるなど総合的に判断した結果、現川改修が最も良策であるとの結論に達した。しかし河川改修の大部分が市街地のため、できるだけ移転者を少なく考えなければならない。そのためにはできるだけ河川幅を広げないで川底を掘り下げる方法で実施されることになった。

この激特事業による改修延長は5.8キロで、実施される幅員17.7～31.4メーメル、最大流量毎秒390～510トンが可能となる河川改修が行われる。上流北高岡から深沢川合流点まで8.25キロは災害復旧助成事業により61～64年度に実施される。深沢川合流点上流については災害関連事業により改修が行われる。下流那珂川合流点から馬門地先まで延長4.3キロに対しては、小規模河川局部改良事業で実施など4本の柱より改修事業が行われることになった。

全延長21.3キロ総事業費143億7,300万円の巨額が投じられ改修される。

この大事業は、関係住民の理解と協力が不可欠であり、移転を余儀なくされるかたに対しては、犠牲者とならないようじゅうぶんな補償と配慮が必要である。

2．逆川河川改修激特事業

(1) 概　　要

この事業は、「逆川河川激甚災害対策特別緊急事業」という。河川法に基づき、逆川を管理する県と、地元茂木町がいっしょになって計画を立てた。これは、国の補助制度として、昭和51年度から始まった事業である。５年間で河川を改修し、再び災害が起こらないようにするものである。

今までの例だと、全体事業費が10億円～150億円で、これは一般被害額に相当する。また、被害規模では、流出、全壊家屋が50戸以上、浸水家屋が2,000戸以上のものが該当になっていた。この事業によって改修された河川として、長野県の島崎川、宮崎県の鬼附女川、島根県の益田川、浜田川、鹿児島県の加瀬田川などがある。栃木県では、今回の逆川が初めてのことである。

この事業の対象となる区域は、逆川については、北高岡の十石橋付近から、林の林橋付近までの延長5.4キロと、坂井川の逆川合流地点から、八幡町鉄道敷地跡のめがね橋付近までの0.4キロ、総延長5.8キロである。61～65年度までの５年間で完了する。総事業費は85億円である。

工事方法は、今まで川幅が狭かったため、今回のような水害になってしまったということから、川幅を広げ、川底を掘り下げ、堤防を造るというものである。

河川改修全体計画図

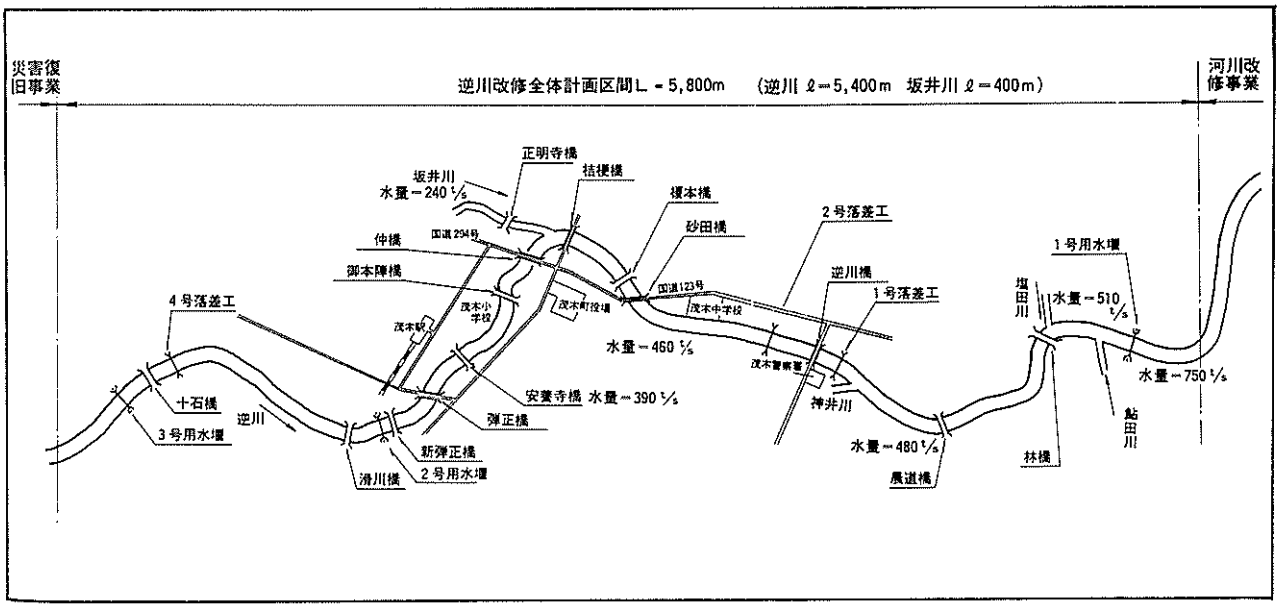

(2) 今回のような形で逆川河川改修をする理由

ア．川底を掘り下げて川幅を狭くできないか？

今回の改修では、８月の水害を考え、同じような洪水があっても絶対に氾濫しないという水量を考え、毎秒390～510トンの水が流れることを想定した。

- 川底を下げず川幅を広げた場合。

  川幅は91メートルとなり、堤防などを含めると約100メートルになってしまう。

- 川幅を変えず川底を下げた場合

  深さは10メートルにもなってしまう。

イ．管理道路はなぜ必要か？

管理道路は、堤防の上の平らな部分を利用する。堤防の幅は、水の流れる量によって決められ、逆川の場合、最低でも３メートルの幅が必要になる。ここは、日常の河川の見回りや洪水のときの監視、水防活動のためや護岸などが崩れたときの補修用資材運搬になくてはならないものである。

なお、現在川沿いに町道がある区間（安養寺橋から観光橋までの左岸と滑川橋から新弾正橋までの左岸）は、４メートルとし、管理道路と町道を兼ねて利用する計画である。

ウ．河川を他に流す方法はないか？

北高岡からバイパスを通して神井川に流す方法や、宇都宮市の釜川のように川の下に川を流す方法などが検討されたが、費用がかかり過ぎること、更に、この事業が５年間と決められていることなどから、時間的にも不可能である。

計　画　横　断　図（国道･仲橋下流地点）

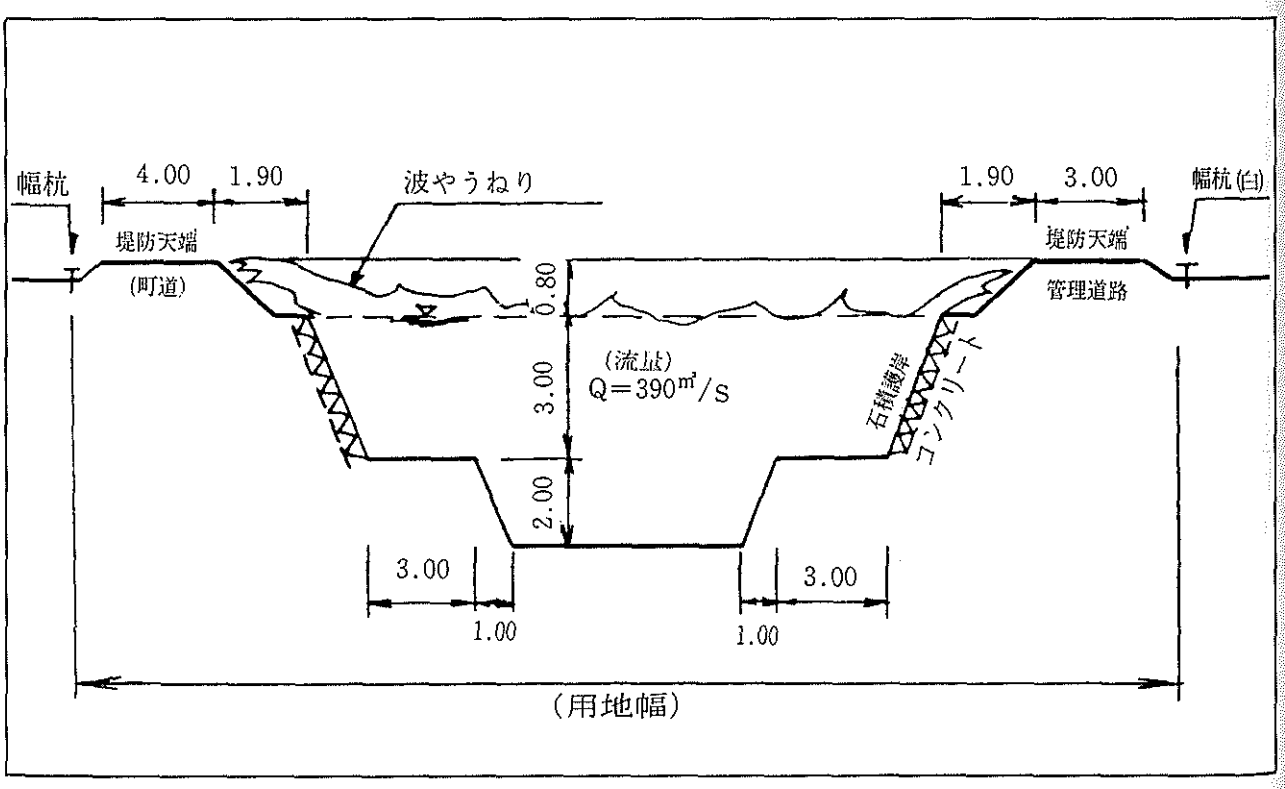

(3) 経　　過

▲9月9日　河川改修説明会の様子

茂木町での逆川河川改修激特事業の動きは次のとおりである。

9月9日

河川改修説明会（午前11時～議会、午後1時～区長、午後3時～各関係団体長等対象にして）

18日～20日

地権者、関係者に対して説明会

27日

代替地についての地権者会議

10月1日

町職員の中から10人を逆川改修対策プロジェクトチームとして委嘱

11月10日～25日

改修に伴う地権者説明会

16日

仲の内地区地権者会議

12月3日

阿部町長、建設省に河川改修陳情

● 改修当初スケジュール

61年度―林地内200メートル

62年度―林橋から下流700メートル

63年度―林橋から逆川大橋1,050メートル

64年度―逆川大橋から安養寺橋1,450メートル

65年度―安養寺橋から上流2,000メートル、坂井川400メートル

3．移 転 者 対 策

茂木町は、町の中心部が壊滅的な被害を受けた。二度とこのような災害を繰り返してはならない。そのために逆川河川改修を行わなければならない。

しかし、河川改修することにより移転を強いられる地域の関係者の理解と協力がなければどんなりっぱな改修計画も絵にかいた餅である。

改修に伴う第一は、移転者に対するじゅうぶんな補償と配慮がなければこの事業は、推進することができない。決して移転者はこの事業の犠牲者であってはならない。移転を余儀なくされる皆さんの納得行くまでの話し合いが必要である。

この河川改修も、市街地のため移転を強いられるのは110戸と多くなる。しかし、この改修事業は実施しなければならない。改修事業を行わないと災害が繰り返されるかも知れない。やむをえないことである。あの台風10号のような大洪水が起きても毎秒390トンの流水が可能な河川にしなければならない。

前述したようにこの世紀の大事業も移転を強いられるかたへのじゅうぶんな配慮と補償、代替地のあっせん、町営住宅への優先入居などの細かな心遣いがたいせつである。

町においても東部仲の内町田地区に区画整理組合の設立をみて開発がされる運びとなった。

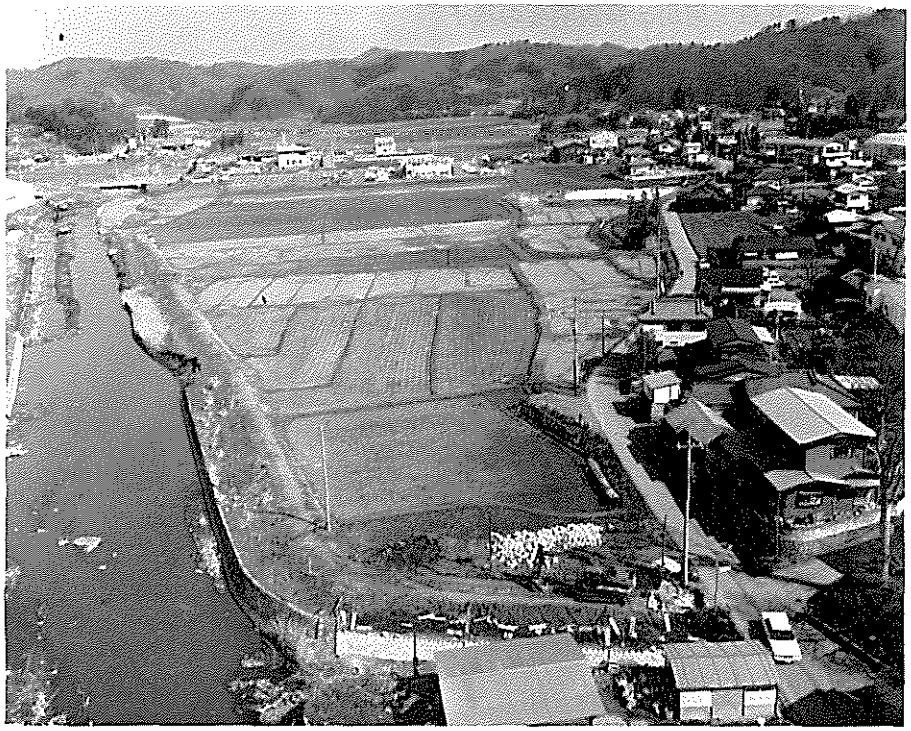

▲土地区画整理事業が行われる仲の内町田地区

住宅専用区域として約9,300平方メートル、商業関係区域として約13,200平方メートルの区画整理をし移転者のため代替地として受け皿を準備している。

しかし、現在居住している所からあまり離れたくない、近隣に居住したいなどの希望もあるので逆川改修プロジェクトチームは、自分に割り当てられた区域の関係者とじゅうぶんな連絡を取り窓口となり県とのパイプ役として努力しているところである。少なくとも河川改修により関係者の本町より人口流失の原因となるようなことがあってはならない。

4．誇れるまちづくり

「逆川とその周辺の景修による憩いの空間づくり」をキャッチフレーズに本町も62年度に誇れるまちづくり事業を行うことになった。この事業は５年間に行う事業で、事業費は３億1,500万円である。

この事業は逆川河川改修事業に伴う付帯工事を主に、茂木らしいまちづくりを考えて行かなければならない。

茂木町第三次総合開発計画に基づき茂木町商店街復興計画提言書、まちづくり推進委員会の提言書などを尊重し災害復旧事業との融合性を持った、逆川とその周辺の景修による憩いの空間づくりをテーマとした全国に誇れる茂木らしい誇れるまちづくりを進めていく。

第3節　防災計画

1．防　災　措　置

今回の水害の教訓から、次のような点を事前に講じておくべきである。この災害は、天災ではあるが、事前に防災に関する措置を講ずることによって、少なからず災害の規模を縮小できたからである。

(1)　河川沿岸の点検

▲御本陣橋をせき止めた材木やゴミ

特に、町中心部の水害を考えてみると、橋に大量の木材などが詰まり、それがダムの役目をし、そのために水の流れが、橋の両側、主に道路に流れが向いたということがある。これらのゴミは、多く沿岸に野積みになっていた材木や古物類など、また不法投棄されたゴミなどである。

このことから、不法な、また安易な置き方でこれら沿岸から流れる恐れのあるものを再点検し、撤去するよう行政指導していく必要がある。

(2)　土砂崩れ危険箇所の点検と該当地区の避難場所の指定

地域での災害を考えると、土砂崩れによる家屋破壊ということがいちばんに挙げられる。今回の水害による犠牲者３人のうち２人までが、裏山の土砂崩れによる犠牲者であることを、私たちは忘れてはならない。こればかりではなく、大事には至らないまでも、土砂崩れにより

家がつぶされる文字通り間一髪で家を飛び出したという人は何人もいた。

このことから、土砂崩れ危険箇所の点検、特に、人家に及ぼす可能性のある箇所について再点検する必要がある。茂木町には、そのような箇所を数多くかかえているから、すべてについての安全な場所への移転は不可能である。だから、集落内でそのような場所を把握し、最小限人命が守れるよう雨量によって早期に避難できるよう避難場所の指定と、避難訓練を、地域ぐるみでしていく必要がある。

(3) 防災連絡網の設置（特に上流との連絡）

今までにも、数年に1度、台風などにより、市街地の越水はあったが、今回も含めて、その場、つまり、市街地だけの状況判断であった。雨量についていえば、雨量計は、今まで役場と消防茂木分署での観測であり、逆川の水位については、茂木小学校わきに設置してあった。問題は、上流部にどれだけ雨が降ったかで、今回の災害では、上流部に雨量計がなかったため判断できなかったが、周辺市町の状況、また地元の人の話などから、上流部の方が更に雨量が多かったようである。

このことから、逆川上流部との連絡が密にとれるようにする必要がある。一つに、人的連絡網で、深沢、小貫、飯等逆川上流部の人に依頼して、その地区の状況を連絡してもらうシステム作りをすることである。二つに、物的連絡網で、上流部に雨量計を設置し、上流部の雨量状況の情報を把握することである。ただし、このことについては、既に水道課で計画中である。

(4) 避難場所の設置

市街地について、今までも避難場所はあったが、それを知っている人は少なかったのではないか。また、住民側にも避難するなどという意識がなかったため、家に取り残された人が数多くいた。避難場所を設置するということは、場所を特定するだけでなく、緊急時に活用できるような住民側の意識や住民に対する円滑な誘導ができるということだと思う。

(5) 災害時連絡網の整備

今回の水害で意外なもろさを示したのは、緊急連絡網である。防災無線は、水没し使えなくなってしまった。また、緊急連絡用が一つの目的である有線テレビも災害時には機能しなかった。特に、5日午前3時に停電してからは何の役にも立たなかった。

このことから、本来の目的である緊急連絡用に使える連絡網を改めて検討する必要がある。

(6) 災害用備蓄資材等の整備

災害時に必要な資材、機材等を整備し、しかもすぐ利用でき場所に確保しておく必要がある。また、飲食料などの備蓄についてどれだけ必要であるかということは見当つかないが、今回の水害で床上浸水になった家では、食料は全くなくなってしまった。緊急時に最小限必要な飲食料などの備蓄などについても検討する必要がある。これについて、町で今年度浄水機を4台整備した。これは、プール、河川等の水を飲料水に替えるものである。これにより、緊急時の飲料水が確保できることになった。

さらに、このことに関連して、緊急時に給食センターを利用して炊き出しができるようにする必要がある。今回の水害では、給食センターは浸水して利用できなかった。

(7) 今後の町づくりの上で考慮すべき事項

防災を考えた場合、特に今回の水害について言うと町全体の地形を見る必要がある。一つに市街地に向かって河川が集中していたこと。もう一つは、それらの川は、距離にして15～20キロ、標高差300～500メートルをいっきに流れ落ちてくるということ。

そして、市街地について言えば、コンクリートやアスファルトで固められ、更にかつてあった水田が埋めたてられ構造物が建てられている。このため、今回のように橋が閉止められた場合、水は道路に流れ込み、鉄砲水となったのである。しかも、茂木町にあっては、河川が市街地を包むようにして流れているのである。よって、同じような河川の氾濫のあった益子町と被害の差が出たのである。

このようなことから、一つに、遊水池となる場所を考えなければならないであろう。もう一つは、上流部にあっては、山林の保水機能がじゅうぶんに生かせるようにする必要がある。

また、市街地周辺部にあっては、各地で幹線道路の土砂崩れにより交通網が寸断された。土砂崩れ危険箇所の点検整備と同時に、緊急時のう回路も考えておく必要がある。

2．防　災　体　制

いったん災害が起きた場合の体制も考え、それが実際活動できなければならない。そのため町の防災計画に基づき、日ごろから防災訓練により確認しておかなければならない。

また、この防災体制は、役場職員、消防団などのものだけでなく、住民側の防災体制ということも考えなければならない。つまり、地域内での防災体制、全町的な防災体制ということを考えなければならない。今回のような大規模な災害にあっては、個々の災害ではなく地域的な災害であるため、地域ぐるみでの防災体制ということが必要になる。更に、一地域が災害を受けた場合の災害復旧ということを考えると、他の地域の協力は不可欠である。全町的なことを考えると、今回の水害は、中心地の被害が大きかったため、商店街が、最低２週間は機能することができなかった。このため、被災しなかった人も、生活必需品を手に入れるのも大変だったという状況がある。このような問題をどうするか、検討の余地はある。

3．啓　　も　　う

今回の水害では、不意を打たれたようなところがある。私たち一人ひとりが防災の意識ということで無防備であった。このことから、常日ごろの防災意識を持つための措置として、次の点が挙げられる。

(1)　防災の日設置と防災訓練

1986年８月５日の惨事を忘れないことがまず必要である。そのため、この日を防災の日として全町的な防災訓練と、防災についての知識を高めることが必要である。そして、災害が起こらないよう、あるいは最小限に抑えるよう地域をあげて再点検する必要がある。

(2)　避難の心得作製、各戸配布

いったん災害が起きた場合、速かに避難できるように、避難の心得を各戸に配布することである。この避難の心得の内容としては、避難する目安となる状況、避難すべき行動、避難場所などが挙げられる。

町民の防災上の心得

1．台風に対する心得

(1) 一般家庭の災害対策

ア　台風等が近づく前の準備

（ア）ラジオ、テレビで気象予警報、情報並びに防災上の注意事項をよく聴視して、その内容に応じた対策を立てる。台風が近づくと、深夜でも気象情報等が放送されるので、台風の位置や、進路予想や、暴風雨圏を確かめるようにする。

（イ）停電に備えて、懐中電灯、携帯用ラジオ等を用意する。

（ウ）いざというときの避難場所を確認しておく。

（エ）隣り近所の人との連絡方法を決めておく。

（オ）洪水の警報、避難命令などがどういう経路で自分のところに伝達されるか、良く確かめておく。

イ　台風等が近づいてきたときの準備

（ア）飲料水を容器に入れて用意しておく。

（イ）大工道具を出しておく。

（ウ）洪水等の危険がある地域に住んでいる人は、避難のときの準備として次のものを用意しておく。

（ａ）食料２～３食分と飲料水

（ｂ）ロープまたは帯

（ｃ）下着１～２着

（ｄ）1.5m程度の竹または棒

（ｅ）重要品、貴重品、印鑑など

ウ　台風が襲ってきたとき

（ア）水害の恐れがあるときは、次のようにする。

（ａ）畳は高い台の上に積み重ねる。

（ｂ）たんすは引き出しを抜いて高い所へ置く。

（ｃ）押し入れの下段のものはできるだけ上段へ移す。

（ｄ）電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は必ずきっておく。

（ｅ）学用品の保存に注意する。

（イ）大雨が長く続くと地盤がゆるみ、崖崩れの起こる危険があるのでじゅうぶん注意する。

（ウ）堤防や護岸の近くに住んでいる人は、川等の水かさに注意する。

エ　避難するときの注意

（ア）平素から避難場所と安全な道順とをよく覚えておく。

（イ）町長から避難準備の勧告や指示があったら、いつでも避難できるよう準備をする。女子、子ども、老人、病弱者は早めに避難させる。

（ウ）避難命令が出たら、まず火の始末をし、戸締まりを完全にする。

（エ）携帯品としては、非常食糧（少なくとも２食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、印鑑現金、着替えの衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。

（オ）頭には、帽子、頭きん、ヘルメットなどの防具を付け、できるだけ衣類でおおうように

する（素足や裸は危険である）。

（カ）単独行動は避け、責任者を中心に老人や子どもを先にして、家族または隣り近所そろって避難するようにする。また浸水地域から避難する場合には、誘導者の指示に従い、水にさらわれぬようロープや綱でつなぐことも必要である。

（キ）避難の指示はサイレン、半鐘等によるほか、伝令やＣＡＴＶ放送によって行われることになるので、じゅうぶん注意するとともに近隣にも伝えることが必要である。

オ　台風下の行動について

（ア）外出するときは、目的、行き先、経路、帰宅予定時刻等を知らせておく。

（イ）２人以上の場合は、お互いに手をつなぐとか、ロープや竹ざお等で連絡して歩く。

（ウ）壊れそうなへいのそばなどを通るときは、下敷きにならないようへいから離れて歩く。

（エ）道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。

（オ）嵐の中では、お互いの声がなかなか届かないので、指導者はメガホン、携帯用拡声機等を用意しておく。

（カ）夜間には、懐中電灯等が必要であるが、このような道具は、できるだけ身に付けておくようにする。

（キ）水びたしになって一面海になったときは、知らない道は決して一人歩きしない。

（ク）泳ぎに自信があっても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので注意する。

(2)　台風時の風に対する対策

ア　屋　　根

かわらぶきの場合は、風向きの軒先、南東側の妻がわら、棟がわら、裏側の棟に近いかわらは、よくめくられるのでじゅうぶん調べて縛ったり、風の入りそうなところにしっくいを詰めるなどの手当てが必要である。

トタン屋根のときは、その止め方をじゅうぶん調べて止めくぎの少ないものに亜鉛くぎを増してしっかりさせておくようにする。

イ　窓、出入口

窓、出入口は、じゅうぶん注意しなくてはならない。伊勢湾台風でも効果のあったものは、しっかりした雨戸であった。すべての戸が一つになってはじめて効果があるので、一枚外れたら吹き抜けるような反対側の雨戸を開けないと、屋根などを吹き飛ばされて思わぬ被害を受けることがある。戸は「印ろうじゃくり」，これがないときは、かんぬきを付けてしっかり縛るようにする。ガラス戸のところは、特にガラスとさんの取り付けを調べる必要がある。ガラスを押さえるさんの木ねじはどうか、パテは落ちてないかなども良く調べ、ガラスののみ込みが少なく外れかかっているときは危険なので取り替えておいた方が良い。

ウ　か　　べ

建物の南東の妻かべ、軒裏の小かべが多く被害を受けるので、芯まで土かべでなく、モルタル塗りに防水材の入った「リシン」を用いて補強する必要がある。板かべのときは、下地のさんがあらく板の止めくぎが少ないと風にもぎはがされることがある。風圧は押しつけるだけでなく逆に引っ張る力も働くことを忘れてはならない。くぎがゆるんで浮き上がったり、留めくぎの少ないもの、下地のさんが浮き上がっているものがないかを注意してみる必要がある。

エ　へ　　い

最近ブロック造りのへいが多いが必ず鉄筋を入れること。木製のものは柱に支柱を立てなるべく風の吹き抜けるすきまを入れた方が良い。

2．地滑りに対する心得

(1)　地滑りの原因

地滑り地帯は、地質的にぜい弱である上に風化作用によって、いわゆる粘土が生成されているが、これに豊富な地下水が作用して、水の通りにくい異なった堅い地盤の上で地滑りが誘発される。自然的な原因としては、降水、地下水、地震などで、人為的な原因は、道路の盛土、地取りなどが挙げられ、これらの作用がある場合は、間接的に、また直接的な原因となるのであるが、このなかで大きな影響を与えるものは降水や地下水の作用である。

(2)　地滑りの予知と予防

地滑りの起こる前には、次のような現象がよく起こる。

ア　地下に住む小動物が家屋内にはい上がる。

イ　井戸水、湧き水、ため池等の水が急にかれる。

ウ　水田の水もちが悪くなる。

エ　地滑りが起こる前に木の根が裂ける。

オ　地滑りくぼ地の上方の急傾斜面に亀裂が生じる。

カ　地鳴り、家鳴りが聞こえる。

キ　地滑りの起こる数日前、山肌の岩石がボロボロ崩れ落ちる。

以上の状態になれば地滑りは近いと考えなくてはならない。したがって、地滑り、山崩れ等の危険がある所に住んでいる人は、豪雨、大雪、地震等の際は特に注意を怠ってはならない。不幸にして地滑りや山崩れが発生したときは、土砂の流れる方向と直角の方向で安全な所にすみやかに避難できるようにふだんから準備しておく必要がある。

3．大地震のときの心得

(1)　大地震のときは、まず丈夫な家具などに身を寄せる

大地震が起こったら、まず丈夫な家具等に身を寄せて、後の行動を考える。あわてて逃げ出してはいけない。木造家屋の２階は、１階よりも危険度は少ないから無理に降りることはない。階下でも、すぐに安全な空地に避難できる場合は別として、あわてて戸外に逃げ出すことはかえって危険な場合が多い。

家の中では丈夫な家具に身を寄せるか、机やベットの下にもぐるか、柱の多いところにいるのが比較的安全である。ただ家具類は、転倒したり、移動しないように平常から固定しておくことが肝要である。

防火上注意を要する危険な建物や老朽または構造上から弱い建物はじゅうぶん注意を要する。

(2)　あわてて戸外に飛び出すな

屋根がわらや窓ガラスの破片など頭上への落下物が多いのであわてて外に出ることは危険である。逃げる場合は座布団などをかぶって出ると良い。はだしで飛び出すことは危険である。大地震のときなど、手前勝手に逃げ出すと群集のもみ合いで、大事を引き起こす危険があるので注意を要する。

(3)　狭い路地、へいのわき、崖のふちを避けよ

狭い路地やへいのわきに近寄ると、家が倒れてきたり、かわらなどが落ちる心配のない戸

外に出てもへいが倒れてけがをしたりするので注意をする。特にブロックべいは危険である。

崖や川べりには、平行して地割れが起こったり、地滑りが起こるので避ける。

鉄道や道路など人工的に土盛りしている所へ荷物を運んだり、避難するのは危険である。

(4) なによりも、まず火の始末

地震と感じたら、なにをおいても、火の始末をすること。大地震のときは、消火が困難であり、それに火元になることが多い。これに加えて、動力は止まり、水道管は切れて水道が止まり、消火用水が得られず、家屋の倒壊のため消防車が出動できなくなり、大火災になる恐れが多い。

石油ストーブ、コンロなどは倒れないように工夫するとともに、地震のときはすぐに消すことが肝心である。

学校、研究所、薬局、発火性の薬品や油類のある所では、平常から取り扱いに注意し、消火の用意や消火の訓練をしておく必要がある。

(5) 5分過ぎたらまず安心

大地震のときは、普通激しい上下運動から始まり、家を破壊したりするような震動が継続する時間は、大体1分前後とみてよい。従って5分過ぎたら、地震の直接の危険は過ぎたと考えて良い。

なるべく早く、落ち着きを取り戻し、火の元の注意、家族の安全を確かめ身辺のことを片付けるなど、適切な活動を開始するよう心がけるべきである。

(6) 人命救助には消火が第一

大地震の際、火を出さないようにすることが第一であるが、火が出たら、すぐに消し止めることが、人命を救うためにも最もたいせつなことである。倒壊家屋の下敷きになっている人を救い出すためにも火事が出ては、どうしようもない。

大きな荷物を持って避難することも危険である。関東大震災の際、各所に起こった大きな惨事は、荷物に火が燃え移って生じたものが多い。

(7) 山地では山崩れ、傾斜地では崖崩れに注意

大地震のとき、山地では雷鳴のような音と共に山崩れを起こし、ことに谷に沿っては、上流からは土砂が流れ下り、その通路に当たるものすべて洗い去ることがあるので、谷間に住む人は、不断の山崩れに注意し、いざというときは、両岸の斜面に逃げるのが良い。

過去に地滑り、山崩れのあった所や、最近人工的に傾斜地を切り崩して造られた土地や、急な斜面に造られた石がきなどは、じゅうぶん注意する必要がある。

(8) 低地では浸水に注意

一般に低地では、河川堤防が破壊されたり、地震、地滑りのために川がせき止められて浸水することがあるので注意が必要である。

(9) 確実な情報に従い、余震を恐れるな

大地震のあと混乱に乗じ、余震や、その他人心を不安にするようなデマが飛ぶことがあるので、各人がじゅうぶん注意することが肝心である。地震、余震などの自然現象の推移については、気象庁、気象台から情報が発表され、また町の災害対策本部から、適切な情報や指示事項がなされるはずであるから、携帯ラジオ等によって、それらの情報を受け、これによって行動することが必要である。

大地震のあとでは、余震が続くことが多いが、本震より規模が小さいのが原則であり、や

たらに恐れることはない。

(10) 秩序を守り、衛生に注意し、我れ勝ちの行動は混乱のもと。

大地震のときは、上下水道が破壊されたり、電気、ガスが止まったり、交通、通信の障害が起こったり、低地では浸水したり、いろいろな事態が一時に生じる。このような状況下では衛生状態も悪くなり伝染病などが発生するとともに、種々の混乱や不便が起こる恐れがあるので、各人が理性ある行動をとることが必要である。

災害時には、とかく我れ勝ちの行動をとりやすいがこれは混乱を起こすもとであるので大いに慎まなければならない。

特に避難などのため交通の混乱を起こすような行動は避けるべきである。

大地震のような事態では、各人が秩序を守り、力を合わせて不幸を最小限にとどめるよう努めることがたいせつである。

(11) 不意の地震に、日ごろの用意がたいせつ

ア 携帯ラジオ、懐中電灯類の用意

イ 飲み水、消火用水の用意

ウ 家具類の固定、発火危険物の始末

エ 非常時の避難方法は、日ごろから携帯ラジオ、懐中電灯、マッチはいつも場所を決めて非常袋にまとめておき、とっさの場合すぐに持ち出せるようにしておくことがたいせつである。

非常時の避難方法、逃げ道、逃げ場所などは良く研究し家族で話し合っておくことが必要である。

4 災害時において家庭に準備すべきもの

(1) 照明器具……ひもをつけた懐中電灯、マッチ、ライター

(2) 大工道具……金づち、のこぎり、ペンチ、くぎ、ロープ、針金、板切れ、竹ざお、ナイフ

(3) 食糧……飲み水、水筒、パン類、缶詰

(4) 炊事道具……七輪（コンロ）、木炭

(5) 応急医薬品……マーキュロ、リバノール、メンソレータム、脱脂綿、包帯、ばんそう膏

(6) 容器類……風呂敷、リュックサック、ビニール袋

(7) 情報手段……地図、鉛筆、携帯用ラジオ

(8) その他……ヘルメット、頭巾、座ぶとん、貴重品類

（科学技術庁発行「防災」より抜すい）

(3) 河 川 愛 護

いったん水害になってから河川に関心を持つのでは遅い。常日ごろから河川に関心を持つことが水害を最小限に抑える第一歩である。水害が起こったら放置してある材木、ゴミはどうなるか、このようなことに関心を持つことである。河川はゴミ捨て場ではない。河川愛護の意識を高めるために、河川、沿岸の清掃なども考えられる。

ところで、この河川の愛護は、用水路、側溝、堀などについてもいえる。市街地を流れる用水路では、ゴミがつまり、ごく狭い範囲で浸水するなどということがときおりある。また、地域にあっては、土手の草を刈ったままにして、大雨によって堀がつまるなどということがある。

クリーン作戦は道路だけでなく、側溝なども必要ではないだろうか。

(4) 災害目安箱の各戸設置

各戸に雨量計を付けることは難しいことですから、箱を用意し庭先に置いて、この箱に線をつけ、雨量の目安にし、このへんまで来たら注意しなければならないという箱を設置したらどうだろうか。

第7章　ま　と　め

茂木町は八溝山系の中にあり、大部分が古生代または第三紀の表土の浅い岩石層の上に成り立つ標高200メートル前後の山地が70%を占め、中心部が盆地状をなしている。この中心部に市街地を形成し、全体の4分の1の人口が集中している。町を南北に流れている逆川が市街地中心部でだ行している。また、逆川をはじめ大小5本の川が中心部に流れ込んでいる。したがって、集中豪雨や台風があれば災害の発生しやすい地形になっている。那珂川の急流が町の北部を流れ、町の南北を貫流している逆川が茨城県境で合流している。今回の大水害は、この逆川が氾濫したのである。

町の年間降水量は過去10年間の統計を見てみると、一年間におよそ1,400ミリとなっている。昭和60年の月別雨量をみると、6月に372.5ミリ、4月に198.6ミリ、2月に167.5ミリ、8月に137.6ミリなど100ミリを越す月は、6回を数えている。372.5ミリ降った6月では逆川の氾濫はなく、公共土木の災害も33カ所であった。

しかし、昨年8月の台風では328.5ミリとこの一月に降ったのとほぼ同じ雨量が2日間で降ったわけである。圃場整備の促進や、山林の開発、そして河川改修の立ち遅れなどが要因となり、あの大災害をもたらしたものと思われる。

過去の水害の歴史を見てみると(茂木町の災害年表を参照)、今回の規模に近いものは、約200年前の天明6年7月14日～17日に「大雨降り続き逆川大洪水……」と記録されている。また、およそ100年前の明治11年9月13日～16日、「暴風雨により逆川が出水し、茂木町全体が江河のようになる」とある。

茂　木　町　の　災　害　年　表

1702年　(元禄15年)　7～8月、40年ぶりの大風、大水で、天子村家7件つぶれ、この年大分不作となる

1728年　(享保13年)　9月1日～2日、60年来の大雨で逆川洪水、山崩、川欠、田畑損し田作3分作、世上困窮となる

1758年　(宝暦8年)　5月中、那珂川洪水、水損、川欠があり、田畑が流されたので、大瀬村は火打石運上金上休止願を、烏山代官所へ出す

1777年　(安永6年)　4月、大嵐、麦残らず相損ず、難儀した大瀬村百姓は夫食(食糧米)下賜願を烏山代官所へ出す

1786年　(天明6年)　7月14日～17日、大雨降り続き逆川大洪水、上流小貫村の田地は砂河原となり、山崩れで家多く潰れる　(上郷9軒、吹田23軒7人死、仏の山・笠間城崩れる)那珂川も大洪水、田方残らず荒て米価100文で5合に上昇困窮す

1822年　(文政5年)　6月21日～22日、両日中大雨、大川(逆川)洪水家流れ(藤縄村1軒、高岡村6軒、神井村1軒、坂井村山崩れ家潰れる。37年前より水位は1尺下、8月22日大川岸の稲流れる)

1838年　(天保 9年)　7月 7日～29日まで、雨降りつづき、逆川べりの田畑1丈余の大水に流され、用水堀・堰・堤防等破損、9月不作で食糧不足につき、幕府は酒造家に酒造高3分の1に減高命ずる

1846年　(弘化3年)　7月～8月、逆川大洪水。用水堰流出20カ所、橋りょう同20カ所、山崩50カ所、川際堤防決壊3カ所、長さ300間余の被害が出る

1851年　(嘉永4年)　那珂川大洪水、被害村の河井村は年賦金上納延期願を茂木藩へ出す

1856年　(安政3年)　8月、夜暴風雨深沢村76軒中3軒倒れ、1堂大破

1871年　(明治4年)　7月9日、茂木暴風雨で30戸破壊、牧野5戸、飯野4戸、坂井3戸、鮎田、小深、河井、山内、芦沼2戸等

1878年　(明治11年)　9月13日～16日、暴風雨により逆川が出水し、茂木町全体が江河のようになる

1910年　(明治43年)　8月11日、逆川河水氾濫して、茂木の大半が浸水し、安養寺橋、寺町橋、正明寺橋、裏町橋、下橋流出する

1920年　(大正9年)　10月、暴風雨により逆川氾濫し、茂木町内で床上浸水610戸の被害を出し、茂木電灯の供給区域である茂木、七井、長倉、益子、祖母井、市塙は長期停電となる

1938年　(昭和13年)　9月15日、大暴風雨のため逆川、那珂川大洪水。須藤村内で浸水20戸、流出3戸の被害出る。上河井河岸流され廃業

1949年　(昭和24年)　8月31日～9月1日、キティ台風により逆川氾濫

1986年　(昭和61年)　8月4日～5日、台風10号崩れの集中豪雨(32.5ミリ)で逆川大洪水(死傷者61人、全半壊家屋99棟、浸水家屋898棟、河川決壊243カ所道路決壊420カ所)

さらに、大正時代に1回、昭和に入ってからも13年、24年と逆川が氾濫して、大きな被害を受けている。この年表から見ても分かるように、過去に十数回床下浸水や床上浸水の被害を受けている。8月4日～5日の水害は100年に1回の被害であるように思われる。昭和24年の水害からは、37年間もたっている。全く水害の経験をしていない人も多く、また万が一経験したとしても忘れてしまった人もいて、過去の経験をじゅうぶん生かせたとは言い切れない部分もある。過去の記録や対応を知っていたなら、もっと打つ手もあったことと考える。

昨年の8月4日、5日の台風10号とその後の低気圧によって町は有史以来の被害を受け、市街地は濁流にのまれ、ガレキ化して、家屋は崩壊、交通網は寸断され、農地は荒れ、尊い3人の命をも奪ってしまった。

町民の皆さんの復興へ向けての懸命の努力と、全国の皆さんから寄せられた物心両面にわたるご援助により、日一日と明るさを取り戻してきた。1年が経過した今、あの悪魔のような被害のあとは町内から消え去ろうとしている。しかし、災害のあったことは、まぎれもない事実である。この事実を後世に伝えるのは、私たちの使命である。関係する多くの皆さんのご協力により災害の様子をまとめた災害の記録誌を発行する運びとなった。この冊子が今後の防災対策、防災意識の高揚と啓もうに役立つことを願ってやまない。

終わりに、資料の提供をいただいた皆さまに心より感謝申し上げます。

＜災　害　体　験　記＞

妻といっしょに流されて

上郭内　　平　野　教　雄

8月4日、午後7時

いつもより１時間ほど早く閉店。強い降りの雨を心配しながら御本陣橋に水位を見に行く。いつもの雨のときと同じくらいの水位なので安心して帰宅。家族（妻、子ども 3人）と、いつものようにテレビを見ながら夕食。このときは、まだ大水害のことなどもうとう感じなかった。

午後 8時45分

ピーンピーンピーン、消防マイクが林地区への出動を告げる。火事のときのようには急がない。役場前の消防小屋へ 4 ～ 5人集まった。消防車はなかった。桧山部長以下、副部長、班長まで、午後 8時ごろから出動していたようである。小泉、山崎、私の３人で歩いて林地区へ。依然として大水害は感じず。

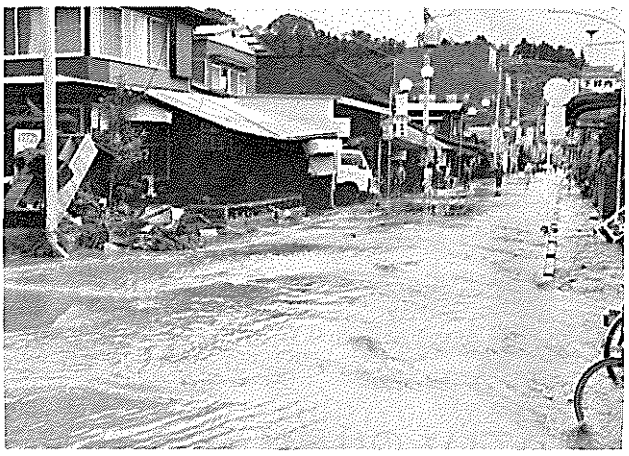

▲平野さんが流された下郭内地内

午後 9時45分ごろ

かなり雨が強くなってくる。林地区に到着。郵便局に勤めている河又さん宅に桧山部長以下何人かお茶を飲んでいた。いつものように冗談を交わす。私も河又さんにジュースをごちそうになる。30分くらいして鮎田川の水位が異常に上昇したことを告げられ、鮎田川へ。「越水までまだまだ１メートルくらいある」と小泉、山崎と話しをする。だが今回はおかしい、異常だ。30分とたたないうちに越水までの距離が50センチ、30センチ、10センチと迫り、とうとう越水。道路に水が流れ出し、魚までが私たちに緊急事態を告げるかのように道路上を泳ぎだした。近所の家の周りに土のうを積むが、積むのよりも水位が上がるほうが早い。どうしようもなくなった。レンガのマスターに頼んでおいたおにぎりが届く。おにぎりをみんなの所へ運ぶ。運んでマスターの車のところへ戻ると、５分とはたっていないのにタイヤが水でみえなくなっている。「マスター！早く車を出さないと」私は叫んだ。私の頭の中に以前テレビで見た長崎の水害の光景がよぎった。御本陣橋が、家が。マスターの車に飛び乗り、何人かで家の方に向かった。

午後11時ごろ

消防車に乗って来た羽石さんらと御本陣橋に行き川を見たが、越水までは ２～3メートルくらいあり安心した。何人かで消防小屋へ。びしょぬれになった服を脱ぎ、パンツ１枚になりストーブに火をつけて服を乾かした。夏なのに異常に寒い夜である。14～15軒に電話をする。おやじの所は、すでに通じなかった。また御本陣橋へ。越水まで30～50センチメートルしかない。家に戻る。

5日、午前1時30分ごろ

妻と2人で、お店の品物、書類等を1階の茶の間に運ぶ。

午前1時45分ごろ

家の裏庭へ川を見に行く。水があふれ始めた。茶の間の荷物を 2階へ。 3往復目には、畳がプカプカ。家族の記録がいっぱいのビデオテープの棚が、ひっくりかえって泥水の中へ……。今回の水害で失くした物で私のいちばんたいせつな物である。「久子、諦めよう」。30分と経たないうちに腰まで水に浸ってしまった。

午前2時45分ごろ

バックを両手に、妻と子どもたちのいる町民センターへ。石塚さんの前で道路（川！）を横切ろうとした。真ん中辺まで行った。流れが強い。「危ない」私が叫んだ。足がすべった。妻といっしょに川の中へ。無我夢中だった。着いたのは役場の玄関だった。役場には、役場の人、消防関係の人、何人かいた。水がどんどん増えてきた。役場の書類を机の上に上げるのを手伝った。窓ガラスが「ガチャーン」と音をたてて割れた。水が入ってくる。役場の2階へ。妻が「お父さん、子どもたちは大丈夫かしら？」と聞く。町民センターに電話をするが通じない。妻と自分に言い聞かせる「 3人ともよくできた子どもたちだ。大丈夫」と。それからは朝まで、ただぼんやりと時をすごしたような気がする。

午前8時ごろ

子どもたちは無事だった。おやじたちも無事だった。家に帰ると家の中はヘドロだらけ。店の陳列台は、ガチャガチャ。頭は？レンガのマスターが、おにぎりと飲水を持って来てくれた。水がとてもうまかった。河井の鉄っちゃん（従兄）が、いろいろな片づけ道具を持って来てくれた。レンガのマスターは、毎日三度の食事と手伝いを2週間も。鉄っちゃんは毎日10日間も手伝いに。その他、毎日何人も手伝い、後片づけ、お見舞いに来てくれた。

みなさんほんとうにありがとうございました。

残っていたのは屋根と柱だけ

桔梗町　　藤　間　則　子

8月4日一日中雨が降り続き、夜になっても一段と激しく降っている。私の家は桔梗橋のたもとにある。水位がぐんぐんと上がっているのが目に見えて分かる。午後9時ごろから、また雨が強くなり、これは大変だと思いながら、何をしてよいのか、ただおろおろするばかりだった。

懐中電灯を手に川の水位を見ると、橋げたまでもう少しで上ってしまうのです。近所の人たちと話をしながら川を見ていた。子どもたちに、母が「茂木に嫁いで20年になるが床上浸水したことは一度もないので心配ないよ」と言った。そのうち消防のかたが来て橋の所で待機してくれたが水がどんどん増水するばかり。大きなゴミやドラム缶、材木など濁流に押し流されてくる。

これは大変だと思う間もなくサイレンが鳴る。橋の所でトラックが止まりゴムがっぱで身を固めた人たちが土のう積を始めましたが、それも20分もたたないうちに濁流におし流されてし

まった。

私も子どもたちも大あわて。車だけはと思い男の人に出してもらおうとサッシ戸を開けたとたんにものすごい勢いで台所に水が入って来た。みるみるうちに床上浸水が始まり、それでも親子 4人はまだ家の中。大きな声で「早く避難しろ」と言う消防のかたの声。あわてて位はい一つ持って泥水にひざまでつかりながら親戚の家に避難した。そこで一夜をあかした。

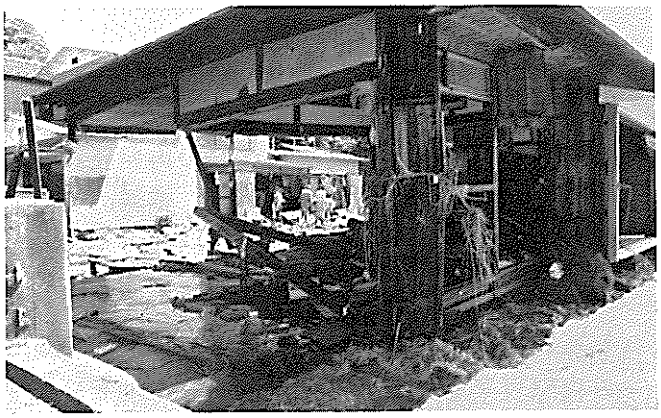

▲濁流に壊された藤間さん宅

明け方 4時ごろ家や車が濁流におし流されていくのを見た。家は大丈夫かなと思った。ところが近所の人が来て私の家が流されてしまったことを聞いた。体がガタガタと震えた。早く家が見たい。そんな気持ちで時間を待った。10時ごろ ひざまでつかりながら歩いて家まで行った。なんと無残な家に、家の中の物が何一つなく、家財用具一式流出してしまった。残っていたのは屋根と柱だけ。私と子ども 3人で何もない家の中でぼう然と立っていたら、実家の兄弟たちがテレビで知ったとかけつけてくれた。「則子どうした。子どもたちは元気か」の声に思わず涙がこぼれて抱き合ったままだった。

家族５人、２階で過ごす

下砂田　　下　山　　顕

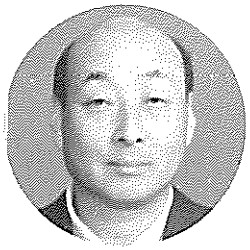

降り続く雨は庭からまわり玄関に入る。塵とりを使って外に掃き出したり、溝を掘り、流れこむ水を回していた。裏川は静かにふくれ上がり不気味に満水を保っていた。深沢の妹から、「今夜の雨と水はいつもと違う」との電話があった。たぶんホテル清山の下を流れる逆川が普段と違い狂った様相を見て、川沿いにある当家を心配しての連絡だったと思う。“災害が忘れたころにやって来た” 5年前、やっとの思いで土地建物を求めた。川岸のため地盤を高く基礎囲いを補強しじゅうぶん洪水を配慮した設計にまとめたつもりであった。しかし、豪雨はとどまるところを知らず水かさを増しさらに激しく、屋根を打つ音は恐怖の限り、濁流は本流と道路を遠慮なく飲み込み、家族 5人は避難命令を耳にしながらその時期を逸し２階で不安と、これは現実なのかと信じられない悪夢の一夜を過ごした。

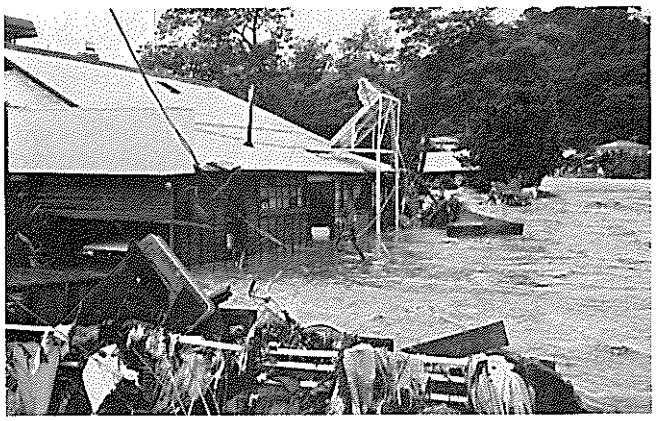

▲越水が早かった下砂田地内

台風10号の前には、なすすべもなく壊滅的な被害と残された泥類にあ然とし、あらためて自然の力に屈服させられた気持ちであった。県内で死者 6人。茂木町1,800 戸に水魔のツメ

あとを残しなのがら、何事もなかった現流を見ると、なにをか言わんやである。気持ちを持ち直しての復興元年も衣食住に事欠く中で黙々と続けられ、

○家族の協力、契（きづな）の再発見。

○やる気になればできる自信、感謝の気持ち等

作業を通じて忘れてはならない貴重な体験をした。

台風10号を契機として茂木町を再度水害から守るべく抜本的河川改修が河川法適用の事業としてスタートした。我が家を含め移転等やむをえない住宅も数多いと聞く。今まで地元に親しみ喜怒哀楽を共にすごした愛する土地を移動することは物心ともに割り切れないものがある。またその中で代替地補償額等の交渉が今後の課題となろう。災害に強い美観を保った町づくりのため、円滑なまた思い切った施策に一町民として大いに期待して行きたいと思う。

１９８センチも濁流が

下砂田　　渡　邊　淑　子

先日、電柱に向かって背のびをしてみると主人の指先がやっと届く高さに黄色いテープが巻いてありました。

198センチ、これが一瞬のうちに我が家をのみこんだ濁流の水位の高さです。４日夜半屋根を打つ豪雨の音に目をさましたとき、ちょうど２回目のサイレンが鳴り響いていました。主人はすでに階下で外の様子を見ており、歩道まで冠水した水が自動車の通行によって波となり、ドアのすきまから浸水を始めていました。それでもまだ、あれほどの大洪水になるとは夢にもおもっていませんでした。「座卓の上に畳をのせておけば、だいじょうぶ。」主人の指示に従って一枚目の畳を持ち上げたとき、音もなく床下から浸入してきた水の力で残りの畳がかわらせんべいのように折れまがりみるみるうちに床上まで浸水してしまいました。ガラス越しに見える道路はゴウゴウと濁流がうずまき押し寄せる水にドアはきしみ、これは大変なことになったと、身近にある物を手渡しで２階へ運ぶ作業を懸命に続けました。雨はいぜんとして強く降り続き、もう階段の６段目まで浸水し、タンスや冷蔵庫がさして広くもない部屋のなかで、ひしめきあいぶつかりあって異様な音をたてていました。

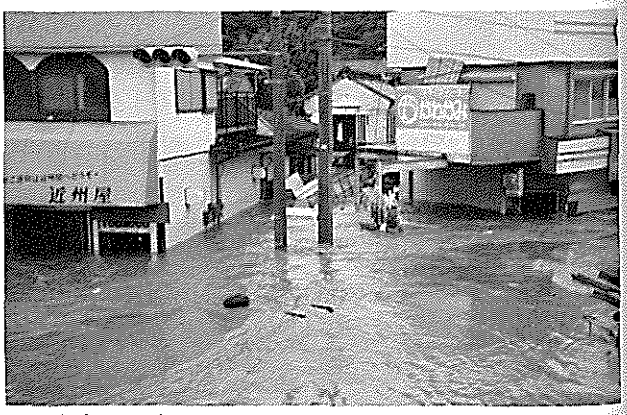

▲渡邊さん宅から撮った下砂田交差点

「早く雨がやまないかしら。雨さえやめば」祈るような気持ちで差し出す懐中電灯の光のなかで水位はじりじりと上がり続けています。私はこのときになって初めてことの重大さに気づき、身ぶるいするほどの恐怖に襲われ、子どもの手をしっかりにぎったまま、したたり落ちる濁流にまみれて立ちつくしておりました……。

川の中に家が建っているよう

弾正町　　河　原　良　一

午後11時ごろ、雨の音で目が覚めた。窓を開け川を見ると橋下50センチくらいの水位だった。しかし、みるみるうちに30センチくらいずつ、水位が上がってきた。道路はもうすでに川となっていた。その間、20分くらいだった。事務所の中に水が入りそうになったので出入口のガラス戸を締めた。だが、水に押されてガラスが割れて、ゴウゴウと水が入って来た。あっという間のことだった。近所に電話をしているうちに、イチョウ、マツなどの庭木がいとも簡単に流れて行った。まもなく車も舟のように川に向かって流れ出し、まるで、川の中に家が建っているようだった。別棟に逃げようとしたとき、ガラス戸が倒れ、割れたガラスで妻が足にケガをした。子ども部屋の出窓に二人が乗って外を見たが、もうどこも川となっていた。出窓の下10センチまで来たのでこれでは家ごと流されるかも知れないので、ロープを柱にしばって近所に逃げようと思ったが、今度はぐんぐん水が引き始め命拾いした。

▲濁流に土台も流されてしまった河原さん宅

家は土砂に押されて全壊

坂井北　　冨　田　　隆

「ドドーン、ドーン」という岩の落ちる音、「ガシャーン」というガラス戸をつき破って、家の中をメチャメチャにする音、その音はまさに恐怖でした。その何分か前、大雨の音で寝つかれずにいた母は、パラパラというサッシ戸をたたく音に気づき、心配になり寝室のサッシ戸を開けてみると、そのときはすでに、普通は１メートルぐらい間のある石垣が押し出されて、目前にまでせまっていました。これは危ないと思い、父や私たちを起こし回り、すぐ家の外に逃げるように言いました。それから私は寝たきりの祖母を抱きかかえ、妻は子どもたちの手をとり外へ逃げましたが、そのとき、外はまさにバケツの水をひっく

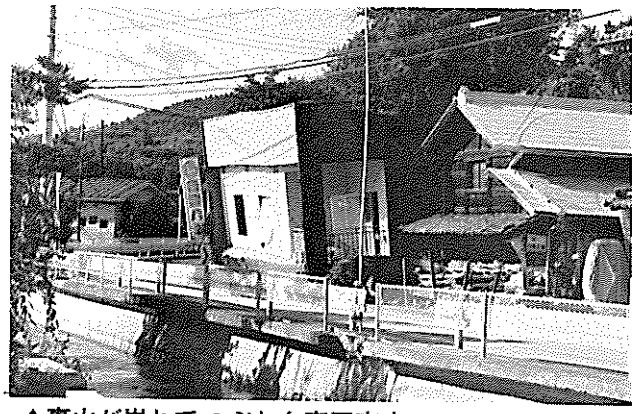

▲裏山が崩れてつぶれた富田商店

り返したような大雨で道路にまで川の水があふれていました。50メートルほど離れた倉庫へ皆入りました。毛布の1～2枚持って来なくてはと思い、父と私は家の中に戻りましたが、そのときはもう大岩が落ちるショックで家が大きく揺れ、立っているのがやっとの思いでした。近くにある毛布類をもってくるのがやっとでした。しかし、着る物も少しは出さなくてはと思い、もう一度、家へ戻ろうと思い、行ってみると、もうすでに家は土砂に押されて、全壊していました。その間わずか10分間ぐらいだったと思います。もう少し出るのが遅いか、2度目に入るのが早いかしていたらと思うと、今でも背筋が寒くなる思いがします。私たち一家は、あの日の出来事は、一生涯忘れられないでしょう。

家が舟のように揺れ

林　　鯉沼英夫

今ごろなんの電話だろうと受話器をとった。「だいぶ増水してるので注意してください」とのこと外に出て見た。この分なら大丈夫だろうと気にしなかったが、あっと言う間に玄関に浸水して来た。母を背負って避難しようと何回か外に出て見たがどうにもならなかった。そのうち西側の壁が壊れ濁水が流れこんで来た。これは大変だと2階に上がったが舟に乗っているように揺れてとても不安でいられず、東側の外屋に出てしまった。

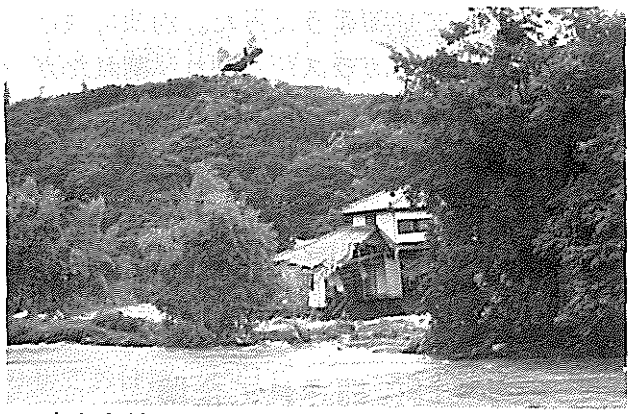

▲家をもぎとられた鯉沼さん宅

おかあちゃんが、「早く避難していればよかったのに申し訳なかったね」と、母に詫びている。目の前に高台がありながら、どうしようもなくただ濁流を見つめているばかりだった。

もう思い出したくない。少し強い雨が降れば裏に出て川の様子を見ずにいられない。一日も早く改修をお願いするのみです。

皆さんの温かいご援助ほんとうにありがとうございました。

車の中で一夜を過ごす

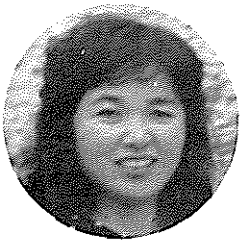

上新一区　　根本のり子

あの台風10号が、まさかこのような大洪水を引き起こすとは、思いも寄らないことでした。

朝から降り出した雨は夕方も降り続きましたが、雨量はさほど多くなく、家のすぐ裏を流れる逆川もじゅうぶん余裕があり、あふれるとは考えられませんでした。とは言え十石地内の逆

川は毎年のように氾濫をくり返し、多くの田んぼを不作にし、周りの家々に被害こそなかったがいつも不安を与えていたのです。

その夜の７時ごろから、ちょうど雷雨のように急に雨足が強くなってきたのです。８時ごろ消防団の人から、これからしばらく降り続くので注意するようにとの連絡を受けました。子どもたちにはすぐ避難できる服装で布団に入らせ、主人は川の様子を見回っていました。

11時、雨はますます強くなり、ついに堤防を越えてしまったのです。庭先に流れ出した水はみるみるうちに増え、子どもたちを起こして車で家を出るときには車がやっと走れるほどに増えていました。

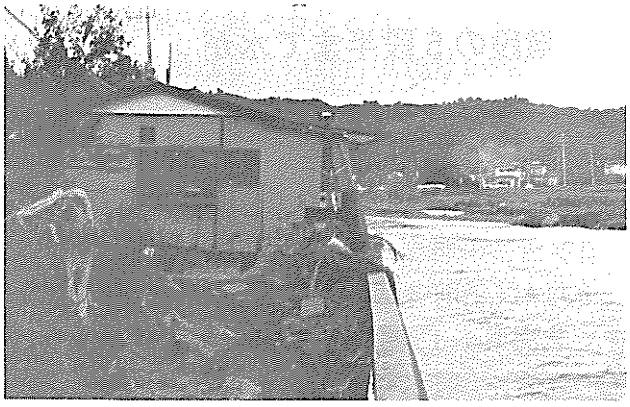

▲低地のため越水が多い十石地内

その間15分ぐらいだったと思います。そして流れはとても強く大人でも足がすくわれそうでした。

私たちが家を出るとき、消防車のマイクの声が聞こえましたが、雨音に消されて内容は全くわかりませんでした。それから川があふれそうになったらすぐ土のうを積むという話も、急激な出水に、間に合わなかったようでした。

その夜、車の中で一夜を過ごしましたが、午前1時になっても、2時になっても、強雨はやまず、４時になってやっと小降りになってきました。

夜が明けて、周りを見わたすと、我が家は無事でしたが、土砂崩れで屋根まで埋もれてしまった近所の家や、倒れかかった家に水の恐ろしさを改めて知らされました。

２階からロープで逃げた

御園町　　森　田　昭　治

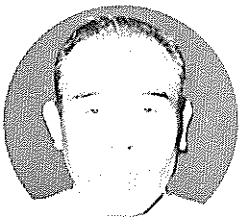

昭和61年８月５日未明、わきを流れる坂井川が、氾濫して大水害にみまわれました。最初に氾濫し始めたのは、わきの川ではなく、前方から水が押し寄せ、庭に、そして、みるみるうちに家の中にと押し寄せてきたのです。畳は浮き上がり、家具類などが次々と倒れ始まり、そのときは、あっという間の出来事なので何をどのようにしたらよいかわからず、そのうちに外に逃げることも不可能となってしまった。幸いにして私の家は、２階があったために、２階に逃げました。しばらくして、消防署の人に、外に逃げるように指示されたため、雨の降る中を２階のテラスからロープをかけて隣の屋根づたいに逃げました。

▲坂井川が越水した御園町地内

そのときは、ただ逃げるのに、無我夢中でしたから、あのような所からロープ一つにつかまりながら逃げることができたのかもしれませんが、後で恐怖感がわいてきました。

あのときの思いは、もう二度としたくないと思います。このことだけは、現実に遭った人ではないと分からないことだと思います。ですから二度とあのような大水害に遭わないためにも、一日も早く河川の改修が必要だと思います。

階段の５段半まで水が

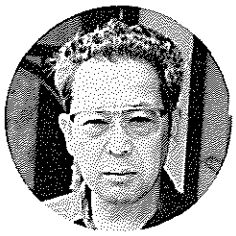

上砂田　　桧　山　吉　弘

８月4日午前３時30分、雨の中長男がバイクで北海道へ１週間の予定で旅行する。４日午後４時、川水が濁り水かさが上がり、石垣の中ほどまで出ている濁水特有の悪臭を感じる。どしゃ降りが続く。４日午後６時30分、川の水位上がる。いやな予感がする。午後７時20分、夕食をすませ目覚まし時計を午後11時に合わせ８時に寝る。

▲濁流に壊された桧山さん宅付近

午後11時に川の水位見に行く。石垣の上段までには１メートルほど余裕があった。私の予感も外れたようでホットする。どしゃ降り続く家に戻りテレビを見る。８月5日午前0時30分トイレに行き用便をすませ排水すると水の引きがおかしい。裏へ出て見るとマンホールまで水がきている。私は精神的動揺を感じる。水が出るぞ。店に戻りまずお客様の預かり商品を２階に上げる。隣人の鬼沢さんが我が家を案じてシャッターをたたき、起こしに来てくれた。午前１時20分、下館の兄より電話来る。でも足元まで水がきているので数秒で電話切る。これが最後の電話になった。腰まで水につかり商品も棚に上げる。でも１メートル62センチの水位では……シャッターが抜ける。ガラスが割れる。店中が激流化した。午前２時10分、２階へ避難する。

腰まで濡れて寒さを感じる。キッチンルームの棚にウィスキーのあるのを思い出し取りに行きラッパ飲みした。飲みつけないものを飲んだせいか30～40分就寝する。午前４時15分、目が覚め階段を下りる。５段半まで水がある。店の中は、ガランガラン。我が家の最大マイナス記録を見る。５日午後６時30分、長男が青森より帰る。話によると青森の駅でビバーク。朝、駅待合室のテレビで茂木町の水没を知り青森より帰る。１泊で茂木～青森を往復した1,200キロ、これも我家の記録になるだろう。以上私の記録と記憶ですので多少の時間のズレがあると思う。

逆川は吠えていた

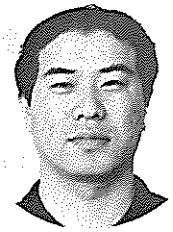

上の町　　手嶋崇夫

8月4日午後4時。朝から降り続けている雨は、その勢いを衰えることなく、いっそう強く降り続けている。ラジオから流れる天気予報では、本土に接近していた台風10号が熱帯低気圧になったことを報じている。この雨も明日の朝までにはやむだろうと、どこか遠い国の出来事のように、そのニュースを聞き流していた。わたしはふっと、祖父の話を思い出した。茂木は、地震もない、水害もない、平和ないい町なんだといつも言っていた。そしてわたし自身も、自分たちの町は災害とは無縁なのだと、何の根拠もなくぐう話を、まるで神のごとく信じていた。しかし、そのことが覆されるのに、それから半日も要することはなかった。

8月5日午前0時。闇を引き裂くように、雨が激しく降り続けている。家のわきを流れる逆川は、いままで見たこともないような、激しいうねりを繰り返していた。橋げたまであと50センチもあるだろうか。雨はその勢いを衰えさせるような気配は、どこにも見あたらない。いままでとは何かが違う。逆川は吠えていた。そのときになっても、父も私も、そしてこの町の多くの人たちが、この町に限ってとか、自分の家だけは安心だろうと、信じていた。

▲水が引いたあとの安養寺橋付近

午前1時30分。遠くで、かすかにサイレンが聞こえる。ゴツン、ゴツンと橋に材木がぶつかる。橋げたまで水が届いたら、あっという間にごみがたまり、流れが両側からあふれてきた。庭先の道路を水が駆け上がってくる。車庫がやられる。「俺が動かす」。ヘッドライトの5メートル先は何も見えない。大通りはそれでもまだ30センチくらいしか水はきていなかった。物産会館まで何とか車を動かした。

家の庭は怒とうのような流れのなかにあった。水が腰まで来ていた。水の勢いで足が取られる。水圧でなかなかドアが動かない。祖母がまだ家の中にいる。2階だ。部屋に入った途端、じゅうたんがポコポコと動く。じわぁと、じゅうたんが浮きだした。「大変だぁ」。

祖母は階段の上にいた。両わきに持ちきれないほどの紙袋を抱えて。その祖母の紙袋を何とか小さな荷物にまとめて、下に降りた。階下ではいすが浮いていた。飾り棚が倒れてきた。水が祖母の腰まできていた。「だめだぁ。」もう逃げられない。玄関の扉が流れの中に消えていく。大きなげた箱が流れていく。「助けてくれぇ」。橋にものがぶつかるたびに家が震える。

窓のすぐ下を逆川が流れていく。「ションベンがしたくなったぞぉ」俺は小便をするぞ。この自然の猛威を目の前にして、何も抵抗できない悔しさのために、せめて小便をする。自然の神の目の前で、小さな人間の営みが、なんて他愛のないものか見せてやる。

午前4時。僕の小水が逆川に吸い込まれていった。

孤立した人を無事救出

飯野久　　桧山茂喜

危険警戒水位を上まわる増水に、我々消防団に第一報全員三角（みすま）集合。雨はどしゃ降り、伊川勢橋の橋げたまであと1メートル、団員は各戸へ家財道具の搬出手伝い。

河川の流れも時間がたつにつれ轟音になり、床下浸水し、前の県道も水につかり車も通れない状態になる。消防本部も移動、住民に避難命令。しかし、長年住んでいる家と離れたがらない様子、だれもがこれほどの増水は考えていなかった。ゴミや材木が橋げたにひっかかり始め、あちらこちら床上浸水になり住民の避難が始まった。しかし、一軒だけ増水が早く避難できず救出も何回となく試みたが、水の流れが激しく、二次災害の恐れもありできなかった。とり残された家の人から、家の中の水位が高くなって、今後電話ができないとの電話連絡、田や畑も増水で見えなくなり濁流化していった。

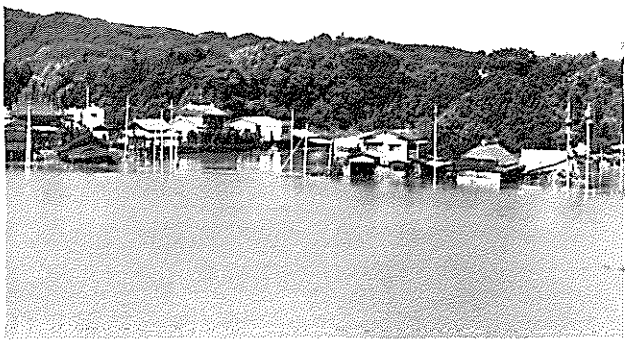

▲水没した飯野東地区

5日の朝1時ごろ、電話不通、停電、水道も止まり、すべての通信網が不通になり、陸の孤島になりました。国道は土砂崩れ、那珂川橋も通行止めになる。明け方水没した2階から、懐中電灯で○や×の信号、必死で助けを求めている様子、早急に救出しなければ。まず自衛隊のヘリコプターを、団員の一人がアマチュア無線を使って頼んだが、よそにも出動しているとのこと。そのうち、屋根だけ見えていた納屋が濁流に傾きかけ、大きな音と共に流れていった。その様子を見ながら、とり残された人たちも不安と恐ろしさで身の縮む思いではなかっただろうか。だいぶ明るくなってきたころ、昨夜は気づかなかった欄干のそばのパイプにつかまっている人を発見、増水と濁流でどうすることもできず、魚釣りの名人2人に無理に頼んで、舟で無事救出。助かった人たちみんなが青白く疲れた様子。その中にも喜びの顔があった。無事を祈りながら見守っていた人たちも大きな拍手で喜んだ。ご協力ありがとうございました。

すべての道路が寸断

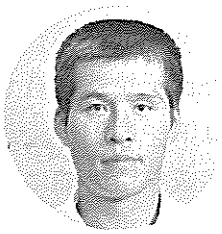

福手　　小幡　隆

夏といえば台風はつきもの。しかし、こんな台風とは。いつもは風の方ばかり気にしているコンニャク農家にとっては「雨台風恐るるに足らず」と思っていたのに、「とんだことにな

った。」というのが感想でしょう。

私個人にとっては、 8月 5日は誕生日、女房が赤飯を用意したものの、赤飯どころではなくなってしまいました。

私の家の西側はすぐ鮎田川になっています。河川改修はしたものの土石が川底にたまっていたせいもあってか、土手を含めても 2メートルほどしかないため、夜中の 2時ごろ、雨のいちばん強かったころでしょうか、すぐ川近くの農機具置場に泥水がかぶり始めてきました。ずぶ濡れになって農機具を全部移動させました。このとき家の灯がついていたのは、自宅と隣の2件だけでした。大水の怖さをつくづく感じました。

その後、川のような道路を軽トラックを走らせ、近所を見回りましたが、午前 4時ごろにはすべての道路が寸断され、田は湖のようになって水没し、畑はいたるところで地滑りを起こしてコンニャクをつぶし、手のつけようがありませんでした。ただ、近所にはけが人もなく、家屋などにもさほど被害はなく「不幸中の幸い」でした。しかし町全体を見れば、尊い命をなくされたかたがあり、また家や車を流されたり、ほんとうにお気の毒でした。

▲被害を受けた福手地内の農地

茂木町は今復興を始めています。ただ復興させるだけでなくこれまで以上の町にしようと、町づくりを含めて考えています。私たち一人ひとりの力は小さいながらも、 2万町民総力で災害のない安全な町をつくろうではありませんか。

とりあえず、「できることは自分たちの手で」、それが今いちばんの協力ではないでしょうか。

＜災害関係町報、新聞記事等＞

町報 もてぎ
災害特集号
8/20 号外
昭和61年
▼8月20日 号外
昭和61年8月号▼

〈町報抜粋〉

速報

台風10号災害

今回の水害で、八月十日現在の被害状況がまとまりましたので報告します。今後、新しい状況や、被災者の皆さんに有利な情報については、おって、町報もてぎの号外等でお知らせします。

▲8月5日午前9時ごろ、下砂田地内で撮影

被害状況（8月10日現在）

福災世帯	933世帯
〃 福災世帯者	3,433人
全壊家屋	17棟
流出 〃	6棟
半壊 〃	76棟
一部損壊 〃	7棟
床上浸水	735棟
床下浸水	163棟
非住家等浸水	581棟
死者	3人
行方不明	1人
負傷者	58人
河川決壊	90カ所
道路決壊	302カ所
山及びがけ崩れ	145カ所
橋梁流失	2カ所
商工業関係	500事業所
	（被害額 約100億円）
教科書流失	188人
	（小学生 134人，中学生 54人）

農林業関係（8月8日現在）

農地	138カ所
頭首工	17カ所
用水路	88カ所
農道	33カ所
橋	8カ所
揚水機	3カ所
がけ崩れ	144カ所
地滑り	1カ所
林道	37カ所
水稲	81.5 ha
陸稲	13 ha
コンニャク	270 ha
桑	1.5 ha
野菜類	27 ha
タバコ	3.4 ha

災害発生の経緯

8月4日
21時45分 県から20時現在で逆川の警戒水位（一・八㍍）突破の通報
22時00分 町災害対策本部設置
23時45分 避難命令発令

8月5日
2時45分 自衛隊の出動要請
3時00分 電話不通となる
4時00分 最高水位測定

降雨量

8月4日							
4時	—	……		12時	—	……	
16時	—	……		20時	—	……	
8月5日							
2時	—	……		4時	—	……	
6時	—	……					

17㍉	27㍉	51㍉	180.5㍉	44㍉	9㍉		

総雨量 三二八・五㍉
一時間当たり最大雨量
8月5日 一時～二時 五六㍉
（観測地点・茂木町役場）

午前7時ごろ、榎本橋付近

午前6時ごろ、桔梗町地内

午前8時ごろ、桔梗橋付近

午前8時ごろ、足銀わきから仲橋を写す

午前8時ごろ、クラリオン上空から町を望む（写真提供・共同通信）

県道飯・岩瀬線、深沢地内

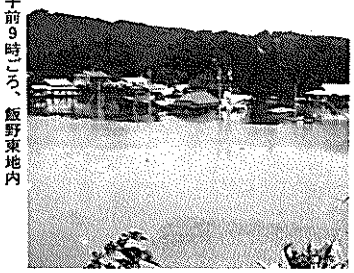
午前9時ごろ、飯野東地内

町内で56%が浸水

町史に残る大災害によって、逆川流域を中心に、町の広範な地域で被害を被りました。八月十日現在の住宅被害調査では、行政区で言えば、百二十行政区のうち、七十二行政区の皆さんの家で何らかの被害がありました。茂木町全体では、およそ二〇%の住宅が浸水しました。市街地について言えば、五六%が浸水しました。

行政区別住宅被害率

上新一区	33%	林	9%	飯並柳	21%
上新二区	98	増井	12	飯野南	8
弾正町	13	中小井戸	2	飯野久	3
下新町	92	塩田	3	飯野東	19
上の町	98	上後郷	3	飯野北	5
仲町	100	馬門西	13	山内下平	6
御園町	40	馬門仲	3	山内甲	4
大町	96	坂井北	3	小深宿	3
八幡町	18	坂井中	5	入郷	13
上横町	100	坂井下	5	牧野小原沢	6
下横町	94	小貫吹田	19	烏生田	11
西郭内	97	小貫上	9	大瀬平	22
上郭内	37	小貫中	3	大畑	13
下郭内	94	小貫下	4	竹原	6
上砂田	100	深沢上	7	生井	3
下砂田	98	深沢中	6	町田栗生	15
桔梗町	60	深沢下甲	9	黒田西	2
榎本町	36	深沢下乙	9	町田本郷	9
小倉町	13	飯中	4	町田浜田	18
仲の内	7	飯下	23	町田立石	8
上神井	7	小山	11	町田菖蒲田	8
上鮎田	7	木幡	37	町田大沢	8
青梅	7	北高岡甲	31	千本中根	8
桧山	3	北高岡乙	14	上菅又	3

（8月13日現在調べ）

被害率＝$\frac{\text{被害世帯}}{\text{全世帯}}$×100

一丸となって町の再建を

茂木町長 阿部武史

このたびの台風十号により、被害に遭われました町民の皆様に心からお見舞い申し上げます。

去る四日から五日の未明にかけて襲った豪雨により、茂木町は市街地を中心に壊滅的な打撃を受けてしまいました。

水の引いた街の中は泥沼化し、道路、橋梁はいたるところ寸断され、傾斜地は土砂崩れ、そのうえ、電話回線も不通となり、まさに陸の孤島となってしまいました。

今まで、本県は災害の少ない土地と言われ続けていた言葉を完全に打ち消すに余りある自然の厳しさを身をもって知らされました。しかも、尊い三人の生命をも奪い去っていったのです。

今こそ、我が郷土を過疎の町から脱却させ、自立した生活基盤をもって、生きがいのある町づくりに全町あげて取り組もうとした矢先のことであり、それを思うと重ね重ね無念さでいっぱいです。

しかしながら、これまでにない試練にあいながらも、黙々と泥と汗にまみれ、後始末に励んでいる町民の皆さんの姿を見たとき、何としてもその気持ちに報いなくてはと思います。

大災害に遭ってから十数日が過ぎました。その間、町民の皆さんのたゆまぬ努力には、目を見はるものがあります。また、県はもとより、各市町村、そして全国各地からの応援、声援をいただきしみじみとそのありがたさを感じています。

こうした力の結集が、被災地を訪れた大臣をはじめ、国会議員の先生がたから復旧の早さや、良さに対する賞賛の言葉となって表われたものと思います。

もちろんこれで終わったわけではなく、むしろ今から真にゼロからの出発と考えています。

確かにこれからの歩む道は、これまで以上に厳しい時期がありますが、今回の一丸となった協力をもってすれば何が不可能なことがありましょうか。

強い精神力と高い信念を持ち、ほんものの町づくりのため思いきった施策でこの重大な危機を乗り切っていく覚悟です。

町民の皆さんにとっても大変なことはじゅうぶん承知していますが、今、本町が置かれている立場、実状を是非ともご理解をいただき、郷土再建のため、ご協力くださるようお願いいたします。

これから先、決して悪いことだけは続きません。懸命に努力していけば皆さんと共に心から喜びを分かちあえるときが来るものと信じています。

必ず近い将来、りっぱな町をつくり、全国のお世話になった皆さんに恩返しをしようではありませんか。そのためにも、私の念願とします、ほかの町にはないキラッと光った町づくりに奮励努力してまいります。

ご利用ください 融資制度

台風十号の災害で、たくさんのかたが被害を受けました。復旧するのに膨大な費用がかかることと思います。県や町などで、実施している融資制度を紹介しますので参考にしてください。

災害援護資金

災害を受けた世帯に対して、災害援護資金の融資があります。

○限度額　180万円以下
○利　率　年3%
○償還期間　10年以内
＊詳しいことは、厚生課へ

農業災害復旧資金

災害を受け、農業用施設や農地などの復旧をするための災害復旧資金の融資があります。

＜農業用施設の復旧＞
○限度額　1施設当たり200万円
○利　率　年6.05%
○償還期間　15年以内
＜農地の復旧＞
○限度額　事業費自己負担相当額
○利　率　年4.6%
○償還期間　25年以内
＜林道などの復旧＞
○限度額　事業費×0.8
○利　率　年4.6%
○償還期間　20年以内
＊詳しいことは、農林課へ

中小企業基盤強化資金

中小企業者、中小小売業者の運転資金とし、中小企業基盤強化資金の融資があります。

○限度額　2,000万円以下
○利　率　年5.3%
○償還期間　5年以内
※詳しいことは、役場商工観光課又は、商工会へ。

茂木町災害融資利子補助

町が災害を受けたかたに対し、次の災害貸付について、融資利率の2分の1を補助します。

1.融資使途　り災による商品、原材料購入等の運転資金及び店舗や住宅等の修繕資金
2.融資限度額　300万円
3.融資利率　年5.5%
4.利子補助率　年2.75%
5.融資期間　昭和62年12月31日まで
6.申し込み期間　昭和61年9月30日まで
7.必要書類　商工観光課の発行するり災確認書
8.取扱金融機関　足利銀行、栃木相互銀行、宇都宮信用金庫の茂木支店
＊詳しいことは、商工観光課へ

世帯更生資金

世帯更生資金（災害援護資金）を、低所得世帯に対し、災害を受け自立するのに必要な経費として融資があります。

○限度額　住宅の修繕210万円以下
○利　率　年3%
○償還期間　7年以内
＊詳しいことは、社会福祉協議会へ

母子・寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦家庭が水害を受け、住宅を修繕・建築をする場合、特別融資があります。

○融資限度額　150万円
○利　率　年3%
○償還期間　6年以内
＊詳しいことは、社会福祉協議会へ

町報 もてぎ 9/15

昭和61年 No 258

◀9月号

私たちの茂木町◈面積172.51平方㌔◈9月1日現在　人口19,551人（男9,579人・女9,972人）4,919世帯

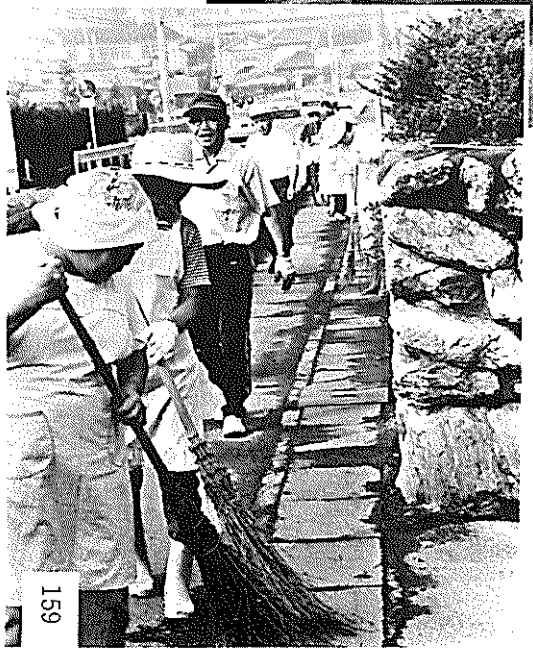

未来に向けて 一致協力

悪夢のような水害から1ヵ月がたちました。まだ、いたるところに水害の傷跡は残っていますが、町民の皆さんの必死の努力と、町外からの心温まる支援によって、少しずつ活気づいてきました。9月7日には、商工会青年部の「いつまでもくよくよしてはいけない、みんなで協力して、未来に向けて私たちの茂木町をつくってゆこう」という呼びかけにこたえて、道路の清掃を行いました。

役場で手続きをしてください再発行します

水害で国民年金証書や印鑑証明登録証などを流出や紛失などをした人は、役場で手続きを取ってください。再発行をします。

区　分	持ってくるもの	手続にくる人	役場の窓口
国民年金証書（老齢福祉年金）	印　鑑	本人又は家族の人	住民課
印鑑証明登録証	印　鑑 本人を証明できるもの（免許証など）	本　人	〃
印鑑証明廃止届	〃	〃	〃
保険証	印　鑑	本人又は家族の人	〃
老人医療受給者証	〃	本人又は代理の人	保健衛生課
乳児医療資格者証	保険証 印　鑑	〃	厚生課
妊産婦医療資格者証	〃	〃	〃
母子家庭医療資格者証	〃	〃	〃
重度心身医療資格者証	〃	〃	〃
身体障害者手帳	写真一枚 印　鑑	本人又は代理の人	〃

※　印鑑証明登録証、実印などを流失してしまった人は、印鑑証明廃止届を出してください。

農地・農業施設の災害復旧事業について

崩れた水田・畑などの農地及び用排水路・農道・頭首工などの農業用施設は、国の補助を受けて復旧することができます。

補助を受ける条件は

1. 1箇所の工事が30万円以上のもの
2. 農道の幅員が1.2m以上のもの
3. 農業用施設は、2人以上で使用しているもの

また、個人負担がありますが、補助率は、次のとおりです。

種　類	補助率	個人負担
農　地	50%	50%
農業用施設	65%	35%

＊詳しいことは、農林課へ

町民号は中止になります

たくさんの皆さんから、ご協力をいただき、9月7日・8日に予定していました、町民号（お座敷列車）の運行は、台風10号の大災害のため中止いたします。

なお、代金については、区長さんを通してお返しします。

来年のご協力をお願いいたします。

金庫を預っています

鉄製の金庫を預っています。上横町地内にありました。たて40cm、横48.5cm、高さ37cmのものです。心当たりのかたは、役場総務課へおいでください。

電気料の支払延長と電線復旧工事の免除

被害を受けた世帯に対し、料金の支払い延長、工事費の免除などがとられます。

◎　7月、8月、9月分の電気料については、それぞれ1カ月納期が延長になります。

◎　電気が使えなくなった動力機械などの基本料金は、6カ月間免除になります。

◎　住宅の再建時の電線工事費負担金及び仮設住宅の臨時工事費が免除になります。

＊詳しいことは、東電茂木サービスステーションへ

水道のお願い

◎　水道の使用量が多く、断水の恐れがありますので、節水にご協力ください。

◎　給水装置に異状を発見したら、公認工事店に修理を頼んでください。

◎　8月分の検針は、9月分といっしょに実施します。

高等学校授業料の減免

水害により、保護者などが著しい損害を受けたときは、授業料の減免措置がとられます。

＊詳しいことは、茂木高等学校へ

『水害に強い町』を目指して

逆川大改修始まる

逆川改修　全体計画図

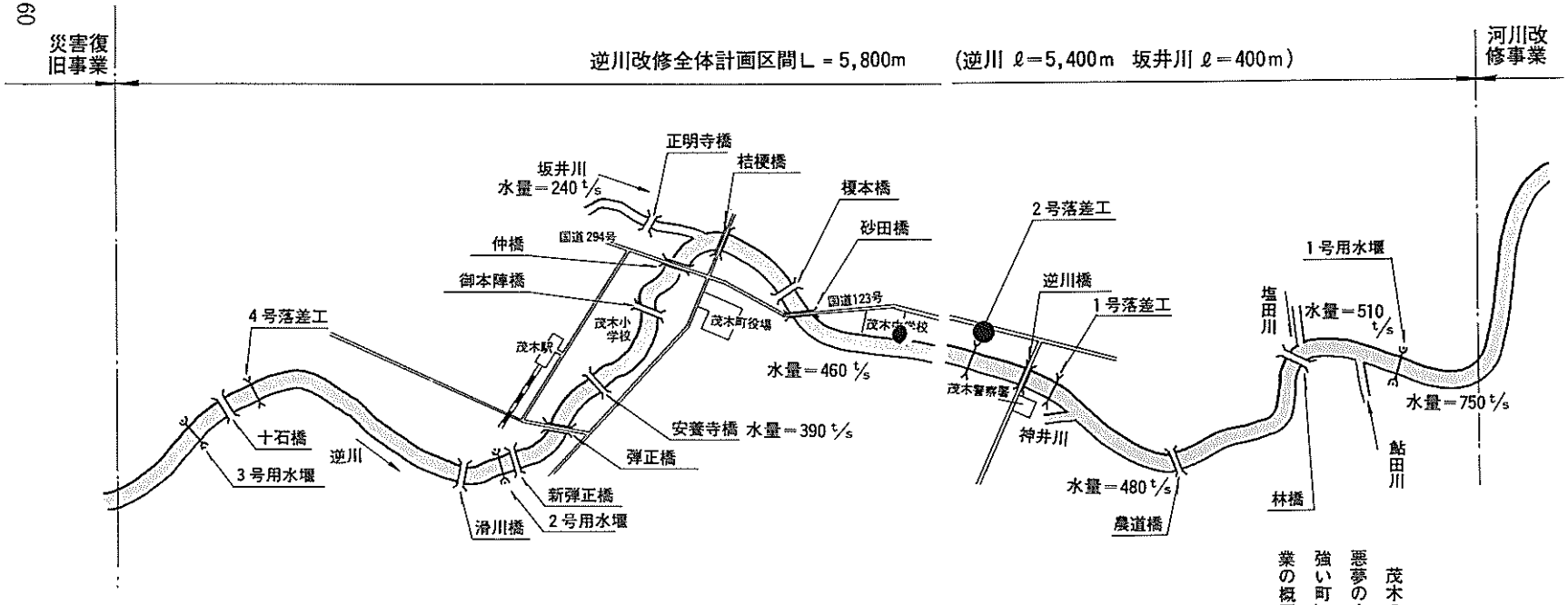

茂木の市街を流れる逆川の大改修工事が始まります。あの悪夢のような出来事を二度と繰り返さないために、「水害に強い町」を目指して県と町が計画を立てました。この一大事業の概要がまとまりましたのでお伝えします。

（四ページまで）

県内では初めての大事業

逆川などの一級河川を管理するのは、県です。ですから、この事業の計画は、県の河川課と町がいっしょになって立てました。

この事業は、「逆川河川激甚災害対策特別緊急事業」といいます。これは、国の補助制度として、昭和五十一年度から始まった事業です。著しく激甚な災害を受けた地域について、五年間に河川を改修し、再び災害が起こることを防止するものです。

なお、県内では、この事業の対象となった河川としては、今回の逆川が初めてのことです。全国的にもあまりないものです。

市街地で総延長5、800メートルの改修

この事業の対象となる区域は、逆川については、北高岡の十石橋付近から、林の林橋付近までの延長五千四百㍍です。また、坂井川については、逆川合流地点から、八幡町鉄道敷地跡のめがね橋付近までの延長四百㍍です。

（次のページに続く）

激甚災害とは……

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）の規定に基づいて国が指定した災害をいいます。

この法律の規定では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められた災害」となっています。

激甚法による特別措置は、大きく次の四つに区分されます。そして、それぞれ適用すべき措置が国から指定されます。

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
②農林水産業に関する特別の助成措置
③中小企業に関する特別の助成措置
④その他の特別の財政援助及び助成の措置

今回の、「逆川河川激甚災害対策特別緊急事業」は、この法律でいう激甚災害の指定とは別の事業です。河川法に基づく特別事業です。

改修計画断面図

逆　川

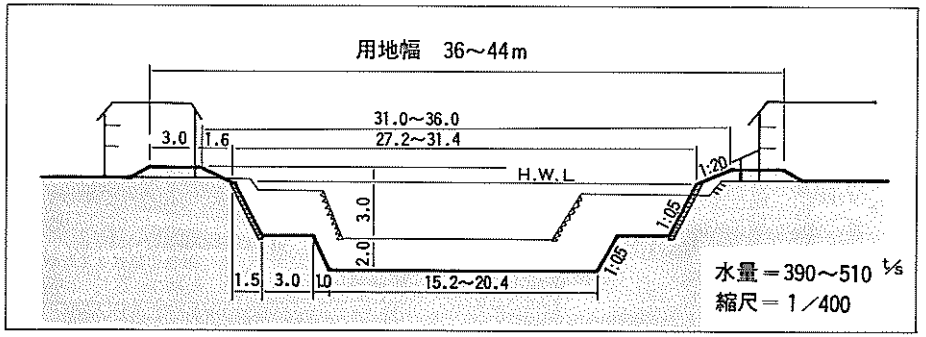

坂井川

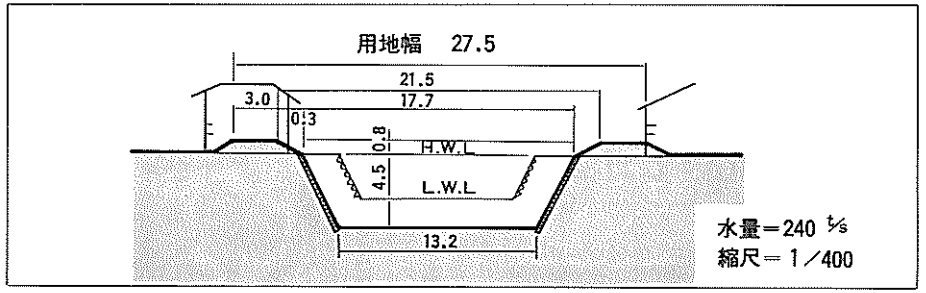

この区間については、今まで川幅が狭かったため、今回のような水害になってしまったということから、今回の水量に耐え得るための計画を立てました。

その結果、この区間については、川幅を広げ、川底を掘り下げ、堤防を造る大改修工事をすることになりました。

逆川については、川底を二㍍掘り下げます。そして、川幅をおよそ五〇㍍広め、高さ八十㌢、幅六・二㍍の堤防が付きますから、およそ十五〇㍍広まります。

5年で 85億円の計画

この計画は、今年度から六十五年度までに完了する予定です。総事業費は、約八十五億円です。

この計画を実現するためには、該当地域の皆さんの協力がなければできません。これから、地域の説明会などで、地域の皆さんへの具体的な説明と協力を呼びかけていきます。あの災害を二度と繰り返さないために、みんなで、この計画を実現していきましょう。

下流は改修 上流は災害復旧

逆川大改修は、市街地以外の流域についても同時に進め、市街地の大改修との整合を図ります。

特に、市街地の改修により影響の大きい林橋から那珂川合流点までは、今後河川の改修を実施していきます。

市街地より上流部については、既に河川の改修が進んでいますので、今回の災害による復旧工事を中心に行います。

被害調査進む

土木で25億円 農地は33億円

被害調査が進むにつれて、災害箇所は増え、災害の大きさを改めて知らされます。また、この被害調査を含めて、復旧に向けて事務的手続きを進めています。

公共土木 16カ所が 応急工事

町の管理する河川や道路、橋等の公共土木施設については、八月二十六日現在で五百八カ所に被害がありました。この箇所を復旧するためには、およそ二十五億円かかります。

この工事を始めるには、国の査定官による査定が必要です。しかし、緊急を要する箇所については、その前に、県の指示に従って、工事を始めることができます。それが、八月三十日の臨時議会によって承認された十六カ所です。

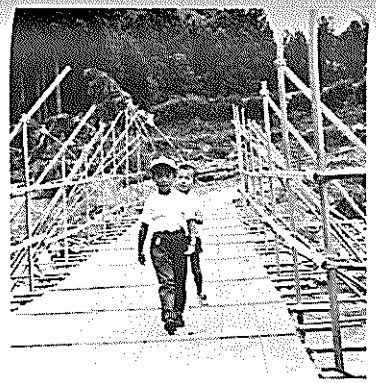

▲水害で流された後、仮橋が架けられた飯野の牛越橋

◆応急工事をする箇所

路線名	箇所名	路線名	箇所名
河井小深線	河井	涌井放線	飯野牛越橋
飯野河井線	河井	赤石刈生田線	赤石
桔梗中郷線	中小井戸	涸田所草線	所草
久保桧山沢線	飯野桧山沢	堂久保本郷線	町田
馬門十三曲線	馬門笹谷	茂木上神井線	上神井
涌井長久保線	飯野床ノ沢橋	天子祭久保線	天子甲（2か所）
中根増井線	馬門中根	四ツ川線	深沢
田谷松本線	坂井		

◆公共土木施設の被害状況

種別	箇所数
河川	148
道路	357
橋梁	3
計	508

農地 237カ所が 補助対象

農業関係では、農地や農道、水路、橋、せきなどの農業用施設について、五千五百九カ所に被害がありました。この箇所を復旧するためには、およそ二十三億五千万円かかります。

このうち、一カ所二十万円以上の箇所は、国庫補助対象になりますが、これが二百三十七カ所あります。これには、個人負担金があります。農地で五〇%、農業用施設で三五%です。その負担分を出してもいいという申し出があったのが百六十三カ所です。

◆農地の被害状況

種別		箇所数
農地		3,484（176.12ha）
農業用施設	ため池	2
	頭首工	106
	水路	1,040
	揚水機	11
	道路	795
	橋梁	71
計		5,509

水稲・陸稲 被害は 全体の32%

農業共済課では、水稲と陸稲の被害状況をまとめました。それによると、土砂流入や流出で完全に収穫のできない田は、七・九二%、五割以上の被害は、十五・二二%、何らかの被害があったのは、全部で三百八十一・七二%でした。これは、全耕作面積の三二%にあたります。

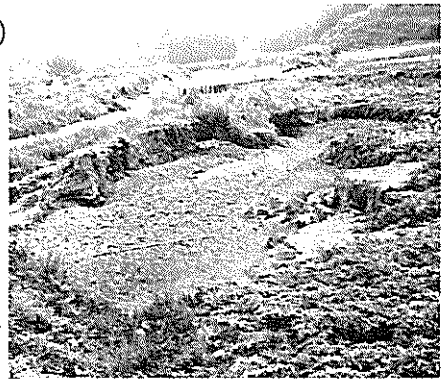

▲水にえぐられた、木幡のコンニャク畑

町の財産 役場の庁舎など 1億5千万円 の被害

町の財産では、浸水した役場庁舎、町民センター、給食センター、公用車（三十八台）、飯野簡易水道の上水場などで、復旧するためには、およそ一億五千万円かかります。

カメラルポ 災害その後

避難誘導・復旧に 消防団、大活躍

水害時の避難誘導から、一夜明けてからの復旧まで、消防団の皆さんは、文字通り不眠不休で活躍しました。この大災害にもかかわらず、犠牲者が少なかったのも、消防団の皆さんの活躍であるということを忘れてはなりません。自分の家も被害に遭いながら、のべ四百二十人の皆さんが出動しました。

また、自衛隊の皆さんも七十人、災害復旧にあたりました。

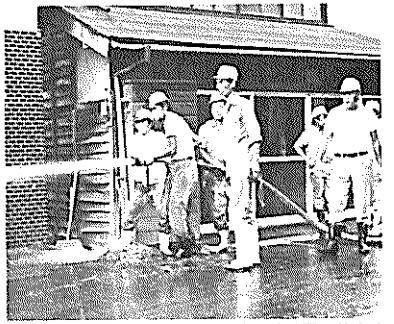

▲道路や家の中のドロをはじく、消防団の皆さん

並松はゴミの山

水害によって出たゴミの、臨時の捨て場になった並松運動公園には、8月20日の最終ゴミ収集日までに、およそ2万立方m、2トントラック1万台分のゴミが集まりました。近くの住民への影響もあるため、町では近くに穴を掘り焼却して量を減らし埋める作業をしています。

この他、復旧のための建設機械や作業員などは、次のとおりです。自衛隊大型車7台、小型車2台、ボート12隻、ブルドーザー33台、バックホー22台、ショベルローダー車102台、ダンプカー349台、給水車12台、し尿汲取車50台、作業員1,396人。

▲2トントラック1万台分のゴミが集められた並松

◀医療活動にあたる日赤の医療班

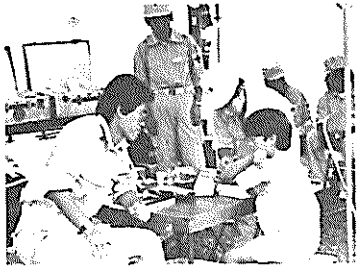

24時間体制で医療活動

日赤の医療班が、水害直後から茂木町に入りのべ56人が240時間体制で救護活動にあたりました。8月18日までに、1,542人が、救護を受けました。

▼薬剤散布する保健所職員

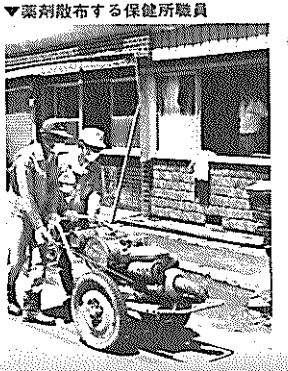

防疫も万全

水害の後、伝染病が発生しないよう真岡保健所によって薬剤散布を行いました。この仕事にはのべ百十二人があたりました。幸い防疫体制のおかげで、伝染病は出すにすみました。

建設大臣ら来町

八月十一日、天野建設大臣が、茂木町を訪れ、被害状況を視察しました。また、これと前後して、藤尾文部大臣、綿貫国土庁長官、福村環境庁長官、衆・参議院災害対策特別委の皆さんなどが、相次いで来町しました。

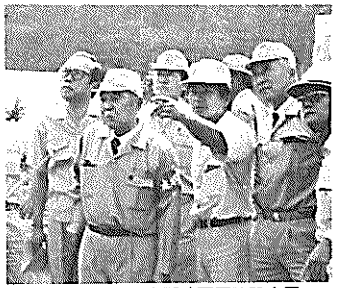

▲阿部町長の説明を聞く天野建設大臣

◀茂木小から運び出すボランティアの皆さん

善意の物資を被災者に

全国から心温まる救援物資がたくさん寄せられました。その量は、茂木小・中体育館、町民センターホールがいっぱいになるほどでした。

8月20日、多くのボランティアの人たちの手を借りて、行政区ごとに区分けし、被災地の皆さんに配りました。

子どもたちのこづかいなど 義援金集まる

全国各地から義援金が寄せられています。中には、テレビや新聞のニュースで茂木町の惨状を知った町内外の子どもたちがこづかいを出し合って集めたお金を届けてくれる場合も多いです。

町内外からボランティアの手

浸水した町営プールや児童公園などの清掃に、茂木高校生があたりました。この他二十五団体の町内外のボランティアの皆さんが、炊き出しなどいろいろな面で町の復旧に力を貸してくれました。

▲町営プールを清掃する茂木高生

石橋町の小中学校▶
代表の皆さん

ニュースなどによると、逆川のはんらんによって、茂木町一帯にははなはだしく被害が出ているということを知り、ほんとうにびっくりしました。

茂木町の中を流れる逆川が、悪魔のように荒れ狂って、町のほとんどの家や田畑が水没したことを知り、たいへん心配になりました。一時は、電気も消え、飲み水もなく、たいへん不便だったことでしょう。復旧作業も急ピッチで進められているとはいえ、洪水の後は、後片付けが、ほんとうに大変なことと思います。

このお金は、石橋中学校の生徒全員がわずかながら集めたものです。茂木町災害消災害者のかたに役立たせていただきたいと思います。

では、茂木町の皆さん、一日も早く立ち直り、元の生活に戻れるよう、くれぐれもお体に気をつけてがんばってください。

石橋中学校生徒会長
岡田泰宏

災害時のビデオ・写真はありませんか？

町では、今回の災害を記録として残すため、災害の時のビデオや写真を集めています。

浸水しているときは、あまり動けませんから、例え撮っていても、一部の地区の記録だと思います。ですから、それを持ち寄り、ビデオならば、一つの記録映画のようなものを、写真なら写真集を作り、災害の記録として保存したいのです。

記憶はとかく薄れてしまうものです。今のうちに、一つの形として残しておかなければならないと考えます。皆さんのお持ちの貴重な資料を提供、または貸してください。

災害の時のビデオテープ、または写真をお持ちのかたは、役場まで連絡ください。

「避難命令を信用しない人も」
～水害の体験から～

台風10号は、茂木町に大きなつめ跡を残し去って行きました。三百二十八㍉という降雨量をだれもが想像しなかったと思います。この水害で、家屋が流出した人や浸水した人など、さまざまな被害を受けました。後世に伝えることはもちろん、これからの町づくりの貴重な資料ともなる増水の様子や、いろいろな体験などをまとめましたので紹介します。

増水の早さに追いつけず
上横町　渡辺純一郎

八月四日朝食のとき、テレビニュースを見て、台風が関東地方への上陸の恐れがあるといういやな気分になりました。

夕方の四時、河川の見回りに出た帰り、消防分署へ寄り、六時に再び河川の見回りに出ました。いつもより増水の早さが気になるので、分団員の出動を要請するため斉藤副団長と団長宅へ電話をしました。

午後八時、分団員が集合、各部所へ配置につきました。午後十一時ごろ林公民館下に土のうを積み始めたが、人手不足のため私の独断で一分団五部、六部の応援を頼みました。約二時間作業したが、水量が多く作業は中止（土のうが流された）。

そのころ、郭内や十石も土のう積み作業中だが増水の早さに追いつけず、午後一時過ぎ、作業中止、近所の人を大声で、そしてポンプ車のマイクで起こして歩くが、信用しない人も多数いてたいへん困りました。

午前一時三十分ごろ、分団員を高い所へ避難させたが、その時点でも今回のような事態は考えられず、分団員の大半が自宅へ帰り着けなかったことは、非常に残念でした。

私も役場の二階で一夜を過ごしました。ある部では見張り所の近くの民家の二階へ逃げ込み、また、ある団員は三人で電柱へ朝までよじ上っていたり、ある団員は自宅の前まできたが、大通りを歩けず他家の二階へ避難し、自分の商品が流れ出すのを見てたという報告を受けました。

朝早く、自衛隊の部隊が来ていただき、本部長に高根沢教育長をお願いして、消防団、警察署、役場、自衛隊との合同会議が開かれました。

我々は、自衛隊と比べると、工作能力に劣り水害に対しては無力感を深く感じました。午前中の内に、五部、六部員と四部員の一部に出動してもらい、役場前へ応援し、本部が開けるように広場の整理をしました。

午後は、お宮下の行方不明者の捜索に入り、午後五時解散し自宅へ帰り、家族の無事を喜び店内を見たとき、家業もこれで終わりかとガッカリしました。

これからは、団員の出動作業中に家庭が損害を受けたときは役場で、損害の保障をしてくれないと、今回のような場合、出動人員が減るのではないでしょうか。

バキッ！という音とともに
町田立石　山口信子

突然、バキッ！という音で目覚めました。なんとも身のすくむような音。子どもを抱きかかえて立ち上がると同時に、マグニチュード10(?)のような揺れが起こりました。

ああ　だめかなあと思った瞬間、フッと止まりました。神様が倒れる寸前の家を支えてくれたような思いでした。

階段の電気がついた。「だいじょうぶかァ」「だいじょうぶよォ」の声をかけ合いながら下りました。一階の床は、バリバリンに盛り上がっていました。

縁側からはだしでとび出したが、外はどしゃ降りの雨、運よく無事だった車に乗り込み、とにかく家から離れようということで、自分の家が見えて、安心できる場所へ車を移動しました。

どしゃ降りの雨の中、命を取り留めた一瞬、車内の時計は、午前二時でした。薄明るくなってから、勇気を出して家の様子を見に行ってみました。

裏山が大きく崩れ、家の東側にあった畑をつぶして道路まで達しています。そのときにかかった家への土砂は、後側にある台所をつぶし、玄関を一㍍近く前へ押し出しました。

今でも土砂崩れの大きさを見るたび、よく命が助かったなとぞくっとする思いです。家族全員ケガもなく無事だったことに胸をなでおろしています。

神様、家を流さないで
下砂田　渡辺貞治

台風10号によって流れてしまった私の家は、昭和二十三年戦後間もなく、あの川辺に苦労して建てた家でした。

小さな家だが四人の子どもを育て学校に通わせ、さまざまな思い出を残して彼らはこの家から巣立って行ったあと、親二人の生活を続けていました。

そんなときに思いもよらぬ水害にみまわれたあの夜は降る雨を気にしつつ家にいました。裏にある川の水はだんだん増すばかりで、そのうち台所の下から水が入ってきて、畳や家具をあげようとしたが、水の出は早く急で、すぐ膝までになってしまいました。

物より生命だとすぐ前の薄羽さん宅は二階建てなので、そこへ二人で水に流されないように逃げました。

雨は激しく降り大通りなどは大きな川となって、私の家はどうなったかと二階から窓を開けて見ると、暗く懐中電灯の光によるとまだ濁流の中にありました。

神様どうか家が流されないようにと手を合わせ祈ったがだめでした。前の通りから来る水が多く、家は静かに動き出したが、川の中へは行かないでいる。水が少し引き、動いていた我が家は、他家の畑で止まってくれたので、泥水の中を行って見ると家具も布団もすべてが泥につかり使いものにならなくなっていました。

テレビで茂木の被害を知り、駆けつけて来てくれた東京の子どもたちや近所の人たちの手助けによって、ゴミなどはきれいになったが、四十年近く住みなれた家は二度と見られない。思えば辛く悲しいことでした。

この災害こそ、茂木町にとって一つの試練でもあります。

苦しみも悲しみもそれを乗り越え、自力で立ち直るほかはありません。くよくよしないで、茂木町には今、明るい希望の陽が昇り始めたのです。

過去の経験を過信
上砂田　鬼澤松太郎

新聞・テレビ等は、油断が災害を大きくした原因であると報じているが、今回の場合は、私は漫然とした油断ではなかった。過去における何回かの洪水の経験を過信したがためである。

私を含めて、近所の人たちは、畳を上げる目安として、下水の落ち口の上端まで増水すれば畳を上げ始めるという不文律がある。また、各家庭とも洪水のための馬（脚立）を用意しており、普段は物置等に格納しておいた。

川の構造上、水があふれても市街地に広がるので床上何尺というようなことは今まで一度もなかった。

台風の目が西を通れば東北の風が吹き込み、逆川は水かさが上がることもよく承知しているのである。

ところが、台風10号は温帯低気圧になったことがテレビで流れており風もなく、普通の夕立ぐらいに考えていた。

台風の接近が報じられるときは、多くの人が雨がっぱに懐中電燈姿で、川の状況を見に来るのであるが、今回はまばらであった。

私は、台風の進行方向、風向きについては敏感であったが、降雨量については、全くの無知であった。

今までの洪水の後降水量について考えたり調べたことは一度としてなかった。

ところが、降水量三百二十八㍉というゲリラ的集中豪雨であることを後で知ったものの、今でも実感としてはわいてこない。

我が家のカミさんは、休みなく降り続くなと心配していたが、私はこの雨で洪水になるなどとはそのとき全然考えていなかった。これからは、私設雨量計を考えたいと思っている。

今、何をすべきか
上横町　大塚康行

午後八時ごろ予想どおり消防の出動命令が出ました。なぜ予想できたのか。それは、ここ数年来、強い雨のたびに消防団に出動命令が出ていたのです。

それにしても、今回の大災害を予期できなかったのがいまさらながら悔しくて仕方ありません。会議の中で出た「百年に一度の大洪水にでもなって死人がでないと行政は腰を上げないのだろうか」と、言った言葉が今強く胸中に突き刺さってくるものを覚えます。

今、我々町民に残された課題は何でしょうか。今、何をすべきでしょうか。商工会青年部の一員として次のように考えます。

商店街は、水害のイメージをぬぐいきれず、今まで以上に商圏が狭まり、また購買力が減少しています。

顧客を吸引するために、町と町とは、し烈な競争を展開している中での後退です。しかし、一個一個の商店の力は小さくても集結すれば大きいものです。

例えば、お見舞い金の一部を出し合って街路灯をつけるとか、歩道をタイル張りにするとかして町の美化に努め、商店街のイメージを一新しなければならないと思います。

一週間に一度の他市町の大型店舗での買い物が習慣づいています。一度ついた習慣は、なかなか元に戻りません。

時間がたてば解決するなどという安易な考えではなく、今こそ積極的に行動して行くときだと思います。今やらなければいつやるのでしょう。

また、河川改修に伴う商工会としての正確な情報の提供と対応が必要と思われます。これは河川工事をする場合に、単に移転の問題にとどまるだけでなく町全体のビジョンで考えて行かなければならないのではないでしょうか。

私たちは、「若者の住める町づくり」をテーマに後継者を含めて若い地域づくりの担い手を一人でも多く増やしたいと考えてきました。

町の開発は目立った成果を上げるまでには、時間はかかります。しかし、この逆境の中で力を一つに結集し、同じ方向性を持って町を特色ある豊かなものに仕上げて行くということが今、この時代に生きている人の使命ではないでしょうか。

夫と息子は土のう積み
桔梗町　糸井良子

小やみなく続く強風雨が一段と激しさを増した八月四日夜半、小深に嫁いだ娘より消防団員が出動したがそちらは大丈夫か？の電話がありました。

なんともないよと答えたものの不安がつのり夫、息子をたたき起こしました。二人とも桔梗橋のたもとに土のうを積み重ねました。川をのぞくと橋げたまで二十㌢ぐらいです。

これは必ず水が乗る。たいへんだと思い、地に足つかずで二つ三つと荷物を二階へ運びました。間もなくサイレンの音と同時に浸水が始まりました。

畳が浮き上り、タンスがひっくりかえりました。当然のように停電になり、眠れぬままに闇に目を凝らせばギギギーと鈍い音とともに突然隣りの屋根が流れ出しました。

アッ屋根が屋根がと、あとは言葉にならず夢中で屋根伝いに息子の住むアパートに避難すれば、ここも陸の孤島と化し、敷布を裂き孫を背負って待ちました。夜明けのなんと長いこと。

それにもまして、一夜明ければ全県で家屋の全壊が六十七戸とか……。住み慣れた家を、町を去る人のあいさつがキリリで胸を突かれる思いです。

キラッと光る茂木町の夜明けの近いことを切に切に望みます。

（次のページに続く）

無線で連絡

上砂田　石島　秀夫

八月二日から四日と典型的な集中豪雨の雲の様子、気象衛星の雲写真をFAXで記録を続け、四日正午の雲写真に「今夜は洪水の脅威必要」と朱書し、役場の気象掲示板に掲示しました。

この雲型による集中豪雨は、去る昭和五十六年八月二十二日に岐阜県高山市を中心に発生したものと同じであり大洪水でした。

私は、四日午後十一時から衛生通信を開始すべく調整中に家内より「無線どころではないから外を見てください」と言われ、戸外を見たら消防署員や他の消防団員が前の家に対し、土のうを積んでいました。

側溝から水があふれ、自宅は水深二十㌢の川になっており、写真撮影とともに雨靴に雨がっぱ、ヘッドランプをつけて区長として町内を一巡しました。

非常事態を予測し、サイレンを聴き、TVにて避難命令を確認したところは、大通り、役場前通りとともに水深五十㌢を超えていました。

雨足の強さに孤立化を考え、非常無線発信を計画したが停電、発動発電機により水没の危険を県内局に伝え、木幡の菱沼逸夫氏が日赤県支部に対して、中継局の助けを借りて状況を報告し救助を依頼しました。

このときが五日午前六時。私宅の最高水深道路より二尺（午前一時三十分）

急増水の原因は、流木が橋げたに堆積し、流水を困難にしたことなどが考えられます。なお、私が掲示した雲写真（気象衛星）が活用されなかったことを残念に思っています。

自然の力の猛威

下郭内　矢野さつえ

台風10号は、平和な緑の町に、見るも無惨な爪跡を残して去った。

私どもの小さな頭ではとうてい想像もつかない大自然の力の猛威、恐ろしさを身にしみて感じさせられた出来事でした。

あれから一カ月余り厳しい残暑の中、町はすばらしい立ち直りを見せています。すべてを失った悲しみと、やり場のない怒りをじっと耐え、黙々と復旧作業に打ち込む人々の姿に、私は大自然の力に勝るとも劣らぬ人間の力の偉大さを見せられた思いです。

巨大な大自然の前には、余りにも小さい一人ひとりですが、みんなで支え合い協力し合えばこんなにも大きな力が出せるのだと改めて痛感しました。

全国各方面からの多大な援助をはじめ、数えきれないほどの人々の骨身を惜しまぬご協力と温かい思いやりに支えられて、茂木町はりっぱに立ち直ることでしょう。

私もこの災害を良き教訓として、おおぜいの皆様から受けた数々のご恩を忘れずに、これからますます人と人との和を大切にして生きて行こうと思います。

低い所から水が押し上げる

木幡　関　光春

過去に二回ほど自分の家でも乾燥室やパイプハウスへ浸水したことがありました。こんなものかなと油断した気持ちで土間にある物やタバコを高い所へ片づけていました。

ところが、今回の水は「アッ」という間に増水し、水が引かないのです。引くどころか、低い所から水が押し上げてくるようでした。

午前〇時三十分ごろ、一段落すると消防団の呼び出しがありました。四年くらい前にも堤防が決壊し木幡の一部が床下浸水したことがあります。

今回は、それ以上だと思い、数軒に避難してもらうことにし、最初の家に行ったときは、足首くらいの水が、二軒目に行くときは、ひざ小僧となり、午前一時ごろだったと思うが、またしても堤防が崩れ一瞬にして水が増え、家も車も水稲もタバコも冠水してしまいました。

あるべきはずの道路、田、畑が流され、あるいは崩れ落ち河原のように大きな石やゴミくずの山になっていました。

日がたつにつれ、被害が増えるばかりですが、今回の雨量が百年に一度とはいっても、この災害を教訓として、二度と今回のような災害が発生しないように願うばかりです。

死者が出たのが痛ましい

上の町　古口　貞治

八月四日、午前中から降り出した雨は、激しく路面を打ち、最近珍しい豪雨だなあという感じで見ていました。

五日午前〇時を過ぎたころ、屋根を打つ雨音に目を覚まし、外の様子を見ると、道路に冠水していました。いつもと違う状況に、低地に住む手嶋さんが心配になって訪れてみると、すでに家財の整理にとりかかっているところでした。

応援を求めて、家財の整理を手伝い、自宅に戻ってみると、前の車庫に浸水があり、車の移動が必要になっていました。

川の様子を観察すると、安養寺橋が着水間近、長谷寺墓地わきの道路に冠水が始まり、安養寺橋に通ずる町道を越えようとする水量でした。

危険を感じて家に戻り、家の中の整理に着手したところに、町内危険との電話連絡を受けたが、水が押し寄せて玄関の戸も動かなくなっていました。

「避難しよう」という家族の声に促され避難を開始したときは、家の床上まで水は来ていて畳や家具は、成り行きに任せるままでした。

避難場所で一夜をあかし、辺りを見ると、一面湖水のごとき様を呈し、大通りは激流と化して、小学校の校庭を見れば、ここも波を打って流れて来ました。

我が家の家具は、すべて浮いて横倒しになり、濁水とともに被害の大きさにぼう然とした。

川俣カノさんの死は、最も痛ましいものでした。

歴史は語る

三十年に一度
逆川の大洪水

「天災は、忘れたころにやって来る」と言いますが、茂木町の災害も、まさにふいを打たれたようなものでした。特に、水害には、無防備だったと言えます。この教訓を忘れず、これからいろいろな側面から検討していかなければなりません。ここでは「ほんとうに水害の少ない町なのかどうか」、歴史的に見てみました。そうすると、驚いたことに、およそ三十年に一度は逆川の大洪水という言葉を拾うことができました。

町の年表である町教育委員会発行の『茂木のあゆみ』を見てみました。その中で、最初の災害についての記述が出てくるのは、一七〇二年（元禄一五年）のことでした。この他、大木茂先生著『茂木の歴史』と新聞報道などから、茂木町の災害年表を作ってみました。

一七二八年に最初の記述

この中で、特に、今回の大洪水に近い規模の災害だったと予想できるものを、書いてある内容から判断して太字で示してみました。その最初が、一七二八年（享保一三年）のことです。これから今年の大洪水までに、九回ありました。これは、平均して、二十八年に一度ということになります。

前回の水害からでは、三十七年たっています。三十年、四十年と言えば、家族では一世代違います。全く水害を経験していない人も多く、万が一経験したとしても、忘れてしまいます。それが安心につながってしまうのではないでしょうか。「安心」が、危険を知らないための「安心」では、ほんとうの安心ではないですね。

時代の経過で被害も変わる

地形的にも、川が市街地に集中しており、集中豪雨などでは水に勢いがつき、暴れ川になる可能性を秘めています。しかも時代の経過は、過去の経験では想像もつかないような事態をもたらします。そのため、昔なら、たいした被害ではなかったことが、大きな被害となることもあるのです。だから、これからは、単なる経験だけでなく、これからは、今の状況を考え、災害をみんなで考えていかなければなりませんね。

ともかく、「茂木町は水害が起こりうる」ということを、今回の災害をきっかけに、深く茂木の歴史に刻んでおかなければなりません。もう二度と忘れてはいけないからです。

▲昭和13年の逆川はん濫（仲橋付近）

茂木の災害年表

1702年（元禄15年）７～８月、40年ぶりの大風、大水で、天子村家７軒つぶれ、この年大分不作となる

1728年（享保13年）９月１日～２日、60年来の大雨で逆川洪水、山崩、川欠、田畑損し田作３分作、世上困窮となる

1758年（宝暦８年）５月中、那珂川洪水、水損、川欠があり、田畑が流されたので、大瀬村は火打石運上金上休止願を、烏山代官所へ出す

1777年（安永６年）４月、大嵐、麦残らず相損ず、難儀した大瀬村百姓は夫食（食糧米）下賜願を烏山代官所へ出す

1786年（天明６年）７月14日～17日、大雨降り続き逆川大洪水、上流小貫村の田地は砂河原となり、山崩れで家多く潰れる　（上郷９軒、吹田23軒７人死、仏の山・笠間城崩れる）那珂川も大洪水、田方残らず荒て米価100文で５号に上昇困窮す

1822年（文政５年）６月21日～22日、両日中大雨、大川（逆川）洪水家流れ（藤縄村１軒、高岡村６軒、神井村１軒、坂井村山崩れ家潰れる。37年前より水位は１尺下、８月22日大川岸の橋流れる）

1838年（天保９年）７月７日～29日まで、雨降りつづき、逆川べりの田畑１丈余の大水に流され、用水堰・堰・橋・堤防等破損、９月不作で食糧不足につき、幕府は酒造家に酒造高３分の１に減高命ずる

1846年（弘化３年）７月～８月、逆川大洪水。用水堰流出20ヵ所、橋梁同20ヵ所、山崩50ヵ所、川際堤防欠壊３ヵ所、長さ300間余の被害が出る

1851年（嘉永４年）那珂川大洪水、被害村の河井村は年賦金上納延期願を茂木藩へ出す

1856年（安政３年）８月、夜暴風雨深沢村76軒中３軒倒れ、１堂大破

1871年（明治４年）７月９日、茂木暴風雨で30戸破壊、牧野５戸、飯野４戸、坂井３戸、鮎田、小深、河井、山内、芦沼２戸等

1878年（明治11年）９月13日～16日、暴風雨により逆川が出水し、茂木町全体が江河のようになる

1910年（明治43年）８月11日、逆川河水氾濫して、茂木の大半が浸水し、安養寺橋・寺町橋・正明寺橋・裏町橋・下橋流出する

1920年（大正９年）10月、暴風雨により逆川氾濫し、茂木町内で床上浸水610戸の被害を出し、茂木電灯の供給区域である茂木・七井・長倉・益子・祖母井・市塙は長期停電となる

1938年（昭和13年）９月15日、大暴風雨のため逆川、那珂川大洪水。須藤村内で浸水20戸、流出３戸の被害出る。上河井河岸流され廃業

1949年（昭和24年）８月31日～９月１日、キティ台風により逆川氾濫

1986年（昭和61年）８月４日～５日、台風10号崩れの集中豪雨（328.5ミリ）で、逆川大洪水（死傷者62人、全半壊家屋99棟、浸水家屋1.585棟、河川決壊90ヵ所、道路決壊302ヵ所）

町の税金が減免に

町民税　固定資産税　国民健康保険税

被災を受けた人の経済的な負担をいくらかでも軽くしようと、町税の軽減や免除をする「昭和六十一年八月の台風10号に伴う豪雨による被災納税者に対する町税の減免に関する条例」を八月三十日に制定しましたので紹介します。

◎減免の対象になる税金は

災害を受けた日（八月五日）以降に納期が来る税金が対象になります。ただし、昭和六十一年度分に限ります。

区分	対象
町民税	2期、3期、4期分
固定資産税	3期、4期分
国民健康保険税	2期、3期、4期分

以上三つの税金が対象になりますが、該当する人は、次のとおりです。

（町民税）

一　本人が死亡したり、障害者等になった人。

理由	軽減又は免除の割合
●死亡した場合	全部
●生活保護法の規定により生活扶助を受けることになった場合	全部
●障害者となった場合	9/10

二　本人又は扶養親族が所有する、住宅又は家財の損害額がその価格の十分の三以上で、前年中の所得金額が六百万円以下の人。

損害の程度 / 所得金額	軽減又は免除の割合 3/10以上5/10未満のとき	軽減又は免除の割合 5/10以上のとき
●300万円以下であるとき	1/2	全部
●450万円以下〃	1/4	1/2
●600万円以下〃	1/8	1/4

三　農作物に被害を受けた人で、減収による損失額が平年の農作物の収入の十分の三以上で前年中の所得金額が六百万円以下の人

所得金額	軽減又は免除の割合
●180万円以下であるとき	全部
●240万円〃	8/10
●330万円〃	6/10
●450万円〃	4/10
●600万円〃	2/10

（固定資産税）

一　本人所有の宅地及び農地、山林等に損害を受けた人。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が該当する土地の面積の	
●8/10以上であるとき	全部
●6/10以上8/10未満〃	8/10
●4/10以上6/10未満〃	6/10
●2/10以上4/10未満〃	4/10

二　本人所有の家屋及び償却資産に損害を受けた人。

損害の程度	軽減又は免除の割合
●全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
●主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の損害を受けたとき。	8/10
●屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の損害を受けたとき	6/10
●下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の2/10以上4/10未満の損害を受けたとき	4/10

（国民健康保険税）

一　障害者になった場合は、税額の十分の九を減額します。

二　本人又は被保険者の所有する住宅又は家財の損害額がその価格の十分の三以上で、前年中の所得金額が六百万円以下の人。

損害の程度 / 所得金額	軽減又は免除の割合 3/10以上5/10未満のとき	軽減又は免除の割合 5/10以上のとき
●300万円以下であるとき	1/2	全部
●450万円〃	1/4	1/2
●600万円〃	1/8	1/4

三　農作物に被害を受けた人で、平年の農作物の十分の三以上である人で、前年中の所得金額が六百万円以下の人。

所得金額	軽減又は免除の割合
●180万円以下であるとき	全部
●240万円〃	8/10
●330万円〃	6/10
●450万円〃	4/10
●600万円〃	2/10

◎手続きは

それぞれの納期限前七日前までに、減免申請書を税務課まで提出してください。

復興・開発の道を求めて

▲二宮尊徳の計画で造られた神井のトンネル

全国報徳大会開く

10月25・26日茂木を会場に

全国の報徳関係団体が一堂に集まって開かれる大会が、今年は茂木町を主会場として来る十月二十五日（土）から二日間行われることになりました。台風10号による大きな災害を受けた茂木町ですが、全国各地からの参加者をお迎えして少しでも町に活気を呼びおこすと共に、災害を復興し新しい町づくりの道を勉強する機会とするため、関係者によって準備が進められています。

報徳会とは、江戸時代の先覚者二宮尊徳の教え「報徳」を現代に生かすため勉強し実践することを目的とする団体で、名称はさまざまですが北海道から四国まで二十九団体があり、全国で連絡協議会（会長・田中三郎芝浦大学教授、事務局長・内藤茂男元ガラス社長）をつくって活動しています。その加盟団体の一つ愛知報徳会は、昭和三十四年の伊勢湾台風に際し災害を受けた地方の人たちに呼びかけて復興をなしとげ「損を転じて福となす」という言葉を実現しています。この活動に関係したかたも全国の大会には参加される予定になっていますので、これからの茂木を立て直してゆくのにも参考になる点があると思われます。会員以外でも関心のあるかたが大勢参加されることが望まれるところです。

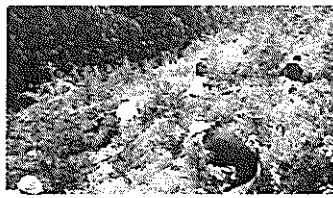

茂木報徳会の活動

全国報徳大会の会場地を引き受け準備を進めているのが茂木報徳会です。この会は昭和二十二年に羽石菱元町長が中心で結成され、現在の会員は四十八人となっています。発足の年に二宮尊徳生誕百周年を記念し神井地内の町有林を借り受けて杉、ヒノキを植えて報徳林を作りました。この報徳林は後に増積されて現在の面積は約一二haになっており、今も毎年会員の手で下刈り等が行われています（上の写真）。また昭和三十五年城山のたばこ神社に副神二宮尊徳命の御神体を合祀しました。毎月十七日を定例日として、報徳研究の話し合い等を行っているものです。

（会長・笹島保、副会長・伊藤保明、岡・久徳武事務局・茂木町公民館内）

茂木と二宮尊徳

二宮尊徳（金次郎）は江戸時代末期（約二百年前）に神奈川県小田原の農民として生まれた人ですが、甚しい家の経済を立て直した実績が主君大久保候の目にとまり、その命によって野州桜町（現在の二宮町物部）の領地に派遣されて地域開発、経済再建をなしとげました。そのころ細川藩（茂木、谷田部）は多くの借金を抱え苦しんでいましたが、これを心配した藩医中村玄順が二宮先生のもとを訪れて指導を求め、その後先生のたてた方針によって財政再建を進めたという歴史があります。また天保年間の大凶作の際も二宮先生の指導のおかげで被害に飢え死にする人を出さずにすんだと伝えられます。

このように茂木町は二宮尊徳とは深い関係にあり、経済人であると共に技術者でもあった二宮先生の指導で地域の交通を便利にするため神井のずい道（トンネル）や小貝の切り通し、農業水利のため飯野の源五せき等が造られました。その跡は今でも残り、当時をうかがうことができます。

参加しましょう

大会の日程

全国報徳大会の日程のあらましは次のとおりです。

●第一日　十月二十五日（土）

受付　午前一〇：〇〇

開会式　一〇：五〇

（社食）　一二：〇〇

基調講演　午後一二：五〇

茂木報徳会長　笹島保

分科会　一四：三〇

○メーンテーマ

報徳の道をどのように

実践していくか。

家庭・学校・地域社会・職場で

※災害復興のために

どのように実践していくか

夕食懇談会　一七：〇〇

（町外の参加者　一八：三〇）

（宿舎に移動）

●第二日　十月二十六日（日）

会場集合　午前　九：〇〇

分科会発表・質疑

全体会

閉会式　一〇：三〇

（町外の参加者は終了後二宮町の遺跡見学）

＊

茂木町一般のかたの参加を歓迎いたします（資料代一、〇〇〇円）。九月三十日までに公民館内大会事務局に申込んでください。

商店街の発展を目指し
復興計画作定委が発足

台風10号により茂木町中心部の商店街は、壊滅的な被害を受けました。五百三十ある事業所のうち、約八〇%にあたる四百三十の事業所が被害を受けました。商品は流出、お店は泥だらけと悲惨な状況でした。一日も早く復興しようと、みんなでがんばっています。

町と商工会が共同で

そこで、町と商工会が共同で商店街の復興計画を考えようと「茂木町商店街復興計画作成事業」が九月からスタートすることになりました。

この事業は、今回の災害を、ただ単に復旧だけにとどめず、商店街の配置とか、今、町に必要な商店は何かなど、基本的なことから見直し、二十一世紀へ向けての商店街づくりを目指そうとするものです。

災害は、復旧しただけでは、元と同じです。今までよりも、より良くしなければなりません。

逆川の河川改修にも

また、逆川の河川改修と商店街の復興は大きなつながりをもっています。改修により、移転をする商店なども出てきます。

ただ河川の改修をすればよいと言うことでなく、商店街の発展に結びつけなければなりません。この河川改修についても、いっしょに研究していくことになります。

これから、町民の皆さんに、商店街をどうしたらよいかなどのアンケート調査をしたり、災害を受けたが、復旧をし飛躍的に発展した町などを視察し、指導を受けることなど、たくさんの事業が考えられています。

来年の三月までにまとめ

この事業は、遅くとも、来年の三月までにまとめ、復興計画の指標として、町へ提出することになっています。

指標の作成に当たっては、商工会員十二人と町職員五人が中心になって進めることになっています。この成果が大いに期待されます。

なお、事務局は役場商工観光課になっています。お気づきの点やいろいろな提言などがありましたら、どしどし連絡をしてください。

▲花のある明るい町にと、商工会が設置したフラワーボックス

町職員を募集します

茂木町職員の採用試験を次のとおり実施します。

⊙採用人員
一般事務職　二人
保健婦　一人

⊙受験資格
〔一般事務職〕
昭和三十七年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた人で、高等学校を卒業した人（六十二年三月卒業見込みの人を含む）または、これと同等以上の学力を有する人で、かつ茂木町に居住している人（就学のため一時的に町外に居住している人を含む）
〔保健婦〕
昭和三十一年四月二日以後に生まれた人で、高等学校を卒業した人または、これと同等以上の学力を有する人で、保健婦の資格を持っている人（六十二年三月で資格取得予定者を含む）

⊙試験の日時・場所及び方法
〔第一次試験〕
日時　六十一年十月二十一日
午前八時三十分受付
午前九時試験開始
場所　真岡市青年婦人会館
試験　公務員初級職問題
〔第二次試験〕
第一次試験合格者には、面接試験及び論（作）文試験を、当日午後行います。

⊙合格発表
六十一年十二月末日までに本人あて通知します。

⊙採用予定　六十二年四月一日

⊙給与　月額九万五千五百円（高卒見込み）

⊙応募期間
六十一年九月二十日から六十一年十月十一日まで

⊙受験手続
申込用紙及び履歴書は役場に用意してあります。そのほか写真二枚、卒業証明書（見込書）、成績証明書、資格者証等を添えて総務課庶務係へ提出してください。

問い合わせ先　総務課庶務係
☎③1111　内線59

まもなく締め切り
―町の災害融資利子補助―

この制度は、茂木町に住む人や茂木町で事業所を営んでいて台風10号による災害を受けた人が、茂木町農協や足利銀行、栃木相互銀行、宇都宮信用金庫の茂木支店から復旧の資金（三百万円）の融資を受けた場合、融資利率の二分の一を町で補助しようとするものです。

今までに、三百八十三人の人が利用しましたが、六十一年九月三十日で締め切りますので、必要な人は、お早めに申し込んでください。

なお、この制度は、り災による商品、原材料購入などの運転資金やお店、住宅などの修復資金として融資を受ける人に限ります。

希望する人は、り災証明書が必要になりますので、役場商工観光課へご相談ください。

敬老会は中止に

では、例年十月に敬老会を開いてきました。しかし、今年は、災害にいためつけられた町を思い、先ごろ老人クラブ支部長会議が開かれ、今年の敬老会の中止が決まりました。

この席上、老人クラブの皆さんから、「予定された敬老会のための手間と資金を、町の復興のために役立ててください」という申し出がありました。

なお、敬老年金の支給と名簿の配布は行います。

水害から学ぶ

台風の水害で茂木町は大きな被害を受けました。私の家の一階も床上約八十センチくらい浸水しました。

楽しい夏休みもこれからというのに、家の手伝いばかりの毎日になってしまいました。

床下のヘドロ取りをしたり、汚れた物を洗ったり朝から夕方まで働きどおしで、何度も何度も水害さえなければ……と思ったことがあります。

けれど、水害のときに家族みんなで協力して仕事をしたことによって、家族のきずながいっそう深まりました。別な意味でいい体験ができたと思っています。

また、心身共につかれ困り果てていたときにいただいたたくさんの援助も忘れることはできません。

このときの温かいご恩を忘れずに、どこかが災害にあったというときには、一刻も早く茂木町でも援助ができるようになるといいと思います。

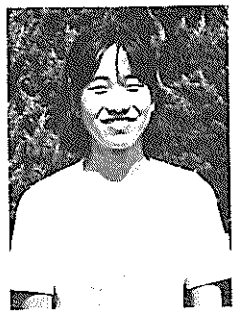

茂木小6年
上田絵津子

水害が起き、茂木町全体の二〇%が浸水し、あとかたずけも大変だと思います。

それと同時にこの茂木町を新しい茂木町に変えていくのにもそうとう努力が必要です。

この重大危機をみんなで協力し、助け合いながら再び明るい茂木町を作りましょう。

そして、全国のお世話になったみなさんに一日も早く恩返しができるようになるといいと思っています。

写真スタンドを拾いました

本領の写真スタンドを馬門の石川さんが、逆川（馬門地内）で拾い届けてくれました。二つのスタンドの中には、白黒の幼女の子の写真が入っていました。

たいせつに保管していたのが今回の水害で流されてしまったものと思います。心当たりのかたは、役場総務課で預かっていますのでおいでください。

▼10月号

激/甚/災/害/法/が/適/用/

農林災害・中小企業融資に 国の補助上乗せ

台風10号による災害で、茂木町が激甚災害法の適用になりました。栃木県が農林災害の復旧事業について指定を受けました。このことにより、災害復旧などに対して、国庫補助率引き上げなどの措置が取られます。また、中小企業の融資等については、茂木町が局地激甚災害として指定を受けました。

個人向け融資と災害復旧で

（農林）

農林関係の災害では、次の二点が、直接関係するところです。

●一つは、農業協同組合連合会や農林中央金庫、その他の金融機関からの農林業経営者に対する個人向け融資についてです。

○貸付限度額
●一般　二百五十万円
●果樹栽培者または家畜等飼養者等　六百万円

○償還期限
被害の程度等により四～七年

○貸付金利
●農作物五割以上の被害者　年三・〇%
●農作物三割以上の被害者　年五・〇五%
●その他の被害者　年六・〇五%

●二つ目は、農林関係の災害復旧事業への国庫補助率上乗せです。災害復旧に用する費用が、三十万円以上の事業で、国庫補助対象事業として指定を受けた百六十三カ所についてが対象になります。

この事業については、農地、農業用施設とも、およそ九割が国庫補助となります。個人負担は、残り一割程度です。ただし、これには限度額があり、それ以上かかる分については個人負担となります。この限度額はまだ決まってはいません。

国の融資制度で

（中小企業）

全国で三町のうちの一つとして局地激甚災害指定を受けました。これは、商工業者への融資上の特別措置についてです。

この特別措置の適用があるのは、国の中小企業向け融資制度についてです。具体的には、国民金融公庫と中小企業金融公庫からの災害貸付を受けた場合のみです。この場合、一千万円の限度内で当初三年間の金利が、特別被害者については三・〇%、その他の被害者については、六・〇五%になります。

さらに、この場合で、県信用保証協会の保証について、通常保証額と同額を別枠で設けます。したがって、限度額まで借りている企業でも、別枠で借りることができます。

また、中小企業設備近代化資金の利用者で、申請があれば、償還期間を最大二年まで延長することができます。

△

以上のように、激甚災害法の適用は、国の補助事業が対象です。ですから、直接的には、町の災害復旧事業（現在のところ農林関係の事業のみ適用）についての補助額の上乗せと、中小企業について、国の融資制度利用者への補助率の上乗せです。

詳しい問い合わせは、農林災害については、農林課に、中小企業融資については、商工観光課までどうぞ。

商工業の皆さんへ

ご利用ください

県の融資制度

中小企業の融資については、県の「台風10号商工災害緊急対策資金」という緊急の融資制度があります。

●**資金使途**　運転資金・設備資金
●**融資限度額**　二千万円
●**融資利率**　年四・五%以内（保証協会保証付は年四・〇%以内、保証料は年〇・六%）
●**融資期間**　十年以内（据置き二年以内、受付は六十二年二月まで）
●**必要書類**　県税（事業税・自動車税）納税証明書、許可業種にあっては許可証等の写し、町長の発行する「特別被害証明書」
●**取扱い金融機関**　県内金融機関
●**融資基準**　被害額が年間総収入の百分の十、または事業資産額の百分の五十以上

詳しくは、役場商工観光課まで。

商店街復興のため 計画作成委員決まる

台風10号で、壊滅的な打撃を受けた商店街の復興計画を考えようと「茂木町商店街復興計画作成委員会」が発足したことは、九月号でお知らせしましたが、九月二十九日、第一回目の委員会が開かれました。

初会合では、二十五人の委員が委嘱され、委員長に永井茂さん（商工会長）を選任し、会議に入りました。

委員の皆さんは、それぞれ、各部会や事業所の代表とあって、商店街を思う気持ちは強く、活発な意見交換をしました。

計画は、絵に描いた餅であってはなりません。私たちの子どもや孫のためにも、将来を見通したものにしなければなりません。

これまで、商店街の発展については、各方面で努力してきましたが、さらに、これを契機に他の町からお客さんが来るような、魅力ある商店街づくりに努めてほしいものです。

委員さんは、次のかたがたです。

茂木町商店街復興計画作成委員の皆さん（敬称略）

永井　茂（商工会長）	若井　勲（事業所代表）
藤井　松雄（商工会副会長）	関　弘（〃）
植田　洋由（〃）	平野　教雄（〃）
渡辺　園治（商工会商業部会長）	若井　孝之（〃）
我妻　孫太郎（〃　工業部会長）	笹井　秀則（商工会青年部役員）
塚本　美代次（〃　法人部会長）	大塚　康行（〃）
小堀　市郎（〃　青中部会長）	手島　崇夫（〃）
小泉　一男（〃　青年部会長）	大久保正義（役場商工観光課長）
古口　廉平（優良店会長）	遠藤　鉄郎（〃　商工観光課）
生井喜己（一店一品茂木白鶴会長）	浦井　善一（〃）
桜井　武男（事業所代表）	後藤　登（〃　企画課）
川西角次郎（〃）	服部　公一（〃　建設課）
西川　精一（〃）	

もてぎに生きる ㊳

歴史的記録をパッチリ

下砂田　黒崎一雄さん

十一ページの水害の写真は、九月七日に行われた全日本写真連盟県本部の合同例会で、優秀賞三点のうちの一点に入った黒崎さんの作品です。「洪水の茂木町」と題したこの作品は、出品した百四十一点の中から選ばれたものです。

「内容が悲惨なことだけに、あまり表に出たくないんです」と言う黒崎さんです。しかし、水害の写真は、今となっては貴重な記録写真です。孫子の代に、この惨事を伝える重要な手段です。

黒崎さんの写真歴は十年ほど、友人の勧めで、最初は盆栽の成長記録を撮っていました。真岡市のサン写真愛好会に入ってからは、講師にも恵まれ、次第に熱が入ってきました。

主なねらいは、サーフィンです。「動きがあるのが好き」と言います。そして、今年は更に、このサーフィンと鎌倉山からの雲海をねらっています。「いいのをねらって鎌倉山に通います」と言うことです。

酒もやらず他に趣味はないから、お奥さんも許してくれるそうです。

「洪水の茂木町」

下砂田　黒崎一雄さん撮影（関連記事7ページ）

先月号で、「災害時のビデオ・写真ありませんか」と呼びかけたところ、18人のかたからビデオや写真を寄せていただきました。ありがとうございました。もし、他にお持ちのがありましたら記録保存のため提供ください。

逃げる！
（桔梗町付近）

襲う！
（榎本橋付近）

惑う！
（下砂田付近）

逆川河川改修で説明会開く

逆川河川改修事業が、少しずつ進んでいます。９月９日には、県の河川課から、町議会の全員協議会で説明があった後、区長、各団体長に説明がありました。また、逆川沿岸の関係者への説明会は、９月18日から20日までありました。

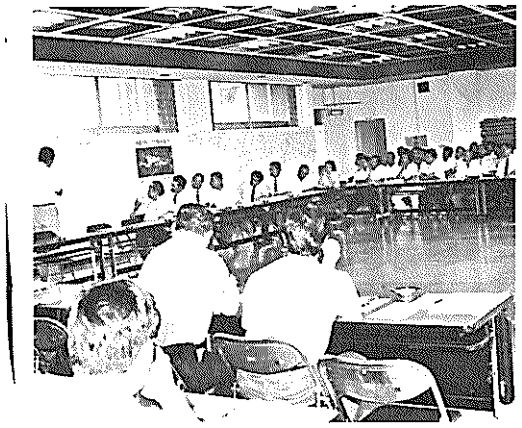

◀９月９日に行われた河川改修説明会の様子

全国の皆さん ありがとう

一日も早く恩返しを

茂木中三年　添田俊昭

台風10号の局地的な大雨により、茂木町は、大きな痛手を受けました。僕の家でも、床上一m以上の浸水に遭い、押し入れの中から、机の引き出しのすみまで、ドロが入り込んでしまいました。冷蔵庫やタンスなどまでが横転してしまい、家の中は、それは見るも無残なありさまでした。

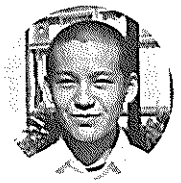

せっかくの夏休みだというのに、ドロを取ったり、掃除をしたり、家の中の手伝いばかりでした。

食べる物も、着る物もほとんど流出してしまいたいへん困ってしまいました。そんなときに、町民のかたがたをはじめ、県内そして全国のたくさんの皆様から、救援物資や義援金などを送っていただき、たいへんありがとうございました。

このときほど、物のたいせつさやありがたさを感じたことはありませんでした。このご恩は一生忘れないでしょう。

災害に遭ったと言っても、別な意味でよかったかもしれません。それと言うのも、家の手伝いは、おもしろいものではありませんでしたが、家族みんなで協力できたことは、よかったと思います。また、茂木町を新しく変えていくには、絶好の機会だと思います。変えると言っても、何年先になるかは分かりません。しかし、みんなで協力してやっていけば、必ず明るく住みよい茂木町になると思います。

そして、力を貸してくれた皆様に、一日も早く恩返しができるようがんばりたいと思っています。

ご協力、ご援助ほんとうにありがとうございました。

大貫 勇さんが 百万円を寄付

大貫勇さん（下半同志）は、九月五日、町へ百万円を寄付しました。

大貫さんは、二年前に里辺から高台へ家屋を移転しました。以前、同ほど床上一mほどの浸水を受けたいへん苦労しました。町民のかたがたが被害を受け、がんばっている姿を見て、町の復興にいくらかでも役立てばということで寄付をしました。

町では、福祉事業のために生かそうと社会福祉事業基金へ繰り入れました。

農地などの 災害復旧に補助

――農林災害復旧事業補助条例――

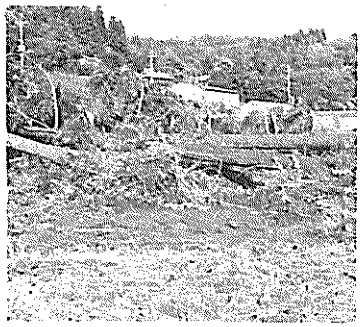

八月四日、五日にかけての台風10号により、町は大きな打撃を受けました。しかし、町民の皆さんの懸命の努力により、明るさを取り戻してきていますが、爪跡はいろいろなところに残っています。

被災された皆さんの復興に少しでも役立てようと、町では、税金の減免制度や災害融資利子補助制度などを実施しています。

このほど、農地や農業用施設などに被害を受けた人が、復旧をするときに、補助をする農林災害復旧事業補助条例を制定しました。

農林関係の災害は、農地災害二十三カ所、頭首工二十一カ所、用水路九十カ所、農道三十カ所、橋りょう七カ所、揚水機三カ所、と三百七十四カ所を数えます。

被害総額も約十一億円となっています。この他、林地関係二百一一カ所、約九億七千万円、農作物関係約六億二千万円となり、全部を合わせると、約二十六億の被害額になります。この被害額は、町の一般会計予算の約半分に相当します。

復旧をするには、国の災害復旧工事という制度があります。この復旧工事は、すべての災害に該当するということではなく、工事金額が三千万円以上と限られています。

今回は激甚災害の指定を受けたため、約九割が国の補助、残り一割が個人負担ということになっています。

しかし、これに該当する工事は、百六十七カ所で、残りの百七カ所については国の補助では実施できません。農地は国の宝です。農業の生産性を高めるため、補助金を支給し、復旧工事を促進させるとともに、農家の経営安定を図ろうということで、この補助制度ができました。

◎補助の対象は

補助金は、田や畑の農地、農道や頭首工などの農業施設を土地改良区、共同の施行や個人で復旧する場合で、一カ所の工事費が十万円以上三千万円未満のときに限ります。

◎補助率は

○農地復旧事業……事業費の三割以内

○農業用施設復旧事業……事業費の三割五分以内

◎手続き

補助金の申請は、工事見積書、領収書、写真（工事前、工事後各一枚、印鑑を持参のうえ、役場農林課へおいでください。

なお、この補助制度は、来年の十月十六日までの期限があります。

災害対策本部を解散

八月の台風10号による災害に対応するため、茂木町災害対策本部（阿部武史本部長）を設けましたが、十月二十四日をもって解散しました。

市街地を中心に、壊滅的な打撃を受けましたが、町民の皆さん一丸となっての懸命の復旧作業で、街も日に日に明るさを取り戻してきましたので、一つの区切りとして解散しました。

これまで対策本部は、県の本部や関係機関の協力を受け、救援活動、防疫活動や土砂、ゴミの除去などさまざまな活動をしてきました。

また、町民の皆さんはじめ、全国の皆さんから、激励やお見舞いをいただきほんとうにありがとうございました。

対策本部を解散しても、災害復旧を終わりにするわけではありません。今までは、対策本部が窓口となって仕事を進めてきましたが、これからは、関係する課が窓口になるということです。これからも、皆さんのご協力をお願いいたします。

もてぎに生きる ㊾

水害の様子を発表し 関東管区大会へ出場

茂木警察署　小池明彦さん

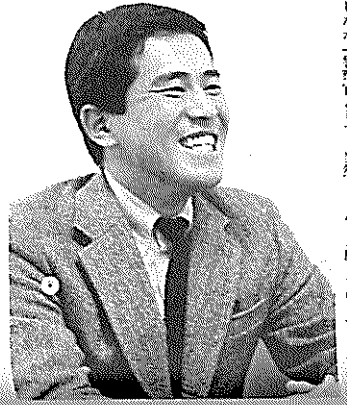

「水害の警備に従事していて、町民のかたがたといろいろな触れ合いがあったこと。それに、実際に体験した水害の恐ろしさ、ひどさを一人でも多くの人にわかってもらいたかったんです」と。

青年警察職員意見発表会で、栃木県代表として、関東管区大会に出場した小池さん。三回目の県大会出場で、みごと、金的をしとめました。

八月の水害では、警察官の皆さんには、お世話をいただきましたが、「警察官として、当然のことをしただけです」と淡々と話しています。

「その瞬間、瞬間に自分の力、能力を最大限に活用して生きていきたい」をモットーにがんばっているとのことです。ほんとうに頼もしいお巡りさんです。

小池さんは、今年の四月に茂木署に赴任しました。「人情味あふれた温かい町ですね」と町の印象を話しています。

趣味は、登山とスキーとのこと。まじめ人間の小池さん。もっか、独身生活をエンジョイしていますが、一日も早くお嫁さんをと願っています。

みんなに親しまれる川に

逆川の河川改修

―地権者への説明会終わる―

逆川河川改修に伴う地権者などの説明会を十一月十日から二十日までの九日間開催しました。説明会の中で、多く出た意見や要望などをもとにまとめました。

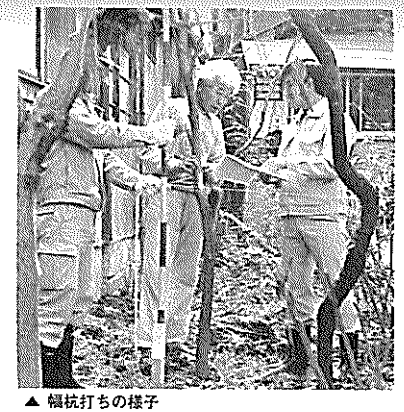

▲幅杭打ちの様子

説明会は、砂田橋から上新一区の間、地権者など関係者二百六人に対し開きました。逆川河川改修対策班から細部にわたって説明を受け、その後、地権者の皆さんの質問という形式で行いました。

九月に開催した説明会では、概要だけでしたが、今回は、個人の土地や建物などに幅杭（こまで河川敷地になるという杭）を打ってからの説明会なので、分かりやすかったと思います。

町にとっても、地権者にとっても、地域の皆さんにとっても大きな問題です。是非とも改修を成功させ、水害に強い町づくりをしようではありませんか。

河川改修の内容と、説明会の中で質問のあったことなどについて紹介しますので、皆さんも一度考えてください。

川底を掘り下げて―川幅を狭くできないか

今回の改修では、八月の大水害を考え、同じような洪水があっても絶対にはん濫をしないという水量を想定し、一秒間に三百九十㎥から四百六十㎥の水が流れることを決めました。

川幅は、逆川で約三十㍍から三十三㍍、坂井川で約二十二㍍となります。

洪水のとき、はん濫をせず流す方法としては、二通りあります。一つには、川幅を広げる方法。もう一つは、川底を下げる方法です。

今回の場合は、市街地内の改修ということを考え、川幅の拡幅を極力抑え、川底を下げることにより流す方法を考えました。

いろいろな方法を検討しましたが、現在の計画がいちばん良いということになりました。検討したものを紹介します。

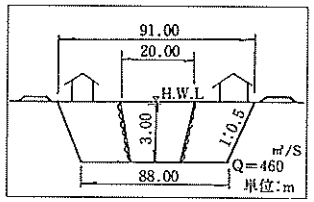

◎川底を下げず
川幅を広げた場合

この図のように、川幅は九十一㍍となり、堤防などを含めると約百㍍にもなり、市街地がなくなってしまいます。

◎川幅を変えず
川底を下げた場合

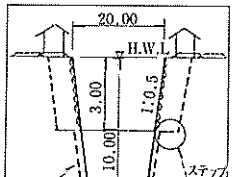

この図のように、深さ十㍍の川とすれば、洪水のときの水は流せますが、河川の構造上の基準があり、深さ十㍍では、ステップを二段（三～五㍍）作らなければならず、川幅を広げざるを得ません。

また、深さ十㍍の川となると、ビルの四階から川底をのぞき込むような河川となり、非常に危険な川となります。

このため、町民の皆さんの川に対する親しみも薄らぎ、河川の維持管理も困難となり、さらに防災上の面からも好ましくありません。

このような検討の結果、計画断面を決定しました。

管理道路は―なぜ必要なのか

管理道路は、堤防の天端（堤防の平の部分）を利用します。この場合、堤防と管理道路は本来それぞれの目的があります。

堤防は、例えて言うと、お風呂の桶にあたる部分です。河川幅の中で、水の流れる部分と同じくなくてはならないもので、河川に関する決まりにも決められています。

堤防の幅は、水の流れる基準があり、深さ十㍍では、ステップを二段（三～五㍍）作らなければならず、川幅を広げざるを得ません。

また、深さ十㍍の川となると、ビルの四階から川底をのぞき込むような河川となり、非常に危険な川となります。

このため、町民の皆さんの川に対する親しみも薄らぎ、河川の維持管理も困難となり、さらに防災上の面からも好ましくありません。

このような検討の結果、計画断面を決定しました。

よって、決められます。逆川の場合、一秒間に三百九十㎥から七百五十㎥の水を流す予定ですから、最低でも三㍍の幅が必要になってきます。

管理道路は、日常の河川の見回りや洪水のときの監視、水防活動のためや漁具などが崩れたときの補修用資材運搬にくてはならないものです。

もし、管理道路を無くした場合は、それに代わるものとして、現在ある道路から川につながる道路を、宅地や田、畑の中に作らないと管理や工事ができなくなってしまいます。

このような理由から、塩田川の合流点から上流は三㍍、下流は四㍍と潰地を少なくし、最小幅の計画になりました。

また、現在川沿いに町道がある区間（安養寺橋から観光橋までの左岸と滑川橋から新弾正橋までの左岸）は四㍍とし、管理道路と町道を兼ねて利用する計画です。

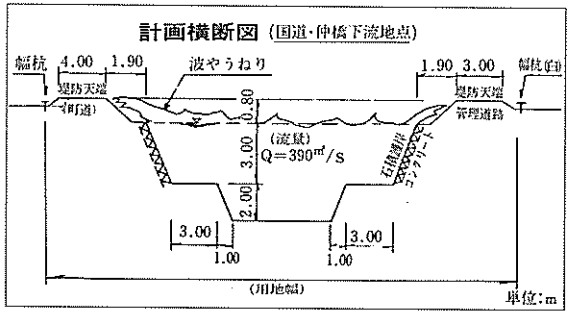

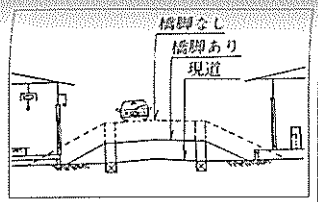

橋はピアー（橋脚）をなくして欲しい

八月の水害では、ピアー（橋脚）にゴミや木材などがひっかかり、はん濫の原因になりました。ピアーをなくし、ゴミなどがひっかからないようにすることは、だれもの願いです。

しかし、ピアーのない橋を架けると橋桁の高さが約二㍍高くなり、河川の幅で土地をとどが潰れなくとも、橋に取り付く道路や堤防の土手で潰れてしまいます。

また、橋桁が高くなることにより、道路から家の中が見渡せるようになってしまいます。

堰を全部なくすことはできないか

現在、逆川には大小合わせて、九カ所の堰があります。この堰が今度の水害の要因の一つになったという声もあります。

そこで、関係者と相談の結果、竿渕堰、弾正堰、十石堰の三カ所になります。弾正堰については、現在の所より更に上流に作ります。

このようなことから、ピアーは一カ所作るようになります。ピアーを作っても、橋の長さが二倍近くに広がりますので、ゴミや木材などがひっかかり、流れを妨げる心配はありません。

また、今の堰は固定式になっていますが、新しい堰は、自動転倒式になります。水の量がある程度以上の量になると、自動的に堰が転倒する仕組みになっています。

今後、大水がでた場合でも、水の流れの障害になることはなくなってきます。

護岸は現在の石を―利用できないか

河川の護岸といえば、白いコンクリートブロック積みというイメージが強いと思いますが、逆川の改修では、景観を考えるのはもちろん、町民の皆さんが、川と親しめるようにと考え、市街地は現在利用されている石を再利用することになっています。

不足するときは、地元の自然石を利用し、できる限り自然風土に合った護岸とします。

改修スケジュールは―どうなっているのか

逆川の河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という）は、皆さん既に承知していると思いますが、国からの補助があるのが五年間と限定されています。

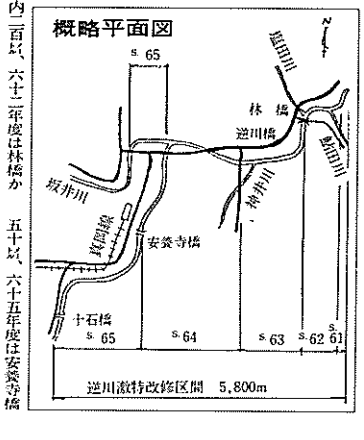

移転先を―早く決めてほしい

町では現在、移転を余儀なくされる人、およそ二十世帯と、事業所の皆さんに不便をきたさないため、来年三月完成を目指し、塩田地内に宅造工事を進めています。

完成すれば、九区画が出来、坪当たり約五万円で分譲する予定です。

また、茂木市街地の東部開発を考え、仲の内地内水田等二・八ヘクの土地区画整理事業を、町と地元が組合を作って、共同で計画しています。

この事業は、住宅地や商業地域、公園など調和のとれた土地利用を考え、実施する予定です。

以上意見などを紹介しましたが、この河川改修を成功させるためには、地権者の皆さんのご協力はもちろんですが、町民の皆さんの理解も不可欠です。

全国各地から注目されています。是非とも改修を成功させ、他の町にはない、茂木らしい町づくりに向けがんばって行こうではありませんか。

▼昭和62年1月号

ご存じですか ⑫
所得税の軽減・免除

台風10号により損害を受けた人々には、救済措置として、町民税、固定資産税、国保税などの軽減、免除をしてきました。町民税など軽減、免除になったけれど、所得税は—という声にここでお答えします。

先に実施した町民税などの軽減、免除と同じように、風水害などの災害を受けたとき、所得税も軽減されたり、免除されたりします。

その方法として、一つは「所得税法」に定める雑損控除による方法と、もう一つは「災害減免法」に定める税金の軽減、免除による方法があります。この二つのうちどちらか有利な方法を選択することができます。

まず、雑損控除について説明しますと、原則として生活に必要な住宅、家具、衣類、現金などの資産に受けた損害についてだけ認められます。

ただし、棚卸し資産や事業用建物等固定資産、生活に通常必要でない資産は認められません。それぞれ事業用経費や譲渡所得と損益通算されるからです。

雑損控除額の計算方法は、次のいずれか多い方の金額となります。

一、損失の金額から所得金額の十分の一を差し引いた額。

二、損失額のうち、災害関連支出金額から五万円を差し引いた額。この場合、損害額が大きくて控除しきれない金額は翌年以降三年間に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

なお、この雑損控除を受ける場合には、損害の明細書、領収書を提示あるいは、提出する必要がありますので、申告前にそれらを取りそろえておくことをおすすめします。

次に災害減免法について説明しますと、この方法は、災害によって住宅、家財について、その価額の二分の一以上の損害を受け、しかもその年の合計所得金額が六百万円以下の場合、合計所得金額に応じて所得税を全額免除したり、二分の一または四分の一を軽減したりする方法です。

詳しくは、税務署または役場税務課へお尋ねください。

▼2月号

もてぎに生きる ㊷

水害時の体験発表で全国大会に出場

上砂田　中山義孝さん

去年の十二月に開かれた「食品衛生指導員体験発表大会」の県大会で、中山さんは、最優秀賞になり、今年十月、東京で開かれる全国大会に出場することになりました。

発表内容は、八月の水害時に、食品衛生指導員として、伝染病や食中毒が発生しないように、町内の食品を取り扱う商店や飲食店を指導して回った体験についてです。

「水害時は、町内の人は、伝染病や食中毒を恐れて、特に水害に遭った食品を取り扱う店を敬遠したため、信用を回復するのが大変だったよ」と、当時を振り返ります。

中山さんも、パブスナックいろはのマスターとして、このことは身を持って感じたことでしょう。そして、そのときの貴重な体験を発表し、今回の受賞となりました。

中山さんといえば、歌謡ショー等の司会は、数をこなしていることは、知る人ぞ知るところです。だから、舞台度胸は、いいと思いましたが、「勝手が違い緊張した」そうです。

▼3月号

五百万円を寄付

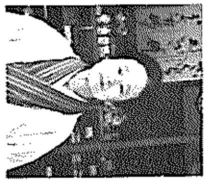

▼3月号

逆川激特事業完成予想図

今回、逆川河川改修対策班では、河川改修によって、逆川がどのように生まれ変わるかを模索的に作成してみましたので、参考にしてください。

〈安養寺橋右岸側より下流を望む〉

▼現　況

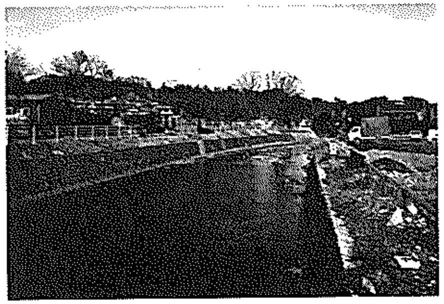

▼改修後

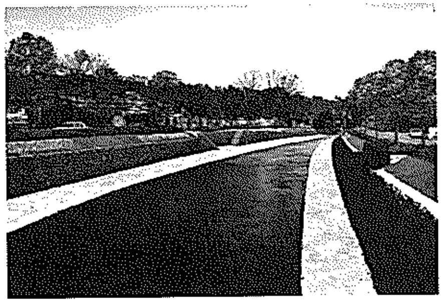

※　河川沿いの植樹等は、河川環境整備事業等他費を考慮した場合の案です。

〈砂田橋右岸側より下流を望む〉

▼現　況

▼改修後

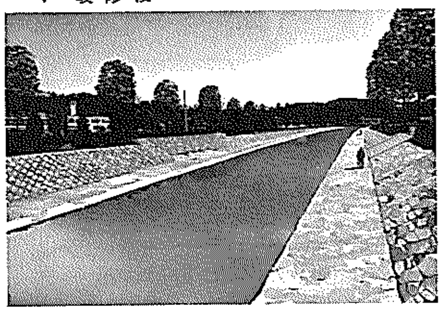

※　右岸側については、町の土地区画整理事業とタイアップし緩い勾配の親水護岸等にした場合の案です。

〈栃木県逆川河川改修対策班〉

城下町の面影を残した景観づくり

―河川景観づくり提言書から―

▲河川の岩の硬さを調べる試掘作業（弾正町地内）

茂木町まちづくり推進委員会からの提言は、河川景観づくりが主なものです。この委員会は、町の有識者十四人のメンバーで組織されています。

提言書では、逆川河川改修は、再び昨年のような悲惨な災害を起こさないためにも、ぜひ、行うべきであるとしています。さらに、河川の拡幅による家屋の移転や商店街の復興等解決していかなければならない大きな問題を抱えていることを考えれば、茂木町の将来も左右しかねない重大な事業と位置づけ、次のように提言しています。

逆川の魅力を生かす

今回の改修は、氾濫防止のための技術を最優先するばかりでなく、新しいまちづくりの契機としてとらえ、町全体の活性化が図れるように行われなくてはなりません。

逆川は、茂木町の顔であり、よその町では決してまねのできない個性的な多くの魅力をもっています。ここに町民の皆さんがすべて感えるようなすばらしい環境をつくれば、逆川に隣接する住民の多大な協力をいただいてまで大改修をした意義があったことになるでしょう。

4つの改修原則

この事業は、町の浮沈をかけた重大事業でもあるために、工事に追われ、完成を急ぐあまり、必要最低限の目的を満たせばよいというような河川改修に終わってしまうことは、絶対に避けなければならないことであり、次のことを考えるべきであります。

一　安全性……河川の氾濫を防止して町民の生命財産を守る。

二　利便性……生活排水路、防火用水、農業用水等への利用。

三　保健性……疾病発生を予防する衛生面の効用。

四　快適性……潤い、憩いの空間と遊び場の提供。

このような、河川が本来もっている機能を損なうことのない改修とともに、町民に大きな負担をかけることになるため、行政の総力を傾け、地域住民の意向を聞きながら、慎重に進めていくべきであります。

水質の浄化に取り組む

りっぱな橋や公園を造ってもそこを流れている水そのものが汚れていたのでは、魅力のある河川の景観づくりは不可能です。先進地を視察したときも、「我々の町でどんなに川をきれいにしようとしても、上流で汚されてはどうにもできない」と言う話がありました。

茂木町でも、生活様式の変化や川に対する道徳心の低下によって河川の汚れが年々ひどくなってきています。河川改修と並行して、河川管理を含めた水質浄化に取り組むことが急がれます。

水質浄化の最良の方法としては、各家庭からでてくる汚水や雑排水を集中して浄化してしまう下水道の整備があるが、財政面などを考えたとき、現在の茂木町に、多額を費用を必要とする公共下水道の敷設は困難なことと思います。

しかし、手をこまねいているだけではなく、少ない予算でできる茂木らしい水質浄化の方法を行政において考案すべきであります。

一方、町民の皆さんも、現在の水質や河川自体の汚れがいかにひどいかを認識し、その管理を自主的に行っていけるような仕組みができれば、各家庭においても川を汚さない注意をはらうようになり、結果として、水質の浄化が図られます。

河川改修にあたっては、法令や技術的な制約があると思いますが、極力、これらに柔軟性を持ち、城下町の面影を残した歴史的景観を尊重し、親水性の高い河川となるよう工事を進めるべきであります。

以上のような、二つの委員会から提言がでたわけですが、町としても、今後、検討を加え、具体化して行く方法を考えなくてはなりません。

この中には行政だけで、できるものばかりではありません。住み良い町づくりは、行政と町民の皆さんが一体となってできるものです。これらの提言が、「画にかいた餅」にならないためにも、皆さんのご協力をお願いします。

▲逆川の持っている魅力を生かした改修を

◇◇◇◇◇◇逆川河川改修事務所新設のお知らせ◇◇◇◇◇◇

昭和62年４月１日から逆川河川改修事務所が下図の位置に新設されます。逆川河川改修に関する相談など気軽にお来し下さい。

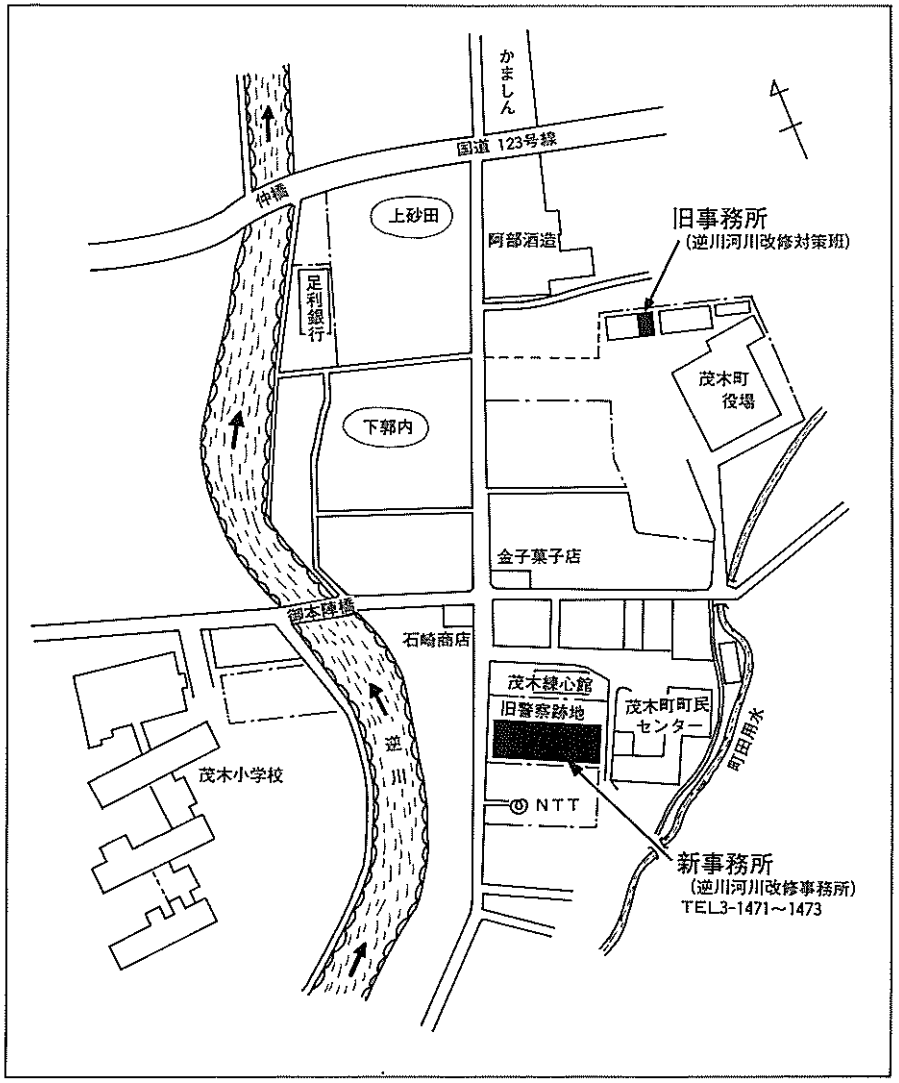

カメラ・ルポ

茂木の皆さんがんばって

黒沼ユリ子さんとメキシコの子どもたち

水害チャリティーヴァイオリンコンサート

▶12人の子どもたちの演奏もいっそう会場を盛り上げてくれました

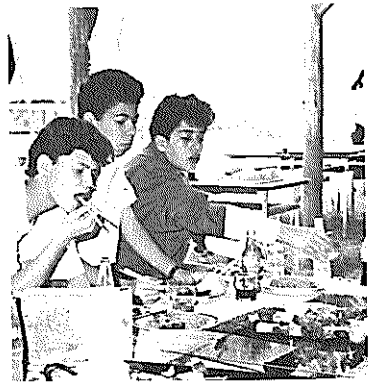

▼慣れないハシを使って、バーベキューをしました

▲子どもどうしすぐ仲よくなりました

▲黒沼さんから宇部宮公演の益金を受け取る阿部町長

▶黒沼さんから感謝状を受け取る笹井実行委員長

▶町民センターで演奏する黒沼ユリ子さん

『茂木の音』を作る基金に
益金を全額町に寄付

水害チャリティー黒沼ユリ子ヴァイオリンコンサート（笹井秀則実行委員長）が、四月二十三日、町民センターホールで開かれました。

今年で三回目になるコンサートは、昨年八月の大水害を黒沼さんが知り、少しでも町民の皆さんの励ましになればということで無料で出演してくれました。会場には、およそ六百人が集まり、黒沼さんやメキシコの子どもたちの演奏に聞き入っていました。

茂木で公演の前日には、下野新聞文化福祉事業団などが主催するチャリティーコンサートが文化会館で開かれました。その益金は、災害復興のお役に立てればということで茂木町へ全額寄付されました。

町ではこの寄付金と入場した皆さんに協力をいただいた賛助金を合わせて、メロディー基金にし、「茂木町の音」を作ることになっています。

この音を作るのには、時間がかかりますが、皆さんと相談しながらこれから考えていくことになります。

コンサートに先だち、黒沼さんとメキシコの子どもたち一行は、茂木小学校のおはやしクラブの十七人とマス釣りやバーベキュー、おはやしの演奏などをし交流を深めました。

▲黒沼さんもシイタケ教室の会員になりました

▶子どもたちといっしょに魚釣りを楽しみました

▲茂木小の子どもたちとおはやしの演奏をしました

◀ピアノ演奏をした小森谷さん

▶今回の演奏会を企画してくれた田中さん

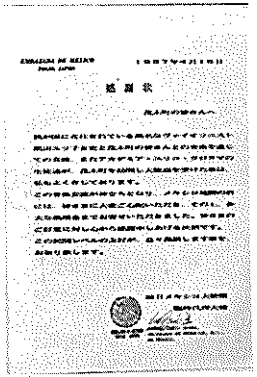

感謝状

▲メキシコ大使館から贈られた感謝状

▼5月号

水害の状況を後世に

電柱400本に反射テープ

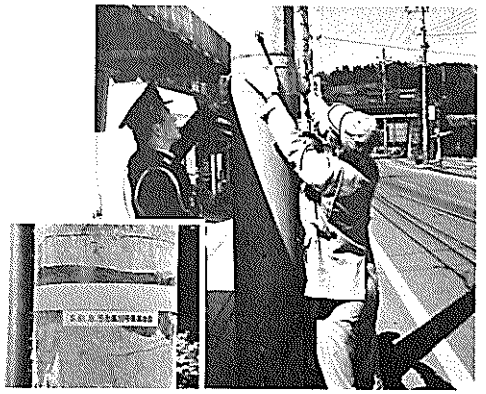

▲水位を示す反射テープが電柱に巻かれました

町内の電柱に「台風10号最高水位」と書かれた黄色の反射テープが巻いてあるのにお気付きですか。このテープは、昨年八月の大水害の最高水位を示しています。

市街地のほとんどの家屋は、床上浸水などの大きな被害を受けました。月日がたつにつれ、水害の面影は薄れてきています。

そこで、茂木警察署の川瀬署長の提案で、水害のひどさを後世に伝えるとともに、反射テープによって交通安全にも役立つということで、四百本の電柱に表示しました。

▼6月号

町水防団(消防団)が 功労賞を受賞

▲水害で活躍した水防団の皆さん

茂木町水防団（小堀明団長・団員二八七人）は、五月二十一日、日本河川協会から河川功労者表彰を受けました。

今回の表彰は、昨年の台風10号の水害のときの、水防活動や町民の皆さんの避難誘導など的確な判断が認められたものです。

わたしたちの生命・財産を守るのが使命といわれていますが、団員の皆さんは、自分の家の災害をも顧みず活躍してくれたことは、ほんとうに頼もしいかぎりです。

▼7月号

全国の皆さんありがとう

義援金総額で

1億2,790万944円

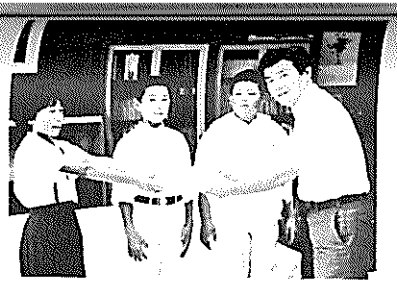

▲義援金を受けとる阿部町長

昨年の台風10号の水害で町は有史以来の被害を受けました。その後、町民の皆さんの懸命な努力によりめざましい復興を遂げてきました。

しかし、この復興の影に全国から寄せられた義援金や救援物資があったことを忘れてはならないと思います。いただいたかたのご芳名は町報で既にご紹介していますが、義援金の使いみちについてまとめてみました。

七月一日現在で、全国から七百二十三人(団体)、総額で一億二千七百九十万九百四十四円になります。概要について紹介します。

〈災害対策本部扱分〉

1．収　入		122,842,311円	
2．支　出		122,841,200円	
内　訳	災害見舞金		51,817,000円
	子ども育成会基金		10,000,000円
	社会福祉事業基金		2,000,000円
	緊急出動自家用自動車見舞金		3,750,000円
	新聞広告		290,200円
	一般会計繰入れ		54,984,000円
	計		122,841,200円
3．差引残金		1,111円	

〈教育委員会扱分〉

1．収　入		5,058,633円	
2．支　出		5,058,633円	
内　訳	児童生徒見舞金		2,284,500円
	部活動被害備品		548,130円
	水害教材写真代		341,800円
	指定義援金		389,749円
	児童生徒作文集		1,494,454円
	計		5,058,633円
3．差引残金		0円	

水害見舞金支給内訳

被災区分	戸　数	1戸当り単価	金　額
全　壊	20	200,000	4,000,000
流　失	5	200,000	1,000,000
半　壊	58	100,000	5,800,000
床　上	692	50,000	34,600,000
床　下	173	10,000	1,730,000
一部損壊	24	20,000	480,000
非住家損壊(半壊以上)	17	20,000	340,000
事業所(床上以上)	48	30,000	1,440,000
行政区協力費	4,854	500	2,427,000
計			51,817,000

以上のように町では災害対策本部扱いと教育委員会扱いの二カ所で取り扱いました。使いみちは、災害見舞金や子どもたちの教材費などに有効に利用しました。

一般会計に繰り入れたおよそ五千五百万円は、農地災害、公共土木災害の復旧に利用しました。

全国から寄せられたこの好意に報いるためにも、私たち茂木町民が一丸となって、復興をしてすばらしい町をつくろうではありませんか。それが、援助をしてくれた皆さんへの恩返しになることと思います。全国の皆さんありがとうございました。

＜河川改修日誌＞

▼6月号

逆川河川 ①

激特・助成事業
今年度の工事費は47億円

改修日誌

今年四月一日から、旧警察跡地に「逆川河川改修事務所」が開設されました。皆さんも既にご存じのとおり、茂木町の被害の甚大さに対し、逆川の根本的改修の早期完成を目指して工事を進めています。

町の中心部については「河川激甚災害対策特別緊急事業」（通称激特事業）、逆川の上流部については「河川災害復旧助成事業」（通称助成事業）の事業名で実施します。

これらのうち昭和六十二年度分について、国の内需拡大政策も反映して、大幅な予算が決定されました。激特・助成の工事内容は次のとおりです。

〈激特事業〉
◎事業費　約二十五億円
◎工事区間　馬門芋渕堰から砂田橋下まで（二千三百五十メートル）
◎工事予定　八月から
◎主な工事　林橋の改築
用水施設の改築
排水樋管十六基

〈助成事業〉
◎事業費　約二十二億円
◎工事区間　北高岡、木幡、小山、飯の四地域（三千六百二十五メートル）
◎工事予定　九月から
◎主な工事　慶翁寺橋の改築
用水施設の改築
排水樋管三十三基

今年はこのような工事を進めてまいりますので、地権者の方々はもとより、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（逆川河川改修事務所　桧山晴一）

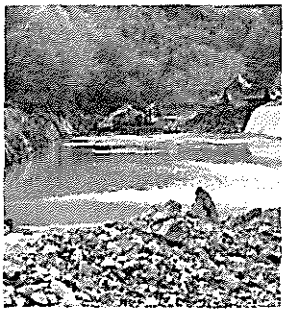

▶馬門地内の拡幅工事

町報 もてぎ　昭和62年6月15日（12）

▼7月号

逆川河川 ②

助成事業がスタート
埋立地を探しています

改修日誌

助成事業については、災害復旧のみでは治水上、じゅうぶんな効果が期待できないことから、再度災害を未然に防止するため未災箇所を含む一連区間について、一定計画に基づき、改良復旧を行うことを目的としています。

このため、六月十二日に一工区（十石地内から赤沼橋まで、二千百五十㍍）、十七日に二工区（赤沼橋から小山橋まで、二千百㍍）の幅杭（ここまで河川敷地になるという杭）打ちを実施しました。

今後、境界立ち合い、用地測量、さらに三工区（小山橋から慶翁寺橋まで、二千㍍）、四工区（慶翁寺橋から杉の下橋まで二千㍍）の幅杭打ちを予定しており、極めて延長の長い事業でありますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、工事実施にあたり約四十万立方メートルの土砂等が発生するため、現在、埋立地を探しています。適地がありましたら改修事務所までご連絡ください。

（逆川改修事務所　細島通夫）

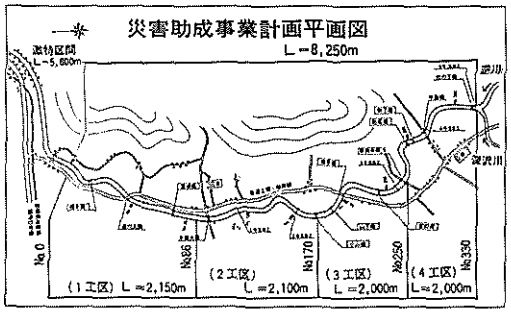

町報 もてぎ　昭和62月7月15日（10）

〈水害見舞お礼〉

県内をはじめ、全国からたくさんの皆さんが、私たちの町の復興にいろいろな形で力を貸してくれました。その数は千件を超えました。本紙では、今回から何回かに分けて、これらの人たちに感謝の気持ちを込めてお名前を掲載します。

（順不同・敬称略）

大塚製薬㈱宇都宮出張所・日本生命真岡支部・利根コカコーラボトリング㈱常陸大宮営業所・㈱鶴見製作所・㈱みのわ・益子温泉ホテル・栃木県民生活協同組合・日本たばこ産業㈱宇都宮支社長・公明党池田大作・飛島建設㈱・自民党・栃木県経済連・日本赤十字栃木県支部・NTT真岡電報電話局・公明党婦人局・日本リビング㈱・日本タオル㈱・㈱東京ウォール・古河ヤクルト販売㈱・日本無線㈱・宇都宮電子㈱宇都宮市水道局・栃木県議会議員岩崎実・第一生命真岡支部・栃木三菱ふそう自動車販売㈱宇都宮支店・栃木県社会福祉協議会・上野ストアー・フレンドスポーツ・日本共産党栃木県委員会副委員長小堀定一・益子町青年団長川住寛明・豊商事・宇都宮グランドホテル・栃木放送・大塚食品工業㈱東京支店・北関東花王販売㈱・㈱ゲートボールWRM社・竹井栄治・石橋町・栃木県民生部・東京ガス㈱宇都宮支店・大洋漁業㈱宇都宮営業所・キッコーマン㈱関東支店・市貝町日赤奉仕団・聖建設・中村住宅資材㈱・宇都宮三協サッシセンター㈱中村ハウジング・クラウン美材㈱・舟生孝・平松商店会婦人部・矢口・原健二・荒井信儀・郷間・金子・半田幸子・濱崎隆子・桧山隆一・矢沢光次・青木・吉村・熊倉・鶴田・足利銀行谷田貝尚・㈱中村味噌店・陽南自動車㈱・市貝町議会議員菅又ハギ・大森康彦・栃木県議会議員郡司征夫・

全国の皆さん ありがとう

▼昭和61年9月号

市貝町農協青年部・市貝町長橋本渉・市貝町民生委員一同・市貝町職員一同・栃木経済交友会事業部長山本孝男・同広報部長綱川圭介・千葉おやこ劇場・川田マスミ・森山まゆみ会館・伊藤五郎・栃木県連合青年団・葛生町商工会青年部・同婦人部・ユナイテッドスティール㈱増渕信一・大健管理サービス・岩村産業㈱北関東支店・塩谷町農協婦人部・三和酪農・湯津上商工会・大和総業㈱LRS事業部・㈱いせや真岡店・大貫新聞店・㈱仙波精化工業・㈱増渕組・ロッテ商事㈱宇都宮支店・大成道路㈱関東支社・芳賀通運㈱・㈱栃木ナチュラル・ホクセイ日経家庭用品㈱・清水建設㈱宇都宮営業所・花王㈱栃木工場・武田雅・武田恒雄・ライオン㈱・日本共産党栃木県委員会県民生活対策委員長滝友二・衆議院議員中島武敏・日本酒類販売㈱宇都宮支店・小西屋酒店・鹿沼建設業協会青年部・阿久津皮膚科医院・消防設備保守協会・栃木YKK産業㈱・高野静子・五十嵐茂・新日本婦人の会栃木県本部・宇都宮動物園・松本畳工業・酒井重工業・荒井安生・栃木県消防防災課・東洋水産㈱・マスプロ電工㈱・武田経理事務所・市貝町公民館・芳賀町民生委員婦人部・藤崎洋子・橋本静江・日本たばこ産業㈱北関東工場・栃木県災害対策本部・益子木材センター・明治乳業㈱関東北支店・県の婦人海外研修団員・米弥工業㈱・北関東綜合警備保障㈱・栃木県ダスキン加盟店会・石橋町母子福祉会・やしお観光バス㈱・立正佼成会・広瀬登美子・西方村長渡辺健雄・三水プラント㈱・ヤマニ大塚・大坪武雄・栃木県建設業協会芳賀支部・高久芳男・北関東国分㈱・二宮町久下田農協・㈱ニチレイ・二宮町物部農協・栃木県南県民センター所長土金勲・宇都宮市職員一同・祐徳薬品工業・㈱山田屋・ユニチカメイト㈱・テイコク㈱・河又憲男・宇都宮市中央卸売市場青果卸協同組合・栃木経済交友会会長青木煕・塩那農業協同組合・薄井要・長谷川郁子・青木忠三・氏家町・湯上ヒロ子・栃木県経済連・今市市農協・氏家町農協・県警本部交通部長田中文男・宇都宮北ロータリークラブ・南河内吉田農協・馬頭地区女性ドライバークラブ・ペプシコーラ北関東飲料㈱中央営業所長水野義明・はまや商事㈱・㈲丸岡商店・㈲田中屋ストアー・桜井設備工業㈲・塩谷町婦人団体連絡協議会菅野哲夫・㈱カンセキ・真岡市大内農協・なが勢・真岡市中村農協・真岡市公民館・二宮町長沼農協・福田屋百貨店・橋本文三・篠崎呉服店・文部大臣藤尾正行・斉藤利夫・真岡市山前農協・加藤ヤエ・小泉清二・㈱中庄ティシュー・野田三郎・大岡建設・仙波甚一・清水克尚・日新石油㈱・大塚和子・久保絹枝・今市地方交通安全協会女性部連合会・日光女性ドライバークラブ・足尾交通安全協会婦人部・大田原地区女性ドライバークラブ・白石物産㈱・水沼フミヨ・菅野サヨ・横前善次・前田善次郎・城址会・㈱宮下・渡辺公悦・黒羽地方交通安全協会婦人部連合会・藤原地区女性ドライバークラブ・黒磯地区女性ドライバークラブ・宇都宮中央女性ドライバークラブ・喜連川女性ドライバークラブ・氏家地区女性ドライバークラブ・安佐女性ドライバークラブ・栃木地区女性ドライバークラブ・野木町農協・橋本タイル工業㈱・薬師寺農協・西方村農協・南那須荒川農協・宇都宮市農協・坂本・小山市絹農協・宇都宮東女性ドライバークラブ・小山女性ドライバークラブ・鹿沼地区女性ドライバークラブ・足利交通安全協会婦人部連合会・矢板地区女性ドライバークラブ・石橋地区女性ドライバークラブ・西方村ドライバークラブ・西方村社会福祉協議会・矢板生活学校・上三川町農協・東日北研㈱・オータニ第二商品部・鹿沼市農協・大田原市農協・埼玉物産㈱・粟野町農協・南那須町下江川農協・高根沢町農協・東北種苗・矢板市農協・河内町農協・上河内村農協・青木盤店・小山市桑農協・真岡地区青人会・内田芳江・大田原市地域婦人連絡協議会・オグラ工業㈱・㈱カザミ・足利青年会議所・三田アルミ工業・足利商工会議所・栃木県繊維工業試験場・協和印刷・㈱足利徽章・東京電力足利営業所・荻原健一・ANタイムズ・古内自修㈲・㈲菊川電機製作所・江田聡・足利市通四丁目商業会・大橋染工・足利印刷㈱・環境庁長官稲村利幸・北川㈱・㈱小林機械製作所・久保食品・増沢良江・アルボン洋菓子店・栃木県ニット工業組合・金子光代・川上ひさ子・金子夏子・隅田健二・三とも・若林近史・斉藤敬三・稲垣よしお・福田雅子・大森一広・西武百貨店宇都宮店総務部長内海浦治・大楠照子・橋本幸吉・㈲三水工業・USKメンテナンスサービス㈱・消防河内分署・鈴木トシ子・佐藤照子・清原女性ドライバークラブ・鈴木康友・立正佼成会鹿沼教会・同足利教会・同宇都宮教会・益子町青年団・真岡市農協・南那須町立荒川小学校PTA会長佐藤善明・烏山町農協・黒磯市農協・石橋町農協・都賀町農協

別冊 町報 もてぎ 10/15 号外

▼10月15日
発行・栃木県芳賀郡茂木町 昭和61年

全国の皆さんから寄せられた善意が、私たちの物心ともに支えとなりました。先月号に引き続き、この善意を寄せてくれた皆さんを紹介し感謝の気持ちとします。なお、この他にもまだまだ温かい心を寄せてくれた人はいましたが、町でお名前の分かっている人だけを載せますので、ご了承ください。

（順不同・敬称略）

たくさんの善意が 私たちを支えてくれました

栃木市農協・国分寺農協・藤岡中央農協・大平町農協・栗山村教育委員会・中野園・塩田稔・岩佐光康・益子町婦人団体連絡協議会・NHK宇都宮放送局営業部・船生農協・岩舟町農協・栃木県民生活部生活文化課・栃木県共済農協・芳賀郡市労働組合協議会議長大根田久・水代農協・壬生町農協・栃木県農協婦人部協議会副会長荒川フク・小山市農協・第一電子工業㈱・日本コロンビア労働組合・足利市農協・滝田和美・井口光雄・和久井恒夫・石川ハル・室田カネ・森戸良江・桑子フミ子・阿部政子・小林トヨ・早川キミ・丸山つや・田部井サチ子・松本畳工業㈱松本崇夫・台新田公民館長手塚徳・那須町農協・高根沢町東部地区遺族会・㈲小網計測機店・烏山町農協婦人部・同青年部・栃木県連合青年団団長植木賢一・海老名高雄・足利市福祉課・大田原市社会福祉協議会・千代田産業㈱塚本英雄・坂本解体業・栃木県議会議員一同・児玉隆司・宇都宮繊維卸協同組合・滝田征雄・西島希一・大森英政・片岡孝重・平和生命保険㈱宇都宮支社・熊倉徳明・桜庭里子・大関利和・蓬田猛・青柳典子・栃木市・佐野市・林しゅう・浅海忠次郎・尾沢秀俊・日下部千代・旭幼稚園・㈱足利卸センター・はごろも缶詰㈱・宇都宮市芸妓組合・㈱丸井宇都宮店・カルビー㈱開発部池田英夫・三寺勝・千野・戸室晴彦・石川ウメ・斉藤・木村介・日笠勝子・荒木医院・金田哲夫・大貫文子・西那須野町社会福祉協議会・日本消防協会・㈱ミツウロコ・栃木県職員生協・佐野YKK産業㈱・相子征子・落合包吉・磯計司・佐野市行政課・君島久美子・西丸和典・渡辺康明・熊倉敬次・白川儀一・加福洋子・キャニオンレコード前原実・小林和男・栃木労働基準局・横渕セツ子・天理教久未分教会・㈱君島釜店・羽黒台生活学校・内藤美幸・青木賢・テーラー大塚・労働金庫本店・栃木県生活学校連絡協議会・鶴田生活学校・総本山知恩院・上原・唐紙弥七・中條富枝・長谷川亀吉・御子貝サダ・斉藤貞三・荒井初江・金田ミヨ・広田百利子・鹿沼道路㈱・栃木合材製造所・秋山カツ子・田口ミツ子・小林・フリーマーケット・岡田恵美子・石塚工業㈱・北詰昭一・植久一男・藤野弘・鈴木あつ子・新井皓介・岡敏夫・大橋尚・町田繊維㈲町田武・町田行男・雄川ちづ子・小島茂男・枝並セキ・真岡ロータリークラブ塚田英一郎・細田菜穂子・サンエブリー真岡荒町店・鈴木・田久保利光・谷田部亨・黒磯那須女性ドライバークラブ湯本支部・東部遺族会・小宅孝子・渡辺直一・トラック食堂大手担・福田妙子・小倉屋酒店・鹿沼市水道部・小山市水道部・今市市水道部・国分寺町水道部・氏家町水道部・栃木県管財課長荒井利光・芳賀町長上野修一・西那須野町長高野三郎・二宮町長小倉尚志・石橋町長若松元一・真岡市長菊地恒三郎・益子町長高橋司・栃木県広報課秋場孝夫・井上工業㈱黒崎元和・青木立子・根本登志子・鈴木紀恵・野口八枝子・若井喜代子・長井トモ子・辺見トク・田中フジ・熊倉テル子・五十嵐富重・島田美佐子・大前電気・菊地千鶴子・新井栄・野口ハル江・木村茂・足利青果事業共同組合・関東生鮮食品小売商業協同組合・小保婦人会・桧山医院・明保生活学校神宮由美子・細谷生活学校平山真希・御幸ヶ原南育成会小口孝夫・島屋石塚鉄男・横川地区婦人防火クラブ・ユニチャーム㈱栃木工場内田義晴・池田芳美・館野治夫・栗田義治・足利市・田口・大高商事・大本山増上寺・馬頭町農協水嶋キクイ・㈲高田保険事務所・栃木放送・池田はま・鹿沼市職員一同・鹿沼市消防職員一同・田代博・大久保広三・坂口タイ・栃木県治山林道協会長福富金蔵・東日本航空㈱・水戸土木事務所・常陽コンピューターサービス㈱・日瀝道路㈱・日本地図協会・参議院議員岩崎純三・清水造園・国土防災技術㈱宇都宮営業所長尾関隆三・東武建設㈱・栃木坂本産業㈱菊地紘爾・㈱ぎょうせい北関東支社次長川島不二夫・国道123号線改修促進同盟会長常北町長大高秀男・国際航業㈱宇都宮営業所・清水建設・㈱巴組鉄工所・東急建設宇都宮営業所・小松製作所・栃木マツダ販売㈱・那須測量㈱・日本電

▶茂木小・中学校体育館と町民センターホールいっぱいに寄せられた救援物資

信電話㈱関東総支社長桑原守二・日清食品㈱宇都宮出張所・無臭元工業㈱志賀伯・東鉄工業㈱宇都宮支社・オリエンタルコンクリート㈱・大成建設㈱・栃木県米穀協会長福田活一・北関東綜合警備保障㈱代表取締役社長青木忠三・同社員一同・自衛隊栃木地方連絡部長・栃木県農協台風10号災害特別対策本部長豊田計・栃木日野自動車㈱社長小平和比・氏家町・国際電信電話㈱小山国際通信センター・大田原西部地区社会福祉協議会・大田原市福祉事務所女子職員・大田原市建設課・同行政課・同都市整備課・栃木恵子・君島薫・塩那農協・衆議院議員武藤山治・㈱桶金・第一生命保険相互会社・上河内村農協・栃木河内農協・最上恒産㈱・国分寺町農協組合長理事永井峯三・馬頭町・栃木県農業共済組合連合会会長理事斉藤喜久雄・栃木県工業課鉱政係・真岡中学校上野達彦・牧野鉄工所・塩野目建設・佐野市長早川吉三・足利市長町田幸久・栃木市長永田英太郎・㈲新北斗興業松平佳久・㈱栃浄松沢吉秋・㈱平石農場平石裕典・㈲宇都宮興産清水辰雄・宇都宮文化センター㈱永山展望・三共㈱髙島良教・陽南産業㈲河本在石・㈲栃木衛生実行社髙田金市・㈲栃北興業朝妻朝太郎・㈲栃木興業柏崎元太郎・協和興業㈱芝田梅元・栃木県環境整備事業協同組合川子正之・宇都宮市環境保全協同組合・下田町二丁目青年部代表髙橋栄・塩谷町青年団長斉藤忠一・小林光子・渡辺建設㈱秋元楽次・下都賀土地改良事務所福原真・安足土地改良事務所倉田総一良・参議院議員大島友治・藤尾正行後援会ニューふじなみ会・㈱大島黌蘇閣、栃木県生活協同組合連合会栃木ファミリー・日産生命保険宇都宮支社大久保・青木加八一・衆議院議員丹羽兵助・栃木県豊協同組合針谷光吉・高砂北育成会・㈲大沢自動車・田中義子・数又マサイ・青木宗作・粟原初郎・独協医科大・石橋町子供会・宇都宮市中央卸売市場・国立療養所東栃木病院・小堀昌美・菊地和利・粟原・更田建築・消防上河内分署・鈴木郁江・斉藤文男・大渕暁司・野沢照雄・海老沢澄枝・新菱北関東重機㈱・柿本政之・鈴木克夫・㈱千葉建設・㈲宮昭経製・国際ソロプチミスト宇都宮・御幸ヶ原婦人防火クラブ会長原口倭子・高根沢生活学校・湯津上村農協・同ホウレンソウ部会・栃木衣料・上三川更生保護婦人会代表大橋ミツ・真岡地区婦人会・黒羽町農協・氏家町・同社会福祉協議会・村尾好正・上三川町長稲葉宗敬・栃木リコー㈱社長石田均・トヨタカローラ栃木㈱宇都宮営業所・栃木トヨタ自動車㈱真岡営業所・日産サニー栃木販売㈱烏山営業所・栃木スズキ㈱・北関東スズキ販売㈱・㈱共同通信社写真局フォトサービス部山田栄二・同職員一同・渡辺商店・称念寺松田貫道・深尾茂二・井上伊津子・見目まつ子・根本昭三・横山綱・高岡真琴・平野国男・桧山博・下菅又公民館・マルカワ・町井製作所・河又・茂木町連合青年会・菅間呉服店・羽石好志・足利銀行茂木支店・岡本博子・小崎フユ子・根本雅裕・油屋金物店・河上金物店・西宮金物店・桧山公民館婦人部・ヴァンテキスタイル・清水美佐男・行田公民館・同婦人会・田中一栄・木村利通・菅長慎一郎・茂木町農協・岡本完・富田文子・池崎和子・石川涼子・梅野雄子・青梅婦人部・田中正雄・山内甲婦人部・林上婦人部・田代孝夫・大坪昭三・林公民館婦人部・佐藤吉弘・金久保康男・大貫勝利・大坪文男・谷中ツギ子・ひらの・上野陽一・大森己

▲各所で活躍したボランティアの皆さん

男・平野久兆・大森整形外科・刑部昌・吉田土ハツエ・伊藤たかお・矢野言充・石川初男・矢野さつえ・桧山信子・立正佼成会宇都宮教会茂木支部橋本貢一・東京ニット・菊地邦子・中丸はる江・芳賀農政事務所長古谷義夫・市貝農業改良普及所長金田隆治・農用地開発公団岡部隈八溝事務所八溝西部事業所長高瀬寛之・宇都宮林務観光事務所長桑久保知巳・栃木県農政課次長兼課長小菅充・同蚕糸農産課長島田富雄・同中央蚕業指導所長関和登・大瀬区長小原沢喜志夫・山内を楽しくする会会長大坪良悦・栃木県普及教育課長真下格・同園芸特産課長鴨志田敬・同畜産課長斉藤善一・同土地改良課長岡井三郎・同圃場整備課長佐山正彦・広域農業開発室長薄井利之・同農務部長和賀井暁夫・農林水産省関東農政局・栃木県林務観光部長浅野富雄・同林政課長竹原宏・同林業指導課長川田和男・同森林土木課長柳田昌宏・同造林課長畠山英雄・同環境観光課長大金栄・芳賀土地改良事務所長吉田修・真岡保健所長生沼麗子・同職員一同・栃木県保健予防課長小澤紘・同環境整備課長川島圭二・同職員一同・栃木県県民生活部長勝井文夫・同国民健康保険課長斉藤武男・同衛生環境部長鈴木忠義・芳賀広域環境部長鈴木志義・芳賀広域環境クリーンセンター所長大湊昭三・栃木市環境衛生課長針谷孟・栃木県医務課長福田守孝・邦和理工㈱・陽南自動車㈱・赤帽栃木軽自動車運送協同組合・栃木県軽自動車運送協同組合・真岡青年会議所理事長伊藤章雄・芳賀農政事務所長古谷義夫・早川数江・㈲栃木衛生実行社・協和工業㈱・栃木県環境整備事業協同組合・原田運送・寺内運送・県南運送・岸運送店・箕輪運送・芳賀運送・坂本運送・瓦井運送店・真岡配送・大内運送・福義急送・しのざき運送・ムロイ運送店・石原運送・ヒロキ運送・真岡市青年教室・野木町青年団・大平町青年団・茂木町青少年クラブ協議会・茂木町婦人防火クラブ・茂木町婦人セミナー・増井婦人クラブ・茂木町教職員・市貝町公民館・甲田初子

義援金を送ってくれた皆さん

栃木県議会議員岩崎実・日産ディーゼル工業㈱取締役社長川合勇・衆議院議員藤尾正行・参議院議員岩崎純三・市貝町議会議員一同・参議院議員大島友治・岡森山まゆみ・愛金重車輌㈱代表取締役菊地専介・栃木県議会・益子ロータリークラブ・粟野町・粕尾茶屋音楽事務所・森嶋長四郎・栃木県社会福祉協議会・足尾町・宇都宮信用金庫河合順之助・日證道路㈱・民社党・東京都共同募金会・旧茂木町仏教会・羽石昇三・足利銀行頭取向江久夫・全国町村会長坂本常蔵・栃木県町村会・御前山村・立正佼成会・栃木相互銀行取締役社長阿部一治・山本建設㈱社長根本良雄・東野交通㈱社長相沢正三・仲の内行政区・七会村長阿久津憲一・同議会議長國松二一・同消防団長森重夫・全労済栃木県本部理事長小金井清・東本願寺・宇都宮電子㈱・公明党・飛島建設㈱東京支店長植良総一郎・自由民主党栃木県支部連合会長渡辺美智雄・栃木県議会副議長田野辺元男・日本無線㈱・栃木県町村議会議長会・高毛設備工事㈱・真岡ロータリークラブ会長塚田英一郎・やしお観光バス㈱・塩田行政区・関東国際カントリークラブマスター室一同・同キャディー一同・西方村長渡辺健雄・栃木県職員互助会理事長小坂紀一郎・㈲ライム・同従業員一同・栗山村長斉藤喜美男・同議会議長寺沢暦三・東ノ宮カントリークラブ大山隆成・藤原町長星光二・同議会議長沼尾伸・同教育委員会・真岡ライオンズクラブ・日本共産党栃木県委員会芳賀郡市委員会・ホテル星の宮・小森一夫・高野一郎・天矢場行政区・土金勤・高久博・北石産業㈱・那珂川寿司河又憲男・大貫勝利・上菅又婦人一同・三坂行政区・同婦人防火クラブ稲葉ツヤ・深沢下甲行政区・深沢下乙行政区・深沢中行政区・タナカ興業㈱代表取締役菅谷和雄・㈱成和代表取締役大沢元彦・見目一守・第一生命真岡支部職員一同・中川法律事務所板橋慎・王子緑化㈱宇都宮営業所長斉藤健次郎・工藤上水道設計事務所代表取締役工藤友治・日本ヘルス工業㈱・大坪自動車代表取締大坪英夫・同社員一同・槙東関佐藤治夫・矢板生活学校・橋本タイル工業㈱・㈱栃木大理石・宇都宮北ロータリークラブ・関東国際カントリークラブ管理課従業員一同・栃木県女性ドライバークラブ連合会・富士電機㈱宮公需事業部・下小貫婦人学級・神山卓也・茂木和子・住友電設㈱・小幡工業㈱・若葉会・益子町婦人団体連絡協議会・真岡胃腸病院三階入院患者一同・㈱松永電設・脇みつ枝・栃木県市町村自治協会・栃木県労働金庫真岡支店長澤田豊・河内町上村西・同職員一同・同社会福祉協議会・衆議院議員船田元・リブハウス社長常陸佳英・下野新聞社救援募金・真岡市議会議員団・渡辺建設㈱・氏家町職員組合・東武建設㈱代表取締役福田匡男・同社員一同・北関東綜合警備保障㈱社長青木忠三・大字馬門町民一同・名草上町婦人防火クラブ・栃木県教育福祉振興会池嶋和雄・㈱生田電機設備商会・栃木二宮ライオンズクラブ・馬頭町長天生目順一郎・芳賀経友会代表理事奥原務・茂木町議会議員一同・栃木県土地改良事業団体連合会・田中かね・大兼昭二・岩瀬町長金田貢・上野昇平・㈱マツダオート栃木取締役社長船津祥・同社員一同・籾山富士夫・小山市農協婦人部大谷支所田間支部・栗山村教育委員会・上三川町長稲葉宗敬・同議会・同社会福祉協議会・増井行政区・タイコーシステム販売㈱社長岩上正司・西那須野ロータリークラブ会長岡部稔・㈱那珂川ゴルフクラブ代表取締役滝田正男・東洋測量設計㈱・エース測量設計㈱・㈲スーパーモガキ取締役社長茂垣一男・天子甲行政区・高砂熱学工業㈱宇都宮営業所長小沢洋一・芳賀郡市神社神職一同・南河内町長野沢宗治・同職員一同・同社会福祉協議会職員一同・黒羽町長後藤伊位・同助役吉田常雄・同収入役中野一男・同教育長福田春雄・同職員互助会・同議会議員一同・湯津上村長花塚直茂・同職員一同・同議会議員一同・清宮瑞穂・㈱小綱計測機店社員一同・オグチニット親睦会・高知県香川村議会・栃木県特定郵便局長代理会・宝地戸一休・藤岡真彦・広岡徳治・高野千草・小山市扶桑生活学校代表渡辺八重子・宇都宮二荒山神社敬神婦人会・飯村喜美子・若山秋一・㈲長浜被服縫製・阿久津千代・愛知県足町長小出甲子夫・小沢キミ・栃の葉健康たまごの会・羽石智・細谷ハマ・キヤニオンレコード前原実・茂木町連合青年会長涌井卓志・関東国際カントリークラブ代表取締役西野謙介・塩谷町婦人団体連絡協議会・おうかんみち芳賀町集会所・真岡中学校上野達彦・桔梗会・㈱君島発店代表取締役君島薫・㈱福留建業代表取締役坂本正夫・ツカサ建物管理㈲・小野山建設㈱代表取締役小野山隆也・高橋孝信・栗田茂・小竹俊夫・㈱東京ニット代表取締役岡野鶴一・同茂木工場長大町勝男・塩沢幹・中野陶芸水曜会・北高岡甲行政区・北高岡乙行政区・愚意呑み会・カトリック鎌町教会岡田ミサ・飯下行政区・飯中行政区・飯上行政区・臨済宗妙心寺派北関東教区第七部寺院一同・小山市生活学校・㈱とりけん・上三川町課長会・同職員互助会・市貝町公仕調理員親睦会・東日本建設業保証㈱社長志村済一・黒磯市行政区長会会長室井初市・小山市生井地区堤防強化対策協議会・石島吉造・地域総合研究所森戸哲・小泉トミ・真岡市職員労働組合執行委員長大塚哲雄・上三川町更生保護婦人会・赤坂悦子・日本地域開発センター・㈱浜屋組代表取締役社長岩見勇之助・竜ヶ崎市

メキシコからもお見舞いが

ACADEMIA YURIKO KURONUMA A.C.

27 de agosto de 1986

Al Pueblo de
Motegui, Japan

Los violinistas mexicanos y familiares estamos profundamente consternados por la noticia de la inundación sufrida por el Pueblo de Motegui, que en abril del año pasado nos recibiera con los brazos abiertos durante la estancia por aquellas tierras.

Les enviamos un fraternal abrazo esperando que anime tan dolorosa situación que no dudamos superarán con ese profundo espíritu de hermandad y trabajo que los caracteriza.

Reciban este sincero saludo de solidaridad y nuestros mejores deseos para que el pueblo de Motegui recupere pronto esta pérdida.

Representando los alumnos y padres de familia de la Academia Yuriko Kuronuma

Arturo Lot H.
Ma. Antonieta A. de Lot
Francisco Simon
Beatriz C. de Simón

（訳）

1986年8月27日

日本の茂木町の皆様へ

メキシコの少年少女バイオリニストたちと、その家族の私たちは、茂木町がたいへんひどい洪水に襲われたというニュースを聞き、深く心よりご同情申し上げます。

茂木町という地は、昨年私たちを、両手を広げて迎え入れてくださった忘れがたい地です。どうか、皆様が、この痛ましい状況の中から大きな勇気を出されるよう、私たちは、兄弟愛を込めた抱擁をお送りいたします。皆様がたのすばらしい特徴である同志愛と共同作業への豊かな精神が、この困難な状況をきっと乗り越えることを、私たちは信じています。

どうか、私たちの心の底からの連帯のあいさつをお受け取りください。そして、茂木町の皆様がたが、この大きな損失を一日も早く取り戻されますようお祈り申し上げます。

アカデミア・ユリコ・クロヌマ
の生徒及び父母を代表して

長岡田昭守・山崎光枝・栃木県園体団体連合会役職員一同・小山市長小林武夫・同部長会・南那須町・茂木高等学校職員一同・㈱栃木コクヨ取締役社長船田佐一・千本下郷十六夜会代表矢口克美・浄土宗称念寺・下神井行政区・小貫下行政区・吹田行政区・小貫上行政区・小貫中行政区・深沢上行政区・矢板市農業委員会長赤羽政男・栃木県農政対策協議会・栃木県農業会議・小田林武雄・小深里行政区・栃木県更生保護婦人連盟・関東町村会・増田富雄・品川区小山敬老会館陶芸教室代表関川正志・若井良一・毎日新聞東京社会事業団・宮本甲子・下小井戸行政区・八丈竜王水神・㈱美工電気・下宮又上行政区・小山市副主幹親睦会・第十三回栃木平和美術展・栃木県東部特定郵便局長一同・㈲東京マルタ食器・岡田政子・東亜サーベイ㈱代表取締役田崎秀穂・天子乙行政区・石田道路㈱・橋本鐵・㈱星野種鶏場代表取締役星野雅史・奈坪クリニック・同慶寺おかげさま運動部・門前妙霊寺おかげさま運動本部・栃木県農業共済組合連合会・芳賀地方農業共済組合・西那須野町議会議長鈴木利雄・同役場職員一同・宇賀神設備㈱宇賀神忠吾・NTT栃木管内電報電話局・戸崎行政区・中小井戸行政区・木幡行政区・上小井戸行政区・東亜建設工業㈱宇都宮営業所長野口幸・九石婦人学級高津戸久子・三谷芳輔・浄土宗栃木教区青年会・全国浄土宗青年会・福手行政区・芳賀地区広域行政事務組合職員一同・上鮎田行政区・下鮎田行政区・宇都宮報徳会長若林徳一郎・手塚源夫・ますだや・海老沼亜妃・同美樹・上三川仏教会・青梅行政区・野沢文子・門庭行政区・上後郷行政区・桧山行政区・林行政区・石橋町民生委員協議会・栃木県民生委員連合会・山内坪行政区・藤尾正行後援会ニューふじなみ会・沢口広和・川口生産森林組合長杉崎元彦・足立プリミティヴアート炎の会浅井宏治・㈱日本環境科学研究所代表取締役吉沢光三・笹島福次郎・西條満智子・宇都宮土建工業㈱取締役社長荒井祥・栃木地方同盟・芳賀地区同盟・河内家一家有志一同・深沢小学校児童会・坂井大塚行政区・真岡地区民生委員協議会・茂木町農業委員会委員一同・栃木県学校給食会・衆議院議員神田厚・クラリオン㈱取締役社長小山田豊・中川地区老人クラブ・東洋大教授丹野朝栄・森田博之・同智子・㈱下鳥養蜂園・坂井中行政区・勤労ふれあい号有志カンパ・坂井下行政区・坂井北行政区・入郷行政区・千代田区霞ヶ関有志一同・西原文雄・笹島保・坂井上行政区・河原ユキ・樫村正義・矢口清太・東日本航空㈱取締役社長松本茂郎・国府田一家君島富造・氏家町民一同・真岡市民一同・塩谷町・清原地区老人クラブ連絡協議会・大石学童保育所・田中恭介・明治生命宇都宮支社・小林賛店・小山地区生活改善クラブ協議会・㈱大井製作所取締役社長梶山一郎・鹿沼俳句会・芳賀町民生委員協議会・今市電報電話局電話運用課有志一同・日本無線㈱陸上装備技術部伝送技術課・坂井田谷行政区・野沢弘・秋沢輝太郎・河井上行政区・藤原小原元星滝見母親クラブ・中里貞治・足立区心身障害福祉セン

▲町内外から寄せられた義援金

ター陶芸講習会一同・上林みつ子・栃木県老人福祉大学校同窓会長小林常男・今市市議会議員一同・栃木県婦人防火クラブ連合会・塩原町職員一同・同議会議員一同・同社会福祉協議会・東邦生命保険相互会社労働組合宇都宮支部・全電通労組今市分会長柏木典男・日光高等学校生徒会・同家庭クラブ・ニューワールド貿易桔梗路・栃木県連合青年団募金・浄土宗栃木教区寺院一同・同寺庭婦人会・茨城交通㈱・パントマイム・辻澤富士夫・大平町総務課・高根沢町生活学校・新日本婦人の会中央本部・ふるさと茂木会・宇都宮市総務部総務課長猪瀬光男・最上グループ会長早坂太吉・七井養老園・河井上公民館婦人部・大塚千歳・足利市社会福祉課・赤帽軽自動車運送協同組合・岩舟町婦人学級連絡協議会・栃木県農協労働組合連合・栃木琴伝会一同・宇都宮商業高等学校生徒一同・河井中行政区・茂木町西役会・大田原女子高等学校生徒一同・小山市小山地区中地区間々田地区生井地区桑地区婦人会・小山園芸高等学校家庭クラブ・河井下行政区・飯沼里后・同才佳雅孝子・藤井実・塩谷高等学校・黒羽高等学校家庭クラブ・足利南高等学校・粟野町立清洲中学校・工藤学男・宇都宮女子高等学校生徒会・同文化祭実校者・同家庭クラブ・高根沢町生活学校・宇都宮農業高等学校家庭クラブ・真岡市立西小学校・益子町立山本小学校児童会・足利市退職校長会・茂木町立小貫小学校児童会・藤岡町立赤麻小学校・今市市立今市第三小学校児童会・鹿沼市立中央小学校児童会・大平町立大平東小学校児童会・同大平南小学校児童会・同大平西小学校児童会・同大平中央小学校児童会・同大平中学校生徒会・同大平南中学校生徒会・芳賀町立与能小学校児童会・南那須町立荒川中学校生徒会・小山市立若木小学校児童会・今市市立今市小学校児童会・粟野町立永野小学校児童会・同清洲第二小学校児童会・鹿沼市立南摩中学校生徒会・同池の森小学校・真岡市立大内中央小学校・茂木町立中川中学校・同茂木東小学校・同中川小学校・鹿沼市立菊沢西小学校・茂木町立須藤小学校・同須藤中学校・鹿沼市立加園小学校・小山市立寒川小学校・西方村立西方小学校・鹿沼市立みなみ小学校・同南摩小学校・同西大芦小学校・茂木町立為生田小学校・今市市立小林小学校・宇都宮市立城山小学校・芳賀町立水橋小学校・宇都宮市立戸祭小学校・鹿沼市立南押原小学校・同楡木小学校・市貝町立小貝南小学校・金田石城・真岡農業高等学校・芳賀町立水沼小学校・栃木市立栃木第三小学校・宇都宮市立陽西中学校・同横川東小学校・鹿沼市立津田小学校・小山市立小山中学校・黒羽町立川西中学校・足尾町立足尾小学校・同原小学校・同本山小学校・同足尾中学校・粟野町立上粕尾小学校・宇都宮市立簗瀬小学校・鹿沼市立西小学校・真岡市立山前中学校・同真岡中学校・二宮町立久下田小学校・鹿沼市立菊沢東小学校児童会・鹿沼農業高等学校生徒会・栃木県青少年クラブ協議会・芳賀高等学校PTA・田中恭介・今市市婦人会川原町支部会長沼尾久子・同川原町青年会長安西照夫・粟野高等学校福祉委員長向坪里見・石橋高等学校・平山清繁・茂木ライオンズクラブ・栃木県子供会育成会連絡協議会・真岡市立真岡東中学校生徒会・宇都宮市立清原小学校・鹿沼市立石川小学校児童会・高根沢町立高根沢中学校・栗山村立栗山中学校・同湯西川小中学校・同西川小中学校・同川俣小中学校・同栗山小学校・西方村立西方中学校・今市市立今市中学校・粟野町立清洲第一小学校・宇都宮市立姿川中学校・真岡市立山前南小学校児童会

▼11月号

水害見舞いお礼

山内上婦人防火クラブ・わたらせクラブ代表岡崎金一・山内を楽しくする会・石川鉄男・坂田フク・今崎れい子・鈴木清・山本芳之助・見目弘・もみじ号一同・並柳行政区・谷中初枝・田中温灸院・小山行政区・上神井行政区・木村稔事務所・小深宿区長・八丈町85研修職員一同・川合アサ・真岡青年会議所・矢板青年会議所・日光青年会議所・大田原青年会議所・小山青年会議所・栃木青年会議所・黒磯那須青年会議所・宇都宮青年会議所・那珂湊青年会議所・鯨井敏夫・松山シン・大根田義家・柴田ミツ・栃木県連合青年団長植木賢一・中京商業高等学校阿久津健一・㈲和田工務店代表取締役和田中・西山秀作・宇都宮友の会伊沢紀子・鹿沼青年会議所・足利交通安全協会筑波支部婦人部・真岡電報電話局社員一同・大塚・神奈川県二宮町立山西小学校・㈱サンリット産業・日本地域開発センター・粟野町立柏尾小学校・宇都宮市立姿川中央小学校・小山市立城北小学校児童会・同桑中学校生徒会・足利市立協和中学校生徒会・今市市立大沢中学校生徒会・真岡市立大内中学校生徒会・今市市立落合西小学校児童会・西方村立真名子小学校児童会・宇都宮市立星ヶ丘小学校児童会・鹿沼市立さつきヶ丘小学校児童会・今市市立轟小学校児童会・栃木県教科書供給所・酒井ソツ・芳賀町立芳志戸小学校・栃木トヨタグループ・栃木県退職校長会長・石橋町小中学校職員一同・安佐退職校長会船渡川末次郎・茂木町立深沢小学校児童会・同山内小学校児童会・横手田中子供会・水戸市建設業協議会長夏坂専松・全国報徳団体連絡協議会茂木報徳会・栃木県知事渡辺文雄・金田石城門下生一同

▼昭和62年２月号

水害見舞お礼

馬頭高等学校家庭クラブ・公衆電話会茂木分会・㈱カクニシビルダー・今井厚二・宇都宮市社会福祉協議会瑞穂野支部

▼12月号

水害見舞いお礼

大木満喜男・高橋利夫・亀田系一・大塚恵三・石島弘・黒崎栄・上野利夫・池田清・松谷信一・海老原栄一・海老原久・弘山八郎・柳田英雄・松谷彰・谷島文雄・高梨利雄・村上啓二・高木慎二・小貫清・山岸益之・嶋田正男

▼６月号

水害お礼

劇団ふるさときゃらばん・国際文化交流会長長門芳子・天理教栃木教区速水厳

▼４月号

水害見舞いお礼

郷土民謡研究会・船村徹・山本建設㈱・東石砂利・菅谷建設・㈱増渕組・㈱日瀧道路

＜お知らせ版＞

町報もてぎ　お知らせ版

この度の台風で災害に遭われた町民の皆さん，心から，お見舞申し上げます。一日も早く復旧するよう町民一丸となってがんばって行きましょう。

この「お知らせ版」では，通常とは版を換えて，皆さんに有利な情報をできる限り早くお届けする予定ですので，ご利用ください。

予　定

8月17日(日)	日曜当番医　前9:00～後5:00 大兼医院　☎3－0036
8月18日(月)	深沢地区巡回診療　後2:00～4:00
8月19日(火)	心配ごと・年金相談　（役場） 前9:00～12:00
8月22日(金)	町田地区巡回診療　後2:00～4:00
8月23日(土)	山内地区巡回診療　後1:30～3:00
8月24日(日)	日曜当番医　前9:00～後5:00 今井医院　☎3－0320
8月26日(火)	心配ごと・年金相談　（役場） 前9:00～12:00
8月27日(水)	小・中学校第2学期始業式
8月29日(金)	町田地区巡回診療　後2:00～4:00
8月31日(日)	日曜当番医　前9:00～後5:00 茂木中央病院　☎3－1151

◎役場の窓口業務等

住民課関係

- 住民票・印鑑証明はできます。
- 出生・死亡・届出は受付ます。
- 戸籍関係はできません。

保健衛生課関係

- 生ゴミの収集は平常通り。
- 汲み取りは18日から平常通り。
- 患者輸送者は20日から運行。

税務課関係

- 平常通り。

出納室

- 支払業務は平常通り。

町県民税　（第2期）
国民年金　（第2期）
納期限は，10月6日に延長します。
国・県税も同じように延長になります。

家屋と周囲の消毒のおねがい

伝染病・食中毒等を防止し，これ以上被害を大きくしないため各家庭の消毒を行っていただきたくお願いいたします。

1）クレゾール石けん液は，2％に薄めて雑巾に浸し，壁・床・家具等を清拭してください。

クレゾール石けん液（2％）　水1リットルに対してクレゾール石けん液20 CC

＝注意事項＝

(1) クレゾール石けん液の原液は危険です。お子さんのいらっしゃる家庭では，特に取り扱いに十分注意して下さい。

(2) 目に入った場合，原液が皮膚についた場合には，ただちに拭き取り水で洗い流して下さい。

(3) 1度薄めた石けん液は，2日目には効力が落ちますので作り直して使って下さい。

(4) 食器類には使用しないで下さい。

2）消石灰は，手袋をつけて，便壷・家の周囲等に散布して下さい。

その他，不明なこと等ありましたら，真岡保健所までお問合わせ下さい。　真岡保健所

真岡市熊倉町893－1 ☎ 02858(2)3321

◎　救援物資の配付について

各方面から，たくさんの救援物資が町に届いています。

次のように救援物資を配布します。

- 日用雑貨品～近日中に被災者分を区長さん宅に配布します。

自動車運転免許証の再交付

水害で自動車運転免許証の紛失・汚損・破損により再交付を必要とする場合は，当分の間次のように取扱います。

◎　即日交付を必要とする場合

栃木県運転免許センターでは，午前8時30分から午前10時まで受付時間を延長します。

◎　即日交付を希望しない場合

警察窓口で受付をしたものについては，3日後ぐらいに交付します。

◎罹災（りさい）証明の交付

保険会社等で請求される「罹災証明」の交付は，役場2階の対策本部で行っています。印鑑をご持参の上，交付を受けてください。

8月16日の町内の盆送りは，実施します。

台風10号による災害を受けた方への緊急融資について

茂木町では災害を受けた方に対し，金融機関の協力で決定した下記災害貸付について，融資利率の２分の１を補助します。

茂木町災害融資利子補助制度

1.	融資使途	①り災による商品，原材料購入等の運転資金　②店舗住宅等の修復資金
2.	融資限度額	３００万円
3.	融資利率	５．５０％（年）
4.	利子補助率	２．７５％（年）
5.	融資期間	昭和６２年１２月３１日まで
6.	申し込み期間	昭和６１年　９　月３０日まで
7.	必要書類	茂木町商工観光課発行の，り災確認書
8.	取扱金融機関	足利銀行，栃木相互銀行，宇都宮信用金庫の茂木支店

災害を受けた商工業者のかたへ

商工業関係災害緊急融資相談を，８月16日まで商工会館２階で受け付けますのでご利用ください。

住宅金融公庫より災害復興住宅資金融資のお知らせ

住宅金融公庫では今回の水害によって住宅に被害を受けた方に対し次のとおり災害復興住宅の建設資金，家屋購入資金，又は補修資金の融資を行っています。

◦建設の場合…… ５割以上の被害を受けた方

融資限度額	木造で８００万円以下
利　　率	年５．０５％
償還期間	木造で２５年以内
床面積	１３m^2以上　１２０m^2以下

◦購入の場合…… …５割以上の被害を受けた方

融資限度額	木造新築家屋で1,３００万円以下
利　　率	年５．０５％
償還期間	木造新築家屋で２５年以内
床面積	４０m^2以上　１２０m^2以下

◦補修の場合…… 補修に要する額が１０万円以上の被害を受けた方

融資限度額	１０万円以上　４００万円以下
利　　率	年５．０５％
償還期間	１０年以内

申し込み受付機関……農協および銀行

くわしくは農協および銀行もしくは茂木町役場建設課におたずねください。

町報もてぎ お知らせ版

9月1日➡9月15日

日	曜	予定
1	月	防災の日　二百十日 不燃物収集　（一区，二区，下新町）
2	火	〃　（上の町，仲町，大町）
3	水	〃　（御園町，八幡町）
4	木	〃　（上横，下横，西郭内）
5	金	〃　（弾正町，上郭内，下郭内） 町田地区巡回診療　後2：00～4：00
6	土	山内地区巡回診療　後1：30～3：00
7	日	日曜当番医　前9：00～後5：00 青木医院　☎3－0323
8	月	不燃物収集　（上砂田，桔梗町，榎本町） 深沢地区巡回診療　後2：00～4：00
9	火	不燃物収集　（下砂田，増井，たて） 心配ごと相談　（役場）前9：00～12：00
10	水	不燃物収集　（小倉町，仲の内，三坂）
11	木	二百十日 不燃物収集　逆川地区（福手，並柳を除く）
12	金	町田地区巡回診療　後2：00～4：00
14	日	日曜当番医　前9：00～後5：00 石井医院　☎3－0427
15	月	敬老の日 休日当番医　前9：00～後5：00 今井医院　☎3－0320 河井ささら　（長寿寺）後1：00

がけ地近接等に住んでいる人へ

がけ地の崩壊，土石流，地すべり，出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため，補助する制度があります。

補助金は，

除却等費（危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用）

今年度は，一戸当たり補助限度額６３万円

建物助成費（危険住宅と代わる住宅の建設のため，金融機関から融資を受けた場合，借入れ金の利子相当額～利率は，8.5％を限度とします）

今年度は，一戸当たり補助限度額２６９万円。ただし，土地の取得を要しない場合の補助限度額２１１万円。

問い合わせ先

役場建設課都市計画係まで

保健衛生課から

◎ 9月の不燃物収集は，空き缶，金物類，ガラス・セトモノをいっしょに収集します。

◎ 8月分の高額療養費は，災害のため9月分といっしょに支払います。

◎ 水害のために臨時に設けた並松地区のゴミ処理場は，8月22日で閉鎖しました。現在は，ゴミを捨てることはできません。

厚生課から

◎ 9月3日に予定していた茂木町軍人・軍属追悼式は，延期となりました。

水道課から

◎ 被災地の8月分の水道料金は去年の8月分を徴収します。これは，使用料が多いための減免処置です。

災害についての相談

栃木県中央県民センターでは，今回の災害についてご相談に応じます。

- とき　9月3・4日　前9：30～後4：00
- ところ　役場2階会議室
- 内容　一般行政相談，税務相談
- 相談員　県民センター，県税職員，税務相談員，行政監察事務所長

お気軽にご相談ください。

中小企業の皆さんへ

栃木県の「台風10号商工災害緊急対策資金」

- 資金使途　運転資金・設備資金
- 融資限度額　2,000万円
- 融資利率　4.5％以内（保証協会保証付は4.0％以内，保証料は0.8％）
- 融資期間　10年以内（据置2年以内）（受付は62年8月）
- 必要書類　・県税（事業税・自動車税）納税証明書
  ・許可業種にあっては許可証等の写
  ・町長の発行する「特別被害証明書」
- 取扱金融機関　県内金融機関
- 融資基準　被害額が年間総収入の，10／100または事業資産額の50／100以上

詳しくは，役場商工観光課まで

町民センターから

◎ 町民センターの部屋を，9月からご利用ください。（別館ホールは除きます）

水害の復旧作業のため，町民センター全館が使用不能となっていましたが，別館ホールを除く１０１会議室～３０２会議室までの部屋が使用できることになりました。どうぞ利用ください。

◎ 各種行事を検討中

8月以降に予定されていた公民館，（教育委員会）関係の行事は，水害による準備の遅れや，その他の事情により，現在関係団体との協議により実施するかどうか検討中です。不明な点は，公民館にご連絡ください。

◎ 全国報徳大会（10月25日～26日）は実施

10月に茂木町で開催予定の全国報徳大会は，何人かの会員が水害に遭い，開催が危ぶまれていました。

しかし，時期的に他市町での肩代わりは難しいなどの事情から，茂木町での全国大会を開催することになりました。皆様のご協力をお願いします。

今月のギャラリー

茂木焼

亨坂恒治作陶展

廃犬引取車の運行日程

9月11日（木）

時間	場所
午前10：15	農協須藤支所
午前10：35	農協中川支所
午前10：50	茂木町役場
午前11：05	農協逆川支所

☒予定時間の10分くらい前においで下さい。

左以外の災害貸付制度は，裏面をご覧ください。また，町報もてぎ災害特集号，前回のお知らせ版の裏面にも掲載してあります。

災害貸付制度一覧

	中小企業向け融資制度				個人向け融資制度					利子補給
	県	国民金融公庫	中小企業金融公庫	足銀・栃相・宇信その他	足利銀行	労働金庫			住宅金融公庫	茂木町
制度名	中小企業基盤強化資金	災害貸付	災害復旧貸付	緊急特別融資資金	災害復旧資金	災害緊急資金	激甚災害特別融資		災害復興住宅資金	（対象者） 緊急融資を受ける企業
資金使途	運転資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	生活資金	生活資金	住宅復旧資金	立ち上がり資金	住宅資金	運転・設備資金
融資限度額	2,000万円	1,500万円	7,500万円（代理貸3,500万円）	300万円	300万円	100万円	500万円	100万円	建設　910万円 購入　1,410万円 中古購入　980万円 補修　450万円	300万円
融資利率	5.3%以内 （協会保証付は4.8%以内）	6.4% ＊（激甚災害の時は3.0%）	6.4% ＊（激甚災害の時は3.0%）	5.5% （保証人1名，無担保）	7.0%	5.5% （保証人1名，無担保）	5.2% （保証人2名以内不動産担保）	5.2% （保証人1名，無担保）	5.05%	2.75% （5.5%の1/2）
融資機間	5年以内 （据置6か月以内）	10年以内 （据置2年以内）	10年以内 （据置2年以内）	62．12．31まで （受付8／6～9／30）	7年以内 （据置6か月以内） （受付8／8～10／31）	5年以内 （受付8／11～9／30）	10年以内 （据置5か月） （受付8／12～9／30）	3年以内 （据置3か月）	建設・購入　35年 中古購入　20年 補修　10年	62．12．31まで （受付は，～9／30）
必要書類	市町村長の発行する「罹災証明書」	市町村長の発行する「罹災証明書」	市町村長の発行する「罹災証明書」	――	――	市町村長の発行する「罹災証明書」			市町村長の発行する「罹災証明書」 土木事務所の認定書	茂木町の「罹災証明書」
対象地域	県下全域	県下全域	県下全域	被災地区	被災地区	被災地区			被災地区	茂木町
取扱金融機関	県内金融機関	国民金融公庫 宇都宮支店 佐野支店	中小企業金融公庫 宇都宮支店	足利銀行・栃木相互銀行・宇都宮信用金庫・真岡信用組合	足利銀行	労働金庫			住宅金融公庫	足利銀行・栃木相互銀行・宇都宮信用金庫・茂木町農協

注1．＊印の3.0%金利は，3年目以降高くなる。

注2．県，国民金融公庫，中小企業金融公庫は，一般の運転資金・設備資金（建物，機械）を有しており，常時利用できる。

減免申請の日程

次のとおり受付をしますから、該当者は申請をしてください。

日　時	場　所	地　区
９月１０日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場	上新一区、上新二区、弾正町 下新町、上の町
９月１１日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場	仲町、御園町、大町、八幡町
９月１２日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場	上横町、下横町、西郭内 上郭内、下郭内
９月１３日　午前９：００～正午	茂木町役場	予備日
９月１６日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場	上砂田、下砂田、桔梗町 榎本町、小倉町、仲の内
９月１７日　午前９：００～午後４：００ ９月１７日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場 農協逆川支所	町内を除く茂木地区 逆川地区
９月１８日　午前９：００～正午 ９月１８日　午前９：００～正午	農協中川支所 農協須藤支所	中川地区 須藤地区
９月１９日　午前９：００～午後４：００	茂木町役場	予備日

＊　災害の状況をよく調べておいてください。
＊　持参するもの　　印鑑
＊　詳しいことは、税務課へお問合せください。

＜新聞記事抜粋＞

● 8月5日サンケイ新聞

関東・東海に大雨

台風10号 勢力弱めけさ東北へ

大型で並の強さを持つ台風10号は四日夜、東海地方沿岸に達した。速度を増しながら北上を続け、このため関東から東海地方にかけては終日強い風雨に見舞われ、多いところでは百ミリを超す降雨量を記録した。台風は勢力を弱めながら速度をあげ同夜半、温帯低気圧に変わった。五日早朝には宮城県内に達する見込みで、気象庁では雨域の広がる関東北部から東北地方にかけて、〝大雨洪水警報〟を出し、注意するよう呼びかけている。

19回に関連記事

気象庁の観測によると、台風10号は北上とともに別の熱帯低気圧や前線を次々に〝吸収〟して勢力を拡大、速度を上げて、東海沿岸に達した。

午後八時現在、静岡・御前崎の南約一四〇キロにあり、中心気圧は九八〇㍉、中心付近の最大風速は二五㍍、中心の東側六〇〇キロ、西側三〇〇キロの範囲で二五㍍以上の強風が吹いている。進時四五キロの速度で北北東に進んでおり、五日午前六時には、宮城県仙台市の西南西約八〇キロに達する見込み。

雨域が広がる関東、東北地方では、平地で一〇〇―一五〇㍉、山間部で一五〇―二五〇㍉の雨量が予想されている。

強い風雨の影響で関東、東海地方の沿岸、海上は大しけとなり、漁船が次々と避難。また、紀伊半島に見舞われた半島東部の国鉄外房線、鹿島線などでは、運転中止や徐行運転が相次いだ。

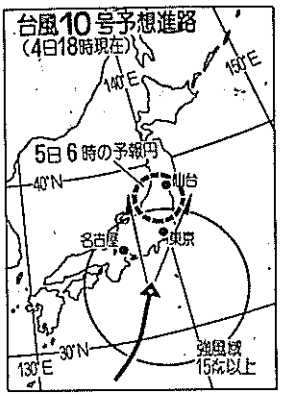

●8月6日 下野新聞

豪雨 県内で死者6人

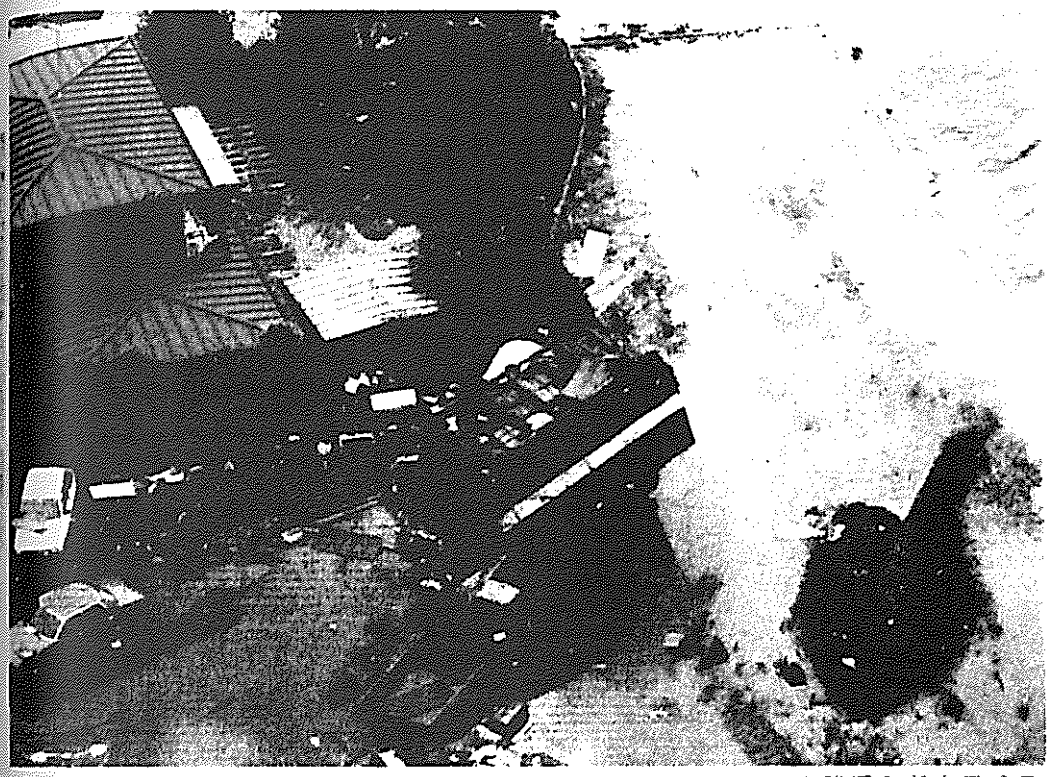

不明も1人、79戸全半壊

茂木町1800戸が〝水没〟

台風10号崩れの温帯低気圧が関東から東北地方を北上した四日夜から五日朝にかけて、県内各地で強い雨が断続的に降り、総雨量は二〇〇～三〇〇㍉と記録的な大雨になった。宇都宮では四日午前五時から二十四時間に二四五㍉降り、観測史上最高を記録。この大雨で県東部を中心に百六十三カ所で土砂崩れが発生、茂木町の逆川など中小河川がはんらん。茂木町で母子二人が生き埋めになって死亡したのをはじめ、益子町で小学生の男児、烏山町で主婦が土砂に埋まって死亡。また茂木、市貝両町で老人二人が濁流にのまれて水死したほか、茂木町で一人が流され行方不明になっている。五日午後五時現在の県警の調べによると、死者六人、行方不明一人、重軽傷四十四人、家屋の全・半壊七十九戸、床上・床下浸水五千四百九十三戸。四十一年九月二十四日の台風26号で死者十二人が出て以来の大災害になった。特に、死者三人を出した茂木町は中心部を貫流する逆川のはんらんで千八百戸が〝水没〟、全世帯の九割、四千四百余世帯が被災した。県は五日午前、災害対策本部（本部長・渡辺文雄知事）を設置し、茂木町に県内で初めて「災害救助法」を適用。同日夕には死者一人、家屋の全・半壊、床上浸水が二百七十二戸の益子町にも同法を適用し、両町の被災住民に食糧、水、毛布を配布するなど救援活動を始めた。このほか、東北新幹線、東北線が同日午前中ストップ、烏山線などローカル線も全面運休となり、電話、電気も県東部を中心に寸断された。また、道路、橋、農作物の被害も百五十億円を突破した。

（2・3面に関連記事、8面に写真グラフ）

茂木、益子に災害救助法

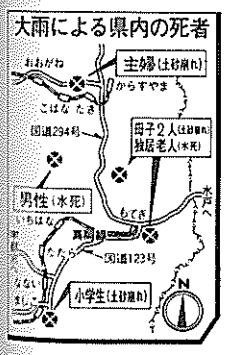

平野妙子さんと明宏ちゃん

五日午前二時五十分ごろ、益子町益子、会社員羽石竹夫さん(五八)方の裏山が幅十二㍍、高さ十㍍にわたって崩れ、羽石さん方に土砂が流入。十畳間に寝ていた妻の美代子さん(五二)と孫の益子小四年・利夫ちゃん(五ヵ)が生き埋めとなった。美代子さんを救出したが、利夫ちゃんは午前七時十五分死亡した。

真岡署の調べによると、羽石さん方は六人家族。羽石さんは一階の別の部屋に、また利夫ちゃんの両親と妹は二階に寝ており難を免れた。

同午前三時十分ごろ、市貝町杉山、農業沢村武さん(七〇)は、自宅近くの小貝川沿い道路で故障した乗用車を動かそうとしたところ、足を滑らせ小貝川に転落。約二百㍍流され、水死した。

同午前三時十五分ごろ、茂木町町田、工員平野新一さん(三八)方東側の山の斜面が高さ四㍍、幅約七㍍にわたって崩れ、平野さん方東側六畳間に土砂が流れ込んだ。このため同室に寝ていた妻妙子さん(三九)と長男明宏ちゃん（七カ月）が生き埋めとなり、新一さんの母ヤイさん(五八)の通報で消防署員が救出に向かったが死亡が確認された。

茂木署の調べによると、平野さん方は六人家族で、三部屋に分かれて寝ていた。土砂は妙子さん親子の部屋を直撃した。

同午前六時十五分ごろ、烏山町神長、農業岡崎博威さんの妻良子さん(四七)が、自宅の裏山の土砂で生き埋めになった。消防署員が救出に駆け付けたが、良子さんは午前六時二十分、窒息死した。

同午後二時五十分ごろ、茂木町茂木、無職河俣カノさん(六八)宅を捜索に来ていた県警機動隊員が水深二㍍のくぼちで水死体になっている河俣さんを発見した。

茂木署の調べによると、河俣さんは一人暮らしで、三日は埼玉県草加市の息子宅へ行って四日帰宅。同日午後十一時ごろ近所の人が電灯がついているのを確認したが、その後行方不明となっていた。

● 8月6日 栃木新聞

命奪った悪夢の一夜

10号猛威 町を寸断

母子ら4人次々犠牲

濁流に流されあお向けになった車や、ゴミの上に押し上げられた車＝茂木町で

茂木

五日午前三時ごろ、茂木町町田、農業、平野新一さん（三）方裏側の山が土砂崩れを起こし、平野さんの妻、妙子さん（三）と長男、明宏ちゃん（七カ月）は、寝ていた六畳寝室のアルミサッシ戸をぶち破って流れ込んできた土砂に押しつぶされて死亡した。

平野さんの父親、政身さん（三）らの話によると、最初「ドーン」という音がして、妙子さんらが寝ていた東側の部屋のドアを開けようとしたが開かないので、ドアをぶち破って中に入ると、部屋中泥だらけだった。祖内の十一人と救出作業をしたが、なかなかはかどらず、一時間ぐらいかかってしまったという。作業を手伝った一人は「妙子さんが明宏ちゃんを抱きかかえるように死んでいました」と、涙ながらに話していた。

行方不明になっていた茂木町茂木、無職、川俣カノさん（三）は、五日午後三時ごろ、自宅前の水浸しになった畑の中から水死体で発見された。近所の人の話によると、カノさんは独り暮らし、足腰が丈夫でなかったために、逃げ遅れたのではないかと話していた。

また同日未明、市貝町杉山、農業、沢村武さん（三）も川のはんらんによる鉄砲水に流されて水死した。

もはや壊滅状態に

松山収入役 「河川対策見直しも」

町全体が濁流に飲み込まれ、ほんろうされた茂木町。台風10号の影響が記録的な豪雨となり町中心部を流れる逆川のはんらんで、町住民の半数を超える人口が集中している中心部は、ほぼ全域が床上浸水等の被害を受けた。前夜からの激しい風雨に警戒はしながらも「まさか、こんなにひどいことになるとは…」と、大半の住民が予想をはるかに超えた被害に唖然としている様子だった。一時は大人の胸ぐらいにまで達した泥水が引いた後には、道路わきに流され逆さになった乗用車、上流から流れてきた材木、畳などが折り重なり、同町始まって以来の記録的な水害の爪あとを物語っていた。電気が、水が、電話が止まり、道路も各所で遮断され完全に孤立した同町で、住民たちはあらゆる面で復旧のめどが立たないまま、不安といらだちの一日を過ごしていた。

五日、茂木町役場に設置された水害対策本部によると、同町内で十二世帯の住宅が全壊、三十世帯が半壊し、百四十八人が住む家を失った。このほか、床上、床下浸水の被害を受けた住民は千八百世帯に達し、町は壊滅状態となった。

町始まって以来の大水害に見舞われた同町では同日、町長、助役が出張中で、松山芳孝収入役を先頭に全職員が対策に迫われていた。留守を預かる形となった松山収入役は今回の大災害について「逆川が危険になる雨量二〇〇㍉を超える三二〇㍉の雨が降ったので許容範囲を超えてしまった。バイパス等河川行政も見直さなければならないかもしれない」と話していた。

8月6日 下野新聞

襲う濁流、町沈む

茂木は一夜で廃虚

電気消え飲み水もなく

濁流に覆われ川と道路の区別がつかない茂木町＝5日午前8時、芳賀郡茂木町、共同通信ヘリから

車が、たんすが、小屋が…濁流と化したメーンストリートを流れる！。記録的な豪雨ではんらんした茂木町の逆川が五日未明、わずか数分間で町の中心部全域を飲み込んだ。「ゴォーッ」という地響きにも似た水の音とともに、町へ通じる道路はいたる所で寸断、町は陸の〝孤島〟に変わり果てた。そして、山が眠りについた母子を襲い、川は老女の命を絶った。商店街は完全に水没し、残ったのはガレキの山。過疎からの脱却を目指す人口三万人足らずの町は、一夜にして廃虚同然となった。

五日午前一時半ごろ、同町茂木、養護学校教諭栗田千津子さん(二a)は、「ゴー」という音で目を覚ました。すぐ東側は逆川だ。「ブク、ブク」と床から水が吹き出したとたん、水位は一気に胸まで達した。

二階に逃げるのが精一杯。窓から見下ろすと、車や家具が濁流に押し流され、川と道路の区別がつかない。「ミシ、ミシ」と柱がきしむ。「いつ家が流されるか」と、口びるをふるわせた。

町の中心部を通る国道123号は、逆川のはんらんで同日朝まで、深さ一・五㍍の〝川〟と化した。町の真ん中を走る逆川が、民家をのみ尽くすのに時間はかからない。

国鉄茂木駅近くに住む無職秋山武さん(六九)は、消防団の「逃げろ」の声で跳び起きた。間もなくタタミが盛り上がった。「鉄砲水だ」。必死に逃げ出し、近くの公民館へ。「こんなことは町始まって以来だ」と、水びたしの家の前で立ち尽くした。

逆川が襲ったのは、家屋や車だけではない。同町茂木の無職河俣カノさん(六九)は、同日未明、降り続く豪雨に不安を抱き庭先に出た。そこへ運悪く、逆川の水が。くぼ地の庭はアッという間に〝池〟となった。河俣さんは、それきり姿を見せなかった。

一方、多数の犠牲者を出した集中豪雨は、町の機能も完全にマヒさせた。電話、電気、水道がストップしたほか、町に通じる国道123号が冠水、国道294号が土砂崩れで不通。一時、町は他市町村から全く入れない状態となった。

NTT茂木局の交換室にも大量の水と泥が流れ込み、同局では町民センターに仮設電話二十四台を設置したものの、完全復旧までは一週間はかかるという。町役場内の緊急用無線電話も、一階が冠水したため昼すぎまで不通。さらに茂木署の警察電話も使用不能になり、一時は警察無線だけが唯一の通信手段となった。

電気は午後から再送電され明かりのない夜だけは免がれたが、水道やガスはまだ復旧のメドが立たない。水道は配水管が至る所で破損、手都宮市と自衛隊のタンク車が出動。一世帯にバケツ一杯の水を給水するのがやっとだ。

都市ガスの普及していない同町は、大水で各家庭のプロパンガスが流されてしまった。「プロパンガスがあちこちで吹き出し、危険な状態が続いた」(役場職員)という。

生活手段を失った町の住民は、残ったガレキの山を見つめるだけで、どこから手を付けていいか分からない。「住む所もなく、店の機械もパンも家具も全部流された。あすからどうして生活したらいいか…」中心街でパン屋を営む大場俊夫さん(三八)は、今後の生活に不安を隠し切れない。

一方、町はずれでは土砂崩れの被害が相次いだ。同町町田、工員平野新一さん(二八)の妻妙子さん(二九)は昨年暮れに生まれたばかりの長男明宏ちゃん(七カ月)と、自宅東側の六畳間で寝ていた。同日午後三時ごろ、突然「ドン」という音とともに、地盤の緩んだ山の土砂が寝室になだれ込んだ。一瞬の出来事で、家族を助け出す間もない。妙子さんは明宏ちゃんをかばうように抱きかかえ、二人とも息を引き取った。鹿沼市の実家から駆け付けた、妙子さんの実母石原明子さん(五九)は、「お盆に行くよ」と電話があった[illegible]

然自失の様子だ。

妙子さんは今市高時代、ホッケーの選手として活躍、栃の葉国体にも出場したことがある。

水や食料など救援物資次々

県は五日、災害救助法を適用した茂木、益子両町と二宮町に水や食料など救援物資を送った。

茂木町には、上水道が壊滅状態になったため陸上自衛隊宇都宮駐とん地の給水車をはじめ、鹿沼市、小山市、茨城県の東電石岡支店の給水車七台(総容量一九・八㌧)を派遣、真岡市の水源から水をピストン輸送した。

益子町には国分寺町の、二宮町には足利市の給水車が派遣された。

食料については、茂木町の対策本部にレトルト食品七千六百食、パン五百食、牛乳五百本などが届けられた。益子町については同じく千食が届けられた。

また、日赤県支部から、茂木町に毛布三百枚、日常生活用品三百人分、益子町に毛布百五十人分、布団十九組が送られた。

町長出張、収入役ら陣頭指揮

突然の泥濘(でいねい)の浸入にさらされた町役場は、終日職員が清掃作業に当たる中、慌ただしく関係者が出入りした。

町は役場二階に水害対策本部(本部長・阿部武史町長)を設置したが、阿部町長は秋田県に出張のため不在。早朝に現地をたち茂木町へ向かったが、夕刻にも着けず、留守を預かる檜山収入役、高根沢教育長が陣頭指揮をとった。

不眠で警戒に当たった町役場は、水が引いた後でも泥の海。出勤してきた職員は、朝からモップを手に水や泥のかき出しに当たった。

逆川の水で削り取られていくわが家で心細げな主婦

● 8月6日
サンケイ新聞

泥の海、田園の町 茂木

黒い水　一時は胸まで押しよせた水は、５日朝になって、ようやく引き始めた。商店のガラス、シャッターは壊れ、自動車はメチャメチャ。濁流の残したツメ跡はあまりにも大きかった＝茂木町で

まるで湖　国道２９４号線も、周りの田んぼも、水にすっぽり。車は立ち往生し、ドライバーは途方にくれるばかり＝烏山町向田で

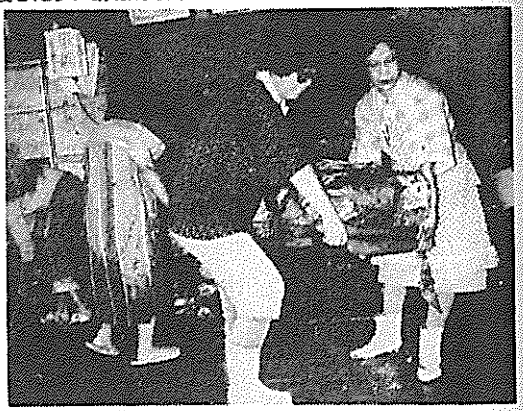

さあ復旧　「わあ、ビショビショだわ」一床上まで水に浸され、ぼう然自失としていた町民たちも、気をとり直して、家財道具を運び出す＝茂木町で

グシャ　牙をむいて押し寄せてきた水に、家屋はひとたまりもなかった。一瞬のうちに傾き、自然災害の恐ろしさを象徴するかのようだった＝茂木町で

●8月6日 東京新聞

温低豪雨 県内に大きなツメ跡

ガレキの山とほこり

茂木町 街全体に漂う悪臭

五日未明、県下を襲った三〇〇㍉を越す豪雨は生き埋めなどで死者六人、一人行方不明という被害をもたらして去った。その傷跡は深く、各地で中小河川がはんらんして家屋の浸水が相次ぎ、県は特に被害の大きかった芳賀郡茂木町に自衛隊の出動を要請するとともに、災害救助法を発動して復旧に乗り出したが、各地に残した水魔のツメ跡は容易に消えそうにない。

逆川のはんらんで川と道路の区別がつかない茂木町―午前8時、本社ヘリ「わかづる」から

被害の最もひどかったのは逆川がはんらんして町全体が水びたしになった芳賀郡茂木町。たたきつけるような雨で電気は消え、電話が不通になった暗黒の中、通常五〇―六〇㌢の水かさしかない逆川が四・八㍍と観測不能になるほど増水。濁流が堤防を越えてどっと町内へ流れ込んだ。

商店が立ち並ぶ同町茂木の中心街は床下から台所、床上とみるみる浸水。町全体が濁流の中に孤立した。家財道具、商品を二階に上げたり、また約二百世帯の町民が着のみ着のままで町民センターや茂木小へ避難した。陸の孤島と化した町との連絡はほとんど途絶え、わずかに残された町役場の電話から〝SOS〟が県に届いたのは午前三時を回っていた。

町当局からの要請で夜明けを待たず陸上自衛隊宇都宮駐屯地の隊員四十五人がボート十そうを積んで現地へ向かったものの、茂木町に通ずる国道123号線をはじめ幹線道路がいたるところで冠水して寸断され、う回にう回を重ねて三時間半もかかって現地に到着したのは午前七時半過ぎ。泥水につかった町内で早速救助作業に当たった。

日が昇るにつれて濁流も一寸刻みで引き始めたが、町内は見るかげもないがれきの山。集中豪雨がウソのように晴れ上がって真夏の太陽がカンカン照りつけ古い町並みは一変して茶褐色と化し、今度はほこりがもうもう。一面悪臭が漂い惨々たる状況だ。夜半から濁流との闘いで疲れ切った町民はみんなぐったり。外に並んだ家財道具の後片づけも容易に進まないまま太陽は西へ傾いていった。

無料の公衆電話 伝言サービス

NTT栃木支社

NTT茂木電話局の電話交換機が浸水で作動不能となり、茂木町の電話五千四百回線全部が通話できなくなった。このため、NTT栃木支社は五日、臨時回線を設け、町民センターに十四台、茂木局に十台の電話機を配備し、公衆電話として無料開放した。

また無料の伝言サービスも始めた。茂木町外の人が、被災した親類や知人に連絡するためのもので、まず宇都宮電報電話局＝電話0286(24)2525＝へ電話などによって伝言内容と、あて名を依頼。宇都宮から茂木の局へ伝言をファックスで送り、茂木局から該当者へ配達するシステム。午前八時四十分から午後七時四十分まで受け付け、午前八時四十分から午後八時まで配達をする。茂木局が開通するまで続ける方針。

このほか、緊急対策として通信衛星を使って二百四十回線が利用できるようにするとともに、一週間以内に八百回線と二万回線の移動式交換機を配備し、町内全回線を通話可能にしたいとしている。

国分寺町から給水車

芽子町民に出動

下都賀郡国分寺町は五日午後、購入したばかりの給水車を芳賀郡芽子町に出動させ、一般町民に給水を開始した。県からの要請によるものだが、若林英二町長は「二十一年前の四十年七月十六日、ひょう害で農作物が全滅した時、野菜など救援物資や見舞金をもらった。その恩返しになれば……」といっていた。

流木やゴミで遮断された真岡線の踏切―茂木町で

被害額は169億円

5日午後3時現在の集計

県災害対策本部が五日午後三時現在で集計した台風10号による被害は、芳賀郡など県東部を中心に公共土木関係百三億五千百万円、農作物関係四十四億五千五百万円など総額で百六十九億二千四百万円、家屋浸水六千三百八十四棟に達した。これは五十七年九月の台風18号による百六十三億六千二百万円を上回る過去最高の被害で、被害調査の進行や減水による被害個所の増加などで今後、被害額は大幅に増える見通しだ。主な被害状況は次の通り。

【人的被害】▽死者六人（茂木町三、市町村、真岡市各一）▽行方不明一人（茂木町）▽負傷者四人（益子、馬頭町各一）

【家屋】▽床上浸水二千百七十二棟（茂木町千二百棟、益子町二百五十五棟、その他）▽床下浸水五千三百四十九棟（芳賀町千五百棟、真岡市五百棟、高根沢町四百七十四棟、西那須野町三百六十棟、矢板市三百五十棟、その他）

【公共土木施設】▽県関係＝河川（護岸の決壊）七百八十六カ所、砂防（同）五カ所▽道路（路肩崩落、がけ崩れ）二百十カ所、橋りょう（河床流失）二十三カ所▽市町村関係＝道路など六百十八カ所。県、市町村被害額十億三千五百万円

【林業施設】▽治山七十九カ所▽林道五十九カ所▽その他十五カ所。被害額十億二千万円

【農業施設】▽農地（水田の流失、土砂流入）四百五十四カ所▽施設（水路、農道欠損）百九十カ所。十億九千八百万円

【農作物】水田その他農地の冠水など被害面積一万七千百八十二㌶。主な被害作物は水稲、大豆、飼料など。被害総額四十四億五千五百万円で、主な被害地域は芳賀地区二十五億九百万円、河内地区六億三千三百万円、塩谷地区三億九千三百万円

● 8月6日 毎日新聞

寝込み襲った濁流

冠水現場をルポ

泥水に浮く茂木町

「茂木が洪水。山崩れで母子生き埋め」――。午前四時前ごろ、支局から呼び出し電話が入った。あわてて飛び起き宇都宮から国道123号を突っ走ったが、途中道路は冠水、芳賀町の五行川にかかる橋上を水が流れ、走るのがやっと。どうにか七時ごろ茂木町の国鉄真岡線踏切にたどりついた。いつもなら三十分ちょっとなのに三時間もかかった。しかし、ここから車はストップ、町の中には入れない。小高い空き地に車を止め同町茂木の町並みを水につかりながら約一㌔ウロウロ。町中は道路も各所で寸断され、自衛隊宇都宮駐屯地から救援隊が到着したのは午前七時半過ぎ。国道123号と国鉄真岡線の踏切より東側の中心街地は濁流に洗われ、路上を川のように流れる泥水をぼう然と見つめる町民や浸水した一階部分で家具などの後片付けにとりかかる主婦などの姿が見られ「百年に一度の大水害」と八溝山系南西端の山あいの町を襲った災害にがっくりしていた。

真岡線に沿って流れる逆川は谷底いっぱいに泥流を広げ、中には完全に孤立した家屋も。同町の中央商店街は、午前四時すぎごろから水深約一・四層の水に浸り、急流で神社の石垣や垣根が壊され、軒下に置いてあった自動販売機はほとんど流されてしまった商店もあった。

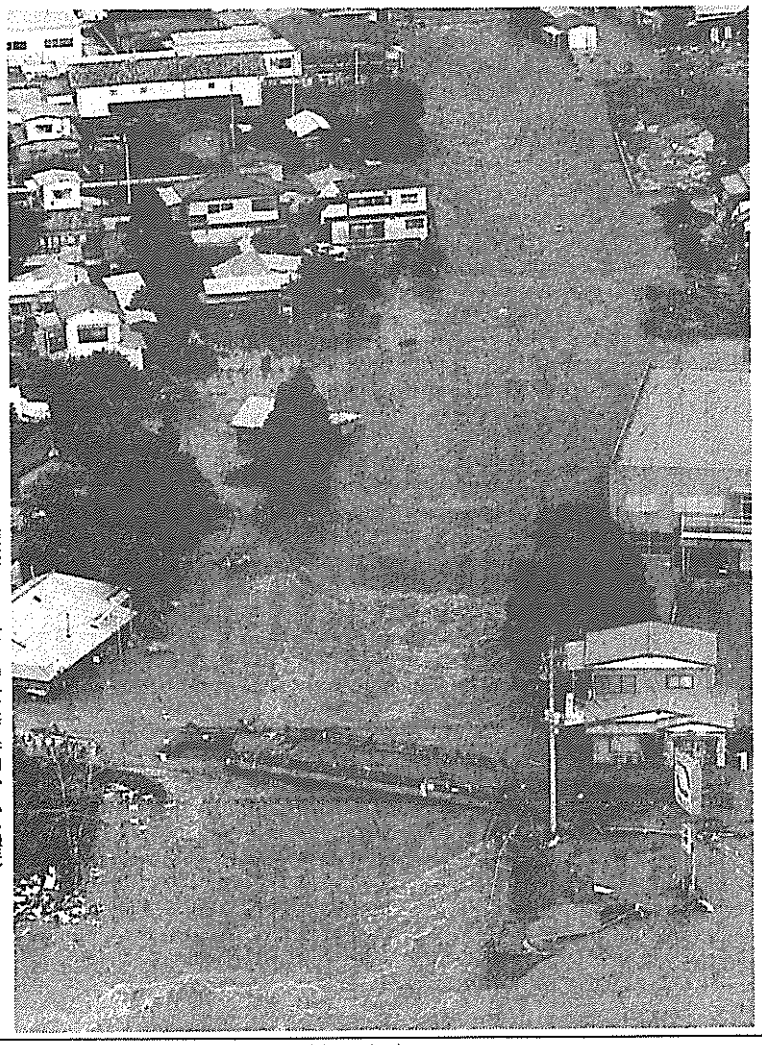

はんらんし逆川からあふれ出た濁流は橋を壊し家々の土台をえぐった（茂木町で5日午前8時半、毎日新聞ヘリから撮影）

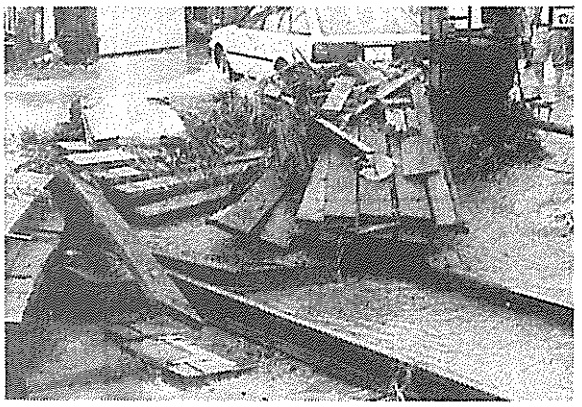

泥水に困った表情の住民（5日午前7時半撮影）

救助の自衛隊員も立ち往生

町の中央を走る国道には、未明から大型トラックなどが立ち往生、駆けつけた自衛隊員も思うように動けない様子。水をはね上げて流れに入っては引き返す乗用車も後を絶たず、大混乱。

「これじゃあ、復旧まで一カ月はかかるわ」と床の泥水をほうきではき出す主婦、「これは売り物にならない」とボヤく洋品店主。ショーウインドーを破った濁流に押し流された乗用車を心配そうにのぞき込む新車ディーラーなどさまざま。

「この町には、ケーブルテレビがあるのですっと見ていたが、午前三時前に切れてしまった。その後、有線放送で避難を呼びかけられたが、二階に逃げ込むのがやっとだった」と口をそろえ、寝込みを襲った大水害に驚くばかり。

宇都宮支局　阿部　善男記者

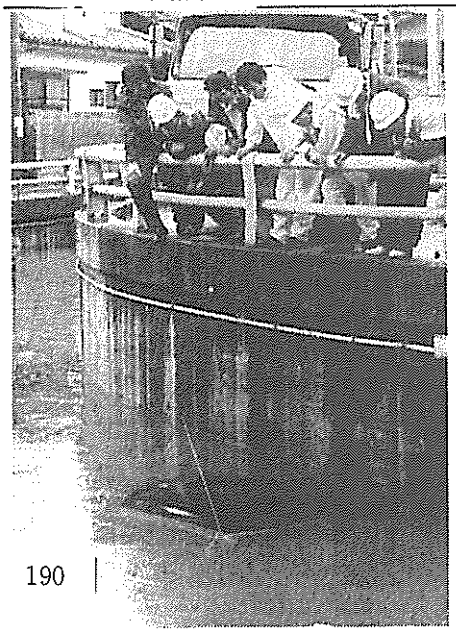

宇都宮市内の道路もドップリ冠水。国道ガード下の県道では、乗用車が屋根だけ見せていた（同市築瀬で、5日午前7時40分撮影）

国鉄真岡線は4日夜から不通。茂木駅わきの踏切は濁流が運んだ板切れなどで埋まった（5日午前7時40分撮影）

町覆う汚泥ガレキの山

豪雨禍の茂木 復旧へ動く

道路、依然各所で寸断

電話混乱 断水も深刻

台風10号崩れの温帯低気圧による豪雨で壊滅的な打撃を受けた茂木町。水道、電話などがストップしたまま不安な一夜を明かした町民は、六日早朝から後片付けに追われた。この日は、豪雨とは打って変わった快晴。朝から真夏の太陽が照りつける中、ブルドーザーや大型トラックが走り回り、住宅地や商店街から次々とごみを運び出した。各地から義援の救援物資なども次々と届けられるなど、町民に明るさが戻ろうとしているものの、交通や通信機関は依然として混乱が続いており、町に平静が戻るのはかなり先になりそうだ。

伝染病予防のため消毒作業を行う保健所職員

ごみ撤去・防疫

泥水をかぶり使えなくなった畳、家財道具、衣類などが各家の軒先に山のように積まれ、道路にまではみ出してスムーズな通行を妨げていたが、町は六日からごみ類の撤去作業を始めた。この日はダンプカー十五台、ショベルカー五台、ブルドーザー二台を動員、町の中心街を走る国道123号を中心に次々にごみを運び出した。

これらのごみが集められるのが同町北西にある並松総合運動公園予定地。ふだんなら町の中心から車で十分とかからないが、町中が交通渋滞のため、運搬に一時間以上もかかるありさま。このため撤去作業がはかどらず、町のいたるところにごみの山が残っていた。

一方、汚水混じりの雨水が住宅内に流れ込んだことで、いちばん心配されるのが伝染病。真岡保健所は近隣の保健所の応援を得て、冠水世帯の消毒を行った。二人一組で二十班を編成し、トイレや床下、浄化槽などにクレゾールを噴霧。このほか保健婦六人が各戸を巡回し、住民の健康チェックをしたり、衛生面での生活指導を行った。

救援物資

町民センターの別館ホールには、県内の行政機関や民間会社など千数団体から次々に救援物資が届けられた。ホールいっぱいに山積みされた物資は、毛布、インスタント食品、衣類、日用品など。

朝早くから車や一輪車で物資をもらいに来た町民は、家族の人数分だけを積み込むと、慌ただしそうに自宅に向かっていた。同町入郷の吉田土良子さん(五六)は「私の家は冠水しませんでしたが、親せきの家では布団や衣類などすべてが泥水をかぶり困っています。毛布や衣類などは非常に助かりますね」と、ビニール袋の中に衣類を詰め込んでいた。

救援物資の中で、いちばん人気のあるのが毛布。六日までに日本赤十字社などから三百三十枚が届けられたが、午前中になくなってしまった。対応に追われている町役場職員は「あと千枚ほど届けられるはずなんですが…」と、物資の到着を心待ちにしていた。

救援物資として届けられた衣類の山。会場は主婦たちでごった返した＝同町茂木の町民センター

商店街の対応

壊滅的な被害を受けた茂木町の商店街の復旧には時間がかかりそうだ。泥のがれきの山を前にした店の奥で、店主たちはガックリ肩を落とし、泥まみれの手伝いの人たちがかいがいしく働く。家財道具から畳、生ごみ・さまざまなごみ類が道端に積まれていくが、炎天下で腐臭を発し始めている。

特にひどいのが食料品店。店内の商品はもちろん機具類が水に漬かり、使い物にならない。檜山明宏さん(四八)経営の食肉店では、冷凍庫の扉が壊れ、ショーウインドー三本が水に浮いた。そのほかスライサー、チョッパー、フライヤーとあらゆる機具が泥漬けに。檜山さんは「全部新しくするけど大変だ。料理店からの注文も断ったし、客も当分来ないだろう」とあきらめ顔。

昼夜兼行のオンライン復旧作業などで金融機関は営業を始めたが、スーパーなどの店も閉店状態で、町民への食料供給は難題となっている。

こうした状況で、町は同日、町内の商工業者を対象とする特別融資制度を設ける方針を明らかにした。一世帯三百万円を限度に融資し、町が二分の一の利子補給するもので町の財政調整基金を財源とすることを考えている。阿部武史町長は「とりあえず農家の方は共済金で対応してもらう。まずは商店街の復興が急務」と話しており、町議会で可決、あすにも決定させる方針だ。

町商工会主催の納涼大会（十五日予定）は中止、九月に予定されていたふるさとまつりも延期の見込みだ。

日通の ペリカン便

道路・鉄道

ツメ跡は深く、交通網は依然混乱したままだ。

国道の土砂崩れなど重点個所の復旧を優先させているが、土砂崩れや路肩崩壊で寸断された個所は大小数多く、完全復旧にはほど遠い。

電話回線の不通で安否を気遣う親類が町内へ押し寄せていることもあり、交通事情は悪化する一方。町の中心部の道路は狭い上に道端にガレキが並び、これに復旧用の大型車の通行が拍車をかけ、身動きのとれない車が相次いだ。

町の大幹線・国道123号も大矢場、増井の町への入り口地点で大渋滞。このため町は「復旧作業をスムーズにするために」と警察と協議、町中心部への大型車の交通を規制した。

水道

泥水が引いた町内は、水道管が各所で寸断され水不足に。町水道課職員の必死の復旧作業により、上水道の入っている三千五百世帯のうち七割までが六日中に復旧した。しかし、簡易水道が二百世帯入っている飯野地区は、水が引くのが遅く現地調査さえできない状態で、復旧のめどはまったく立っていない。簡易水道が八百世帯入っている須藤地区も約三割が復旧した程度。

このため自衛隊、宇都宮市が給水車二台、鹿沼市、国分寺町が給水車一台ずつを出して町内を回っている。給水は一人バケツ一杯が原則で、飲用水がやっとの状態。町民は水に苦しみ続けている。

電話

NTT栃木支社は六日、茂木町に三百五十人の職員を投入、復旧作業にあたった。不通になっていた五千四百回線のうち、午後三時現在で千七百三十回線が開通した。内訳は、逆川（七百回線）、茂木北（六百回線）の両局が全面復旧、茂木局が四百三十回線で仮開通ながら通話できるようになった。同支社は、電子交換機を使用し、九日までに全面復旧させる予定。

伝言サービスは、同日午後三時までに千百五十通の利用があったが、開通した逆川、茂木北局については中止、茂木局については引き続き実施する。同支社は、非常に混雑するため、重要通信のみの利用を呼び掛けている。受け付け電話番号は0286⑳25。

綜合住宅資材
木材・建材・銘木・建具・看板資材・内装工事全般
建設業登録 栃木県知事許可(一般58)第13537号
株式会社 篠崎材木店
本社／宇都宮市二荒町（日野町通り）☎0286(33)4366(代)
営業所／宇都宮市上大曽町359（木材部）☎0286(26)8451

不明の男性 手掛かりなし

五日未明、茂木町増井の林橋付近の逆川で行方不明になった男性を捜すため、茂木署と県警機動隊は六日、林橋から下流の那珂川との合流点（茨城県境）まで六キロにわたって捜索したが、手掛かりはなかった。

捜索は同日午前九時から午後四時まで、救命ボート二隻を使い、警官百人が出動して行われた。また、パトカーを使って茂木町内に広報したが、発見者など新たな情報はなかった。

道路の間に宙づりとなった。和泉さんは胸や顔を打つ二週間のけがをした。

烏山署の調べによると、和泉さんが約三十ｍ手前からある三カ所の道路規制、バリケードを無視して進入したのが原因。和泉さんは会社から帰宅途中だった。

保険料払い込み猶予

生保各社が特別措置

生命保険各社（二十八社）は六日、台風10号によって災害救助法が発動された地域の契約者に対して(1)契約者から申し出のあった場合保険料の払い込みを最長六カ月間猶予する(2)保険料支払いや契約者貸し付けについて請求手続きを簡素化する―ことを決めた。

栃相銀も緊急融資

栃木相互銀行は六日、茂木地区で発生した水害の被災者に対し、緊急融資を行うことを決めた。融資限度額は三百万円以内で、融資期間は六十二年十二月末まで。利率は五・五％。担保は不要だが、保証人が一人必要。申し込みは六日から九月三十日まで同行茂木支店へ。

県、職員8人を派遣

県は六日、豪雨災害で災害救助法が適用された茂木、益子、芳賀の三町に対して県民生活部の職員計八人を派遣した。八人は各町役場に詰め、町職員の応援に当たるとともに、各町ではどんな災害援助物資が必要かを県に連絡する。県民生活部（旧民生部）の職員が災害救助で市町村に派遣されたのは初めて。

●8月7日　栃木新聞

"茂木救え"支援続々

まず水、食料、医療
生活の立て直しへ

茂木町民は一昼夜明けた六日、災害の後片付け作業など復旧に向けて動き出した。各地から救援物資が寄せられ、県や県内各市町村も自分たちの災害を乗り越え、同町への支援を始めた。復旧にはまず、水や食料、医療など町民の生活を支える基本的な条件が必要。激災地・茂木町の現状を追ってみた。

電話

電話回線に壊滅的な被害を受け、茂木町は町外との通信手段を失った。町外の親せきや、仕事の関係者との連絡がつかず、同町の住民はいらだちの中で災害から二日目を迎えていた。最低限必要な電話連絡をと、NTT栃木支社では、五日から六日にかけ、同町役場や町民センターなど数カ所に特設の無料公衆電話百十五台を開設、茂木局管内では衛生面に対する不安の声が出ている。水害の後には、チフスや赤痢など伝染病が発生する危険性があるため、同町の水害対策本部では、喜岡保健所などの応援で六日、浸水した家屋や周辺の消毒作業を開始した。対策本部では、同日からきょう七日にかけて町中心部を重点としたクレゾール液の散布を行うとともに、佐野市、田沼町、葛生町からトラックで運ばれた石灰六百袋の散布も実施する予定で、伝染病など水害に伴う"二次的被害"の防止を行っていく。

防疫

町中心部がほとんど泥水につかったため、住民の間から[illegible]民の通信手段確保に作業のピッチを上げている。また、五日夕から開始した住民に対する伝言サービスは六日午後五時現在で千百五十通を受け付けているが、約七割は親せきられている。また、茂木北局、逆川局管内では合わせて千三百回線が復旧したため、この地域での伝言サービスはとりやめとなる。伝言サービスは☎0286（24）2525。

大水害のあとの心配は病気の発生、消毒にあたる防疫班員の表情も真剣

医療

町内の病院は泥水につかり医療器具のほとんどが役に立たなくなった。入院患者のある茂木中央病院ではどうしても動かせない四人の患者を残し、全員自宅等に一時帰宅の措置を取ったが、残った四人にしても満足な治療ができない。

災害直後から喜岡日赤病院が医師、看護婦七人を連日投入。役場前の仮設テントでけがや病気で運ばれてくる患者の治療にあたっている。五、六両日で治療を受けた人数は二百五十人。大半が災害の後片付けなどでけがを負っている。

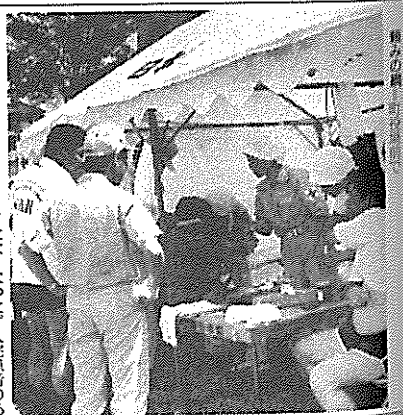

救援物資

各地から続々と町民会館に救援物資が届く。着る物も食べる物も泥水にのまれた町民だが、復興に向けて後片付けをする顔は明るい。それを支えているのが救援物資だ。

災害直後から企業、団体、政党、個人などから寄せられたおにぎり、パン、清涼飲料、塩、たばこ、レトルト食品、毛布、電灯、洋服などの各種の救援物資が続々と町民会館に運び込まれている。六日には県からパン二千個、米六㌧も届いた。中には都内の個人から送られたものもある。

しかし、米や野菜を泥水にのまれた町民にとって十分とはいえない。係員は「後片付け作業で遅れてきた人の中には食べ物をもらえなかった人もおり、下着がなくて困っている女性もいた」という。

給水

水道管が破壊され、取水場が冠水し、三千五百世帯全戸が断水となった。水は町民の生命線。自衛隊の給水車四台をはじめ宇都宮市、鹿沼市、国分寺町などから続々と給水車が対策本部に到着。町民に給水するため町内や山間部の被災地に出かけていく。

一方、町はメーカーの協力を得て水道施設の復旧に全力を挙げている。同町には上水道一カ所、簡易水道二カ所の施設があるが、上水道では六日までに七割を給水、七日中には復旧するメドが立った。

対策本部

災害対策本部長の阿部武史町長は六日午前、水害で亡くなった人の遺族を弔問した後、町内の被災状況を視察し、「町民には希望を捨てずに頑張ってほしい」と述べた。

阿部町長は今回の水害について「茂木の有史以来の出来事であり、こんなに大きな被害になるとは予期できないことだった」と述べ、当面食料、電気、水など生活に最低必要な対策に全力を挙げるとし、並行して復興のための救済措置の必要性を強調した。

議会

町議会は六日午前九時、臨時に全議員を招集した。阿部武史町長から現状報告を受けた議員はこの後四班に分かれ全町内の被災状況を視察。この日午後、それらの結果を持ち寄って今後の対策を協議した。桧山正雄議長は「当面、道路など直接生活に結びつく問題から対策を検討したい」と言っている。

8月7日 栃木新聞

再生へ懸命の復旧作業

豪雨禍の茂木

泥まみれの中心街
ゴミと一緒に商品山積

道路は大渋滞

猛暑の復旧活動　不安、いらだち、暑さ…。住民の懸命の作業が続けられる

道路両側にゴミの山、家の中にまで入り込んだ汚泥、売り物にならなくなった商品――大水害の傷跡がなまなましく残る茂木町。予想外の大洪水から丸一昼夜を不安とやり場のない憤りの中で過ごした同町の住民たちは、六日朝から一斉に家屋や道路の後片付けを開始した。町中心部を貫く国道一二三号線をはじめ、町内の道路はいたる所で復旧作業のトラックやブルドーザー、被災者を見舞うための一般車両などで大渋滞。外部から町中心部に入ろうとする車が長蛇の列をなした。町全体が混乱する中で、町の水害対策本部を中心とした救援活動が前日に引き続き行われた。「水が足りない」「食事の支度も満足にできない」「電話はいつになったら…」など、大打撃から立ち直ろうとする住民たちの訴えは切実だ。

町役場二階に設けられた水害対策本部には、朝から町内各所の住民が次々と訪れ、被害状況をはじめ、それぞれの窮状を訴えていく。道路の欠損、山崩れによる田畑への土砂の流入など、大水害による様々な被害が報告されるが、住民の対応をする町職員によると、床上まで浸水した町中心部の住民は、自分の家の後片付けに迫われている状態で、被害報告をする暇すらないらしく、訪れるのは大半が人家の被害が比較的軽い周辺地区の住民だという。

浸水による被害が最も大きかった町中心部の国道一二三号線の両側に並ぶ商店街では、各商店の前に泥水で売り物にならなくなった商品がゴミと一緒に山積みにされ、各店とも店舗内の汚泥を洗い流す作業から手をつけていた。五日未明の浸水時には「商品より命が大切」と避難を優先させた商店主たちも目の前に山積みされた"売れない商品"には無念の表情。「商品の九割がだめになった。損害は三千万円近いかもしれない」という靴店の経営者Aさんは「火災保険には入っているが、まさか水害に遭うとは…」と、思わぬ大水害にやり切れない思いをつぶやくようにしていた。

同町に向かう道路はほとんどが大渋滞。ニュースで同町の惨状を知った同町出身者や住民の親せきなどが車で一斉に詰めかけてきたためで、わずか数百メートル進むのにも一時間近くかかる始末。このため、目的地までの車の乗り入れをあきらめ、見舞いの荷物を持って歩き出す人が続出した。国道二九四号線を町中心部の約一キロ手前から歩き始めた益子町の染物業、日下田正さん(四〇)は「おばあさんが茂木町に住んでいるので心配で…。食料と水、消毒薬などを持ってきたんですが、渋滞が激しいので、益子町より茂木の方が被害がひどそうですね」と話しながら炎天下を町中心部に向かって急いでいた。

不明の男性発見できず

一方、目撃者の話から行方不明が心配されている一人の男性に対する捜索活動も茂木署、同町消防団、県警機動隊によって前日に引き続き午前八時半から逆川下流で行われたが、この日も発見されず、また行方不明者の届け出もなかった。

● 8月7日　栃木新聞

家財、商品が全滅…

「食料、電話早く」窮状訴える住民

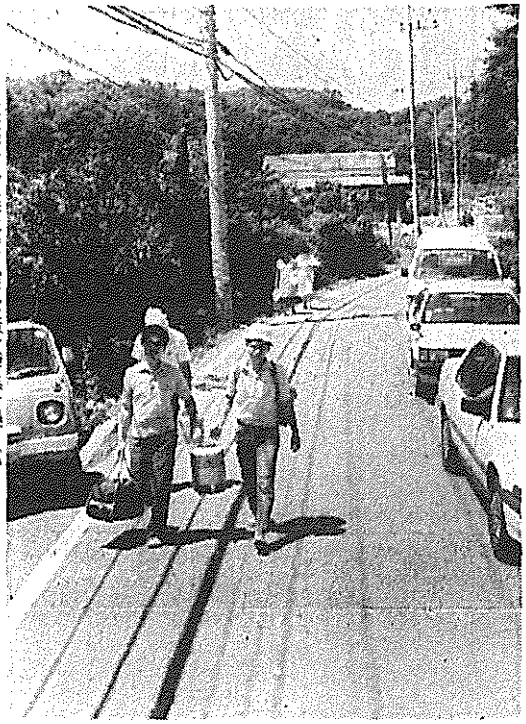

被災地へ。渋滞に巻き込まれた車を捨て歩き出す人も…＝8日、茂木町坂井・国道294号線で

茂木町仲町、西川ストア（洋品店）店長、西川精一さん（主）　店の品物はほとんど全滅。と言っても天災だから仕方がない。きょう取引先や店員に手伝ってもらってやっと後片付けを始めたばかり。できるだけ早く店を再開したい。

同町大町、会社員、三村亮夫さん（三）　家にはかろうじて仏壇が残っただけ。畳から布団、食べ物までみんな使えなくなった。昨夜は一家四人で親類の家に泊めてもらい、きょうみんなに手伝ってもらって後片付けをしている。中学二年と小学二年の女の子がいるが、今一番欲しいのは学校の教科書。

同町上欠田、阿部酒造店店員、渡辺達雄さん（主）　工場の中に入った泥がヘドロ状になってしまい困っている。朝早くから泥をかぶって使えなくなった日用品や機械などの片付けをしているが思うように進まない。

同町西郭内、馬籠製めん所経営、馬籠カツさん（五）　朝から家族全員で部屋の中に入った泥を洗い流している。一晩の間に二十五枚は全部泥水をかぶってしまい使えない。工場の製めん機も当分動かせそうにない。町から食料の配給があったが、もう少し量を増やしてほしい。

同町下郭内、チャーム美容院経営、工藤佳津江さん（三）　ドライヤーやステマーなどの電気製品は水にぬれて使えなくなったが、日用品で使える物は泥を落として使いたい。電話が不通なので一日でも早く復旧してほしい。

死者・不明は20人

警察庁が六日午後五時現在でまとめた台風10号に伴う大雨の被害は、関東、東北など一都十五県で死者十八人、行方不明二人、負傷者六十四人となっている。死者の内訳は、栃木六人、茨城、宮城各四人、福島三人、静岡一人。行方不明は栃木と岩手の各一人。そのほかの主な被害は次の通り。

▽住家全壊二九棟▽同半壊九二棟▽同一部破損一、二三三棟▽床上浸水二七、二六〇棟▽床下浸水五七、一八七棟▽道路損壊九、七五八カ所▽堤防決壊一〇三カ所▽山・がけ崩れ一、二八七カ所▽鉄軌道被害三四カ所▽船舶被害九隻

● 8月7日 サンケイ新聞

本格的な復旧作業始まる 茂木町

一戸一戸を消毒

家財道具など ゴミも少しずつ片付く

台風10号から変わった温帯低気圧による大雨で、中心部を流れる逆川がはんらんし町中が濁流につかった茂木町は六日から、本格的な復旧作業が始まった。ドロまみれの家々は消毒され使いものにならなくなった家財道具などのゴミも少しずつ片付けられた。だが大水害の〝爪あと〟は大きく、街角は至るところうず高く積まれたゴミだらけ。町が元通りになるのにはかなりの時間がかかりそうだ。

「商品の九割はダメになりました」—はんらんした逆川に近い町役場のすぐわきで、衣料品デパート「いはら」を営む井原英雄さん（53）は、他人事のように淡々と口を開いた。天井近くまで水がつかったという店内はまだドロ水の跡が残り、次々と運び出されるドロまみれの衣服は、トラックに積まれてゴミ捨て場に運ばれる。

「被害は三千万円以上になるでしょうか。夏物は全部ダメになったので、営業を始めるのは九月半ばからでしょう。三百万円やそこらの損害なら悔しいとも思うんでしょうが、ここまで徹底してやられるとも う…」。こう話しながらも、休む間もなく、ホースで店のドロを洗い落とす。

〝水没〟から一日たった茂木町は、住民たちが本格的な後片付け作業に入った。濁流が勢いよく流れる逆川も、橋げたの二㍍下まで水位が下がり、流れついたゴミが両岸を埋める。なかにはどこから流れてきたのか、卒塔婆まで。橋の上は近くの住民のゴミ捨て場と化したためブルドーザーが次々とトラックに乗せ、〝ゴミ捨て場〟になった町営運動場に運んだ。

逆川のすぐわきにある鬼沢松太郎さん（70）＝無職＝の家は、一階の畳や家財道具がすべてドロをかぶってダメになりがらんどう。「直さなければ、しようがないけど、三カ月はかかるでしょう。当分、二階で暮らすしかないですね」と話していた。

ゴミと化した商品が次々にブルドーザーで捨てられていく＝茂木町で

◇

こうしたなか、町や県による本格的な復旧作業が始まった。町では真岡保健所などの職員約五十人が一戸一戸を回り、防疫のためクレゾールを噴霧して歩いた。五日夜に電気が復旧したのに続き、六日には水道も一部で使えるようになった。芳賀地区広域行政事務組合のバキュームカーも集結し、くみとり作業も進んだ。

町民センターには県や企業などから、続々と救援物資が届いた。清涼飲料水、おにぎり、古着、タワシ、洗剤、米や食塩、災害救援品…。町民が次々に訪れては持ち返る。役場や警察などを中心に電話も一部で復旧した。NTT茂木局には東京などからトレーラーで非常用交換機が運び込まれ、十日ほどで全面復旧を目指して作業が進められている。町内には臨時電話百三台も備えつけられた。

町役場では大半の職員が国道などの土砂崩れの現場へ出向き、通行車両の整理などに当たった。国道や県道など町外へ出る主な道路も六日までにはほぼ復旧した。役場では住民基本台帳などが水につかったが、紛失したものはなく、出生届など緊急なものに限っては受け付けも始まった。足利銀行茂木支店も六日から営業を再開、緊急融資の申し込みも何件かあったという。

豪雨被害240億円に

県災害対策本部が六日午後三時現在でまとめた台風10号くずれの温帯低気圧による被害は、その後さらにふえ、農務、林務観光、土木部合わせて二百四十億三千三百三十九万余円に達した。

内訳は農務部関係の農業施設や農作物被害が七十八億八千万円▽林務観光部が二十三億三千五百万円▽土木部関係が百三十八億千八百万円。

被害金額は調査が進むのに従って、さらに増えそう。

一方、家屋の被害は床上浸水が二千二百九十八戸、床下浸水が六千二百六十二戸、全壊が三十一戸、半壊が五十五戸—などとなっている。

芳賀町に災害救助法を適用

県は五日夜、芳賀郡芳賀町に災害救助法を適用した。同町では床上浸水が百八十世帯、床下浸水が千五百世帯となり、過去に例がない被害となった。

これで災害救助法の適用は、茂木町、益子町と合わせ三町になった。

復旧作業を見合わせる

真岡線と烏山線

台風10号崩れの温帯低気圧による大雨被害で国鉄真岡線と烏山線は六日も不通となっており、約三千人の利用者の足がストップしている。両線とも全域にわたって十数カ所で線路が土砂に埋まっているうえ、周囲が水びたしで人が近づけないため、国鉄では、復旧作業を見合わせている。

国鉄宇都宮鉄道管理局施設部では水がひきしだい復旧作業に入る方針だが、烏山線は十一日始発からの開通を予定しており、それまではバスが代行する。真岡線は復旧までにあと一週間ぐらいかかるとみている。

水戸線では小山—下館間はすでに開通しているが、下館—岩瀬間は鉄橋事故があったため、当分バスが代行する。岩瀬—友部間は六日午後一時三十五分に開通した。

● 8月7日 東京新聞

町民復旧へ急ピッチ 茂木町

総動員で土砂の除去
家財広げ選別する主婦も

記録的な大雨で町の三分の一が水につかった栃木県茂木町は六日、二日目になって猛威を振るった逆川もようやく水位が下がった。町民はやや落ち着きを取り戻し、再生に向けて動き出したが、その傷跡は大きく、いつになるか分からない完全復旧に悩ましい一日を送った。

〈清掃〉町水害対策本部「きに積まれた生活用品のガレほとんどの家が泥水につかったため、使えない家財道具や日用品ばかりで、ごみの量は一軒でダンプカー約一台分。町内のダンプなどを総動員して町はずれの埋め立て地へピストン輸送した。

一方、各家庭では床が乾かず、畳も入れ替えられない状態。「一日も早く店を再開しないと損害が増えるばかり」と、商店では泥をかぶった商品を廃棄してスペースを確保することにやっきになっていた。

それに対して、家庭の主婦は「まだ使えるものがあるかもしれない」と日用品を庭に広げて選別する姿が目立った。

〈生活〉水道、電気は懸命の復旧活動で一部の地域を除きほぼ回復した。しかし水道の蛇口から出る水は褐色に濁り、飲料水には適さない。自衛隊と宇都宮市などの給水車七台が町内を走り回り、水を供給すると同時に、水道課職員による破損した水道管の修復が終日続けられた。

また、電話はNTT電報電話局の交換機が水びたしになり、各家庭の通信網は完全に途絶えたまま。町役場や茂木小、中学校、各郵便局前などに無料で使える特設の公衆電話が開通、さらに町内八カ所に百三台の電話機が設置され、遠隔地の親せきや知人に無事を知らせる光景が見られた。

褐色の水道水
給水車フル運転

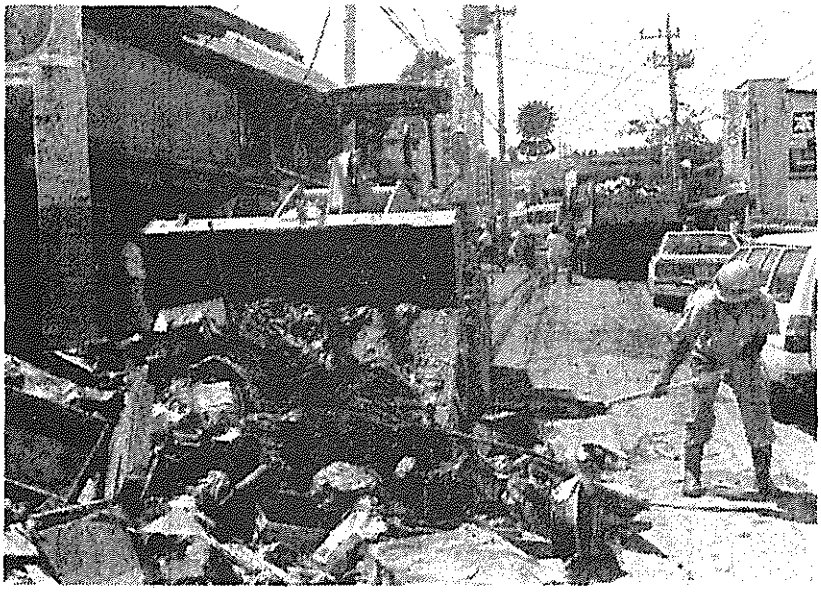

ドロ水で使えなくなった生活用品を処理する作業員＝茂木町で

茂木町職員から救援物資の食料を受け取る被災住民＝町民センターで

● 8月7日 東京新聞

町内全域に消毒を開始

〈衛生・医療〉 町の目抜き通りは鼻を突く汚水やごみのにおいが漂う。怖いのが伝染病と食中毒。真岡保健所は全域にわたって消毒を開始した。しかし消毒液と散布器の不足で、実施されたのはトイレと床下だけ。職員二、三人と保健婦が一緒に各家庭を訪問し「体の具合が悪い人は役場に申し出て下さい」と呼びかけていた。

また、町内の医療機関が全滅し、町役場駐車場には日赤栃木支部のテントが張られ、五日正午から六日夕までに二百五十人の住民が診察を受けた。ほとんどは後片付け作業中の切り傷や刺し傷を負った患者。過労で気分が悪いと訴える人もいた。

積み上げられたゴミの山に消毒液をまく保健所職員＝茂木町で

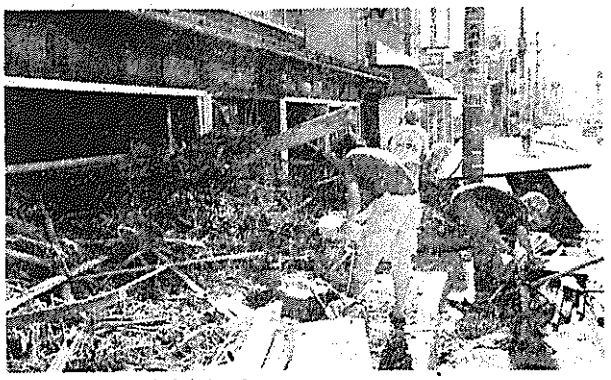

家の中まで入り込んだ流木やゴミの山をかたづけ復旧を急ぐ住民たち＝茂木町で

バスで代行運転 烏山、真岡の両線

〈交通網〉 国鉄は全線ストップしたままの烏山線、真岡線の復旧に全力を挙げている。両線とも土床流出や信号機故障などの障害が大きく、開通見込みは真岡線が数日中、烏山線は十一日始発からになるという。この間、真岡線は定期路線バス、烏山線は宝積寺―烏山間に列車ダイヤに合わせたバスを走らせ代行運転する。

また、県は町中央を東西に走る国道123号線が激しい交通渋滞を招いたことから、う回路の整備を急ぎ、寸断されていた県道上宿―桜田線を仮復旧、片側通行を可能にした。

災害復旧の緊急融資

足銀が来月30日まで

足利銀行は六日、台風10号の被災者に対する災害復旧緊急融資の取り扱いを始めた。

資金の使途は商品・原料購入等の運転資金、店舗・住宅の修復資金など、融資限度額三百万円、融資期間一年以内で、利率は一般よりは〇・五%程度有利な年五・五%。保証人一人で担保は不要。取扱店は真岡市、芳賀郡など被災地の最寄り支店。取扱期間は九月三十日まで。

芳賀町にも災害救助法

県災害対策本部は六日、台風10号で床上浸水百八十世帯、床下浸水千五百世帯の被害を出した芳賀郡芳賀町にも災害救助法の適用を決めた。これで同法の適用は同郡茂木、益子町と合わせて三町となった。

負傷者は194人に

6日午後3時現在の被害

県災害対策本部が六日午後三時現在でまとめた台風10号による豪雨被害状況は、人的被害では負傷者が百九十四人に増加、このうちの百九十人は茂木町で占めている。

また公共施設や農作物などの被害額は、前日よりさらに約八十億円増えて二百四十億三千三百万円となったが、今後調査が進むにつれてさらに増加する見込みだ。

男性の不明者発見できず

茂木署災害警備本部は、六日朝から機動隊員ら約五十人を動員して逆川で流され行方不明になったとみられる男性の捜索や該当者の聞き込みを行ったが、遺体は発見できなかった。名前も分からなかった。

同本部では、奇跡的に救助された会社員(三四)が「もう一

食料や毛布続々届く

〈救援物資〉 町民センターには、日赤や県などから食料や毛布などの救援物資が続々と届けられた。被災住民は後片付けの途中とみられる泥まみれの服装で訪れ、忙しさをうかがわせていた。水道が完全復旧していないためか、ジュース類がよくさばけ、トマトやキュウリなどの生鮮野菜もあっという間になくなった。

ある主婦は「冷蔵庫が流されてしまい、食料はほとんどない。早く片付けをすませ、家族全員でゆっくりとおいしい物を食べたい」と、大きな袋を抱え足早に帰っていった。

被災地に救援物資

エーリス・ウエノ スナック、洗剤など贈る

豪雨による被災地には、県内外から善意の救援物資が続々寄せられているが、民間スーパーストアの設けた「緊急救援備蓄センター」からの日用品、雑貨類などの計画的な寄贈が、関係者の話題になっている。

このスーパーは「エーリス・ウエノ」(宇都宮市簗瀬町、上野勝弘社長)。被害の発生と同時に、社内の上野ストア緊急救援備蓄センターが活動を開始。五日午後にはスナック、ティッシュ、ジュース各九千個(本)を積み込んだトラックを社員が運転、出水や土砂崩れで寸断された道路を悪戦苦闘しながら茂木、益子両町役場の対策本部に届け、六日にもカップラーメン千個と洗剤五百個を茂木町に運び込んだ。

緊急救援備蓄センターは、同社が創立七十五周年記念事業として五十五年に設けた。上野社長は「創業以来お世話になってきた郷土の皆さんに還元できる事業をと考えた末、自然災害の少ない本県にも、いつどんな事故があるかもしれないので、その時にお役に立てればと考えた」と話している。

センターの活動基準はあらかじめ決めてあり、災害救助法の発動があった時、一件当たり五百万円、年間一千万円相当の物資援助を行うことにしている。

仮設された臨時電話で親類などと連絡を取り合う被災住民＝茂木町で

● 8月8日 栃木新聞

国に「激甚災害」要望へ

台風10号 豪雨被害

7項目の特別措置

農業共済金早期支払いなど 知事らきょう提出

渡辺文雄知事ら県幹部はきょう八日上京し、国土、農林水産、建設、厚生、自治、大蔵各省庁に「台風10号に伴う豪雨による災害復旧対策に関する要望書」を提出、県選出国会議員にも協力を依頼する。要望は激甚災害としての指定など特別措置七項目。激甚災害の指定を受けると、公共土木施設や農地の復旧事業に対し、一層手厚い財源措置が図られる。また、県台風10号災害対策本部が七日現在でまとめた被害総額は前日より四十億円増え、二百八十一億七千六百万円に達していることが分かった。

＝関連記事13面

被災から3日目。町中心部街路には依然としてガレキの山が…＝茂木町

激甚災害には全国対象の指定（本激）と市町村対象の指定（局激＝局激）がある。東日本を襲った豪雨禍が本激に指定されなくとも、茂木、益子、芳賀、その他の市町の被害が指定基準を超えていると判断されれば、土木、農務、林務など復旧事業分野別に局激の指定を受けることができる。指定されると、もろのによっては全額国庫負担で復旧に取り組めるものも出てくる。

中央防災会議（会長・中曽根総理）の審議を経て閣議決定するが、局激として判断される場合の指定時期は、今年度末になる。

農産物の被害については、低利率の資金の融通措置や農業共済金の早期支払いを要望する。

要望書にはこのほか①災害査定の早期実施②災害救助費についての国庫負担、災害弔慰金などの財政援助③県急傾斜山事業の採択④県内中小河川改修の促進⑤特別交付税の特殊の配慮―などが盛り込まれている。

自民党北関東三県幹事長・政調会長会議は七日、「第10号台風災害対策に関する要望書」を中曽根総裁ほか党三役、天野建設大臣、加藤農林水産大臣に提出した。六、七日に群馬県桐生市で開かれた会議で緊急採択した。「的確な事態の把握と一日も早い復旧作業の推進」を要望している。

県下の被害282億円に

真岡・烏山線は一部再開

県台風10号災害対策本部は七日も被災地の復旧作業と被害調査にあたっているが、同日午後三時現在で県内全域の被害金額は二百八十一億七千六百八十九万九千円に上った。内訳は道路や橋の損壊など土木部関係が百五十二億四千五百九十二万円、農地や農産物被害の農務部関係が九十六億八千二百七十九万一千円、治山施設や林道の損壊など林務観光部関係が三十二億四千八百十八万八千円。

復旧作業では、五日の時点で一市八町で被害を受けた断水はこの日、烏山町の二十七世帯（約百人）の水道が復旧し、残るのは茂木町の七百七十世帯（三千七十人）の水道復旧が待たれることになったが、完全復旧にはまだ数日がかかる見込み。このため、近隣市町の給水車二台が水の供給を続けている。

輸送網は、国鉄、関東、東野バスの路線の十三系統がすべて運転を再開。鉄道は真岡線が同日午後三時四十四分下館発から下館―真岡間の折り返し運転を開始したが、全面復旧には四、五日かかる見込み。烏山線も同日夕から宇都宮・宝積寺―仁井田間で一部の列車の折り返し運転を始めており、朝夕の時間帯に限り折り返し運転を続けるほか、宝積寺―烏山間のバスによる代行輸送は従来通り継続する。全面復旧は十一日ごろの予定。

被災者に復興金 住宅資金融資 住

住宅金融公庫北関東支所は七日、今回の豪雨で住宅に災害を受けた人に対し「災害復興住宅資金」の融資を行うことを決めた。募集期間はきょう八日から六十三年八月五日までの二年間。融資条件は次の通り。

①建設＝耐火住宅九百万円、木造住宅八百万円、さらに土地取得費五百万円と敷地費二百五十万円のいずれかを上乗せ融資②新築住宅の購入＝耐火千四百十万円、木造千三百万円③中古住宅の購入＝耐火九百八十万円、木造八百万円④補修＝耐火四百五十万円、木造三百五十万円、敷地費二百万円、移転資金二百五十万円。

金利は年五・〇五％。返済期間は十年（補修の場合）から三十五年（耐火住宅建設、新築耐火住宅の購入の場合）まで。

建設、新築・中古住宅購入は「建物の五割以上の被害」が条件で、県土木事務所の認定書が必要。補修は「十万円以上の被害」が条件で、市町村の被災証明書が必要。

「住宅金融公庫業務取扱店」の表示がある金融機関に申し込む。

災害対策への要望書 中曽根総裁らに提出

自民党北関東三県幹事長・政調会長会議

自民党北関東三県幹事長・政調会長会議は七日、「第10号台風災害対策に関する要望書」を中曽根総裁ほか党三役、天野建設大臣、加藤農林水産大臣に提出した。六、七日に群馬県桐生市で開かれた会議で緊急採択した。「的確な事態の把握と一日も早い復旧作業の推進」を要望している。

足銀が個人向けに復旧特別融資

足利銀行は七日、台風10号の被災者に対し「個人向け災害復旧特別融資」を行うことを決めた。家具、冷蔵庫等の購入をふむ居宅の災害復旧資金で、融資限度額三百万円。融資期間は七年以内。利率年七・〇％。損保は不要。八日から十月三十一日まで災害地の店舗で取り扱う。

なぜ、逆川がはんらん？

記録的大雨 曲がった川 遅れた護岸

県 拡充、ダムなど検討

水害の茂木

なぜ、逆川ははんらんしたのか、今後の対応はどうすべきか！。町中心部がスッポリ水の中に没した茂木町。悪夢から三日たち、ようやく復旧への動きが本格化してきたが、関係者の目は「なぜ、逆川が！」。七日までに初めて分かった茂木町の雨量は三二四㍉に達し、最大時間当たり雨量は五七㍉にものぼった。町、県とも「考えられない雨量」と言い「記録的な雨量が直接の原因」とは指摘する。だが、整備された上流に比べ、くっと狭くなる町中心部、加えて曲がりくねり、水があふれると図のようになるコンクリート橋など〝直撃〟を受ける事情はあった。かなりの雨量があった場合は「今回のような事態も考えられる」と町は以前からバイパスやダムなどを県、国に希望していたことも明らかになった。再び同じ雨量が茂木町を襲えば同じ災害が繰り返されるわけで、県も逆川拡充からさらに「ダム、遊水池、バイパスも検討していく」と事態を深刻に受け止め始めている。

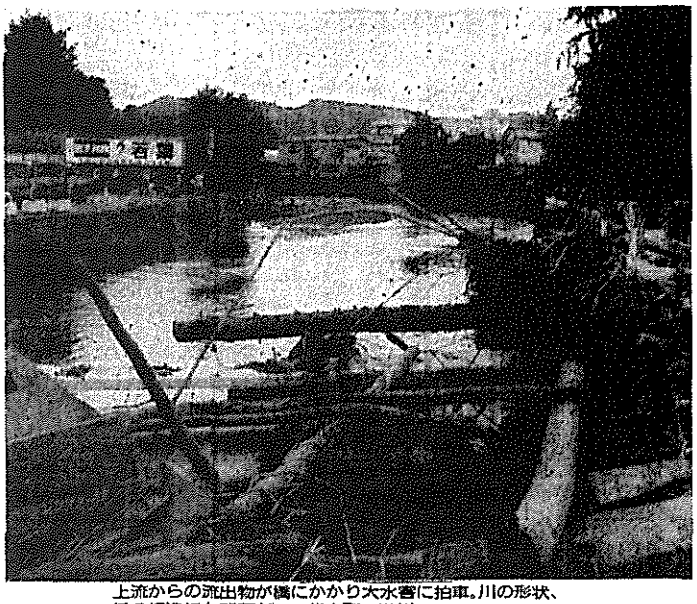

上流からの流出物が橋にかかり大水害に拍車。川の形状、橋の構造にも問題が…＝茂木町・逆川

はんらん

茂木町の河野辺武建設課長（さ）の自宅に県から緊急電話が入ったのは四日午後九時四十五分ごろ。「警戒水位の一㍍八〇を超えた」。関係機関に通報し町役場へ。真岡消防署茂木分署長の近田利幸司令（さ）も署員、団員約百人を集め、逆川の土のう積みを指示、午後十時すぎだったしかし、二〇㍉前後の雨が襲いかかり、十一時半の団員の報告は「もう土のう程度では持たない」。逆川があふれ始めていた。

町長、助役は公務不在。河野辺課長、近田司令と石崎前町原生課長の三人が協議〝責任は三人がとる〟と午後十一時四十五分、避難命令を出した。町始まって以来。有線テレビで呼び掛け、サイレンを一度、二度、三度。町民センターにはまだ七家族、二十人ほど。逆川がはんらんしたことがなく、町民も半信半疑だったのか。町職員の消防協力隊と消防署員、団員が中心部の各家庭のドアをたたいて回った。午前一時すぎ、アッという間に逆川が町を飛い、商店街の天井まで泥水が押し寄せた。

324㍉

荒れた逆川。町の南部から北部の那珂川まで全長約三十一㌔の一級河川。坂井川、神井川、鮎田川の支流を持つ。町中心部の川幅は狭いところで約十五㍍、広くても二十五㍍ほどで、「く」の字型に横切っている。ふだんは水底から路面まで三・五㍍のうち数十㌢ほどの水量でしかない逆川。それが一挙に〝鬼神〟と化した。四日午前一時すぎのことだが、この前後の雨量が七日までに分かった。

町役場に設置してあった県の雨量計が見つかったので、降り始めの四日午前四時から降り終わりの五日午前七時まで二十七時間で三二四㍉。一時間の最大雨量は五七㍉（五日午前一時から二時）。その前後の五日午前零時までが三三五㍉、同三時までが三㍉を記録。これまでの茂木町の最高雨量は昭和三三年の二五八㍉。「予想外の雨量」という県河川課。「県内護岸工事は時間雨量約二〇㍉を想定、二十四時間最大雨量も茂木町では二〇〇㍉程度が最大とみていた」県とすれば〝お手上げ〟の雨量ということになる。

構造

この雨量が当然、直接の原因だが、逆川は町中心部の上流の護岸工事が進んでいるが、下流はまだまだという現状なども絡み合っているよう。町建設課、県河川課などによると、町中心部の護岸工事は昭和二十八年から三年間で終了、その後、上流、下流

● 8月9日 下野新聞

やっと水道も 茂木

再建のツチ音 日ごとに高く

9割以上が完全復旧

蛇口の水に感激

台風10号の水害で断水状態が続いていた茂木町飯野地区で八日、被災後四日ぶりに水道が復旧した。他市町からの給水や自家用ポンプで水不足をしのいでいた地区民もひと安心。蛇口をひねって「これでふろもゆっくり入れる」と水無しの日々からの解放感に浸っている。交通規制によって渋滞が緩和され、復旧作業も順調。真岡線の復旧区間も延長したほか、ごく一部の店も営業を再開、被災者への救援の手も続々と差し伸べられている。

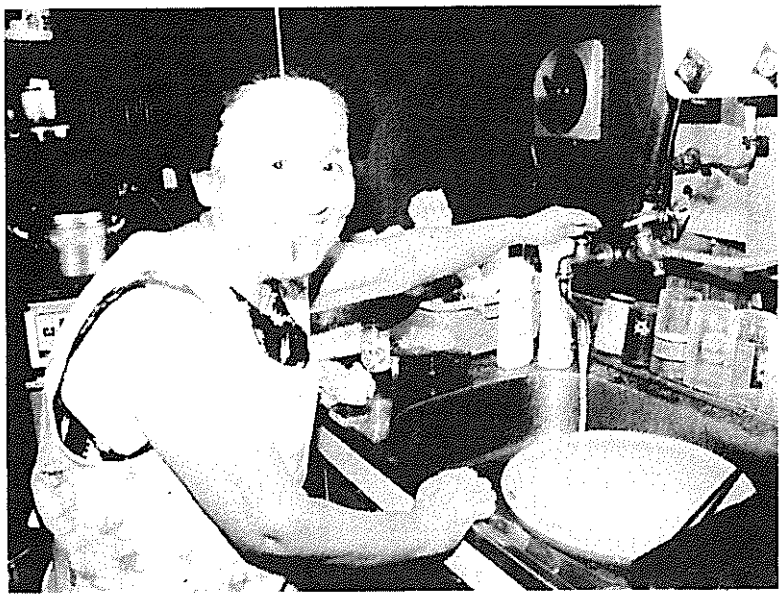

「水が出た」。喜ぶ高橋さん

飯野地区約二百世帯は、町の簡易水道で給水を受けているが、五日未明の被災以来断水が続いていた。町役場の水道復旧対策本部によると、地区内の浄水場、取水場が水没、機械類に支障が出たほか配水管に漏水が出た。

同本部は七日夜から徹夜作業で町内水道の復旧に乗り出し、八日配管の漏水調査をしながら通水を開始。一部破損個所ではワイヤーロープで管をつるすなど「だましだましの状態」（同本部）ながら水を通した。

この間、〝水道のない日々〟が続いた同地区は、以前使っていた自家用ポンプで地下水をくみ上げたり、他市町からのタンク車による給水でしのいできた。水洗トイレはバケツで流し、川で衣類を洗う人もおり、ポンプのない家は隣家からもらい水。今年は地下水が枯れないのが救いで「水があっても、ふろがまが使えない」という町中心部の人が、郊外の知人宅などにふろをもらいに来るケースもあった。

だがクリーニング業を営む渡辺喜久雄さん(四一)はお手上げの状態。水が使えず営業できない間にも被災者や被災した同業店からの持ち寄りが相次ぎ、ふだんの二、三倍の洗たく物がたまっているが、この日正午ごろ、有線テレビのテロップに続いて町職員から「そこまで水が来ている」と聞いてひと安心。蛇口から出る水を確認して「これからは益休みも返上、夜中までかかっても片付けます。被災者の衣服は泥で汚れ、二、三回洗う必要があるが、やっと水が出て何とかなりそうです」と話していた。コンニャクの消毒で多量の水を使う池崎美代治さん(五二)も「出た瞬間は一つの感激でしたねェ」、雑貨店経営高橋ヨシさん(六九)も「蛇口をひねって水が出た時はうれしかった」。まだ水は白濁しているが、小さな気泡が混じっているためで飲料にも支障はない。

この日夕刻までに同地区では九〇%とほぼ完全復旧、他の地区でも九〇―九五%が復旧した。ただ、電話不通のため世帯ごとの不調が把握できず、一〇〇%復旧はしばらく先になりそうだ。

日通のペリカン便

●8月9日 下野新聞

電話、次々に開通

東野バス 折返し接続運転へ

NTT栃木支社によると、豪雨の影響で不通になっていた茂木局管内の三千三百の電話は、八日午後八時以降次々に開通し、夜半までにはほぼ全戸で復旧する見込み。

今度の豪雨災害で茂木局（四千百戸）、茂木北局（六百戸）、逆川局（七百戸）の計五千四百戸が不通となり、八日昼までに茂木北局、逆川局の全戸と茂木局の八百戸は復旧していたが、残る茂木局の三千三百戸についても、家人が避難したまま留守の家や電話機が完全に壊れている家を除き、全面復旧までこぎつけた。

喜連川町鹿子畑の国道293号鹿子畑橋の通行止めで全面連休が続いていた東野バス宇都宮―馬頭線は九日朝から、宇都宮―同橋、同橋―馬頭車庫の両区間で折り返し接続運行を再開する。また、国鉄真岡線は八日の始発から開通区間が益子―下館間に延び、バス代行は益子―茂木間になった。これで全面連休は国鉄バス烏山―茂木線だけになる。

東野交通によると、宇都宮―馬頭線の折り返し接続運行は宇都宮発午前七時二十分、馬頭車庫発午前六時十五分を始発に、午前中は一時間半に一本、午後は一時間に一本間隔で一日九往復。バスは鹿子畑橋の両側で折り返すため、利用者は砂利で仮復旧した国道と同橋の約五百㍍は歩くことになる。

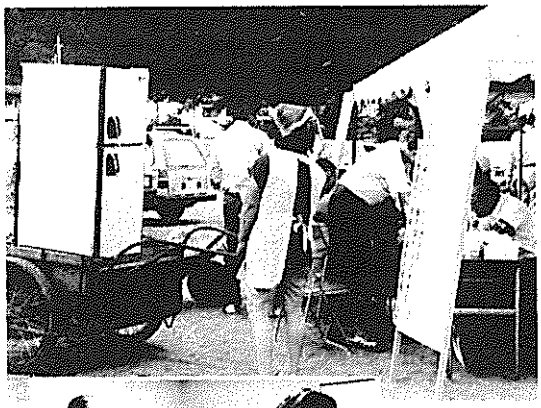

「電気機器よろず相談所」に運び込む町民

百万円を寄託する県労関係者＝8日、下野新聞社

電気製品の修理サービス

メーカーら相談所

「水につかったテレビ、冷蔵庫の修理します」。茂木町で八日、県家電メーカー会、県電機商業組合などが中心となり、茂木小の校庭と母子健康センターに「電気機器よろず相談所」を開設した。

朝から、一輪車やリヤカーで泥だらけになったテレビ、洗濯機を運ぶ町民が列をつくった。同相談所は、これらの電気機器を一時預かり、二、三日で修理する。

メーカーの技術者は「水につかった電気機器でも再生可能な物が多いので、気軽に相談所に持ち込んでほしい」と話している。

青年会、高校生、宗教団体…

ボランティア頑張る

茂木町では連日、懸命の復旧作業が続けられているが、この作業には町連合青年会や高校生らがボランティアとして協力。大きな〝戦力〟となっている。このほか、宗教団体や企業でもボランティアを派遣しており、町再建のつち音は日ごとに高まっている。

茂木町連合青年会（涌井卓志代表、会員百四十四人）は水が引いた六日早朝から町内のごみ集めを始めた。集めたごみは午後八時ごろ、会員たちが乗ってきたトラックなどで臨時ごみ捨て場の並松総合運動場に運ぶ。昼間は交通渋滞のため、町民センターで救援物資の整理などをしている。同町鳥生田の会社員小森祥一さん(二三)は「私の家は幸いにも災害に遭わなかったので手伝いに来ています。町がお盆を迎えられるような状態にしなくては…」と徹夜同然でごみ集めをしている。同町小井戸の茂木高教諭羽石稔さん(二三)は「電話が使えないため会員の家を一軒一軒訪れて、ボランティアを要請しました」。毎日、七、八人の会員が交代で、十三日ぐらいまで活動を続けるという。

七日には天理教の四十五人が茂木入りして、独り暮らしの老人宅の後片付けなどをしている。益子町の七井教会に宿泊して十二日まで作業を続ける。

茂木高校は、生徒会と教職員が話し合い、自主的にボランティア活動を決めた。ネコの手も借りたい町は、早速、町営プールにたまった泥を排除してもらうことにした。三年生三百人中、被害に遭わなかった約二百人の生徒が参加する。

また足利銀行は九日、行内から募った百五十人の有志を水害で苦しむ茂木町に派遣し、復旧作業を手伝う。

午前八時半から午後六時まで学校や駅など公共施設の復旧作業に携わるほか、同町に住む行員のうち被災した家庭の後片付けを手伝う。

貸 ふとん全館 ヘビーヘッド
宇都宮35―一〇〇九代 片山寝具

県労が100万円を寄託

県労会議（西村精二議長）は八日開いた常任幹部会議で、茂木、益子町などの豪雨被災地への救援活動を検討、取りあえず助け合い基金の中から見舞金として百万円を贈ることを決め、渡辺副議長、荒川事務局長らが下野新聞社を訪れ、寄託した。

また県労傘下の組合員六万二千人にもカンパを呼び掛け積極的な募金活動を繰り広げる。さらに坂邊茂木工場労組（組合員二百人）の家族の人たちへの物資面での救援に乗り出すことを決めた。

また、国際ソロプチミスト栃木（片柳喜世子会長）も八日、下野新聞栃木支局に「茂木町を中心とした豪雨災害の被災者の方に役立てて下さい」と現金十万円を寄託した。

同クラブの活動資金の一部で同日、足利銀行栃木支店で開いた理事会の席上で決定した。

知事に申し入れ

県議会が13項目

県議会は八日、台風10号に伴う災害対策として十三項目要請事項は①日常生活必需品などの救援物資の確保と迅速、適切な配布②交通・通信網の早期復旧③各救済制度の周知徹底―など。

「激甚法」の適用求める

参院特別委で上野氏

八日開かれた参院災害対策特別委員会（久保昌委員長）で、本県選出の上野雄文氏（社会）は台風10号による災害問題を取り上げ、政府に対し被災地に激甚災害法を適用するよう求めた。これに対し綿貫民輔国土庁長官は「現在、被害の実情を調査中であり、調査結果を待って（適用するかどうかを）判断したい」と答えた。

天皇、皇后両陛下 本県などに見舞金

天皇、皇后両陛下は八日、台風10号に伴う豪雨被害を受けた本県をはじめ茨城、福島、宮城四県にお見舞金として金一封を贈られた。

県、県議会に特別措置要請

農協の対策本部

県農協中央会や県信連、県経済連などで組織する県農協台風10号災害特別対策本部（本部長・豊田計県農協中央会長）は八日、県と県議会に対し台風10号による被害救済の特別措置をとるよう要請した。

● 8月9日 下野新聞

街が沈んだ

豪雨禍の茂木 ㊤

予測阻んだ油断

〝他山の石〟はあった

三百㍉を超える記録的な豪雨と、それに伴う逆川のはんらんで大きな打撃を受けた茂木町。濁流は千八百戸以上の民家をのみ込み、住民生活そのものを押し流し、がれきの山だけを残した。災害の前にもろくも崩れた防災、通信体制に問題はなかったのか。町はこれから、どう立ち直っていくのか。廃墟と化した茂木を取材する中で、豪雨禍で露呈した問題を検証してみた。

四日午後九時半。茂木町役場二階会議室に、職員十五人が集まった。滝のような雨が窓ガラスをたたきつける。この災害対策メンバーに、今春、厚生課に異動したばかりの矢野健司さん(三〇)もいた。矢野さんは、七月に町が策定した「災害予防計画」のスタッフでもある。

道は冠水、車捨てた

「避難命令を出すべきだ」。全員がうなずいた。逆川は一時間半も前に、警戒水位を超えている。各地区の消防団員からは「床下浸水が始まった」との被害報告が相次いだ。

「自分の家はだいじょうぶだろうか」。矢野さんは気が気ではなかった。役場から一㌔ほど離れた平屋のアパートには、産み月を迎えた身重の妻が、一人で帰りを待っている。その五十㍍東は、荒れ狂う逆川だ。

五日午前零時、矢野さんは役場を出た。道路が冠水し、途中で車が動かない。車を乗り捨てて走ったが、自宅手前にあるはずの用水堀の橋が流されて渡れない。

「ダメか」と思いながらも、決死の覚悟で跳び越え、自宅にたどり着いた。水は既に畳から四十㌢に達している。「起きろ」と怒鳴りながらアパートの住人に危険を知らせた。

水害はない町のはず

この間も、逆川のはんらんでみるみる水位は増し、畳が持ち上がってくる。平屋なので逃げ場がない。しかたなく妻と二人で押し入れの上段に〝避難〟。万一の場合、「天井を突き破ろう」と金づちを握り締めながら、一夜を明かした。

皮肉にも矢野さんがまとめ上げた膨大な「災害予防計画書」には、今回の事態を想定した個所は一行もない。災害予防計画には一応、水害で「特に影響を受ける区域」として、茂木市街地が挙げられている。しかし、この時点で防災担当者の矢野さんはもちろん、町民だれもが今回の大惨事を予想すべくもなかった。

同町の山口貴一助役は「茂木町は二十一年の台風でさえ数世帯が床上浸水しただけ。それ以来、水害はなかった。まさかこんな事態になるとは」と戸惑いながらも、「油断がありました」と治水事業の遅れを認める。

釜川のケースと酷似

今回の災害の原因は、確かに想像を絶する記録的な集中豪雨だが、果たして本当に予測できなかったのだろうか。

五十七年夏、釜川のはんらんで多くの被害を出した宇都宮市は、河川バイパスを造り流水を分散。川床を三㍍掘り下げたため、今回の豪雨でもビクともしなかった。「河川のはんらんは、一日に何㍉降るかよりも、短時間に降る雨の量が問題」と同市の関口斎河川課長は言う。

釜川のはんらんは、都市化されたコンクリートの地表に染み込まない雨が、短時間に流入。さらに曲がりくねった川筋が、スムーズな流れを妨げたのが原因だ。

逆川のケースが、これに酷似する。上流の山から大量の雨水が一気に流れ込む。谷あいの市街地を貫通する逆川は、釜川同様に蛇行している。

同じ芳賀地方の真岡市では、四十五年に市の中心部を流れる五行川の改修を終えている。それでさえ、今度の豪雨では、はんらんまでわずか数十㌢だ。「あの改修がもし終わっていなかったら、と思うとゾッとする」と菊地恒三郎市長。

他市町村の「教訓」と、「先手」の行政がなければ、町の「災害予防計画」も机上の空論にすぎない。

（報道部取材班）

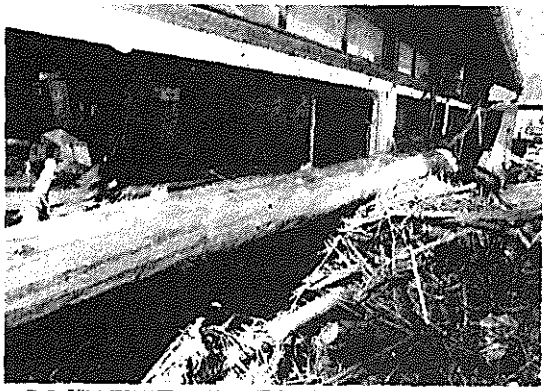

町の「災害予防計画」では、今回の事態を予想すべくもなかった。逆川の濁流に押し流された材木は、ようやく民家の〝間〟で止まった

● 8月9日 栃木新聞

情報が消えた！ 豪雨禍の茂木町 《上》

停電でテレビがやられ、電話も不通、無線も役立たない—。三三四ミリの超記録的な豪雨に襲われた茂木町、人口二万人の静かな町の生活は一夜明けると一変した。電話、無線、テレビとさまざまな"情報網"が数時間から数日にわたって途切れた。町中心部を流れる逆川が五日未明はんらん、町は胸までの泥水に埋まり、暗やみの"孤立した街"となってしまった。災害対策本部の置かれた町役場も外界との唯一の糸、防災無線がバックアップシステムとも稼働せず職員や消防署員、団員ら二十数人がなすすべもなく夜明けを待った。水道、電気、無線、電話と次第に回復してきているが、通信手段が一時失われた町の表情はどうだったのか—。

防災無線

無線積んだ車"水没"

危機感薄い「大雨警報」

水かぶり使用不能

自然災害の際に現地と県庁とが連絡を瞬時に取り合えるよう県下全市町村と県消防防災課を二十四時間体制で結んでいる防災無線。四日夜から大雨警報、強風注意報など豪雨に関する情報が県から茂木町に流されたこの防災無線、茂木町では町役場一階の厚生課の机上に置かれ、ふつうの加入電話と変わらないような操作で直接、県と交信できていた。

五日未明も県からはダムの放流情報などが伝えられ、自動的に庁内に流れていた。しかし、当夜職員らは逆川の土のう積みや避難命令の徹底に走り回っていた。午前一時すぎ、町役場にも濁水が押し寄せ防災無線は"放棄"された。水をかぶってしまい使いものにならなくなった。この時、実は町の防災無線も同様の結果となった。厚生課をキー局に公用車のうち十台に無線を積み、災害時などに交信、さらにこの公用車と連絡できる携帯用無線機が十台。当夜の豪雨のなか町に出た職員らはこの無線で交信、水につかってエンコした司令車を二度にわたって救助するなど活躍していた。しかし、携帯無線を積んだ公用車も町役場内で"沈没"、公用車そのものも大半が機能停止となり、町防災無線もお手上げとなった。

バックアップもだめ

町防災無線、県防災無線とも水の中に沈んだが、こうした非常事態のために自家発電による防災無線のバックアップの出番。担当は井原宏町厚生課消防交通係長。この発電機、一階の倉庫にあったが早い段階で二階屋上に引き上げて助かった。これで二階電話室にあるもうひとつの県防災無線をドッキングすれば同線は確保できるハズ。県防災無線が途切れた五日未明、発電機の"コンセント"をつなごうとした。

だが、この「非常電源引き込み口」は町役場一階外壁に取り付けてあり、すでに水浸し。高さ約一・三㍍から一・四㍍の場に設置してあるケースの中は泥にまみれて万事休す。「最後の通信方法だったが、バックアップもだめ。引き込みの高さ、防災無線の設置場所など反省材料になった」と井原係長。ともあれ、この発電機、今度は二階総務課などを照らすサーチライトの電源になり、停電対策非常電源の役割を果たした。

分かりやすい情報

町役場とともに四日夜、町住民に避難命令を出した芳賀消防署茂木分署。役場からふだん二㌔四方に伝わるサイレンを鳴らした。サイレンが鳴れば町中心部は百%近い普及率を誇る茂木有線テレビの2チャンネルをひねることになっているとされる。消防はいつでもこのテレビに「緊急割り込み」が出来る。この夜「逆川大増水のため町内の危険区域の方は町民センター、公民館へ避難して下さい」のテロップを流した。だが、町住民はまだ通りが冠水程度の水かさだったのと「茂木でははんらんはない」という思い込みで真剣には受け止められていなかった。こんな反省をしながら逆川のすぐそばの大町、洋服店経営、小島宗一郎さん(70)と長男で消防団員でもあり、同夜、緊急出動した常雄さん(40)の二人は「大雨警報とかと伝えるより床上、床下浸水の恐れがあるか、あの水害と同規模の雨量などと分かりやすい情報を流すことが必要になるのでは」と話した。

この情報に関しては茂木有線テレビの宮下信三さんがこんな提案をしていた。同テレビの防災放送ではテロップ、サイレン制御のほか、消防団員宅の専用FM音声受信装置があり、これを「全地帯ぐらいに広げていくべきではないか」という発想。茂木消防の一斉指令ではこの専用装置で呼んだわけだが、近田利幸茂木分署長によると、署員、団員合わせて約四百二十人のうち音声装置があるのは八割ほど。「実際そうなれば、と思うが、まず消防団員の全員に取り付けられなければならない」

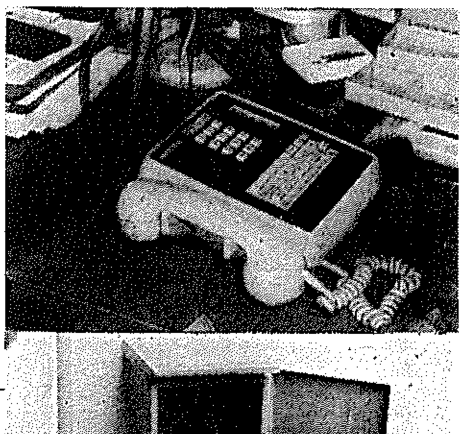

"水没"して使えなかった防災無線（上）とやはり水に攻め込まれ役立たずとなった緊急発電機用引き込み口（下）＝いずれも茂木町役場で

町が沈んだ

豪雨禍の茂木 ㊥

浸水、電話網ぷつつり

情報不明、災害パニック

絶叫調の〝SOS〟

「逆川が増水して、あふれている。避難命令が出ています。このままでは局がダメになる。対策を…」。宇都宮市のNTT栃木支社・矢沢久司副支社長の自宅に、茂木の浜田局長から絶叫調のSOS連絡が入ったのは、五日午前二時ごろ。

その二時間ほど前、浜田局長は「逆川はんらん」の情報でNTT茂木電報電話局に着いた。町にあふれた濁流は、水かさと勢いを増していく。袋の外の濁流を見ながら「これで引き始めるか」と、シリンリしながら待った。二時間、三時間…。ついに水が局内に入り込んだ。床から二㍍の場所に設置された、クロスバー交換機も浸水。身の危険を感じた浜田局長は、残った唯一局に、異常事態を知らせるアラーム音発生。これで町の電話は、完全に不通になった。

もろかった通信手段

一一〇番最後に不通

同日午前四時四十三分、茂木局のクロスバー交換機から真岡の通信手段である無線電話機を頭上に抱き上げ、首までつかりながら町民センターにたどり着く。

「裏山が崩れ、妻と子供が埋まった。助けて下さい」。茂木署の一般加入電話は五日午前三時十五分、母子が犠牲になった土砂崩れの一一〇番通報を最後に、使えなくなった。約五時間後、警察電話も不通に。駐在所、派出所、県警本部などとも連絡が取れない。

仕方なく、日ごろ警察官が使う携帯用無線で連絡をしのぐ。雑音の入る無線で、必要最低限の情報を本部に伝えるのが精いっぱいだ。

「役場も五、六十㌢浸水している。自衛隊の出動を要請したい」。茂木町役場から県消防防災課に防災無線電話で連絡が入ったのは五日午前四時五分。この時点で役場の通信手段は、県と町道で結ぶ「防災行政無線」しか残っていなかった。役場一階の厚生課長席にあるその無線電話機も、間もなく水面下に没した。

無線だけが頼り…

前代未聞の事態に、県も町も戸惑った。災害状況が全く把握できないのだ。

茂木消防署の消防無線を使い、真岡消防本部を経由してどうにか県と連絡を取った。役場の防災無線が再開したのは、八時間後だ。

大災害の前に文明の利器はあまりにも、もろかった。今回の災害で町と外部を結ぶ〝線〟は一時、①浜田局長が運んだ無線電話②警察の無線機③消防無線―だけとなり、文字通り孤島となった。

NTT茂木局は平屋建てであるため、局内が一㍍以上浸水すれば交換機が使用不能になる。県内の電報電話局二十八局のうち、平屋建ての庁舎は十局。うち真岡、鹿沼、壬生の三局は近くに河川がある。

町役場の防災無線機は、本体が二階にあったものの、一階の親電話機が冠水したため、非常時に用をなさなかった。県内市町村の大半は無線機本体、親電話とも二階以上にあるが、県は「改めて場所の確認と周辺の地勢を調べ、二度と同じ事態を招かないようにしたい」としている。

「死ぬ思い」で無線電話機を守った浜田局長は「通信の重要性をこれほど痛感したことはない」という。

「情報が入らなければ対策が立たない。災害状況がつかめて対応結果が出ても、それを関係機関に伝達できない」（町役場）状態が続き、町は一時情報が錯そう、パニックに陥った。

今回の豪雨禍は、通信手段が自然の力の前には「糸電話」のようにもろいことを思い知らせた。

（報道部取材班）

浸水は行政防災無線電話機が設置された役場厚生課長席まで達した

安らかに眠って

水害の犠牲者 しめやかに葬儀

台風10号による記録的な大雨は本県で六人の尊い命を奪った。このうち土砂崩れで死亡した益子町の小学四年生と茂木町の母子の葬儀が九日、それぞれの自宅でしめやかに行われた。一瞬のうちに三人をのみ込んだ土砂は既に取り除かれ、そこには生花がポツンと置かれていた。「どうしてこんな所が崩れたのでしょう」。会葬者は改めて涙にくれていた。

（5面に関連記事）

益子町の羽石利夫君 級友らが最後の別れ

利夫君の葬儀に参列したクラスメート。必死に涙をこらえている＝9日正午、益子町益子

「利夫君、どうか安らかに眠って下さい」。台風10号による大雨で自宅の裏山が崩れ、生き埋めになって死亡した益子町益子、大工羽石久彦さん([illegible])の長男・利夫君(九)＝益子小四年＝の葬儀は、正午から自宅でしめやかに行われ、同級生の弔辞が約三百人の参列者の涙を誘った。

葬儀には利夫君の担任中川靖子教諭([illegible])のほか、同小の四年生百二十五人が参列。読経が流れる中、一人ひとりが焼香を済ませ利夫君に別れを告げた後、クラス代表の小堀敬広君(九)が弔辞を読み上げた。「利夫君はウソをつかない正直な性格で、いつも面白いことを言ってみんなを笑わせていた。みんな利夫君のこと、大好きでした。たくさんの思い出を残して逝ってしまったけど、どうか安らかに眠って下さい」

それまで懸命に涙をこらえていた久彦さんや母親の恵美子さん([illegible])も、小堀君の弔辞が始まった途端、声を上げて泣き出した。恵美子さんはこの日が三十一歳の誕生日。例年なら家族六人でにぎやかな誕生パーティーを行うはずだったが、今年は一転して悲しい誕生日となってしまった。

両親の涙に誘われるように、会場のあちこちからすすり泣きが漏れ、最前列で手を合わせていた同級生たちも利夫君の柩（ひつぎ）を涙をこらえるようにじっと見つめていた。

中川教諭は「ひょうきんでとても明るい子でした。亡くなる前日は四年生の登校日で、あんなに元気にしていたのに」と言っただけで、あとは声にならなかった。

茂木町の平野さん母子 無邪気な遺児の姿に涙

悲しみに包まれた平野さんの葬儀で無邪気に花をちぎるゆかりちゃん

一方、一瞬にして母子二人を土砂崩れで失った茂木町町田、工員平野新一さん(二八)方でも午後一時から葬儀が行われ、同じ柩に静かに眠る妻妙子さん([illegible])と長男明宏ちゃん（七カ月）の姿が多くの人の涙を誘った。

軒先には、県ホッケー連盟や今市高ホッケー部OG会などの花輪が並び、生前栃の葉国体にも出場した妙子さんをしのばせた。昼すぎから同級生や親類など喪服姿の参列者が列を作り、しめやかに焼香を済ませた。土砂崩れのあった家の東側は土砂は取り除かれたものの崩れた斜面がザックリえぐれ、今も事故の跡を見せつけている。

明宏ちゃんは初めての男の子だっただけに、祖父政身さん([illegible])も「話にならない…」と声を詰まらせるばかり。母と弟を失った長女のゆかりちゃん([illegible])だけが無邪気に新一さんのひざの上で「死んじゃったね。でも、ゆかりずっと泣かないよ」と遊んでおり、その姿に参列者からおえつが漏れた。

妙子さんと明宏ちゃんの遺体は同じ柩に入れられ、中には明宏ちゃんが好きだったがん具や菓子、ほ乳瓶も。花で埋められた柩は、家族や親類に先導され、近くの墓地へ向かった。

この日の空は、二人の死を悼むように今にも泣き出しそうな気配。最後の別れをした新一さんは「二人で一緒に逝ったから…。ゆかりは、あすになれば母親に遊んでもらえると思ってる。姉弟別々になってしまったが、いなくなった二人のためにも今後、ゆかりが結婚するまで、一生懸命生きていかなくては」と消え入りそうな声で悲しみを語った。

なお、町からは阿部町長が、綿貫国土庁長官の現地視察後、弔問に訪れた。

素敵な出逢いから 結婚相談センター ☎0286 21-4374

●8月10日　栃木新聞

情報が消えた！

豪雨禍の茂木町

《中》

5400回線の交換機不能

電話壊滅

世田谷通信火災に匹敵

「町には入れない」

「もう流されるだろう。来ても町には入れない。とにかく連絡だけはしたからね」

「確かに五日午前三時だったことを覚えている」と逆川のすぐそば、茂木町下砂田の「岩村サイクル」自転車店経営の岩村正男さん(五十)。逆川がはんらんし、「とにかく親類に連絡だけはしよう」と必死にダイヤルを回したがつながらない。電話は、宇都宮市氷室町の実姉、吉川トシ子さん(五七)宅だけにかかった。

「ルルルルー、ルルルルー」。夏夜中のこの時間、吉川さん宅は寝静まっていた。「この電話が通じなければもうダメだと思い、つながるまで待った」。「〝吉川です〟」。五分後だった。突然の電話で茂木の現況だけを伝えた。そのあと電話は不通となった。

しかし、この一本の電話で宇都宮から高崎や東京の親類に電話がリレーできた。吉川さんはこの電話で翌五日夕、岩村さん宅へ応援に駆けつけた。九日ですでに五日目。「何が困るかといっても、電話が通じないことほど困ることはない」と嘆いた。

交換機は水の中

茂木町の電話が全滅に向かったのは五日午前四時四十三分から。町役場そばのNTT茂木電報電話局の電話交換機が〝水浸し〟になった時間だ。茂木町では茂木局四千百回線、逆川局七百回線、北局六百回線と三局に分かれたシステムになっている。しかし、市外電話はいずれも茂木の〝中央局〟を経由する。このため茂木の交換機がやられたことで一時間後の午前五時半以降、茂木は完全に孤立した。

この交換機、茂木局裏の堅固な交換機棟にある。窓閉されているが、逆川のはんらんでトビラのすき間から泥水が入り込んだ。その高さ三十㌢。大事な交換機棟のため、茂木局より一段高い場所にある。

茂木電話全滅の原因、茂木局交換機修復の作業はさらに続く＝九日、NTT茂木局で

電池で24回線確保

NTT茂木局の浜田澄局長。気がついたときは着のみ着のまま避難先の町民センターへ。泥水が一㍍ほどに下がった五日午前六時半、水の中、茂木局へたどり着き、〝秘蔵っ子〟の臨時無線機一台を確保した。この無線、単一電池九個で機能する。町民センターへ戻り、避難した住民の懐中電灯の電池を貸してもらい作動。三時すぎに対策本部を設置したNTT真岡局がようやく茂木局に到着。通信の拠点、茂木局が二時間も全くの空白になっていたが、この時点で初めて現状が分かった。

「まず、臨時電話」と作業を開始。全面不通から十時間後の五日午後三時、町民センターと茂木局前の二カ所に合わせて二十四回線をつなぐことに成功した。五日から六日にかけ、さらに八百回線を持つ交換機を投入、医院、警察、消防、役場、学校など重要拠点に新しい番号の電話をつなぎ、その場をしのいだ。

日航機現場から運ぶ

まだ町民には電話は不通のままだが、この時点で暫定回復。茂木局の交換機は「テレビのブラウン管が水にすっぽりつかったのと同じ」で、回復は見込めなかった。NTTは可搬式の最新鋭交換機二台の投入を決めた。二台は奇しくも日本航空ジャボ機墜落一周年に使われるため、群馬県の事故現場にセットされていた。一台重さ約十三㌧。茂木局前の門柱を倒して搬入。八日午後七時半までに全線を回復させた。この日は職員五百人を投入しての作業。ふだん六人の局員のざっと八十倍。「これは規模は違っても世田谷ケーブル火災（五十九年十一月）と同じようなもの」（NTT真岡局）だった。住民からは「もっと早く電話の回復ができないか」と催促されたNTTだが、茂木水害は実は全国規模の通信網混乱事件と同じだったというのだ。

情報不足のデマ

電話は九日まだ一部で市外とつながらないなど〝混乱〟が続いているが、この間、拠点以外で不通だったことの影響が出ていた。情報不足のうえ、町役場など関係機関と直接の連絡が取れないことが輪をかけていたらしい。「伝染病が出た」「赤痢で二人が入院した」「コレラで運ばれたらしい」「隣の人が病院へ運ばれて死んだらしい」。みんな「らしい」の推測情報だった。町職員、警察官、保健所職員がそれぞれ各家庭で尋ねられていた。デマ情報も飛びかった。町役場では水害による町民の動揺が生んだ〝パニック〟の産物とみて事態を重視。八日、薬剤配布と絡めて「伝染病のうわさが流れていますがその事実はありません」と広報車を出した。

● 8月10日 栃木新聞

被災地にようやく明るさ

順調に進む復旧作業

茂木 県内外から視察入り

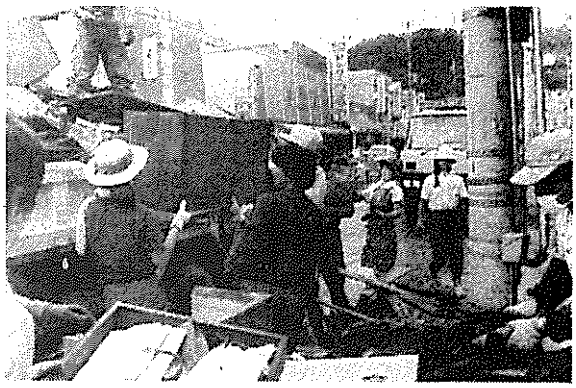

ボランティアの額にも汗が流れる＝茂木町の復旧作業

台風10号による風水害から五日目の九日、茂木町など被災地では順調に復旧作業が続き、県民の温かい救援活動も次々と寄せられた。銀行では第二土曜日の九日は休業日だが、足利銀行では行員約百八十人がボランティアとして参加するなど、町内のゴミ撤収や家庭の清掃作業を手伝った。県教委は、教科書を流されたり、使えなくなった児童、生徒のために教科書の無償給与を決定、また被災地の現地視察に綿貫国土庁長官、藤尾正行文部大臣も訪れ、藤尾文部大臣は学校給食を二学期が始まる二十七日に間に合うよう給食センターの整備を指示した。被災地は、県内外の支援によって自信を回復しつつある。

ボランティアが活躍

災害から五日目の九日、茂木町中心部を襲った土砂とがれきの撤収作業は思うように進まず、ほとんど不眠不休で作業を続けていた住民たちの顔にも疲労の色が隠せない。そんな住民たちの力になろうと、立正佼正会や創価学会、天理教など宗教団体を含む十五団体に続いて、九日、足利銀行の行員百七十二人が土曜休日を返上して作業手伝いに加わった。県婦自動車運送業協会や真岡市の青年団もぎょう十日に復旧作業の手伝いをする。水害対策本部も「今最も必要なのは人手」と頼る人海戦術に大歓迎。

ゴミ撤収作業はやっと表通りにメド立った程度。各宮では家の中の清掃に追われ、路地や橋などに山となったゴミを運び出すまでには手が回らない。町内の建設業者や近隣市町が協力しブルドーザーやショベルカーを使ってほとんど不眠不休の撤収作業を進めているが、撤収作業ははかどらない。ゴミの撤収が済まないと道路補修もできないため、ゴミ撤収が復旧を左右している。

足銀本部では、八日、テレックスで県内や茨城県の一部の支店にボランティアへの参加を呼び掛けた。応じた行員は女性三十人を含む百七十二人。この日午前八時に大型バス二台とマイカーに分乗して宝を図っている。同宮で再交付の手続きを取った場合、通し、教科書を無償給与するため調査を行うことを決めた。

茂木署は、水災害によって運転免許証を流失したり汚損した人のために、再交付の便・中・高校の児童、生徒に対宜を図っている。同宮で再交付の手続きを取った場合、通常は二週間かかっていたところを二日間に短縮している。期間は、取りあえず茂木町が復旧するまでとしている。

即日再交付を希望する人の場合は、これまで通り鹿沼市のショベルカーで、月曜日から土曜日までの午前八時半から同九時までの間に、手続きを取ることになる。免許証再交付の手続きは、免許証用写真一枚、印鑑、汚損した免許証、手数料千九百円が必要。

教科書を無償給与

県教委

県教委は九日、台風10号で被害を受け、教科書を失った児童、生徒について同法の規定によって給与、適用外の鳥山町などについては市町村教委、または学校長の証明によって社団法人教科書協会から給与されるもの。

県教委では、各学校、地方教育事務所を通じて教科書の被失、損傷状況を調べ、必要冊数を教科書供給所に指示する。同供給所では指示を受けてから一週間程度で教科書を取りそろえることができるとしているが、教科書がどの程度必要になるかは調査しないと分からない、と県教委では話している。

米3㌧と野菜類トラック10台分送る

県農協中央会

県農協中央会（豊田計会長）は九日、災害対策本部を設置、同日、茂木町に救援物資として米十㌧詰め三百袋、計三㌧を送った。また、十二日までの四日間、野菜類を運ぶトラック十台分を送る。

道路をふさぐがれきの山に「聞きしにまさる惨状」と綿貫長官（右から二番目）

実態を把握し対策

綿貫国土庁長官 現地視察、要望受ける

水害の茂木町

水害の実情を視察するため九日茂木町を訪れた綿貫民輔国土庁長官は、渡辺文雄知事や阿部武史町長の説明を受けながら被害の最も大きい町中心部を歩いて視察した後、午後零時半から町役場で同町から局地激甚災害の指定など六項目の陳情を受けたが、同長官は「（激甚災害指定については）被害が十六都府県と広範囲に渡っているので、できるだけ早く正確な被害の実態を把握し、速やかに判断したい。惨状を十分ふまえて今後の対策に全力を尽くす」と語った。

同町を訪れたのは綿貫長官を団長に文部、建設、国土、農林水産など関係各省庁の代表十五人。一行は午前十一時四十五分、阿部武史町長をはじめ県幹部、町幹部らの出迎えで陸上自衛隊のヘリ二機で茂木中校庭に降り立った。

このあと渡辺知事や阿部町長の説明を受けながら、四十五分間にわたって被害状況を視察。歩道に積み上げられたがれきや削り取られた道路、藤尾文部大臣は九日午前、地元茂木町と笹子町の水害被害地を視察した。

視察後、阿部武史町長らの水害の経過と現状の説明を受けた文部大臣は町幹部や県幹部に対し「（激甚災害指定は）迅速に発言していく。しかしまだまだしていると指定までに三カ月かかってしまう。それまではつなぎを県にやっていただく」と述べ、ゴミ対策や防疫対策のほか災害対策公共事業、農業救済、河川の抜本的対策の必要性を強調した。

さらに教育関係の被害では、給食センターが被害を受けていると聞き、「八月二十七日の二学期始業式までに復旧するように」と文部省にすぐ電話で指示した。

まず県が抜本対策を

藤尾文相が現地視察

激甚災害指定には時間

街が沈んだ

豪雨禍の茂木

（下）

開店の見当つかず

待たれる行政の〝英断〟

窮地に立つ商工業者

濁流に消えた1万冊

茂木町の中心街に店を構える書店「河内屋」の書棚が、ゆっくりと持ち上がった。縦横二・五㍍のショーウインドーがバリバリと音を立てて破れ、店内の本が国道123号に流れ出す。

五日未明の逆川はんらんで、河内屋の店舗と倉庫の書籍約一万冊が濁流に消えた。豪雨は商品だけでなく、家財道具も容赦なく奪い去った。

店主の渡辺純一郎さん㈼は「店の再建資金？　そんなことまで頭が回らない。まず後片付けが先だよ」と店内の泥をモップで押し出しながら、深いため息をついた。

流出した本の補償はどうなるのか。損害額は一千万円をはるかに超えた。「これから銀行と交渉しなければ」。その銀行も一階の浸水で、洋服を二階に上げる余裕もなかった。

ショーケースの高さ一・五㍍部分に、くっきりと泥の線が残っている。ここまで濁流が押し寄せたのだ。「売り物にならない」。ポツリとつぶやいた飯島さんは、また押し黙った。

なくなった稼ぐ手段

かつてない水害で特に大きな打撃を受けたのは「稼ぐ手段」をそっくり失った商工業者だ。サラリーマンなら、取りあえず給料だけは入る。しかし、商工業者は「いつになったら商売が始められるか、全く見当がつかない」（渡辺さん）。

地元金融機関はいち早く、被災者に対する三百万円の緊急融資を決めた。県も三千万円を限度に、運転資金の融資に乗り出した。

利率は金融機関が五・五％、県が五・三％。通常融資に比べ二％近く低い代わり、融資期間が一年（金融機関）、五年（県）と短い。

被災した商工業者の大半は、細々と商売を営む商店主や零細工業主だ。中心街でパン店を経営する大塚俊夫さん㈽は「パンを作る機械も、パン粉などの材料も全部空っぽ。破産ですよ…」と半ば再建をあきらめたふうでもある。

短期返済はとても…

ほとんどの業者が大塚さんと同じ状況の中で、たとえ融資を受けても短期返済は苦しい。しかも「三百万円くらいは、店の改修資金で消えてしまう」（渡辺さん）。被災業者はそれでなくても〝体力〟を失い、返済能力が乏しいのだ。

「県と町で利子補給すること を検討している」と町当局は被災直後、利息の半分を自治体が負担するあえを示した。「利息五％台、しかも短期返済では無理」と判断したのだろう。

県も九日、県議会の要望に対し「利子補給を検討せざるを得ない」と答えた。実現すれば被災者の負担はグンと軽減され、その分立ち直りも早くなる。

自然豊かな八溝の町・茂木は過疎脱却の方策として、観光に力を入れてきた。大瀬の観光ヤナ、町営キャンプ場、貸し別荘、シイタケ教室、茂木焼…。そして観光に絡めた商工業の発展が町の生き残る道―、とだれもが考えていた。

廃墟からの再建には、被災者の〝企業努力〟が不可欠なのはもちろんだが、こんな時こそ前例にとらわれない「血の通った行政」が必要なのではないだろうか。

（報道部取材班）

壊滅的な打撃を受けた商店。いつになったら商売が始まるのか…

●8月11日 下野新聞

街に少し活気

復旧急ぐ茂木

町内外から援助の手

台風10号の豪雨に襲われ市街地が水没、大きな被害を受けた茂木町では、日曜日の十日も早朝から汚れた家財道具などの後片付け作業が行われた。悪夢のような洪水から五日が過ぎたものの、町内にはまだ傷跡がいたるところに残されている。復旧作業に当たる町民の間にも疲れの色が見え始めているが、この日は日曜日とあって、町内外から救援隊や救援物資が続々と寄せられ、被害に遭った町民たちを力付けている。

続々と寄せられた救援物資の山＝茂木町民センター

町内には復旧作業が始まると同時に各地から各種の団体やグループなどが続々支援に駆け付けたが、十日も小型の運送車を使って運送を営む赤帽組合芳賀支部から十七台の小型車と組合員が支援に駆け付け、大型車の入れない裏道などのごみ集めに活躍した。ほかにも真岡市の連合青年団、県連合青年団の青年たち三十人や真岡青年会議所の会員三十人など、近隣の若者たちが駆け付け、泥まみれになりながら後片付けに協力、町民を喜ばせた。

またこの日も真岡市山前農協からタマネギやキャベツなどの生鮮食品が届けられたほか、慕生町商工会青年部からタオル千本や町内の被害に遭わなかった町内各地区の婦人部からおにぎりが百個、二百個と届けられるなど、団体、グループからの救援物資や宇都宮市からわざわざバスでやってきたという主婦など個人からの救援物資も届けられ、被害に遭った町民に配られている。

町内には、大型ブルドーザーも出動、被害家庭から出されたごみの山を次々とダンプカーに積み込むなど復旧作業が急ピッチで進められており、町は徐々に活気を取り戻しつつある。

しかし、町対策本部の調査が進むにつれ、被害がますます大きくなってきており、洪水の恐ろしさをまざまざとみせつけている。

各家庭の後片付けも進んでいるが、濁流に流された食器類などを洗う町民の間には、被害から五日が過ぎていることから疲労の色が濃くなり始めており、一日も早い復旧が望まれている。

町内の電話もようやく全線開通、町民の不安もようやく解消したが、一時は電話の不通による情報不足から、伝染病が発生したというデマが町内外に流れた。

一方茂木署は、五日午前一時半ごろ、茂木町増井の林橋東岸で男性が行方不明になったという情報があることから、豪雨のあと行方の分からない人がいないか連絡してほしい―というチラシを配り、情報提供を呼び掛けている。

日本のペリカン便

真岡、水戸線が平常に

国鉄バス 烏山―茂木線も再開

台風10号の大雨の影響で一部運休となっていた国鉄真岡線と水戸線、全面運休となっていた国鉄バス烏山―茂木線が十一日までに運転を再開、平常ダイヤに戻った。

真岡線は土砂流石がひどい市塙―茂木間をバス代行運転としていたが、十日午後六時七分小山駅発から運転を再開、全線平常ダイヤに戻った。

水戸線は小貝川の増水により、下館―新治駅間で代行バスを運行していたが、十一日午前四時五十一分勝田駅発から全線の運転を再開する。

土砂崩れなどにより国道294号が寸断され、全面運休となっていた国鉄バス烏山―茂木線は十日午後四時十五分烏山発から運行を再開した。十一日午前六時三十五分烏山発の始発からは平常の一日六往復運行に戻る。

情報が消えた！

豪雨禍の茂木町

《下》

119・110番が3日間不通

SOS 広報車がフル回転

「嫁と孫を助けて」

茂木町中心部が〝水没〟した五日午前三時十五分、水のなかにあった茂木署に一一〇番通報。「助けてください、嫁と孫が埋まってしまった」。声の主は茂木町から八㌔、岡町町田の会社員、平野新一さん(三)の母親、ヤエさん(七)。続いて新一さんが「早くしてください」と訴えた。東側の山が崩れ、六畳間に寝ていた妻の妙子さん(三)と長男、明宏ちゃん(七カ月)がドドーと流れ込んできた土砂に押しつぶされた。一トントラック二十六台もの土砂で母子が助かるわけもない。隣の家の手も借りバケツや両手で掘り出したが、すでに死亡していた。

茂木署の問い合わせには「救出したが、もうダメです」。午前四時半以降は電話も不通になり、消防や警察との連絡もつかなかった。そのころ、町は逆川のはんらんの真只中にあり、孤立無援の状態であった。

茂木署では前夜から署員を動員、次長も四日午後十一時すぎから町を視察、逆川より低い民家に対して避難するよう指導、平野さんの一一〇番前後に「車を動かしていて二人が流された」など十数本の〝悲鳴〟が殺到していた。このうち平野さんの一一〇番はすぐに町田を管轄する千本駐在所に伝えられた。同駐在所の石川通保巡査部長(三)によると、駐在所前の道路は深さ三十㌢ほどの急流になり、各所でガケ崩れなどが起き車が通れる状態ではなかった。見回りの消防団員五、六人に平野さん方の事故を伝えて待機。一方、茂木署はパトカーを出動させたが、大雨で車が故障、警察官は茂木消防署にいったん避難するというアクシデントに見舞われた。結局、事故現場には午前六時ごろに地元消防団が歩いて、午前九時すぎに千本駐在所がオートバイで、茂木本署は午前十一時前後に到着するという状態にならざるを得なかった。

食料供給など町役場の広報車で身近な情報を得て集まる茂木町の主婦ら＝茂木町町民センターで

4時間で40件の「119」

二人の遺体を終えた翌日の十日、平野新一さんは「四日午後九時ごろ、テレビで台風10号のニュースは見ていたが、『今までもなかったし、台風が通っても水は出なかった。大丈夫だ』と思ってしまった」と悔やまれた悲惨で話した。さらに「危険な状況を区長などを通して知らせられるようなやり方があってもいいのでは」とも言った。町中心部でも避難命令が出され「危険」と知らされても大半が半信半疑だったが、現実は一一〇番通報、そして特に一一九番、茂木消防署へのSOSにみられるように大変な事態が起きていたわけだ。

茂木消防署には四日午後十一時すぎから町の電話が全滅した五日午前四時半までさらに五時間のうちに五十六件の〝通信〟が記録されている。三台の一一九番、二台の加入電話、一台の警察電話、そして消防無線の交信記録。このうち町民からの緊急連絡は約七割、四十件前後。平野さん方の事故はもちろん、「増水した」「落石がある」「がけが崩れた」「床上浸水した」「通行止めとなった」など、時間は午前二時すぎに集中しており、逆川のはんらん直後に悲鳴が殺到したことを裏づけている。

茂木消防署の一年間の一一九番受理件数は二百八十件前後。一日一件あるかどうか。わずか五時間で一カ月半分のSOSが飛び込んできたことになる。事情は茂木署も同様で五日午前三時ごろには記録もできなかったし、「助けよう」にも助けられない。〝水が来ても大丈夫なような高い所へ避難して〟と言うのが精いっぱいの状態だった」と川瀬圭二茂木署長(五)も。この誤えも五日午前四時半以降ピタリなくなった。電話回線不通で一一九番、一一〇番が〝消えた〟。

茂木署では八台の警察無線がなんとか機能していたが、「警電」と呼ばれる警察電話は五日午前八時三十七分に不通。警察庁関東管理区局栃木通信部の移動式多重無線車が出動、再び警察通信が使えるようになったのは電話不通から八時間後の五日正午以降。茂木消防署はバッテリー式の消防無線キー局があり、司令車など四台が機能していた。しかし、これも署員、団員間の連絡に使われ、町民からのSOSは本署で受けられなかった。NTT茂木局が臨時無線機で六日にかけて警察、消防署の電話を仮設したが、町民に電話がなく実際のSOSは伝えようにも伝えられなかった。

40種類の情報流す

ふだんの一一〇、一一九番に戻ったのは八日夜。SOS機能が消えてから既に丸三日も経っていた。再開一一〇番は五日午後十時二十四分。夫婦げんかだった。一一九番は八日午後五時二十分、急病人。この間に、町民が最も知りたい情報を流していたのは町役場の広報車だった。町民以外はテレビ、ラジオ、新聞などで茂木災害を知り応援に駆けつけたが、茂木町民は目の前にある雑をなごみを片づけるのが一番の仕事。泥にまみれ、汗とホコリの中で働き回る町民からは「手を休めないで分かる情報が助かる」という声を何人からも聞いた。

この広報車だが、町の公用車ではない。公用車四十一台はいずれも水害で故障、県、真岡市、交通安全協会、市員町などが提供。六日は午後八時から二時間、七、八、九、十日は早朝から丸一日、一台から四台の広報車が町を回った。「こちらは町役場の広報車です」から始まる広報。初めは「日赤医療班が来ています」「食料の配給をします」、とけがと食べ物、さらに「クレゾールの配布」など防疫。十日も「野菜の用意ができています」「郵便はがきを無料配布します」「運転免許証を流失した方は一」など七種類を広報。この六日間でざっと四十種類にも上る情報を提供してきた。「そうですか、そんなに利用されましたか」と担当の茂木町役場の吉田士志郎文書広報係長(三)。この十日、「ゴミの収集は十一日で一時打ち切ります」の広報も加わった。情報は復活し、「ヤマ場」は越えた。

● 8 月11日 朝日新聞

検証 333ミリ 茂木町にみる ＞下＜

生活への不安大きく
決め手ない災害防止策

泥だらけだった茂木町も、少しずつきれいになってきた。町役場には九日、地元選出の勝尾文部大臣や、綿貫国土庁長官らが訪れた。

被害の大きかった町中心部の商店街。店内の泥を掻き出し、床をふき、商売を再開する店も出始めた。少しずつ余裕が生まれてきているかのような町。だが、住民には、様々な不安が残る。「商売を再開する資金はどうしようか」「川は二度とあふれないのだろうか」……。

これから

商店街で旅館を営む小堀勝命さん(七八)は、一時は旅館一階の軒下まで水があふれた国道123号を指さしながら、「この道の側溝は、私が子供のころからこの幅だった。あのころは砂利道だったし、空き地も多かったが、今は舗装道路で、側溝以外に水の流れるところがない。また大雨が降ると、簡単にあふれるんじゃないだろうかと思って不安だよ」と話す。

●改修計画ない

町建設課は「今回のような大水害を防ぐには、逆川の川幅を広げる河川改修しかない」という。茨城県境の下流は、今年度から改修に着工することになっている。だが、「町中心部の改修はいつできるやら」と同課。川幅を広げるには町中心街の大改造になる。住民の同意を得られるのは大変と、具体的な改修計画は無い。

川沿いで洋服の仕立屋を開く小島常雄さん(四〇)は、消防団員でもある。「損害は四百万円になるのか五百万円になるのか、今は見当もつきません。一カ月後ぐらいに店を再開できればいいけれど。河川改修と言われても、他に同じ条件で商売できるところはないですから」

●山は点検なし

災害直後の五日、町を訪れた渡辺知事に、阿部町長は改めて河川改修を要望した。知事の答えは「河川改修に王道なし。こつこつとやっていきましょう」だった。

茂木町の山は、岩盤の上に関東ローム層があり、滑りやすい。町中心部の山すそは十年以上前に、ブロックで固めた。そのせいもあり、町は「大きな災害が起こるなら逆川だ」と、逆川沿いの約十世帯を「特に危険な個所」として、毎年点検に行っていた。だが、山間地の危険個所は「特につかんでいなかった」（町厚生課）。

土砂に埋められ、妻子二人を失った平野新一さん宅に近い山口文明さん(五六)の自宅は、五日未明、崩れた土砂で、家全体が約二㍍も押し出された。今もまだ少しずつ前へ押され、つぶされかけている。夜は近くの公民館に泊まり、日中は家を見に来るが、危険で中のものを取り出すこともできない。

山口さんの妻信子さん(五二)は、毎日、家を見に来ている。「この家を壊して、もう一度ここに家を建てます。平地に住む土地があるわけではないから。今は、少しでも家財道具を取り出したいと思ってます。建て直すのに、いくらお金がかかるかわからないから」と言ったあと、「建て直したあと、もう土砂崩れなんてことはないでしょうね」。不安げにつぶやいた。

●過疎化が心配

平野さんや、山口さんの住むあたりは、土砂崩れを防ぐ工事に国の補助金が出る「急傾斜地崩壊危険区域」ではない。県砂防課は「国から補助が出ない以上、県単独ではどうすることもできない。住んでいる人に危険を十分認識してもらう以外にない」と言っている。

町の中心部では、十日現在、全く通れない橋が三つある。道路の損壊は数限りない。町がしていかなくてはならない仕事は、山積している。その中で、今、阿部町長が一番心配しているのは、「過疎がさらに進んでしまうのではないか」ということだ。

昭和二十五年には約三万人だった人口が、今では二万人を割る。「町民が、この町にもう一度家を建て、商売を始めようという気持ちになってくれるものかどうか。全力を尽くさなくてはならない」

畠目茂夫町商工会事務局長は「会長も副会長も会員全体がみな被災者で、これからのことを考える余裕がまだ無いと思う。できるだけ早急に会議を開き、倒産、廃業を少しでも防ぎたい」。商工会事務所の掃除の手を止め、話していた。

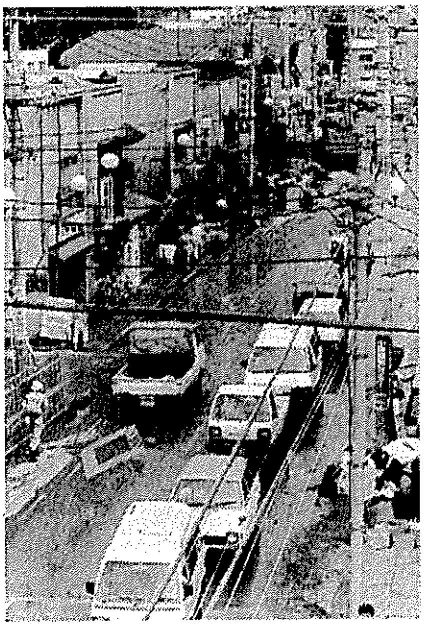

復旧作業が軌道にのり、道路には、工事車両に代わって一般乗用車が目立つ
＝9日午後1時ごろ、茂木町茂木で

● 8月11日 東京新聞

「不明者1」ほんとなの…!?

『見た』『聞いた』の証言

出ない届け 警察改めて捜索

濁流の中のミステリー

豪雨当夜の茂木町

台風10号の豪雨による被害は十六都県に広がり、死者十九人、行方不明者二人を出した。本県関係者は県東部で死者六人、行方不明者一人。ところが、この行方不明者は水害発生から五日後の十日になっても名前も分かっておらず、肉親からの捜索願も出されていない。警察当局は、豪雨当夜、濁流の中で竹やぶにつかまり奇跡的に助かった人が「木の枝にぶらさがり助けを求めていた男がいた」と言っていたことや、近所の人たちが暗やみの中で悲痛な「助けてくれ」という声を聞いたという証言から行方不明者と断定したが、今となっては「助かっているのでは……」「最初からそのような人はいなかったのでは……」の声も出始めた。警察では、決着をつけるため十一、十二日、はんらんした逆川で大捜索を行い「手がかりがなければ、行方不明を取り消したい」といっているのだが……。

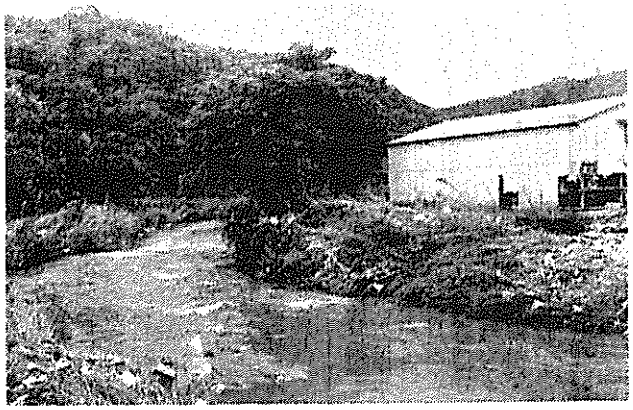

逆川がはんらん

このミステリーは豪雨で芳賀郡茂木町を流れる逆川がはんらんした五日午前一時過ぎ起こった。場所は同町の中心部から東へ約二キロの増井地内。

ここでは家全体が濁流にのみこまれるようなことこそ少なかったが、それでも逆川があふれ川沿いの家は濁流で「バリバリ」というごう音とともに壊れ、住民は恐怖におののいていた。

助けを求める声を最初に聞いたのは同所、電気設備業涌井唯司さん(四三)。涌井さんは近所の消防団員らを連れ、声が聞こえる逆川に架かる「はやし橋」近くへ。そこで懐中電灯で照らしてみたが、辺りは真っ暗で何も見えなかった。増水のため、前へも進めない。

助けて…と絶叫

「オーイ、オーイ」「助けてくれー」の声だけ。元気だった声もだんだん小さくなっていた。午前二時二分、とりあえず自宅へ戻って、地元茂木署へ連絡した。

警察官が到着したのは午前二時半過ぎのこと。その時はすでに声は聞こえなかった。投光器で照らしたがやはり何も見えず、「明るくなってから」とその場で待機。

枝にしがみつく男性

午前三時半、橋の近くで乗用車が発見された。車の持ち主はナンバーから、同町茂木、会社員鹿沼誠さん(二四)。鹿沼さんは午前一時過ぎ友人宅へ向かう途中、暗やみから助けを求める声を聞きつけた。車のライトの中に「はやし橋」たもとの木の枝にしがみつくようにし、濁流にのまれそうな男の人が入った。助けようと車から降り、腰まで水につかり近づこうとしたが濁流に流された。夢中で竹やぶにつかまり、約六時間後奇跡的に自衛隊のヘリに救出された。

警察では初め、助けを求めていたのが鹿沼さんと判断し、事件は解決したとみていたが、鹿沼さんの話で、もう一人の行方不明者ががいると断定。明るくなるのを待って捜索を開始した。

30件の身元も確認

ところが、県内には行方不明の該当者がおらず、県外から寄せられた三十件の行方不明者照会もすべて身元が確認されていた。

現在では三十人の捜査員を動員して行われた捜索も中止され、町内の広報活動だけになっている状態だ。

しかし、鹿沼さんは恐怖の一夜を思い出しながら「もう少しで助け出せるところだったんです。僕は本当にラッキーで、あの濁流では……。男の人は僕が助けようとしたのを分かったはず。もし助かっていたら僕を安心させてほしいですね」と話している。

助けを求める声を聞いたという別の地元の人は「最初からいなかったとか、助かったとかいう人もいるが、あの激流を見ないから言えるんですよ」と首をかしげる。

機動隊員100人を動員

県警警備二課では「確かに疑問が残る行方不明者。はっきりした姿をだれも見ていないのですから。流されたとしてもいなくなった人が現在のところいないのですから不思議な話ですよ……」と頭を抱えている。

十一、十二日の大捜索は機動隊員など百人を動員、ゴムボートで茨城県境まで行う。

NEWS インサイド

石碑のデパート 富田石材商会

● 8 月12日　下野新聞

復旧 お盆も返上 茂木

炎天下、後かたづけに汗
水害から1週間 笑顔も戻る

台風10号による豪雨が県内を襲ってから、十一日で一週間が経過した。街全体が水没し、壊滅的な打撃を受けた茂木町では、炎天下の中、復旧作業が急ピッチで進められ、後片付けに汗を流す町民の間にも少しずつ笑顔が見られるようになった。電気、水道、電話が次々に復旧したのに続き、国鉄真岡線も平常ダイヤに戻った。わずかに残った商品で営業を再開した商店もある。ただ依然として町は、汚泥とクレゾールが混じり合って放つ異臭とほこりが充満し、異様な雰囲気だ。明日からの月遅れ盆も返上し、復旧作業は当分続く。

（5・14面に関連記事）

山積みされていたゴミは回収され、給水車が道路の泥を流している＝茂木町の市街地

商店街

商店街では営業を開始した商店がチラホラ見られるようになった。特に国道123号沿いの商店の復旧作業は順調に進み、後片付けをしながらの"片翼営業"。食料品店を営む市原保さん(四七)は「本格的な営業は旧盆明けからですが、一日でも早く始めないと死活問題ですから」と話す。

市原さんの所でも商品の三分の一が水に漬かり、すべて廃棄処分にした。営業用冷蔵庫が故障し、冷凍食品なども置けない。

靴店経営の木村清さん(七〇)も「小型トラック三台分の商品はダメでした」と言いながら、残った商品で営業を始めた。今週から問屋が盆休みのため、新たに仕入れもできない状態だ。電機店の宮下信三さん(四〇)は水害の三日後から店を開いた。比較的早く後片付けが終わったのと、水に漬かって各世帯の電機製品が故障し需要が伸びると判断したためだ。「まだまだ客は少ないですが、冷蔵庫は何台か売れましたよ」とニッコリ。

ごみ撤去・防疫

一日に約五十台のトラックを投入して行われていたごみやがれきの撤去作業は、道路を中心にほぼ終わり、十一日に一時打ち切られた。まだ個人の庭先などにあるがれきなどの撤去は月遅れお盆が終わってから再開する。

ごみが取り除かれ、すっきりした道路は、交通規制が行われていることもあってか渋滞は解消された。ただ道路にこびりついた汚泥が乾き、町全体がほこりに包まれている。このため町は給水車を出動させ、泥を流す作業を始めた。

防疫面では、各世帯の消毒作業もすべて完了。十一日はクレゾール、消石灰を各戸に配布したり、河川や排水溝に殺虫剤を散布する作業を行った。町保健衛生課の斎藤安宏課長補佐は「これで一応の防疫作業は終わったが、まだ屋内にはたくさんの汚泥が残っている。これからも気は抜けませんよ」と話している。

電話

一時は全滅状態になった電話も十一日夕方までに五千四百回線の九六%、五千二百回線が開通。残り二百回線は被災世帯が留守だったり、後片付け中で、NTT栃木支社は「いつでも開通させられる状態は整えた」と説明しており、完全復旧は目前に。

茂木町を訪れた天野建設相（左）と稲村環境庁長官＝茂木町

被害総額468億円に

県災害対策本部（本部長・渡辺知事）が十一日午後三時現在でまとめた台風10号に伴う豪雨の被害状況によると、被害総額は四百六十七億九千万円に達し、前回調査時（九日）より約二十四億円増えた。最終的にはさらに増える見通しだ。

また、人と家屋の被害がこの日確定したが、それによると、死者六人、行方不明一人、重軽傷六十六人。家屋の被害は全壊六十七戸、半壊百十七戸、床上浸水二千七百十五戸、床下浸水六千七百四十九戸で、被災世帯は六千六百六世帯、計二万五十二人が被災した。

「激甚法」の適用明言
天野建設相、現地を視察

台風10号による豪雨被災地の視察のため、十一日、茂木町を訪れた天野建設相は、激甚災害法を今回の災害に適用するかどうかについて「過去の例と比べても大丈夫だと思うので、一日も早く適用を受けられるようにしたい」と語った。

これは渡辺知事と阿部同町長の陳情に対し答えたもので、災害復旧担当の現職閣僚が同法の適用を明言したのは初めて。

この日は建設相のほか、稲村環境庁長官と衆院災害対策特別委員会（伊藤宗一郎委員長ら二十三人）、自民党本部災害対策委員会（井上孝委員長ら四人）がそれぞれ、茂木町を現地視察、住民による懸命な復旧ぶりを見た。

これに対し阿部同町長は被害状況を説明するとともに、①激甚災害法の適用②河川を中心とした河川の抜本的改修—の二点を陳情。さらに「国に甘えるわけではないが、復旧には膨大な費用と時間がかかるため、町の自立のため援助をお願いしたい。将来は必ずや立派な町づくりを実現させ、全国の人たちにお見せしたい」と訴えた。

現地視察を終えた建設相は「衆院議員として三十年間、災害をみてきたが、こんな被害は初めてだ。再び災害が起きないよう建設省は災害発生後、ただちに査定官を派遣した。関係省庁と連絡を密に、一日も早く激甚災害法を適用し、できる限りのことをしたい」と語った。

また稲村環境庁長官も「公共土木以外の一般住民の被害に対しても細かい配慮を行いたい」と述べた。

●8月12日　栃木新聞

自力再生へ踏み出す

茂木　豪雨被害から1週間

救援物資の配給打ち切り

商店、工場も再開

台風10号崩れの豪雨禍で町一帯が配管化した茂木町。かつてない被害発生から十一日で一週間が過ぎた。この間、隣接市町村や民間会社、ボランティアたちの温かい労力奉仕や物資の援助を受けながら、ようやく明るさをとり戻してきた。この状態に茂木町水害対策本部（本部長・阿部武史町長）は、十日までで行っていた救援物資の配給を停止し、ゴミ撤収作業も十一日いっぱいで一時中断した。町の中はほぼゴミ撤収作業を終え、商店や工場などは徐々にではあるが再開しつつある。町民は、他人の援助に頼るだけでなく〝自立復旧〟の道をようやく歩み始めた。

水害のツメ跡を残しながらも町は徐々に平常へ＝茂木町中心街で

被災直後、泥水に家や家財道具をのまれた四百人の町民が町民センターと茂木小体育館に避難した。災害から一週間たった十一日、ほとんどの町民が泥とゴミで埋まった自宅を修復したり、親類や知人を頼って出て行き、現在二世帯二人が残っているだけ。残った二人も近く自宅や親類の家に引き揚げる。対策本部では「水道、ガスがほぼ復旧し、家のゴミ撤収も終わり、ようやく自宅で生活できるようになった」と言う。

この間、各地から待せられた食料や衣類、毛布などの救援物資は連日増加、五日は二十五件だったが十日には六十件を超えた。これに対し救援物資に頼る町民は徐々に減り、十日には町民センターに入り切れなくなり茂木小体育館に分散。対策本部では「救援物資に頼らず、自力再生の道を」と町民に呼びかけ、十一日から救援物資の配給を打ち切り、腐りやすい野菜の配給だけにとどめている。

町の業者や近隣市町村の応援体制で連日五十台のトラックが出動していたゴミ撤収作業についても「町の中の撤収作業はほぼ終了し、業者自身の復旧作業も必要」として盆休みに入る十二日からの作業を一時中断した。

町はゴミを取り除き、道路を洗い流し、ガソリンスタンドや商店などが徐々に再開しつつある。

しかし「本当の意味での復旧はこれから」と同本部。これまでに報告されただけでも三百数十カ所の道路破壊や土砂崩れで交通網は混乱状態。農林関係の被害が二十四億円に達しているとも分かった。商品を流失したり、機械が破壊された商店や工場も多い。町民は〝自立復旧の道〟を選び、再生に向けて歩み始めた。

伝言ファクス大活躍

全国から2045通　職員、自転車で配達

茂木町へ全国から二千四十五通！。NTT栃木支社とNTT茂木局では豪雨の直撃を受けた茂木町民のために、逆川はんらんから一夜明けた五日午後五時半から無料の伝言ファクスサービスをスタートさせていたが、十一日正午までの一週間でなんと二千四十五通を数えていた。発信は本県内が最も多かったが、北海道から関西まで全国各地から、また、五、六、七の三日間で千八百通以上、全体の九割を占めるなど電話の全面回復まで伝言ファクスがいかに重要な〝通信手段〟になっていたかを裏づけた。

茂木町の電話通信網は、逆川のはんらんでNTT茂木局の電話交換機が水浸しになったことで一時全面不通、NTTでは五日午後三時から急きょ臨時無線で二十四回線を確保、町民センター、町役場前に無料臨時電話を開設、さらに五日から六日にかけて警察、消防、医院、学校など重要拠点にも専用電話を設け完全回復するまでさっと六百回線を結んだ。しかしこの間、町民の家庭では電話そのものが使えないため、この伝言ファクスによる〝通信手段〟を提供した。

システムは県内外から茂木町の被災者に伝えたいメモを宇都宮電報電話局の受付☎（24）2525に送ると、同局が茂木局にファクスで送信。これを受信した茂木局では職員がファクスを持って茂木町内の一軒一軒を回って配達するというやり方。初日の五日は夕方からだったが三百九十五通、二日目の六日がピークで九百八十六通、七日は四百五十七通、午後七時半以降、電話が全面開通した八日は百五十六通といった具合。

伝言の大半は被害のお見舞い。さらには「心配だから連絡をしてほしい」「親戚があるが出席できるかどうか」「復旧に必要な物を送るが、受け入れ態勢は」など生活に密着した内容が多かったよう。発信は全国各地からで本県内が五割以上を占めたが、東京が二割、さらに茨城県などが目立った。

NTT茂木局管内ではふだんの一日の有料ファクスの取り扱いは平均で三通ほど。それが一日で千通にも上るファクス情報が殺到したことで同局も対応に大わらわ。最大時、受付で二十人、配達で四十人の職員を配置したほど。これも東京・世田谷ケーブル火災時と酷似した。豪雨で道路が寸断され、車では行けないところもあった。このためNTTでは六日には自転車十五台を投入して〝銀輪部隊〟での配達作戦となった。

加えて表札が水に流された家庭もあり、実際の配達では苦労があったようだが、NTT栃木支社の福田恵一広報課長は「こんなにも利用があるとは思わなかった。いかにコミュニケーションが必要で大事かを改めて痛感した。今回の災害の教訓を今後に生かしたい」。また、電話は約二百軒ほどが災害処理などで設置できる状態にないため「一両日の様子をみてファクスをどうするか検討したい」（同）としている。

●8月12日　サンケイ新聞

治らぬ心に受けたキズ跡

茂木町が濁流にのまれて1週間

道路、水道など かなり復旧したが…

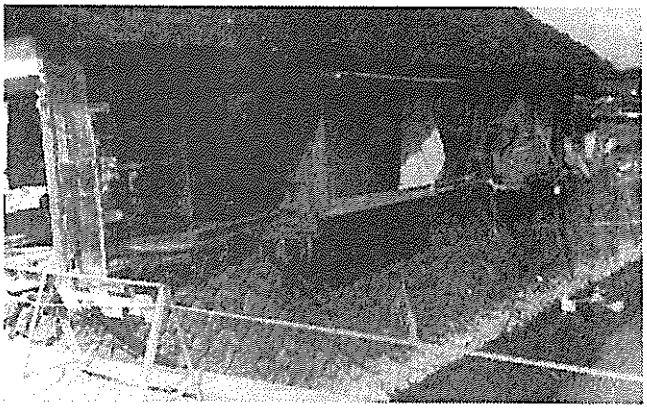

「自分たちの家だもの、離れたくなくて」―崩れかけた家のなかで、何とか毎日を送る人がいる。濁流に家を奪われ、仮住まいをしながら途方に暮れている人がいる。台風10号崩れの大雨で、芳賀郡茂木町が濁流にのまれて、きょう十二日で一週間。町内からはゴミもあらかた姿を消し、道路や水道などもかなり復旧してきた。だが、町民の心に受けたキズ跡は深く、以前の生活にもどれる日はまだ遠い。

はんらんした逆川にかかる桔梗橋のほとり。川にせり出した藤間芳男さん(四八)の家は、かろうじて柱だけが残り、青いビニールシートが壁がわりに張られている。

床板もなく土がむき出し。ほとんどの家財道具が流されてしまった。母屋の後ろに昨年十一月に建てた子供部屋だけが原形をとどめ、一家四人は今、そこで暮らしている。

……

すぐ真下を流れる逆川に洗われ、壁が崩れ、柱だけとなった藤間さんの家＝茂木町茂木で

「何もないでしょう。あるのはいただいた食べ物だけ。それも毎日、おにぎりや缶詰だけで過ごしてきて…。きょうシャワーが出るようになったので、やっと入れるわ」

妻の則子さん(四七)がさばさばした表情でいう。

その藤間さんのところに「借家に移っては」という話が持ち上がった。長女の勤める銀行の人たちが探してきてくれたのだという。今の家からもそう遠くない。家賃も月一万円でいいという。だが藤間さん夫婦はこの話を断った。

「やっぱり今まで住んできた家からは離れたくない。お金もないし、いつになったら家を建て直せるかわからないけど、こうして暮らしていくしかありません」。話し続けるうちに則子さんの目に涙がにじんだ。

桔梗橋を下ること五百㍍余り。榎本橋のたもとは二棟あった借家が流れ去って跡形もない。ここには栗田昭一さん(六〇)の一家三人と、大木ユキさん(六六)が住んでいた。

栗田さん一家は橋の反対側にある妻の実家に移った。夫婦と二人の母親が一緒に暮らすことになった。「本当は余りよくないんです。でももう川のそばへはもどりたくないし」と、昭一さんはいう。

一人暮らしだった大木さんは、長男がかつて県立茂木高で教師をしていたこともあって、空いていた校長官舎に入ることが出来た。

「でもいつかは出なくてはならないし、もどるところもないし」。ユキさんはしきりに住み慣れた家を懐かしがった。

……

後片付けに子供も一生懸命＝茂木町茂木で

●8月13日　下野新聞

被災地に強力助っ人

茂木高生が清掃に協力

町のほとんどが水没し大きな被害が出た茂木町では、十二日も早朝から洪水の後片付けが急ピッチで進められた。この日は、茂木高生たちも応援に駆け付け、町営プールや町民センターの泥払いに協力していた。

また宮舟町や大平町の農協から玉ネギなどの生鮮野菜が届けられ町民を勇気づけているが、復旧が進むにつれ、町内では、商売を始める商店もポツポツと現れていることから町の対策本部では、これら開店し始めた食料品など商店救済のため贈られた生鮮野菜などを無料で町民に配布していいものかどうか、その対応に頭を悩ませている。

● 8 月13日　栃木新聞

茂木町へ救援物資　佐野市

毛布、肌着など1611点

市職員組合も見舞金を

市職員の手でトラックに積まれる救援物資

佐野市（早川吉三市長）は十一日午後、県を通じ台風10号で被災した茂木町にタオルや毛布、肌着などの救援物資を送った。

これは、早川市長が市職員に呼び掛け、全職員がタオルや毛布などの救援物資を一人一、二点持ち寄ったもので、集まった救援物資はタオル、毛布、タオルケット、夏掛け布団、靴下、肌着など千六百十一点。

救援物資は、市職員の手で二十九個のダンボール箱に詰められ、佐野土木事務所の二トン車で被災地、茂木町に送られた。

同市では既に早川市長、新里育男助役、池沢喜夫教育長らが市の部長会、課長会、主幹会、有志職員に呼び掛け、見舞金二十一万四千円を被災地に送っているほか、近く市職員組合でも見舞金をとりまとめ被災地に送る。

● 8 月14日　下野新聞

茂木　ほぼ復旧

交通規制解除、病院も再開

茂木町の水害で同町に通じる道路を規制していた茂木署は十三日午後五時、国道など七カ所の交通規制を全面解除した。

五日未明の災害以来、同署は国道一二三号で四カ所、国道二九四号、県道、町道各一カ所の計七カ所を交通規制。救援、復旧作業などの車を優先させてきた。しかし廃物運搬、道路清掃作業がおおむね終了したことや、月遅れ盆で交通量が増加することなどから、同署は町災害対策本部と協議、交通対策上支障がないとして規制解除を決めた。

一方、同町の復旧状況は電話が同日午前十時現在で九九・七%通じるようになったほか、地元の医療機関も七医院が同日までに再開したため、日赤救護班は同日午前九時で引き揚げた。

同本部は、既に電気、ガス、水道も復旧し、商店もボツボツ開店したことから、町の自助努力を促す意味でもこの辺で救援物資を撤退する時期にきている、と判断。今後の対応を協議する。

被害総額は508億円に増加

台風10号に伴う大雨の被害について県災害対策本部（本部長・渡辺知事）が十三日午後三時現在でまとめたところによると、被害総額は五百八億六千万円となり、前日より二十八億円増加した。

主な内訳は、農産物の被害額が百三十五億七千万円から百五十六億五千万円（確定）へ、土木関係が二百一億二千万円から二百九億円へとそれぞれ増えた。

救援募金が950万円を突破

台風10号の豪雨に伴う茂木町を中心にした被災地へ救援・見舞金が続々と寄せられているが、本社の救援募金は開始から一週間目の十三日、早くも九百五十万円を突破した。

この日は今市青年会議所のメンバー一同が三十八万余円を本社今市支局に寄託したのをはじめ、県加工食品卸協会（倉嶋勝朗会長）の三十五万円、県青年経営者研究会（倉木敏会長）の二十万円など、いずれも「一日も早く復旧に努力され、被災から立ち上がれることを願って」の善意の募金。西武百貨店宇都宮店でも全従業員から募った心温まる三十万円を岡安典店長が下野新聞社に持参、「救援募金」に寄託した。

一方、高根沢町の台新田公民館（手塚徹館長、館員四二人）は十三日、白米三俵を救援物資として茂木町へ送った。

地区民から寄せられた米をまとめる高根沢の台新田公民館員

同公民館では十日、役員らが「公民館の憲章第三条に思いやりの和を広げようということが掲げられており、水害で苦しむ茂木町に何かお手伝いしよう」と呼び掛け、炊き出しのおにぎりにでも使ってもらえる白米を館員一戸から五合以上集めた。

特別融資の利子補給

証明書の発行　3日間で60件に

茂木町は台風10号被災者に対する災害援護別融資の利子補給を受け付けているが、同制度利用に必要な災害証明書の発行は、十三日までの三日間で六十件に達した。

町の利子補給は、六十二年十二月三十一日までの期間を対象に、三百万円を限度に災害復旧の特別融資を受けた場合、五・五%の利子の二分の一を町が負担する。

町民号中止に

茂木町は来月七、八日、一泊二日で予定していた真岡線利用町民号を中止することを十三日決めた。同町民号は、真岡県の秋保温泉に町民三百五十人が参加して向かう予定で応募者も満員だった。台風10号の被災で中止した。

●8月14日 栃木新聞

最高2.5㍍も浸水

豪雨禍の茂木中心街

三角形状に〝水没〟

逆川 許容量3倍の濁流

県河川課調査

浸水最高二・五㍍、町中心部南北約一・一㌔、東西一・五㌔が水没した！。茂木水害では逆川のはんらんで町中心部が一・五㍍の泥水につかったとされていたが、県河川課と真岡土木事務所が、浸水状況を現地調査したところ、町の中心部、国道123号線のメーンストリートの中橋周辺で二㍍、御本陣橋周辺で一・八㍍も浸水、国鉄茂木駅北西の坂井川に架かる仲町橋上流では二・五㍍も記録、茂木町は三角形状に水没してしまったことが分かった。さらに逆川の許容流量は毎秒百六十㌧が上限だが、当時はこの三倍、約五百㌧もの泥水が押し寄せたとみられ、逆川の抜本的改修を迫られている県河川課では現在の逆川の川幅の二倍、約四十㍍に広げていくことが必要になるとしている。

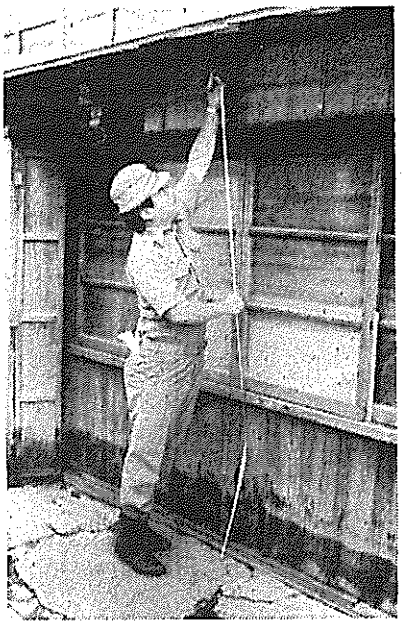

大人の背たけを超える水位。最高値は二・五㍍に達した茂木町の水害

県「川幅拡張が必要」

県河川課と真岡土木事務所は茂木豪雨が一夜明けた五、六の両日、職員五十人以上を投入して茂木町の浸水状況を調査。その結果、浸水は町中心部を流れる逆川と国道294号線に沿って逆川に合流する坂井川の各周辺で発生。逆川が「くの字」型に曲折しているため三角形状の浸水図が得られた。範囲は町中心部だけでも南北約一・一㌔、東西約一・五㌔にも及び〝水没の町〟だったことを改めて浮き彫りにした。

浸水状況を逆川に架かる各橋の周辺でみると、国道123号線上の中橋では左岸が二㍍、右岸が一・九㍍、茂木小近くの御本陣橋左岸一・七㍍、右岸が一・八㍍、城山公園南東で坂井川合流直下の桔梗橋左岸が二・三㍍、右岸二・一㍍。いずれも二㍍前後の浸水となり、この周辺の各商店、住宅では軒先まで濁流が押し寄せたことが分かる。最高はふだんでも低地の国鉄茂木駅北西、坂井川仲町橋西側周辺でなんと〝深さ〟二・五㍍もあった。

町の拠点でみると、災害対策本部が置かれた町役場が一・六㍍、NTT茂木電報電話局が一・四㍍、町民の避難先の町民センター、茂木小もそれぞれ一・四㍍、町東部の茂木中校庭が一㍍、県道水戸ー茂木線前で逆川下流の真岡消防署茂木分署は〇・三㍍、町北西部の国鉄茂木駅前は〇・二㍍だった。

町中心部が水没の被害に遭った茂木町

県河川課ではこれらの浸水状況から五日午前一時ごろ、まず中橋周辺から逆川がはんらん、午前四時ごろにピークに達した。さらに浸水面積などから、当時逆川は毎秒約五百㌧の流量だったと推定している。逆川は最大時間雨量二〇㍍、毎秒百六十㌧が最大許容流量。ところが、当時最大時間雨量は五七㍍を記録、ふだんのざっと三倍の泥水が逆川に流れ込んだため、アッという間に許容流量を超え、はんらんせざるを得ない状態になった。

こうした雨量が茂木町を再び襲った場合、逆川を現状のまま改修せず放置すれば同じ水害に見舞われるのは必至。このため県河川課では、十二日の渡辺文雄県知事の逆川改修発言を受け、「毎秒五百㌧の流量に耐えられる河川改修が必要になる。その場合、宇都宮市の田川が毎秒六百㌧の許容流量となっているため田川規模の川幅にする必要が出てくる」（田野辺文司県河川課長）と話している。これも町中心部の改修構想と絡むため「地元の協力が最大限必要になる」（同）としている。

●8月14日毎日新聞

茂木町ほぼ復旧

日赤の救護班も引き揚げ

豪雨被災

台風10号による大雨の被害で、大打撃を受けた芳賀郡茂木町では、十三日までに、ガス、電気、水道とも復旧、電話も五千五百四十七回線のうち十四回線を残して、ほとんど復旧した。また店も営業を開始、生活物資も自由に手に入るようになったため、食料品、衣料、日用品など救援物資は、同日から受け入れを遠慮することになった。

また、五日から九日間にわたって救護活動をし、延べ千五百四十一人の治療に当たった日赤救護班も、同日午前九時で引き揚げ、今後は診療を再開した同町内二人の医師が診療に当たる。

県災害対策本部には食料、生活物資のほか二千万円の見舞金が寄せられたが、配布先を検討のうえ被災地に配分する。

なお、同災害対策本部が十三日まとめた被害額は、五百八億六千万円となった。

交通規制も解除

町内2つの国道

芳賀郡茂木町の復旧作業などのため、六日から交通規制が行われていた国道123号（茂木町増井ー同町坂井間）▽国道294号（同町茂木ー同町千本間）の二カ所について、県公安委員会は十三日、路上のゴミ処理などが終了したため、規制を解除した。

なお、現在塩谷郡喜連川町鹿子畑の293号で、橋が流されたため通行止めになっているのをはじめ、県道や町道など十四路線で一部通行止めが続いている。

豪雨の"後遺症"重く…

●9月5日
下野新聞

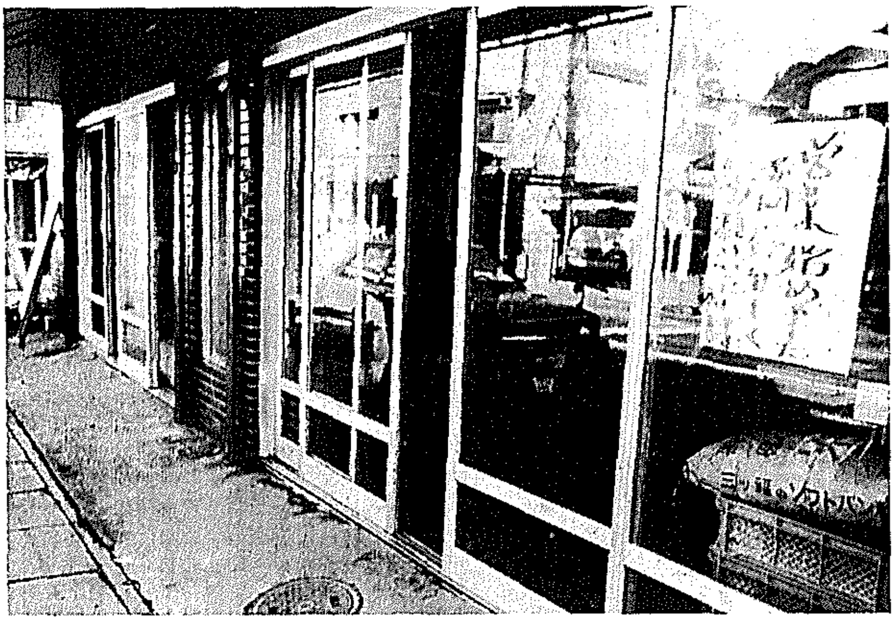
営業再開のお知らせも張り出され、表向きは平静さを取り戻した商店街

茂木・悪夢から1カ月

台風10号禍で茂木町が"水没"してきょう五日で一カ月。泥とごみの後片付けが一段落した八月下旬からは、商店に品物が並び、店舗や住宅の本格修復も開始され、町内は表面的には平静を取り戻した。だが水のツメ跡は深く、大きい。一歩裏に入るとガレキの山。「手を入れられない」という住民。緊急融資を受けて復興に乗り出したものの返済を考えると…」と空を仰ぐ商店主―。みぞうの大雨の"後遺症"との闘いは、まだまだ続く。

商店の営業再開は7割

商店街

町商工観光課の話では、町中心部の商店四百三十三店舗のうち、現在までに営業再開したのは約七割。一方、被災後、雑貨店など三店が廃業した。

雑貨店を経営していた高橋ミツさん(六七)もその一人。「もともと店を閉めるつもりでしたが…。金庫が水浸しで商品が全滅したし、うちとしては廃業の思い切りがつきました」と表の店を取り壊し、家屋に改造している。

みそ、しょうゆのしにせ、今井醸造＝今井浜彦社長(六三)＝は、規模縮小の方針。製造時間がかかり、スペースをとるしょうゆ製造を切り捨て共同工場に製造を委託する考えだ。

被災時は、深さ二㍍のもろみの大だるが流れ出し、工場は汚泥だらけ。原料七㌧は全滅し、手つかずの工場裏は、ガレキが残ったままだ。一カ月間、いまだに家財道具の片付けを続ける今井社長は「被害はざっと七千万円。残念だが天災にはかなわない。柱が傾いた工場二棟も壊す考えだ。川沿いのアパートの住人も出ていったし…。緊急融資も三百万円じゃどうにもならない。大口だって返すことを考えるとね」と肩を落とす。創業百二十年、芳賀郡内屈指のしにせも、今月半ばには販売を開始する予定だが、製造開始のめどは立たない。

一方、八月二十一日から営業再開した食料品店も客足は六割どまり。店主(五八)は「表は片付いても中はまだまだ…。二日夜の台風15号では夜中に逆川を見にいった。今でも、町に消毒臭がする、というお客さんがいてね」と語り切った表情だ。このため町食品業協会など四団体は「水洗いした食品は売っていません」といったチラシを配布、保健所の合格レッテルを張るなど水害イメージの一掃に躍起だ。店主の妻は「ひと月で心身ともに疲れた」と深いため息をついた。

緊急融資申し込み殺到

融資

復旧が進むにつれ、金融機関への融資申し込みもうなぎ上りに増え、三百万円の「災害復旧緊急融資」だけで、三日現在、百七十七件。千八百戸が"水没"、商工業者は「稼ぐ手段」の商品や機械まで失い、町が既に発行した罹災証明書は三百六十七件あるため、融資申し込みは最終的には現在の二倍以上になりそうだ。

地元金融機関は八月六日、いち早く緊急融資を決めたが、当初は年利五・五％、一年以内返済だったため「借りても返せない」とソッポを向かれた。その後、町が二分の一の利子補給（一年間）を決め、金融機関も返済を五年以内に延長。後片付けが一段落した時期と重なったこともあり、申し込みが急増した。

申し込みは三日現在、足利銀行茂木支店の百一件を最高に、栃木相互銀行同支店四十件、宇都宮信用金庫同支店三十六件、町農協十件の計百七十七件。大半が限度いっぱいの三百万円を希望し、「初めは商品の仕入れ、最近は店舗や住宅の改修資金が目立つ」（栃相、宇信金）。利用者は商店が三分の二、残りが一般家庭で、流された家具や車の購入資金も多い。今月末まで受け付けるが、足銀は「うちだけで二百～二百五十件になるのでは」と話している。

逆川コイ釣り大会

秋の名物行事・逆川のコイ釣り大会も水害の影響で中止の憂き目をみた。茂木町漁業組合（上ノ内良雄組合長）が先月の役員会で決定したもので、十四日の総代会で最終決定される。

千六百匹がいた御本陣橋下の禁漁区でさえ魚影がなくなり、「魚は放流すればすむが、町がダメージを受けたのにどうか」」（上ノ内組合長）と中止を決定した。

四十年余り続いた釣り大会には毎年、県内や首都圏から四、五千人が訪れるが、中止になったのは初めて。

転居相次ぎ過疎化不安

転居者

町が把握しただけで、八月中に町外に転出したのは八世帯、四十人。被害の少ない町郊外の親類方などに転居した人も約十世帯による。

全員が水害で転出したとはいえないが、月当たりの件数としては比較的多めで、町住民課窓口でも「水害で…」と転出届を出す人も多い。

現在は、河川改修案の今後の動向をにらんで家屋建て直しに着手できない人もいる」が、「今後、各家庭で行き先が決まり、転出する人も増えるのでは」（同課）とみられ、過疎町への拍車が懸念されている。

逆川改修計画 9日に説明会

氾濫（はんらん）した茂木町の逆川の河川改修計画を進めている県は、九日、茂木町で初めての説明会を開く。

県河川課によると、改修案の概容は、台風10号災禍に匹敵する一日当たり三三〇ミリ、時間当たり最大五七ミリの雨量に耐えうる規模で、川幅を現在の約二倍に拡幅する。対象区間は町中心部の約五キロで、約百二十軒の転居が予想される。

このため九日には午前中に町議会、午後に関係区長と団体長に説明を行い、住民の同意づくりを進めていく意向。

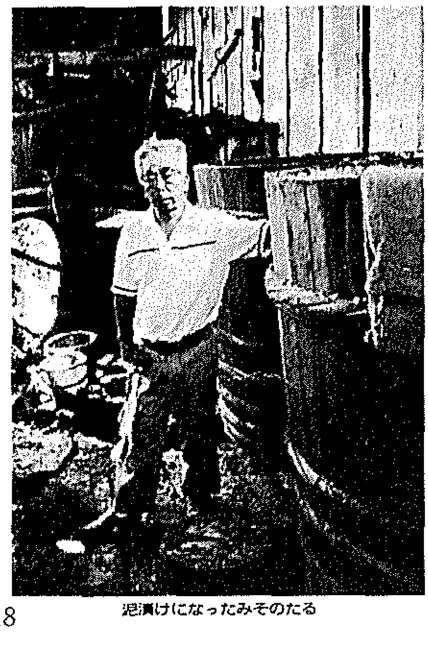
泥漬けになったみそのたる

町の情報が途絶えた！

豪雨禍・ＮＴＴ茂木電報電話局の足跡

交換機、水没の恐怖

募る不安、無線電話で活路

八月四日夕方から関東地方を襲った台風10号は、各地に記録的な豪雨を降らせ、本県茂木町では五日未明、町中心部を流れる逆川がはんらん。市街地全体が湖沼にのみこまれ、五千世帯（約二万人）が孤立した。同町に通じる道路は寸断され、ＮＴＴ茂木電報電話局が冠水。交換室に約五十㌢床下浸水したため、約五千五百回線が不通となった。ＮＴＴは延べ約三千人の社員を動員、全力を挙げて復旧作業にあたった結果、八日に交換機能を回復し、十二日には全面復旧に至った。今回の「電話プラザ」は、電話通信が完全に途絶えた茂木町の豪雨禍をリポートした。

電話プラザ

４日午後６時　ＮＴＴ茂木電報電話局の浜田寛局長は一本の電話を受けた。

「電線に木が倒れています」。茂木局管内の電話線を保守している真岡局の線路課長に連絡。「すぐ現場にとんでくれ」。だが、浜田局長の脳裏には、この一本の電話が悪夢のような〝豪雨禍〟の序奏だとは浮かばなかった。

真岡局の線路課長は、他の浸水現場に出動中で不在。茂木局の業務は営業だけで、線路保守などは真岡局の守備範囲。「だが、茂木局長という役職名を持つ以上、管轄外といってられないし…」。浜田局長は、電話が伝えた現場へ向かった。

逆川地区と益子町の境にある現場から、自宅に戻ったのが午後七時半すぎ。雨足が強く、体はびしょぬれ。導かれるように、真岡局の線路課長から「現場を見てきたが、明朝までもつだろう。万一に備え、線路関係は待機している」と電話連絡。ホッと胸をなで下ろしたが「何があるか分からん」―。ぬれねずみとなって町内を回ったことが、浜田局長の心を引き締めてくれた。

長靴と雨がっぱを用意。晩酌なしで腹ごしらえし、午後九時ごろ、着の身着のままでゴロッと横に。

台風10号は温帯低気圧と名を変えたものごろ。ＮＨＫの「ニュースセンター９時」では、降雨量の multiple も多い〝赤マーク〟が県南の小山市に付いていた。

どれくらいうたた寝したろうか…。「ボー、ボー」。住民に避難を知らせる緊急放送で目覚めた。五日午前一時半。「茂木局へ行きます」と真岡局へ電話して、浜田局長は自宅を出た。

無線電話機を守った浜田局長（左端）と（左から）秋沢係長、堀江さん、稲葉さん、鈴木さん、相沢さんのＮＴＴ茂木局社員

住民が町民センターへと避難を始めた。道路わきの排水溝はすでに満ぱい。「雨が降るとすぐいっぱいになるんだ」

午前２時　茂木局着。砂田、上郭内、下郭内地区などで逆川がはんらん。が、まだはんらんを知らない浜田局長は、それでも真岡局と栃木支社の管理職の自宅へ電話で情報連絡。ふっと外を見ると、排水溝から水はあふれている。「局内に水が入ってきたら…」。〝もしかして〟を意識したのはこの時が初めて。

「営業の重要書類を高いところに上げよう」。約二万枚を数える加入者カードと現金関係の書類を持ち出し袋に入れ、ロッカーの上に。電灯が消えたりついたり…。とっさに懐中電灯とタオルを確保した。（タオルは、懐中電灯を首に巻き付け、停電時に両手を使えるようにするためだった）

午前３時ごろ　局前の道路はすでに湖沼。局舎は道路より約三十㌢高いため、まだ浸水していないが、目に見えてグングン増す水量に浸水は時間の問題となった。一般家庭では徐々に電話機の不通が広がった。

局内の無線電話機にとびつく浜田局長。訓練では何度も経験しているはずだが、いざとなるとうまくいかない。局内にも水が侵入。試験通信を最初に受けてくれたのが宇都宮局、次いで真岡局―。「逆川が増水してあふれてる。局内にも水が入った」

茂木局は、浜田局長の腰あたりまで水につかった。「怖い」。恐怖心が体全体を包んだ。内も外もない。濁流がたけり狂っている。午前四時すぎ、浜田局長が脱出したときがピーク。フェンスにようやくつかまりながら、茂木局東側にある町民センターに避難できた。決死の脱出。約百人いた町民センターの避難民は、泥だらけの浜田局長にビックリ。差し出された一杯のお茶が無上においしかった。

午前４時43分　茂木局交換機能停止（四千二百七十一回線）。次いで午前五時四十二分、茂木北局、逆川局の市外発着信不能（千二百七十八回線）。

午前６時半　また完全に明けきらぬころ、浜田局長は泥水の中を伝い茂木局へ。試験通信したままの無線電話機を取りに戻った。

まず真岡局へ被害状況を報告。「いま対応といっても何もできないから、この無線電話機をお茶様に利用して頂きます」。町民センターに避難していた人々は「元気だからね」「きょうは会社に行けない」―この無線電話にとびついた。一人一分以内。それでも電池の消耗は激しく、町民センターにありったけの電池で〝情報〟をつないだ。

浜田局長は、明るくなると街へ電池探しに。お店など開いているところはないのに、それでも乾電池五十個を集めた。情報から完全に孤立した茂木町で、ＮＴＴ茂木局は、最悪時の孤立防止無線だけは命がけで守り通した。

● 9月19日　下野新聞

濁流に覆われ川と道路の区別がつかない茂木町
＝5日午前8時＝共同通信ヘリから

移動無線車や衛星回線

最新鋭機器が威力発揮

五日早朝から、簡髪を入れず復旧作業が始まった。

NTT真岡局の線路課を先発隊とし、続々と救援隊が送り込まれたが、臨時電話が開設されたのは全面不通から約十時間たった五日午後三時。移動無線車を使って、茂木局前と町民センターに合わせて二十四台が設置された。

さらに名古屋と新潟から、通信衛星「サクラ2号」に向けて電波を発信する衛星車載局二台が到着。最先端技術を駆使して電話回線の確保に努める一方、栃木支社管内の各局から応援を得た人海戦術で「伝言取次サービス」を開始。住民の期待にこたえた。

「伝言取次サービス」は五日午後五時半からスタート。県内外から茂木町の被災者に伝えたいメモを、宇都宮局に設置した特設電話（☎0286㉓2525）に送ると、宇都宮局が茂木局にファクスで送信。これを受けた茂木局では職員がファクスのメモを持って茂木町内の一軒一軒を回って配達するやり方。一週間開設したが、この間、扱った伝言取り次ぎは約三千通。県内からの発信が約半数を占めたが、東京や茨城をはじめ全国各地から利用された。NTTでは、車八台と自転車十五台を投入して配達に懸命だった。

茂木から「サクラ2号」に向けて電波を発信した衛星車載局

また六日午前一時半、二台の衛星車載局が稼働すると、臨時電話は、茂木中、茂木小、茂木町役場、茂木駅、宇都宮信金、スーパーなどに八十三台設置され、一挙に通信量が増えた。次いで医療、警察、消防、役場、学校など重要施設の電話回復。宇都宮局から非常用移動電話局装置が到着し、六日午前六時から、六百六十三回線が復旧した。

最後に残ったのが一般加入者の電話回復。NTTでは最新鋭の大容量可搬式電話局装置二台を投入。八日午後七時四十五分、茂木局交換機能が回復し、あとは各家庭の電話機の取り換えや修理だけ。だがこのころから「隣に電話が通じてどうして私のところはまだなのか」といった不満が町民から。茂木局では、冠水した交換室や復旧作業をしている現場を町民に見せ、理解してもらうよう努めた。

果たして十二日午後八時、被災から約八十七時間ぶりに全面復旧。情報から孤立した孤独感、驚怖感から解放されたが、それでも、取りあえず話ができるようになった程度。電話線を通じてさまざまの情報伝達やサービスが可能になるまでまだまだ日数がかかる。

NTT茂木局の浜田局長は「今回の豪雨禍で、私が最も感謝しているのは、被災した人たちがNTTに対して理解と協力を惜しまなかったことです。本当にありがとうございました」と話す。

一カ月余して茂木町を訪れると、町のあちこちにはまだ豪雨禍のツメ跡が残されている。「お正月までに何とか整理できれば…」とある町民は話していたが、宇都宮や真岡に住む息子夫婦を頼って転出するお年寄り夫婦も何組かあり、「過疎化がさらに進みそう」と心配する。

それよりも、夜半、大雨が降ると、ほとんど全町民が眠れぬ夜を過ごすという。茂木町の人たちが受けた〝心の傷〟はいついえるのだろう。

被災地は〝マヒ状態〟

安否確認や見舞い電話殺到

通話短く、連絡ルートを

台風10号の被害で電話交換機が冠水し、電話通信が完全不通となった茂木町の災害のようなケースだけでなく、地震や津波、集中豪雨、地すべり、火事など大きな災害が発生すると、被災地への電報電話はかかりにくくなる。

電話局の交換設備は通常、そこにかかってくる通話量に一定の余裕をもたせているが、大規模な災害が発生すると、被災地へ向けて安否の確認やお見舞いの電話が殺到。同時にかけられたいつもの何十倍、何百倍もの電話を、電話局の交換設備、ケーブル、マイクロウェーブなどでさばききれず〝マヒ状態〟になるためだ。

また地震などで電話機が落ちたり受話器がはずれた場合、一度に多数の電話が発信した状態と同じになり、電話局は〝マヒ状態〟となる。地震がおさまった後、電話機の状態を確認することが大切だ。

さらに電報電話がこみあった場合、災害救助関係の重要通信を確保するため、電話の利用や電報の受け付けを制限することがある。災害救助や復旧活動に直接関係のある国、地方公共団体には、無線電話機が配備してあるが（茂木町にはNTT茂木電報電話局のほか、茂木町役場の防災行政無線、茂木消防署の消防無線がある）、防災機関などの重要通信は最優先に確保しなければならないからだ。

災害が発生したとき、「一刻も早く、被災地にいる親類や知人、顧客、取り引き先の様子を知りたい」という人は多い。しかしダイヤルしても〝マヒ状態〟などで相手につながらないときは、受話器をおいてそのまましばらく待つしかない。何回も受話器をあげたりダイヤルしても、いっそう電話がかかりにくくなるだけだ。被災地の様子はひとまずテレビやラジオのニュースで―。

また、電話で連絡がとれた場合、話はごく簡単に手短かに済ませることが大切。また連絡がとれずに待っている大勢の人がいるからだ。

万一の災害時に備えて、親類や知人への「連絡ルート」を決めておくと便利。例えば宇都宮から大阪と福岡の親類に連絡をとる場合、大阪の親類に電話をして福岡にも連絡してもらう。順次に電話することで〝電話の渋滞〟が避けられ、一回の通話で多くの人に連絡することができる。また、被災地で離ればなれになった家族が、お互いに電話をかけ合わず、どこか一カ所へ連絡をとるようにするのも一つの方法だ。

一般の電話は混雑の度合いに応じて通話が規制されることもあるが、青、黄、緑色の公衆電話からは優先的にかかるしくみになっている。イザというときに知っておくと便利だ。

NTT栃木支社では「災害が発生した場合、被災地では各市町村指定の避難場所やNTT電話局の窓口などに、非常用の公衆電話を設置し利用できるよう緊急に対処しています。また茂木町の災害のように、NTT電話局が被災したり、通信回線に大規模な被害があった場合、移動無線車や移動電話局などを出動させ、早期復旧に全力を傾けます。被災地へのお見舞いの電話などがマヒしてご迷惑をおかけすることもありますが、災害発生時の電報電話に対してご理解とご協力をお願いします」と話している。

●9月20日　下野新聞

立ち入り測量ほぼ合意

茂木の逆川改修　移転対象者に説明会

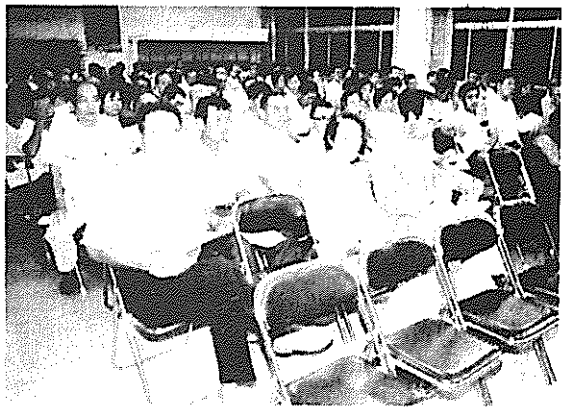

逆川改修問題で、町の説明に熱心に聞き入る町民＝18日、茂木町民センター

台風10号ではんらんした茂木町の逆川の改修工事について、住民に対する説明会が十八日夜から岡町町民センターで始まった。この説明会は二十日夜まで三回行われ、県は出席者の同意が得られれば、拡幅地域の立ち入り測量に入る考え。初日の説明会では、立ち入りについておおかたの合意を得られたが、一部には強硬に拒否する姿勢の人もおり、楽観はできない状況だ。

今回の説明会は、九日に実施した説明会に続いて、河川拡幅で家屋移転など影響の出る可能性がある地権者に対して行ったもので、拡幅予定地を所有する三百六十四人が対象。初日は上横町など九行政区から約百二十人が出席、県からは河川、用地課の職員、町からは岡部武史町長ら三役が出席した。

河川拡幅計画の説明後、出席者からは移転先代替地や移転後の商店主の不安などについて質問、意見が相次いだが、岡部町長はこの日も「町中心部から遠くない、町裏部」と答えるにとどまった。また用地補償については、一般的な補償手順が述べられただけで「未調査の段階で具体的な説明はできない」とし、県河川課の田野辺課長は「拡幅部分にかかるのは図上で調べて約百二十戸、八、九百戸だが、明確な数字、計画を明らかにするためにも測量への協力を」と立ち入り測量を認めてくれるよう呼び掛けた。

これに対し、出席者からは「一案だけでなく、案をいくつか示せ」といった声も聞かれたが、百三の県、町の立ち入り要請に、最終的には大多数の人が合意した。

県は三日間の説明会後、合意が得られれば来週にも測量に入る考え。川の幅や高さなど図面を補足し、拡幅地を特定、十月半ばには改くいを打つ。その後、物件の調査を開始、再度住民と会合を開き意見調整を図る。

だが初日の会合では、一部に「納得できない」とした強硬意見も噴出。渡辺純一郎さん(仮名)＝岡町茂木、書籍店経営＝は「県は町民の意見を聞く耳を持たない。店が川向こうへ行ったら客足が遠のくのは当然。私をふくめて上横町の六、七人は測量を拒否する」と拒否の姿勢を鮮明にしている。

日曜のペリカン便

茂木に「局地激甚災害」

台風10号被害 商工業者へ金融支援

国土庁指定

県に国土庁から二十六日入った連絡によると、政府は同日の閣議で、八月四日から六日までの台風10号豪雨被害に激甚災害法を適用するとともに、茂木町と宮城県鹿島台町、福島県柳川町の三町の被害を局地激甚災害に指定することを決めた。農地などへの災害復旧事業に補助の特別措置が適用され、農水省の通常の補助とは別に、地元負担分について国庫補助のカサ上げなどが行われる。茂木町に対しては商工業者への金融支援が行われる。

"局激"に指定された茂木町では四百三十二社の商店、工場などで約四十億円の被害が確認されている。今回の指定による特例措置は次の通り。

▽県世用保証協会の保証について①通常保証額（八千万円）と同額を別枠で設ける②代位弁済の際の中小企業信用保険公庫からの戻り率を七〇％から八〇％に引き上げる③公庫に納める保険料率を通常の約三分の二に下げる。企業側の負担と、協会が保証行為をしやすくなるよう図った。協会の保証を受けている茂木町の商工業者は約百二十社。三千万円台の大口利用は二社だけだが、「業況回復に八千万円以上の資金を必要とする中小業者に与えるメリットは大きい」と同協会は話している。

▽商工組合中央金庫による低利融資。業者一件当たり一千万円（組合は三千万円）を限度に当初三年は六・〇五％（現行六・四％）で融資。町長が認める特別被害者には三・〇％で貸し付ける。四年目以降の返済金利は高めに再設定されるが、具体的には国が検討中だ。

▽設備近代化資金の償還期間を最大二年まで延長する。

また、本県と宮城、福島、茨城の四県には天災融資法の特例が適用され、同法による農業（漁業）者への資金融通に関して貸付限度額と償還期限が緩和される。

県は今回の災害復旧費としてこれまでに約百三十億円（知事専決、九月補正）を措置している。今後も財政措置が必要となるが、激甚災害の指定を受けたことで県の負担は"最小限"に抑えられることになる。

同資金の利用者は茂木町に十一社あり、そのうち三社が被害を受けた。当面を待って措置する。

— 資　料 —

- 自衛隊の災害派遣要請（栃木県知事へ）
- 自衛隊の災害派遣撤収要請（栃木県知事へ）
- 被災者の申し出による罹災証明書（厚生課行）
- 被災者(緊急融資専用)罹災確認書（商工観光課発行）
- 災害見舞金分配委員会委員名
- 農業委員会から議会へ提出した要望書
- 〃　から町へ提出した要望書
  （昭和61年10月２日）
- 救援物資および義援金の礼状
- 行方不明者の捜索協力要請のお知らせ
  （茂木警察署）
- 北高岡地内根本マサ宅避難命令解除通知
- 避難命令解除の報告（栃木県知事へ）
- 災害対策本部解散会議通知
- 10月24日開催災害対策本部会議次第
- 行方不明者１名、削除の報告（栃木県知事へ）
- 新聞に掲載したお礼の広告
- 救援物資および義援金の礼状
- 台風10号災害対策事業に関する陳情書
  （昭和61年９月４日　茂木町農業委員会）
- 予算化要望書
  （昭和61年11月20日 茂木町,茂木町議会）
- 台風10号による災害状況
  （昭和61年８月18日現在）
- 茂木町地域防災計画
- 昭和61年度水防計画書
- 茂木町防災会議条例
- 茂木町防災行政用無線局管理運用規定
- 昭和61年８月の台風10号に伴う豪雨による被災納税者に対する町税の減免に関する条例
- 茂木町災害融資融資利子補助金交付規則
- 昭和61年８月４日・５日の台風10号による農林災害復旧事業補助条例
- 災害救助法
- 災害救助法施行令
- 災害弔慰金の支給に関する法律
- 災害弔慰金の支給に関する法律施行令
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

茂総第218号
昭和61年8月5日

栃木県知事
渡辺文雄殿

茂木町長 阿部武史

陸上自衛隊の災害派遣要請について

次により、陸上自衛隊の派遣をお願いします。

1. 派遣を要請する理由
昭和61年8月5日台風10号に伴う豪雨による逆川の洪水により逃げ遅れた住民の救出のため。
2. 派遣を要請する期間
昭和61年8月5日(火)午前11時00分から必要とする期間
3. 派遣を要する人員、機材
洪水のため逃げ遅れた地区住民救出のための舟艇とその人員
4. 活動地区及び活動内容
逆川の洪水による町内全域における逃げ遅れ住民の救出。

茂総第219号
昭和61年8月 日

栃木県知事
渡辺文雄殿

茂木町長 阿部武史

陸上自衛隊の災害派遣撤収要請について

昭和61年8月5日午前11時05分に台風10号に伴なう豪雨による逆川の洪水により、町内全域における逃げ遅れ住民の救出のため、災害派遣要請をいたしましたが8月6日19時20分に救出が完了いたしましたので派遣部隊の撤収を要請いたします。

罹災証明書（申し出書）

住所		罹災物件	所有者	備考
芳賀郡茂木町大字	番地			
芳賀郡茂木町大字	番地			
芳賀郡茂木町大字	番地			
芳賀郡茂木町大字	番地			
芳賀郡茂木町大字	番地			

上記の物件は、昭和　年　月　日現在、昭和61年8月5日台風により、罹災を受けたことを申し出ます。

昭和　年　月　日

申請人　住所　芳賀郡茂木町大字　　番地
氏名　　㊞

栃木県芳賀郡茂木町長　阿　部　武　史殿

茂福証第　　号

上記のことについて、申し出でのあったことを証明します。

昭和　年　月　日

栃木県芳賀郡茂木町長　阿　部　武　史

茂商観第

り　災　確　認　書（緊急融資専用）

下記の者は台風10号による災害の、り災者であることを確認する。

昭和61年　月　日

茂木町役場　商工観光課
責任者氏名　　㊞
茂木町長　阿　部　武　史　㊞

記

住所　茂木町大字
氏名

※ この確認書は、1世帯1枚とする。

災害見舞金配分委員会

団体・役職名	氏名	備考
町長	阿部武史	
助役	山口貴一	
収入役	檜山芳孝	
教育長	高根澤富男	
総務課長	大塚令二郎	
企画課長	田中芳男	
厚生課長	石崎清	
商工観光課長	大久保正義	
議長	檜山正雄	
副議長	高岡真琴	
総務常任委員長	桜井省三	
教育厚生常任委員長	谷中貢	
茂木警察署長	川瀬圭一	
茂木地区区長会長	大塚国次	
逆川地区区長会長	高根澤操	
中川地区区長会長	町井角三	
須藤地区区長会長	生井肇	
商工会会長	永井茂	
商工会副会長	藤井松雄	
商工会副会長	植田洋宙	
茂木農協組合長	生井公一	
茂木農協専務	大関定男	
森林組合長	生井肇	
漁業組合長	上ノ内良雄	
足利銀行支店長	薄井孝夫	
栃木相互支店長	池野幸成	
宇都宮信用金庫支店長	山口克夫	

団体・役職名	氏名	備考
連合婦人会長	加藤和子	
連合青年会長	涌井卓志	
社会福祉協議会事務局	小林ヌイ	
民生委員協議会総務	清宮瑞穂	
教育委員会委員長	清宮元久	
社会教育委員長	小堀喜伊	
農業委員会委員長	小林昭	
公民館運営審議会委員長	小林静夫	
地域公民館連絡協議会会長	田中定一	
茂木町消防団長	小堀明	

台風十号による被害農用地、農業用施設復旧事業に関する建議要望書

台風十号による災害に対して町当局におかれましては農業委員会に深い御理解をいただき感謝申し上げます。

さて台風十号による災害を受けた農用地、農業用施設復旧事業費に対する町単独補助金制度の制定について賊政も厳しい折り町当局におきましては検討中のことと お聞きしましたが町単独補助事業について郡内他町並みに十万円以上の災害復旧事業費に対して五割の補助率とされますよう建議、要望致します。

昭和六十一年十月二日

茂木町農業委員会会長 小林昭

茂木町長阿部武史殿

台風十号による被害農用地、農業用施設復旧事業費に関する建議要望書

台風十号の災害に対して議会におかれましては農業委員会に深い御理解をいただき感謝申し上げます。

さて台風十号による災害を受けた農用地、農業用施設復旧事業費に対する町単独補助金制度の制定について賊政も厳しい折りとは存じますが郡内他町並みに十万円以上の災害復旧事業費に対して五割の補助率を建議、要望致します。

昭和六十一年十月二日

茂木町農業委員会会長 小林昭

茂木町議会議長檜山正雄殿

前略　去る８月５日の台風10号による水害により、私達の町が壊滅的な打撃をうけました。

この水害に対し、いちはやく県内の方々をはじめ、全国の皆様から心暖まるご援助をいただき心から厚く御礼申しあげます。

皆様方からのご支援をよりどころとして、り災世帯はもとより、町民こぞって復旧にむけて日夜努力を重ねた結果、町も、だいぶ明るさと落ち着きをとり戻してまいりました。

これもひとえに皆様方のご芳情の賜ものと深く感謝を申しあげる次第であります。

このご好意に報いるには、心機一転、一日も早く、新しい町づくりをし、立派に復興させることが、全国の皆様のご恩に報いることと考えております。

このために町民一丸となって、一所懸命努力してまいりますので今後ともご支援ご協力を賜わりますようお願い申しあげます。

とり急ぎ寸書をもって御礼を申しあげます。

草々

昭和61年９月

栃木県芳賀郡茂木町長　阿部武史

行方不明者のお知らせ

去る八月五日の午前一時三〇分ころ、茂木町大字増井地内「林橋」東岸において、男性が行方不明になっております。

御心当りの方または近所において大雨以降行方が判らない人を御存知の方は、最寄りの駐在所又は茂木警察署まで連絡をお願い致します。

茂木警察署
電話一一〇番又は(三)二一〇一

茂総発外号
昭和61年10月11日

根本マサ殿

茂木町災害対策本部長
茂木町長
阿部武史

昭和61年8月5日台風10号豪雨による
避難命令解除について

昭和61年8月8日午後6時、避難命令を発令しましたが、崩壊箇所の復旧工事も応急的ではありますが完了したので、本日をもって下記条件を付して解除します。

二次的な災害にあわないよう充分留意して下さい。

記

1. 解除条件
(1) 降雨量又は降雪量が多く、土砂くずれの危険があると予想されるときは直ちに避難すること。
(2) 地震のときも上記と同様避難すること。
(3) その他土砂くずれの危険があるときも上記同様避難すること。

茂総発外
昭和61年10月11日

栃木県知事
渡辺文雄殿

茂木町災害対策本部長
茂木町長
阿部武史

昭和61年8月5日台風10号豪雨による避難命令解除について

このことについて、別紙のとおり解除したので報告します。

茂総第２７２号
昭和６１年１０月２０日

殿

茂木町長　阿　部　武　史

台風１０号災害対策本部解散について（会議）

８月５日台風１０号の豪雨災害につきましては、特段のご配慮とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害後２か月余経過し、町も大分落ちつきをとりもどしてまいりました。

つきましては、次により災害対策本部を解散したいと思います。ご多忙中恐縮に存じますが、ご出席下さるようお願い申し上げます。

記

日　時　　昭和６１年１０月２４日　午前１１時３０分

場　所　　茂木町役場　３階議員控室

昭和６１年８月５日台風１０号
災害対策本部会議次第

６１．１０．２４
茂木町役場

１．災害対策本部解散について

２．行方不明者について

３．その他

台風１０号豪雨災害に伴う行方不明者１名の削除について（報告）

Ⅰ　行方不明者１名と発災した経緯

(1) 昭和６１年８月５日午前２時２分ごろ、茂木警察署に、茂木町大字増井303涌井唯司さんから、林橋付近で「男女２名が救助を求めている」との１１０番入電があった。茂木警察署では、直ちに警察官を現地に派遣し捜索したが、何の手掛りもつかめなかった。

(2) 一方、同時刻ごろ、茂木町大字茂木７３の３鹿沼誠さんが林橋にさしかかったとき「助けてくれ」という救助を求める男性の声を聞いたので、救出しようとして川に飛び込んだが、自分も濁流にのまれ約３００米流されて大木につかまり救助を待った。その後、鹿沼さんはヘリコプターで救出された。しかし救助を求めた男性は救出されなかった。

(3) 前述の救助を求めていた事実、また当町の逆川の灌水状況から判断して誰かが、少なくとも男性１名が、濁流にのまれ、行方不明となったものと思われた。

Ⅱ　行方不明者の捜索等と結果

(1) 町は、８月９日から８月２３日まで、町全域をカバーする日本ビジョンサービス㈱のＣＡＴＶ（２チャンネル）放送で、１日１０数回テロップによる「行方不明者」のお知らせをしたが、該当者は無かった。

(2) 茂木警察署は８月９日から９月３０日まで、立看板を街頭に５か所設置（林橋付近２か所、役場１か所、国道１２３号線沿いに２か所）し、「行方不明者」発見のための広報を実施したが、該当者は無かった。

(3) 茂木警察署は、８月１０日チラシ３，０００枚を戸別配布し、行方不明者についてＰＲしたが、何ら手掛りは無かった。

(4) 茂木警察署飯野駐在所は、林橋下流住民に対し、行方不明者の該当及び発見のため、チラシを戸別に配布したが、該当者は出てこなかった。

(5) 茂木警察署、町及び消防団で８月１１日、栃木県警察機動隊４５人、茂木警察署員５人、町職員２人及び消防団員２０人を投入して、林橋附近から下流那珂川の合流点までの捜索にあたったが、行方不明者の発見にいたらなかった。

(6) 茂木警察署、町及び消防団は８月１２日、栃木県警察機動隊４５人、栃木県警察ヘリコプター１機（乗員３人）、茂木警察署員５人、町職員２人及び消防団員２０人を投入して、前日に引続き行方不明者の捜索及び周辺の聞きこみ捜査につとめたが手掛りはなかった。

(7) 町は、８月１０日から１２日まで、広報車による行方不明者発見の有無について広報活動を行ったが、該当者は出てこなかった。

(8) 町は、８月１３日に行政区長を招集し、罹災者の救援対策の会議の席上、行方不明者の情報提供について依頼したが、何ら手掛りが無かった。

(9) 町は、９月３日から４日まで、災害相談所を開設し各種相談を受付したが、行方不明者の相談は無かった。

(10)町は、広報「お知らせ版」１１月号(１０月２２日発行)で、再度行方不明者のお知らせをしたが、行方不明者の通報は無かった。

(11)被災後、行方不明者について、町への相談、通報は一際無かった。

Ⅲ　行方不明者１名の削除理由

行方不明者の該当あるいは発見について、茂木町及び警察当局その他の関係機関で、懸命の捜索活動を2か月余にわたり実施してきたが、今だに「行方不明者」の該当者や「捜索願」も出ず、新たな情報、その他手掛等もないまま現在に至っている。

行方不明者とみられる１名については、すでに「自力で助かった」か又は、「第三者に助けられた」と思料されます。

したがって、先に報告しました行方不明者１名については「削除」しますので報告します。

昭和６１年１０月２９日

茂木町長　阿　部　武　史

栃木県知事　渡　辺　文　雄　殿

台風10号災害の御援助に心から感謝申し上げます

台風10号に伴う豪雨により、茂木町は有史以来の被害をうけました。

この災害にあたって、県内はもとより、全国各地から暖かいお見舞いと援助の手をさしのべていただきましたことを、心から厚く御礼申しあげます。

現在、町民挙げて新しい町づくりに向け懸命に努力しているところであります。一日も早く復興の姿をお見せし、皆様の御好意に報いるよう励んでまいりますので、今後とも御指導御鞭撻をお願い申しあげます。

ここに紙面をもって、各方面からお寄せいただきました御援助に重ねて感謝し、御礼の御挨拶といたします。

昭和61年11月13日

栃木県茂木町長　阿部武史

栃木県茂木町議会議長　檜山正雄

謹啓　晩秋の候いよいよご清祥のこととお慶び申上げます。

さてご承知のように本町は去る八月四日から五日未明にかけての台風十号のもたらした豪雨により市街地を貫流する逆川の氾らんで壊滅的な打撃をうけました。

街は泥沼と化し道路橋梁の寸断、傾斜地の土砂崩れそのうえ電話回線の不通など一時はまさに陸の孤島となりました。

町では　この事態に対応すべく直ちに災害対策本部を設置し、県災害対策本部並びに関係機関のご支援を得て、被災者の救援活動、防疫活動、交通の確保、流失家屋、土砂等の除去などを積極的かつ円滑に行ってまいりました。

加えて　町民一人ひとりの自助努力と相まって　今では町も大部活気を帯びてきました。

この間皆様からお寄せいただきました数々の激励や御見舞など物心両面にわたる暖かいご支援ご援助は、町職員はもとより町民をどんなに元気づけたか、はかり知れないものがあります。ただ感謝を申上げるのみでございます。

被災後三か月余を経過しましたが、一つの区切りとして去る十月二十四日をもって災害対策本部を解散いたしました。

今後は逆川の改修事業と併せて　新しい夢のある町づくりに向けて、町民一丸となって懸命に努力してまいりますのでどうぞ　倍旧のご支援　ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申上げます。

遅れはせながら　書状をもって御礼を申上げご挨拶といたします。

敬具

昭和六十一年十一月

茂木町長　阿部武史

茂木町議会議長　檜山正雄

殿

殿

台風１０号災害対策事業に関する陳情書

栃木県茂木町農業委員会

８月５日未明にかけ、本県を襲った台風１０号による集中豪雨は特に本町内各地に、水害により農作物及び農業用施設に甚大な損害をもたらしました。

この緊急の事態におきましては、激甚災害の指定、災害復旧に対する低利資金の融通措置等の早期実施などの対策を講じつつあると聞いております。

今回の災害が未曽有のものであり、損害もまた莫大なものとなっている現状に鑑み、被害状況にかかる実態の早期かつ的確な把握により、特に下記のような特別措置を図られるなど災害復旧及び対策に万全の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1　土砂等の流出入によって陥没又は、埋没した農用地、農業用施設等の機能を早期に回復するため助成及び長期低利の融資措置を講ずること。

2　浸水、冠水の農作物の被害について、再生のための技術指針を策定かつ強力な指導を講ずること。

3　農業用施設の復旧、家畜死廃の復興、生産資材流出の補填等のため資金として長期低利の融資措置を講ずること。

4　本町は、過疎地域の指定になっておりますので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の基準を１０万円以上とすること。

5　昭和６１年度の農業所得及び諸課税については、被害実態の適切な把握により、減免の措置を講ずること。

昭和６１年９月４日

茂木町農業委員会長　小　林　　昭

茂木町農政対策協議会長　小　林　　昭

昭和６２年度

予　算　化　要　望　書

茂　木　町

要　望　書

茂木町行政の推進につきましては、日頃、格段の御配慮を賜り、感謝申し上げます。

さらに、台風１０号の被害に際しては、各般に亘る復旧対策に御援助、御指導をいただき、重ねて御礼を申し上げるものであります。

さて、当町におきましては、今回の大水害を契機に災害に強いまちづくりを目標に、各種の施策の推進に鋭意とり組んでいるところであります。

つきましては、本書記載の事業は、町政運営にとりまして重要課題となっておりますので、昭和６２年度における県の予算編成に際し、特段の御配慮を賜りますよう、要望申しあげます。

昭和６２年１１月２０日

茂木町長　阿　部　武　史

茂木町議会議長　椎　山　正　雄

１．逆川の抜本的な河川改修について

①　逆川河川激甚災害対策特別緊急事業（激特）の計画的な整備促進について

②　激特計画区間下流（那珂川合流点まで）の河川改修促進

③　市街地上流における災害助成事業、災害関連事業の促進

④　台風１０号による公共土木施設災害の早期復興

⑤　河床に堆積した土砂の排除

２．逆川改修に伴なう移転者への生活再建対策について

市街地を中心とする河川改修により、約１１０戸の物件移転が必要となりますが、これらの移転に伴なう代替地の確保、残地の買収、移転資金の貸付け、利子補給等、生活再建対策について、特段の御配慮をお願いしたい。

３．逆川改修に伴なう県営施設（アパート）の設置について

河川改修に伴なう借地借家移転者に対して、過疎化防止の上からも県営アパートの建設について御配意願います。

４．逆川の河川環境整備について

河川改修に関連し、うるおいある「まちづくり」のために親水環境等、河川の周辺環境の整備について、特段の御配慮を願いたい。

５．道路改良事業について

①　主要地方道水戸、茂木線

茂木町大字鮎田地内　４５０ｍ

本路線は、幅員が狭いうえ屈曲が甚だしいため、見通しが悪く、また、冬期には凍結のおそれがあるので、早期改良と側溝の設置を要望いたします。

なお、この路線は、茂木町から常盤自動車道水戸ＩＣへの近距離連絡道路として有効な路線であり、早期に全線の改良が必要と思われます。

②　県道下平、上境線

茂木町大字山内地内　２００ｍ

本路線は、幅員が狭隘で屈曲甚だしく、急坂路で交通上非常に危険であり、また、町営バス路線のため早期改良を要望いたします。

③　主要地方道御前山、芳賀線

茂木町大字牧野　５００ｍ

本路線は、幅員が狭隘で屈曲が甚だしく、急坂路の山間路で、交通上非常に危険であり、早期改良を要望いたします。

6．交通安全施設事業について

① 主要地方道宇都宮、笠間線

小貫～深沢入口　延長２㎞

本路線は交通量多く、逆川地区の小学校統合により、児童生徒の通学通勤に際し危険であり、特に歩行者、自転車通学の事故防止のため歩道の新設を要望します。

② 県道上宿、桜田線

十石より宇都宮、笠間線の交差点まで（飯駐在所）　１０㎞

本路線は歩道が皆無の状態であり、木幡小、逆川小、逆川中学校がある。また、茂木高校生の通学等交通安全上危険であるので、歩道の新設を要望します。

③ 国道２９４号線

茂木市街地より烏山町境まで　１３㎞

本路線は、茂木市街地より坂井切通しまでは幅員せまくセンターラインがない。歩道は皆無の状態であり、小、中、高校生の通学上危険であり、交通事故防止のため歩道の新設を要望します。

④ 主要地方道水戸、茂木線

茂木より茂木東小学校まで　２㎞

本路線はカーブが多く、幅員がせまい。通学上危険であるので交通事故防止のため歩道の新設を要望します。

⑤ 国道１２３号線

天矢場より茂木市街地まで　２㎞

本路線は、天矢場より茂木市街地に至る道路は歩道等がない。交通量多く渋滞し、早急に交通事故防止のため歩道の新設を要望します。

7．商工特別補助金（災害特別補助金）について

台風１０号災害特別利子補助制度（茂木町）によって支払う補助金の$\frac{1}{2}$の補助を要請します。

62年利子補助額$37,000^{千円}\times\frac{1}{2}=18,500^{千円}$（県要請額）

8．逆川、坂井川の激特事業及び河川改修事業に伴なう水道施設等の移転補償について

① 通常の工事と違い、大規模な工事であるため、通常は管理区分により費用を補償していただいていますが、今回は全額補償をしていただきたい。

② まだ計画等の打合せは実施していませんが、予想額として、市街地では約１億円かかると思われ、この費用の捻出に苦慮しております。

③ 水道事業会計は独立採算制であり、これらの費用は水道料金収入から充当するほか方法がありません。年間に約１億１千万円の水道料金収入しかない弱小な事業体としては、水道料金を値上げするほか方法がありません。

④ 水道料金を納入するのは水道利用者であり、このなかには今回の事業により移転する方方も含まれ、過分な負担を強いることになります。また、水道料金改定には水道事業運営委員会の答申を経て、議会の議決が必要ですので、このため住民ＰＲ等により周知することになります。町民が再び水害にあわないための河川改修であると思いますので、このため町民に過分な負担を強いることは主旨からいっても疑問ではないかと思われます。

⑤ 移転地への水道管の布設等、これに伴なう各種の事業が必要となり、この費用も多額になります。

⑥ 水道は生活に必要不可欠ですので、休みなく給水をするために、工事中でも、仮設をするとか布設替をするとかが必要になります。

⑦ 水道課にとって、この事業に伴なう移設等の事業量等も過分な業務量となりますが、このような際ですので職員の増員も不可能であると思われるので、事業費等の費用も全額補償をしていただきたい。

⑧ 以上のことをとりまとめるとつぎのようになります。

（１） 橋梁添架部は既存部、増加部、仮設費等の全額を補償していただきたい。

（２） 本管及び弁筐類等、水道施設の移設に伴なう費用の全額を補償していただきたい。

（３） 給水管のうち連合管の移設に伴なう費用の全額を補償していただきたい。

（４） 工事施工は同時施工となるため、事前に十分御協議していただきたい。

（５） 水道管の減耗分控除については、財政難を考慮して免除していただきたい。

（６） 工事費の補償額は設計額としていただきたい。さらに、設計委託料、工事監督委託料、管理経費（事務費）等も全額補償していただきたい。

（７） 仮設費及び仮設不可能な個所については新規ルート替等も全額補償していただきたい。

（8） 既存の道路種別等にかかわらず、新規道路に適合する業種復旧方法（埋設深度、復旧材料等）で補償していただきたい。

（9） 廃栓、撤去等の費用も全額補償していただきたい。

（10） 給水管は水道利用者の負担で工事を施工するため、この布設替の費用については、個人の補償費算定の際、十分考慮していただき、水道利用者に過分な負担をかけないように御配慮願いたい。なおこの際、廃栓、撤去等が必要となる時は、この費用も含みます。なお、当町では加入金はとっていませんが、加入金にかわるものとして最低の工事費を決めておりますので、算定の際に考慮していただきたい。

（11） 飯野地区簡易水道の取水場、浄水場を移設する必要がある時は、水道法上の許可が必要ですので、相当な日数、及び水源探査等の諸費用を含む経費が必要となります。

（12） 以上について、占用、使用等の許可の手続きについては多量となりますので、できる限り簡略化していただきたい。

（13） 公営企業法にもとづく経理では、３月３１日が決算日であり出納期間はないので、ただちに決算処理をするため、工期の算定にあたって十分御協議願いたい。さらに、工程管理についても充分御配慮願いたい。

（14） 以上について、予算措置の時期等を十分勘案していただきたい。

（15） 補償費の納入時期（分割の場合を含む）等を十分勘案していただきたい。

（16） 以上について、事前に基本的な協定書を締結していただきスムーズな業務の執行に御協力をお願いしたい。

⑨ これらは最低限必要な要望であると御理解いただき、全項目について充足していただけますよう特にお願いいたします。

台風10号による災害状況

（昭和61年8月18日 現在）

栃木県芳賀郡茂木町

1. 災害発生の経緯

8月4日

21時45分　堺から20時現在で逆川の警戒水位(1.8m)突破の通報

22時00分　町災害対策本部設置

23時45分　避難命令発令

サイレン3回吹鳴し、消防自動車による通報及び
消防団員による各戸通報、有線テレビによる通報

避難先　茂木小体育館　約200人
茂木町民センター　約200人

8月5日

2時45分　自衛隊の出動要請

3時00分　電話不通となる

4時00分　最高水位に達する

2 降雨量

8月4日　4時00分
↓
12時00分 ----- 17mm
↓
16時00分 ----- 27mm
↓
20時00分 ----- 51mm
↓
8月5日　2時00分 ---- 180.5mm
↓
4時00分 ---- 44mm
↓
6時00分 ---- 9mm

総雨量 328.5mm
（1時間当り最大雨量 8/4 19時～20時 52mm）

3 被害状況（61年8月18日現在）

罹災世帯数	933 世帯	罹災者数	3,433人
全壊	17 棟	流出	6棟
半壊	76 棟	一部損壊	7棟
床上浸水	735 棟		
床下浸水	163 棟	非住家浸水	581棟
死者	3 人		
行方不明	1 人	負傷者	58人

農林業関係被害 … 別紙 被害額 2,596,817 千円

土木関係被害

河川決壊か所数	103（鉢物産17か所）	1,067,420 千円
道路決壊か所数	357	1,236,025 千円
橋梁流失数	3	29,597 千円
水道関係被害	31	129,800 千円
庁舎床上浸水面積	1,712 m²	70,350 千円
公用車冠水台数	41台	
町民センター床上浸水面積	732 m²	7,500 千円
学校教育関係施設設備等被害金額		28,275 千円
教科書 流失書	154人（小学生98人、中学生56人）	
商工業関係	433事業所（被害額約6,500,000千円）	

4 復旧に要した建設機器及び作業人員等

① 自衛隊出動人数及び機器

大型車	7台	小型車	2台
給水車	3t車	ボート	12隻
隊員	70名		

② 浸水、流失家屋等の整理関係

ブルトーザ	28台	バックホー	2台
ショベルローダー	97台	ダンプカー	319台
作業員	963人		

③ 水道関係（仮復旧工事を含む）

ブルトーザ	5台	バックホー	20台
ショベルローダー	5台	ダンプカー	30台
給水車	11台	作業員	328人
復旧材料	ポンプ電気機器、管材料		5,500 千円

④ 保健社主関係

し尿汲取車	50台	収集量	320.4t
作業員	105人		
防疫体制	真岡保健所所員による薬剤散布（延112人）		
救護体制	日赤救護班員	56人	
	患者数	1,542人	

⑤ 広報関係

広報車	30台	運転手	8人

⑥ ボランティア団体 25団体

⑦ 救援物資の受入れ

衣類関係	96件	食料品関係	220件
日用品関係	81件	医薬社主品関係	5件

5 二次災害の虞れによる避難命令

8月8日 18時00分 1世帯（1人）

（被害総額 11,671,284 千円）

農林業関係被害状況（S61 8 18現在）

1. 農業関係		274	1,010,000 千円
内訳	農地	123か所	470,000
	頭首工	21	81,000
	用水路	90	310,000
	農道	30	112,000
	橋	7	24,000
	揚水機	3	13,000
2 林地関係		201	970,800 千円
	崖崩れ	154（12.17ha）	894,100
	地すべり	2（0.3ha）	31,000
	林道（13路線）	45	45,700
3 農作物関係			616,017 千円
	水稲（倍付面積116ha）	815ha（皆無換算173ha）	218,781
	野菜	90.8ha	9114
	コンニャク	270ha	388,122
	たば	34ha	
	桑	1.5ha	

被害合計 2,596,817 千円

1. 「属地激甚災害」の指定をお願いします。

本町のいたる所で幹線道路、また生活道路が寸断されており、ぜひとも早急に国、県道の復旧をお願いします。

流失橋梁並びに損壊橋梁が数多くあり、この点についても特段のご配慮をお願いいたします。

また、二次災害も引きおこす堤防の決壊箇所が、かなりの数にのぼっております。この点についても早期復旧を要望いたします。

2. 町の中心部が壊滅的な被害をうけた「本町河川の抜本的な対策と実施」をお願いします。

本町は昭和45年から過疎地域に指定されており経済基盤の強化が大きな懸案事項になっています。

そのなかにあって、今回の河川改修計画に、新しい町づくりと地域活性化のための計画を、ぜひとも折りこんでゆきたいと思います。

その点十分勘案されまして早期実現を図られますよう格段のご配慮をお願いします。

茂木町地域防災計画

（昭和　　年度）

茂木町防災会議

目　　次

第1章　総　　則 …… 1
第1節　目　　的 …… 1
第2節　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 1
第3節　町の地勢と災害記録 …… 3
1　位　置 …… 3
2　地　勢 …… 3
3　過去の主な災害記録 …… 4
第4節　茂木町災害対策本部 …… 5
1　災害対策本部の組織・編成及び系統図 …… 5
2　茂木町災害対策本部事務分掌表 …… 6
3　本部の運営 …… 10
第2章　災害予防計画 …… 16
第1節　災害危険区域の把握 …… 16
第2節　災害危険ヶ所の調査 …… 19
1　事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査 …… 19
2　設備　物件の管理者への事前指導の方法 …… 19
3　事前措置の始期、終期の基準 …… 19
4　実施責任者 …… 19
第3節　防災組織の整備 …… 20
1　組織の整備と職員の配置 …… 20
2　服務の基準 …… 22
第4節　防災施設の新設又は改良 …… 23
1　建築物災害予防計画 …… 23
2　防災施設の整備拡充 …… 23
第5節　各災害種別ごとの災害予防 …… 23
1　暴風雨に対する災害予防 …… 23
2　地震に対する災害予防 …… 24
3　大火に対する災害予防 …… 25
第6節　災害通信整備計画 …… 27
1　災害通信系統図 …… 27
2　災害通信施設の整備充実 …… 28
第7節　防災知識普及計画 …… 28
1　庁内職員及び公共機関等の職員に対する教育 …… 28
2　一般町民に対する教育 …… 28
3　普及の方法 …… 29
第8節　防災訓練計画 …… 29
第3章　災害応急対策計画 …… 30
第1節　動員計画 …… 30
1　動員の配備伝達系統及び方法 …… 30
2　各部、各班別の応援要請 …… 32
3　他機関に対する出動及び応援要請 …… 32
第2節　予警報等の伝達計画 …… 32
1　気象警報等の伝達系統及び方法 …… 32
2　異常現象発見時における措置 …… 34
第3節　災害通信計画 …… 36
1　公衆電気通信施設の利用 …… 36
2　専用通信施設の利用 …… 36
3　優先順位 …… 36
第4節　災害情報等の報告・収集計画 …… 37
1　災害情報の調査実施者 …… 37
2　災害情報及び被害報告 …… 37
3　被害状況等調査 …… 41
第5節　災害広報計画 …… 42
1　広報担当部及び広報責任者 …… 42
2　広報資料の収集 …… 43
3　報道機関に対する発表の方法 …… 43
4　庁内連絡 …… 44
5　各関係機関等に対する連絡 …… 44
6　一般住民に対する広報 …… 44
7　広報写真の収集 …… 44
第6節　避難計画 …… 44
1　実施責任者 …… 44
2　避難の勧告・指示区分の基準 …… 45
3　避難勧告・指示の伝達方法等 …… 45
4　各地域ごとの避難場所及び避難方法 …… 47
5　避難所の仮設 …… 49
6　避難場所の実態把握 …… 49
7　避難所開設の報告及び記録 …… 49
8　学校・社会福祉施設等における避難対策 …… 49
第7節　食糧供給計画 …… 50
第8節　給水計画 …… 50
1　給水方法 …… 50
2　給水施設の応急復旧 …… 50
第9節　輸送計画 …… 50
1　自動車輸送 …… 50
2　空中輸送 …… 50

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、茂木町に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心とし、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、町民の生命、身体、財産を保護するため、防災活動の効果的な実施を図ることを目的とするものである。

第２節　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

（町が処理すべき防災事項）

1. 町は、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て次に掲げる事務を処理し、総合調整を行う。

(1) 防災に関する組織の整備に関すること。
(2) 町内の諸団体の防災に関する組織及び町民の自主的な防災組織の拡充強化に関すること。
(3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 防災に関する物資及び資材の備蓄等に関すること。
(5) 防災に関する施設及び設備の整備に関すること。
(6) 被災地の衛生、その他応急対策に関すること。
(7) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
(8) 災害に関する予報もしくは警報又は通知に係る事項伝達及び必要な通知又は警告に関すること。
(9) 被災者の保護に関すること。
(10) 災害に関する広報活動に関すること。
(11) 災害の応急復旧に関すること。

2. 町以外の他の執行機関は、町の所轄の下にその所掌事務に係る防災事務を処理しなければならない。

（広域消防茂木分署に要請すべき事項）

(1) 被災者の救難、救助に関すること。

（水道管理者に要請すべき事項）

(1) 水道の操作及び保全に関すること。
(2) 災害時における給配水施設の整備に関すること。

（土地改良区等に要請すべき事項）

(1) 堰、水門、水路の操作及び保全に関すること。

第３節　町の地勢と災害記録

1. 位　　置

本町は栃木県の南東に位置し、東部に茨城県七会村、御前山村、緒川村があり、南部は茨城県笠間市に接し、西部は市貝町、益子町、北部は烏山町に隣接していて、東西１２㎞、南北２７㎞の細長い町である。

役場の所在地	経　緯　度	海　抜
栃木県芳賀郡 茂木町大字茂木155番地	北緯　３６度３１分 東経　１４０度１１分	７５ m

2. 地　　勢

本町は、八溝山系の中にあり、大部分が第三紀又は古生代の地層からなる山地で、中心が盆地状をなし、市街部を形成している。那珂川の急流が町の北部を流れ、町の南北を貫流している逆川が茨城県境でこれに合流している。町総面積は１７２.^{61} Km²で、その７０％が山で、逆川流域に沿って耕地がひらけている。

(2) 災害に関する予報、警報に関すること。
(3) 防災訓練の指導に関すること。
(4) 災害防止に関すること。

（農業協同組合等農林業関係団体に要請すべき事項）

(1) 町が行なう農林関係被害調査及び応急対策の協力に関すること。
(2) 農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
(3) 被災農林家等に対する融資、又はそのあっ旋に関すること。
(4) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧に関すること。
(5) 各種種子、飼料、肥料等営農資材の確保対策に関すること。

（商工会等商工業関係団体に要請すべき事項）

(1) 町が行なう商工業関係被害調査及び融資希望者のとりまとめ、あっ旋等の協力に関すること。
(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
(3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関すること。

（自治会等自主防災組織に要請すべき事項）

(1) 町が行なう住宅等諸物件の被害調査及び応急対策に関すること。
(2) 災害地における住宅等の復旧に関すること。
(3) 農地等の被害調査及び災害対策に関すること。
(4) 防災訓練に関すること。

（各種文化事業団体に要請すべき事項）

(1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

（病院等の経営者に要請すべき事項）

(1) 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること。
(2) 災害時における負傷者の医療と助産に関すること
(3) 防疫対策の協力に関すること。

3. 過去の主な災害記録

(1) 風水害等

年　月　日	概　　要
昭和56年10月22日	○台風24号被害状況
	道路、橋梁被害　７９ヶ所
	田、畑被害　５９８.１６ａ
	住家、非住家被害　３８戸
昭和57年　9月11日	○台風18号被害状況
	道路、橋梁被害　８１ヶ所
	田、畑被害　１７㏊
	住家、非住家被害　４５戸
昭和57年　1月　4日	○牧野地内地すべり
	町道100ｍ損壊、住家２戸崩壊
	被害額　７６,２６４千円
昭和57年　9月	○飯野地内山林地すべり
	面　積　２０㏊　現在休止状態

(2) 火　　災

年　月　日	概　　要
昭和48年12月17日	○桧山地内火災
	焼失面積　４５５㎡　焼失戸数　８戸
	被害額　3,７２３千円
昭和51年　2月27日	○小井戸地内火災
	焼失面積　６１１㎡　焼失戸数　１０戸
	被害額　9,１２９千円

第４節　茂木町災害対策本部

1. 災害対策本部の組織、編成及び系統図

本部長　町　長

副本部長　助　役

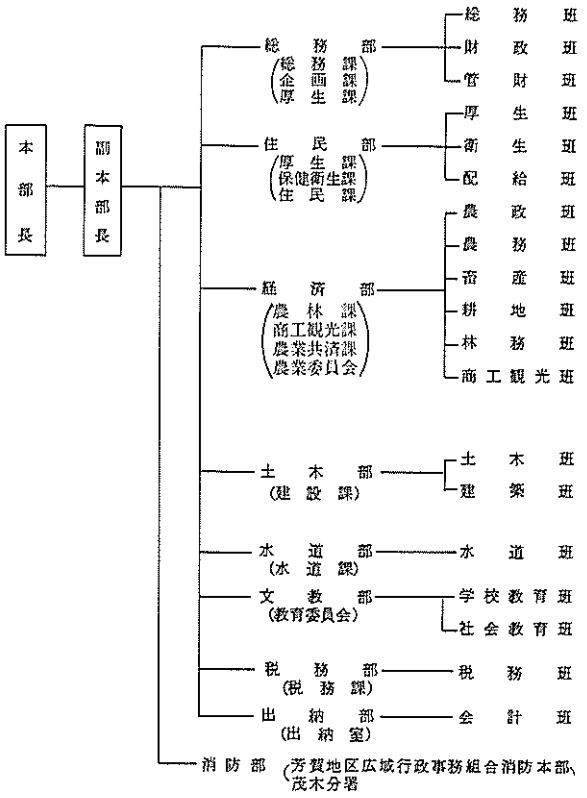

2. 茂木町災害対策本部事務分掌表

部名	班名	分掌事務
総務部	総務班	1. 本部の庶務に関すること。 2. 本部員会議に関すること。 3. 防災会議、その他関係機関団体との連絡等に関すること。 4. 警報等の伝達及び災害広報に関すること。 5. 災害状況の収集及び伝達報告に関すること。 6. 被害状況の収集、集計、報告に関すること。 7. 災害応急対策のとりまとめ伝達報告に関すること。 8. 災害要望書の作成配布に関すること。 9. 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 10. 消防団に関すること。 11. 関係機関団体に対する協力並びに応援要請に関すること。 12. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 13. 災害時の輸送に関すること。 14. 災害関係文書の受理、配布に関すること。 15. 本部 各部及び総務部内の連絡調整に関すること。 16. その他、他部に属さない事項
	財政班	災害対策の予算及び資金に関すること。
	管財班	庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 町有施設の災害対策に関すること。 その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること。

部名	班名	分掌事務
住民部	厚生班	1. 災害救助に関すること。 2. 社会福祉施設の災害対策に関すること。 3. 社会福祉施設の被害調査に関すること。 4. 住民部内の連絡調整に関すること。
	衛生班	1. 災害時の医療、助産に関すること。 2. 災害時の防疫、清掃に関すること。 3. 医療施設の災害対策に関すること。 4. 医療施設の被害調査に関すること。
	配給班	1. 災害用食糧の確保に関すること。
経済部	農政班	1. 被災農家の災害融資に関すること。 2. 被災農家の営農指導に関すること。 3. 経済部内の連絡調整に関すること。
	農務班	1. 農作物及び農業用施設（耕地班の農業用施設を除く。以下同じ。）の災害対策に関すること。 2. 農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。 3. 水産物及び水産施設の災害対策に関すること。 4. 水産物及び水産施設の被害調査に関すること。
	畜産班	1. 家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。 2. 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。
	耕地班	1. 農地等農業用施設の災害対策に関すること。 2. 農地等農業用施設の被害調査に関すること。 3. 農地造成の災害対策及び被害調査に関すること。

部名	班名	分掌事務
経済部	林務班	1. 林産物及び林産施設の災害対策に関すること。 2. 林産物及び林産施設の被害調査に関すること。 3. 立木の災害対策に関すること。 4. 町有林等の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 災害用木材の払下げに関すること。
	商工観光班	1. 商業及び工鉱業の災害対策に関すること。 2. 商業及び工鉱業の被害調査に関すること。 3. 被災商工鉱業者に対する融資に関すること。 4. 観光施設の災害対策に関すること。 5. 観光施設の被害調査に関すること。 6. 災害対策のための労務者に関すること。 7. 災害に関連した失業者の対策に関すること。
土木部	土木班	1. 公共土木施設の災害対策に関すること。 2. 公共土木施設の被害調査に関すること。 3. 土木部内の連絡調整に関すること。
	建築班	1. 町施設の災害対策に関すること。 2. 町施設の被害調査に関すること。 3. 建築物の災害対策に関すること。 4. 建築物の被害調査に関すること。 5. 被害住宅復興資金に関すること。
水道部	水道班	1. 水道施設の災害対策に関すること。 2. 水道施設の被害調査に関すること。

部　名	班　名	分　掌　事　務
文教部	学校教育班	1. 教育施設の災害対策に関すること。 2. 教育施設の被害調査に関すること。 3. 児童生徒の避難に関すること。 4. 災害時の応急教育に関すること。 5. 災害時の学校給食に関すること。 6. 教育関係の義援金品の受付に関すること。 7. 文教部内の連絡調整に関すること。
	社会教育班	1. 社会教育施設の災害対策に関すること。 2. 社会教育施設の被害調査に関すること。 3. 文化財の災害対策に関すること。 4. 文化財の被害調査に関すること。 5. 災害活動に協力する関係諸団体の連絡調整に関すること。
税務部	税務班	1. 被災納税者の調査に関すること。 2. 被災納税者の減免等に関すること。
出納部	会計班	1. 義援金品の受付保管に関すること。
消防部	総務班	1. 水火災、その他災害の予防に関すること。 2. 水火災、その他の通報に関すること。 3. 消防情報、気象予警報等の収集伝達に関すること。 4. 災害の警戒及び防御に関すること。 5. 救急活動に関すること。 6. 消防団の連絡調整に関すること。

3. 本部の運営

(1) 本部の運営は、次の「災害対策本部運営要領」によるものとする。

茂木町災害対策本部運営要領

（目　的）

第１条　この要領は、茂木町災害対策本部条例（昭和４３年茂木町条例第２８号）に基づき、茂木町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

（本部の組織及び本部員会議等）

第２条　本部に本部長をおく。本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。本部長の職務を補佐するため副本部長をおくものとする。

2. 本部長の下に本部員会議をおく。本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3. 本部に部及び班をおき、それぞれ各関係課長及び係長をその長にあてる。

（事務分掌等）

第３条　前条の組織及び事務分掌は、別に定めるとおりとする。

2. 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3. 本部長、副本部長、部長、班長及び班員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章を着用するものとする。

（本部の場所及び本部連絡員）

第４条　本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所におくものとする。

2. 本部室には、「茂木町災害対策本部」の標示をするものとする。

3. 本部室には、原則として本部連絡員をおく。

4. 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。

5. 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部長に伝達する。

（本部の開設及び閉鎖）

第５条　本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長が必要と認めたとき開設する。

2. 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき閉鎖する。

（本部開設前の措置）

第６条　厚生課長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係課との連絡調整

2. 休日又は勤務時間外において、警報又は異常な情報を受理した当直員は、直ちに厚生課長に通報する。厚生課長は総務課長と協議して当直者に適切な指示を与え、当直者は関係課長に通報しなければならない。

（非常配備の基準、編成計画等）

第７条　本部は、被害を最小限に防止するため、迅速に強力な非常配備体制を整える。

2. 非常配備の種別、内容等の基準については別表第１に定めるとおりとする。

3. 各部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを班員に徹底しておかなければならない。

（第１配備下の体制）

第８条　第１配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務部長は、県及び関係機関との連絡をとって、気象、その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部班に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取するため本部員会議を開き、当該情勢に対応する処置を検討するものとする。

(3) 配備につく職員は、所属する部班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

（第２配備下の体制）

第９条　第２配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。

(2) 各部長は、所掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

(3) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア、災害の現況を職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

イ、装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

ウ、災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

（第３配備下の体制）

第１０条　第３配備が指令された場合、各部長は災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告する。

（非常配備の開始及び解除）

第１１条　各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

（被害状況の取扱い）

第１２条　災害が発生したときは、各部長は、直ちに被害状況を調査確認し、関係者に報告しなければならない。

2. 総務部長は、各部長並びに関係機関よりの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、すみやかに県支部を通じ、又は直接県本部担当部長へ報告するものとする。

3. 被害状況の調査及び県に対する報告は「栃木県地域防災計画」に定める要領により定うものとする。

（災害情報の取扱い）

第１３条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、総務部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を遂次県消防々災課へ報告するものとする。

2. 総務部長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに住民、その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

（雑　則）

第１４条　この要領に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

別表(1)　配備体制表

	配備時期	配備内容
第一配備（準備）	1. 風雨、大雨、洪水、強風等の注意報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 2. その他とくに町長が必要と認めたとき。	特に関係ある部課の少数人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢をとる。 第２配備にすみやかに移行し得る体制とする。
第二配備（警戒）	1. 暴風雨、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生するおそれがあるとき。 2. その他とくに町長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある総務、住民、土木、経済の各課の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第３配備に直ちに切り換え得る体制とする。
第三配備（非常体制）	1. 全域にわたって風水害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 2. その他町長が必要と認めたとき。	災害対策本部に関係ある職員は全員防災事務に従事する。

本部職員の標識等

災害対策本部長、副本部長、その他職員の身分を明確にするための腕章及び本部自動車用標識は、次のとおりとする。

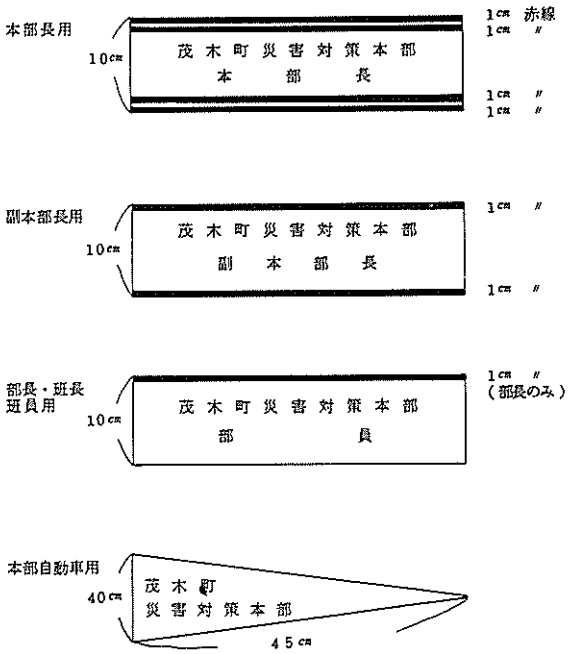

第２章　災害予防計画

第１節　災害危険区域の把握

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように、地域の実態をあらゆる角度から調査し、危険区域をは把握しておくものとする。

1. 実施責任者

町　長

担当は、厚生課とする。

予想災害名	関係地域名	特に影響する区域	世帯数（概数）	人口（概数）	担当消防機関（責任者人員）	重要施設
火災	旧茂木地区	大字茂木	1,420	5,100	第１分団長	学校・役場
	旧逆川地区	〃 小貫下	73	349	第２分団長	学校・農協保育所
		〃 飯	145	630		
	旧中川地区	〃 河井	130	590	第３分団長	学校・農協
	旧須藤地区	〃 千本	60	280	第４分団長	〃　〃
水害	旧茂木地区	〃 茂木(市街)	850	4,000	第１分団長	
		馬門	4	20		
	旧須藤地区	〃 大瀬	10	50	第４分団長	
		〃 大畑	5	25		
風害	茂木町	町一円	4,930	20,000	消防団長	
地震	〃	〃	〃	〃	〃	
地すべり山崩	旧茂木地区	茂木（桔梗町 堰本町）	50	200	第１分団長	保育園
	旧中川地区	山内（元古沢 甲 戸越）	10	40	第３分団長	
			20	85		
			10	43		
		入郷	20	80		
		牧野	10	40		

予想災害名	部河川水系 河川名	部河川水系 渓流名	所在地（大字・字）	渓流長 km	流域面積	渓床平均勾配	危険度分類	人家戸数	公共施設
土石流危険渓流	深沢川	中深沢	茂木町中深沢	0.20	0.14	8°	C	6	
	逆川	小貫一号沢	〃 中小貫	0.25	0.12	8°	B	7	
	〃	下小貫二号沢	〃 下小貫	0.11	0.01	7°	C	6	
	〃	下小貫四号沢	〃 〃	0.25	0.26	7°	B	11	
	鮎田川	林下沢	〃 林				その他	5	
	逆川	北上沢	〃 北	0.17	0.03	9°	C	5	
	那珂川	石山沢	〃 平	0.25	0.06	14°	B	6	
	〃	上二号沢	〃 上	0.17	0.05	11°	C	7	
	木須川	入郷沢	〃 入郷	0.23	0.14	11°	B	7	
	八反田川	道の入沢	〃 甲	0.22	0.07	12°	B	5	
	〃	上元古沢	〃 元古沢	0.20	0.10		A	9	
	逆川	中小貫二号沢	〃 中小貫	0.16	0.03	17°	B	5	
	八反田川	下元古沢	〃 元古沢				その他	5	

この一覧表は、建設省通知「土石流危険渓流及び危険区域調査実施について」に拠るものである。（S53.8.4 建設省河発第46号）

	箇所名	大字	字	危険区域の戸数	公共的建物の有無	摘要
急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ）	関根	茂木町	関根	5		
	黒田西	〃	崩下	6		
	和久	〃	黒田東	5		
	桜井小学校	〃	二反田	0	有	
	栗生	〃	栗生	5		
	鳥生田	〃	塩郷	6		

	箇所名	大字	字	危険区域の戸数	公共的建物の有無	摘要
急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ）	河井中	茂木町	小井戸	8		
	飯野北	〃	飯野北	5		
	飯野久	〃	天包	3	有	
	馬門仲	〃	古内後	5		
	林	〃	東谷	6		
	〃	〃	鍛塚	5		
	上神井	〃	上神井	7		
	〃	〃	〃	5		
	下神井	〃	下神井	5		
	〃	〃	〃	8		
	仲の内	〃	仲の内	12		昭和 53.7.28 栃告 697号
	榎本町	〃	榎本	25		昭和 47.2.25 栃告 124号
	小井戸	〃	桔梗町	30		昭和 46.3.9 栃告 164号
	八幡町	〃	八幡町	8		
	弥正町	〃	弥正	9		
	北高岡	〃	乙	8		
	仮宿	〃	仮宿	6		昭和 52.11.25 栃告 1019号
	上新一区	〃	上新一区	31		昭和 51.4.2 栃告 371号
	坂井下	〃	坂井下	6		
	坂井中	〃	坂井中	5		
	宿尻	〃	宿尻	8		昭和 52.11.25 栃告 1019号
	牧野	〃	舟場	5		昭和 55.1.4 栃告 1号
	小井戸2工区	〃	桔梗町	20	有	昭和 47.2.5 栃告 124号

この一覧表は、建設省通知「急傾斜地の崩壊等による災害危険箇所の再点検」（建設省河傾発第31号 S55.9.8）により市町村、各土木事務所が調査したものである。

第２節　災害危険ケ所の調査

1. 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

災害対策基本法第５９条第１項の規定に基づく事前措置を効果的に行うために、その対象となるものをあらかじめ平常時において調査は握しておくものとする。

2. 設備、物件の管理者への事前指導の方法

災害が発生した場合に、事前措置の対象となることを、あらかじめ予想できるものについては管理者等に対して事前に口頭により指導を行うとともに文書（別紙）をもって通知するものとする。

3. 事前措置の始期、終期の基準

事前措置を行う期間は、おおむね予警報発令の期間内とする。

4. 実施責任者

町　長

担当は、厚生課とする。

（別紙）

第　　号

事前措置予告通知書

住所

氏名

貴所有の施設、物件は災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第５９条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記の事項に留意のうえ、災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

昭和　年　月　日

茂木町長　㊞

設備又は物件の名称	数量	措置の方法	備考

第３節　防災組織の整備

1. 組織の整備と職員の配置

(1) 災害対策本部各部班に所属する者の職名及び事務分掌は次のとおりである。

所属部	所属班	職名	氏名	分掌事務	連絡方法
総務部 部長 総務課長 副部長 厚生課長 企画開発課長	総務班	班長 班員	厚生課消防交通係長 厚生課消防交通係員 総務課庶務係員	総務班に係る事務	電話、無線、又は口頭による。（各班共通）
	財政班	班長 班員	企画開発課財政係長 〃 財政係員	財政班に係る事務	
	管財班	班長 班員	総務課管財係長 〃 管財係員	管財班に係る事務	
住民部 部長 厚生課長 副部長 保健衛生課長 住民課長	厚生班	班長 班員	厚生課福祉係長 〃 福祉係員	厚生班に係る事務	
	衛生班	班長 班員	保健衛生課保健衛生係長 〃 保健衛生係員 〃 保健婦	衛生班に係る事務	
	配給班	班長 班員	住民課記録係長 〃 記録係員	配給班に係る事務	
経済部 部長 農林課長 副部長 企画開発課長	農政班	班長 班員	農林課農林係長 〃 農林係員	農政班に係る事務	
	農務班	班長 班員	〃 農業共済係長 〃 農業共済係員	農務班に係る事務	
	畜産班	班長 班員	〃 農林係員 〃 〃	畜産班に係る事務	
	耕地班	班長 班員	〃 農林土木係長 〃 農林土木係員	耕地班に係る事務	

所属部	所属班	職名	氏名	分掌事務	連絡方法
	林務班	班長 班員	農林課農林係長 〃　係員	林務班に係る事務	
	商工観光班	班長 班員	企画開発課商工観光係長 〃　商工観光係員	商工観光班に係る事務	
土木部 部長 建設課長	土木班	班長 班員	建設課事業係長 〃　事業係員	土木班に係る事務	
	建築班	班長 班員	〃　建築係長 〃　建築係員	建築班に係る事務	
	職業安定班	班長 班員	〃　土木管理係長 〃　土木管理係員	職業安定班に係る事務	
水道部 部長 水道課長	水道班	班長 班員	水道課業務係長 〃　業務係員	水道班に係る事務	
文教部 部長 教育長 副部長 学校教育課長 社会教育課長	学校教育班	班長 班員	学校教育係長 庶務係員 学校教育係員	学校教育班に係る事務	
	社会教育班	班長 班員	社会教育係長 社会教育係員	社会教育班に係る事務	
税務部 部長 税務課長	税務班	班長 班員	税務課町民税係長 〃　資産税係長 〃　税務管理係長 〃　税務課員	税務班に係る事務	
出納部 部長 収入役	会計班	班長 班員	出納室出納係長 〃　出納係員	会計班に係る事務	

(2) 消防団については、各責任担当区ごとに組織、人員、災害時の配置分担及び集合場所等を事前に定めておくとともに、情報の収集を密にして　常に消防本部と連絡をとり、行動の迅速性をあらかじめ団員に徹底しておくものとする。

2. 服務の基準

災害における職員の服務は、次の「災害時における職員服務心得」によるものとする。

災害時における職員服務心得

1. 災害時においては、とくに公務員としての責務を深く自覚し、職務上の秩序を守り、分掌事務を能率的かつ的確に履行しなければならない。
2. 非常徴集の通知を受けたとき又は出動の必要があると認めたときは、次の場合を除き、すみやかに出動しなければならない。
   (1) 交通が遮断された場合
   (2) 現住所が滅失又は居住できない程度に破壊された場合
   (3) 家族が死亡し、又は重傷を受けた場合
   (4) その他やむを得ない事情があるとき
3. 責務の履行にあたっては、関係機関との連絡協調に努めなければならない。
4. 被災者に対する応接態度は、とくに誠実かつ公正でなければならない。

3. 消防吏員へ委任すべき事項

災害全般にわたって、人の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために町長の権限として行う避難の指示、勧告、警戒区域の設定、その区域への立入りの制限、禁止、あるいはその区域からの退去命令に関しては、現実に現場において活動する消防吏員も行えるよう委任規程を定めておくものとする。

第４節　防災施設の新設又は改良

1. 建築物災害予防計画

(1) 防火地域又は準防火地域の指定地域を設ける。

(2) 消防機関は、今後予想される宅地等土地造成に伴う、がけくずれ又は土砂流出の生じるおそれがある地域について、企画開発課、建設課と協力し十分な調査を行ない、必要な規制のための措置を講ずる。

2. 防災施設の整備拡充

(1) 消防施設の整備計画

別に定める消防組織整備計画によるほか、救出機材、照明具、携帯ラジオ等予算措置を考慮して逐次整備する。

(2) 水防用資機材及び水防倉庫の整備計画

茂木町水防計画の定めるところによる。

(3) 通信施設又は設備の整備

地域内に町内の有線テレビジョンの同軸線を利用した有線通信網を整備するよう努めるとともに、無線通信についても整備するよう努めるものとする。

(4) 救助、避難などに利用する施設及び設備の整備

避難道路の建設、救助などに要する施設、設備を整備するとともに、災害時に避難場所を開設する学校、公民館などの公共の建物に、給水、炊出しなどの設備を整備するよう努めるものとする。

第５節　各災害種別ごとの災害予防

1. 暴風雨に対する災害予防

(1) 危険区域の巡視

消防機関、その他自主防災組織等をもつ一般住民の協力によって予想される危険区域を巡視し警戒するものとする。そのために防災組織の充実強化を図り、責任担当区域、要員配置、町当局への連絡方法など十分徹底しておくものとする。

(2) 農業用用水路等の点検

農業用用水路は場合によって思わぬ災害を招くことがある。これら施設を管理する土地改良区等の団体は、災害時における点検と適宜な予防措置を講じ、未然に災害を防止するよう努めるものとする。

(3) 水防資器材等の点検配備

水防管理団体は、水防倉庫に備蓄する水防資器材などを、災害時期に点検し、常に活用できるよう整備しておくものとする。また災害が発生するおそれがある場合これら資器材を作業に便利な場所に配備しておくものとする。

2. 地震に対する災害予防

震災予防対策としては、地盤、地質、市街地の実態等を専門的立場から調査して危険区域をは握しておき、地震が発生した場合に直ちに応急措置が行なえるよう、予防措置を講じておくものとする。

(1) 地震発生時における心構えの周知

一般住民が地震時に心得ておくべき注意事項を、地震発生時はもちろん常に機会をとらえて周知し、住民自ら的確な応急措置の実施と被害の拡大防止が図れらるようにする。

(2) 避難措置

ア、避難場所の設定

地震の被害を想定して、安全な場所を設定し、関係住民にその場所を周知徹底しておくものとする。

イ、避難の指示誘導

迅速確実に避難の勧告及び指示が徹底するように、伝達広報について地域ごとに効果的な方法を検討しておくものとする。また、避難の際の混乱を防止し、安全に避難を行うよう誘導計画をたて、誘導方法、誘導心得、避難誘導の責任者をあらかじめ定めておくものとする。

3. 大火に対する災害予防

防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図り、一般住民の協力により火災予防と大火の防止を期するものとする。

(1) 火災警報の発令基準

知事から火災気象通報を受信したとき、または報道機関によりこれらを覚知したとき、あるいは、地域の気象状況が火災防止上危険であると認める場合に、火災警報を発令するものとする。

(2) 消防機関の警戒体制の確保

ア、警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には、直ちに要員が確保できるように消防団員のうちから要員及び責任者を定めておくものとする。出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、適時上級幹部へ報告を行う場合などの要領を別に定めておくものとする。

イ、点検計画

消防機関は、各区域ごとに組織体制の整備を図り、直ちに出動できるよう、消防施設の点検整備と、非常出動体制を確保しておくため、点検は次により行うよう点検要領を定めておくものとする。

ⅰ、通常点検

ⅱ、特別点検

ⅲ、現場点検

ウ、火災予防査察

火災警報が発令された場合はもちろん、通常の場合においても、火災発生及び被害の拡大を防止するため、警戒担当区域を決め、消防団は責任分担の区割を定め、次に掲げる予防査察を実施するよう、実施要領を定めておくものとする。

(ア) 特殊対象物の査察

工場、スーパー、映画館、学校、幼稚園、保育所(園)、旅館、病院、危険物関係施設、文化財などの施設について、防火管理者の協力

を得て、予防対策、消火設備、避難設備等を重点的に査察するものとする。

(イ) 一般住宅の査察

火災予防運動週間を通じ、火気を取扱う設備器具などを重点的に査察するものとする。

(ウ) 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報が発令された場合、あるいは気象条件が悪化した場合において、火災警戒上特に必要と認められる場合は一定期間を限って、火気使用の規制を行うなどの措置を講じるものとする。

(3) 通信系統の確保並びに水利確保の要員待機

大火の発生にそなえ、消防用通信施設の点検整備をしておくとともに、火災予防の呼びかけ、消防団員への出動要請、区域外の消防自動車等の応援要求などに活用するために、消防用通信系統の確保を図っておくものとする。また水利確保のため上水道、用水路等に要員を待機させておくなどの措置をとるものとする。

(4) 森林火災予防

森林火災を防ぐため、常に関係者に対し予防思想の徹底をはかり、乾燥期には次の事項を一般に周知しておくものとする。

ⅰ、火入れについての届け出の励行

ⅱ、異常乾燥又は火災警報発令中の火入れの禁止

ⅲ、火入れ実施中気象状況が急変した場合の巡回パトロールの実施

ⅳ、入山者及び通行人の森林内における火気使用の制限

(5) 他市町村との応援協定

隣接市町村との消防の応援協定は、相互に協議のうえ締結しておく。

第6節 災害通信整備計画

1. 災害通信系統図

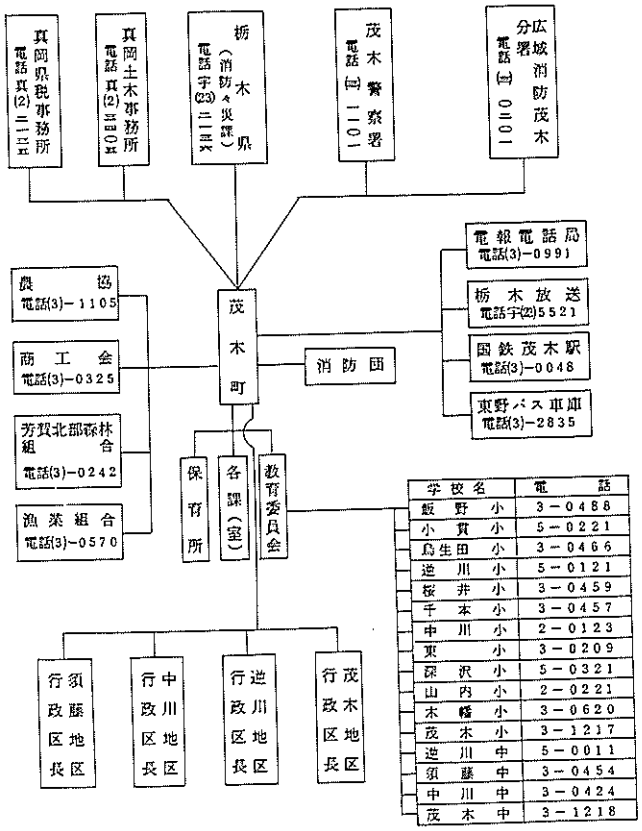

学校名	電話
飯野小	3−0488
小貫小	5−0221
烏生田小	3−0466
逆川小	5−0121
桜井小	3−0459
千本小	3−0457
中川小	2−0123
東小	3−0209
深沢小	5−0321
山内小	2−0221
木幡小	3−0620
茂木小	3−1217
逆川中	5−0011
須藤中	3−0454
中川中	3−0424
茂木中	3−1218

2. 災害通信施設の整備充実

(1) 通信施設の整備

町の末端地区まで通信連絡ができるように、通信網の整備を図るよう努めるものとする。

(2) 防災行政無線の整備充実

町の災害時における県内の防災関係機関との通信を確保するため、栃木県防災行政無線を常に点検整備するとともに、町内の防災機関等相互の通信を確保するため、茂木町防災行政無線を整備するものとする。

(3) 通信機器の維持管理

既設の通信機器及び機械が、常に活用できるよう定期又は随時に点検整備を行うものとする。

(4) 災害用電源の確保

災害時の停電に備え、電灯用はもちろん、非常用通信設備活用のため、自家用発電機を整備し、電源の確保に努めるものとする。

第7節 防災知識普及計画

1. 庁内職員及び公共機関等の職員に対する教育

(1) 茂木町地域防災計画内容の徹底

茂木町地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努めるものとする。

(2) 防災教育の実施

台風発生期、火災多発期などに、宇都宮地方気象台、県等の協力を得て特別に防災教育を実施するよう定めておくものとす。この場合、必要に応じて隣接市町村と共同して実施するものとする。

2. 一般町民に対する教育

(1) 茂木町地域防災計画に定められているうちで、特に一般住民に周知させ又は注意を喚起する必要がある事項を周知するものとする。

ⅰ、気象災害の一般知識及び予警報の種類と内容

ⅱ、被害情報等の通報

ⅲ、避難方法の徹底

(2) 町内で起った過去の災害の紹介

(3) 災害時における心得

風水害、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、一般住民が、知っておくべき心得等を普及するものとする。

3. 普及の方法

防災に関する広報は、県その他関係機関と協力のもとに、最も効果的な広報媒体を活用して実施するものとする。

特に、春秋2回の火災予防運動週間、河川愛護運動、防災の日、国民安全の日など一連の防災関係行事を通じて防災知識の普及をはかる。

ⅰ、ラジオ、テレビ、有線テレビ等の放送施設

ⅱ、新聞、雑誌

ⅲ、広報誌、パンフレット、チラシ、ポスター等

ⅳ、映画、スライドの作成

ⅴ、広報車の巡回

ⅵ、講習会、展覧会等の開催

第8節 防災訓練計画

茂木町地域防災計画が災害時に充分活用され、適確に遂行できるよう、県、隣接市町村、その他関係機関と協力して防災訓練を実施し、関係機関との緊密な連けい、防災体制の整備及び防災思想の普及を図るものとする。

防災訓練の参加機関は、おおむね次の機関とし、訓練の実施にあたっては、関係機関が協議して、実施要領を作成するものとする。

1. 町(消防関係を含む)
2. 県及び県出先機関

3. 警察署、警察本部
4. 広域消防
5. 日本赤十字社、同準仕団
6. 自衛隊
7. 隣接市町村
8. 気象台、気象通報所
9. 公共機関(国鉄、電々公社、東京電力、放送局等)
10. 高、中、小学校、その他施設、病院
11. 公共的団体(農協等)及びスーパー、旅館、工場など
12. 各種文化事業団体などを含めた一般住民

第3章 災害応急対策計画

第1節 動員計画

1. 動員の配備伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の伝達

災害対策本部が配置された場合、総務部長は、本部長の指示により、各部長に対し庁内放送又は電話等によって配備体制を指令する。各部長は、直ちに所属職員に連絡し指揮監督を行うものとする。

(2) 休日又は勤務時間外の伝達

ⅰ、各班員に対する連絡

各部長は、部所属の各班員の住所及び連絡方法をは握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

ⅱ、当直者による非常伝達

当直者は、次に掲げる場合には、町長、助役、総務課長及び厚生課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課長に連絡するものとする。また、関係職員に対しても電話又は伝達員により連絡するものとする。

ア、災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は、それをラジオ等により覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ、災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ、災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

なお、当直室には町の幹部、並びに職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。

(3) 職員の非常登庁

災害対策本部職員は、休日又は勤務時間以外において登庁の指示をうけたとき、また災害の発生、あるいはそのおそれがある情報を察知したとき災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、放送機関に放送を依頼するものとする。

(4) 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

各部長は、本部長直属の総務部との連絡にあたらせ、臨機応変に各部間の相互応援を行うため、各部に本部連絡員正副2名をあらかじめ定めておくものとする。

各部長は、本部長の配備体制の指示に基づき配備体制が完了したときは直ちに本部連絡員を通じ本部長に報告するものとする。

(5) 消防団に対する伝達

消防団への伝達は、総務部が行うものとする。消防団長は町長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出動できる体制を確立するより各分団長に対し、電話、伝令等により指令するものとする。

なお、消防団の応急復旧従事の際の始期及び終期は、町長あるいは、消防団長の明確な指示に基づくものとし、出動した際はできるだけ記録をとるものとする。

2. 各部、各班別の応援要請

本部長は、必要に応じて各部の職員を他部に応援させるものとする。そのため、各部長は毎日部班別の応援可能者数を総務部まで提出するものとする。

各部長は、所管の実情により応援職員の申請を総務部長を通じ本部長に行い、必要人数の応援を受けるものとする。

3. 他機関に対する出動及び応援要請

(1) 県及び他市町村等に対する要請

各部長は、県及び他市町村などに応援協力を要請する必要が生じた場合は、総務部長に連絡するものとする。総務部長は直ちに本部員会議を招集し、協議のうえ本部長が決定するものとするが、その時間がない場合は、直接本部長が決定する。

応援隊の活動についての折衝は、直接関係のある部があたる。

なお、応援隊の人数及び食糧、宿舎などについては必要に応じて総務部長に報告するものとし、終始連絡を密にし、応援の状況をは握しておくものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

「栃木県地域防災計画」の「自衛隊派遣要請計画」で定めた要領により県消防々災課を通じて要請するものとする。

第2節 予警報等の伝達計画

1. 気象警報等の伝達系統及び方法

(1) 伝達系統

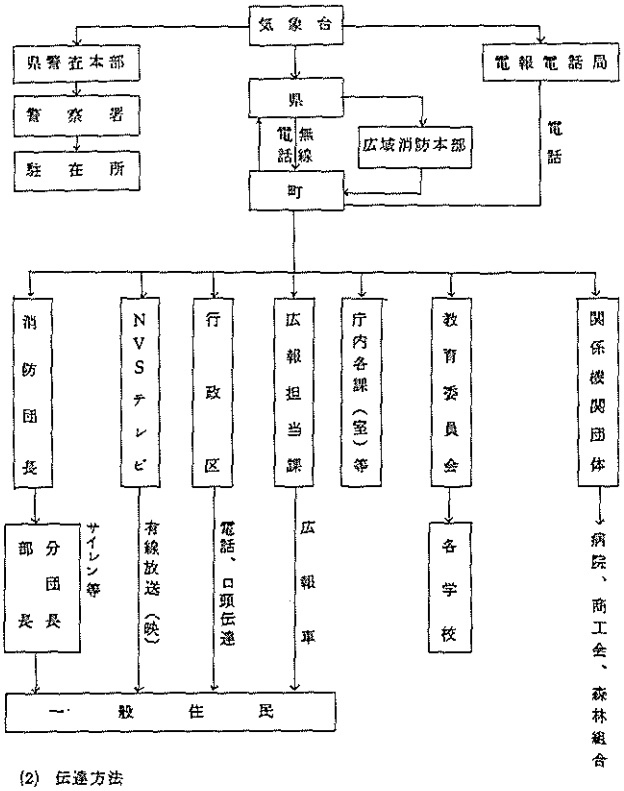

(2) 伝達方法

ⅰ、県及び電々公社等から通報される警報等は、通常の勤務時間中は厚生課が、勤務時間外は当直者が受信する。また、災害対策本部が開設中のときは、総務部があたるものとする。

ⅱ、警報等を受信したときは、直ちに町長、助役、総務課長をはじめ、関係各課に連絡するものとする。情報連絡を担当する厚生課は、次の伝達分担表により直ちに必要事項の周知徹底を図るものとする。

警報等伝達分担表

伝達担当者	方法	伝達先	一般住民への伝達
責任者 正 厚生課長 副 消防交通係長	庁内放送 電話 口頭	庁内各課 消防団長 関係機関団体 NVSテレビ	各分団長（部長）、団員へは消防用一斉指令装置（NVSテレビ）、電話、口頭、サイレン、広報車利用
正 総務課長 副 庶務係長	電話等	行政区長	各自治会、口頭、回覧掲示板
正 学校教育課長 副 学校教育係長	〃	教育委員会	各学校施設へは電話

(3) 災害情報の収集

ⅰ、ラジオ、テレビの利用

情勢の急速な推移に対処するため、携帯ラジオ、テレビを準備し、積極的に情報の収集に努めるものとする。

ⅱ、水位、雨量等の情報については、国及び県出先機関、気象台、隣接市町村等から収集に努め、関係河川の水位等の状況をは握するものとする。

(4) 放送局の利用

災害情報、その他必要な措置等を一般住民に伝達する場合は、必要に応じ県消防防災課を通じて、栃木放送並びにNHKに放送を依頼する。

2. 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、次のうち最も近いところに通報するものとする。

ア、町役場　厚生課　　電話 (3) 1111 番

イ、広域消防茂木分署　電話 (3) 0201 番

ウ、茂木警察署　　電話 (3) 1101 番

エ、消防団

(2) 町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けた警察官、消防機関又は消防団員は、直ちに町長に通報するものとする。

町の情報収集担当課は次のとおりである。

厚生課　（災害対策本部の開設中は総務部）

責任者　厚生課長　　電話 (3) 1111番

(3) 町長の各関係機関への通報

町長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を計画に従って行うものとする。

また必要に応じて次の機関に通報するものとする。

ⅰ、宇都宮地方気象台　（電話　宇都宮　（33）2767番）

ⅱ、警察署　（電話　茂木　(3)　1101番）

ⅲ、異常現象によって、災害の影響があると予想される隣接市町村

益子町役場　（電話　益子　02857 (2) 2111番）

市貝町役場　（電話　市貝　02856 (8) 1111番）

御前山村役場　（電話　029554　2番）

ⅳ、県又は同出先機関

（本庁）消防防災課　電話 宇都宮（23）2136番

（出先）真岡土木事務所　電話 真岡　(2)　3405番

（出先）芳賀庁舎　電話 真岡　(2)　3824番

ⅴ、町の通報担当班

厚生課　（総務部総務班）

(4) 一般住民等に対する周知徹底

予想される災害地域の住民及び関係機関、団体等に周知徹底する場合は予報伝達計画の1によって行うものとする。

第3節　災害通信計画

1. 公衆電気通信施設の利用

普通電話による通信（非常電話）及び電報による通信（非常電報）の利用方法は、「県地域防災計画」の「通信情報計画」に定めるところによる。

2. 専用通信施設の利用

町に災害が発生したときは、茂木町防災行政無線施設を活用し、災害対策本部（基地局）と移動局による災害現地との緊密な連けいにより適切な処置を講ずるものとする。また、県内の防災関係機関との通信は、栃木県防災行政無線により行うものとする。

3. 優先順位

通信施設を優先して使用又は利用する場合の優先順位は、おおむね次のとおりとする。

(1) 住民に対する避難勧告、指示等人命に関する事項の通信

(2) 応急措置の実施に必要な通信

(3) 災害警報

(4) 災害予報

(5) その他予想される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項の通信等。

第４節　災害情報等の報告、収集計画

1.　災害情報の調査実施者

被害状況の把握及び応急対策の調査収集は、関係各部が行い、総務部がそのとりまとめを行うものとする。

2　災害情報及び被害報告

(1)　災害情報連絡

ア、災害情報を外部に連絡する責任担当者は次のとおりである。

部名　総務部　担当者名　厚生課長

イ、連絡先

町の災害の状況及びこれに対する措置の状況は、随時県に連絡するものとする。連絡先は県消防防災課（県災害対策本部開設中は消防災害班）とする。また、特に関係ある公共機関、団体等に対しても連絡する。

ウ、連絡事項

ⅰ、災害対策本部設置の状況

ⅱ、水防措置の状況

ⅲ、洪水の浸水状況

ⅳ、住民の生命、財産の安否に関する事項

ⅴ、救助物資及び食糧の補給等に関する事項

ⅵ、防疫、救護、医療資材等に関する事項

ⅶ、その他緊急に対策を必要とする事項

(2)　災害情報の収集

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集には、まず町職員をあたらせるほか、各区域ごとに被害調査協力員を委嘱しておき、情報の早期把握に努めるものとする。消防職団員に対しても常時災害情報の連絡を早急に行うよう徹底しておくものとする。

(ｳ)　消防団員の情報調査連絡員

分　団	部　名	職　名	備　考
第１分団	第１部	消防部長	
	第２部	〃	
	第３部	〃	
	第４部	〃	
	第５部	〃	
	第６部	〃	
第２分団	第１部	消防部長	
	第２部	〃	
	第３部	〃	
	第３部－１	〃	
	第４部	〃	
	第５部	〃	
第３分団	第１部	消防部長	
	第２部	〃	
	第３部	〃	
	第４部	〃	
	第５部	〃	
	第６部	〃	
第４分団	第１部	消防部長	
	第２部	〃	
	第３部	〃	
	第４部	〃	

(ｴ)　町職員の災害情報調査連絡員

地区名	調査主任		連絡員	
	職　氏　名	連絡方法	職　氏　名	連絡方法
町内全地区	厚生課長	電話、口頭又は防災無線	厚生課消防交通係長 総務課庶務係長 企画開発課広報調査係長 農林課農林土木係長 農林課農林係長 建設課土木管理係長 建設課事業係長 水道課業務係長 税務課町民税係長	電話、口頭又は防災無線

(ｵ)　各区域ごとの災害情報協力員

茂木町内１２６行政区の区長を災害情報協力員に委嘱するものとする。

(3)　被害報告及び受領

災害が発生し、ある程度被害の状況が判明した場合これをとりまとめ、県はじめ関係先へ報告する態勢は次のとおりである。

ア、報告担当部および担当者

部　名	担当者職名	備　考
総務部	厚生課消防交通係長	
住民部	住民課住民係長	
経済部	農林課農林係長	
土木部	建設課土木管理係長	
水道部	水道課業務係長	
文教部	教育委員会学校教育係長	
税務部	税務課町民税係長	
出納部	出納室出納係長	

イ、連絡先

県消防防災課（本部設置の場合は消防災害班）

ウ、報告の種類及び報告の要領

(ｱ)　発生報告

災害が発生し、もしくは相当大規模の被害が見込まれて防護活動を開始したときは、県防災無線又は電話をもって県へ報告する。

(ｲ)　被害概況報告

「県地域防災計画」で定めた調査報告要領により、被害概況及びこれに対してとられた措置の概要をは握した範囲内で取りまとめ、直ちに防災無線又は電話で報告する。

(ｳ)　被害中間報告

「県地域防災計画」で定めた調査報告要領により、被害状況の推移及び措置の概要を毎日時間を定めて防災無線又は電話で報告する。

(ｴ)　被害確定報告

「県地域防災計画」で定めた被害報告書により、災害終結の日より3日以内に報告する。

3. 被害状況等調査

(1) 被害調査分担

町における被害状況の調査にあたっては、次の被害調査担当表により、県の職員あるいは関係機関、団体の協力を得て実施するものとする。

被害状況調査担当表

部	調査責任者及び副責任者	協力団体等	調査事項
総務部	厚生課消防交通係長 総務課管財係長	消防団	一般被害及び応急対策状況の総括 町有財産の被害
住民部	厚生課福祉係長 保健衛生課保健衛生係長	各行政区被害調査協力員	人、住家等の被害、社会福祉関係被害 衛生関係被害
経済部	農林課農林係長 農林課農業共済係長	農協 森林組合	農林水産関係被害
土木部	建設課土木管理係長 〃 事業係長 〃 建築係長		土木関係被害
水道部	水道課業務係長		水道関係被害
文教部	学校教育課 学校教育係長 社会教育課 社会教育係長	施設管理者	教育関係被害

(2) 調査準備及び要領

被害調査にあたっての具体的要領は、「県地域防災計画」に示されている被害調査要領及び様式に基づくものとする。また調査実施にあたっては

調査担当員にあらかじめ報告用紙を配布しておくとともに、調査及び連絡方法について事前に協議し、統一しておくものとする。

(3) 調査報告のとりまとめ

各部は、調査結果を毎日時間を定め被害とりまとめ担当の総務部に報告するものとする。被害とりまとめ結果は、災害対策本部長に報告するとともに、各部長に報告する。

広報担当及び県へ報告する担当部班は、それぞれ関係先へ直ちに報告系統にしたがって報告する。

(4) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認資料として、また記録保存のため重要なので、各被害調査員が適宜か所を選び、被害状況が明瞭にわかるように撮影に努めるものとする。

被害写真には、撮影年月日、時刻、場所名、被害名などを記入しておくこと。

第5節 災害広報計画

災害時において一般住民及び報道関係者等に対し、被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図るものとする。

1. 広報担当部及び広報責任者

災害対策本部の広報を担当する総務部は、各部から集めた広報資料を編集し、各広報責任者に依頼し、広報活動を行うものとする。

広報事項はあらかじめ災害対策本部長の承認を得て行う。

広報関係一覧表

広報担当部	広報責任者	連絡方法	広報対象
総務部 総務班	本部長又は副本部長	口頭文書	報道機関
	責任者 正 企画課長 副 広報係長	庁内放送 電話	庁内職員
	責任者 正 総務課庶務係長 副 〃 係員	広報車 ラジオ テレビ （有線）	一般住民、被害者
	責任者 正 厚生課消防交通係長 副 〃 係員	広報車 ラジオ テレビ （有線）	地域内の公共的団体及び施設

2. 広報資料の収集

広報担当部は、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体施設などに対し情報の提供を求め、関係機関には協力を求めておくものとする。

3. 報道機関に対する発表の方法

広報担当部は、次に掲げる事項等の広報資料をとりまとめ本部員会議に諮ったうえ、本部長、副本部長、広報担当者部長のいずれかが報道機関に発表するものとする。報道機関への発表は適時行うよう協力を得ておくものとする。

ⅰ、災害の種別及び発生日時

ⅱ、災害発生の場所

ⅲ、被害状況

ⅳ、応急対策の状況

ⅴ、住民に対する避難勧告指示の状況

ⅵ、一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

4. 庁内連絡

広報責任者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して一般職員にも周知するものとする。

5. 各関係機関等に対する連絡

とくに必要がある場合、広報責任者は地域内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し必要に応じて災害情報を提供するものとする。

6. 一般住民に対する広報

広報担当者は、一般住民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて広報するものとする。

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項を取りまとめ広報車、有線テレビ（ＮＶＳ）を利用して広報を行う。

(2) 被害発生後の広報

被害の推移、避難の準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に徹底するよう広報する。

7. 広報写真の収集

報告、記録に供する写真は、広報担当部が担当し、各部の被害調査員等が撮影した写真を収集するとともに、写真班を派遣し、被害写真集を作成するものとする。

第6節 避難計画

1. 実施責任者

(1) 町長

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示するとともに、併せて立退き先を指示する。

(2) 警察官

町長が指示するいとまがないとき、又は町長から要求があったとき、避難のための立退きを指示する。

(3) 知事、その命を受けた県職員又は水防管理者

ア、洪水等による避難の指示

イ、地すべりによる避難の指示

2. 避難の勧告、指示区分の基準

避難の勧告、指示を行う場合、災害の推移によって三段階に分けておくものとし、それぞれ一応の基準は次のとおりとする。

(1) 事前避難

大雨、暴風雨、洪水の警報が発令され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断されるとき。

河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。

その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合、例えば地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。

(3) 収容避難

事前避難として利用していた避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送用車両を用意するなどあらゆる手段を講じて収容避難させる。

3. 避難勧告、指示の伝達方法等

(1) 県に対する報告

町長等が避難の勧告又は指示を発令したときは、総務部長は、発令者、発令の理由、発令の対象区域、発令日時、避難先を明らかにし、記録するとともに、直ちに県に対しその旨報告するものとする。

(2) 関係機関への連絡

町長が避難の勧告又は指示を発令したとき、また警察官等から発令の通報を受けたときは、総務部長は次の要領により必要に応じて関係機関等に対して連絡するものとする。

ⅰ、県の関係出先機関、警察署又は派出所等に連絡し協力を得る。

ⅱ、町内の避難場所として利用する学校、公民館、公共的団体、その他施設の管理者に対し至急連絡し協力を求めておく。

ⅲ、隣接市町村への連絡。

ⅳ、地域住民が避難のため隣接市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対し必要事項を連絡しておく。

(3) 伝達の方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示をした町長等は、直ちに次の方法により伝達広報を行うものとする。

ア、信号による伝達

警鐘、サイレン、その他

イ、放送による伝達

ＮＨＫ、栃木放送、ＮＶＳ、に対して、勧告、指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を示して放送を依頼する。

ウ、広報車による伝達

町の広報車及び消防車を利用して関係地区を巡回し伝達する。

エ、伝達員による戸別訪問

避難を勧告、指示した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合は消防団員等でもって班を編成し、個別訪問により伝達する。

このような事態を予想して消防機関、警察は災害時には常に町と連絡を密にして、情勢判断を検討しておくものとする。

(4) 指示伝達事項

避難の勧告、指示の内容として関係住民に伝達する事項は、おおむね次の事項とし、わかりやすく行うものとする。

ⅰ、避難先、その場所名

ⅱ、避難経路

ⅲ、避難指示の理由

ⅳ、注意事項

(A) 避難の際の戸締

(B) 家屋補強、家財道具を高い所へ移動

(C) 携帯品は、限られた必要なものだけにする。例えば、食糧、水筒、タオル、チリ紙、着換え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

(D) 服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具、ヘルメット等

4. 各地域ごとの避難場所及び避難方法

(1) 避難所

各地区ごとに避難場所を選定しておくものとする。

避難場所一覧表

避難所名	使用する地域又は地区名	収容人員	炊出し能力	施設の状況	経路位置所要時間	管理者責任者
1. 茂木小学校	茂木川西 神井地区	500人	あり	体育館 教室	10分	小学校長
2. 町民センター	茂木川東地区	300	あり		10分	公民館長
3. 茂木中学校	茂木川東 増井地区	500	あり	体育館 教室	10分	中学校長
4. 茂木高校	茂木川東 三坂地区	500	あり	〃	15分	高等学校長
5. 逆川中学校	飯地区	200	あり	〃	20分	中学校長
6. 木幡小学校	木幡・小山 北高岡地区	100	あり	〃	20分	小学校長
7. 小貫小学校	小貫地区	100	あり	〃	20分	〃
8. 深沢小学校	深沢地区	100	あり	〃	20分	〃
9. 中川中学校	河井・後郷地区	200	あり	〃	20分	中学校長
10. 飯野小学校	飯野地区	200	あり	教室	20分	小学校長
11. 山内小学校	山内地区	300	あり	体育館 教室	30分	〃

避難所名	使用する地域又は地区名	収容人員	炊出し能力	施設の状況	経路位置所要時間	管理者責任者
12. 中川統合小学校	河又・牧野 入郷地区	300人	あり	体育館 教室	30分	小学校長
13. 須藤中学校	千本・町田地区	300	あり	〃	20分	中学校長
14. 桜井小学校	粟生・生井 黒田地区	100	あり	教室	20分	小学校長
15. 烏生田小学校	烏生田・竹原 大畑・九石地区	100	あり	〃	20分	〃
16. 老人憩の家	大瀬地区	70	あり		10分	町長
17. 下宿又公民館	坂井 下宿又地区	50	あり		10分	公民館長
18. 馬門公民館	馬門地区	40	あり		10分	〃
19. 東小学校	鮎田・林 福手地区	200	あり	教室	20分	小学校長
20. 天子公民館	天子甲地区	30	あり		10分	公民館長
その他、各行政区にある公民館、コミニティ・センターを使用するものとする。						

(2) 避難誘導及び避難経路

ア、避難の誘導は、警察官、消防団員が行うものとし、各地区ごとに事前に責任者及び誘導員を定めておくものとする。

イ、避難経路の表示

避難場所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達のうえ要所ごとに掲示するか、標札をたてておく。

ウ、避難の誘導

避難場所に誘導する場合は混乱をさけるため、それぞれの地域の実情に応じ避難経路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

(3) 避難順位及び移送の方法

ア、避難順位

老人、幼児、傷病者及び婦女子を優先的に避難させる。

イ、移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、あるいは、病院等の入院患者の場合、その他施設の老人、子供の避難については車両等を利用して行う。

5. 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域又は避難場所が使用不能になった場合、あるいは避難場所に収容しきれなくなった場合には、住民部厚生班は、野外にバラックを仮設し又は天幕を設営するなどの措置をとる。

6. 避難場所の実態は握

(1) 駐在員

避難所を開設し、避難住民を収容したときには、直ちに各避難所ごとに住民厚生班の職員を派遣し駐在させる。

(2) 避難住民のは握及び本部との連絡

駐在員は、避難住民の実態は握と保護にあたるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し、常に災害対策本部との情報連絡を行うものとする。

7. 避難所開設の報告及び記録

(1) 知事への報告

避難所を開設したときは、住民部厚生班は知事に次の事項を報告する。

i、避難所開設の日時、場所及び施設名

ii、収容状況及び収容人員

iii、開設期間の見込

(2) 記　録

各避難所の駐在員は、避難所及び避難住民に関する記録をとるものとする。

8. 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童、生徒の避難措置については、管理者は特に避難対策を検討して安全な方法を配慮しておくものとし、各学校、施設ごとに次の事項を定めて徹底しておくものとする。

i、避難実施責任者

ii、避難の順位

iii、避難誘導責任者及び補助者

iv、避難誘導の方法

第７節　食糧供給計画

1. 災害時における主要食糧の応急配給

住民部配給班は、り災者に対し「県地域防災計画」に定めるところにより配給を行うものとする。

第８節　被災地区に対する応急給水の円滑化を図る

1. 給水方法

給水車あるいは、その他の容器に詰めて、トラック輸送により現地給水を行う。

2. 給水施設の応急復旧

上水道及び簡易水道施設の応急復旧を図るものとする。

第９節　輸送計画

被災者の避難及び応急対策に必要な人員、物資の輸送を確実かつ迅速に実施し、各作業の万全を期する。

1. 自動車輸送

公用車を使用し、不足する場合は民間の自動車を借り上げ輸送する。

2. 空中輸送

県消防防災課を通じて自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによって実施する。

ヘリコプターの発着適地点は（ヘリポート）は、茂木中学校校庭、茂木小学校校庭、県立茂木高等学校校庭とする。

昭和６１年度

水 防 計 画 書

茂 木 町

茂木町水防計画書 （案）

第１章 総 則

第１． この計画は、水防法及び栃木県水防計画に応じて、洪水時における自治体水防の完璧をはかり、その被害を最少に止めるため、関係機関と緊密なる連絡と水防上必要な人的物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用方法を定め洪水に際して、緊急措置の適切、円滑な実施を期すものとする。

第２． 本町は水防団を設置せず、消防団が水防団をかねるものとする。

第３． 本町における要水防箇所は次のとおりとする。

番	河川名	位置 大字	位置 小字	左右岸 重要度	延長 (m)	危険理由	対策水防工法
1	那珂川	大瀬		右 A	1,100	堤防高	積土俵
2	〃	河井	栃木河原	右 B	150	〃	〃
3	〃	〃	上河原	右 B	300	〃	〃
4	〃	町田	栗生	右 A	100	〃	〃
5	逆川	北高岡	槍原	左 B	500	〃	〃
6	〃	十石増井		左右 A	6,000	〃	〃
7	〃	飯野	堂下	右 A	150	〃	〃
8	〃	〃	下	右 B	150	〃	〃
9	〃	馬門	宇源	右 B	100	〃	〃
10	〃	〃	上河原	左 B	50	〃	〃
11	坂井川	千本	下郷	右 B	100	〃	〃
12	鮎田川	林	鎧塚	左 A	150	〃	〃
13	木須川	小深	合戸川	右 B	150	〃	〃

（任務分担）

第４． 本町における水防事務の分担は、別表１のとおりとする
水防本部を設置し、事務を処理する。

第５． 調査及び指導等のため、現場に赴く職員は別に定める職員証を所持しなければならない。

第６． 水防法第１１条の規定により知事の定めた車両の標識は、別紙様式第１のとおりとし、水防のため出場する関係職員は別に定める腕章を附するものとする。

（水防信号）

第７． 水防法第１３条の規定により、知事の定めた水防信号は次のとおりである。

区分	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○休止	15秒休 ○ 5秒吹
消防団員全員集合	○○○ ○○○ ○○○	6秒休 ○ 5秒吹
居住者出場	0000 0000 0000	5秒休 ○ 10秒吹
避難信号	乱打	5秒休 ○ 1分吹

備考 信号は適宜の時間継続し、必要に応じ警鐘信号とサイレン信号と併用することができる。

第８．　法第２１条の規定による水防管理者又は消防機関の長にあっては、身分を示す証明書、その他これらの委任を受ける者にあっては、別紙様式２による証明書を携行し、必要に応じこれを掲示しなければならない。

第９．　法第２１条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として別紙様式３による公用負担命令書を目的物の所有者、又は管理者もしくはこれに準ずるものに手渡して、これを執行しなければならない。

第２章　気象通報　（報告）

第10．　法第１０条の２規定により知事が、指定管理団体の水防管理者及び量水標の管理者に対して気象情報、洪水予報の通報は次の系統で行なわれ、これをうけて水防管理者は水防団に通報するとともに町民一般に対し有線テレビ又は口頭伝達、張紙掲示、広報車等による伝達方法によりこれら周知を図らなければならない。

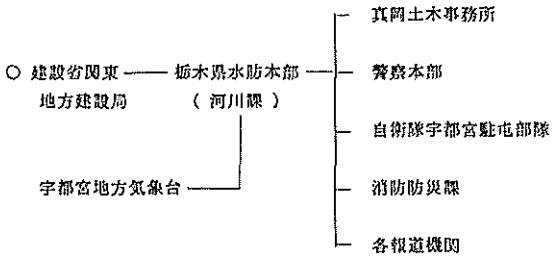

○真岡土木事務所 ―― 茂木町水防管理者（町長）
警察本部 ―― 茂木警察署

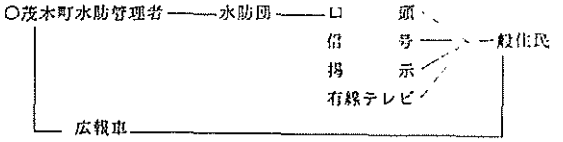

第11．　水防管理者は、洪水のおそれがあると認められる降雨（日雨量50ミリ以上で総雨量100ミリ以上）があったときは偶数の正時、又は雨量50ミリ以上の雨量最大時雨量を電報、又は電話をもって直接又は土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

第３章　量水標の監視及び水位の報告

第12．　本町における法第１０条の３による知事の指定する県及び水防管理者の管理する量水標の位置及び看視人は次のとおりである。

設置名	河川名	所在地	左右岸の別	普通	通報水位	警報水位	看視人	既往最高水位
町	逆川	茂木	左	0.25	1.50	1.80	第1分団3部長	
町	逆川	茂木	右	0.25	1.50	1.80	第1分団2部長	
県	逆川	茂木	左	0.25	1.50	1.80		

第13．　量水標の看視及び水位の報告は、この計画に定めるもののほか、県の量水観測規定の定めるところによるものとする。

第14．　量水標の示す水位が、この計画第１２で定める通報水位を越えた場合は、水防管理者又は量水標の管理者は関係者に対する通報を迅速確実に行なうため量水標の連絡担当者、連絡先、連絡要領を次のとおり定める。

量水標位置	看視伝達(報告)責任者	受報担当者	連絡方法	連絡要領
茂　木	第１分団３部長	役場水防本部	電話自動車	口頭文書
〃	第１分団２部長	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃

（町委嘱）

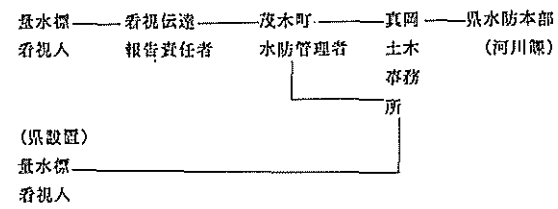

第４章　巡視及び通報連絡

第15．　水防管理者は、法第９条の規定により知事から気象状況、又は水防警報が発せられ、若しくは水防管理において必要と認めたときは、水防団巡視員をして堤防の巡視にあたらしめるものとする。

(1) 水防警報の種類及びその内容は次のとおりである。

種　類	内　　容
1．待　機	水防団に不意の出水、あるいは水位の再上昇等が予想される場合、必要に応じてすみやかに出動できるようにして置く必要がある旨を警告するもの 又は出動期間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。
2．準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防団に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
3．出　動	水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。
4．指　示	水位の上昇下降最高水位滞水、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
5．解　除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨を通告するとともに当該一連の水防警報を終了する旨を通告するもの

(2) 堤防の巡視にあたっては、次の状態に注意するものとする。

ア．堤防の溢水状況
イ．表側の水当りの強い場所の亀裂及び崩壊
ウ．裏側の漏水、又は越水による亀裂及び崩壊
エ．天端の亀裂、又は沈下
オ．樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
カ．橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(3) さらに河川が増水して通報水位を越えたときは、堤防100m毎に警戒員１名、連絡員２名の基準で警戒にあたらせるものとする。

(4) 前記の巡視した結果、水防上危険と認める箇所を発見したときは、巡視責任者は、すみやかに水防管理者（役場）に通報するものとする

(5) 本町の堤防巡視者を次のとおり定める。

河川名	巡視区域	延長	巡視責任者	人員	水防管理者へ連絡方法
那珂川	町田.栗生	100m	第4分団第3部長	2	電話自動車等
那珂川	大瀬	1000m	第4分団第4部長	3	電話自動車等
那珂川	河井上河原	300m	第3分団第1部長	2	電話自動車等
那珂川	〃栃本河原	300m	第3分団第1部長	2	電話自動車等
逆川	十石 増井	6000m	第1分団第1部長	3	電話自動車等
逆川	馬門 学園	100m	第1分団第3部長	2	電話自動車等
逆川	馬門上河原	50m	第1分団第3部長	2	電話自動車等
逆川	飯野堂下	150m	第3分団第2部長	2	電話自動車等
逆川	下飯野	150m	第3分団第2部長	2	電話自動車等
坂井川	千本下郷	100m	第4分団第1部長	2	電話自動車等
鮎田川	林鎧塚	150m	第1分団第6部長	2	電話自動車等
木須川	合戸川	150m	第3分団第6部長	2	電話自動車等

堤防巡視責任者は、前項の連絡を迅速適格に行なうため、事前に所要の資器材及び人員を準備しておくものとする。

第16. 法第２０条第２項の規定により知事、水防管理者、又はこれらの命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のため、公衆電話を優先的に利用し、必要あるときは、警察電話、電気事業者、通信施設その他の専用通信施設を利用することができる。

第17. 優先的に利用できる関係者の電話及び警察電話は次表のとおりである

名称	局名	電話番号	備考
県庁河川課	宇都宮	(23) 2446	0286
消防防災課	宇都宮	(23) 2130	0286
建設省常陸工事事務所	常陸大田	(72) 3171	0294
建設省那珂川上流出張所	烏山	(2) 3365	02878
真岡土木事務所	真岡	(2) 3405	02858
茂木警察署	茂木	(3) 1101	02856
東電茂木営業所	〃	(3) 0032	
茂木町役場	〃	(3) 1111	
町民センター	〃	(3) 1137	
茂木町農協本所	〃	(3) 1105	
逆川支所	〃	(5) 0111	
中川支所	〃	(3) 0423	
須藤支所	〃	(3) 0453	
茂木小学校	〃	(3) 1217	
中川小学校	〃	(3) 0426	
飯野小学校	〃	(3) 0488	
茂木東小学校	〃	(3) 0209	
烏生田小学校	〃	(3) 0466	
須藤小学校	〃	(3) 0457	
茂木中学校	〃	(3) 1218	
中川中学校	〃	(3) 0424	
須藤中学校	〃	(3) 0454	
飯野駐在所	〃	(3) 2169	
千本駐在所	〃	(3) 0776	
飯駐在所	〃	(5) 0003	

第18. 水防管理者は、常に県河川課、真岡土木事務所、建設省常陸工事事務所、同那珂川上流出張所をはじめ、警察署、ＮＴＴ茂木、駅、東京電力及び隣接市町村等と緊密なる連絡を保持し、これらの通信施設を緊急の場合に最大限に活用するよう努力するものとする。

(2) 前項の非常通信は非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合においての予防及び応急援助措置の打合せ並びに情報連絡を目的とする緊急通話に限る。

(3) 水防管理者は、緊急の場合の電話通信施設の利用につき予め諒解をうけておくものとする。

(4) この非常通信事項は、所定の用紙に記載し、これに取扱い者の氏名及び発信、受信の日、時間を必ず記入する。

第19. 停電、又はその他の事情により災害情報又は聴取りが不充分のときは、その土木事務所、建設省工事事務所又は県河川課と連絡して情報の収集をはかり、その対策に万全を期するものとする。

第20. 水防関係者は、通信施設の故障により、これを使用(利用)することが不可能な場合、オートバイ又は自動車等を利用し、若しくはその他の方法をもって連絡の確保に努めるものとする。

第21. 洪水に際して、水防管理者は水防団が出動したとき又は水防作業を開始したとき、及び河川堤防等に異常を発見したときは「第１４」に準じて知事（土木事務所長経由）に報告するものとする。

第５章 水防機関の出動

第22. 水防警報が発せられ、又は水防管理者が必要と認め、水防団が出動するときは、次の区分による。

(1) 巡視出動

巡視担当者は、本計画「第１５」による外、出水時において水位が警戒水位程度以上に達するか、あるいは被害の起ることが予想される場合には、水防巡視員はただちに出動して任務にあたるものとする。

(2) 出動準備

河川が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報(準備)の通報を受けたときは、水防団に対し出動準備をさせる。

(3) 出動

ア．第一次出動　水防団の少数が出動して水門等の開閉危険箇所の早期水防等を行なう。

イ．第二次出動　危険箇所の状況に応じ、特定の団員が出動する。

ウ．第三次出動　水防団員全員が出動して水防活動に入る。

河川名	巡視区域	対象量水標水位	担当指揮者	出動人員 1次出動	2次出動	3次出動
那珂川	町田栗生		4分団3部長	3部 20名	4分団 78	全員395
那珂川	大瀬		4分団4部長	4部 20名	〃	〃
那珂川	河井上河原		3分団1部長	1部 20名	3分団 108	〃
那珂川	〃栃本河原		3分団1部長	〃	〃	〃
逆川	十石 増井		1分団1部長	1234部80名	1分団 115	〃
逆川	馬門学園		1分団3部長	3部 20名	〃	〃
逆川	〃上河原		1分団3部長	〃	〃	〃

逆　川	飯野堂下		3分団2部長	2部　20名	3分団　108	〃
逆　川	下飯野		3分団2部長	2部　20名	〃	〃
坂井川	千本下郷		4分団1部長	1部　20名	4分団　78	〃
鮎田川	林鉦塚		1分団6部長	5部　20名	1分団　115	〃
木須川	合戸川		3分団6部長	6部　20名	3分団　108	〃

第23．逆川、坂井川地域の水防資材の内、空俵、縄等については、最寄りの関係者、地元行政区より調達するものとする。

なお、水防団が現場に出動したときは指令本部の所在を明示するため昼夜の区分により適宜な標識灯を用いるものとする。

(2) 前表の予定されない分団は(別令を含まない)自己の水防区域内の警戒及び決壊防止に当るものとする。

本部部員は、水防管理者の指示する位置にあって本部の任務遂行にあたる。

第24．本町内の指定河川の堤防が決壊のおそれあるとき、又は決壊したときは、水防管理者は土木事務所長に通報するとともに水防団の緊急招集を命じ、町民一般にはこれを周知し、予め準備してある水防資材により、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないよう防止対策に努めるものとする。

第25．法第１４条の規定により、水防管理者は居住者に対し、避難要領又は事情に応じ適切に立ち退きを指示するものとする。

（避難のための立ち退き先別表）

第26．法第１４条の規定により、水防上警戒地域を設定する必要があるときは、水防団は警戒区域を設け、交通の制限、立ち入りの禁止、又はその区域から立ち退きを命ずることができる。

(2) 警戒区域の表示は、通常縄張り等をもって行ない、夜間においては灯火(標灯)を用い一般に認識させる外、危険防止のため監視員を配置するものとする。

第６章　消防機関の相互援助協力

第27．水防管理者は、警察の援助について、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官又は警察吏員の援助を求めることができる。

(援助内容)

1．要請の目的、編成　(員数)
2．集合の日、場所
3．任務、指導区分
4．応援者の給食、宿泊
5．経費負担分

第28．町内の水防活動は、地元分団部を中心として行ない必要あるときは、消防団長(水防団長)は地元住民並びに他の分団部及び隣接市町村消防団の応援について要請するものとする。

第29．前項の応援にあたっては、応援隊は応援を求めた方の水防管理者の所管指揮下に入り、つとめて隊組織をもって協力活動をするものとする。

第７章　水防訓練及び水防機材の備蓄

第30．本町においては、別に定める水防訓練実施要領に基づいて、地域の実情にあった水防訓練を実施するものとする。

第31．水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない場合、又は必要があるときは、本町の区域内に居住する者又は現場にいるものをして水防及び訓練に従事させ、消防機関に応援させることができる。

第32．水防管理者は、河川の状況、護岸等の状況を勘案して、本町の実情に即応する水防器材資材を水防倉庫に備蓄保管し、洪水時における水防活動の完璧を期するものとする。

(2) 本町における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

河川名	倉庫番号	管理者	責任者	所在地	鎌	水防器具					
						鍬	鉈	スプコッ	ツシルハ	唐鍬	照明具
逆川	88	茂町木長	左同	茂木町茂木789	0	2	4	18	2	5	2

水防資材							
掛矢	ペンチ	空俵	縄	むしろ 莚	鉄線	杭鉄木	カワ 叉	備考
4	5	5800	3	0	30	50	0	救命胴衣 20

第33．前項の水防資材の外、不足する場合は緊急を要する場合は、一般業者より調達するものとする。

第８章　水防解除

第34．水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の解除を命じ、これを一般に周知されるとともに土木事務所にその旨を報告する。

第９章　結果の報告

第35．水防管理者は、洪水により被害を生じた場合は、概ね下記の方法により土木事務所を経由して知事に報告する。

1．概要報告
2．中間報告　別紙様式による
3．確定報告

第36．水防が終結したときは、水防管理者は別に定める様式に準じて報告する。

第37．水防団の各分団長は、水防が終結した場合(台風、洪水が終結)は、管轄区域内の被害状況を調査し、別紙様式により、その被害状況を水防管理者に報告するものとする。

別表１　　水防事務分担表

水防管理者　　町　　長
水防代理者　　助　　役
水防団長　　消防団長
水防団付　　消防副団長

班名	班長	班員	任務
庶務班	厚生課長	厚生課員	1.水防本部及び予算給与措置に関すること。 2.水防器具資材の調達に関すること。 3.水防協議会に関すること。 4.諸機関との連絡に関すること。 5.水防団員に関すること。
連絡情報班	消防交通係長	厚生課員	1.気象予報警報の受信及び広報伝達に関すること。 2.水防団の出動指令に関すること。（危険区域の巡視指令） 3.危険ケ所の連絡水防工法(工事)に関すること。 4.雨量水位の記録に関すること。 5.被害損害額の調査に関すること。
技術班	建設課長	建設課員	1.水防活動の技術指導に関すること。 2.決壊ケ所の応急措置の指導に関すること。 3.その他水防技術一般に関すること。
輸送班			1.水防資材の運搬に関すること。 2.応援団員の輸送に関すること。 3.水防管理者及び管理者の状況調査又は被害調査又は調査員の案内輸送に関すること。 4.その他水防に関する輸送全般

別紙様式　第３

第　　号

公用負担命令票

住　　所　栃木県芳賀郡茂木町大字　　番地

負担者氏名

物件	数量	負担内容	期間	摘要

昭和　　年　　月　　日

水防管理者
茂木町長　　㊞

別紙様式　第１

１．法第１１条の規定により水防のため出動する車両の標識は昼夜の区別により次による標旗又は標燈を用いるものとする。

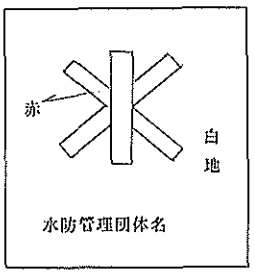

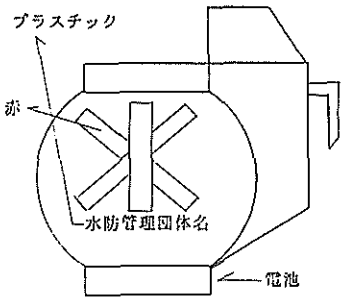

２．水防のため出動する県及び水防機関職員は、次による腕章を着用する。

県職員　　水防管理団体名の職員

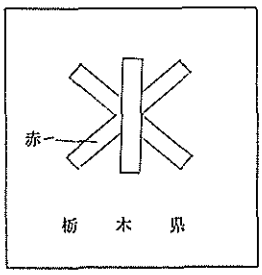

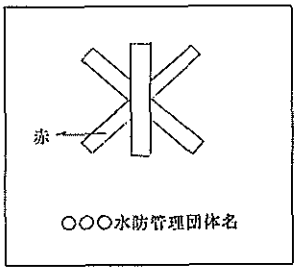

３．建設省関東地方建設局職員の用いる標旗及腕章は次のとおりである。

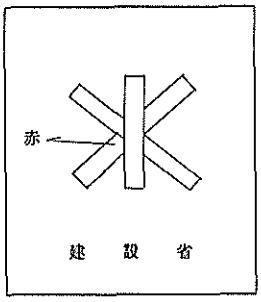

標旗

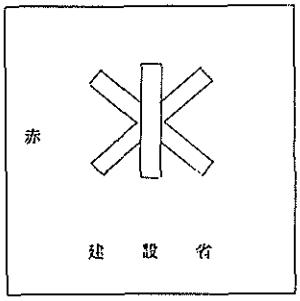

腕章

別紙２　身分証票

法第２１条の規定による本職員の身分証票は次の通りである。

第　　号 昭和　　年　　月　　日交付 身分証票 職名 氏名 この者は水防法21条の規定による職員であることを証する。 茂木町長　　㊞	水防法抜粋 法第２１条×××××××× ×××××××××××× ×××××××××××× ×××××××××××× ×××××××。

別表２

河川名	避難対象区域			立退先
	市町村	大字	字	
那珂川	茂木町	大瀬	平	鳥生田小学校
〃	〃	河井		中川中学校
〃	〃	町田	栗生	桜井コミュニティセンター
逆川	〃	茂木	十石	茂木小学校
〃	〃	〃	茂木	茂木小学校
〃	〃	飯野		飯野小学校

⊙茂木町水防協議会条例

（昭和五十六年三月十三日条例第八号）

（趣旨）

第一条　この条例は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十六条第五項の規定による茂木町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（会長）

第二条　町長は必要と認めたときは、協議会に会長若干名をおくことができる。

2　会長は、関係行政機関の職員、水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。

（会長、副会長及び委員）

第三条　協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2　会長は町長をもって充てる。

3　会長は協議会を代表し会務を総理する。

4　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。副会長は防災の職にある者を充てる。

5　委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

一　町議会議長の職にある者

二　町議会副議長の職にある者

三　町議会の教育厚生、建設常任委員長の職にある者

四　消防団長、副団長の職にある者

（任期）

第四条　委員の任期はその職にある期間とする。

2　町長は特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

（招集）

第五条　会長は会議を招集し、その議長となる。

（定足数及び表決）

第六条　協議会は、委員の二分の一以上出席がなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第七条　協議会に幹事及び書記をおき会長が命ずる。

2　幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3　書記は、上司の命を受け処務に従事する。

（規則への委任）

第八条　この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（茂木町三〇）

茂木町水防協議会委員名簿

昭和６２年７月１日現在

	役職名	氏名	住所	備考
1	会長	阿部武史	茂木町役場	町長
2	副会長	檜山芳孝	茂木町役場	助役
3	委員	高岡真孝	大字山内35	議会議長
4	〃	桜井省三	大字北高岡964	副議長
5	〃	谷中貢	大字飯2,034	教・厚委員長
6	〃	平野幸雄	大大瀬551	建設委員長
7	〃	小堀明	大字茂木1,643	消防団長
8	〃	斎藤弘	大字茂木1,729	消防副団長
9	〃	高津戸宏一	大字大畑275	消防副団長
10	参与	川瀬圭一	大字茂木209	茂木警察署長
11	〃	田辺英昭	真岡市荒町1,171-4	真岡土木所長
12	〃	松浦照司	大字茂木 156	逆河川改所長
13	〃	近田利幸	大字増井36-1	茂木分署長
14	〃	河野辺武	茂木町役場	建設課長
15	幹事	石川芳孝	茂木町役場	厚生課長
16	書記	河原好男	茂木町役場	課長補佐
17	〃	井原宏	茂木町役場	消防係長
18	〃	矢野健司	茂木町役場	消防係員
19	〃	上野幸弘	茂木町役場	建設課係長

○茂木町防災会議条例

（昭和四十三年八月十七日 条例第二十七号）

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第五項の規定に基づき、茂木町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　茂木町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第三条　防災会議に、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、町長をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

二　栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

三　茂木警察署長の職にある者

四　町長がその部内の職員のうちから指名する者

五　教育長

六　消防団長

七　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6　前項の委員の定数は、二十名以内とする。

7　第五項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第四条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第五条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、昭和四十三年九月一日から施行する。

第三類　行政一般（茂木町災害対策本部条例）

○茂木町災害対策本部条例

（昭和四十三年八月十七日 条例第二十八号）

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第六項の規定に基づき、茂木町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第三条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第四条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和四十三年九月一日から施行する。

○茂木町水防協議会条例

（昭和五十六年三月十三日 条例第八号）

（趣旨）

第一条　この条例は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十六条第五項の規定による茂木町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（参与）

第二条　町長は必要と認めたときは、協議会に参与若干名をおくことができる。

2　参与は、関係行政機関の職員、水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。

（会長、副会長及び委員）

第三条　協議会は会長、副会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は町長をもつて充てる。

3　会長は協議会を代表し会務を総理する。

4　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。副会長は助役の職にある者を充てる。

5　委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一　町議会議長の職にある者

二　町議会副議長の職にある者

三　町議会の教育厚生、建設常任委員長の職にある者

四　消防団長、副団長の職にある者

（任期）

第四条　委員の任期はその職にある期間とする。

2　町長は特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

（招集）

第五条　会長は会議を招集し、その議長となる。

（定足数及び表決）

第六条　協議会は、委員の二分の一以上出席がなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第七条　協議会に幹事及び書記をおき会長が命ずる。

2　幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3　書記は、上司の命を受け処務に従事する。

第三類　行政一般（茂木町防災行政用無線局管理運用規程）

○茂木町防災行政用無線局管理運用規程

（昭和五十九年二月一日 訓令第一号）

（総則）

第一条　この規程は、茂木町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務および行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する茂木町防災行政用無線局（以下無線局という。）の管理について、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）および関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「無線局」とは、電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。

二　「固定局」とは、一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。

三　「基地局」とは、陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

四　「陸上移動局」とは、陸上を移動中またはその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

五　「無線系」とは、前各号の無線局およびその附帯設備を含めた通信システムをいう。

六　「無線従事者」とは、無線設備の操作を行なう者であつて、郵政大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の回線構成）

第三条　無線局の回線構成および配置等は、別紙一～二のとおりとする。

（無線系の総括管理者）

第四条　無線系に総括管理者を置く。

2　総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3　総括管理者は、町長が自らその職にあたる。

（管理責任者）

第五条　無線系に管理責任者を置く。

2　管理責任者は総括管理者の命を受け、その無線系の管理・運用の業務を行なうとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

3　管理責任者は、厚生課長の職にある者をもつて充てる。

（通信取扱責任者）

第六条　無線系に通信取扱責任者を置く。

2　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理・運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3　通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

（管理者）

第七条　次の所に管理者を置く。

一　基地局（制御器を含む）の通信操作を行う部署

二　町役場以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等の部署

2　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局または施設等の管理・監督の業務を所掌する。

3　管理者は、町役場にあっては当該部署の課長、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。

（無線従事者の配置、養成等）

第八条　総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置する。

2　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年四月一日をもって無線従事者名簿（様式第一号）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第九条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（様式第二号）の記載を行う。

2　基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第十条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2　通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

（備え付け書類等の管理）

第十一条　管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2　管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3　無線業務日誌は、毎日管理責任者および通信取扱責任者並びに管理者の査閲を受けるとともに、月に一回総括管理者の査閲を受けるものとする。

4　通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録（第三号様式）を毎年一月十五日までに作成し、管理責任者に提出するとともに総括責任者の承認を得て関東電波監理局長宛に提出するものとする。

5　管理責任者は、無線従事者選・解任届（様式第四号）および無線業務日誌抄録の写しを整理、保管しておくものとする。

第三類　行政一般（茨木町防災行政用無線局管理運用規程）

（無線局の運用）

第十二条　無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第十三条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、つぎのとおり保守点検を行う。

一　毎日点検　　様式第二号に基づく点検

二　毎月点検　　〃

三　年点検　　〃

2　点検項目については、無線設備整備日誌（様式第五号）のとおりとし、年点検は毎四半期ごとに一回実施するものとする。

3　保守点検の責任者は、つぎのとおりとする。

一　毎日点検は、通信取扱責任者または管理者

二　毎月点検は、管理責任者

三　年点検は、総括管理者

4　予備装置及び予備電源については、毎月一回以上その装置を使用しその機能を確認しておくものとする。

5　点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

6　管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について通信取扱責任者または管理者に通知し、処理経過を記録するものとする。

（通信訓練）

第十四条　総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認および通信運用の習熟を図るため、つぎにより定期的な通信訓練を行うものとする。

一　総合防災訓練に併せた総合通信訓練　　毎年一回

二　定期通信訓練　　毎四半期ごとに一回

2　訓練は、通信統制訓練、情報収集・伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第十五条　総括管理者は、毎年一回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

付　則

この規程は、昭和五十九年二月十七日から適用する。

○昭和六十一年八月の台風十号に伴う豪雨による被災納税者に対する町税の減免に関する条例

（昭和六十一年八月三十日条例第十八号）

（災害減免の特例）

第一条　昭和六十一年八月の台風十号に伴う豪雨による災害（以下「災害」という。）を受けた被害者に対する昭和六十一年分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる。

（減免の対象となる町税の範囲）

第二条　この条例に基づく町税の減免は、災害による被害者が納付すべき昭和六十一年度分の税額のうち災害をうけた日以後に納期の来日の到来するものについて行なうものとする。

（町民税の減免）

第三条　災害により次の表の上欄に掲げる事由に該当することとなった者に対してはそれぞれ同表の下欄に掲げる割合により町民税を軽減し、又は免除する。

第六類　財務（昭和六十一年八月の台風十号に伴う豪雨による被災納税者に対する町税の減免に関する条例　四五一・37

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法（以下「法」という。）第二百九十二条第一項第九号に規定する障害者をいう。）となった場合	十分の九

2　災害により自己又はその扶養親族等（法第二百九十二条第一項第七号に規定する控除対象配偶者及び法第二百九十二条第八号に規定する扶養親族をいう。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額は除く。）がその住宅又は家財の価格の十分の三以上である町民税の納税義務者で、前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）がある場合には、当該金額を含む。以下本条において同じ。）が六百万円以下であるものに対しては、次の表に掲げる合計所得金額及び損害程度の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる割合により町民税を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合
三〇〇万円以下であるとき	十分の三以上十分の五未満のとき	二分の一
	十分の五以上のとき	全部
四五〇万円以下であるとき	十分の三以上十分の五未満のとき	四分の一
	十分の五以上のとき	二分の一
四五〇万円を超えるとき	十分の三以上十分の五未満のとき	八分の一
	十分の五以上のとき	四分の一

3　町長は災害により農作物に被害を受けた者で、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の十分の三以上であるもので、前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が六百万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が二百四十万円を超えるものを除く。）に対しては、前二項の規定にかかわらず、農業所得に係る町民税の所得割の額（当該年度分の町民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について次の表の上欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合により軽減し、又は免除することができる。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
一八〇万円以下であるとき	全部
二四〇万円以下であるとき	十分の八
三三〇万円以下であるとき	十分の六
四五〇万円を超えるとき	十分の二

（固定資産税の減免）

第四条　災害により自己の所有にかかる農地又は宅地につき損害を受けた者に対しては、次の表の上欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合により当該土地に係る固定資産税を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の十分の八以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の十分の六以上十分の八未満であるとき	十分の八
被害面積が当該土地の面積の十分の四以上十分の六未満であるとき	十分の六
被害面積が当該土地の面積の十分の二以上十分の四未満であるとき	十分の四

2　災害により自己の所有にかかる家屋につき損害を受けた者に対しては、次の表の上欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合により当該家屋に係る固定資産税を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の六以上の価値を減じたとき	十分の八
屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の十分の四以上十分の六未満の価値を減じたとき	十分の六
下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の二以上十分の四未満の価値を減じたとき	十分の四

3 災害により自己の所有にかかる農地又は宅地以外の土地につき損害を受けた者に対しては、第一項に準じて当該土地に係る固定資産税を軽減し、又は免除する。

4 災害により自己の所有にかかる償却資産につき損害を受けた者に対しては、第二項に準じて当該償却資産にかかる固定資産税を軽減し、又は免除する。

(国民健康保険税の減免)

第五条 国民健康保険税の納税義務者が、災害により障害者（法第二百九十二条第一項第九号に規定する障害者をいう。）となつた場合には、その者にかかる国民健康保険税額に十分の九を乗じて得た額を軽減す

2 災害により自己又は当該世帯に属する被保険者の所有にかかる住宅又は家財につき生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補塡されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の十分の三以上である国民健康保険税の納税義務者で、その者（当該世帯に属する被保険者を含む。）の前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額又は法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額がある場合には、当該金額を含む。以下本条において同じ。）が六百万円以下であるものに対しては、次の表に掲げる合計所得金額及び損害程度の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる割合により国民健康保険税を軽減し、又は免除する。

損害の程度 ／ 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	十分の三以上十分の五未満のとき	十分の五以上のとき
三〇〇万円以下であるとき	二分の一	全部
四五〇万円以下であるとき	四分の一	二分の一
四五〇万円を超えるとき	八分の一	四分の一

3 町長は災害により農作物に被害を受けた者で、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和二十二

年法律第百八十五号）によつて支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の十分の三以上であるもので、その者（当該世帯に属する被保険者を含む）の前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が六百万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が二百四十万円を超えるものを除く。）に対しては、前二項の規定にかかわらず、当該世帯の国民健康保険税額に前年の合計所得金額に占める農業所得の金額の割合を乗じて得た額について、次の表の上欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる割合により軽減し、又は免除することができる。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
一八〇万円以下であるとき	全部
二四〇万円以下であるとき	十分の八
三三〇万円以下であるとき	十分の六
四五〇万円以下であるとき	十分の四
四五〇万円を超えるとき	十分の二

(減免の申請)

第六条 前五条の規定によつて町税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、町税減免申請書を町長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第七条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税の減免を受けた者がある場合には、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年度分の町税に限り適用する。

○茂木町災害融資利子補助金交付規則

（昭和六十一年八月十一日規則第十号）

改正 昭和六一年八月二七日規則第一一号

(趣旨)

第一条 茂木町民又は茂木町内で事業所を営む者で、昭和六十一年台風十号により災害が受けた災害復旧緊急融資の利子の一部を補助することによつて、災害の復旧を円滑ならしめようとするものである。

(補助の対象)

第二条 足利銀行、栃木相互銀行、宇都宮信用金庫による災害復旧緊急融資（限度額三百万円、年利五・五%、申し込期限昭和六十一年九月三十日）及び茂木町農業協同組合による、昭和六十一年災害特別資金原資貸付を受けた者。

(補助率)

第三条 災害復旧緊急融資及び六十一年災害特別資金原資貸付を受けて支払った利子の二分の一以内とする。ただし、対象支払利子は、昭和六十二年十二月三十一日までのものとする。

(補助金申請)

第四条 利子の補助を受けようとする者は、当該融資を受けた日から一ヶ月以内に町長に所定の用紙で申請するものとする。

(補助金の交付)

第五条 補助金の交付は、災害復旧緊急融資返済後一ヶ月以内、昭和六十三年一月三十一日のいずれか早い日に予算の範囲内で支払うものとする。

(その他)

第六条 その他必要なことは、町長が決めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

○昭和六十一年八月四日・五日の台風十号による農林災害復旧事業補助条例

（昭和六十一年十月十七日条例第二十一号）

(目的)

第一条 この条例は、昭和六十一年八月四日から五日に茂木町を襲った台風第十号及びその後の低気圧により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し復旧事業の促進をはかり、農業生産性の向上と農業経営の安定に資することを目的とする。

(補助の対象)

第二条 補助金は、土地改良区、共同施行体、その他町長が適当と認めるもの（以下「事業施行者」という。）が、一箇所の工事費が十万円以上三十万円未満の農地又は農業用施設の災害復旧事業を実施するために必要な費用に対して交付する。

(補助率)

第三条 補助金交付の率は、次のとおりとする。

一 農地復旧事業については、その事業費の百分の三十以内

二 農業用施設復旧事業については、その事業費の百分の三十五以内

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(委任)

第四条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年八月四日から適用する。

2 この条例は、施行の日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までになされたこの条例に基づく補助申請については、その時以降もなおその効力を有する。

第二節　災害救助

○災害救助法（昭和二十二年十月十八日 法律第百十八号）

改正　昭和二三年　六月一四日法律第　五四号
同　二四年　五月三一日同　第一五七号
同　二四年　五月三一日同　第一六八号
同　二五年　七月三一日同　第二三九号
同　二六年　三月三一日同　第一〇二号
同　二八年　八月　三日同　第一六六号
同　二九年　五月一五日同　第一〇一号
同　三七年　五月　八日同　第一〇九号
同　五五年一一月一九日同　第　八五号
同　五九年　五月　八日同　第　二五号
同　五九年一二月二五日同　第　八七号

第一章　総則

第一条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第三条から第二十一条まで　削除

第二章　救助

第二十二条　都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三条　救助の種類は、左の通りとする。
一　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
二　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　災害にかかつた者の救出
六　災害にかかつた住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与

九　埋葬
十　前各号に規定するものの外、命令で定めるもの
② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十三条の二　指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。
② 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
③ 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十三条の三　前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
④ 当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
② 地方運輸局長（海運監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

③ 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。
④ 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。
⑤ 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。
（昭二四法一五七・昭三七法一〇九・昭五五法八五・昭五九法二五・一部改正）

第二十五条　都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

第二十六条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。
② 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
（昭三七法一〇九・一部改正）

第二十七条　前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り

検査をさせることができる。
② 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
④ 当該吏員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十八条　厚生大臣、都道府県知事、第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。
（昭二八法一六六・全改、昭三七法一〇九・昭五九法八七・一部改正）

第二十九条　第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

第三十条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任することができる。
（昭二八法一六六・一部改正）

第三十一条　主任大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを命ずることができる。

第三十一条の二　日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。
② 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。
（昭三七法一〇九・追加）

第三十二条　都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第三章　費用

第三十三条　第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。
② 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
③ 第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
（昭二四法一六八・昭二八法一六六・昭三七法一〇九・一部改正）

第三十四条　都道府県は、当該都道府県知事が第三十二条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。
（昭二四法一六八・一部改正）

第三十五条　都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。
（昭二四法一六八・一部改正）

第三十六条　国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上

となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定められない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二　収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三　収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

（昭三七法一〇九・全改）

第三十七条　都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。

（昭二四法一六八・一部改正）

第三十八条　災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

②　前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

（昭二八法一六六・一部改正）

第三十九条　災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十条　第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

（昭二四法一六八・一部改正）

第四十一条　災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

一　資金運用部への預託又は確実な銀行への預金

二　国債証券、地方債証券、勧業債券その他確実な債券の応募又は買入

三　第二十三条第一項に規定する結与品の事前購入

（昭二六法一〇二・一部改正）

第四十二条　災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第四十三条　災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

（昭二八法一六六・昭三七法一〇九・一部改正）

第四十四条　都道府県知事は、第三十条の規定により救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任した場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村長に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

（昭二四法一六八・一部改正）

第四章　罰則

第四十五条　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者

二　第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令に従わない者

（昭三七法一〇九・一部改正）

第四十六条　詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。その刑法に正条があるものは、刑法による。

（昭三七法一〇九・一部改正）

第四十七条　第二十三条の三第一項、第二項若しくは第二十七条第一項、第二項の規定による当該官吏若しくは吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三条の三第二項若しくは第二十七条第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。

（昭三七法一〇九・一部改正）

第四十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附　則　抄

①　この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

②　罹災救助基金法は、これを廃止する。

③　この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。

附　則　（昭和二四年五月三一日法律第一五七号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附　則　（昭和二四年五月三一日法律第一六八号）　抄

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年三月三一日法律第一〇二号）

この法律は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二六年四月一日）

附　則　（昭和二八年八月三日法律第一六六号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

附　則　（昭和三七年五月八日法律第一〇九号）

1　この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

（施行の日＝昭和三七年七月一〇日）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（昭和五五年一二月一九日法律第八五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二十条　この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改

正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

附　則　（昭和五九年五月八日法律第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に運輸局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条　この法律の施行前に運輸局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定による改正

○災害救助法施行令

（昭和二十二年十月三十日 政令第二百二十五号）

改正 昭和二三年一二月二七日政令第三九〇号
同 二八年 八月一二日同 第一八一号
同 三〇年 一月一九日同 第　四号
同 三二年 七月三一日同 第二三二号
同 三四年 七月一一日同 第二五六号
同 三七年 七月 九日同 第二八九号
同 三八年 四月一三日同 第一二八号

災害救助法施行令をここに公布する。

災害救助法施行令

第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

②　前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（昭三七政二八九・全改）

第二条から第七条まで　削除　（昭三七政二八九）

第八条　市町村長（特別区長を含む。）は、法の規定による救助に関して、都道府県知事を補助する。

第九条　法第二十三条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一　死体の捜索及び処理

二　災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（昭三四政二五六・追加）

第九条の二　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、予め厚生大臣の承認を受け、都道府県知事が、これを定める。

（昭三四政二五六・旧第九条繰下）

第十条　法第二十四条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、左の通りとする。

一　医師、歯科医師又は薬剤師
二　保健婦、助産婦又は看護婦
三　土木技術者又は建築技術者
四　大工、左官又はとび職
五　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
六　地方鉄道業者及びその従業者
七　軌道経営者及びその従業者
八　自動車運送事業者及びその従業者
九　船舶運送業者及びその従業者
十　港湾運送業者及びその従業者

第十一条　法第二十四条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、予め厚生大臣の承認を受け、都道府県知事が、これを定める。

第十二条　法第二十六条第一項の規定により管理することができる施設は、次のとおりとする。

一　病院、診療所又は助産所
二　旅館又は飲食店

（昭三七政二八九・一部改正）

第十三条　法第二十九条の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種とする。

（昭三〇政四・全改）

第十四条　前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

②　前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一　法第二十四条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二　従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三　法第二十五条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

（昭三〇政四・全改、昭三七政二八九・昭三八政一二八・一部改正）

第十五条　従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

②　前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

（昭三〇政四・追加）

第十六条　従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

②　前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少いときは、その差額を支給する。

（昭三〇政四・追加）

第十七条　従事者又は協力者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表第五に定める程度の身体障害が存するときは、障害扶助金として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

②　別表第五に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

③　次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

一　第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二　第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級

三　第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も

重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

④　前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害扶助金の額を合算した額をこえてはならない。

⑤　既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもつて、障害扶助金の額とする。

（昭三〇政四・追加、昭三七政二八九・一部改正）

第十八条　従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

（昭三〇政四・追加）

第十九条　前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前三号に該当しないもの

②　前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

③　従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

④　遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

（昭三〇政四・追加）

第二十条　従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

（昭三〇政四・追加）

第二十一条　第十五条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

②　前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

（昭三〇政四・追加）

第二十二条　扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による扶養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

② 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

（昭三〇政四・追加）

第二十三条　法第三十六条に規定する政令で定める額は、百万円とする。

（昭三七政二八九・追加）

第二十四条　都道府県が法第三十八条第一項の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

② 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

（昭二八政一八一・全改、昭三〇政四・旧第十五条繰下、昭三七政二八九・旧第二十三条繰下）

附　則　抄

① この政令は、公布の日から、これを施行する。

② 昭和十年勅令第二十号（罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令）は、これを廃止する。

（昭三二政二九〇・一部改正）

附　則（昭和二三年一二月二七日政令第三九〇号）

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二八年八月二二日政令第一八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三〇年一月一九日政令第四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三四年七月一一日政令第二五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三七年七月九日政令第二八九号）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

（施行の日＝昭和三七年七月一〇日）

附　則（昭和三八年四月一三日政令第一二八号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

別表第一（昭三七政二八九・追加）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人未満	三〇
五、〇〇〇人以上　一五、〇〇〇人未満	四〇
一五、〇〇〇人以上　三〇、〇〇〇人未満	五〇
三〇、〇〇〇人以上　五〇、〇〇〇人未満	六〇
五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満	八〇
一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇、〇〇〇人以上	一五〇

別表第二（昭三七政二八九・追加）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人未満	一、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇人以上 二、〇〇〇、〇〇〇人未満	一、五〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上 三、〇〇〇、〇〇〇人未満	二、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上	二、五〇〇

別表第三（昭三七政二八九・追加）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人未満	一五
五、〇〇〇人以上　一五、〇〇〇人未満	二〇
一五、〇〇〇人以上　三〇、〇〇〇人未満	二五
三〇、〇〇〇人以上　五〇、〇〇〇人未満	三〇
五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満	四〇
一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満	五〇
三〇〇、〇〇〇人以上	七五

別表第四（昭三七政二八九・追加）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人未満	五、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇人以上 二、〇〇〇、〇〇〇人未満	七、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上 三、〇〇〇、〇〇〇人未満	九、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上	一二、〇〇〇

別表第五（昭三〇政四・全改、昭三七政二八九・旧別表繰下）

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一　両眼が失明したもの 二　咀嚼及び言語の機能が失われたもの 三　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢が用をなさなくなつたもの 八　両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢が用をなさなくなつたもの
二級	一、一九〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二　両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三　両上肢をそれぞれ腕関節以上で失つたもの 四　両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの
三級	一、〇五〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能が失われたもの 三　精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手のすべての指を失つたもの
四級	九二〇	一　両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの 二　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力が全く失われたもの 四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　両手のすべての指が用をなさなくなつたもの 七　両足をリスフラン関節以上で失つたもの
五級	七九〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二　一上肢を腕関節以上で失つたもの 三　一下肢を足関節以上で失つたもの 四　一上肢が用をなさなくなつたもの 五　一下肢が用をなさなくなつたもの 六　両足のすべての指を失つたもの
六級	六七〇	一　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 四　脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五　一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの 六　一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの 七　おや指及びひとさし指をあわせ片手の四本の指を失つたもの
七級	五六〇	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二　鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 三　精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五　片手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の三本以上の指を失つたもの 六　おや指及びひとさし指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの

		七　片足をリスフラン関節以上で失つたもの 八　両足のすべての指が用をなさなくなつたもの 九　女子の外貌が著しく醜くなつたもの 一〇　両側の睾丸を失つたもの
八級	四五〇	一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二　脊柱に運動障害を残すもの 三　神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの 五　片手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなつたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の三本以上の指が用をなさなくなつたもの 六　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの 八　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの 九　一上肢に仮関節を残すもの 一〇　一下肢に仮関節を残すもの 一一　片足のすべての指を失つたもの 一二　脾臓又は一方の腎臓を失つたもの
九級	三五〇	一　両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの 二　一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三　両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四　両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七　鼓膜の全部の欠損その他により一方の耳の聴力が全く失われたもの 八　片手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指

		及びひとさし指以外の片手の三本の指を失つたもの 九　おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの 一〇　第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの 一一　片足のすべての指が用をなさなくなつたもの 一二　生殖器に著しい障害を残すもの
一〇級	二七〇	一　一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三　十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 四　鼓膜の大部分の欠損その他により一方の耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 五　片手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の二本の指を失つたもの 六　片手のおや指が用をなさなくなつたもの、ひとさし指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの 七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八　片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの 九　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
一一級	二〇〇	一　両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　鼓膜の中等度の欠損その他により一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 五　脊柱に奇形を残すもの

		六　片手のなか指又はくすり指を失つたもの 七　片手のひとさし指が用をなさなくなつたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの 八　第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの 九　胸腹部臓器に障害を残すもの
一二級	一四〇	一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 四　一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六　一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 七　一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 八　長管状骨に奇形を残すもの 九　片手のなか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの 一〇　片足の第二足指を失つたもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの 一一　片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの 一二　局部に頑固な神経症状を残すもの 一三　男子の外貌が著しく醜くなつたもの 一四　女子の外貌が醜くなつたもの
一三級	九〇	一　一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 四　片手のこ指を失つたもの 五　片手のおや指の指骨の一部を失つたもの 六　片手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの

		七　片手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九　片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの 一〇　片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第三足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの
一四級	五〇	一　一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 二　三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 三　上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 四　下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 五　片手のこ指が用をなさなくなつたもの 六　片手のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの 七　片手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　片手の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの (——の部分は「片足」となるはずの誤り) 九　局部に神経症状を残すもの 一〇　男子の外貌が醜くなつたもの

備考
一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によつて測定する。
二　手の指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
三　手の指が用をなさなくなつたものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
四　足の指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
五　足の指が用をなさなくなつたものとは、第一足指は末節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

○災害救助法施行規則

（昭和二十二年十月三十日 総理庁、厚生省、大蔵省令第一号 運輸省）

改正　昭和三七年　七月　九日　総理府、大蔵省、厚生省令第一号　運輸省、自治省
同　五六年　三月三〇日同　第一号
同　五九年　六月二二日同　第一号

災害救助法施行規則を、次のように定める。

第一条　災害救助法（以下法という。）第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定により物資の保管を命じ、物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書には、当該の物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対してこれを交付しなければならない。但し、所有者に交付することが困難な場合においては、権原に基いてその物資、施設、土地又は家屋を占有する者に対してこれを交付することを以て足りる。

②　前項本文の場合において、所有者が占有者でないときは、占有者に対しても公用令書を交付しなければならない。

③　公用令書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公用令書の交付を受ける者の氏名（法人その他の団体については、その名称）

二　保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所及び保管の期間（物資を収用する場合においては、収用すべき物資の種類、数量、所在の場所及び引渡時期、施設を管理する場合においては、管理すべき施設の名称、種類及び所在の場所並びに管理の範囲及び期間、土地又は家屋を使用する場合においては、使用すべき土地又は家屋の種類及び所在の場所並びに使用の範囲及び期間、物資を使用する場合においては、使用すべき物資の種類、数量、所在の場所、引渡時期及び使用の期間）

三　その他必要と認める事項

④　指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下同じ。）若しくは指定地方行政機関の長（災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）又は都道府県知事が、公用令書を交付した後前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく公用変更令書を交付しなければならない。

⑤　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事が、公用令書を交付した後保管、収用、管理又は使用に関する処分を必要としなくなつたときは、遅滞なく公用取消令書を交付しなければならない。

（昭三七総府厚大運自省令一・一部改正）

第二条　収用又は使用すべき物資に、公用令書に記載した引渡時期にその所在の場所において、収用又は使用の処分をなす指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事にこれを引渡さなければならない。

②　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、当該官吏又は吏員に、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けさせるものとする。

③　当該官吏又は吏員が引渡しを受けたときは、受領調書を作り、引渡しをなした所有者又は占有者にこれを交付しなければならない。

④　当該官吏又は吏員が前項の規定により受領調書を占有者に交付した場合においては、遅滞なく所有者にその謄本を交付しなければならない。

（昭三七総府厚大運自省令一・一部改正）

第三条　法第二十三条の二第三項（法第二十六条第二項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、保管、管理又は使用の場合においては保管、管理又は使用の期間満了の後において、収用の場合においては収用の後三箇月以内において、補償請求の事由、補償請求額その他必要と認める事項を記載した損失補償請求書を、当該処分をした指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に提出しなければならない。但し、保管、管理又は使用の場合においては、保管、管理又は使用の期間一箇月を経過する毎にその経過した期間の分について直ちに損失補償請求書を提出することができる。

②　損失補償請求書には、損失補償額算出明細書を添附しなければならない。受領調書の交付を受けた場合であるときは、なおその写を添附しなければならない。

（昭三七総府厚大運自省令一・一部改正）

第四条　法第二十四条第一項又は第二項の規定により従事させる場合の公用令書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地）

二　従事すべき業務

三　従事すべき場所及び期間

四　出頭すべき日時及び場所（法人その他の団体についてに従事すべき業務の内容計画）

五　その他必要と認める事項

②　公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に従事することができない場合には、直ちに事由を付して従事命令を発した都道府県知事、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

③　前項の規定による届け出があつた場合において、都道府県知事、地方運輸局長が救助の実施に従事させることを適当でないと認めるときは、第一項の命令を取り消すことができる。この場合においては、公用取消令書を発し、その者にこれを交付しなければならない。

（昭三七総府厚大運自省令一・昭五二総府厚大運自省令一・一部改正）

第五条　法第二十四条第五項の規定による実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求額その他必要と認める事項を記載した実費弁償請求書を従事命令を発した都道府県知事又は法第二十四条第二項の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

（昭三七総府厚大運自省令一・昭五九総府厚大運自省令一・一部改正）

第六条　法第二十九条の規定による扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書を従事命令若しくは協力命令を発した都道府県知事又は法第二十四条第二項の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

②　扶助金支給申請書には、左の区別に従い、所要書類を添附しなければならない。

一　廃業扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書

二　障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書

三　遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

（昭三七総府厚大運自省令一・昭五六総府厚大運自省令一・一部改正）

附　則

①　この命令は、公布の日から、これを施行する。

②　罹災救助基金法施行手続、北海道罹災救助基金法施行手続及び明治三十八年大蔵省令第三十八号は、これを廃止する。

（総理府、大蔵省令第一号）

附　則（昭和三七年七月九日厚生省令第一号）

（総理府、大蔵省、厚生省、運輸省、自治省）

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三七年七月一〇日）

（総理府、大蔵省、厚生省、運輸省、自治省）

附　則（昭和五六年三月三〇日厚生省令第一号）

この命令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

（総理府、大蔵省、厚生省、運輸省、自治省）

附　則（昭和五九年六月二二日厚生省令第一号）

この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する法律

（昭和四十八年九月十八日 法律第八十二号）

改正　昭和五〇年　一月二三日法律第　一号
同　五三年　三月三一日同　第　六号
同　五六年　四月一〇日同　第二二号
同　五七年　八月　六日同　第七〇号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律をここに公布する。

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭五七法七〇・改称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　災害弔慰金の支給（第三条―第七条）
第三章　災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）
第四章　災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により甚大な被害が生ずることをいう。

第二章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下「政令で定める災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2　前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

3　災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり三百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

（昭五〇法一・昭五一法七四・昭五三法六・昭五六法三二・昭五七法七〇・一部改正）

（災害による死亡の推定）

第四条　災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

（支給の制限）

第五条　災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

（非課税）

第六条　租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

（費用の負担）

第七条　都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2　国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章　災害障害見舞金の支給　（昭五七法七〇・追加）

（災害障害見舞金の支給）

第八条　市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2　災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

（昭五七法七〇・追加）

（準用規定）

第九条　第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

（昭五七法七〇・追加）

第四章　災害援護資金の貸付け　（昭五七法七〇・旧第三章繰下）

（災害援護資金の貸付け）

第十条　市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一　療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二　政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3　災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

（昭五〇法一・一部改正、昭五七法七〇・旧第八条繰下・一部改正）

（都道府県の貸付け）

第十一条　都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2　前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

（昭五七法七〇・旧第九条繰下・一部改正）

（国の貸付け）

第十二条　国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2　前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

（昭五七法七〇・旧第十条繰下・一部改正）

（償還免除）

第十三条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2　都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3　国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（昭五七法七〇・旧第十一条繰下）

（貸付金の償還方法）

第十四条　市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。）に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2　都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間

は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3　指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

（昭五七法七〇・旧第十二条繰下）

（政令への委任）

第十五条　第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け（これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法七〇・旧第十三条繰下・一部改正）

附　則　抄

（施行期日等）

1　この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

（昭和四八年政令第三七三号で昭和四九年一月一日から施行）

附　則　（昭和五〇年一月二三日法律第一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五六年四月一〇日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則　（昭和五七年八月六日法律第七〇号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

（昭和五七年政令第二二二号で昭和五七年八月一六日から施行）

別表（第八条関係）（昭五七法七〇・追加）

一　両眼が失明したもの

二　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの

三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五　両上肢をひじ関節以上で失つたもの

六　両上肢の用を全廃したもの

七　両下肢をひざ関節以上で失つたもの

八　両下肢の用を全廃したもの

九　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（昭和四十八年十二月二十六日政令第三百七十四号）

改正 昭和五〇年 一月二三日政令第 九号
同 五〇年 六月 三日同 第一七二号
同 五一年 六月 七日同 第一四〇号
同 五一年一〇月二六日同 第二八三号
同 五二年 六月 七日同 第一七六号
同 五三年 三月三一日同 第 六五号
同 五三年 七月 三日同 第二七三号
同 五四年 六月一九日同 第一八三号
同 五五年 五月三〇日同 第一四五号
同 五六年 四月一〇日同 第一二一号
同 五六年 六月一六日同 第二三三号
同 五七年 五月三一日同 第一五六号
同 五七年 八月一四日同 第二二三号
同 五八年 七月 一日同 第一四九号
同 五九年 五月二九日同 第一六三号
同 六〇年 六月 七日同 第一六九号
同 六一年 六月一〇日同 第二〇五号
同 六一年一二月二六日同 第三八六号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令をここに公布する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（昭五七政二二三・改称）

内閣は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第三条第一項、第五条、第八条第一項から第三項まで、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第一項に規定する政令で定める災害）

第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生大臣が定めるものとする。

2　前項の規定により厚生大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。

（昭五七政二二三・一部改正）

（法第三条第三項に規定する政令で定める額）

第一条の二　法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては

三百万円とし、その他の場合にあつては百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（昭五〇政九・追加、昭五一政二八三・昭五三政六五・昭五六政一二一・昭五七政二二三・一部改正）

（法第五条に規定する政令で定める場合）

第二条　法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生大臣が定めるものが支給される場合とする。

（法第八条第二項に規定する政令で定める額）

第二条の二　法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては百五十万円とし、その他の場合にあつては七十五万円とする。

（昭五七政二二三・追加）

（準用）

第二条の三　第二条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第五条」とあるのは「法第九条において準用する法第五条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする。

（昭五七政二二三・追加）

（法第十条第一項に規定する政令で定める災害）

第三条　法第十条第一項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

（昭五七政二二三・一部改正）

（法第十条第一項の規定による所得の算定）

第四条　法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額（同法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第四項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第三十五条第六項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

（昭五〇政一七二・昭五七政二二三・一部改正）

（法第十条第一項に規定する政令で定める額）

第五条　法第十条第一項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは三百十万円、三人であるときは三百七十万円、四人であるときは四百二十万円、五人以上であるときは四百二十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。

（昭五〇政一七二・昭五一政一四〇・昭五二政一七六・昭五三政二七三・昭五四政一八三・昭五五政一四五・昭五六政二三三・昭五七政一五六・昭五七政二二三・昭五八政一四九・昭五九政一六三・昭六〇政一六九・昭六一政二〇五・一部改正）

（法第十条第一項第二号に規定する政令で定める損害）

第六条　法第十条第一項第二号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

（昭五七政二二三・一部改正）

（災害援護資金の限度額及び償還方法）

第七条　法第十条第二項に規定する限度額は、二百五十万円とする。ただし、厚生大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、百九十万円、百八十万円、百七十万円、百十万円又は百万円とする。

2　法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（厚生大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

3　災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

4　前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（昭五〇政九・昭五一政二八三・昭五三政六五・昭五六政一二一・昭五七政二二三・昭六一政三八六・一部改正）

（保証人）

第八条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による違約金を包含するものとする。

（一時償還）

第九条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第七条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

（違約金）

第十条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に

償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（償還金の支払猶予）

第十一条　市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合）

第十二条　法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。

（昭五七政二二三・一部改正）

（都道府県の貸付金の償還期間）

第十三条　法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。

（昭五七政二二三・一部改正）

（国の貸付金の償還期間）

第十四条　法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。

（昭五七政二二三・一部改正）

（法第十四条の規定による貸付金の償還方法）

第十五条　法第十四条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

（昭五七政二二三・一部改正）

附　則　抄

1　この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。

附　則　（昭和五〇年一月二三日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五〇年六月三日政令第一七二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条及び第五条の規定は、昭和五十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　（昭和五三年七月三日政令第二七三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十三年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和五四年六月一九日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十四年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和五五年五月三〇日政令第一四五号）

1　この政令は、昭和五十五年六月一日から施行する。

2　昭和五十五年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（昭和五六年四月一〇日政令第一二一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第七条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和五六年六月一六日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十六年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和五七年八月一四日政令第二三三号）抄

1　この政令は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年八月十六日）から施行し、改正後の第二条の二及び第二条の三の規定は、同年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和五八年七月一日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十八年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和五九年五月二九日政令第一二三号）

1　この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。

2　昭和五十九年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（昭和六〇年六月七日政令第一六九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和三十七年九月六日法律第百五十号）

改正　昭和三八年三月三一日法律第七一号／同三八年七月一日同第一三三号／同三八年八月一日同第一六二号／同三九年七月一日同第一二二号／同三九年七月一日同第一三三号／同三九年一二月四日同第一八四号／同四〇年五月一日同第五三号／同四〇年五月一日同第一〇八号／同四一年三月三一日同第二七号／同四二年六月一日同第一〇四号／同四二年七月二五日同第一二六号／同四二年七月二九日同第一四一号／同四三年六月一〇日同第八四号／同四四年二月一九日同第八五号／同四四年二月一九日同第八六号／同四四年五月一八日同第六九号／同四五年一月二九日同第一五号／同四六年二月一日同第一三号／同四八年七月一日同第四六号／同四九年二月二八日法律第一七号／同四九年七月一日同第五〇号／同四九年七月一日同第一三三号／同五〇年七月一日同第一一二号／同五〇年七月一日同第一一三号／同五〇年一〇月二七日同第一二五号／同五一年五月一日同第四三号／同五一年五月一日同第四四号／同五一年五月一日同第四五号／同五一年七月一日同第五四号／同五一年七月一日同第五五号／同五一年七月一日同第五六号／同五二年五月一三日同第五九号／同五二年五月一三日同第六〇号／同五二年八月八日同第八七号／同五三年五月一日同第二八号／同五三年五月一日同第五四号／同五四年五月一日同第五五号／同五四年五月一日同第八〇号／同五四年五月一日同第八一号／同五四年五月一日同第八二号／同五五年五月一日同第五四号／同五五年五月一日同第八九号／同五六年五月一日同第五〇号／同五六年五月一日同第八三号／同五七年五月一日同第五〇号／同五七年八月三一日同第八七号／同五八年五月一日同第一九号／同五八年五月一日同第二八号／同五八年五月一日同第五〇号／同五八年五月一日同第八三号／同五九年五月一日同第五〇号／同五九年五月一日同第八五号／同五九年七月一日同第五四号／同五九年七月一日同第八〇号／同五九年七月一日同第八一号／同五九年七月一日同第八二号／同五九年七月一日同第八三号／同五九年七月一日同第八四号／同五九年七月一日同第八五号／同五九年七月一日同第八六号／同五九年七月一日同第八七号／同五九年七月一日同第八八号／同五九年七月一日同第八九号／同五九年七月一日同第九〇号／同五九年七月一日同第九二号／同六〇年五月一日同第五〇号／同六〇年五月一日同第八三号／同六〇年五月一日同第八四号／同六〇年五月一日同第八五号／同六〇年五月一日同第八六号／同六〇年五月一日同第八七号／同六〇年五月一日同第八八号／同六〇年五月一日同第八九号／同六〇年五月一日同第九〇号／同六〇年五月一日同第九二号／同六一年五月一日同第四四号／同六一年五月一日同第四五号／同六一年五月一日同第四六号／同六一年五月一日同第四七号／同六一年五月一日同第四八号／同六一年五月一日同第四九号／同六一年五月一日同第五〇号／同六一年五月一日同第五一号／同六一年五月一日同第五二号／同六一年五月一日同第五三号／同六一年五月一日同第五四号／同六一年五月一日同第五五号／同六一年五月一日同第五六号／同六一年五月一日同第五七号／同六一年五月一日同第五八号／同六一年五月一日同第五九号／同六一年五月一日同第六〇号／同六一年五月一日同第六一号／同六一年五月一日同第六二号／同六一年五月一日同第六三号／同六一年五月一日同第六四号／同六一年五月一日同第六五号／同六一年五月一日同第六六号／同六一年五月一日同第六七号／同六一年五月一日同第六八号／同六一年五月一日同第六九号／同六一年五月一日同第七〇号／同六一年五月一日同第七一号／同六一年五月一日同第七二号／同六一年五月一日同第七三号／同六一年五月一日同第七四号／同六一年五月一日同第七五号／同六一年五月一日同第七六号／同六一年五月一日同第七七号／同六一年五月一日同第七八号／同六一年五月一日同第七九号／同六一年五月一日同第八〇号／同六一年五月一日同第八一号／同六一年五月一日同第八二号／同六一年五月一日同第八三号／同六一年五月一日同第八四号／同六一年五月一日同第八五号／同六一年五月一日同第八六号／同六一年五月一日同第八七号／同六一年五月一日同第八八号／同六一年五月一日同第八九号／同六一年五月一日同第九〇号／同六一年五月一日同第九一号／同六一年五月一日同第九二号／同六一年五月一日同第九三号／同六一年五月一日同第九四号／同六一年五月一日同第九五号／同六一年五月一日同第九六号／同六一年五月一日同第九七号／同六一年五月一日同第九八号／同六一年五月一日同第九九号／同六一年五月一日同第一〇〇号／同六一年五月一日同第一〇一号／同六一年五月一日同第一〇二号／同六一年五月一日同第一〇三号／同六一年五月一日同第一〇四号／同六一年五月一日同第一〇五号／同六一年五月一日同第一〇六号／同六一年五月一日同第一〇七号／同六一年五月一日同第一〇八号／同六一年五月一日同第一〇九号／同六一年五月一日同第一一〇号／同六一年五月一日同第一一一号／同六一年五月一日同第一一二号／同六一年五月一日同第一一三号／同六一年五月一日同第一一四号／同六一年五月一日同第一一五号／同六一年五月一日同第一一六号／同六一年五月一日同第一一七号／同六一年五月一日同第一一八号／同六一年五月一日同第一一九号／同六一年五月一日同第一二〇号／同六一年五月一日同第一二一号／同六一年五月一日同第一二二号／同六一年五月一日同第一二三号／同六一年五月一日同第一二四号／同六一年五月一日同第一二五号／同六一年五月一日同第一二六号／同六一年五月一日同第一二七号／同六一年五月一日同第一二八号／同六一年五月一日同第一二九号／同六一年五月一日同第一三〇号／同六一年五月一日同第一三一号／同六一年五月一日同第一三二号／同六一年五月一日同第一三三号／同六一年五月一日同第一三四号／同六一年五月一日同第一三五号／同六一年五月一日同第一三六号／同六一年五月一日同第一三七号／同六一年五月一日同第一三八号／同六一年五月一日同第一三九号／同六一年五月一日同第一四〇号／同六一年五月一日同第一四一号／同六一年五月一日同第一四二号／同六一年五月一日同第一四三号／同六一年五月一日同第一四四号／同六一年五月一日同第一四五号／同六一年五月一日同第一四六号／同六一年五月一日同第一四七号／同六一年五月一日同第一四八号／同六一年五月一日同第一四九号／同六一年五月一日同第一五〇号／同六一年五月一日同第一五一号／同六一年五月一日同第一五二号／同六一年五月一日同第一五三号／同六一年五月一日同第一五四号／同六一年五月一日同第一五五号／同六一年五月一日同第一五六号／同六一年五月一日同第一五七号／同六一年五月一日同第一五八号／同六一年五月一日同第一五九号／同六一年五月一日同第一六〇号／同六一年五月一日同第一六一号／同六一年五月一日同第一六二号／同六一年五月一日同第一六三号／同六一年五月一日同第一六四号／同六一年五月一日同第一六五号／同六一年五月一日同第一六六号／同六一年五月一日同第一六七号／同六一年五月一日同第一六八号／同六一年五月一日同第一六九号／同六一年五月一日同第一七〇号／同六一年五月一日同第一七一号／同六一年五月一日同第一七二号／同六一年五月一日同第一七三号／同六一年五月一日同第一七四号／同六一年五月一日同第一七五号／同六一年五月一日同第一七六号／同六一年五月一日同第一七七号／同六一年五月一日同第一七八号／同六一年五月一日同第一七九号／同六一年五月一日同第一八〇号／同六一年五月一日同第一八一号／同六一年五月一日同第一八二号／同六一年五月一日同第一八三号／同六一年五月一日同第一八四号／同六一年五月一日同第一八五号／同六一年五月一日同第一八六号／同六一年五月一日同第一八七号／同六一年五月一日同第一八八号／同六一年五月一日同第一八九号／同六一年五月一日同第一九〇号／同六一年五月一日同第一九一号／同六一年五月一日同第一九二号／同六一年五月一日同第一九三号／同六一年五月一日同第一九四号／同六一年五月一日同第一九五号／同六一年五月一日同第一九六号／同六一年五月一日同第一九七号／同六一年五月一日同第一九八号／同六一年五月一日同第一九九号／同六一年五月一日同第二〇〇号／同六一年五月一日同第二〇一号／同六一年五月一日同第二〇二号／同六一年五月一日同第二〇三号／同六一年五月一日同第二〇四号／同六一年五月一日同第二〇五号／同六一年五月一日同第二〇六号／同六一年五月一日同第二〇七号／同六一年五月一日同第二〇八号／同六一年五月一日同第二〇九号／同六一年五月一日同第二一〇号／同六一年五月一日同第二一一号／同六一年五月一日同第二一二号／同六一年五月一日同第二一三号／同六一年五月一日同第二一四号／同六一年五月一日同第二一五号／同六一年五月一日同第二一六号／同六一年五月一日同第二一七号／同六一年五月一日同第二一八号／同六一年五月一日同第二一九号／同六一年五月一日同第二二〇号／同六一年五月一日同第二二一号／同六一年五月一日同第二二二号／同六一年五月一日同第二二三号／同六一年五月一日同第二二四号／同六一年五月一日同第二二五号／同六一年五月一日同第二二六号／同六一年五月一日同第二二七号／同六一年五月一日同第二二八号／同六一年五月一日同第二二九号／同六一年五月一日同第二三〇号／同六一年五月一日同第二三一号／同六一年五月一日同第二三二号／同六一年五月一日同第二三三号／同六一年五月一日同第二三四号／同六一年五月一日同第二三五号／同六一年五月一日同第二三六号／同六一年五月一日同第二三七号／同六一年五月一日同第二三八号／同六一年五月一日同第二三九号／同六一年五月一日同第二四〇号／同六一年五月一日同第二四一号／同六一年五月一日同第二四二号／同六一年五月一日同第二四三号／同六一年五月一日同第二四四号／同六一年五月一日同第二四五号／同六一年五月一日同第二四六号／同六一年五月一日同第二四七号／同六一年五月一日同第二四八号／同六一年五月一日同第二四九号／同六一年五月一日同第二五〇号／同六一年五月一日同第二五一号／同六一年五月一日同第二五二号／同六一年五月一日同第二五三号／同六一年五月一日同第二五四号／同六一年五月一日同第二五五号／同六一年五月一日同第二五六号／同六一年五月一日同第二五七号／同六一年五月一日同第二五八号／同六一年五月一日同第二五九号／同六一年五月一日同第二六〇号／同六一年五月一日同第二六一号／同六一年五月一日同第二六二号／同六一年五月一日同第二六三号／同六一年五月一日同第二六四号／同六一年五月一日同第二六五号／同六一年五月一日同第二六六号／同六一年五月一日同第二六七号／同六一年五月一日同第二六八号／同六一年五月一日同第二六九号／同六一年五月一日同第二七〇号／同六一年五月一日同第二七一号／同六一年五月一日同第二七二号／同六一年五月一日同第二七三号／同六一年五月一日同第二七四号／同六一年五月一日同第二七五号／同六一年五月一日同第二七六号／同六一年五月一日同第二七七号／同六一年五月一日同第二七八号／同六一年五月一日同第二七九号／同六一年五月一日同第二八〇号／同六一年五月一日同第二八一号／同六一年五月一日同第二八二号／同六一年五月一日同第二八三号／同六一年五月一日同第二八四号／同六一年五月一日同第二八五号／同六一年五月一日同第二八六号／同六一年五月一日同第二八七号／同六一年五月一日同第二八八号／同六一年五月一日同第二八九号／同六一年五月一日同第二九〇号／同六一年五月一日同第二九一号／同六一年五月一日同第二九二号／同六一年五月一日同第二九三号／同六一年五月一日同第二九四号／同六一年五月一日同第二九五号／同六一年五月一日同第二九六号／同六一年五月一日同第二九七号／同六一年五月一日同第二九八号／同六一年五月一日同第二九九号／同六一年五月一日同第三〇〇号／同六一年五月一日同第三〇一号／同六一年五月一日同第三〇二号／同六一年五月一日同第三〇三号／同六一年五月一日同第三〇四号／同六一年五月一日同第三〇五号／同六一年五月一日同第三〇六号／同六一年五月一日同第三〇七号／同六一年五月一日同第三〇八号／同六一年五月一日同第三〇九号／同六一年五月一日同第三一〇号／同六一年五月一日同第三一一号／同六一年五月一日同第三一二号／同六一年五月一日同第三一三号／同六一年五月一日同第三一四号／同六一年五月一日同第三一五号／同六一年五月一日同第三一六号／同六一年五月一日同第三一七号／同六一年五月一日同第三一八号／同六一年五月一日同第三一九号／同六一年五月一日同第三二〇号／同六一年五月一日同第三二一号／同六一年五月一日同第三二二号／同六一年五月一日同第三二三号／同六一年五月一日同第三二四号／同六一年五月一日同第三二五号／同六一年五月一日同第三二六号／同六一年五月一日同第三二七号／同六一年五月一日同第三二八号／同六一年五月一日同第三二九号／同六一年五月一日同第三三〇号／同六一年五月一日同第三三一号／同六一年五月一日同第三三二号／同六一年五月一日同第三三三号／同六一年五月一日同第三三四号／同六一年五月一日同第三三五号／同六一年五月一日同第三三六号／同六一年五月一日同第三三七号／同六一年五月一日同第三三八号／同六一年五月一日同第三三九号／同六一年五月一日同第三四〇号／同六一年五月一日同第三四一号／同六一年五月一日同第三四二号／同六一年五月一日同第三四三号／同六一年五月一日同第三四四号／同六一年五月一日同第三四五号／同六一年五月一日同第三四六号／同六一年五月一日同第三四七号／同六一年五月一日同第三四八号／同六一年五月一日同第三四九号／同六一年五月一日同第三五〇号／同六一年五月一日同第三五一号／同六一年五月一日同第三五二号／同六一年五月一日同第三五三号／同六一年五月一日同第三五四号／同六一年五月一日同第三五五号／同六一年五月一日同第三五六号／同六一年五月一日同第三五七号／同六一年五月一日同第三五八号／同六一年五月一日同第三五九号／同六一年五月一日同第三六〇号／同六一年五月一日同第三六一号／同六一年五月一日同第三六二号／同六一年五月一日同第三六三号／同六一年五月一日同第三六四号／同六一年五月一日同第三六五号／同六一年五月一日同第三六六号／同六一年五月一日同第三六七号／同六一年五月一日同第三六八号／同六一年五月一日同第三六九号／同六一年五月一日同第三七〇号／同六一年五月一日同第三七一号／同六一年五月一日同第三七二号／同六一年五月一日同第三七三号／同六一年五月一日同第三七四号／同六一年五月一日同第三七五号／同六一年五月一日同第三七六号／同六一年五月一日同第三七七号／同六一年五月一日同第三七八号／同六一年五月一日同第三七九号／同六一年五月一日同第三八〇号／同六一年五月一日同第三八一号／同六一年五月一日同第三八二号／同六一年五月一日同第三八三号／同六一年五月一日同第三八四号／同六一年五月一日同第三八五号／同六一年五月一日同第三八六号／同六一年五月一日同第三八七号／同六一年五月一日同第三八八号／同六一年五月一日同第三八九号／同六一年五月一日同第三九〇号／同六一年五月一日同第三九一号／同六一年五月一日同第三九二号／同六一年五月一日同第三九三号／同六一年五月一日同第三九四号／同六一年五月一日同第三九五号／同六一年五月一日同第三九六号／同六一年五月一日同第三九七号／同六一年五月一日同第三九八号／同六一年五月一日同第三九九号／同六一年五月一日同第四〇〇号／同六一年五月一日同第四〇一号／同六一年五月一日同第四〇二号／同六一年五月一日同第四〇三号／同六一年五月一日同第四〇四号／同六一年五月一日同第四〇五号／同六一年五月一日同第四〇六号／同六一年五月一日同第四〇七号／同六一年五月一日同第四〇八号／同六一年五月一日同第四〇九号／同六一年五月一日同第四一〇号／同六一年五月一日同第四一一号／同六一年五月一日同第四一二号／同六一年五月一日同第四一三号／同六一年五月一日同第四一四号／同六一年五月一日同第四一五号／同六一年五月一日同第四一六号／同六一年五月一日同第四一七号／同六一年五月一日同第四一八号／同六一年五月一日同第四一九号／同六一年五月一日同第四二〇号／同六一年五月一日同第四二一号／同六一年五月一日同第四二二号／同六一年五月一日同第四二三号／同六一年五月一日同第四二四号／同六一年五月一日同第四二五号／同六一年五月一日同第四二六号／同六一年五月一日同第四二七号／同六一年五月一日同第四二八号／同六一年五月一日同第四二九号／同六一年五月一日同第四三〇号／同六一年五月一日同第四三一号／同六一年五月一日同第四三二号／同六一年五月一日同第四三三号／同六一年五月一日同第四三四号／同六一年五月一日同第四三五号／同六一年五月一日同第四三六号／同六一年五月一日同第四三七号／同六一年五月一日同第四三八号／同六一年五月一日同第四三九号／同六一年五月一日同第四四〇号／同六一年五月一日同第四四一号／同六一年五月一日同第四四二号／同六一年五月一日同第四四三号／同六一年五月一日同第四四四号／同六一年五月一日同第四四五号／同六一年五月一日同第四四六号／同六一年五月一日同第四四七号／同六一年五月一日同第四四八号／同六一年五月一日同第四四九号／同六一年五月一日同第四五〇号／同六一年五月一日同第四五一号／同六一年五月一日同第四五二号／同六一年五月一日同第四五三号／同六一年五月一日同第四五四号／同六一年五月一日同第四五五号／同六一年五月一日同第四五六号／同六一年五月一日同第四五七号／同六一年五月一日同第四五八号／同六一年五月一日同第四五九号／同六一年五月一日同第四六〇号／同六一年五月一日同第四六一号／同六一年五月一日同第四六二号／同六一年五月一日同第四六三号／同六一年五月一日同第四六四号／同六一年五月一日同第四六五号／同六一年五月一日同第四六六号／同六一年五月一日同第四六七号／同六一年五月一日同第四六八号／同六一年五月一日同第四六九号／同六一年五月一日同第四七〇号／同六一年五月一日同第四七一号／同六一年五月一日同第四七二号／同六一年五月一日同第四七三号／同六一年五月一日同第四七四号／同六一年五月一日同第四七五号／同六一年五月一日同第四七六号／同六一年五月一日同第四七七号／同六一年五月一日同第四七八号／同六一年五月一日同第四七九号／同六一年五月一日同第四八〇号／同六一年五月一日同第四八一号／同六一年五月一日同第四八二号／同六一年五月一日同第四八三号／同六一年五月一日同第四八四号／同六一年五月一日同第四八五号／同六一年五月一日同第四八六号／同六一年五月一日同第四八七号／同六一年五月一日同第四八八号／同六一年五月一日同第四八九号／同六一年五月一日同第四九〇号／同六一年五月一日同第四九一号／同六一年五月一日同第四九二号／同六一年五月一日同第四九三号／同六一年五月一日同第四九四号／同六一年五月一日同第四九五号／同六一年五月一日同第四九六号／同六一年五月一日同第四九七号／同六一年五月一日同第四九八号／同六一年五月一日同第四九九号／同六一年五月一日同第五〇〇号／同六一年五月一日同第五〇一号／同六一年五月一日同第五〇二号／同六一年五月一日同第五〇三号／同六一年五月一日同第五〇四号／同六一年五月一日同第五〇五号／同六一年五月一日同第五〇六号／同六一年五月一日同第五〇七号／同六一年五月一日同第五〇八号／同六一年五月一日同第五〇九号／同六一年五月一日同第五一〇号／同六一年五月一日同第五一一号／同六一年五月一日同第五一二号／同六一年五月一日同第五一三号／同六一年五月一日同第五一四号／同六一年五月一日同第五一五号／同六一年五月一日同第五一六号／同六一年五月一日同第五一七号／同六一年五月一日同第五一八号／同六一年五月一日同第五一九号／同六一年五月一日同第五二〇号／同六一年五月一日同第五二一号／同六一年五月一日同第五二二号／同六一年五月一日同第五二三号／同六一年五月一日同第五二四号／同六一年五月一日同第五二五号／同六一年五月一日同第五二六号／同六一年五月一日同第五二七号／同六一年五月一日同第五二八号／同六一年五月一日同第五二九号／同六一年五月一日同第五三〇号／同六一年五月一日同第五三一号／同六一年五月一日同第五三二号／同六一年五月一日同第五三三号／同六一年五月一日同第五三四号／同六一年五月一日同第五三五号／同六一年五月一日同第五三六号／同六一年五月一日同第五三七号／同六一年五月一日同第五三八号／同六一年五月一日同第五三九号／同六一年五月一日同第五四〇号／同六一年五月一日同第五四一号／同六一年五月一日同第五四二号／同六一年五月一日同第五四三号／同六一年五月一日同第五四四号／同六一年五月一日同第五四五号／同六一年五月一日同第五四六号／同六一年五月一日同第五四七号／同六一年五月一日同第五四八号／同六一年五月一日同第五四九号／同六一年五月一日同第五五〇号／同六一年五月一日同第五五一号／同六一年五月一日同第五五二号／同六一年五月一日同第五五三号／同六一年五月一日同第五五四号／同六一年五月一日同第五五五号／同六一年五月一日同第五五六号／同六一年五月一日同第五五七号／同六一年五月一日同第五五八号／同六一年五月一日同第五五九号／同六一年五月一日同第五六〇号／同六一年五月一日同第五六一号／同六一年五月一日同第五六二号／同六一年五月一日同第五六三号／同六一年五月一日同第五六四号／同六一年五月一日同第五六五号／同六一年五月一日同第五六六号／同六一年五月一日同第五六七号／同六一年五月一日同第五六八号／同六一年五月一日同第五六九号／同六一年五月一日同第五七〇号／同六一年五月一日同第五七一号／同六一年五月一日同第五七二号／同六一年五月一日同第五七三号／同六一年五月一日同第五七四号／同六一年五月一日同第五七五号／同六一年五月一日同第五七六号／同六一年五月一日同第五七七号／同六一年五月一日同第五七八号／同六一年五月一日同第五七九号／同六一年五月一日同第五八〇号／同六一年五月一日同第五八一号／同六一年五月一日同第五八二号／同六一年五月一日同第五八三号／同六一年五月一日同第五八四号／同六一年五月一日同第五八五号／同六一年五月一日同第五八六号／同六一年五月一日同第五八七号／同六一年五月一日同第五八八号／同六一年五月一日同第五八九号／同六一年五月一日同第五九〇号／同六一年五月一日同第五九一号／同六一年五月一日同第五九二号／同六一年五月一日同第五九三号／同六一年五月一日同第五九四号／同六一年五月一日同第五九五号／同六一年五月一日同第五九六号／同六一年五月一日同第五九七号／同六一年五月一日同第五九八号／同六一年五月一日同第五九九号／同六一年五月一日同第六〇〇号／同六一年五月一日同第六〇一号／同六一年五月一日同第六〇二号／同六一年五月一日同第六〇三号／同六一年五月一日同第六〇四号／同六一年五月一日同第六〇五号／同六一年五月一日同第六〇六号／同六一年五月一日同第六〇七号／同六一年五月一日同第六〇八号／同六一年五月一日同第六〇九号／同六一年五月一日同第六一〇号／同六一年五月一日同第六一一号／同六一年五月一日同第六一二号／同六一年五月一日同第六一三号／同六一年五月一日同第六一四号／同六一年五月一日同第六一五号／同六一年五月一日同第六一六号／同六一年五月一日同第六一七号／同六一年五月一日同第六一八号／同六一年五月一日同第六一九号／同六一年五月一日同第六二〇号／同六一年五月一日同第六二一号／同六一年五月一日同第六二二号／同六一年五月一日同第六二三号／同六一年五月一日同第六二四号／同六一年五月一日同第六二五号／同六一年五月一日同第六二六号／同六一年五月一日同第六二七号／同六一年五月一日同第六二八号／同六一年五月一日同第六二九号／同六一年五月一日同第六三〇号／同六一年五月一日同第六三一号／同六一年五月一日同第六三二号／同六一年五月一日同第六三三号／同六一年五月一日同第六三四号／同六一年五月一日同第六三五号／同六一年五月一日同第六三六号／同六一年五月一日同第六三七号／同六一年五月一日同第六三八号／同六一年五月一日同第六三九号／同六一年五月一日同第六四〇号／同六一年五月一日同第六四一号／同六一年五月一日同第六四二号／同六一年五月一日同第六四三号／同六一年五月一日同第六四四号／同六一年五月一日同第六四五号／同六一年五月一日同第六四六号／同六一年五月一日同第六四七号／同六一年五月一日同第六四八号／同六一年五月一日同第六四九号／同六一年五月一日同第六五〇号／同六一年五月一日同第六五一号／同六一年五月一日同第六五二号／同六一年五月一日同第六五三号／同六一年五月一日同第六五四号／同六一年五月一日同第六五五号／同六一年五月一日同第六五六号／同六一年五月一日同第六五七号／同六一年五月一日同第六五八号／同六一年五月一日同第六五九号／同六一年五月一日同第六六〇号／同六一年五月一日同第六六一号／同六一年五月一日同第六六二号／同六一年五月一日同第六六三号／同六一年五月一日同第六六四号／同六一年五月一日同第六六五号／同六一年五月一日同第六六六号／同六一年五月一日同第六六七号／同六一年五月一日同第六六八号／同六一年五月一日同第六六九号／同六一年五月一日同第六七〇号／同六一年五月一日同第六七一号／同六一年五月一日同第六七二号／同六一年五月一日同第六七三号／同六一年五月一日同第六七四号／同六一年五月一日同第六七五号／同六一年五月一日同第六七六号／同六一年五月一日同第六七七号／同六一年五月一日同第六七八号／同六一年五月一日同第六七九号／同六一年五月一日同第六八〇号／同六一年五月一日同第六八一号／同六一年五月一日同第六八二号／同六一年五月一日同第六八三号／同六一年五月一日同第六八四号／同六一年五月一日同第六八五号／同六一年五月一日同第六八六号／同六一年五月一日同第六八七号／同六一年五月一日同第六八八号／同六一年五月一日同第六八九号／同六一年五月一日同第六九〇号／同六一年五月一日同第六九一号／同六一年五月一日同第六九二号／同六一年五月一日同第六九三号／同六一年五月一日同第六九四号／同六一年五月一日同第六九五号／同六一年五月一日同第六九六号／同六一年五月一日同第六九七号／同六一年五月一日同第六九八号／同六一年五月一日同第六九九号／同六一年五月一日同第七〇〇号／同六一年五月一日同第七〇一号／同六一年五月一日同第七〇二号／同六一年五月一日同第七〇三号／同六一年五月一日同第七〇四号／同六一年五月一日同第七〇五号／同六一年五月一日同第七〇六号／同六一年五月一日同第七〇七号／同六一年五月一日同第七〇八号／同六一年五月一日同第七〇九号／同六一年五月一日同第七一〇号／同六一年五月一日同第七一一号／同六一年五月一日同第七一二号／同六一年五月一日同第七一三号／同六一年五月一日同第七一四号／同六一年五月一日同第七一五号／同六一年五月一日同第七一六号／同六一年五月一日同第七一七号／同六一年五月一日同第七一八号／同六一年五月一日同第七一九号／同六一年五月一日同第七二〇号／同六一年五月一日同第七二一号／同六一年五月一日同第七二二号／同六一年五月一日同第七二三号／同六一年五月一日同第七二四号／同六一年五月一日同第七二五号／同六一年五月一日同第七二六号／同六一年五月一日同第七二七号／同六一年五月一日同第七二八号／同六一年五月一日同第七二九号／同六一年五月一日同第七三〇号／同六一年五月一日同第七三一号／同六一年五月一日同第七三二号／同六一年五月一日同第七三三号／同六一年五月一日同第七三四号／同六一年五月一日同第七三五号／同六一年五月一日同第七三六号／同六一年五月一日同第七三七号／同六一年五月一日同第七三八号／同六一年五月一日同第七三九号／同六一年五月一日同第七四〇号／同六一年五月一日同第七四一号／同六一年五月一日同第七四二号／同六一年五月一日同第七四三号／同六一年五月一日同第七四四号／同六一年五月一日同第七四五号／同六一年五月一日同第七四六号／同六一年五月一日同第七四七号／同六一年五月一日同第七四八号／同六一年五月一日同第七四九号／同六一年五月一日同第七五〇号／同六一年五月一日同第七五一号／同六一年五月一日同第七五二号／同六一年五月一日同第七五三号／同六一年五月一日同第七五四号／同六一年五月一日同第七五五号／同六一年五月一日同第七五六号／同六一年五月一日同第七五七号／同六一年五月一日同第七五八号／同六一年五月一日同第七五九号／同六一年五月一日同第七六〇号／同六一年五月一日同第七六一号／同六一年五月一日同第七六二号／同六一年五月一日同第七六三号／同六一年五月一日同第七六四号／同六一年五月一日同第七六五号／同六一年五月一日同第七六六号／同六一年五月一日同第七六七号／同六一年五月一日同第七六八号／同六一年五月一日同第七六九号／同六一年五月一日同第七七〇号／同六一年五月一日同第七七一号／同六一年五月一日同第七七二号／同六一年五月一日同第七七三号／同六一年五月一日同第七七四号／同六一年五月一日同第七七五号／同六一年五月一日同第七七六号／同六一年五月一日同第七七七号／同六一年五月一日同第七七八号／同六一年五月一日同第七七九号／同六一年五月一日同第七八〇号／同六一年五月一日同第七八一号／同六一年五月一日同第七八二号／同六一年五月一日同第七八三号／同六一年五月一日同第七八四号／同六一年五月一日同第七八五号／同六一年五月一日同第七八六号／同六一年五月一日同第七八七号／同六一年五月一日同第七八八号／同六一年五月一日同第七八九号／同六一年五月一日同第七九〇号／同六一年五月一日同第七九一号／同六一年五月一日同第七九二号／同六一年五月一日同第七九三号／同六一年五月一日同第七九四号／同六一年五月一日同第七九五号／同六一年五月一日同第七九六号／同六一年五月一日同第七九七号／同六一年五月一日同第七九八号／同六一年五月一日同第七九九号／同六一年五月一日同第八〇〇号／同六一年五月一日同第八〇一号／同六一年五月一日同第八〇二号／同六一年五月一日同第八〇三号／同六一年五月一日同第八〇四号／同六一年五月一日同第八〇五号／同六一年五月一日同第八〇六号／同六一年五月一日同第八〇七号／同六一年五月一日同第八〇八号／同六一年五月一日同第八〇九号／同六一年五月一日同第八一〇号／同六一年五月一日同第八一一号／同六一年五月一日同第八一二号／同六一年五月一日同第八一三号／同六一年五月一日同第八一四号／同六一年五月一日同第八一五号／同六一年五月一日同第八一六号／同六一年五月一日同第八一七号／同六一年五月一日同第八一八号／同六一年五月一日同第八一九号／同六一年五月一日同第八二〇号／同六一年五月一日同第八二一号／同六一年五月一日同第八二二号／同六一年五月一日同第八二三号／同六一年五月一日同第八二四号／同六一年五月一日同第八二五号／同六一年五月一日同第八二六号／同六一年五月一日同第八二七号／同六一年五月一日同第八二八号／同六一年五月一日同第八二九号／同六一年五月一日同第八三〇号／同六一年五月一日同第八三一号／同六一年五月一日同第八三二号／同六一年五月一日同第八三三号／同六一年五月一日同第八三四号／同六一年五月一日同第八三五号／同六一年五月一日同第八三六号／同六一年五月一日同第八三七号／同六一年五月一日同第八三八号／同六一年五月一日同第八三九号／同六一年五月一日同第八四〇号／同六一年五月一日同第八四一号／同六一年五月一日同第八四二号／同六一年五月一日同第八四三号／同六一年五月一日同第八四四号／同六一年五月一日同第八四五号／同六一年五月一日同第八四六号／同六一年五月一日同第八四七号／同六一年五月一日同第八四八号／同六一年五月一日同第八四九号／同六一年五月一日同第八五〇号／同六一年五月一日同第八五一号／同六一年五月一日同第八五二号／同六一年五月一日同第八五三号／同六一年五月一日同第八五四号／同六一年五月一日同第八五五号／同六一年五月一日同第八五六号／同六一年五月一日同第八五七号／同六一年五月一日同第八五八号／同六一年五月一日同第八五九号／同六一年五月一日同第八六〇号／同六一年五月一日同第八六一号／同六一年五月一日同第八六二号／同六一年五月一日同第八六三号／同六一年五月一日同第八六四号／同六一年五月一日同第八六五号／同六一年五月一日同第八六六号／同六一年五月一日同第八六七号／同六一年五月一日同第八六八号／同六一年五月一日同第八六九号／同六一年五月一日同第八七〇号／同六一年五月一日同第八七一号／同六一年五月一日同第八七二号／同六一年五月一日同第八七三号／同六一年五月一日同第八七四号／同六一年五月一日同第八七五号／同六一年五月一日同第八七六号／同六一年五月一日同第八七七号／同六一年五月一日同第八七八号／同六一年五月一日同第八七九号／同六一年五月一日同第八八〇号／同六一年五月一日同第八八一号／同六一年五月一日同第八八二号／同六一年五月一日同第八八三号／同六一年五月一日同第八八四号／同六一年五月一日同第八八五号／同六一年五月一日同第八八六号／同六一年五月一日同第八八七号／同六一年五月一日同第八八八号／同六一年五月一日同第八八九号／同六一年五月一日同第八九〇号／同六一年五月一日同第八九一号／同六一年五月一日同第八九二号／同六一年五月一日同第八九三号／同六一年五月一日同第八九四号／同六一年五月一日同第八九五号／同六一年五月一日同第八九六号／同六一年五月一日同第八九七号／同六一年五月一日同第八九八号／同六一年五月一日同第八九九号／同六一年五月一日同第九〇〇号／同六一年五月一日同第九〇一号／同六一年五月一日同第九〇二号／同六一年五月一日同第九〇三号／同六一年五月一日同第九〇四号／同六一年五月一日同第九〇五号／同六一年五月一日同第九〇六号／同六一年五月一日同第九〇七号／同六一年五月一日同第九〇八号／同六一年五月一日同第九〇九号／同六一年五月一日同第九一〇号／同六一年五月一日同第九一一号／同六一年五月一日同第九一二号／同六一年五月一日同第九一三号／同六一年五月一日同第九一四号／同六一年五月一日同第九一五号／同六一年五月一日同第九一六号／同六一年五月一日同第九一七号／同六一年五月一日同第九一八号／同六一年五月一日同第九一九号／同六一年五月一日同第九二〇号／同六一年五月一日同第九二一号／同六一年五月一日同第九二二号／同六一年五月一日同第九二三号／同六一年五月一日同第九二四号／同六一年五月一日同第九二五号／同六一年五月一日同第九二六号／同六一年五月一日同第九二七号／同六一年五月一日同第九二八号／同六一年五月一日同第九二九号／同六一年五月一日同第九三〇号／同六一年五月一日同第九三一号／同六一年五月一日同第九三二号／同六一年五月一日同第九三三号／同六一年五月一日同第九三四号／同六一年五月一日同第九三五号／同六一年五月一日同第九三六号／同六一年五月一日同第九三七号／同六一年五月一日同第九三八号／同六一年五月一日同第九三九号／同六一年五月一日同第九四〇号／同六一年五月一日同第九四一号／同六一年五月一日同第九四二号／同六一年五月一日同第九四三号／同六一年五月一日同第九四四号／同六一年五月一日同第九四五号／同六一年五月一日同第九四六号／同六一年五月一日同第九四七号／同六一年五月一日同第九四八号／同六一年五月一日同第九四九号／同六一年五月一日同第九五〇号／同六一年五月一日同第九五一号／同六一年五月一日同第九五二号／同六一年五月一日同第九五三

よる地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の支弁に係る伝染病予防事業及び伝染病予防法第十九条第二項の規定により市長が行なう伝染病予防事業

十二　激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。）

十三　激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四　激甚災害の発生に伴い浸入した水で政令で定める程度に達するもの（以下「滞水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2　前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を適用する。

（特別財政援助額等）

第四条　前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一　激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の三十までに相当する額については、百分の五十

二　前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五

三　第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十

四　第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十

五　第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六　第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額については、百分の九十

2　特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

3　前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

4　前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は建設大臣が行なう。

5　激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の二まで及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市に交付するものとする。

6　第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

いた経費）の全部

2　前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3　前二項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

第六条　激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「三十万円」とあるのは「十万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは、「十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）」とする。

（開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第七条　国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が十万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

一　開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設

二　開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三　水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「二百万円（北海道にあつては三百五十万円。政令で定める法人にあつては五百万円。政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円。漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二千五百万円。農舎その他政令で定める施設に貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは「二百五十万円（北海道にあつては四百万円。政令で定める資金として貸し付けられる場合は六

百万円、政令で定める法人にあつては五百万円。漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とし、同項第二号中「六年」とあるのは「六年（政令で定める資金については七年）」とする。

2　天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第八項中「二千五百万円（連合会に貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは、「五千万円（連合会に貸し付けられる場合は七千五百万円）以内で政令で定める額」とする。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第九条　国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第十条　国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

第十一条　国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2　前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

（森林災害復旧事業に対する補助）

第十一条の二　国は、激甚災害を受けた政令で定める地域における

第十九編　災害対策（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

二八〇三

第十九編　災害対策（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

二八〇四

（昭三八法一三三・昭三三法八七・一部改正）

第三章　農林水産業に関する特別の助成

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）

第五条　激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

一　都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

二　都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除

森林災害復旧事業につき、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う森林災害復旧事業に要する経費の二分の一

二 都道府県以外のものが行う森林災害復旧事業につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が三分の二を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の四分の三

2 前項の森林災害復旧事業とは、都道府県、市町村、森林組合その他政令で定めるものが政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設の事業であつて政令で定める基準に該当するものをいうものとする。

（昭五六法二二・追加）

第四章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額と

その他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険及び新技術企業化保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

（昭四〇法五三・昭四二法四三・昭四二法九八・昭四八法四六・昭五五法八〇・昭五七法五〇・一部改正）

（中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例）

第十三条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に貸付けを受けたもの（同項第二号の貸与機関が、激甚災害を受けた者で政令で定めるものに対し、その者が当該災害を受ける以前に同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行つた場合における当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に充てるため貸付けを受けたものを含む。）については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

（昭三八法七一・昭四一法二七・昭四二法五六・昭六一法三〇・一部改正）

（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の二を補助することができる。

（昭四二法九八・一部改正）

（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）

第十五条 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる者に対して、その事業（第二号に掲げる者にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、第一号に掲げる中小企業者に対する貸付金にあつては一人につき千万円を、同号に掲げる協業組合又は団体に対する貸付金にあつては一団体につき三千万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者（当該貸付金の転貸を受ける者に限る。）一人につき千万円をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める額を限度として年六・二パーセントを超えない範囲内において政令で定める利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるもの

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 前項の貸付けをする場合において、同項第一号に掲げる者のうち同号に規定する地域内にあるその者の事業所又は主要な事業用資産の激甚災害による損失額が当該事業所若しくは主要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者（以下この項において「特別被害者」という。）に対する貸付金及び同項第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である特別被害者に転貸される当該団体に対する貸付金の利率については、政令で定めるところにより年三パーセントとする。

（昭四二法九八・昭四六法一一五・昭四七法一三一・昭五〇法六九・昭五三法九七・昭五七法八七・一部改正）

第五章 その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前

の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいて第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条及び第十三条並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

（昭四五法六九・昭五〇法六〇・昭五〇法六一・昭五〇法六九・一部改正）

（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）

第十八条 削除 （昭五〇法六〇）

第十九条 特定地方公共団体である市町村（指定都市を除く。）が激甚災害のための伝染病予防事業に関して行なつた伝染病予防法第二十一条の支弁（同条第一項第四号に規定する施設についての災害の復旧に要する費用及び同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

（母子福祉法による国の貸付けの特例）

（——の部分は、「母子及び寡婦福祉法」となるはずの誤り）

第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第十四条第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2　前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対して貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の区分に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3　前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第十四条第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（昭三六法一二九・昭五六法七九・一部改正）

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条　激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）

第二十二条　国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその罹災者の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設する場合には、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の工事費の四分の三を補助することができる。ただし、当該激甚災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2　前項の規定による第二種公営住宅の工事費についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（激甚災害公営住宅建設資金融通の特例）

第二十三条　住宅金融公庫は、激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその罹災者の当時居住していた産業労働者の居住の用に供するため政令で定める日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該激甚災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該罹災者のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（すえおき期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第二十四条　激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域に

手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2　前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について労働省令の定めるところにより労働大臣の確認を受けなければならない。

3　前項の確認があつた場合における雇用保険法の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第七条の規定は、適用しない。

4　第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について労働省令で特別の定めをすることができる。

5　第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第二十二条第一項第一号及び第二項第一号中「五十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「五十五歳以上」とする。

6　第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日の翌日に従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。

7　第五項の規定により高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後における者に関する同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができる。

8　第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

（昭三八法一六二・昭四四法八二・昭四四法八四・昭四六法一一七・昭五四法五四・一部改正）

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

附　則　（昭和三八年三月三一日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附　則　（昭和三八年七月一日法律第一三三号）　抄

（施行期日）

おいて施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては四十万円以上六十万円未満、その他の市町村にあつては十五万円以上三十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2　激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十万円以上三十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（特災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行が許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3　前二項の地方債は、資金事情の許す限り、国が、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下次項において「政府資金」という。）をもつてその全額を引き受けるものとする。

4　第一項又は第二項に規定する地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法四五・昭五九法二九・昭五九法三八・一部改正）

（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）

第二十五条　激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢継続被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本

第一条　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附　則　（昭和三八年政令第二四六号で昭和三八年八月一日から施行）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三八年八月一日法律第一六二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三九年七月一日法律第一二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三九年一二月一四日法律第一八四号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日以後の天災及びこれによる災害について適用する。

附　則　（昭和四〇年五月一日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四〇年六月二日法律第一〇八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、同日以後に天災による被害又は異常な天然現象及び同日以後に激甚災害法第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する指定が指定された災害について、同法第八条第一項に規定する指定が指定された災害につき適用する。

2　この法律の施行の日前に天災融資法第二条第一項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第五条の二第一項の規定による指定のあつた天災又は異常な天然現象及び同日までに激甚災害法第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する指定が指定された災害であつて、同日以後に発生したものについては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、それぞれ、改正後の天災融資法第二条第四項第一号及び第二号、改正後の開拓営農振興臨時措置法第五条の二第二項並びに改正後の激甚災害法第八条第一項の規定を適用する。

附　則　（昭和四二年三月三一日法律第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則　（昭和四二年六月二日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附　則　（昭和四二年七月二日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条

及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四二年政令第二五三号で昭和四二年八月一六日から施行）

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

第二十条　附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金及び同法第五条第二項の中小企業共同工場については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和四二年七月二九日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四二年政令第二九七号で昭和四二年九月二〇日から施行）

附　則（昭和四四年六月一〇日法律第四一号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年一二月九日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次号から第四号までに掲げる規定以外の規定　昭和四十五年一月一日

附　則（昭和四四年一二月九日法律第八五号）

1　この法律（第一条を除く。）は、徴収法の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四七年四月一日）

（昭五九法八七・旧附則・一部改正）

2　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

（昭五九法八七・追加、昭六一法九三・一部改正）

附　則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四五年政令第一九九号で昭和四五年七月一日から施行）

附　則（昭和四六年一一月二九日法律第一一五号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項の規定による指定のあつ

た天災及びこの法律の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同法第八条第一項又は第十五条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和四七年一二月八日法律第一三一号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年六月一日以後の災害につき適用する。

附　則（昭和四八年七月五日法律第四六号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四九年一二月二八日法律第一一七号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附　則（昭和五〇年七月一一日法律第六〇号）

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附　則（昭和五〇年七月一一日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第十九条の規定、附則第八条の規定による改正前の理科教育振興法第九条の規定、附則第九条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九条の規定、附則第十条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律第二条の規定、附則第十一条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十七条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和五〇年一〇月二七日法律第六九号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項又は第三項の規定による指定のあつた天災及びこの法律の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同法第八条第一項若しくは第二項又は第十五条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年一〇月二七日法律第九七号）

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条

及び第十五条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

附　則（昭和五五年六月一〇日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五六年四月一〇日法律第二一号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害につき適用する。

附　則（昭和五六年六月一一日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附　則（昭和五七年五月一三日法律第四五号）抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

4　第三条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債について適用し、同日前に発行を許可された地方債については、なお従前の例による。

附　則（昭和五七年五月一八日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年八月三一日法律第八七号）

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十七年七月三日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

附　則（昭和五九年四月二七日法律第一九号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

8　施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和五九年五月一一日法律第二八号）抄

1　この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附　則（昭和五九年七月一三日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（昭和六一年五月一六日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十七号）

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十七条　この法律に規定するもののほか、この法律による各法律の改正に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附　則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

茂木町災害記録誌作成委員会

1．目　　的

昭和61年８月４日から５日にかけての台風10号およびその後の低気圧により、町は有史以来の大被害を受けた。この被害状況を後世に伝えるとともに町民の防災意識の高揚を図るため、記録誌を編集する。作成委員18人で資料収集、原稿作成をし、編集委員５人で編集にあたった。

2．作成委員会

課　名	委　員　名	課　名	委　員　名
議会事務局	毛塚良俊	農林課	糸井　誠
総務課	馬籠　明	農業委員会	星　徹夫
〃	大野道也	農業共済課	小林孝寿
企画課	後藤　登	税務課	斎藤和憲
学校教育課	羽石　勲	出納室	関戸俊彦
社会教育課	綱川朱美	商工観光課	遠藤鉄郎
給食センター	石井平弥	水道課	馬籠　伸
住民課	井澤正規	総務課	大塚令二郎
保健衛生課	平山文夫	〃	小林幸子
厚生課	井原　宏	〃	古田土志郎
建設課	髙根澤文夫		

3．編集委員

課　名	委　員　名	課　名	委　員　名
税務課	斎藤和憲	総務課	大野道也
農林課	糸井　誠	〃	古田土志郎
社会教育課	綱川朱美		

4．写真提供者（敬称略・順不同）

- 山　田　栄　二（共同通信社）
- 黒　﨑　一　雄（下砂田）
- 大　金　政　男（千本下郷）
- 五味渕　章　雄（八幡町）
- 石　河　智　舒（山内元古沢）
- 菱　沼　嘉　次（上の町）
- 山　川　久　男（北高岡乙）
- 渡　辺　　晃（下砂田）
- 塙　　作　藏（御園町）
- 桜　井　啓　子（深沢下乙）
- 逆川河川改修事務所
- ＮＴＴ茂木電報電話局

この他にも何人かのかたがたから提供いただきました。
ご協力ありがとうございました。

３２８ミリのおしえ

編　集　茂木町災害記録誌作成委員会
発　行　栃木県芳賀郡茂木町役場
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地
TEL 02856-3-1111
発行年月日　昭和62年8月31日
印　刷　高松プリント社